

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの
調査研究報告書

平成 28 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

要約

本調査研究の背景・目的

経済活動のグローバル化に伴い、簡易な手続によって海外で商標権を取得する手段として、国際登録制度の有用性が高まっている。

しかしながら、我が国ユーザの海外への国際出願に占めるマドリッド協定議定書（以下「議定書」という。）に基づく出願の比率は必ずしも高いものではない。また、国際的な議論の場である「マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会」においては、ユーザにとってより利便性の高い制度を目指した議論が活発化している一方で、ユーザからは、議定書に基づく国際登録制度の課題として、本国官庁における基礎要件の確認（認証）業務の同一性判断並びに国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査の在り方について指摘を受けている。

そこで、我が国における議定書の利用促進を図り、我が国ユーザが議定書のメリットをより享受できるような改善を検討するための基礎資料を作成することを目的として、議定書の利用に関する課題についてその実態・運用を把握する必要がある。

本調査研究では、議定書の利用に関して我が国ユーザから指摘を受けている以下のテーマについて、その実態・運用を把握するため、文献調査、調査票及びヒアリング調査を行うものである。

- ① 基礎商標の同一性の認証に関する実態・運用の調査
- ② 商品・役務に関する審査の実態・運用の調査

本調査研究の内容

①基礎商標の同一性の認証

② 商品・役務に関する審査の在り方

<p>文献調査:</p> <p>2013 年から 2014 年までの国際登録中、55 か国を本国官庁とする約 71,000 件について、WIPO の ROMARIN 及び WIPO Gazette 並びに各国公報又は商標出願・登録情報検索を用いて、基礎商標と国際登録となった商標の態様を比較し、我が国における同一性の認証判断に基づいて同一と認められるか否かを調査した。</p> <p>これをもとに、我が国においては同一と認められないものについて類型化を行い、本国官庁ごとに同一性の判断の傾向や特徴をまとめた。</p>	<p>文献調査:</p> <p>2013 年の国際登録中、各指定国官庁より共通規則第 18 規則の 3(2)(i)又は同(2)(ii) の通知があるもののうち、商品・役務の表示が不明確であるとの拒絶理由を含む暫定的拒絶通報が送付された約 16,000 件について、ROMARIN を用いて、国際登録時の指定商品・指定役務の表示及び各指定国官庁における最終的な指定商品・指定役務の表示を比較した。</p> <p>これをもとに、指定国官庁ごとに商品・役務表示名の審査の傾向や特徴をまとめた。</p>
↓	↓
<p>調査票・ヒアリングによる調査:</p> <p>議定書の任意の加盟国（出願件数上位 50 か国）に対して、商標の同一性の認証に関する運用についての調査を実施し、回答のあった国についての運用をまとめた。</p> <p>また、マドリッドシステムを利用している企業上位 50 社及び我が国ユーザと同様の問題を抱えていることが想定される非ラテン文字を自国の言語とする主な企業 20 社に対して、同一性の認証に関するユーザ意見についての調査を実施し、回答をまとめた。企業への調査票による調査の結果、必要があると認める場合には、ヒアリングによる調査も実施した。</p>	<p>調査票・ヒアリングによる調査:</p> <p>マドリッドシステムを利用している企業上位 50 社及びその他の国内大手企業 20 社に対して、調査票による調査を実施した。</p> <p>調査票による調査の結果、必要があると認める場合には、ヒアリングによる調査も実施した。</p>

I. 序

1. 本調査研究の背景・目的

経済活動のグローバル化に伴い、簡易な手続によって海外で商標権を取得する手段として、国際登録制度の有用性が高まっている。

しかしながら、我が国ユーザの国際出願に占めるマドリッド協定議定書（以下「議定書」という。）に基づく出願の比率は必ずしも高いものとはなっていない。また、国際的な議論の場である「マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会」においては、ユーザにとってより利便性の高い制度を目指した議論が活発化している一方で、ユーザからは、議定書に基づく国際登録制度の課題として、本国官庁における基礎要件の確認（認証）業務の同一性判断並びに国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査の在り方について指摘を受けている。

そこで、我が国における議定書の利用促進を図り、我が国ユーザが議定書のメリットをより享受できるような改善を検討するための基礎資料を作成することを目的として、議定書の利用に関する課題についてその実態・運用を把握する必要がある。

2. 本調査研究の実施方法

（1）基礎商標の同一性の認証に関する実態・運用の調査

2013年から2014年までの国際登録中、55か国を本国官庁とする約71,000件について、WIPOのウェブサイトであるROMARIN及びWIPO Gazette並びにインターネットで照会可能な各国公報又は商標出願・登録情報検索ツールを用いて、基礎商標と国際登録となった商標の態様を比較し、我が国における同一性の認証判断の観点から両商標が同一と認められるか否かを調査した。

また、議定書の加盟国が、本国官庁として基礎商標の同一性の認証業務をどのような観点に基づいて行っているのかを把握するため、国際登録出願件数の上位50か国に対して、調査票による調査を実施した。

さらに、マドリッドシステムを利用している国内外企業上位50社及び非ラテン文字を自国の言語とする主な20社の計70社を対象として、基礎商標の同一性認証についての意見を問う調査票による調査を実施した。調査票に回答のあった国内大手企業のうち、例えば、「同一性の認証を柔軟にして欲しい」等の意見が出た場合は、より詳細な意見を聴取するため、7社に対するヒアリング調査を実施した。

(2) 商品・役務に関する審査の実態・運用の調査

2013年に国際登録された国際出願のうち、各指定国官庁からの暫定的拒絶通報が通知されたのち、議定書の共通規則第18規則の3(2)(i)又は同(ii)に基づく声明(Statement)(以下、暫定的拒絶通報後の保護認容声明と表記する。)が発行されたもの、すなわち、指定国官庁からの暫定的拒絶通報が発行されたのち、指定国官庁から国際事務局に送付された全部登録(共通規則第18規則の3(2)(i))又は部分登録(第18規則の3(2)(ii))の声明がなされた約16,000件について、ROMARINを用いて調査し、国際登録時の指定商品・指定役務の表示及び各指定国官庁における最終的な指定商品・指定役務の表示を比較した。

調査は、1つの国際登録番号及びその指定国ごとに、それぞれの暫定的拒絶通報の中に商品・役務の表示が不明確であるとの拒絶理由(日本国商標法第6条第1項に相当)が含まれているか否かを確認した。そして、当該理由が含まれる暫定的拒絶通報において、商品・役務の表示が不明確であると指摘され、その後、補正(限定を含む。)がなされた商品・役務の表示を特定した。なお、各指定国における国内登録時の指定商品・指定役務の表示は、いずれもROMARINで公表されている表示を参照した。

また、マドリッドシステムを利用している国内外企業上位50社を及びその他の国内大手企業20社の計70社を対象として、商品・役務の審査についての調査票による調査を実施した。調査票による調査の結果、例えば、「国際事務局の商品及び役務の審査が不要」等の意見が出た場合は、より詳細な意見を聴取するため、10社に対するヒアリング調査を実施した。

II. マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの調査研究

1. 商標の同一性の認証に関する文献調査結果

2013年から2014年までの国際登録のうち、インターネットで照会可能な公報等の商標出願・登録情報を提供している国（日本を除く。）の商標を基礎商標とした国際登録は、55か国（地域）を本国官庁とする、計70,936件であった。これらの国際登録について基礎商標と国際登録となった商標の態様を比較し、我が国における同一性の認証判断の観点から両商標が同一と認められるか否かを調査した。また、議定書の任意の加盟国（50か国）の知的財産庁にその運用を問う調査票を送付し、31か国（地域）から回答を得た。

ロシア、オーストリア、スペイン、韓国等は、日本の運用と同様に同一性の認証を厳格に実施している一方、欧州、米国を始め半数の国（地域）は、標準文字の宣言がある場合又は書体に特徴のない文字商標である場合、同一性の認証に際して「書体の相違は考慮しない」という運用を行っていることが分かった。このほか、複数の国（地域）では、大文字と小文字の違いについても同一と認めていること、また、一部の国では、色の相違や英語と現地語等の二段併記からの一部抽出を認める運用を行っていることが分かった。

2. 商標の同一性の認証に関する調査票及びヒアリング調査結果

マドリッドシステムを利用している国内外企業上位50社及び我が国ユーザと同様の問題を抱えていることが想定される非ラテン文字を自国の言語とする主な企業20社の計70社を対象として調査票を送付し、これら国内外企業18社から回答を得た。また、調査票の回答のあった企業のうち7社に対し、ヒアリング調査を行った。

その結果、基礎商標の同一性について柔軟な判断を求める企業が14社、77.8%と多く、柔軟な判断を求める点については、「大文字と小文字の相違」10社、37.0%、「書体の相違」9社、33.3%、「縦書きと横書きの相違」4社、14.8%、「商標の一部の抽出（例えば二段併記の一部の抽出）」2社、7.4%の順で要求が多かった。ヒアリング調査においては、「日本の同一性判断は厳格すぎる。」、「一般的な書体で登録した案件については、標準文字として出願可能になると好ましい。」との柔軟な判断を望む意見や、「同一性の判断を柔軟にした場合は運用の統一が困難になるのではないかと懸念がある。」との慎重な意見も聞かれた。

3. 商品・役務に関する審査に関する文献調査結果

2013年の国際登録のうち、暫定的拒絶通報後の保護認容声明が送付された案件の数は国際登録単位で15,814件であり、指定国の数は、58か国及び地域であった。また、これらの国際登録における指定国単位で数えると該当する案件は23,749件であり、このうち、商品・役務の表示が不明確であるとの拒絶理由を含み、補正の上で保護認容声明が送付されたものは17,287件であった。

商品・役務の表示が不明確であるとの拒絶理由を含む暫定的拒絶通報が送付された 19 か国において、当該拒絶の理由が最も多く通知されたのは米国 (8,916 件) であった、次いで、日本 (3,631 件)、韓国 (2,467 件)、シンガポール (707 件)、ロシア連邦 (515 件)、イギリス (316 件) が多く、オーストラリア (155 件)、ドイツ (138 件)、イスラエル (137 件)、アイルランド (108 件) までが 100 件を超えていた。

商品・役務の表示に関する指摘としては、国際分類表の類見出しに記載の表示の取扱いと小売等役務の表示に関するものが多かった。商品・役務の表示として採用できる類見出しに記載の表示については、各指定国で取扱いが異なっていたが、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) 及び EU 加盟国の各指定国官庁においては、不明確と判断する類見出しに記載の表示を特定し、共通の取扱いをしていた。その他の指定国は、各国ごとに不明確と判断する類見出しに記載の表示を特定しており、例えば、ロシアは、類見出しに記載の表示を認めないとする立場であり、米国は、大半の類見出しの表示を採用していない。シンガポール及びオーストラリアは、他の区分に属する商品を含むと理解される表示については採用しないとしている。イスラエルは、OHIM などと同様に商品・役務の表示として採用しない表示を挙げており、類見出しに記載の表示を使用することには否定的な立場であった。韓国は、採用可能なリストを有し、そのリストにある表示であれば採用するとしている。

なお、多くの指定国に共通することとしては、不明確と判断する類見出しに記載の表示を使用していた場合、“namely” のような語を介して商品等を具体的に特定することにより採用可能となっていた。また、小売等役務の表示については、単に “Retail services” 又は “Wholesale services” の表示だけでは採用されず、どの商品の小売又は卸売なのかを特定することが求められていた。

4. 商品・役務に関する審査に関する調査票及びヒアリング調査結果

マドリッドシステムを利用している国内外企業上位 50 社及び特許庁が指定した国内大手企業 20 社の計 70 社を対象として調査票を送付し、これらのうち、国内外企業 22 社 (国内企業 15 社、海外企業 7 社) から回答があった。また、回答のあった国内企業のうち、10 社に対して調査票での回答を元にヒアリングを行った。

現在、議定書に基づく国際出願を行うと、国際事務局と指定国官庁の双方で商品・役務の表示についての審査が行われ、それぞれの段階で表示が不明確であるという指摘を受ける可能性があるが、各企業からは、国際事務局又は指定国官庁のいずれか若しくは双方から商品・役務の表示が不明確であるとして補正が求められた経験があり、特に指定国官庁において補正を求められることが多いという回答があった。

そして、国際事務局における商品・役務の表示に関する審査の必要性については肯定的な意見が多かった。国際登録制度である以上、ユーザは、一定の共通した基準に基づく審査を経て登録されることを重視する傾向があると考えられる。他方、国際事務局による審査は不要であるという意見も見受けられた。ユーザは商品・役務の表示に関する審査を一回で終了することを望んでおり、国際事務局による審査の後に再度指定国官庁における審査がなされるのであるならば、国際事務局による審査は不要であるという理由によるもの

である。仮に国際事務局による審査の結果が指定国官庁においても認められるようになるのであれば、国際事務局による審査は必要であるという意見があった。

また、指定国官庁における商品・役務の表示に関する審査については、指定国官庁によって判断のバラツキがあり、これを解消して欲しいという意見が多かった。具体的には、国際事務局で認められた表示は指定国官庁においても同様に認められるようになることや、商品・役務の表示についてのハーモナイズが促進され、すべての指定国において共通して認められる表示を拡充すること等を求める意見があった。

III. まとめと考察

本調査研究では、基礎商標の同一性の認証について、各国における認証業務の運用の実態及び実例の調査結果をもとに、我が国における同一性の認証業務の運用との違いを整理した。同一性の認証に当たっては、各国とも議定書及び共通規則に従って認証業務を行っているものの、具体的な事例を想定したときには、同一と判断するか否かの判断が国により異なることが明らかになった。

日本における同一性の認証判断は、文字どおりの同一、相似形を含め厳格に同一のもののみを認めるものである。本調査研究の結果、日本と同様に基礎商標と国際登録とがその構成要素の全てにおいて同一であることを要請する国がある一方、「同一」の範囲についてある程度の幅を持たせ、例えば、書体の相違（特徴のない書体）や大文字と小文字の相違は、「同一」とみる国も多数存在することが分かった。なお、調査票回答からは、標準文字の宣言がある場合は、書体の相違を問わないとする回答が多く、また、大文字と小文字の相違についても「同一と判断する」と回答した官庁があった。

そして、マドプロ制度のユーザに対する調査票及びヒアリング調査結果によれば、多くのユーザが「書体」や「大文字と小文字」の相違に対して、同一性の認証の際に柔軟に判断されることを望んでいる。ただし、柔軟に判断される場合には、その判断の運用の統一が曖昧になるとの懸念を示す声もあり、より具体的なガイドライン等を定めていくことが期待される。

したがって、同一性の認証については、各国の実情及びユーザからのニーズを踏まえ、我が国においては、これまでよりも柔軟な対応を検討していくこと、また、より具体的な運用をユーザに示していくことがマドリッドシステムの利便性の向上につながるものと考えられる。

次に、商品・役務の表示については、文献調査の結果、指定国官庁における取扱いが異なっており、表示が不明確であるという拒絶理由に該当することなくすべての指定国で登録となるケースは極めて少ないことが明らかになった。なお、OHIM 及び EU 加盟国においては、類見出しに記載の表示についての取扱いをはじめとして、ある程度のハーモナイズが進んでいる傾向にあるが、これは EU という広域経済圏を形成していることによるものである。商品・役務表示のハーモナイズについては、現在、ID リスト¹や TM Class²などを始めとする日米欧中韓による商標担当五庁 (TM5) における協力や WIPO の MGS³、など、国際的な商品・役務の表示に関するデータベースの拡充等により、ユーザにとっては商品・役務の表示の検討がしやすい環境が整えられつつある状況にある。また、商品・役務の表示における括弧、略字、句読点の用法など形式的な条件については、今後、ハーモナイズしていくことが比較的可能ではないかと考えられる。

¹ ID リストとは、日米欧中韓の商標を所管する 5 庁が相互に採用可能な英語の商品・役務表示とそれを一括して検索・照会できるデータベースのこと。(<http://oami.europa.eu/ec2/tm5/>)

² TM Class とは、OHIM 及び EU 各国の商標庁が採用可能な商品・役務表示を、一括して検索・照会できるデータベースのこと。(<http://oami.europa.eu/ec2/>)

³ MGS とは、議定書に基づく国際出願において、WIPO が採用可能な商品・役務表示を、一括して検索・照会できるデータベースのこと。(<https://webaccess.wipo.int/mgs/?lang=jp>)

商品・役務の表示に関するハーモナイズについては、ユーザからも望まれているところであり、今後、国際的な協力がより深化され、促進されることが期待される。

本調査研究は、我が国における議定書の利用促進を図り、我が国ユーザが議定書のメリットをより享受できるようにするための改善を検討するための基礎資料として、議定書の利用に関する課題についてその実態・運用を把握するものである。

本調査研究により得られた結果は、今後のアジア諸国における議定書加盟促進及び国際的な議論の場であるマドリッドシステムの法的発展に関する作業部会への対応等に役立てることにより、我が国のみならず議定書を利用するすべてのユーザの利便性の向上及び途上国協力に活用することができるものである。

はじめに

経済活動のグローバル化に伴い、簡易な手続によって海外で商標権を取得する手段として、国際登録制度の有用性が高まっている。

しかしながら、我が国ユーザの国際出願に占めるマドリッド協定議定書（以下「議定書」という。）に基づく出願の比率は必ずしも高いものとはなっていない。国際的な議論の場である「マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会」においては、ユーザにとってより利便性の高い制度を目指した議論が活発化している一方で、ユーザからは、議定書に基づく国際登録制度の課題点として、本国官庁における基礎要件の確認（認証）業務の同一性判断並びに国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査の在り方について指摘を受けている。

本調査研究は、我が国における議定書の利用促進を図り、我が国ユーザが議定書のメリットをより享受できるようにするための改善を検討するための基礎資料を作成することを目的に、議定書の利用に関する問題点等についてその実態・運用を把握するためのものである。

具体的には、議定書の利用に関して我が国ユーザから指摘を受けている以下の2点、(1) 基礎商標の同一性の認証に関する実態・運用の調査及び(2) 商品・役務に関する審査の実態・運用の調査に関して、文献調査、調査票及びヒアリング調査を行った。我が国のみならず議定書を利用するすべてのユーザの利便性の向上及び途上国協力に活用されることを期待したい。

本報告書の作成にあたり、ご指導・ご協力をいただいた国内外での調査にご協力いただいた企業、国外知財庁の方々にこの場を借りて深く感謝する次第である。

平成 28 年 3 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
AIPPI・JAPAN

【報告書作成者】

糸原 洋行 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法制研究所
主任研究員（「基礎商標の同一性の認証」第4、第5章、第8章8.1他担当）
南 政江 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法制研究所
主任研究員（「商品・役務に関する審査」第6、第7章、第8章8.2他担当）

【事務局アドバイザー(五十音順)】

井滝 裕敬 中村合同特許法律事務所 弁理士
カラペト・ホベルト Licks Attorneys ブラジル弁護士
黒瀬 雅志 黒瀬 IP マネジメント代表 弁理士
東京理科大学大学院イノベーション研究科客員教授
平山 啓子 特許業務法人 浅村特許事務所 弁理士
水茎 弥 一般財団法人 日本特許情報機構商標部長
村上 照美 一般財団法人 日本特許情報機構商標部主幹
山本 怜 一般社団法人 日本知的財産協会 商標委員会委員
(アークレイ株式会社)

【オブザーバー】

佐藤 淳 特許庁審査業務部 商標課 商標制度企画室長
旦 克昌 特許庁審査業務部 商標課 商標審査企画官
浦辺 淑絵 特許庁審査業務部 商標課 商標制度企画室 課長補佐
渡辺 航平 特許庁審査業務部 商標課 商標制度企画室
森山 啓 特許庁審査業務部 商標課 商標国際分類室長
山田 和彦 特許庁審査業務部 商標課 商標国際分類室 課長補佐
平野 美和 特許庁審査業務部 商標課 商標国際分類室

【事務局】

伊藤 國久 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 総務部長
川上 溢喜 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 国際法制研究所 所長
山田 邦博 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
総務部企画調整課長(データ作業管理担当)

調査研究にご協力いただいた知的財産庁、企業及び法律事務所

【海外知財庁】（国名五十音順）

アイルランド	Irish Patent Office
アメリカ合衆国	United States Patent and Trademark Office (USPTO)
イタリア共和国	Italian Patent and trademark Offices (UIBM)
欧州連合	The Office for Harmonization in the Internal Market (OHIM)
オーストラリア連邦	IP Australia
オーストリア共和国	The Austrian Patent Office (ÖPA)
大韓民国	Korean Intellectual Property Office (KIPO)
カザフスタン共和国	National Institute of Intellectual Property of Kazakhstan
クロアチア共和国	State Intellectual Property Office
コロンビア共和国	Superintendence of Industry and Commerce
シンガポール共和国	Intellectual Property Office of Singapore (IPOS)
スウェーデン王国	The Swedish Patent and Registration Office (PRH)
スペイン	Spanish Patent and Trademark Office (SPTO)
スロバキア共和国	Industrial Property Office of the Slovak Republic
スロベニア共和国	Slovenian Intellectual Property Office (SIPO)
セルビア共和国	Intellectual Property Office of the Republic of Serbia
チェコ共和国	Industrial Property Office (IPO)
デンマーク王国	Danish Patent and Trademark Office (DKPTO)
トルコ共和国	Turkish Patent Institute (TPE)
ニュージーランド	Intellectual Property Office of New Zealand (IPONZ)
ハンガリー	Hungarian Intellectual Property Office
フィリピン共和国	Intellectual Property Office of the Philippines (IPPHL)
フィンランド共和国	Finnish Patent and Registration Office (PRH)
ブルガリア共和国	Bulgarian Patent Office (BPO)
ベネルクス	Benelux Office for Intellectual Property (BOIP)
ベラルーシ共和国	National Center of Intellectual Property
ポーランド共和国	Patent Office of the Republic of Poland
ノルウェー王国	The Norwegian Industrial Property Office (NIPO)
モルドバ共和国	State Agency on Intellectual Property (AGEPI)
ロシア連邦	Federal Service for Intellectual Property (ROSPATENT)

*本報告書において国名（地域名）の表記は適宜略称を使用する。

【国内外企業】（アルファベット及び五十音順）

BSH Hausgerate GmbH（ドイツ）
Egis Pharmaceuticals PLC（ハンガリー）
IBM Corporation（米国）
Nestlé Ltd.（スイス）
Novartis Alcon（スイス）
Novartis International AG（スイス）
Siemens AG（ドイツ）
花王株式会社（日本）
株式会社バンダイ（日本）
株式会社資生堂（日本）
株式会社フィリップス エレクトロニクス ジャパン（日本）
株式会社ブリヂストン（日本）
キヤノン株式会社（日本）
武田薬品工業株式会社（日本）
第一三共株式会社（日本）
東レ株式会社（日本）
日本たばこ産業株式会社（日本）
日本電気株式会社（日本）
パナソニック株式会社（日本）
富士フイルム株式会社（日本）
本田技研工業株式会社（日本）
他4社

【法律事務所】（五十音順）

金・張法律事務所（韓国）
北京銀龍知識産権代理有限公司（中国）

目次

要約

はじめに

調査研究にご協力いただいた知的財産庁・企業・法律事務所

- I. 序
 - 1 本調査研究の背景・目的
 - 2. 本調査研究の実施方法
- II. マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの調査研究
 - 1 商標の同一性の認証に関する文献調査結果
 - 2 商標の同一性の認証に関する調査票及びヒアリング調査結果
 - 3 商品・役務に関する審査に関する文献調査結果
 - 4 商品・役務に関する審査に関する調査票及びヒアリング調査結果
- III. まとめと考察

調査研究

1	本調査研究の目的・必要性	1
2	マドリッドシステムの現状	3
2. 1	基礎商標の同一性の認証について	3
2. 2	商品・役務に関する審査について	5
3	本調査研究の実施方法	9
3. 1	基礎商標の同一性の認証	9
3. 2	商品・役務に関する審査	10
4	基礎商標の同一性の認証に関する文献調査結果	11
4. 1	調査方法	11
4. 2	調査結果概要	18
4. 2. 1	文献調査結果一覧	18
4. 2. 2	知財庁調査票の概要と回答一覧	26
4. 2. 3	各国別の調査結果一覧	34
4. 3	各国の特徴	51
4. 3. 1	欧州連合	51
4. 3. 2	米国	72
4. 3. 3	ドイツ	95
4. 3. 4	フランス	106

4. 3. 5	スイス	116
4. 3. 6	イタリア	124
4. 3. 7	中国	139
4. 3. 8	ベネルクス	150
4. 3. 9	英国	155
4. 3. 10	オーストラリア	166
4. 3. 11	ロシア	176
4. 3. 12	トルコ	185
4. 3. 13	オーストリア	194
4. 3. 14	スペイン	202
4. 3. 15	韓国	213
4. 3. 16	ウクライナ	219
4. 3. 17	デンマーク	226
4. 3. 18	チェコ共和国	234
4. 3. 19	ニュージーランド	241
4. 3. 20	ノルウェー	249
4. 3. 21	ポーランド	259
4. 3. 22	ハンガリー	267
4. 3. 23	シンガポール	274
4. 3. 24	ベラルーシ共和国	283
4. 3. 25	ブルガリア共和国	290
4. 3. 26	ポルトガル	298
4. 3. 27	スウェーデン	305
4. 3. 28	イスラエル	313
4. 3. 29	セルビア共和国	321
4. 3. 30	スロベニア共和国	329
4. 3. 31	クロアチア共和国	337
4. 3. 32	フィンランド	345
4. 3. 33	リトアニア共和国	353
4. 3. 34	アイスランド	361
4. 3. 35	ラトビア共和国	367
4. 3. 36	スロバキア共和国	374
4. 3. 37	ギリシャ	380
4. 3. 38	ルーマニア	387
4. 3. 39	インド	394
4. 3. 40	ベトナム	404
4. 3. 41	モロッコ	411
4. 3. 42	アイルランド	419
4. 3. 43	モルドバ共和国	427
4. 3. 44	メキシコ	434

4. 3. 45	キプロス共和国	440
4. 3. 46	エストニア共和国	448
4. 3. 47	アルメニア共和国	454
4. 3. 48	フィリピン共和国	460
4. 3. 49	ジョージア	469
4. 3. 50	コロンビア	476
4. 3. 51	エジプト・アラブ共和国	484
4. 3. 52	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	491
4. 3. 53	チュニジア共和国	498
4. 3. 54	アルバニア共和国	504
4. 3. 55	オマーン国	510
5	基礎商標の同一性の認証に関する調査票及びヒアリング調査結果	511
5. 1	概要	511
5. 2	調査票によるアンケート結果	514
5. 3	ヒアリング調査結果	527
6	商品・役務の審査について	533
6. 1	調査方法	533
6. 2	調査結果概要	535
6. 2. 1	全体の傾向について	535
6. 3	主な指定国における商品・役務の表示に関する審査の傾向	541
6. 3. 1	米国	541
6. 3. 2	韓国	573
6. 3. 3	シンガポール	601
6. 3. 4	イギリス	629
6. 3. 5	欧州連合（EU）	645
6. 3. 6	その他の指定国について	655
7	商品・役務の審査に関する調査票及びヒアリング調査結果	715
7. 1	概要	715
7. 2	調査票によるアンケート調査結果	719
7. 3	ヒアリング調査結果	751
8	まとめと考察	763
8. 1	基礎商標の同一性の認証	763
8. 2	商品・役務の審査	766
資料編		777

調査研究

1 本調査研究の目的・必要性

経済活動のグローバル化に伴い、簡易な手続によって海外で商標権を取得する手段として、国際登録制度の有用性が高まっている。

しかしながら、我が国ユーザの国際出願に占めるマドリッド協定議定書（以下「議定書」という。）に基づく出願の比率は必ずしも高いものとはなっていない。また、国際的な議論の場である「マドリッドシステムの法的発展に関する作業部会」においても、ユーザにとってより利便性の高い制度を目指した議論が活発化している一方で、ユーザからは、本国官庁における基礎要件の確認（認証）業務の同一性判断並びに議定書に基づく国際登録制度の課題点として国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査の在り方について指摘を受けている。

そこで、我が国における議定書の利用促進を図り、我が国ユーザ議定書のメリットをより享受できるようにするための改善を検討するための基礎資料を作成することを目的として、議定書の利用に関する問題点等についてその実態・運用を把握する必要がある。

具体的には、議定書の利用に関して我が国ユーザから指摘を受けている以下の2点、(1) 基礎商標の同一性の認証に関する実態・運用の調査及び(2) 商品・役務に関する審査の実態・運用の調査に関して、文献調査、調査票及びヒアリング調査を行う。

本調査研究により得られた結果については、今後のアジア諸国における議定書加盟促進及び国際的な議論の場であるマドリッドシステムの法的発展に関する作業部会への対応に役立てることにより、我が国のみならず議定書を利用する全てのユーザの利便性の向上及び途上国協力を活用されることを期待するものである。

2 マドリッドシステムの現状

始めに、マドリッドシステムにおける、基礎商標の同一性の認証及び商品・役務に関する審査に関する規定を以下に示す。

2. 1 基礎商標の同一性の認証について

本国官庁は、基礎商標の同一性の認証について、以下の議定書第3条及び共通規則第9規則に従い認証業務を行っている。

現在、我が国における同一性の認証業務においては、商標審査便覧（資料編 資料#1 参照）に従い、基礎商標と同一である商標のみ国際登録出願を認めており、基礎となる商標が外国語と日本語の二段併記の場合の外国語部分の抽出や、標準文字のフォント変更については、同一と認めていない。

議定書

第3条

(1) この議定書に基づくすべての国際出願は、規則に定める様式の願書によって行う。本国官庁は、国際出願の願書の記載事項が基礎出願又は基礎登録の記載事項と一致している旨を証明する。この場合の基礎出願又は基礎登録の記載事項は、本国官庁による証明の時点におけるものとする。更に、本国官庁は、次の事項を当該願書に記載する。(以下略)

Article 3 International Application

(1) Every international application under this Protocol shall be presented on the form prescribed by the Regulations. The Office of origin shall certify that the particulars appearing in the international application correspond to the particulars appearing, at the time of the certification, in the basic application or basic registration, as the case may be. Furthermore, the said Office shall indicate, (以下略)

共通規則

第9規則 国際出願に関する要件

(5) [国際出願の追加的内容]

- (d) 国際出願は、次のことを証明する本国官庁の宣言を含まなければならない。
- (iv) 国際出願の対象となっている標章が、それぞれ場合に応じ、基礎出願又は基礎登録におけるものと同一であること

Rule 9 Requirements Concerning the International Application

(5) [Additional Contents of an International Application]

- (d) The international application shall contain a declaration by the Office of origin certifying

(iv) that the mark that is the subject matter of the international application is the same as in the basic application or the basic registration, as the case may be,

標章の国際登録に関するガイド

パートB 第II章：国際手続

07.78 出願様式第13欄に書かれた本国官庁の宣言書は、以下の事項について証明しなければならない。

(b)第7欄に示されている標章は、第5欄に記載されている基礎登録又は出願に係る標章と同一であること。(出願段階又は登録後に)本国官庁が標章の変更を承認する場合には、官庁が国際出願を証明する時点で、国際出願の対象となる標章が基礎登録又は出願と同じであれば、この宣言を行うことができる。

B. II.07.78

(b) that the mark indicated in item 7 is identical to the mark in the basic registration or application mentioned in item 5; where the Office of origin allows a mark to be altered (whether during the application stage or after registration), the declaration may be made provided that the mark that is the subject of the international application is identical to the mark in the basic registration or application at the time when the Office certifies the international application;

2. 2 商品・役務に関する審査について

WIPO 国際事務局（以下、「国際事務局」という。）は、以下の議定書 3 条及び共通規則第 9 規則、第 12 規則及び第 13 規則に従い、商品・役務に関する審査を行っており、商品及び役務の記載に関する欠陥があると判断したときは、本国官庁及びユーザに通報することになっている。

欠陥通報が通知されたユーザは、指定商品・指定役務の表示の変更を行っているが、その後、指定国官庁においても商品・役務に関する審査が行われ、その表示の更なる変更を要する場合がある。さらに、指定国官庁における指定商品等の表示は、指定国官庁ごとに異なる場合がある。

議定書第 3 条

(2) 出願人は、保護を受けようとする標章に係る商品及びサービスを指定しなければならず、可能な場合には、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に規定する国際分類に従って 1 又は 2 以上の類を指定する。出願人が類を指定しなかった場合には、国際事務局が指定された商品及びサービスについて当該国際分類中の適当な類を指定する。出願人が指定した類は、国際事務局が本国官庁と協力して行う調整に服するものとする。本国官庁と国際事務局との間で意見の相違がある場合には、国際事務局の意見が優先する。

Article 3 International Application

(2) The applicant must indicate the goods and services in respect of which protection of the mark is claimed and also, if possible, the corresponding class or classes according to the classification established by the Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks. If the applicant does not give such indication, the International Bureau shall classify the goods and services in the appropriate classes of the said classification. The indication of classes given by the applicant shall be subject to control by the International Bureau, which shall exercise the said control in association with the Office of origin. In the event of disagreement between the said Office and the International Bureau, the opinion of the latter shall prevail.

第 9 規則 国際出願に関する要件

(4) [国際出願の内容]

(a) 国際出願は、次の事項を含むか又は表示されなければならない。

(xiii)

標章の国際登録が求められている商品及びサービスの名称であって、適切な商品及びサービスの国際分類の類に従い区分けされ、その区分には類の番号を付し、国際分

類の類の順序で表示されたもの。商品及びサービスは、好ましくは当該分類のアルファベット順一覧表に記載されている語を用いて正確な用語で表示するものとする。国際出願は、一以上の指定締約国に関する商品及びサービスの指定について限定を含めることができる。その限定は、締約国ごとに相違してもよい。

Rule 9 Requirements Concerning the International Application

(4) [Contents of the International Application]

(a) The international application shall contain or indicate

(xiii) the names of the goods and services for which the international registration of the mark is sought, grouped in the appropriate classes of the International Classification of Goods and Services, each group preceded by the number of the class and presented in the order of the classes of that Classification; the goods and services shall be indicated in precise terms, preferably using the words appearing in the Alphabetical List of the said Classification; the international application may contain limitations of the list of goods and services in respect of one or more designated Contracting Parties; the limitation in respect of each Contracting Party may be different,

第 12 規則

商品及びサービスの分類に関する欠陥

(1) [分類の提案]

(a) 国際事務局は、国際出願が第 9 規則(4)(a)(xiii)に規定する要件を満たしていないと判断したときは、分類及び区分けについて自己の提案を行い、当該提案の通報を本国官庁に送付し、同時に出願人に通報する。

Rule 12 Irregularities With Respect to the Classification of Goods and Services

(1) [Proposal for Classification]

(a) If the International Bureau considers that the requirements of Rule 9(4)(a)(xiii) are not complied with, it shall make a proposal of its own for the classification and grouping and shall send a notification of its proposal to the Office of origin and at the same time inform the applicant.

第 13 規則

商品及びサービスの表示に関する欠陥

(1) [国際事務局から本国官庁に対する欠陥の通報]

国際事務局は、商品及びサービスが分類上極めて不明確である、理解できない、又は語学的に不正確である用語によって国際出願に表示されていると判断したときは、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。同一の通報において、国際事務局はそれに代わる用語又は用語の削除を勧告することができる。

Rule 13 Irregularities With Respect to the Indication of Goods and Services

(1) [Communication of Irregularity by the International Bureau to the Office of Origin]

If the International Bureau considers that any of the goods and services is indicated in the international application by a term that is too vague for the purposes of classification or is incomprehensible or is linguistically incorrect, it shall notify the Office of origin accordingly and at the same time inform the applicant. In the same notification, the International Bureau may suggest a substitute term, or the deletion of the term.

3 本調査研究の実施方法

3. 1 基礎商標の同一性の認証

(1) 国内外文献調査

議定書の加盟国における基礎商標の同一性の認証業務がどのような観点に基づいて行っているのかを把握するため、2013年から2014年までの国際登録中、55か国を本国官庁とする約71,000件について、WIPOのウェブサイトであるROMARIN及びWIPO Gazette並びにインターネットで照会可能な各国公報又は商標出願・登録情報検索ツールを用いて、基礎商標と国際登録となった商標の態様を調査した。

具体的には、ROMARINを用いて国際登録を表示し、国際登録となった商標の態様を確認した。また、基礎商標の出願又は登録番号及び基礎商標が出願又は登録されている締約国を確認し、それらをキーとして、インターネットで紹介可能な各国公報又は商標出願・登録情報検索ツールを用いて、締約国における基礎商標の態様を確認した。

そして、基礎商標と国際登録となった商標の態様を比較して、我が国における同一性の認証判断の観点から両商標が同一と認められるか否かを調査し、同一と認められないとする事例を相違点ごとに分類して、各国における同一性認証の傾向を把握した。

(2) 国内外調査票及びヒアリング調査

上記の文献調査に加えて、議定書の加盟國中、国際登録出願件数の上位50か国に対し、基礎商標の同一性の認証業務がどのような観点に基づいて行われているのかについて、具体的な事例を用いた調査票を送付し調査を実施した。

また、マドリッドシステムを利用している国内外企業上位50社及び非ラテン文字を自国の言語とする主な20社の計70社を対象として、基礎商標の同一性認証についてのユーザ意見を問う調査票を送付し調査を実施した。調査票に回答のあった国内大手企業のうち、例えば、「同一性の認証を柔軟にして欲しい」等の意見が出た場合は、より詳細な意見を聴取するため、7社に対するヒアリング調査を実施した。

3. 2 商品・役務に関する審査

(1) 国内外文献調査

2013年に国際登録された国際出願のうち、各指定国官庁からの暫定的拒絶通報が通知されたのち、議定書の共通規則第18規則の3(2)(i)又は同(ii)に基づく声明(Statement)(以下「暫定的拒絶通報後の保護認容声明」という。)が発行されたもの、すなわち、指定国官庁からの暫定的拒絶通報が発行されたのち、指定国官庁から国際事務局に送付された全部登録(共通規則第18規則の3(2)(i))又は部分登録(第18規則の3(2)(ii))の声明がなされた約16,000件について、ROMARINを用いて調査し、国際登録時の指定商品・指定役務を比較した。

具体的には、以下の表示及び事項を調査した。

- ア 国際登録時の指定商品及び指定役務の表示(英語表記(翻訳を含む。))によるもの
- イ 商品・役務の審査を行っている又は同審査を行っているがい然性が高い指定国官庁における最終的な指定商品及び指定役務の表示(英語表記(翻訳を含む。))によるもの
- ウ 指定商品及び指定役務が不明確であることを内容とする拒絶理由(例 我が国の商標法第6条第1項及びこれに相当する各国及び地域の商標法の条項)が通知された後に、補正によって明確となった指定商品及び指定役務の表示(英語表記(翻訳を含む。))によるもの
- エ 出願人が、指定商品及び指定役務の記載が不明確であることを内容とする拒絶理由に対応し、指定商品及び指定役務を補正するにあたり注意すべき事項

調査手法としては、まずROMARINにおいて、国際登録番号をキーにして、調査対象案件の情報を表示させ、画面に示された各指定国官庁の手續書面を確認する。そして、各指定国官庁の手續書面中の議定書の第18規則の3の情報に着目し、補正した商品・役務表示を特定するとともに、商品・役務表示を補正したものについては、商品・役務を明確化させる目的の補正であるかを確認し、指定商品・指定役務の表示の変遷に関する基礎データを作成した。

また、上記のように作成した基礎データを元に、国際出願を考えるユーザにとって参考となる情報として、商品・役務の審査を行っている又は同審査を行っているがい然性が高い指定国官庁ごとに商品・役務名の審査の傾向や官庁が求める商品・役務の表示の特徴をまとめた。なお、各国の審査の傾向を説明するにあたり、基礎データから選んだ商品・役務の表示の実例については、日本語の参考訳を付した。

(2) 国内外調査票及びヒアリング調査

マドリッドシステムを利用している企業上位50社及びその他の国内大手企業20社に対して、商品・役務の審査の在り方について意見を問う調査票を送付し調査を実施した。調査票による回答の結果、例えば、「国際事務局の商品及び役務の審査が不要」等の意見が出た場合は、より詳細な意見を聴取するため、国内企業10社に対するヒアリング調査を実施した。

4 基礎商標の同一性の認証に関する文献調査結果

4. 1 調査方法

本調査研究における基礎商標の同一性に関する調査は以下のとおりに行った。

(1) 調査対象

2013年から2014年までの国際登録のうち、インターネットで照会可能な公報等の商標出願・登録情報を提供している国（日本を除く。）の商標を基礎商標とする国際登録を対象とした。調査対象国は55か国、対象件数は70,936件であった。

(2) 調査方法の詳細

2013年から2014年までの国際登録について、WIPOのウェブサイトであるROMARIN¹及びWIPO Gazette²並びにインターネットで照会可能な各国公報又は商標出願・登録情報検索ツールを用いて調査した。

具体的には、ROMARINを用いて国際登録を表示し、国際登録となった商標の態様を確認した。また、基礎商標の出願又は登録番号及び基礎商標が出願又は登録されている締約国を確認し、それらをキーとして、インターネットで紹介可能な各国公報又は商標出願・登録情報検索ツールを用いて、締約国における基礎商標の態様を確認した。

そして、基礎商標と国際登録となった商標の態様を比較して、我が国における同一性の認証判断の観点から両商標が同一と認められるか否かを調査し、同一と認められないとする事例を相違点ごとに分類して、各国における同一性認証の傾向を把握した。

¹ URL: <http://www.wipo.int/romarin/search.xhtml>

² URL: <http://www.wipo.int/madrid/gazette/>

(3) 調査対象国及び基礎商標確認ツール

調査対象国及び各国の基礎商標確認ツールを国際登録出願件数順に以下の表 1 に示す。

表 1 調査対象国及び基礎商標確認ツール一覧 (国際登録出願件数順)

	国名		確認元	基礎商標確認ツール	URL
1	欧州連合	EM	TMview 経由	eSearch plus	https://oami.europa.eu/eSearch/#basic
2	米国	US	TMview 経由	Trademark Status & Document Retrieval	
3	ドイツ連邦共和国	DE	TMview 経由	DPMAregister	
4	フランス共和国	FR	TMview 経由	Bases de données Marques	
5	スイス連邦	CH	本国官庁	swissreg	https://www.swissreg.ch/srclient/faces/jsp/start.jsp
6	イタリア共和国	IT	本国官庁	dati	http://www.uibm.gov.it/uibm/dati/Codice.aspx
7	中華人民共和国	CN	本国官庁	商标综合查询	http://sbcx.saic.gov.cn:9080/tmois/wszhcx_getZhcx.xht
8	ベネルクス	BX	TMview 経由	Trademarks Register	
9	英国	GB	TMview 経由	Trade mark search	
10	オーストラリア	AU	本国官庁	Australian Trade Mark On-line Search System (ATMOSS)	http://pericles.ipaustralia.gov.au/atmoss/falcon.application_start
11	ロシア連邦	RU	TMview 経由	FIPS	
12	トルコ共和国	TR	TMview	-	
13	オーストリア	AT	TMview 経由	elvis	
14	スペイン	ES	TMview 経由	Digitized Record	
15	大韓民国	KR	TMview 経由	KITRIS Trademark Search Service	
16	ウクライナ共和国	UA	本国官庁	Promyslova Vlasnist	http://base.ukrpatent.org/searchBUL/search.php?action=setsearchcond&dbname=tm&lang=eng&sortby=
17	デンマーク	DK	TMview 経由	PVSONline	
18	チェコ共和国	CZ	TMview 経由	Database On-Line National Database	
19	ニュージーランド	NZ	本国官庁	Search Trade Mark case	http://www.iponz.govt.nz/app/Extra/IP/TM/Qbe.aspx?sid=635755953783060117
20	ノルウェー王国	NO	TMview 経由	søk (search)	
21	ポーランド共和国	PL	TMview 経由	Register Plus trademarks	

表1 調査対象国及び基礎商標確認ツール一覧（国際登録件数順）（続き）

	国名		確認元	基礎商標確認ツール	URL
22	ハンガリー	HU	TMview 経由	IP-SEARCH database	
23	シンガポール	SG	本国官庁	IP ² SG	https://www.ip2.sg/RPS/WP/CM/SearchSimpleP.aspx?SearchCategory=TM
24	ベラルーシ共和国	BY	本国官庁	Поиск товарных знаков (Trademark Search)	http://www.belgospatent.org.by/database/index.php?pref=tz&lng=ru&page=1
25	ブルガリア共和国	BG	TMview 経由	BPO-Online	
26	ポルトガル共和国	PT	本国官庁	Serviços Online	http://servicosonline.inpi.pt/pesquisas/main/marcas.jsp?lang=PT
27	スウェーデン王国	SE	TMview 経由	PRV Swedish Trademark Database	
28	イスラエル国	IL	GBD*	-	
29	セルビア共和国	RS	TMview 経由	Industrial property database	http://www.zis.gov.rs/databases.533.html
30	スロバニア共和国	SI	TMview 経由	Podatkovne baze Urada	
31	クロアチア共和国	HR	本国官庁	E-Services Trademark Search	http://www.dziv.hr/en/e-services/on-line-database-search/trademarks/
32	フィンランド	FI	TMview 経由	PRH Tavaramerkkitietokant	
33	リトアニア共和国	LT	TMview 経由	Lietuvos Respublikos prekių ženklų duomenų bazė	
34	アイスランド共和国	IS	TMview	-	
35	ラトビア共和国	LV	TMview 経由	Search for trademarks in register	
36	スロバキア共和国	SK	本国官庁	Trademark Database	http://registre.indprop.gov.sk/registre/searchForm.do?register=oz&adv=true
37	ギリシャ共和国	GR	TMview	-	
38	ルーマニア	RO	TMview 経由	e-OSIM	
39	インド	IN	本国官庁	Registered Trade Marks and Application Status Information	http://164.100.176.37/eregister/eregister.aspx
40	ベトナム社会主義共和国	VN	本国官庁	IP Lib	http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearch.php

表1 調査対象国及び基礎商標確認ツール一覧（国際登録件数順）（続き）

	国名		確認元	基礎商標確認ツール	URL
41	モロッコ王国	MA	TMview 経由	Recherche dans les bases de données OMPIC	
42	アイルランド	IE	本国官庁	Trade Mark Register & Database	https://eregister.patentsoffice.ie/query/TMQuery.aspx
43	モルドバ共和国	MD	本国官庁	Baze de Date (Database)	http://www.db.agepi.md/marcireprezentanti/Search.aspx
44	メキシコ合衆国	MX	TMview 経由	MARCANET	http://marcanet.impi.gob.mx/marcanet/controler/
45	キプロス共和国	CY	TMview	-	
46	エストニア共和国	EE	本国官庁	SEARCH	http://www2.epa.ee/Patent/mark.nsf/SearchEngl?OpenForm
47	アルメニア共和国	AM	本国官庁	TM Database	http://www.aipa.am/en/national-procedure-reg/
48	フィリピン共和国	PH	本国官庁	ASEAN TMview	http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome.html
49	ジョージア	GE	本国官庁	Database of Trademarks	http://www.sakpatenti.org.ge/index.php?sec_id=46&lang_id=ENG&cat=3&search=Search
50	コロンビア	CO	本国官庁	Crterios de consulta	http://serviciospub.sic.gov.co/Sic/ServiciosPI/GacetaPI/index.php
51	エジプト・アラブ共和国	EG	GBD*	-	
52	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国	MK	本国官庁	Trade Mark Search	http://www.ippo.gov.mk/Search/TrademarkSearch.aspx
53	チュニジア共和国	TN	TMview	-	
54	アルバニア共和国	AL	本国官庁	Kërko për Marka	http://www.dppm.gov.al/
55	オマーン国	OM	GBD*	-	

TMView 経由の表記があるものは、一度 TMView にて基礎商標を検索し、その上で本国官庁のデータベースへのリンクにアクセスして情報を得たものである。

*GBD : Global Brand Database <http://www.wipo.int/branddb/en/>

以降、国名（地域名）は適宜略称で表記することとする。

(4) 我が国における同一性の認証判断の観点について

国際登録となった商標と基礎商標の同一性の認証判断は、日本国特許庁の商標審査便覧(資料編 資料#1 を参照)に基づいて行った。

一部を抜粋すると以下のとおりである。

A2.国際登録出願に係る商標

A2.01 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一に関する取扱い

1. 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標とが同一であるか否かの判断基準については、次のとおりとする。

① 商標が同一であるか否かの判断については、厳格に解し、両商標の構成・態様が同一(相似形のものを含む。)でなければならないものとする。

② 類似の範囲と認められる相違や不使用取消審判において使用と認められるような社会通念上の同一の範囲における相違はもとより、要旨を変更しないものとして補正が認められる範囲における相違があるときも、同一の商標とは認めないものとする。

(中略)

A2.03 基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字による場合の国際登録出願における標準文字の宣言と商標の同一に関する取扱い

1. 国際登録出願における願書第7欄(c)「The applicant declares that he wishes the mark to be considered as a mark in standard characters.」(以下「標準文字の宣言」という。)については、基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字であるか否かに拘わらず出願人の任意記載事項とし、本国官庁は確認しないこととする。

2. 基礎登録又は基礎出願に係る商標が、標準文字による場合、国際登録出願の願書に記載されている商標が、商標法第5条第3項に規定する特許庁長官の指定する文字又はそれと同等のものと認められる構成・態様の文字で記載されているときは、その商標は同一のものとして取り扱うこととする。

(中略)

A2.04 色彩を構成要素としている商標の同一に関する取扱い

1. 基礎登録又は基礎出願に係る商標が色彩を構成要素としているときは、国際登録出願に係る商標も同一の構成・態様であって、色彩も同一に組み合われていなければならない。

2. 基礎登録又は基礎出願において商標の特徴として色彩について主張されているときは、国際登録出願にも同一の主張がされていなければならない。

また、基礎登録又は基礎出願において同主張がされていないが、国際登録出願において主張されているときは、基礎登録又は基礎出願における商標が、主張どおりの色彩であるか、又は色彩の組み合わせでなければならない。

(5) 同一と判断されない場合の分類

上記(4)の商標審査便覧に従って国際登録と基礎商標とを比較し、同一と判断されない場合、その具体的な相違点を表2に示すとおりに分類化した。さらに、相違点の「構成」に関しては、表3のとおりに細分化した。

表2 相違点の分類

相違点	定義・内容
色	絵や文字の色が違う場合。例えば、黒・青の違い、青・緑の違い。 商標の一部の色だけ違う場合もここに含む。
濃淡	同系色での濃淡が異なる場合。例えば、黒・グレーの違い。 商標の一部だけ濃淡が違う場合もここに含む。
背景	背景のデザイン（有無、色）、構成が異なる場合。
構成	商標の構成や模様が異なる場合。例えば、大文字小文字の違い、絵の違い、追加した部分がある、削除した部分がある場合、商標の一部が傾いている場合。
拡大縮尺	縦横の拡大・縮小比率が異なる場合
書体(フォント)	書体が異なる場合。
文字態様	書体は同一のようであるが、文字の輪郭線が異なる場合（例えばギザギザの場合）、書体と文字は同一だが、文字の中の模様や文字の間隔が異なるような場合。
配置	商標全体が傾いている場合。一部が傾いている場合は「構成」相違とする。
その他	上記以外はここに分類する。連続商標の一部の場合は「その他」とし、詳細欄に「連続商標」と記載する。また、立体商標や音の商標等の非伝統的な商標に何かしらの相違がある場合もその他の表示を行う。

表3 「構成」の相違内容に関する細分化

「構成」にかかる相違点	定義・内容
行数	行数が相違している場合。
大文字・小文字	大文字と小文字の構成が相違している場合。
文字記号	"", à, è, ù等、引用符やアクセント記号の有無が相違している場合
スペル相違	スペルが相違している場合、例えば color と colour。
内容変更(追加・削除)	内容が追加、削除等され、デザインの一部分が変更されている場合や、要素の配置が変更されている場合。
縦書き・横書き	商標の表示方向が縦方向と横方向で相違している場合。
改行位置	複数行で構成される文字商標において、改行位置が相違している場合。
その他	上記以外の相違。ROMARINの登録ミスで商標が全く相違している場合もここに含む。

4. 2 調査結果概要

4. 2. 1 文献調査結果一覧

4. 1において示した調査方法により、2013年から2014年までの国際登録のうち、55か国（ただし、国際登録のなかったオマーンを除く）、70,936件を対象に、我が国における同一性の認証判断の観点から同一と認められるか否かを調査し、同一と認められないものについては、上記4. 1（5）に示した相違点の分類に従って類型化し、国ごとにそれぞれの件数をまとめた。

我が国における同一性の認証判断の観点から非同一と判断された数（割合）が比較的小さかった国は、ロシア（2,100件中197件が非同一と判断、割合9.4%）、韓国（921件中49件が非同一と判断、割合5.3%）、モルドバ共和国（123件中6件が非同一と判断、割合4.9%）であった。

同一性認証についての各国の傾向は、標準文字の宣言がある場合とない場合により異なるが、標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）が相違しても同一と判断されている事例が多かったのは、フランス、中国、スペイン、ウクライナ、ポーランド、ベラルーシ、ブルガリア、ルーマニアであった。また、色が相違していても、ドイツ、フランス、イタリア、中国においては同一と判断されている事例が多かった。さらに、デザインの一部や配置が変更されたものであっても同一と判断された事例が確認されたのは、米国、ドイツ、スイス、中国、ブルガリア、ラトビア共和国であった。

標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）が相違していても、欧州連合、米国、ドイツ、フランス、スイス、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、スペイン、デンマーク、チェコ共和国、ニュージーランド等、多くの国において同一と判断しているものと推測される。また、大文字と小文字の相違においても、欧州連合、米国、フランス、デンマークにおいて同一と判断されている事例が確認された。

調査結果の一覧を表1に示す。

表1 文献調査結果一覧表 (1)

項目		1.EM	2.US	3.DE	4.FR	5.CH	6.IT	7.CN	8.BX		
全体	調査対象数	11,799	10,040	6,840	5,876	4,921	3,719	3,517	2,949		
	非同一判断数	8,550	1,283	5,332	4,755	3,405	1,990	2,453	1,566		
標準 文字 の 宣 言 な し	調査対象数	4,450	1,800	2,180	2,760	1,697	2,614	3,358	2,259		
	(内訳)	非同一判断数	1,201	141	674	1,890	181	1,236	2,331	876	
		計	38	25	61	134	3	104	455	4	
		色	1,157	95	576	1,650	114	1,076	1,733	865	
		濃淡	33	20	8	15	19	65	187	2	
		背景	0	2	14	19	2	22	53	0	
		拡大縮尺	1	5	20	618	9	25	114	3	
		書体 (フォント)	4	0	17	37	27	20	124	3	
		文字態様	4	3	2	6	1	31	163	0	
		配置	18	4	3	18	0	2	0	0	
		その他 (立体・音・連続商標)	(内訳)	計	11	21	27	20	28	40	59
	行数	0		3	0	10	1	1	0	0	
	大文字小文字	0		2	0	2	0	2	1	0	
	文字記号	0		0	0	0	0	0	0	0	
	スペル	0		0	0	0	0	0	0	0	
	内容変更	9		16	25	4	27	26	49	0	
	縦書き・横書き	1		0	0	0	0	0	0	0	
改行位置	0	0		0	3	0	3	0	0		
その他*	1	0	2	0	0	8	16	1			
標準 文字 の 宣 言 あ り	調査対象数	7,349	8,240	4,660	3,116	3,224	1,105	159	690		
	(内訳)	非同一判断数	7,349	1,142	4658	2,865	3224	754	122	690	
		計	0	0	0	1	0	11	24	0	
		色	7349	506	4655	1,916	1,834	259	68	690	
		濃淡	0	0	4654	11	2,648	59	14	0	
		背景	0	1	1	7	0	6	11	0	
		拡大縮尺	7349	663	4644	2,726	3,224	489	13	0	
		書体 (フォント)	0	83	1537	159	4	258	27	0	
		文字態様	0	20	0	12	1	23	26	0	
		配置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他 (立体・音・連続商標)	(内訳)	計	6	150	55	63	3	41	6
	行数	2		116	48	13	0	11	0	0	
	大文字小文字	4		31	6	33	3	8	0	0	
	文字記号	0		0	0	4	0	1	0	0	
	スペル	0		0	0	1	0	0	0	0	
	内容変更	0		11	3	3	2	20	4	0	
	縦書き・横書き	0		0	0	0	0	1	0	0	
改行位置	0	2		0	7	0	1	0	0		
その他*	1	1	0	1	0	3	2	0			

*商標が全く異なっている (ROMARIN 登録上の誤りと思われる)。

表1 文献調査結果一覧表 (2)

項目		9.GB	10.AU	11.RU	12.TR	13.AT	14.ES	15.KR	16.UA			
全体	調査対象数	2,605	2,229	2,100	1,877	1,192	1,112	921	811			
	非同一判断数	2,307	14,73	197	887	956	776	49	382			
標準 文字 の 宣 言 な し	調査対象数	715	811	1,650	1,683	569	704	758	699			
	(内訳)	非同一判断数	417	58	177	839	333	376	45	346		
		計	7	1	6	21	8	15	1	7		
		色	345	34	162	771	321	290	34	289		
		濃淡	8	0	6	88	7	21	4	2		
		背景	6	34	0	17	1	2	0	0		
		拡大縮尺	49	2	5	11	0	60	5	52		
		書体 (フォント)	4	0	1	1	3	1	2	0		
		文字態様	2	2	0	6	6	11	0	0		
		配置	147	21	1	3	0	2	0	1		
		その他 (立体・音・連続商標)	(内訳)	計	6	3	4	0	2	14	0	2
		行数		0	0	0	1	0	1	0	0	
		大文字小文字		0	0	0	0	1	1	0	0	
		文字記号		0	0	0	0	0	3	0	0	
		スペル		0	0	0	0	0	0	0	0	
		内容変更		4	3	3	3	3	3	0	1	
		縦書き・横書き		0	0	0	0	0	2	0	1	
改行位置	0	0		0	0	0	0	0	0			
その他*	2	0	1	1	1	0	0	0				
標準 文字 の 宣 言 あ り	調査対象数	1,890	1,418	450	194	623	408	163	112			
	(内訳)	非同一判断数	1,890	1,415	20	48	623	400	4	36		
		計	0	0	0	4	0	0	0	0		
		色	1,886	0	15	19	623	1	1	18		
		濃淡	0	1,419	0	19	0	0	1	0		
		背景	10	0	0	2	0	0	0	0		
		拡大縮尺	1,886	1,419	4	9	623	400	1	18		
		書体 (フォント)	1	0	1	1	233	0	0	0		
		文字態様	0	0	0	3	0	0	2	0		
		配置	147	6	0	0	0	0	0	0		
		その他 (立体・音・連続商標)	(内訳)	計	10	1	0	1	1	19	0	0
		行数		4	1	0	1	1	8	0	0	
		大文字小文字		7	0	0	0	0	6	0	0	
		文字記号		0	0	0	0	0	5	0	0	
		スペル		0	0	0	0	0	0	0	0	
		内容変更		1	0	0	0	0	0	0	0	
		縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0	0	
改行位置	0	0		0	0	0	0	0	0			
その他*	1	0	0	0	0	0	0	0				

*商標が全く異なっている (ROMARIN 登録上の誤りと思われる)。

表1 文献調査結果一覧表 (3)

項目		17.DK	18.CZ	19.NZ	20.NO	21.PL	22.HU	23.SG	24.BY	
全体	調査対象数	616	541	492	476	452	436	386	369	
	非同一判断数	495	348	378	347	397	373	180	25	
標準 文字 の 宣 言 な し	調査対象数	184	265	146	201	312	135	301	299	
	(内訳)	計	64	72	32	72	258	72	166	220
		色	14	1	1	5	13	6	10	3
		濃淡	48	69	6	62	240	40	95	133
		背景	0	1	0	1	6	4	12	1
		拡大縮尺	0	0	0	5	4	1	3	0
		書体 (フォント)	15	2	10	5	54	25	0	81
		文字態様	0	0	0	1	3	1	8	1
		配置	0	0	0	0	1	0	2	0
		その他 (立体・音・連続商標)	0	0	27	0	3	0	80	0
		(内訳)	構成	計	2	0	0	1	0	1
	行数		1	0	0	0	0	0	0	13
	大文字小文字		0	0	0	0	0	0	0	1
	文字記号		0	0	0	0	0	0	0	0
	スペル		0	0	0	0	0	0	0	0
	内容変更		1	0	0	0	1	0	1	3
	縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0	0
改行位置	0		0	0	0	0	0	0	0	
その他*	0	0	0	0	0	0	0	0		
標準 文字 の 宣 言 あ り	調査対象数	432	276	346	275	140	301	85	70	
	(内訳)	計	431	276	346	275	239	301	14	55
		色	0	0	0	0	0	0	0	0
		濃淡	0	0	1	275	137	0	5	11
		背景	0	0	0	0	0	0	5	0
		拡大縮尺	0	0	0	0	0	0	1	0
		書体 (フォント)	430	276	346	275	125	301	0	37
		文字態様	158	0	0	57	0	0	5	5
		配置	0	0	0	57	0	0	0	2
		その他 (立体・音・連続商標)	0	0	10	0	0	0	2	0
		(内訳)	構成	計	20	2	0	2	2	0
	行数		0	2	0	0	1	0	0	0
	大文字小文字		19	0	0	2	1	0	0	0
	文字記号		0	0	0	0	0	0	0	0
	スペル		0	0	0	0	0	0	0	0
	内容変更		0	0	0	0	0	0	0	0
	縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0	0
改行位置	0		0	0	0	0	0	0	0	
その他*	1	0	0	0	0	0	0	0		

*商標が全く異なっている (ROMARIN 登録上の誤りと思われる)。

表1 文献調査結果一覧表 (4)

項目		25.BG	26.PT	27.SE	28.IL	29.RS	30.SI	31.HR	32.FI		
全体	調査対象数	346	344	328	328	268	253	225	225		
	非同一判断数	299	166	265	270	257	149	170	173		
標準 文字 の 宣 言 な し	調査対象数	252	186	136	127	235	150	145	100		
	(内訳)	非同一判断数	205	8	73	69	224	65	92	56	
		計	13	1	4	3	15	6	10	4	
		色	170	4	54	55	208	51	80	37	
		濃淡	27	2	0	9	1	0	1	0	
		背景	6	0	1	2	1	1	8	0	
		拡大縮尺	72	0	19	22	1	5	1	16	
		書体 (フォント)	1	0	2	0	0	1	1	6	
		文字態様	2	1	0	0	0	0	0	0	
		配置	0	1	0	0	0	0	3	0	
		その他 (立体・音・連続商標)	(内訳)	計	51	1	5	9	3	3	0
	行数	37		0	0	5	0	1	0	0	
	大文字小文字	2		0	5	0	0	0	0	0	
	文字記号	0		0	0	0	0	0	0	0	
	スペル	0		0	0	0	0	0	0	0	
	内容変更	24		1	0	4	2	2	0	0	
	縦書き・横書き	0		0	0	0	0	0	0	0	
改行位置	0	0		0	0	0	0	0	0		
その他*	0	0		0	0	1	0	0	0		
標準 文字 の 宣 言 あ り	調査対象数	94	158	192	201	33	103	80	125		
	(内訳)	非同一判断数	94	158	192	201	33	84	78	117	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	
		色	0	0	42	200	33	0	0	1	
		濃淡	0	0	0	0	0	0	0	1	
		背景	0	0	0	0	0	0	0	1	
		拡大縮尺	94	158	170	171	31	83	78	82	
		書体 (フォント)	0	0	45	0	0	0	0	40	
		文字態様	0	0	0	0	0	0	0	0	
		配置	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他 (立体・音・連続商標)	(内訳)	計	1	26	5	3	2	2	4
	行数	1		26	0	0	2	0	4	2	
	大文字小文字	0		0	5	0	0	1	0	0	
	文字記号	0		0	0	0	0	0	0	0	
	スペル	0		0	0	0	0	0	0	0	
	内容変更	0		0	0	3	0	0	0	0	
	縦書き・横書き	0		0	0	0	0	0	0	0	
改行位置	0	0		0	0	0	0	0	0		
その他*	0	0	0	0	0	1	0	0			

*商標が全く異なっている (ROMARIN 登録上の誤りと思われる)。

表1 文献調査結果一覧表 (5)

項目		33.LT	34.IS	35.LV	36.SK	37.GR	38.RO	39.IN	40.VN		
全体	調査対象数	170	170	201	197	160	144	147	138		
	非同一判断数	136	153	161	64	152	118	115	126		
標準 文字 の 宣 言 な し	調査対象数	115	25	139	152	148	106	145	114		
	(内訳)	計	83	8	99	19	80	113	109	19	
		色	11	0	8	0	31	19	14	0	
		濃淡	70	2	88	19	61	30	88	19	
		背景	3	0	3	0	1	17	40	0	
		拡大縮尺	0	0	4	0	2	6	0	0	
		書体 (フォント)	2	6	11	0	6	64	0	0	
		文字態様	0	0	0	0	5	1	0	0	
		配置	0	0	0	0	0	7	0	0	
		その他 (立体・音・連続商標)	0	0	0	0	0	0	8	0	
		(内訳)	構成	計	2	0	17	0	15	0	1
	行数		0	0	0	0	0	0	0	0	
	大文字小文字		0	0	0	0	1	0	0	0	
	文字記号		0	0	0	0	0	0	0	0	
	スペル		0	0	0	0	0	0	0	0	
	内容変更		2	0	16	0	14	8	1	0	
	縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0	0	
改行位置	0		0	0	0	0	0	0	0		
その他*	0	0	1	0	0	0	0	0			
標準 文字 の 宣 言 あ り	調査対象数	55	145	62	45	12	38	2	24		
	(内訳)	計	53	145	62	45	38	2	17	45	
		色	0	0	0	0	38	0	0	0	
		濃淡	0	0	13	45	0	0	13	45	
		背景	0	0	0	0	27	0	3	0	
		拡大縮尺	0	0	0	0	0	0	0	0	
		書体 (フォント)	53	145	62	45	38	2	8	45	
		文字態様	0	0	0	0	2	0	0	0	
		配置	0	0	0	0	0	0	1	0	
		その他 (立体・音・連続商標)	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(内訳)	構成	計	0	2	4	0	0	0	3
	行数		0	0	1	0	0	0	0	0	
	大文字小文字		0	3	3	0	0	0	3	0	
	文字記号		0	0	0	0	0	0	0	0	
	スペル		0	0	0	0	0	0	0	0	
	内容変更		0	0	0	0	0	0	0	0	
	縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0	0	
改行位置	0		0	0	0	0	0	0	0		
その他*	0	0	0	0	0	0	0	0			

*商標が全く異なっている (ROMARIN 登録上の誤りと思われる)。

表1 文献調査結果一覧表 (6)

項目		41.MA	42.IE	43.M	44.MX	45.CY	46.EE	47.AM	48.PH		
全体	調査対象数	129	124	123	115	86	74	69	70		
	非同一判断数	104	115	6	80	82	38	32	26		
標準 文字 の 宣 言 な し	調査対象数	112	39	72	65	73	52	65	60		
	(内訳)	計	87	31	4	44	18	32	17	70	
		色	30	4	0	7	18	13	0	12	
		濃淡	58	23	4	33	17	17	17	49	
		背景	13	1	0	2	0	0	0	2	
		拡大縮尺	5	0	1	5	1	0	1	10	
		書体 (フォント)	6	10	0	0	1	2	1	6	
		文字態様	1	0	0	1	0	0	0	0	
		配置	6	0	0	0	0	0	0	0	
		その他 (立体・音・連続商標)	1	6	0	0	0	13	0	3	
		(内訳)	構成	計	4	0	0	0	2	0	1
	行数		1	0	0	0	0	0	0	0	
	大文字小文字		1	0	0	0	1	0	0	0	
	文字記号		0	0	0	0	0	0	0	0	
	スペル		0	0	0	0	0	0	0	0	
	内容変更		3	0	0	0	1	0	1	4	
	縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0	0	
改行位置	0		0	0	0	0	0	0	0		
その他*	0	0	0	0	0	0	0	0			
標準 文字 の 宣 言 あ り	調査対象数	17	85	51	50	13	22	4	10		
	(内訳)	計	17	84	2	36	20	0	10	12	
		色	0	0	0	0	0	0	0	0	
		濃淡	17	0	0	1	0	0	6	1	
		背景	4	0	0	0	0	0	0	0	
		拡大縮尺	0	0	0	0	0	0	0	0	
		書体 (フォント)	9	84	2	33	20	0	4	10	
		文字態様	1	0	0	0	0	0	0	1	
		配置	5	0	0	0	0	0	0	0	
		その他 (立体・音・連続商標)	0	0	0	0	0	0	0	0	
		(内訳)	構成	計	1	0	1	1	0	2	4
	行数		0	0	0	0	0	0	0	0	
	大文字小文字		1	0	1	1	0	2	3	0	
	文字記号		0	0	0	0	0	0	0	0	
	スペル		0	0	0	0	0	0	0	0	
	内容変更		0	0	0	0	0	0	0	0	
	縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0	0	
改行位置	0		0	0	0	0	0	0	0		
その他*	0	0	0	0	0	0	1	0			

*商標が全く異なっている (ROMARIN 登録上の誤りと思われる)。

表1 文献調査結果一覧表 (7)

項目		49.GE	50.CO	51.EG	52.M	53.TN	54.AL	55.O	
全体	調査対象数	60	52	49	46	10	9	0	
	非同一判断数	12	43	28	43	10	9	0	
標準 文字 の 宣 言 な し	調査対象数	58	45	49	46	5	8	0	
	(内訳)	計	11	36	28	5	8	8	0
		色	1	3	7	2	1	1	0
		濃淡	13	23	19	4	7	7	0
		背景	0	2	2	0	0	0	0
		拡大縮尺	0	1	2	0	0	0	0
		書体	23	17	3	2	0	0	0
		文字態様	0	0	2	1	0	0	0
		配置	0	0	5	2	0	0	0
		その他(立体・音・連続商標)	0	0	0	0	0	0	0
		(内訳)	計	23	9	1	1	19	1
	行数		16	0	0	0	0	0	0
	大文字小文字		5	0	0	0	0	0	0
	文字記号		0	0	0	0	0	0	0
	スペル		0	0	0	0	0	0	0
	内容変更		10	8	1	1	18	1	0
	縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0
改行位置	0		0	0	0	0	0	0	
その他*	0	1	0	0	1	0	0		
標準 文字 の 宣 言 あ り	調査対象数	2	7	0	0	5	0	0	
	(内訳)	計	1	7	0	5	1	1	0
		色	0	7	0	0	1	1	0
		濃淡	1	5	0	4	1	1	0
		背景	0	0	0	0	0	0	0
		拡大縮尺	0	0	0	0	0	0	0
		書体	1	7	0	5	0	0	0
		文字態様	0	0	0	0	0	0	0
		配置	0	0	0	2	0	0	0
		その他(立体・音・連続商標)	0	0	0	0	0	0	0
		(内訳)	計	0	2	2	0	0	0
	行数		0	0	1	0	0	0	0
	大文字小文字		0	2	1	0	0	0	0
	文字記号		0	0	0	0	0	0	0
	スペル		0	0	0	0	0	0	0
	内容変更		0	0	0	0	0	0	0
	縦書き・横書き		0	0	0	0	0	0	0
改行位置	0		0	0	0	0	0	0	
その他*	0	0	0	0	0	0	0		

*商標が全く異なっている (ROMARIN 登録上の誤りと思われる)。

4. 2. 2 知財庁調査票の概要と回答一覧

議定書の任意の加盟国（50 か国）に対して商標の同一性の認証に関する運用を問う調査票（資料編 資料#2 を参照）を送付し、31 か国（地域）から回答を得た。なお、中国に関しては、中国商標局からの回答ではなく、中国商標局との手続事案が多数ある法律事務所による回答である。

回答一覧を表 1 に示す。日本とは異なる運用が行われている項目については網掛した。

調査票回答によると、日本の運用と同様に厳格に同一性の認証を実施している国（地域）は、ロシア、オーストリア、スペイン、韓国、ニュージーランド、セルビア共和国、モルドバ共和国の 7 か国（9.7%）であった。

同一性の認証の際に書体を考慮しない国は、欧州連合、米国、イタリア、中国、ベネルクス、オーストラリア、トルコ、デンマーク、ノルウェー、ハンガリー、ベラルーシ、ブルガリア、スウェーデン、スロベニア、クロアチア、フィンランド、スロバキア、アイルランド及びフィリピンの 19 か国（61.3%）であった。

また、欧州、米国、中国、トルコ、デンマーク、ノルウェー、ハンガリー、スウェーデン、アイルランド及びフィリピンの 10 か国（32.3%）は、大文字と小文字の相違に関しても、同一性の認証の際に考慮していないと回答した。

色の相違に関しては、調査票回答では、中国、トルコ、ハンガリー、アイルランド又はフィリピンの 5 か国（16.1%）は、同一性の認証の際に考慮していないと回答した。

商標全体からの一部抽出については、中国、トルコ及びハンガリーが同一と認めると回答した。さらに、中国とハンガリーの 2 か国（6.5%）は、現地語と英語や現地語又は音訳の二段併記の抽出についても同一と認めると回答した。

なお、表 1 中「Q3-1 マドプロ登録可能な商標」の回答については、立：立体商標、音：音の商標、和：ホログラム、色：色彩商標、レ：トレードドレス、位：位置商標、動：動きの商標、味：味の商標 のように略した。

表1 各国知的財産庁からの調査票回答結果一覧表(1)

質問事項			1. 欧州連合	2. 米国 (US)	6. イタリア (IT)	7. 中国 (CN)	8. ベネルクス (BX)
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断する	同一と判断する(標準文字時)	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	f	スペルの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	h-1	書体の相違	同一と判断する	同一と判断する(特定の様式化がない場合)	同一と判断する	同一と判断する	同一と判断する
	h-2	書体の相違を認める程度	標準文字はどの書体でも可	標準文字の場合書体は考慮しない	書体により異なる	書体により異なる	1つの書体のみ使用
	i	標準文字の扱い	書体の相違は考慮しない	書体の相違は考慮しない	—	書体の相違は考慮しない	1つの書体のみ使用
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	書体の相違は考慮しない	書体の相違は考慮しない	—	書体の相違は考慮しない	同一と判断しない
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	違いが僅かであること	基礎出願/登録と同一であること	—	(例示あり)	このような事例は不知
	l-1	色彩の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	l-2	色彩の相違を認める程度	—	—	—	同系色で濃淡相違は認める	—
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない	課題はない	判断基準の緩和を検討中	—	課題はない	
Q1-3	同一性認証の特徴	出願時に複製は自動転送	—	—	判断は外観や識別力に依存	—	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし	あり	なし	なし	なし	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—	公開【商標審査便覧 § 1902.03】	—	—	—	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—	—	—	不可	—	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	—	—	各要素の対応具合を元に判断	—	厳密に同一と解釈	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、和、色、ト、動	立、音、和、色、位、におい他	立、音、和、色、ト ¹	立、音、ト	全タイプ(制限なし)	
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	なし	なし	—	なし	
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法	—	—	—	—	—	

表1 各国知的財産庁からの調査票回答結果一覧表(2)

質問事項			10. オーストラリア (AU)	11. ロシア (RU)	12. トルコ (TR)	13. オーストリア (AT)	14. スペイン (ES)
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない
	f	スペルの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する(外観が類似なら)	同一と判断しない	同一と判断しない
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	h-1	書体の相違	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない
	h-2	書体の相違を認める程度	通常文字の場合は同一	僅かな相違でも同一と認めない	独特な書体でなければ同一と判断	—	事案の実態/書体によって異なる
	i	標準文字の扱い	書体の相違は考慮しない	—	書体の相違は考慮しない	—	書体間の差異によって異なる
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	書体の相違は考慮しない	—	—	—	書体間の差異によって異なる
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	詳細に差異がないこと	全ての要素が一致していること	消費者の認知の程度による	—	そのケースの実態による
	l-1	色彩の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない
l-2	色彩の相違を認める程度	—	—	異系色でも同一と判断	—	—	
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない	課題はない	—	非常に厳格な基準	課題はない	
Q1-3	同一性認証の特徴	—	—	商標審査基ガイドライン参照	—	—	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし	なし	あり	なし	なし	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—	—	公開 [商標審査ガイドライン]	—	—	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—	—	—	—	—	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	同一でなければならない	全特徴が一致ならば同一と判断	—	「同一」を厳格に解釈	パリ条約6条の5(テルケル条項)	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	識別等の条件を満たせば制限なし	立、音、和、色、位置、その他	立、音、和、色、位置、ト	立、音、色、位置	立、音、和、位置	
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断	あり	なし	—	なし	なし	
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法	商標の内容等が示されているか	—	—	—	—	

表1 各国知的財産庁からの調査票回答結果一覧表(3)

質問事項			15. 韓国 (KR)	17. デンマーク (DK)	18. チェコ共和国 (CZ)	19. ニュージーランド (NZ)	20. ノルウェー (NO)
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない	同一と判断する(標準文字時)	同一と判断しない(非文字商標時)	同一と判断しない	同一と判断する
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	f	スペルの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	h-1	書体の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない(非文字商標時)	同一と判断しない	同一と判断する(標準書体時)
	h-2	書体の相違を認める程度	—	一般的な書体は同一と判断する	—	—	書体により異なる
	i	標準文字の扱い	—	—	—	基礎が標準文字なら要宣言	—
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	—	EU 共通実務を採用している	書体の相違は考慮しない	同一でなければならない	—
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	—	—	差異は許容されない	—	—
	l-1	色彩の相違	同一と判断しない	白黒とカラーは非同一	同一と判断しない(例外はl-2)	同一と判断しない	同一と判断しない
	l-2	色彩の相違を認める程度	—	—	消費者が気づかない程度	—	—
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	その他	—	—	課題はない	課題はない	
Q1-3	同一性認証の特徴	—	—	—	—	白黒とカラーは非同一と判断	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし	あり	なし	—	あり	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—	公開[国際出願の説明]	—	—	公開[国際出願の説明]	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	可能	—	—	—	—	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	—	—	不備は出願人には正させる	電子的に基礎を複製している	—	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、和、におい	立、音、和、色、位置、その他	立、音、和、色	立、音、和、色、位置、におい	立、音、色、におい、動、味覚	
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	なし	—	なし	—	
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法	—	—	—	—	—	

表1 各国知的財産庁からの調査票回答結果一覧表(4)

質問事項			21. ポーランド (PL)	22. ハンガリー (HU)	23. シンガポール (SG)	24. ベラルーシ (BY)	25. ブルガリア共和国 (BG)
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	f	スペルの相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	h-1	書体の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断する
	h-2	書体の相違を認める程度	標準文字時書体は考慮しない	書体により異なる	—	状況により異なる	書体の識別力による
	i	標準文字の扱い	書体の相違は考慮しない	書体の相違は考慮しない	—	—	—
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	書体の相違は考慮しない	書体の相違は考慮しない	同一と判断しない	—	その他(特になし)
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	—	消費者が気づかない程度	連続商標の1つなら同一判断	抽出は全体商標と異なる	そのようなケースはない
	l-1	色彩の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
l-2	色彩の相違を認める程度	—	異系色でも同一と判断する	—	—	—	
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない	—	全て側面で同一の規則に厳格に従う	ユーザから判断基準の緩和要望	課題はない	
Q1-3	同一性認証の特徴	—	消費者が気づかない相違は同	—	—	—	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし	あり	あり	なし	なし	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—	公開【手続ガイド】	公開【マドプロ手続マニュアル】	—	—	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—	—	—	—	—	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	双方が同一であるか	—	—	商標サービスマーク登録手続規則	双方は同一でなければならない	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、お、色、位	立、音、ホロ、色	立、音、お、色、位置、ト、動	立、位置、ト	立、音、色	
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断	—	—	あり	なし	なし	
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法	—	—	商標手続マニュアル第3章立体商標	—	—	

表1 各国知的財産庁からの調査票回答結果一覧表(5)

質問事項			27. スウェーデン (SE)	29. セルビア共和国 (RS)	30. スロベニア共和国 (SI)	31. クロアチア (HR)	32. フィンランド (FI)
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	f	スペルの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	h-1	書体の相違	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断する	同一と判断する
	h-2	書体の相違を認める程度	書体によって異なる	書体が異なれば非同一と判断	各事案により異なる	書体によって異なる	書体によって異なる
	i	標準文字の扱い	書体の相違は考慮しない	基礎が標準文字なら国際も同じ文字	書体の相違は考慮しない	書体の相違は考慮しない	—
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	書体の相違は考慮しない	—	書体の相違は考慮しない	書体の相違は考慮しない	—
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	同一書体で大文字か小文字の差異	そのよう判断ケースはない	—	例えば、「Ltd.」の省略	—
	l-1	色彩の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	l-2	色彩の相違を認める程度	—	—	—	—	—
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない	課題はない	課題はない	国際出願の需要が少なく課題はない	課題はない	
Q1-3	同一性認証の特徴	—	—	—	—	—	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし	なし	なし	なし、ただし一般的な説明あり	なし	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—	—	—	公開【国際登録手続き】	—	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—	—	—	—	—	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	外観、音声、観念を考慮する	視覚的に細部まで同一であること	—	基礎商標と国際出願を比較	標準文字なら多少の相違は認める	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、色、位置、ト	立、音、色、位置、ト	立体、音、色	立、音、和、色、位置、動	立体、音、和、色	
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	—	なし	—	—	
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法	—	—	—	—	—	

表1 各国知的財産庁からの調査票回答結果一覧表(6)

質問事項			36. スロバキア共和国 (SK)	42. アイルランド (IE)	43. モルドバ共和国 (MD)	48. フィリピン (PH)	50. コロンビア (CO)
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	f	スペルの相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	h-1	書体の相違	同一と判断する	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	h-2	書体の相違を認める程度	—	文字商標の書体は考慮しない	—	文字商標同士なら書体無視	独創的書体は同一と認めない
	i	標準文字の扱い	—	書体の相違は考慮しない	基礎が標準文字なら国際も同様	書体の相違は考慮しない	書体の相違は考慮しない
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	—	書体の相違は考慮しない	特徴のない書体なら基礎と同じ	書体の相違は考慮しない	書体の相違は考慮しない
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	—	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	—	同一と判断しない	同一と判断しない	同一と判断しない
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	—	書体の相違	差異は許容しない	見過ごされる程度の場合	商標の本質に影響を与えない例外
	l-1	色彩の相違	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない	同一と判断する	同一と判断しない
	l-2	色彩の相違を認める程度	—	異系色でも同一と判断する	—	異系色でも同一と判断する	—
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	判断基準の緩和予定あり	ユーザの判断基準の緩和要望あり	課題はない	—	課題はない	
Q1-3	同一性認証の特徴	—	—	—	—	—	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	あり	あり	なし	—	なし	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	公開 [商標手続]	公開 [WIPO マド・カイト/共通規則]	—	—	—	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—	—	—	—	—	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	—	—	視覚的に比較する	—	—	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、色	立、音、色、位、ト	立、和、色、位、ト	立、音、色、位、におい、ト	立、音、和、色、位、におい他	
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	なし	なし	なし	なし	
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法	—	—	—	—	—	

表1 各国知的財産庁からの調査票回答結果一覧表(7)

質問事項		(参考) カザフスタン共和国 (KZ)	
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない
	f	スペルの相違	同一と判断しない
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない
	h-1	書体の相違	同一と判断しない
	h-2	書体の相違を認める程度	—
	i	標準文字の扱い	—
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	同一と判断しない
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	同一と判断しない
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	—
	l-1	色彩の相違	同一と判断しない
	l-2	色彩の相違を認める程度	—
	Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない
Q1-3	同一性認証の特徴	—	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	—	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	—	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、色、位、ト	
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法	—	

4. 2. 3 各国別の調査結果一覧

「4. 2. 1 文献調査統計（要旨）」にて示した文献調査結果と「4. 2. 2 知財庁調査回答一覧」で示した回答内容の対比を表2に示す。表中の各国部分の左側には調査票の回答を、右側には各項目に該当する件数（日本の運用では非同一であると判断した件数）を示す。調査票の回答がなかった国は「回答なし」、調査票対象外の国は「調査票対象外」と記載し、各項目に該当する件数のみ示す。

文献調査結果の数字は日本の運用では非同一と判断した件数であり、数字部分に網掛がしてあるのは、知財庁回答と文献調査結果が大きく乖離しているものである。知財庁からの調査票回答と文献調査結果が大きく乖離していると思われる場合、その事由についてまとめたものを表1に示す。

なお、表2中「Q3-1 マドプロ登録可能な商標」の回答について、立：立体商標、音：音の商標、和：ホログラム、色：色彩商標、レ：トレードドレス、位：位置商標、動：動きの商標、味：味の商標 と略した。

表1 調査票回答と文献調査結果が相違している事由（1）

国名	項目	回答	該当件数 [件]	事由	
6. イタリア	Q1-1 l-1	色彩の相違	同一と判断しない	115	一部の文字商標に対して、自国官庁の自国官庁のデータベースでは統一書式（書体、文字サイズ、 <u>文字色（青色）</u> ）によりテキスト形式で表示されているものが存在する（テキスト形式ではなく、画像形式のものも存在する）。なお、図形商標の場合の色の相違についての事由は不明である。
13. オーストリア	Q1-1 h-1	書体の相違	同一と判断しない	623	基礎商標が文字商標である場合は自国官庁のデータベースでは <u>統一書式（書体、文字サイズ）</u> のテキスト形式で表示されているため。
14. スペイン	Q1-1 h-1	書体の相違	同一と判断しない	460	特定の図形表示、音響、形状、又は色彩を請求することを希望しない場合は、標章は出願様式上に通常活字体で大文字、数字及び句読点を使用しタイプ書き又はその他適切な手法で印刷し、複製しなければならず、登録及び公告は <u>統一書式（書体、文字サイズ）</u> にて行われるため。

表 1 調査票回答と文献調査結果が相違している事由 (2)

国名	項目		回答	該当 件数 [件]	事由
17. デンマーク	Q1-1 I-1	色彩の相違	同一と判 断しない	444	一般的な書体が使用されている文字商標については、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体、文字サイズ、 <u>文字色（青色）</u> ）によりテキスト形式で表示されているため。
19. ニュージーラ ンド	Q1-1 I-1	書体の相違	同一と判 断しない	347	標準文字の宣言がある場合、書体の相違は全事例で確認されたが、これは、自国官庁のデータベースでは <u>統一書式（書体、文字サイズ）</u> のテキスト形式で表示されているため。
21. ポーランド	Q1-1 I-1	書体の相違	同一と判 断しない	179	標準文字が宣言されている場合、書体の相違は考慮しないとしており、自国官庁のデータベースでは <u>統一書式（書体、文字サイズ）</u> のテキスト形式で表示されているため。
29. セルビア共和 国	Q1-1 I-1	書体の相違	同一と判 断しない	189	文字商標に一般的な書体が使用されている場合、自国官庁のデータベースでは <u>統一書式（書体、文字サイズ）</u> のテキスト形式で表示されているため。

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(1)

質問事項/国名(調査対象件数)		1. 欧州連合(EM) 11,799	2. 米国(US) 10,040	3. ドイツ(DE) 6,840	4. フランス(FR) 5,876							
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断する	4	同一と判断する(標準文字時)	33	回答なし	6	回答なし	35		
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0					0	0
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0					0	0
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0					0	0
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断する	0	同一と判断しない	0					0	0
	f	スペルの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0					0	0
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0					0	0
	h-1	書体の相違	同一と判断する	7,350	同一と判断する(書式が未クーム時)	668					4,664	3,344
	h-2	書体の相違を認める程度	標準文字はどの書体でもよい	/	標準文字の場合書体は考慮しない	/					/	/
	i	標準文字の扱い	書体の相違は考慮しない	/	書体の相違は考慮しない	/					/	/
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	書体の相違は考慮しない	/	書体の相違は考慮しない	/					/	/
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0					0	0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0					0	0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0					0	0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	違いが僅かであること	/	基礎出願/登録と同一であること	/					/	/
l-1	色彩の相違	同一と判断しない	38	同一と判断しない	25	61	135					
l-2	色彩の相違を認める程度	-	/	-	/	/	/					
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない	/	課題はない	/	/	/					
Q1-3	同一性認証の特徴	出願時に複製は自動転送	/	-	/	/	/					
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし	/	あり	/	/	/					
Q2-2	同一性の審査基準の公開	-	/	公開 [商標審査便覧 § 1902.03]	/	/	/					
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	-	/	-	/	/	/					
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	-	/	-	/	/	/					
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、和、色、ト、動	/	立、音、和、色、位、におい他	/	/	/					
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	/	なし	/	/	/					
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法	-	/	-	/	/	/					

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(2)

質問事項(調査対象件数)			5. スイス(CH) 4,921	6. イタリア(IT) 3,791	7. 中国(CN) 3,517	8. ベネルクス(BX) 2,949			
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	3 同一と判断しない	10 同一と判断する	1 同一と判断しない	0		
	b	縦書きと横書きの相違		0 同一と判断しない	0 同一と判断する	0 同一と判断しない	0		
	c	右横書きと左横書きの相違		0 同一と判断しない	0 同一と判断する	0 同一と判断しない	0		
	d	アクセント符号の相違		0 同一と判断しない	0 同一と判断する	0 同一と判断しない	0		
	e	句読点、引用符の相違		0 同一と判断しない	1 同一と判断する	0 同一と判断しない	0		
	f	スペルの相違		0 同一と判断しない	0 同一と判断する	0 同一と判断しない	0		
	g	音訳と英語の相違		0 同一と判断しない	0 同一と判断しない	0 同一と判断しない	0		
	h-1	書体の相違	3,233	同一と判断する	514	同一と判断する	127	同一と判断する	3
	h-2	書体の相違を認める程度		書体により異なる		書体により異なる		1つの書体のみ使用している	
	i	標準文字の扱い		-		書体の相違は考慮しない		1つの書体のみ使用している	
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断		-		書体の相違は考慮しない		同一と判断しない	
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出		0 同一と判断しない	0 同一と判断する	0 同一と判断しない	0 同一と判断しない	0	
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出		0 同一と判断しない	0 同一と判断する	0 同一と判断しない	0 同一と判断しない	0	
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出		0 同一と判断しない	0 同一と判断する	1 同一と判断しない	0 同一と判断しない	0	
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度		-		(例示あり)		このような事例は知らない	
	l-1	色彩の相違	3	同一と判断しない	115	同一と判断する	479	同一と判断しない	4
l-2	色彩の相違を認める程度		-		同系色で濃淡の相違は認める		-		
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況			判断基準の緩和を検討中		-		課題はない	
Q1-3	同一性認証の特徴			-		判断は外観や識別力に依存する		-	
Q2-1	同一性の審査基準の有無			なし		なし		なし	
Q2-2	同一性の審査基準の公開			-		-		-	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否			-		不可		-	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法			各要素の対応具合を元に判断実		-		同一性=厳密に同一と解釈する	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標			立、音、和、色、ト		立、音、ト		全タイプ(制限はない)	
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断			なし		-		なし	
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法			-		-		-	

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (3)

質問事項 (調査対象件数)			9. 英国 2,605	10. オーストラリア (AU) 2,229	11. ロシア (RU) 2,100	12. トルコ (TR) 1,877	
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	0	0	0	1
	b	縦書きと横書きの相違		0	0	0	0
	c	右横書きと左横書きの相違		0	0	0	0
	d	アクセント符号の相違		0	0	0	0
	e	句読点、引用符の相違		0	0	0	0
	f	スペルの相違		0	0	0	0
	g	音訳と英語の相違		0	0	0	0
	h-1	書体の相違	1,935	1,421	9	20	
	h-2	書体の相違を認める程度					
	i	標準文字の扱い					
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断					
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	0	0	0	0	
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	0	0	0	0	
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	0	0	0	0	
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度					
l-1	色彩の相違	7	1	6	25		
l-2	色彩の相違を認める程度						
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況						
Q1-3	同一性認証の特徴						
Q2-1	同一性の審査基準の有無						
Q2-2	同一性の審査基準の公開						
Q2-3	同一性審査基準の送付可否						
Q2-4	同一性の具体的な確認方法						
Q3-1	マドプロ登録可能な商標						
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断						
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法						

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(4)

質問事項(調査対象件数)			13. オーストリア(AT) 1,192	14. スペイン(ES) 1,112	15. 韓国(KR) 921	16. ウクライナ(UA) 811				
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	7	同一と判断しない	0	回答なし	0
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	6	同一と判断しない	0		0
	f	スペルの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	h-1	書体の相違	同一と判断しない	623	同一と判断しない	460	同一と判断しない	6		70
	h-2	書体の相違を認める程度	—	/	事案の実態/書体によって異なる	/	—	/		/
	i	標準文字の扱い	—	/	書体間の差異によって異なる	/	—	/		/
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	—	/	書体間の差異によって異なる	/	—	/		/
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	—	/	そのケースの実態による	/	—	/		/
l-1	色彩の相違	同一と判断しない	8	同一と判断しない	15	同一と判断しない		7		
l-2	色彩の相違を認める程度	—	/	—	/	—	/	/		
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	非常に厳格な基準	/	課題はない	/	その他	/	回答なし	/	
Q1-3	同一性認証の特徴	—	/	—	/	—	/	/		
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし	/	なし	/	なし	/	/		
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—	/	—	/	—	/	/		
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—	/	—	/	可能	/	/		
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	「同一」を厳格に解釈	/	パリ条約第6条の(テルケル条項)	/	—	/	/		
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、色、位置	/	立、音、和、位	/	立、音、和、におい	/	/		
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	/	なし	/	なし	/	/		
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法	—	/	—	/	—	/	/		

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (5)

質問事項 (調査対象件数)			17. デンマーク (DK) 616	18. チェコ共和国 (CZ) 541	19. ニュージーランド (NZ) 492	20. ノルウェー (NO) 476				
Q1 -1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断する(標準文字時)	19	同一と判断する(文字商標時)	0	同一と判断しない	0	同一と判断する	2
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	f	スペルの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	h-1	書体の相違	同一と判断する	455	同一と判断する(文字商標時)	278	同一と判断しない	347	同一と判断する(標準書体時)	280
	h-2	書体の相違を認める程度	一般的な書体は同一と判断する	/	-	/	-	/	書体により異なる	/
	i	標準文字の扱い	-	/	-	/	基礎が標準文字なら要宣言	/	-	/
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	EU 共通実務を採用している	/	書体の相違は考慮しない	/	同一でなければならない	/	-	/
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	-	/	差異は許容されない	/	-	/	-	/
	l-1	色彩の相違	白黒とカラーは非同一と判断	444	同一と判断しない(例外はl-2)	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	5
l-2	色彩の相違を認める程度	-	/	消費者が気づかない程度	/	-	/	-	/	
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	-	/	-	/	課題はない	/	課題はない	/	
Q1-3	同一性認証の特徴	-	/	-	/	-	/	白黒とカラー非同一と判断	/	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	あり	/	なし	/	-	/	あり	/	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	公開 [国際出願の説明]	/	-	/	-	/	公開 [国際出願の説明]	/	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	-	/	-	/	-	/	-	/	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	-	/	商標の特定及び型の一致	/	電子的に基礎を複製している	/	-	/	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、和、色、位置、その他	/	立、音、和、色	/	立、音、和、色、位置、におい	/	立、音、色、におい、動、味他	/	
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断	なし	/	-	/	なし	/	-	/	
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法	-	/	-	/	-	/	-	/	

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(6)

質問事項(調査対象件数)		21. ポーランド (PO) 452	22. ハンガリー (HU) 436	23. シンガポール (SG) 386	24. ベラルーシ共和国 (BY) 369					
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない	1	同一と判断する	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	1
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	f	スペルの相違	同一と判断しない	0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	h-1	書体の相違	同一と判断しない	179	同一と判断する	326	同一と判断しない	0	同一と判断する	118
	h-2	書体の相違を認める程度	標準文字時書体は考慮しない	/	書体により異なる	/	-	/	状況により異なる	/
	i	標準文字の扱い	書体の相違は考慮しない	/	書体の相違は考慮しない	/	-	/	-	/
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	書体の相違は考慮しない	/	書体の相違は考慮しない	/	同一と判断しない	/	-	/
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	-	/	消費者が気づかない程度	/	連続商標の1つなら同一判断	/	抽出は全体商標と異なる	/
l-1	色彩の相違	同一と判断しない	13	同一と判断する	6	同一と判断しない	10	同一と判断しない	3	
l-2	色彩の相違を認める程度	-	/	異系色でも同一と判断する	/	-	/	-	/	
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない	/	-	/	全て側面で同一の規則に厳格に従う	/	ユーザから判断基準の緩和要望	/	
Q1-3	同一性認証の特徴	-	/	消費者が気づかない相違は同	/	-	/	-	/	
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし	/	あり	/	あり	/	なし	/	
Q2-2	同一性の審査基準の公開	-	/	公開【手続ガイド】	/	公開【マドプロ手続マニュアル】	/	-	/	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	-	/	-	/	-	/	-	/	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	双方が同一であるか	/	-	/	-	/	商標サービスマーク登録手続規則	/	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、和、色、位	/	立、音、和、色	/	立、音、和、色、位置、トレ、動	/	立、位置、トレ	/	
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断	-	/	-	/	あり	/	なし	/	
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法	-	/	-	/	商標手続マニュアル第3章立体商標	/	-	/	

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (7)

質問事項 (調査対象件数)			25. ブルガリア共和国 (BG) 346	26. ポルトガル (PT) 344	27. スウェーデン (SE) 328	28. イスラエル (IL) 328				
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない	2	回答なし	0	同一と判断する	10	回答なし	1
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	0		0	同一と判断しない	0		0
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	0		0	同一と判断しない	0		0
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	0		0	同一と判断しない	0		0
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	0		0	同一と判断しない	0		0
	f	スペルの相違	同一と判断しない	0		0	同一と判断しない	0		0
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	0		0	同一と判断しない	0		0
	h-1	書体の相違	同一と判断する	166	158	同一と判断する	189		193	
	h-2	書体の相違を認める程度	書体の識別力による			書体によって異なる				
	i	標準文字の扱い	—			書体の相違は考慮しない				
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	その他 (特になし)			書体の相違は考慮しない				
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	14	0	同一と判断しない	0		3	
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	0	0	同一と判断しない	0		0	
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	0	0	同一と判断しない	0		0	
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	そのようなケースはない			同一書体で大文字か小文字の差異				
l-1	色彩の相違	同一と判断しない	13	1	同一と判断しない	4		3		
l-2	色彩の相違を認める程度	—			—					
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない		回答なし		課題はない		回答なし		
Q1-3	同一性認証の特徴	—				—				
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし				なし				
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—				—				
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—				—				
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	双方は同一でなければならない				外観、音声、観念を考慮する				
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、色				立、音、色、位置、ト				
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断	なし				なし				
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法	—				—				

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(8)

質問事項(調査対象件数)			29. セルビア共和国 (RS) 268	30. スロベニア共和国 (SI) 253	31. クロアチア共和国 (HR) 225	32. フィンランド (FI) 225				
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	3	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	b	縦書きと横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	c	右横書きと左横書きの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	d	アクセント符号の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	e	句読点、引用符の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	f	スペルの相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	g	音訳と英語の相違	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	h-1	書体の相違	同一と判断しない	189	同一と判断する	88	同一と判断する	79	同一と判断する	98
	h-2	書体の相違を認める程度	書体が異なれば非同一と判断		各事案により異なる		書体によって異なる		書体によって異なる	
	i	標準文字の扱い	基礎が標準文字なら国際も同じ文字		書体の相違は考慮しない		書体の相違は考慮しない		—	
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断	—		書体の相違は考慮しない		書体の相違は考慮しない		—	
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度	そのよう判断ケースはない		—		例えば、「Ltd.」の省略		—	
l-1	色彩の相違	同一と判断しない	15	同一と判断しない	6	同一と判断しない	10	同一と判断しない	4	
l-2	色彩の相違を認める程度	—		—		—		—		
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況	課題はない		課題はない		国際出願の需要が少なく課題はない		課題はない		
Q1-3	同一性認証の特徴	—		—		—		—		
Q2-1	同一性の審査基準の有無	なし		なし		なし、ただし一般的な説明はあり		なし		
Q2-2	同一性の審査基準の公開	—		—		公開【国際登録手続き】		—		
Q2-3	同一性審査基準の送付可否	—		—		—		—		
Q2-4	同一性の具体的な確認方法	視覚的に細部まで同一であること		—		基礎商標と国際出願を比較す		標準文字なら多少の相違は認める		
Q3-1	マドプロ登録可能な商標	立、音、色、位置、ト		立体、音、色		立、音、和、色、位、動		立、音、和、色		
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断	—		なし		—		—		
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法	—		—		—		—		

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (9)

質問事項 (調査対象件数)			33. リトアニア共和国 (LT) 170	34. アイスランド共和国 (IS) 170	35. ラトビア共和国 (LT) 201	36. スロバキア共和国 (SK) 197				
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	0	回答なし	3	回答なし	3	同一と判断しない	0
	b	縦書きと横書きの相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	c	右横書きと左横書きの相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	d	アクセント符号の相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	e	句読点、引用符の相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	f	スペルの相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	g	音訳と英語の相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	h-1	書体の相違		55		151		73	同一と判断する	45
	h-2	書体の相違を認める程度							-	
	i	標準文字の扱い							-	
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断							-	
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度							-	
l-1	色彩の相違		11		0		8	同一と判断しない	4	
l-2	色彩の相違を認める程度							-		
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況			回答なし		回答なし			判断基準の緩和予定あり	
Q1-3	同一性認証の特徴								-	
Q2-1	同一性の審査基準の有無								あり	
Q2-2	同一性の審査基準の公開								公開 [商標手続]	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否								-	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法								-	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標								立、色	
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断								なし	
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法								-	

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(10)

質問事項(調査対象件数)			37. ギリシャ (GR) 160	38. ルーマニア (RO) 144	39. インド (IN) 147	40. ベトナム (VN) 138		
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	0	回答なし	1	回答なし	0
	b	縦書きと横書きの相違	0	0	0	0	0	
	c	右横書きと左横書きの相違	0	0	0	0	0	
	d	アクセント符号の相違	0	0	0	0	0	
	e	句読点、引用符の相違	0	0	0	0	0	
	f	スペルの相違	0	0	0	0	0	
	g	音訳と英語の相違	0	0	0	0	0	
	h-1	書体の相違	43	44	66	5		
	h-2	書体の相違を認める程度						
	i	標準文字の扱い						
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断						
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	0	0	0	0		
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	0	0	0	0		
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	0	0	0	0		
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度						
	l-1	色彩の相違	22	69	19	14		
l-2	色彩の相違を認める程度							
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況			回答なし		回答なし		
Q1-3	同一性認証の特徴							
Q2-1	同一性の審査基準の有無							
Q2-2	同一性の審査基準の公開							
Q2-3	同一性審査基準の送付可否							
Q2-4	同一性の具体的な確認方法							
Q3-1	マドプロ登録可能な商標							
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断							
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法							

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(11)

質問事項(調査対象件数)			41. モロッコ (MA) 129	42. アイルランド (IE) 124	43. モルドバ共和国 (MD) 123	44. メキシコ (MX) 115				
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	2	同一と判断する	0	同一と判断しない	1	回答なし	3
	b	縦書きと横書きの相違		0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0		0
	c	右横書きと左横書きの相違		0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	d	アクセント符号の相違		0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0		0
	e	句読点、引用符の相違		0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0		0
	f	スペルの相違		0	同一と判断する	0	同一と判断しない	0		0
	g	音訳と英語の相違		0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	h-1	書体の相違		15	同一と判断する	94	同一と判断しない	2		33
	h-2	書体の相違を認める程度			文字商標の書体は考慮しない		—			
	i	標準文字の扱い			書体の相違は考慮しない		基礎が標準文字なら国際も同様			
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断			書体の相違は考慮しない		特徴のない書体なら基礎と同じ			
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出		0	—	0	同一と判断しない	0		0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出		0	同一と判断しない	0	同一と判断しない	0		0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出		0	—	0	同一と判断しない	0		0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度			書体の相違		差異は許容しない			
l-1	色彩の相違		30	同一と判断する	4	同一と判断しない			7	
l-2	色彩の相違を認める程度			異系色でも同一と判断する		—				
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況			ユーザの判断基準の緩和要望あり		課題はない		回答なし		
Q1-3	同一性認証の特徴			—		—				
Q2-1	同一性の審査基準の有無			あり		なし				
Q2-2	同一性の審査基準の公開			公開 [WIPO マド・ガイト/共通規則]		—				
Q2-3	同一性審査基準の送付可否			—		—				
Q2-4	同一性の具体的な確認方法			—		視覚的に比較する				
Q3-1	マドプロ登録可能な商標			立、音、色、位置、ト		立、和、色、位置、ト				
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断			なし		なし				
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法			—		—				

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (12)

質問事項 (調査対象件数)			45. キプロス共和国 (CY) 86	46. エストニア共和国 (EE) 74	47. アルメニア共和国 (AM) 69	48. フィリピン (PH) 70				
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	0	回答なし	1	回答なし	1	同一と判断する	2
	b	縦書きと横書きの相違		0		0		0	同一と判断する	0
	c	右横書きと左横書きの相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	d	アクセント符号の相違		0		0		0	同一と判断する	0
	e	句読点、引用符の相違		0		0		0	同一と判断する	0
	f	スペルの相違		0		0		0	同一と判断する	0
	g	音訳と英語の相違		0		0		0	同一と判断しない	0
	h-1	書体の相違		16		21		2	同一と判断する	5
	h-2	書体の相違を認める程度							文字商標同士なら書体無視	
	i	標準文字の扱い							書体の相違は考慮しない	
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断							書体の相違は考慮しない	
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出		0		0		0	同一と判断しない	0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度							見過ごされる程度の場合	
	l-1	色彩の相違		12		0		13	同一と判断する	0
l-2	色彩の相違を認める程度							異系色でも同一と判断する		
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況			回答なし		回答なし			-	
Q1-3	同一性認証の特徴								-	
Q2-1	同一性の審査基準の有無								-	
Q2-2	同一性の審査基準の公開								-	
Q2-3	同一性審査基準の送付可否								-	
Q2-4	同一性の具体的な確認方法								-	
Q3-1	マドプロ登録可能な商標								立、音、色、位、におい、ド	
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断								なし	
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法								-	

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表 (13)

質問事項 (調査対象件数)			49. ジョージア (GE) 60	50. コロンビア (CO) 52	51. エジプト (EG) 49	52. マケドニア (MK) 46			
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	回答なし	1 同一と判断しない	2	調査票対象外	0	調査票対象外	2
	b	縦書きと横書きの相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	c	右横書きと左横書きの相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	d	アクセント符号の相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	e	句読点、引用符の相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	f	スペルの相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	g	音訳と英語の相違		0 同一と判断しない	0		0		0
	h-1	書体の相違		21 同一と判断しない	24		3		7
	h-2	書体の相違を認める程度			独自の書体は同一と認めない				
	i	標準文字の扱い			書体の相違は考慮しない				
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断			書体の相違は考慮しない				
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出		0 同一と判断しない	0		0		0
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出		0 同一と判断しない	0		0		0
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出		0 同一と判断しない	0		0		0
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度			商標の本質に影響を与えない例外				
l-1	色彩の相違			同一と判断しない	3	7		20	
l-2	色彩の相違を認める程度			-					
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況				課題はない		調査票対象外		
Q1-3	同一性認証の特徴				-				
Q2-1	同一性の審査基準の有無				なし				
Q2-2	同一性の審査基準の公開				-				
Q2-3	同一性審査基準の送付可否				-				
Q2-4	同一性の具体的な確認方法				-				
Q3-1	マドプロ登録可能な商標				立、音、和、色、位、におい、				
Q3-2	Q3-1 で伝統的商標と異なる同一性判断				なし				
Q3-3	Q3-2 の具体的な判断方法				-				

表2 各国知的財産権庁からの調査票回答及び文献調査結果一覧表(14)

質問事項(調査対象件数)			53 チュニジア共和国(TN) 10	54. アルバニア(AL) 9	55. オマーン国(OM) 0	(参考) カザフスタン(KZ)
Q1-1	a	大文字と小文字の相違	調査票対象外	調査票対象外	調査票対象外	0 同一と判断しない
	b	縦書きと横書きの相違				0 同一と判断しない
	c	右横書きと左横書きの相違				0 同一と判断しない
	d	アクセント符号の相違				0 同一と判断しない
	e	句読点、引用符の相違				0 同一と判断しない
	f	スペルの相違				0 同一と判断しない
	g	音訳と英語の相違				0 同一と判断しない
	h-1	書体の相違	7			0 同一と判断しない
	h-2	書体の相違を認める程度				-
	i	標準文字の扱い				-
	j	特徴のない(非図案化)文字商標の判断				同一と判断しない
	k-1	本国言語と他言語の二段併記の抽出	0			0 同一と判断しない
	k-2	ある言語と音訳の二段併記の抽出	0			0 同一と判断しない
	k-3	基礎商標(文字と図形)からの一部抽出	0			0 同一と判断しない
	k-4	基礎商標からの一部抽出を認める程度				-
	l-1	色彩の相違	2		1	0 同一と判断しない
l-2	色彩の相違を認める程度				-	
Q1-2	貴庁の商標の同一性認証の状況			調査票対象外	調査票対象外	課題はない
Q1-3	同一性認証の特徴					-
Q2-1	同一性の審査基準の有無					-
Q2-2	同一性の審査基準の公開					-
Q2-3	同一性審査基準の送付可否					-
Q2-4	同一性の具体的な確認方法					-
Q3-1	マドプロ登録可能な商標					立、色、位、ト
Q3-2	Q3-1で伝統的商標と異なる同一性判断					なし
Q3-3	Q3-2の具体的な判断方法					-

4. 3 各国の特徴

本章では、商標の同一性の認証に関する文献調査結果から得られた特徴を各国毎に示す¹。

4. 3. 1 欧州連合

(1) 案件調査結果 (概要)

欧州連合を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 11,799 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは 8,550 件 (72.5%) であった。

欧州連合の特徴は、書体 (フォント) の相違や大文字と小文字といった文字に関する認証が日本の運用に比べて緩やかに行われていることである。また、それ以外の認証に関しては厳密に行われている。立体商標については、図面の認証等に関して緩やかに運用されている事例が文献調査から確認された。

欧州連合においては、標準文字の宣言の有無により、判断の基準が異なる。欧州連合において標準文字制度はないが、「文字商標 (word mark)」を選択して出願した場合、書体 (フォント) を指定することはできず、また大文字と小文字に関しても区別されない (欧州共同体商標審査基準 パート B 審査 第 2 節 10.1 参照)。

マドプロを使用した国際登録においては、この「文字商標」の取扱いに倣っているものと推測され、標準文字の宣言がある場合には、書体 (フォント) の相違、大文字と小文字の相違については、同一と認定していることが、欧州共同体意匠商標庁への調査票及び文献調査から確認された。

標準文字の宣言がない場合の事例としては、基礎商標には背景が存在するが国際登録には存在しないもの、立体商標において基礎商標と国際登録で図面が異なっても同一と認定されているものが確認された。

また、標準文字の宣言がある場合の事例として、基礎商標と国際登録で使用されている文字は同一であるが、行数の異なるものが確認された。これは、基礎商標が文字商標である場合は自国官庁のデータベースでは統一書式 (書体、文字サイズ) のテキスト形式で表示されているために、表示文字数制限により自動的に改行が行われているものと推測される。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

「共同体商標審査便覧 パート M 国際商標 2.1 国際出願の審査と転送」において、「OHIM へ出願する国際登録は、国際出願と基礎商標の同一性を確保しなければならぬ。」と規定されている。

¹ 各国における事例については一部、カラーで表示している部分があるが、製本版では白黒印刷となっている。カラー部分については特許庁ウェブサイトでは本報告書 (電子版) を参照されたい。

(3) 欧州共同体意匠商標庁調査票回答結果

欧州共同体意匠商標庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 1-1 に示す。

表 1-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	4
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断する	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	7,350*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		出願人が「標準的な文字」による商標として特定するときは、国際出願でどの書体を使用しているても構わない。 OHIM では、いずれにせよ、基礎商標に記載されている商標を転送している。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0

表 1-1 調査票回答結果及び事例調査結果 (続き)

	相違の種類		判断	事例調査 結果[件]
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部 (英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		二つの商標の違いが、相応の観察力のある消費者が二つの商標を並べて吟味して初めて認知するほどわずかなものであること。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	38

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

欧州において調査を行った結果を表 1-2 に示す。11,799 件のうち、標準文字の宣言のないものが 4,450 件、標準文字のあるものは 7,349 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、4450 件中の 1,201 件 (27.0%) 標準文字の宣言がある国際登録では 7,349 件中の 7,349 件 (100%)、合計 8,550 件 (72.5%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 1-1～図 1-3 に示す。

表 1-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	4,450	7,349	11,799
同一と判断	3,249	0	3,249
非同一と判断	1,201	7,349	8,550

図 1-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

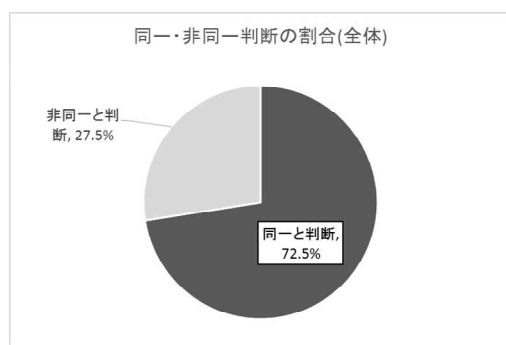


図 1-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

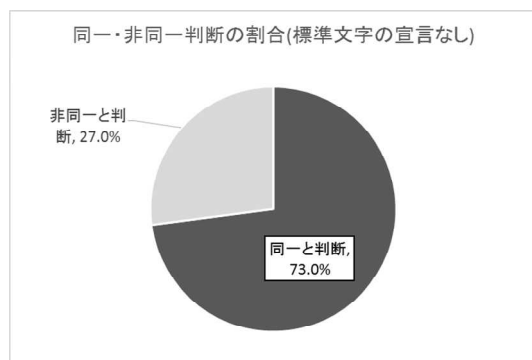
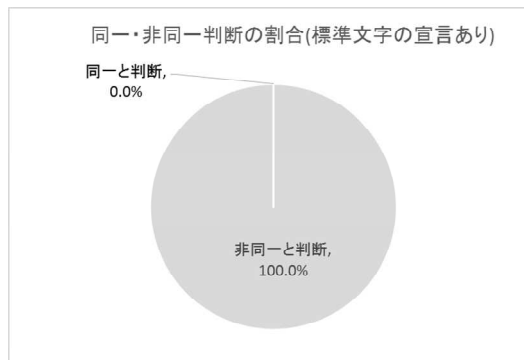


図 1-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断した各相違の内容の内訳を表 1-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、色、構成、背景に関する相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）の相違が全事例で確認されたが、これは基礎商標が文字商標である場合、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 1-3 非同一と判断した内容の内訳（合計の多い順に示す。以下同じ。）

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	1	7,349	7,350
色	38	0	38
背景	33	0	33
その他*1	18	0	18
構成	11	6	17
文字態様	4	0	5
配置	4	0	4
拡大縮尺	0	0	0
濃淡（参考）*2	1,157	7,349	7,350

*1 立体（3D）商標の表示があり、相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 1-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がある場合は、「大文字と小文字」及び「行数」の相違が多く確認された。「行数」に関しては、基礎商標が文字商標である場合、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されているために、表示文字数制限により自動的に改行が行われている可能性がある。

表 1-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

（相違内容は各案件について複数該当する場合がある。以下同じ。）

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 (追加・削除)	9	0	9
大文字・小文字	0	4	4
行数	0	2	2
縦書き・横書き	1	0	1
その他 ^{*1}	1	1	2

*1 商標が全く異なっている。





エ 欧州連合における同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色



表 1-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1157420	基礎商標登録番号=011124054
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号=1162851	基礎商標登録番号= 008836728
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	

b. 背景


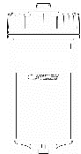
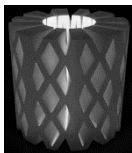

背景（色、模様等含む）の有無が相違する事例。

表 1-6 背景に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1166634	基礎商標出願番号= 011617388
		
	基礎商標にはグレーの背景色が存在するが、国際登録には存在しない。	

c. 立体 (3D) 商標における相違 (その他)
 基礎商標と国際登録の図面が相違する事例







表 1-7 立体商標における相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1184294	基礎商標出願番号= 011508959
		
	基礎商標と国際登録で構成が異なる。	
②	国際登録番号=1151698	基礎商標出願番号= 011057593
		
	基礎商標と国際登録で図面が異なる。	

d. 構成（内容変更の例）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 1-8 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1164964	基礎商標登録番号= 011029139
		
	基礎商標は点線で表示されているが、国際登録は実線である。	
②	国際登録番号=1148642	基礎商標登録番号=010846434
		
	基礎商標と国際登録で、表示方向が、横、縦と異なる。	
③	国際登録番号=1158131	基礎商標登録番号=002705903
		
	基礎商標と国際商標のグレー色部分の模様が異なる。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

調査票の回答によれば、標準文字の宣言がある場合、書体 (フォント) の相違は考慮しないとされている。

表 1-9 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1173864	基礎商標登録番号=011217511
	GLBrain	GLBrain
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号=1173961	基礎商標登録番号=011516028
	DISBOCOLOR	DISBOCOLOR
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号=1174077	基礎商標出願番号=011422607
	MONOTOTAL	MONOTOTAL
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

調査票の回答によれば、標準文字の宣言がある場合、大文字と小文字の相違は考慮しないとされている。

今回の調査事例の中には、大文字と小文字を使用して表された複数の基礎商標のうち、一つが国際登録と同一である事例が確認された。

表 1-10 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1199082	基礎商標登録番号= 011709482、009649691
	MINECRAFT	MINECRAFT Minecraft
	複数の基礎商標の一つが、大文字と小文字の相違が異なるものがある。	
②	国際登録番号= 1212118	基礎商標登録番号= 009390675、010946564
	mos mosh	mos mosh MOS MOSH
	複数の基礎商標の一つに大文字と小文字が異なるものがある。	
③	国際登録番号= 1220033	基礎商標登録番号= 008517104 基礎商標出願番号= 012405734
	10 Minutes With	10 Minutes With 10 MINUTES WITH
	複数の基礎商標の一つに大文字と小文字が異なるものがある。	

c. 行数

基礎商標は2行、国際登録は1行により構成されている事例、又は改行位置が異なる事例

基礎商標が文字商標である場合は自国官庁のデータベースでは統一された書体（フォント）、文字サイズにてテキスト形式で表示されているために、表示文字数制限により自動的に改行が行われている可能性がある。

表 1-11 行数、改行位置の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1204391	基礎商標登録番号= 009563917
	Suomen Virallinen Joulupukki - The Official Santa Claus of Finland	Suomen Virallinen Joulupukki - The Official Santa Claus of Finland
	基礎商標は2行から構成されるが、国際登録は1行から構成されている。	
②	国際登録番号= 1210406	基礎商標出願番号= 012436581
	Engineered by Stoll in Germany - Assembled in China	Engineered by Stoll in Germany - Assembled in China
	基礎商標は2行から構成されるが、国際登録は1行から構成されている。	

(5) 参考情報

欧州連合における標準文字及び文字商標の同一性については、以下の審査基準が適用されている。

ア 標準文字制度について

欧州連合では「標準文字」の規定・制度は存在しないが、これに相当する制度として以下の「文字商標制度」が存在する。

**GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON COMMUNITY TRADE MARKS
PART B EXAMINATION
SECTION 2 FORMALITIES FINAL VERSION 1.0 01/02/2016²**

A word mark is a typewritten mark with elements including letters (either lower or upper case), words (either in lower or upper case letters), numerals, keyboard signs or punctuation marks written across a single line. The Office accepts the alphabet from any official EU language as a word mark. A mark consisting of text written across more than one line will not be categorised as a word mark, as these marks are considered to be figurative.

(仮訳) 共同体商標審査便覧 パート B 審査 第 2 節 方式
(最終版 1.0 01/02/2016)

10.1 文字商標

文字商標は、一行に記載された(大文字と小文字のいずれかの)文字、(大文字と小文字のいずれかの)タイプ打ちされた単語、数字、キーボード表示、読点を含む商標である。

庁は公式の文字商標として EU 言語のあらゆるアルファベットを認める。一行を超えるテキストから構成される標章は文字商標とは分類されず、これらの標章は図形商標と判断される。

² GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON COMMUNITY TRADE MARKS
PART B EXAMINATION
SECTION 2 FORMALITIES

https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/trade_marks_practice_manual/WP_1_2016/Part-B/02-part_b_examination_section_2_formalities/part_b_examination_section_2_formalities_en.pdf (アクセス日：2016年2月18日)

GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON COMMUNITY TRADE MARKS

PART M INTERNATIONAL MARKS FINAL VERSION 1.0 01/08/2015³

2.1.3.2 Basic mark

Rule 103(2)(c), (d), (e) CTMIR

Rule 9(4)(a)(v), (vii), (vii bis-xii), Rule 11(2) CR

The Madrid system is founded on the requirement of a basic national or regional trade mark application or registration. Under the MP, an international application may be based on either a mark that has already been registered ('basic registration'), or a trade mark application ('basic application') at any point in the trade mark examination procedure.

An applicant may choose to base its international application on several basic marks providing it is the applicant/proprietor of all the basic CTMAs and CTMs even where, although containing identical marks, the goods and services covered are different.

All the basic CTMA(s) or CTM(s) must have been accorded a filing date, and must be in force.

All the basic CTMA(s) or CTM(s) must have been accorded a filing date, and must be in force.

The international applicant must be identical to the CTM holder/CTMA applicant. The international application may not be filed by a licensee or an affiliated company of the holder of the basic mark(s). A deficiency in this respect may be overcome by transferring the basic mark to the international application applicant, or by recording a change of name, as applicable (see the Guidelines Part E, Register Operations, Section 3, CTMs as Objects of Property, Chapter 1, Transfer). Where there are multiple holders or applicants in the basic CTM(s) or CTMA(s), the international application

³ GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON COMMUNITY TRADE MARKS PART M INTERNATIONAL MARKS VERSION 1.0 01/08/2015
https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/trade_marks_practice_manual/WP_1_2016/Part-M/01-part_m_international_marks/part_m_international_marks_en.pdf (アクセス日：2016年2月18日)

must be submitted by the same persons. The reproduction of the mark must be identical. For full details of the Office practice in relation to the identity of trade marks filed in black and white and/or greyscale as compared to those filed in colour please see Part B Section 2 Formalities, paragraph 14.2.1, in relation to priority claims which applies by analogy. Particular attention should be paid to the following:

- Item 7 c) of the official form must be ticked if the mark is in standard characters (word mark).
- Item 8 a) of the official form foresees the possibility of making a colour claim. Where the basic CTM(s) or CTMA(s) contain(s) an indication of colours, the same indication must be made in the international application (see the Guidelines, Part B, Examination, Section 2, Formalities, paragraph 11). Where the basic CTM(s) or CTMA(s) is/are in colour but do(es) not contain an indication of colours the applicant may choose to indicate the colours for the international application.
- If the basic mark is
 - a mark for a colour or colour combination as such,
 - a three-dimensional mark,
 - a sound mark, and/or
 - a collective mark,

the international application must be the same, and item 7 d) or 9 d) must be ticked. If the basic mark is a sound mark, only the graphic representation, for example, the musical notation will be transmitted to WIPO as WIPO does not accept electronic sound files.

- If the basic mark includes a description, the same description may be included in the international application (item 9 e)). However, a description of the mark may not be added in the international application if the basic mark(s) do(es) not contain one.
- A disclaimer may be included even if the basic mark(s) do(es) not include one (item 9 g)).
- WIPO requires a transliteration in Latin characters if the mark contains characters other than Latin. If no transliteration is provided, WIPO will raise an irregularity, which must be remedied directly by the applicant. This is true for all types of trade marks, not just word marks.

The list of goods and services must be identical to or narrower than the list contained in the basic mark(s) on the day the international application is filed.

- The applicant must specify the list of goods and services by class (item 10).
- The list may also be limited for some designated parties.

If the applicant does not provide a translation into the WIPO language chosen by it (English, French or Spanish) but instead authorises OHIM to provide the translation or to use the one available for the basic mark(s), it will not be consulted on the translation.

(仮訳) 共同体商標審査便覧 パート M 国際商標 第 1.0 版 2015 年 8 月 1 日

2.1.3.2 基礎商標

CTMIR 規則 103(2)(c), (d), (e)

CR 規則 9(4)(a)(v), (vii), (vii の 2-xii), 規則 11(2)

マドリッド制度は、基礎国内若しくは広域商標を出願又は登録する要請に基づき設立された。マドリッド協定議定書によると、既に登録済である商標 ("基礎登録")、又は審査手続中のすべての段階における商標出願("基礎出願")のいずれかを、国際出願の基礎とすることができる。

出願人は複数の基礎商標を国際出願の基礎とするよう選択できるが、同一商標を含みながら対象とされる商品及び役務が異なる場合であっても、その出願人が、基礎となる CTM 出願又は CTM すべての出願人／名義人であることを条件とする。

基礎となる CTM 出願又は CTM はすべて出願日が認められており、有効に存在していなければならない。

国際出願の出願人は CTM 名義人／CTM 出願と同一でなければならない。基礎商標のライセンシー又は名義人関連会社は国際出願を行うことができない。これに関する欠陥が存在する場合には、基礎商標を国際出願の出願人に移転すること、又は名称変更登録のいずれか適切な方法によって克服することができる (審査便覧 Part E, Register Operations (登録簿の管理)、Section 3, CTMs as Objects of Property (所有権の対象としての共同体商標)、Chapter 1, Transfer (移転) 参照)。基礎 CTM 又は CTM 出願の名義人又は出願人が複数名いる場合、国際出願は各人が同一の状態に出願しなければならない。

商標の表現物は同一のものとしなければならない。彩色付で提出されたものに対比させた白黒及び／又はグレースケールによって提出された商標の同一性に関する OHIM 実務の詳細については、類推適用される優先権主張に関する、Part B Section 2, Formalities (方式要件)、パラグラフ 14.2.1 を参照されたい。次について特に注意すべきである：

- ・ 商標が標準書体 (文字商標) であれば公定様式の項 7 c) にチェック印を入れなければならない。
- ・ 公定様式の項 8 a) は色彩の主張可能性を想定している。基礎 CTM 又は CTM 出願に色彩の表示が含まれる場合には、同様の表示を国際出願において行わなければならない (審査便覧 Part B, Examination (審査)、Section 2, Formalities (方式要件)、パラグラフ 11 を参照されたい)。基礎 CTM 又は CTM 出願は彩色付であるが色彩の表

示を含まない場合、出願人は国際出願について色彩の表示を選択することができる。

- ・ 基礎商標が次のいずれか又はすべてに該当しており、国際出願がこれと同一である場合には、項目 7 d)又は 9 d)にチェック印を入れなければならない。
 - 色又は色彩の組合せそれ自体に関する商標
 - 立体商標
 - 音商標
 - 団体商標
- ・ 基礎商標が音商標である場合、WIPO は電子音響ファイルを受理しないので、例えば楽譜などの視覚的表現物のみが WIPO に送付される。
- ・ 基礎商標に商標の説明が含まれている場合には、同一の説明を国際出願に含むことができる (項 9 e)。ただし基礎商標に商標の説明が含まれていない場合、国際出願に商標の説明を追加することはできない。
- ・ 基礎出願にディスクレームが含まれていない場合であっても、ディスクレームを含むことができる (項 9 g)。
- ・ 商標にラテンアルファベット以外の文字が含まれている場合、WIPO はラテンアルファベットによる音訳を要求する。音訳が提出されなければ WIPO は書類不備を指摘し、これは出願人が直接是正しなければならない。これは文字商標だけでなく、すべての種類の商標に適用される。

商品又は役務のリストは、国際出願日において基礎商標に含まれていたリストと同一であるか、又は更に狭い範囲のものとしなければならない。

- ・ 出願人は区分ごとに商品及び役務を指定しなければならない (10 項)。
- ・ リストは一部の指定国について限定することもできる。

出願人が WIPO 公用語(英語、フランス語又はスペイン語)のうち自身で選択した言語による翻訳文を提出せず、それに代えて WIPO が翻訳文を用意すること又は基礎商標について利用可能な言語を使用することを付託する場合、出願人は翻訳文について通知を受けない。

GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON COMMUNITY TRADE MARKS

PART B EXAMINATION

SECTION 2 FORMALITIES

FINAL VERSION 1.0 01/02/2016⁴

15.2.1 Identity of the marks

The Office and a number of trade mark offices of the European Union have agreed on a common practice under the European Trade Mark and Design Network concerning the identity of trade marks filed in black and white and/or greyscale as compared to those filed in colour. The offices believe that the Common Practice Note is a reflection of the current case-law that a trade mark filed in black and white and/or greyscale is, for the purposes of assessing priority, not identical to the same mark filed in colour unless the differences in colour or in the shades of the grey are so insignificant that they could go unnoticed by the average consumer (judgments of 19/01/2012, T-103/11, *Justing*, EU:T:2012:19, § 24, 20/02/2013, T-378/11, *Medinet*, EU:T:2013:83 and 09/04/2014, T-623/11, *Milanówek cream fudge*, EU:T:2014:199). An insignificant difference between two marks is one that a reasonably observant consumer will perceive only upon examining the marks side by side.

The principle described above applies to all cases where marks are compared for the purpose of priority claims. In relation to word marks, the mark applied for will in most cases be deemed to be the same as the earlier mark where there is a difference only in respect of typeface or where one mark is in upper case letters and the other in lower case. Furthermore, a difference in punctuation or the addition of a space separating two words will not usually prevent the marks from having identity (decisions of 09/10/2012, R 0797/2012-2, *Water Jel* and 15/07/1998, R 0010/1998-2, *THINKPAD*).

The Office will also check the mark type of the earlier application, because a different mark type may mean that the CTM application is different from the earlier mark. For example, a figurative mark is not the same as a three-dimensional mark or a position

⁴ GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON COMMUNITY TRADE MARKS
PART B EXAMINATION
SECTION 2 FORMALITIES VERSION 1.0 01/02/2016

https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/trade_marks_practice_manual/WP_1_2016/Part-B/02-part_b_examination_section_2_formalities/part_b_examination_section_2_formalities_en.pdf (アクセス日 : 2016年2月18日)

mark. However, a word mark can be considered to be the same as a figurative mark if standard type is used in the figurative mark (see the examples in paragraph 15.8.2 below).

In assessing the marks, the Office will also consider any colour indication in the earlier application.

(仮訳) 共同体商標審査便覧 パート B 審査
第 2 節 方式要件 第 1.0 版 2016 年 2 月 1 日

15.2.1 商標の同一性

OHIM 及び欧州連合のいくつかの商標官庁は、彩色付で提出されたものに対比させた白黒及び／又はグレースケールによって提出された商標の同一性に関する欧州商標意匠ネットワーク (European Trade Mark and Design Network) に基づく共通実務について合意を形成している。これらの官庁は、優先権の評価に関して、白黒及び／又はグレースケールで提出された商標は、その色彩又はグレーの濃淡における差異がきわめて些細であって平均的な消費者であれば気付かないものでない限り、彩色付で提出された同商標と同一ではないと判断した現行の判例法(2012年1月19日判決、T-103/11, *Justing*, EU:T:2012:19, § 24、2013年2月20日判決、T-378/11, *Medinet*, EU:T:2013:83、及び2014年4月9日判決、T-623/11, *Milanówek cream fudge*, EU:T:2014:199) が、共通実務ノート (Common Practice Note) に反映されているものと確信する。2つの商標間における些細な差異とは、合理的な注意力を有する観察者が、各商標を直接的に対比観察した場合に限り認識するものをいう。

上述した原則は、優先権主張に関して各商標を比較するすべての場合に適用される。文字商標に関していえば、タイプフェイスのみが異なる場合、又は一方の商標が大文字であり他方の商標が小文字である場合など、ほとんどの状況において出願商標が先の商標と同一とみなされる。更に、2つの単語を分ける句読点又はスペースの追加などの相違は、通常であれば各商標の同一性を妨げない(2012年10月9日判決、R 0797/2012-2, *Water Jel*、及び1998年7月15日判決、R 0010/1998-2, *THINKPAD*)。

OHIM は更に、商標の種類が異なる場合には CTM 出願が先の商標と異なることを意味する可能性があることから、先の商標の種類もチェックする。例えば図形商標は立体商標又は位置商標と同一ではない。ただし文字商標は、図形商標において標準書体が使用されている場合、図形商標と同一とみなすことができる(後述するパラグラフ 15.8.2 の例を参照されたい)。

GUIDELINES FOR EXAMINATION IN THE OFFICE FOR HARMONIZATION IN THE INTERNAL MARKET (TRADE MARKS AND DESIGNS) ON COMMUNITY TRADE MARKS

PART B EXAMINATION

SECTION 2 FORMALITIES

FINAL VERSION 1.0 01/02/2016

15.7.2 Comparison of the marks

Further examples with regard to word marks (for formalities' purposes)			
First trade mark	CTM application	the same	not the same
Word mark Percy & Reed	Word mark Percy + Reed		X
Word mark Percy & Reed	Word mark Percy and Reed		X
Word mark Percy & Reed	Word mark Percy & Reed	X	
Word mark Percy & Reed	Word mark Percy & REED	X	
Word mark Percy & Reed	Word mark PERCY & REED	X	
Word mark Percy & Reed	Word mark Percy & Reed	X	
Word mark POPEYE	Word mark POPEye	X	
Word mark POPEYE	Word mark PopEye	X	
Word mark POPEYE	Word mark POP-EYE	X	
Word mark: POPEYE	Word mark: POP EYE	X	
Word mark POPEYE®	Word mark POPEYE	X*	
Word mark POPEYE	Word mark POPEYE!?		X
Word mark POPEYE	Word mark POPEYE*	X	

* The symbols ™ and ® are not considered parts of the mark.

Examples regarding identity between figurative signs as compared to word marks (for formalities' purposes)			
First trade mark	CTM application	the same	not the same
Word mark Percy & Reed	Figurative mark Percy & Reed (figurative mark in standard type face)	X	

Examples regarding identity between figurative signs as compared to word marks (for formalities' purposes)			
First trade mark	CTM application	the same	not the same
Word mark Percy & Reed	Figurative mark Percy & Reed (figurative mark in standard type face)	X	

(仮訳) 同体商標審査便覧 パート B 審査
 第2節 方式要件 第1.0版 2016年2月1日

15.7.2 商標間の比較

文字商標に関する更なる例(方式要件に関する場合)			
最初の商標	CTM 出願	同一	同一でない
文字商標 Percy & Reed	文字商標 Percy + Reed		×
文字商標 Percy & Reed	文字商標 Percy and Reed		×
文字商標 Percy & Reed	文字商標 Percy & Reed	×	
文字商標 Percy & Reed	文字商標 Percy & REED	×	
文字商標 Percy & Reed	文字商標 PERCY & REED	×	
文字商標 Percy & Reed	文字商標 <i>Percy & Reed</i>	×	
文字商標 POPEYE	文字商標 POPeYe	×	
文字商標 POPEYE	文字商標 PopEye	×	
文字商標 POPEYE	文字商標 POP-EYE	×	
文字商標 POPEYE	文字商標 POP EYE	×	
文字商標 POPEYE®	文字商標 POPEYE	×*	
文字商標 POPEYE	文字商標 POPEYE!?		×
文字商標 POPEYE	文字商標 POPEYE*	×	
文字商標 Percy & Reed	図形商標 PERCY & REED (標準書体における図形商標)	×	
文字商標 Percy & Reed	図形商標 PERCY & REED (複数行に分かれた単語)		×
文字商標 Percy & Reed	図形商標 PERCY & REED (&を赤色で色彩クレーム)		×

*記号™、®などは商標の一部を構成しない。

4. 3. 2 米国

(1) 案件調査結果（概要）

米国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 10,040 件であった。基礎商標と国際登録の比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは 1,283 件（12.8%）であった。

米国の特徴は、調査票回答によると文字商標に対する書体（フォント）や大文字と小文字の同一性に関する認証は日本の運用に比べて緩やかに行われており、それ以外の認証に関しては厳格であることである。一方、文献調査からは緩やかに運用されている事例が確認された。

米国においては、標準文字の宣言の有無により、判断の基準が異なる。米国においては、特定のフォントスタイル、サイズ、色の主張を行わない場合、標準文字を指定することが可能とされている（商標審査便覧 § 807.3 参照）ところ、マドプロを使用した国際登録に標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違、大文字と小文字の相違に対しては、同一と認定していることが、米国特許商標庁への調査票及び文献調査から確認された。

標準文字の宣言がない場合の事例としては、基礎商標は白黒であるが、色に関する記述を付加することで、カラーの国際登録と同一であると認定しているものがあつた（商標審査便覧 § 1902.02(e) 参照）。また、背景の有無や色の相違、デザインの一部や配置が異なっても同一と認定している事例が確認された。

また、標準文字の宣言がある場合の事例として、基礎商標と国際登録の文字内容は同じであるが、行数の異なるものも多く見受けられる。これに関しては、米国においては、26 文字を超える標準文字標章に対しては、自動分割されるとする記述がある（商標審査便覧 § 807.05(a)(i) 参照）ため、その影響によるものと考えられる。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

米国の同一性の認証に関する規定としては、商標審査便覧 § 1902.02(d)に「国際出願には、①基礎出願及び/又は登録の商標と同一であり、かつ②連邦規則集第 37 巻第 2.52 条の要件である「出願人は基礎に追加、削除、置き換えを行うことは認められない」ことを満たす商標の複製を含めなければならない」と記載されている。また商標審査便覧 § 1902.03 においても、「国際出願における標章は、基礎出願/登録と同一でなければならない」旨の記載がある。

(3) 米国特許商標庁調査票回答結果

米国特許商標庁からの調査票回答結果及び事例調査結果を表 2-1 に示す。

表 2-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する (標準文字指定ありの場合)	33
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断する (標準文字指定有 の場合)	668*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		商標が標準文字(商標審査便覧 § 807.03)による場合、内容が同一であれば書体は考慮されない。商標が特別な様式のものである場合、基礎出願/登録の書体は、国際出願のそれと合致しなければならない。商標が特別な様式のものである場合、基礎出願/登録の書体は、国際出願のそれと合致しなければならない。	

表 2-1 調査票回答結果及び事例調査結果 (続き)

	相違の種類		判断	事例調査 結果[件]
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を指定している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない（商標審査便覧 § 807.03）。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		国際出願には、①基礎出願及び／又は登録の商標と同一であり、かつ②連邦規則集第 37 卷第 2.52 条の要件を満たす商標の複製を含めなければならない。(連邦規則集第 37 卷第 7.11 条 (a)(3)、商標審査便覧第 § 1902.02 条 (d))	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	25

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

米国において調査を行った結果を表 2-2 に示す。10,040 件のうち、標準文字の宣言のないものが 1,800 件、標準文字の宣言のあるものは 8,240 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 1,800 件中の 141 件 (7.8%)、標準文字の宣言がある国際登録では 8,240 件中の 1,142 件 (13.9%)、合計 1,283 件 (12.8%) が日本の運用では非同一と判断されると思われるものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 2-1~図 2-3 に示す。

表 2-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	1,800	8,240	10,040
同一と判断	1,659	7,098	8,757
非同一と判断	141	1,142	1,283

図 2-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

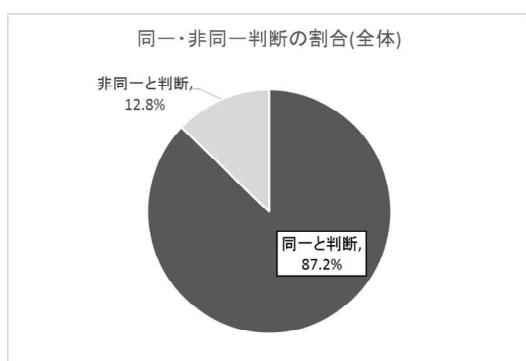


図 2-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

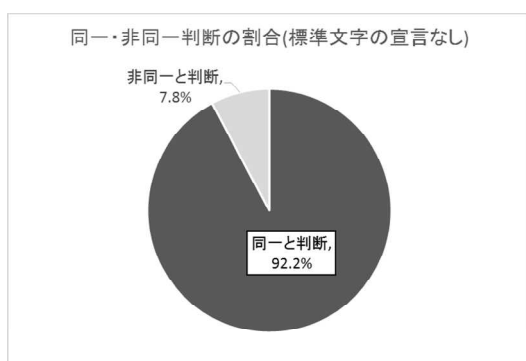
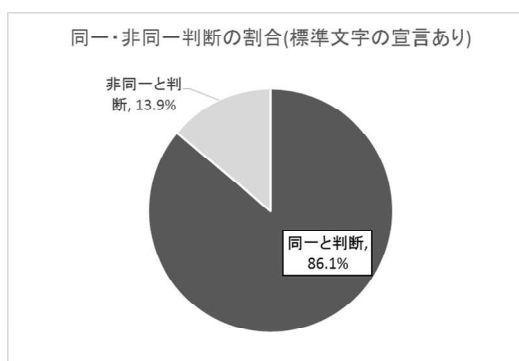


図 2-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 2-3 に示す。

各相違内容は標準文字の宣言の有無により傾向が異なっている。標準文字の宣言がない場合は、色、構成又は背景に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）や構成の相違が多い。

表 2-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	5	663	668
構成	21	150	171
文字態様	0	83	83
色	25	0	25
配置	3	20	23
背景	20	0	20
その他*1	4	0	4
拡大縮尺	2	1	3
濃淡（参考）*2	95	506	601

*1 立体（3D）商標の表示があり、相違があるものを含む数字である。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体例な相違内容を表 2-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合は、「行数」及び「大文字と小文字」の相違が多かった。「行数」に関しては、26 文字を超える標準文字標章に対して、自動分割されるとする記述がある（商標審査便覧 § 807.05(a)(i) 参照）ため、その影響によるものと考えられる。

表 2-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
行数	3	116	119
大文字・小文字	2	31	32
内容変更 （追加・削除）	16	11	27
改行位置	0	2	2
その他*1	0	1	1

*1 商標が全く異なっている。

エ 米国における同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 背景

背景色の有無又は背景色が相違している事例

表 2-5 背景の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1167791	基礎商標出願番号=85877544
		
基礎商標には背景色はないが、国際登録にはグレーの背景色がある。		
②	国際登録番号=1179167	基礎商標出願番号=865057063
		
基礎商標には背景色はないが、国際登録には黒色の背景色がある。		
③	国際登録番号=1175766	基礎商標出願番号=86003426
		
基礎商標には背景色はないが、国際登録にはグレーの背景色がある。		
④	国際登録番号=1208474	基礎商標出願番号=86009631
		
基礎商標には黒色の背景色があり文字色が白抜きであるが、国際登録には背景色はなく、文字色は黒色である。		
⑤	国際登録番号=1171651	基礎商標出願番号= 85841555、8584154、85841550
		 
複数の基礎商標の一つが背景及び字色が異なる。		






b. 色

基礎商標の画像は白黒である商標が、国際登録は色付き商標（画像）となっている。下記①～④の例においては基礎商標出願/登録にカラークレームが記載されているが、⑤及び⑥にはカラークレームは記載されていない。基礎商標においては、カラークレームがあることで商標を特定し、国際登録と同一であると判断していると考えられる。

表 2-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1154473	基礎商標登録番号=2174254
		
	国際登録はカラーであるが、基礎商標には「線及び点の記述: 本図面は黄色にて線画されている」とのクレームが記載されており白黒である。	
②	国際登録番号=1156872	基礎商標登録番号=2533014
		
	国際登録の図形部分はカラーであるが、基礎商標には「本標章は緑色の正方形が構成される。」とのクレームが記載されており白黒である。	
③	国際登録番号=1181562	基礎商標登録番号=2680035
		
	国際登録はカラーであるが、基礎商標には、以下のクレームが記載されており白黒である。 色彩が商標の一要素として主張されている。 白字に赤の背景である。緑の背景内に白い女性の像がある。その像の最上部の線は黄色である。その下の線は緑色である。その下の線はクリーム色である。バナーは緑、黄色、赤の順である。像の下の影付けはクリーム色である。	

表 2-6 色の相違に関する事例 (続き)

	国際登録	基礎商標
④	国際登録番号=1209895	基礎商標出願番号=86075396
		
	国際登録の図形部分はカラーであるが、基礎商標には「白色、赤色、木黒色、金色は本標章の特徴として主張されている。」とのクレームが記載されており、背景色はグレーである。	
⑤	国際登録番号=1193062	基礎商標出願番号= 86055963、86975917、86976375
		
	複数の基礎商標の一つが色が異なる。	
⑥	国際登録番号=1170598	基礎商標出願番号=85826142
		
	基礎商標は黒色ベタ塗り文字であるが、国際登録は白抜き文字である。	



c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 2-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1153443	基礎商標出願番号=85687061
		
基礎商標には®がないが、国際登録には®が存在する。また、鳥の目のデザインが異なっている。		
②	国際登録番号=1159227	基礎商標登録番号=75065318
		
基礎商標は文字のみであるが、国際登録には文字の上下に線が存在する。		
③	国際登録番号=1196837	基礎商標出願番号=86149400
		
基礎商標文字の中心部分の図形が、国際登録では変更されている。		
④	国際登録番号=1197736	基礎商標出願番号=86176293
		
基礎商標では文字列が円弧を描いて配置されているが、国際登録では文字列が直線状に配置されている。		
⑤	国際登録番号=1207765	基礎商標出願番号=86009631
		
2つのデザイン要素から構成されるが、基礎商標と国際登録ではその配置が異なっている。		

表 2-7 構成の相違に関する事例（続き）

	国際登録	基礎商標
⑥	国際登録番号=1157286	基礎商標出願番号=85848728
		
	異なる要素との組合せ例 3つのデザイン要素から構成されるが、基礎商標と国際登録ではその配置が異なっている。	







d. 書体（フォント）

表 2-8 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1162225	基礎商標出願番号=85691123
	TRAIL BLADE	Trail Blade
	基礎商標は大文字と小文字が混在しているが、国際登録は全て大文字のみであり、書体も異なる。	
②	国際登録番号=1155474	基礎商標登録番号=948362
	IN SIGHT IT MUST BE RIGHT	IN SIGHT IT MUST BE RIGHT
	基礎商標は1行のみであるが、国際登録では2行に分割されている。	
③	国際登録番号=1163131	基礎商標出願番号=85762793
	OF DOCTORS, FOR PATIENTS	OF DOCTORS, FOR PATIENTS
	基礎商標は1行のみであるが、国際登録では2行に分割されている。	

- e. 立体 (3D) 商標における相違 (その他)
 立体商標において、図面が相違している事例

表 2-9 立体商標における相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1172077	基礎商標出願番号=85836402
		
	基礎商標と国際登録において、図面の視点角度が異なっている。	
②	国際登録番号=1189481	基礎商標出願番号=86127089
		
	基礎商標と国際登録で図面が異なっている。	
③	国際登録番号=1191210	基礎商標出願番号=86096727
		
	基礎商標と国際登録で図面が異なっている。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 行数、改行位置

基礎商標は1行であるが国際登録では2行により構成されているものや、改行位置が異なる事例を示す。

ただし、「商標審査便覧 (TMEP) 第800章 807.05(a)(i) 標準文字図面における長い標章」の規定によれば、標準文字標章に関しては、出願者が意図せずに改行され、1行で出願された文字商標が複数行の商標に変換されているため、その影響であると考えられる。

表 2-10 行数、改行位置に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1152881	基礎商標登録番号=1940700
	BEAUTY FROM THE SEA	BEAUTY FROM THE SEA
	基礎商標は1行から構成されるが、国際と登録は2行から構成されている。	
②	国際登録番号=1153093	基礎商標出願番号=77693823
	DESTINATION MATERNITY	DESTINATION MATERNITY
	基礎商標は1行から構成されるが、国際と登録は2行から構成されている。	
③	国際登録番号=1233145	基礎商標出願番号=86252848
	GREATER INSIGHTS. BETTER OUTCOMES.	GREATER INSIGHTS. BETTER OUTCOMES.
	本案件は、基礎商標、国際登録共に2行に渡る文字商標であるが、改行位置が異なっている。	

b. 書体（フォント）

調査票の回答によれば、標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違は考慮しない。

表 2-11 書体（フォント）に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1197806	基礎商標登録番号=4368487
	MONACO	MONACO
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号=1198195	基礎商標登録番号=3002169
	THINKSTOCK	THINKSTOCK
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号=1202362	基礎商標出願番号=86172233
	ALEXANDER GIRARD	ALEXANDER GIRARD
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

c. 大文字と小文字

調査票の回答によれば、標準文字の宣言がある場合、大文字と小文字の相違は考慮しない。

表 2-12 大文字と小文字に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1172127	基礎商標登録番号=777818380
	K9 NOSE WORK	K9 Nose Work
	基礎商標は大文字、小文字、数字から構成されているが、国際登録は大文字と数字のみから構成されている。	
②	国際登録番号=1179177	基礎商標出願番号=85950714
	KJK JEWELRY	KJK Jewelry
	基礎商標は大文字と小文字から構成されているが、国際登録は大文字のみから構成されている。	

d. 構成（内容変更）

記号が追加又は削除されている事例

表 2-13 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1171887	基礎商標出願番号=86008388
	The Why Forum	THE WHY? FORUM
	基礎商標には「?」が存在するが、国際登録では「?」が削除されている。また、大文字と小文字の違いも存在する。	
②	国際登録番号=1170400	基礎商標出願番号=85874993
	e-NEST	ENEST
	基礎商標には「-」がないが、国際登録には「-」が存在する。また、大文字と小文字の違いも存在する。	

(5) 参考情報

米国商標審査便覧 (TMEP) には、標準文字及びその行の分割、色のクレーム、基礎商標との同一性の認証について、以下のとおりに定められている。

ア 標準文字制度について

Trademark Manual of Examining Procedure October 2015⁵

807.03 Standard Character Drawings

37 C.F.R. §2.52(a) Standard character (typed) drawing.

Applicants who seek to register words, letters, numbers, or any combination thereof without claim to any particular font style, size, or color must submit a standard character drawing that shows the mark in black on a white background. An applicant may submit a standard character drawing if:

- (1) The application includes a statement that the mark is in standard characters and no claim is made to any particular font style, size, or color;
- (2) The mark does not include a design element;
- (3) All letters and words in the mark are depicted in Latin characters;
- (4) All numerals in the mark are depicted in Roman or Arabic numerals; and
- (5) The mark includes only common punctuation or diacritical marks.

Effective November 2, 2003, Trademark Rule 2.52, 37 C.F.R. §2.52, was amended to replace the term “typed” drawing with “standard character” drawing. Applicants who seek to register a mark without any claim as to the manner of display must submit a standard character drawing that complies with the requirements of 37 C.F.R. §2.52(a).

(仮訳) 商標審査便覧 (2015年10月版)

807.03 標準文字図面

37 C.F.R. §2.52(a) 標準文字 (タイプされた) 図面

特定のフォントスタイル、サイズを主張することなく単語、文字、数字やその組み合わせを登録しようとする出願人は、白地の背景上に黒の標章を示した標準文字図面を提出することができる。

次の条件が満たされている場合は、出願人は標準文字図面を提出しなければならない。

(1) 出願の標章が標準文字であり、特定のフォントスタイル、サイズ、色の主張を行わない

⁵ Trademark Manual of Examining Procedure October 2015

<http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/current/TMEP-800d1e1.xml>

(アクセス日: 2016年2月18日)

旨の陳述を含んでいない場合

(2)標章がデザイン要素を含まない場合

(3)標章における全ての文字と単語がラテン文字で記述されている場合

(4)標章における全ての数字がローマ字又はアラビア数字である場合

(5)標章が一般的な句読符号や発音区別符号から構成される場合

2003年11月2日施行商標規則 2.52, 37 C.F.R. §2.52 は、「タイプされた」図面から「標準文字」に変更された。表示方法に関して主張を行わない標章の登録を希望する出願人は 37 C.F.R. §2.52(a)の要件を満たす標準文字図面を提出しなければならない。

807.03(a) Requirements for Standard Character Drawings

A standard character drawing must show the mark in black on a white background.

An applicant may submit a standard character drawing if:

The mark does not include a design element;

All letters and words in the mark are depicted in Latin characters;

All numerals in the mark are depicted in Roman or Arabic numerals;

The mark includes only common punctuation or diacritical marks; and

No stylization of lettering and/or numbers is claimed in the mark.

37 C.F.R. §2.52(a).

If the applicant files an application on paper that includes a standard character claim, the applicant may depict the mark in any font style; may use bold or italicized letters; and may use both uppercase and lowercase letters, all uppercase letters, or all lowercase letters, since no claim is made to any particular font style, size, or color. However, the USPTO will convert applicant's depiction of the mark to a standardized typeface for printing in the Official Gazette and on the registration certificate. If filing electronically via the Trademark Electronic Application System ("TEAS"), the applicant may neither depict the mark in any particular font style nor use bold or italicized letters. TEAS will automatically convert any wording typed into the standard-character field to a standardized typeface.

Superscripts, subscripts, exponents, or other characters that are not in the USPTO's standard character set (see TMEP §807.03(b)) are not permitted in standard character drawings. In re AFG Indus. Inc., 17 USPQ2d 1162, 1163-64 (TTAB 1990) (holding that a special form drawing is required for a drawing featuring a raised numeral). The degree symbol is permitted.

Underlining is not permitted in a standard character drawing.

Standard Character Claim Required. An applicant who submits a standard character drawing must also submit the following standard character claim:

The mark consists of standard characters without claim to any particular font style, size, or color.

This statement will appear in the Official Gazette and on the certificate of registration.

(仮訳) 807.03(a) 標準文字図面の要件

標準文字図面は白い背景に黒い標章で示さなければならない。以下に相当する場合、出願人は標準文字図面を提出しなければならない。

商標がデザイン要素を含まない場合

商標における全ての文字と単語がラテン文字で記述されている場合

商標における全ての数字がローマあるいはアラビア数字で記述されている場合

標章が一般的な句読点や区別的発音符から構成される場合

商標において文字や数字に様式化 (stylization) が主張されていない場合

37 C.F.R. §2.52(a).

特定のフォントスタイル、サイズ、色に対する主張はなされないために、出願人が標準文字のクレームを含む出願を紙面で行う場合、出願人はあらゆる書体で商標を記述してもよい。ボールド、イタリック文字、大文字と小文字の両方、全てが大文字、あるいはすべてが小文字。

しかし、官報及び登録証への印刷に対して USPTO は出願人の標章の記述を、標準化した書体に変換する。商標電子出願システム (TEAS) を用いて電子的に出願された場合、出願人は特定の書体を用いて標章を記述することはできなく、またボールドやイタリック書体を使用することもできない。TEAS は標準文字領域にタイプされたあらゆる単語を自動的に標準文字書体に変換する。

USPTO の標準文字セット (TMEP §807.03(b)) で許されていない上付き、下付き、べき数等その他文字は、標準文字図面には許されていない。In re AFG Indus. Inc., 17 USPQ2d 1162, 1163-64 (TTAB 1990) (判決: 累乗数を特徴とする図面に対しては特別なフォームの図面が必要である)

「°」の使用は許されている。

下線は標準文字図面では許されていない。

標準文字の主張が必要である。標準文字図面を提出する出願人は以下の標準文字クレームを提出しなければならない。

標章は特定の書体、サイズ、色に対する主張のない標準文字から構成される。

この記述は官報及び登録証に表示される。

イ 標準文字図面における行の分割について

Trademark Manual of Examining Procedure October 2015

807.05(a)(i) Long Marks in Standard Character Drawings

As noted in TMEP §807.05(a), when an applicant files an application for a standard character mark through TEAS, the applicant must enter the mark in the appropriate data field.

A single line can consist of no more than 26 characters, including spaces. If the applicant enters a mark that exceeds 26 characters into the standard character word mark field, the USPTO's automated system will break the mark, so that it fits into the Official Gazette. After 26 characters, the mark will automatically continue onto the next line. The online TEAS instructions provide further information about breaks in long standard character marks. If a standard character mark exceeds 26 characters, and the applicant has a preference as to where the mark will be broken, the applicant should use the special form option, and attach a digitized image of the mark that meets the requirements of 37 C.F.R. §2.53(c) to the "Mark" field on the electronic application. See TMEP §807.05(c) regarding the requirements for digitized images. If the applicant selects the special form option, the applicant may not include a standard character claim.

(仮訳) 807.05(a)(i) 標準文字図面における長い標章

TMEP § 807.05(a)に記されているように、出願人が TEAS によって標準文字標章を対象とする願書を提出する場合は、出願人はその標章を適切なデータ欄に入力しなければならない。1 行は、スペースを含めて、26 以下の文字で構成することができる。出願人が 26 字を超える標章を標準文字言葉標章欄に入力した場合は、USPTO の自動システムは標章を、それが特許公報に適合するようにするために、切断する。26 文字の後、標章は自動的に次の行に進む。オンライン TEAS 使用説明書は、長い標準文字標章における切断について更なる情報を提供している。標準文字標章が 26 文字を超えており、かつ、出願人がその標章の切断箇所についての要望を有する場合は、出願人は特別様式オプションを使用し、37 C.F.R. § 2.53(c)の要件に合致するデジタル画像を添付しなければならない。デジタル画像に関する要件については TMEP § 807.05(c)参照。出願人が特別様式オプションを選択した場合は、出願人は標準文字の主張を含めることができない。

Trademark Manual of Examining Procedure October 2015

1902.02(e) Color Claim

If color is claimed as a feature of the mark in the basic application and/or registration, the international application must include a statement that color is claimed as a feature of the mark, and set forth the same name(s) of the color(s) claimed in the basic application and/or registration. 37 C.F.R. §§7.11(a)(4) and 7.12(a).

If the basic application and/or registration includes a black-and-white reproduction of the mark with a description of the mark indicating that color is used on the mark, or a reproduction that is lined for color (see Note below), the USPTO will presume that color is a feature of the mark, unless the basic application and/or registration includes a statement that “no claim is made to color” or “color is not a feature of the mark.” Thus, the basic application and/or registration will be presumed to have a color claim.

If color is not claimed as a feature of the mark in the basic application and/or registration, an applicant may not claim color as a feature of the mark in the international application. 37 C.F.R. §7.12(b).

Note Regarding Color Drawings in United States Basic Applications or Registrations: Prior to November 2, 2003, the USPTO did not accept color drawings. An applicant who wanted to show color in a mark had to submit a black-and-white drawing, with a statement identifying the color(s) and describing where it/they appeared in the mark. Alternatively, the applicant could submit a black-and-white drawing that showed color by using a lining system that previously appeared in 37 C.F.R. §2.52 but was deleted from the rule effective October 30, 1999. See notice at 64 Fed. Reg. 48900, 48903 (Sept. 8, 1999) and 1226 TMOG 103, 106 (Sept. 28, 1999). It was presumed that color was claimed as a feature of the mark, unless the applicant specifically stated that no claim was made to color, or that color was not claimed as a feature of the mark. The USPTO began accepting color drawings on November 2, 2003. Effective November 2, 2003, the USPTO no longer accepts black-and-white drawings with a color claim, or drawings that show color by use of lining patterns. 37 C.F.R. §2.52(b)(1). See TMEP §§807.07 et seq. regarding the current color requirements.

(仮訳) 1902.02(e) カラークレーム

基礎出願/登録における商標の特徴として色彩が主張される場合、標章の特徴として基礎出

願/登録と同じ色名にて主張された記述を含まなければならない。

37 C.F.R. §§7.11(a)(4) and 7.12(a)

国際出願/登録に標章で用いられている色の記述を伴う白黒の複製が含まれている場合又は色に対して線が引かれている場合、基礎出願/登録に「色彩に対して主張を行わない」又は「色彩は標章の特徴ではない」という記述がない限り、USPTO は色は標章の特徴であると想定する。

基礎出願/登録において色彩が標章の特徴として主張されていない場合、出願人は国際出願における標章の特徴として色彩を主張することはできない。37 C.F.R. 7.12(b)

2003年11月2日以前は、USPTO はカラー図面を認めていなかった。色彩を示したい出願人は白黒図面に色彩を特定し、標章のどこに適用するのか付しなけりばならなかつた。出願には代替として、USPTO の色彩ライニング図(TMEP §808.01(d))を用いて色彩を示した白黒図面を提出することが可能であつた。USPTO は2003年11月2日かにカラー図面のを認め始めた。2003年11月2日以降、庁はカラークレームを付した白黒図面やライニングパターンを示して色彩を示した図面を認めていない。37 C.F.R. 2.52(b)(1)

エ 同一性の認証に関する規定

Trademark Manual of Examining Procedure October 2015

1902.02(d) Reproduction (Drawing) of Mark

An international application must include a reproduction of the mark that (1) is the same as the mark in the basic application and/or registration; and (2) meets the requirements of 37 C.F.R. §2.52. 37 C.F.R. §7.11(a)(3).

For paper filers, the mark must appear no larger than 3.15 inches (8 cm) high by 3.15 inches (8 cm) wide and must be placed in the box designated by the IB on the MM2 form. 37 C.F.R. §§2.52(d) and 2.54(b); Common Reg. 9(4)(a)(v); Guide to International Registration, Paras. B.II.07.37 et seq. For international applications filed electronically, an image of the mark taken from the Trademark database will appear automatically on the prepopulated TEAS form. If an applicant uses the free-text TEAS form, the applicant must either type the mark in the appropriate field, or attach a digitized image of the mark that meets the requirements of 37 C.F.R. §2.53(c).

Standard Character Reproductions. If the mark in the basic application and/or registration is in standard characters, the reproduction of the mark in the

international application must be in standard characters. To claim standard characters, an applicant must check the appropriate box on the IB's official application form MM2, or on the TEAS form. The applicant may not claim standard characters in the international application unless the mark in the basic application and/or registration is in standard character (or typed) format. See TMEP §§807.03 et seq. for information about standard character drawings in applications for registration of marks in the United States. The USPTO's standard character chart is posted on the USPTO website at <http://teas.uspto.gov/standardCharacterSet.html>.

Special Form Reproductions. If the mark in the basic application or registration is in special form, the reproduction of the mark in the international application must be in special form. See TMEP §807.04(a) for characteristics of special form drawings in applications for registration of marks in the United States.

Use of Color. If the mark in the basic application or registration is depicted in black and white and does not include a color claim, the reproduction of the mark in the international application must be black and white. See TMEP §1902.02(e) regarding color claims. If the mark in the basic application or registration is in color, the reproduction of the mark in the international application must be in color. If the mark in the basic application or registration is depicted in black and white, and the basic application or registration includes a color claim, the international application must include both a black-and-white reproduction of the mark and a color reproduction of the mark that meet the requirements of 37 C.F.R. §2.52. 37 C.F.R. §7.11(a)(3); Common Reg. 9(4)(a)(vii). For example, if the basic application and/or registration includes a color claim and a black-and-white drawing that depicts the color by the use of color lining or by a statement describing the color (see Note in TMEP §1902.02(e) regarding color drawings in United States basic applications or registrations), the applicant must include both a color reproduction of the mark showing the claimed colors and a black-and-white reproduction of the mark that corresponds to the mark as it appears in the basic application and/or registration. See the note regarding color drawings in United States basic applications or registrations in TMEP §1902.02(e). If filing on paper, the applicant must place the drawings in the appropriate boxes designated by the IB on the MM2 form. If using the TEAS prepopulated form, the black-and-white drawing will automatically prepopulate the form, and the applicant must attach the color reproduction of the mark. For the TEAS free-text form, however, the applicant must attach a digitized image of both the black-and-white reproduction of the mark and the color reproduction of the mark. See TMEP §§807 et seq. for general information about the requirements for drawings in applications for registration of marks in the United States

(仮訳) 商標審査便覧 § 1902.02(d) 標章の複製 (図面)

国際出願には(1)基礎と出願又は登録における標章と同一であり、(2)37 C.F.R. 2.52. 37 C.F.R. 7.11(a)(3)の要件を満たす商標の複製を含まなければならない。

書面による出願において、標章は縦 3.15 インチ (8cm)、横 3.15 インチ (8cm) を超えてはならず、また MM2 において国際事務局によって指定された領域に配置しなければならない。37 C.F.R. §§2.52(d)及び 2.54(b)、国際登録ガイド B.II.14.01 (2004) 参照。

電子出願はにおいて、TRAM から引用された標章の画像が自動的に TEAS フォームに表示される。出願人がフリーテキスト TEAS フォームを利用する場合、出願人は適切なフィールドに文字をタイプするか、37 C.F.R. 2.35(c)の要件を満たす標章のデジタル画像を添付しなければならない。

標準文字の複製。基礎出願又は登録が標準文字で行われている場合、国際出願の複製も標準文字でなければならない。標準文字を主張するためには、出願人は国際事務局出願フォーム MM3 又は TEAS フォーム上の適切なボックスをチェックしなければならない。基礎出願/登録における標章が標準文字(又はタイプされた文字)ではない場合、出願人は国際登録において標準文字を主張することはできない。

合衆国における商標の登録出願の標準文字図面に関しては TMEP §§807.03 et seq.参照。

USPTO の標準文字チャートは USPTO のウェブサイト

<http://www.uspto.gov/teas/StandardCharacterSet.html>

に掲載されている。

特別な様態の複製。基礎出願/登録における標章が特別な様態である場合、国際出願における標章の複製も特別な様式でなければならない。

基礎出願又は登録における標章が白黒であり、カラークレームを含まない場合、国際出願の標章は白黒でなければならない。基礎出願又は登録における標章がカラーである場合、国際出願の標章はカラーでなければならない。基礎出願又は登録における標章が白黒で記載されていてカラークレームを含む場合、国際出願は標章の白黒の複製と 37 C.F.R. 2.52. 37 C.F.R. 7.11(a)(3)、 Common Reg. 9(4)(a)(vii)の要件を満たす標章のカラーの複製を含まなければならない。例えば、基礎出願又は登録にカラーライニングを使用又は色を記述するための記述によってカラークレームと白黒図面を含む場合、出願人は標章のカラーの複製と白黒の複製の両方を含めなければならない。米国基礎出願又は登録における色図面に関する注記は TMEP §1902.02(e)を参照。

書面による出願の場合、出願人は MM2 フォーム上に国際事務局によって指定された適切

なボックスに図面を配置しなければならない。を用いた自動入力フォームを使用する場合、白黒図面は自動的にフォームに入力され、出願人は標章のカラーの複製を添付しなければならない。しかし **TEAS** フレーテキストフォームを使用する場合、出願人は標章の白黒の複製と標章のカラーの複製の両方のデジタル画像を添付しなければならない。

米国における標章の登録出願の図面の要件に関する一般的な情報は、**TMEP §§807 et seq.** 参照。

4. 3. 3 ドイツ

(1) 案件調査結果（概要）

ドイツを本国官庁とする国際登録の調査対象数は6,840件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は、5,332件（78.0%）であった。

ドイツにおける特徴は、日本の運用に比べて比較的緩やかであるといえる。文字商標に対して、書体（フォント）又は大文字と小文字が相違していても同一と認定されている事例、行数が相違している事例も文献調査で多数確認された。

ドイツにおいては標準文字制度が存在し、標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）又は大文字と小文字の相違は同一性の認定の際に考慮されない。

標準文字の宣言がない場合は、色が相違していても、また、デザインの一部が追加又は削除されていても同一と認定されている事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ドイツにおける本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準については確認できなかった。

(3) ドイツ知的財産庁調査票回答結果

ドイツ知的財産庁の回答は得られず、事例調査結果のみ表 3-1 に示す。

表 3-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	6
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	—	4,664*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	61

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ドイツについて調査を行った結果を表 3-2 に示す。6,840 件のうち、標準文字の宣言のないものが 2,180 件、標準文字の宣言のあるものは 4,660 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 2,180 件中の 674 件 (30.9%)、標準文字の宣言がある国際登録では 4,658 件中の 2,865 件 (100%)、合計 5,332 件 (78.0%) について、日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 3-1～図 3-3 に示す。

表 3-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	2,180	4,660	6,840
同一と判断	1,505	2	1,507
非同一と判断	674	4,658	5,332
検索不可能	1	0	1

図 3-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

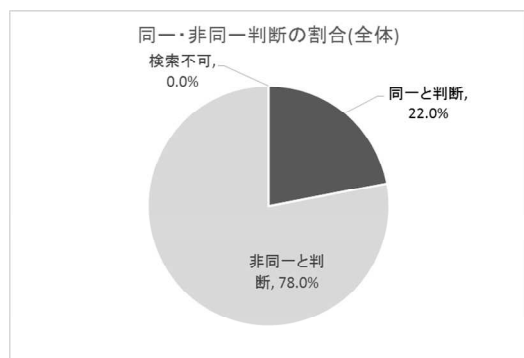


図 3-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

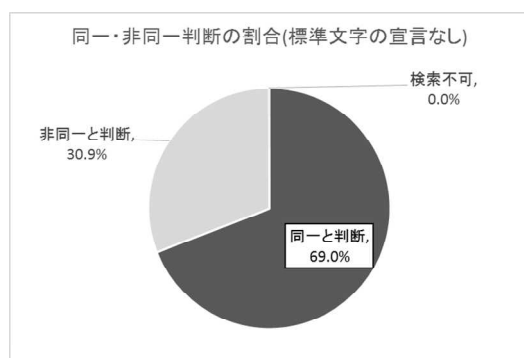
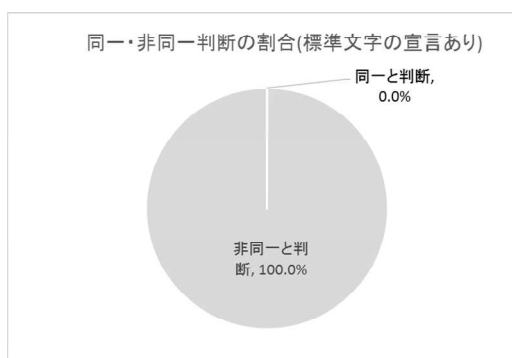


図 3-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断した各相違の内容の内訳を表 3-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、色又は構成に関する相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）、背景、文字態様又は構成の相違が多く確認された。

表 3-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	20	4,644	4,664
背景	8	4,654	4,662
文字態様	17	1,537	1,554
構成	27	55	82
色	61	0	61
拡大縮尺	14	1	15
配置	2	0	2
その他*1	3	0	3
濃淡(参考)*2	576	4,655	5,231

*1 立体(3D)商標、位置の商標、音の商標の表示があり、相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体例な相違内容を表 3-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合においては、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が多く、また、標準文字の宣言がある場合においては、「行数」又は「大文字・小文字」の相違が多く確認された。

表 3-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字指定 なし[件]	標準文字指定 あり[件]	合計 [件]
行数	0	48	48
内容変更 （追加・削除）	25	3	28
大文字・小文字	0	6	6
その他	2	0	2

*1 商標が全く異なる。

エ ドイツにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では非同一と判断される事例について、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)







表 3-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1152137	基礎商標登録番号= 30719420.5/33
	Schladerer	Schladerer
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1162223	基礎商標登録番号= 302012042039.7/35
	boerding	boerding
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

基礎商標と国際登録において色彩に相違があっても同一と認定している。①、③の事例では基礎商標にカラークレームの記載はないが、②及び④にはカラークレームが記載されている。

表 3-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1158277	基礎商標登録番号= 1057782/07
		
基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。		
②	国際登録番号= 1222455	基礎商標登録番号= 2064355/39
		
基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。また、配置（傾き）も相違している。		
③	国際登録番号= 1195414	基礎商標出願番号= 003035161
		
基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。		

c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 3-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1191549	基礎商標登録番号= 30764158.9/03
		
基礎商標にはない文字が国際登録には存在している。		
②	国際登録番号= 1163505	基礎商標登録番号= 1124416/25
		
基礎商標にある上部の文字が国際登録には存在していない。		
③	国際登録番号= 1169591	基礎商標登録番号= 770489/32
		
基礎商標にある上部の文字及び数字が国際登録には存在していない。		
④	国際登録番号= 1216026	基礎商標出願番号= 287992/08
		
基礎商標にある上部の文字及び数字が国際登録には存在していない。		

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

基礎商標が標準文字を宣言している場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 3-8 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1220246	基礎商標登録番号= 302014045746.6/32
	Hommage à George	Hommage à George
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1222655	基礎商標登録番号= 30554323.7/42
	Envi Con	Envi Con
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 3-9 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1181338	基礎商標登録番号=302013026745.1/42
	EMPA-REG OUTCOME	EMPA-REG OUTCOME
	基礎商標は 2 行で構成されているが、国際登録は 1 行である。また、書体も相違している。	
②	国際登録番号= 1181341	基礎商標登録番号= 302013026751.6/42
	EMPA-REG H2H-SU	EMPA-REG H2H- SU
	基礎商標は 2 行で構成されているが、国際登録は 1 行である。また、書体も相違している。	
③	国際登録番号= 1193597	基礎商標登録番号= 302013036526.7/03
	MANHATTAN SUPERSIZE SEDUCTIVE EYES	MANHATTAN SUPERSIZE SEDUCTIVE EYES
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行から構成されている。書体も相違している。	

c. 大文字と小文字

基礎商標が標準文字を宣言している場合、大文字と小文字の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 3-10 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1168594	基礎商標登録番号= 302012056 925.0/11
	HEILER	Heiler
	国際登録と基礎商標で大文字と小文字が相違している。	
②	国際登録番号= 1171513	基礎商標登録番号= 39533648.1/33
	HÜTTENGLUT	Hüttenglut
	国際登録と基礎商標で大文字と小文字が相違している。	
③	国際登録番号= 1203151	基礎商標出願番号= 302014022380.5/29
	MIS ANADOLU	MIS ANADOLU
	国際登録と基礎商標で大文字と小文字が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ドイツにおいては標準文字制度が存在し、標準文字が宣言された場合、書体又は大文字と小文字の相違は同一性の認定に考慮されない。

ドイツ商標規則

2004年12月17日規則(連邦法律官報 I, 3532 ページ)第1条により最終改正の2004年5月11日商標規則(連邦法律官報 I, 872 ページ)⁶

第7条 文字標章

出願人が、商標をドイツ特許商標庁において一般に使用されているブロック体により登録しようとする旨を記載している場合は、商標は、願書の中で普通字体(字、数字又はその他の文字)により複製されていなければならない。

Questions and answers about trade mark applications⁷

Word marks are trade marks consisting of words, letters, numbers or other characters, which can be reproduced in the standard typeface and font used by the German Patent and Trade Mark Office (DPMA) (cf. Section 7 Trade Mark Ordinance).

"Arial" is the font used by the DPMA. It comprises all letters (upper case and lower case) and numbers and, in addition, also common characters such as (, ;, :, +, -, &, !, ?, @, □) (see pdf-Datei list of characters that can be used (in German)).

As a rule, the protection of a registered word mark comprises all forms of representation normally used, above all, upper case and lower case or all capitals/all small letters, and a variety of common fonts.

Example: The registration "Hans" also provides protection for

⁶ ドイツ商標規則

2004年12月17日規則(連邦法律官報 I, 3532 ページ)第1条により最終改正の2004年5月11日商標規則(連邦法律官報 I, 872 ページ)

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/germany/shouhyou_kisoku.pdf#search=%E3%83%89%E3%82%A4%E3%83%84+%E5%95%86%E6%A8%99%E8%A6%8F%E5%89%87 (アクセス日: 2016年2月18日)

⁷ Questions and answers about trade mark applications(ドイツ知的財産庁ホームページ)

http://dpma.de/english/trade_marks/faq/index.html (アクセス日: 2016年2月18日)

„HANS“, „hans“, „Hans“, „Hans“,
„Hans“, „Hans“, etc.

(仮訳) 商標出願に関する質疑応答

文字商標は単語、文字、数字やその他記号を含む商標であり、ドイツ知的財産庁 (DPMA) によって使用される標準ブロック体又は書体で複製される (商標規則第 7 条参照)。「Arial」は DPMA によって使用される書体である。全ての文字 (大文字及び小文字) と更に一般的な記号 (, ; , : , + , - , & , ! , ? , @ , ☐) が含まれる (記号リスト参照)。

規則として、登録された文字商標は、通常使用され全ての書体、さらに大文字小文字又は全小文字/全小文字、様々な一般的な書体を含むものである。

例えば、「Hans」という登録は、以下に対しても保護を与える。

„HANS“, „hans“, „Hans“, „Hans“,
„Hans“, „Hans“, etc.

4. 3. 4 フランス

(1) 案件調査結果 (概要)

フランスを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 5,876 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は、4,755 件 (80.9%) であった。

フランスにおける特徴は、文字商標に対する書体 (フォント)、大文字・小文字、スペル及び図形商標に対する色の認証において、日本の運用に比べて比較的緩やかであるといえる。

標準文字の宣言の有無にかかわらず、書体 (フォント) が相違するもの、行数が異なるもの、また、大文字小文字が相違するものであっても同一と認められている事例が確認された。

標準文字の宣言がない場合、基礎商標は白黒であっても、カラーの国際登録 (カラークレームの記述の有無にかかわらず) と同一と認定している事例が確認された。

標準文字の宣言がある場合、書体 (フォント)、行数、大文字・小文字の相違に加えて文字記号 (例えば à と a)、フランス語特有のスペル (oe と œ)、ハイフン、文字への下線付加の有無による相違があっても同一と認定されている事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

フランス知的財産庁ホームページにおいて、国際出願に関して以下の注意表記がある⁸。

「標章の鮮明な複製が必要である。複製はフランスの商標登録における複製と同一でなければならない。複製は縦横 8cm を超えてはならない。」

⁸ フランス知的財産庁 (INPI) ホームページ 国際出願
<http://www.inpi.fr/fr/marques/la-vie-de-votre-marque/se-proteger-a-l-etranger/deposer-sa-marque-a-l-international.html> (アクセス日: 2016 年 2 月 18 日)

(3) フランス知的財産庁調査票回答結果

フランス知的財産庁の回答は得られず、事例調査結果のみ表 4-1 に示す。

表 4-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	35
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	3
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	1
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	—	3,344*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	135

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

フランスについて調査を行った結果を表 4-2 に示す。5,876 件のうち、標準文字の宣言のないものが 2,760 件、標準文字の宣言のあるものは 3,116 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 2,760 件中の 1,890 件 (68.5%)、標準文字の宣言がある国際登録では 3,116 件中の 2,865 件 (91.9%)、合計 4,755 件 (80.9%) について、日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 4-1～図 4-3 に示す。

表 4-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	2,760	3,116	5,876
同一と判断	870	251	1,121
非同一と判断	1,890	2,865	4,755

図 4-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

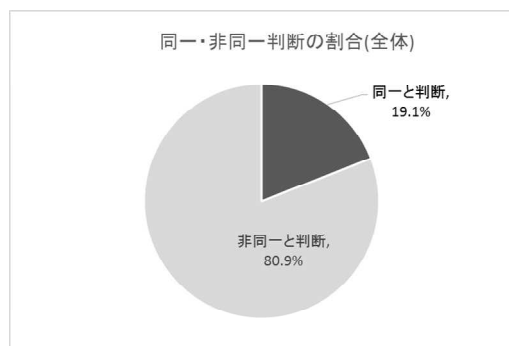


図 4-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

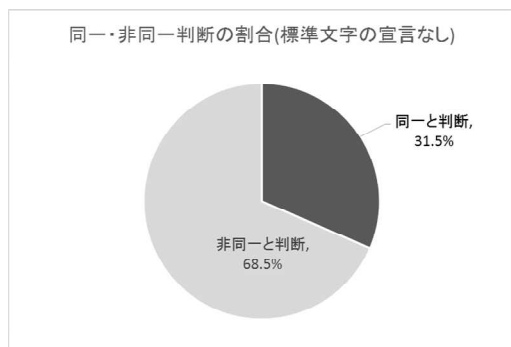
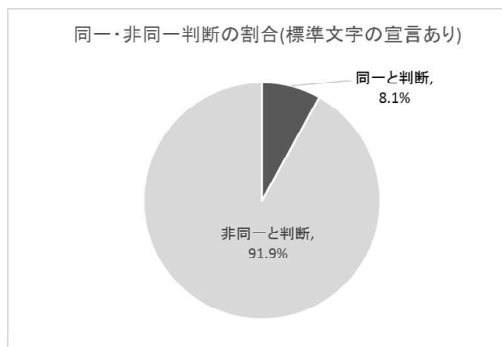


図 4-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断したされる各相違の内容の内訳を表 4-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）、色に関する相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がある場合は、文字態様や構成の相違が多く確認された。

表 4-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	618	2,726	3,344
文字態様	37	159	196
色	134	1	135
構成	20	63	83
背景	15	11	26
拡大縮尺	19	7	26
配置	6	12	18
その他*1	18	0	18
濃淡(参考)*2	1,650	1,916	3,526

*1 立体(3D)商標の表示があり相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 4-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合においては、「行数」に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合においては、「大文字・小文字」及び「行数」の相違が多く確認された。

表 4-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字指定 なし[件]	標準文字指定 あり[件]	合計 [件]
大文字・小文字	2	33	35
行数	10	13	23
改行位置	3	7	10
内容変更 (追加・削除)	4	3	7
文字記号 (" ", à, è, ù 等)	0	4	4
スペル相違	0	1	1
その他*1	0	1	0

*1 商標が全く異なっている。

エ フランスにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では非同一と判断される事例について、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

基礎商標と国際登録において色に相違があっても同一と認定している。①、③の事例では基礎商標にカラークレームの記載はないが、②及び④にはカラークレームが記載されている。

表 4-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1150387	基礎商標登録番号= 99808698
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 20130911	基礎商標出願番号= 13 3 989 821
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。基礎商標には以下のカラークレームの記載がある。「THE CHIC MERCERIE」及び「DIY AND FASHION」の文字は白で書かれている。全ての特徴と線は白である。上部の2つの小さなハートは赤色の破線で描かれている。円形の集合体はグレーの背景から構成される。	
③	国際登録番号= 1195414	基礎商標出願番号= 003035161
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
④	国際登録番号= 1218032	基礎商標登録番号= 93462326
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。基礎商標には以下のカラークレームの記載がある。本商標は「Baltic」に対する黄色(パントーン 116C)と波様式化した表現に対する青(パントーン 300C)から構成される。	

b. 書体 (フォント)

表 4-6 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1193277	基礎商標登録番号= 11 3 836 891
	EVERWIN	EVERWIN
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1150376	基礎商標登録番号= 12 3 948 275
	GOVANIL	GOVANIL
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1203050	基礎商標出願番号= 14 4 059 933
	lactibio	LACTIBIO
	本事例では書体の相違に加えて、大文字と小文字も相違する (標準文字の宣言がない場合、大文字と小文字の相違の事例は少ない)。	

c. 行数又は改行位置

表 4-7 行数、改行位置の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1179188	基礎商標登録番号= 1 234 548
	Rexel Foundation for a better energy future	Rexel Foundation for a better energy future
	基礎商標は2行であるが、国際登録は2行である。また、書体も相違している。	
②	国際登録番号= 1179431	基礎商標登録番号= 1 234 549
	CHATEAU BELLES RIVES Appellation Bordeaux Supérieur Contrôlée	CHATEAU DE BLAGNAC Appellation Bordeaux Supérieur Contrôlée
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行である。また、書体や濃淡も相違している。	
③	国際登録番号= 20131108	基礎商標登録番号= 07 3 477 032
	CHATEAU BEAUSEJOUR APPELLATION PUISSEGUIN-SAINT-EMILION CONTROLEE	CHATEAU BRAUSEJOUR APPELLATION PUISSEGUIN SAINT EMILION CONTROLEE
	基礎商標及び国際登録ともに3行であるが、改行位置、文字の位置が相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体（フォント）／文字態様

表 4-8 書体（フォント）／文字態様の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1169779	基礎商標登録番号= 06 3 407 583
	CITY STADE	<i>CITY STADE</i>
	国際登録と基礎商標で書体、文字態様（プリント文字、手書文字或いは特殊書体）が相違している。	
②	国際登録番号= 1159892	基礎商標登録番号= 09 3 642 974
	<i>STAMBIA</i>	STAMBIA
	国際登録と基礎商標で書体、文字態様（プリント文字、手書文字或いは特殊書体）、また大文字子小文字で相違している。	
③	国際登録番号= 1174306	基礎商標出願番号= 13 3 988 167
	<i>OENOFRESH</i>	OENOFRESH
	国際登録と基礎商標で書体、文字態様（プリント文字、筆記体、手書文字或いは特殊書体）が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 4-9 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1169661	基礎商標登録番号= 11 3 818 507
	SPRING	Spring
	国際登録と基礎商標で大文字と小文字が相違している。また、書体と文字態様も相違している。	
②	国際登録番号= 1179232	基礎商標出願番号= 13 3 974 942
	MUGLER EST DE LA REVUE	Mugler est de la revue
	国際登録と基礎商標で大文字と小文字が相違している。また、書体と文字態様も相違している。	
③	国際登録番号=1167467	基礎商標出願番号=85670716
	CHATEAU MOULIN DE BEL AIR	CHATEAU MOULIN DE BEL AIR
	国際登録と基礎商標で大文字と小文字が相違している。また、書体と文字態様（プリント文字、手書文字或いは特殊書体）も相違している。	

c. 行数／改行位置

表 4-10 行数／改行位置の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1164277	基礎商標登録番号= 3 963 388
	CHATEAU LES TROIS MANOIRS	CHATEAU LESTROIS MANOIRS
	基礎商標は 2 行で構成されているが、国際登録は 1 行である。また、書体も相違している。	
②	国際登録番号= 1168613	基礎商標登録番号= 12 3 957 618
	LES VOYAGES EXTRAORDINAIRES DU PARFUMEUR	LES VOYAGES EXTRAORDINAIRES DU PARFUMEUR
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行で構成されている。また、書体や濃淡も相違している。	
③	国際登録番号= 1196418	基礎商標登録番号= 06 3 419 505
	CHÂTEAU PARADIS CÔTEAUX D'AIX-EN-PROVENCE	Château Paradis Coteaux d'Aix-en Provence
	基礎商標は 3 行で構成されている、国際登録は 2 行で構成されている。また、大文字と小文字、書体も相違している。	

d. 文字記号の相違

表 4-11 文字記号の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1169778	基礎商標登録番号= 94 538 712
	CHÂTEAU CALON SÉGUR	CHATEAU CALON SEGUR
基礎登録にはアクサン記号が存在しないが、国際登録には存在する。また、書体と濃淡も相違している。		
②	国際登録番号=1150938	基礎商標出願番号=13 3 971 895
	Elégance faite Champagne	"Elégance faite Champagne"
基礎商標には引用符が存在するが、国際登録には存在しない。また、書体も相違している。		

e. 構成（内容変更）

記号等が追加又は削除されている事例

表 4-12 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1176111	基礎商標出願番号=11 3 813 748
	<u>SUPRAFLOR</u>	SUPRAFLOR
基礎商標には下線(点線)が存在しないが、国際登録では存在する。		
②	国際登録番号=1218068	基礎商標出願番号=14 4 092 831
	R SERIES	R-SERIES
基礎商標にはハイフン「-」が存在するが、国際登録では存在しない。また、書体も相違している。		

f. スペル

表 4-13 スペルの相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1165787	基礎商標出願番号= 13 3 976 460
	AU CŒUR DU VELO	AU COEUR DU VELO
基礎商標では「COEUR」と表記されているが、国際登録では「CŒUR」と表現されている。		

(5) 参考情報

標準文字制度について

フランスにおいて、知的財産法や知的財産規則に標準文字制度に関する規定はみられない。

4. 3. 5 スイス

(1) 案件調査結果 (概要)

スイスを本国官庁とする国際登録の調査対象数は4,921件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は、3,405件(69.2%)であった。

スイスにおける特徴は、標準文字を使用した商標の書体(フォント)や大文字と小文字の相違に対する同一性の認証において、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。

スイスにおいては標準文字制度が存在し、出願時に標章の複写又は画像ファイルを添付しなければ、標準文字標章として扱われる(商標規則第10条(2)、後述の(5)参考情報参照)

また、標準文字の宣言の有無に関わらず、デザインの一部が相違しているケースであっても同一と認定された事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

スイス知的財産庁ホームページ(Protecting Your Trademark Abroad)⁹において、本国官庁としての自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認(認証)に関する審査基準は見受けられない。なお、手続他の詳細は「マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録ガイド」(Guide to the International Registration of Marks under the Madrid Agreement and the Madrid Protocol)¹⁰を参照することと記載されている。

⁹ スイス知的財産庁ホームページ(Protecting Your Trademark Abroad)

<https://www.ige.ch/en/trademarks/protection-abroad.html#c3033> (アクセス日:2016年2月18日)

¹⁰ Guide to the International Registration of Marks under the Madrid Agreement and the Madrid Protocol

<http://www.wipo.int/madrid/en/guide/index.html> (アクセス日:2016年2月18日)

(3) スイス知的財産庁調査票回答結果

スイス知的財産庁の回答は得られず、事例調査結果のみ表 5-1 に示す。

表 5-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	3
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	—	3,233*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	3

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

スイスについて調査を行った結果を表 5-2 に示す。4,921 件のうち、標準文字の宣言のないものが 1,697 件、標準文字の宣言のあるものは 3,224 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 1,697 件中の 181 件 (10.7%)、標準文字の宣言がある国際登録では 3,224 件中の 3,224 件 (100%)、合計 3,405 件 (69.2%) について、日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 5-1～図 5-3 に示す。

表 5-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	1,697	3,224	4,921
同一と判断	1,516	0	1,516
非同一と判断	181	3,224	3,405

図 5-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

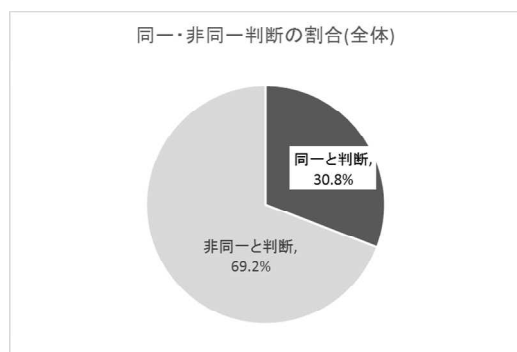


図 5-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

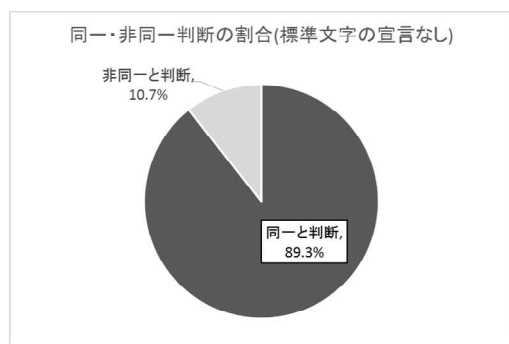
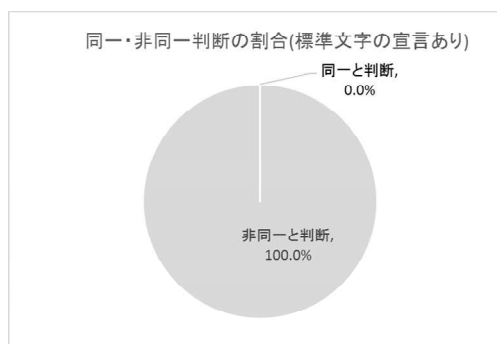


図 5-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断される各相違の内容の内訳を表 5-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、構成、文字態様、背景に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）の相違が全事例で確認された。これは基礎商標が文字商標である場合、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体(フォント)、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 5-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	9	3,224	3,233
背景	19	2,648	2,667
構成	114	1,834	1,948
文字態様	27	4	31
色	3	0	3
拡大縮尺	2	0	2
配置	1	1	2
その他	0	0	0
濃淡(参考)*1	9	2,648	2,667

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」相違の内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 5-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合においては、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が多く確認された。

表 5-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 (追加・削除)	27	2	29
大文字・小文字	0	3	3
行数	1	0	0

エ スイスにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では非同一と判断される事例について、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 5-5 書体 (フォント) の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1177717	基礎商標登録番号= 618624
	Terra di Pietra	Terra di Pietra
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1184594	基礎商標登録番号= 648766
	Swissforce Pharma	Swissforce Pharma
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 5-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1214178	基礎商標登録番号= 650638
		
	基礎商標と国際登録でグラデーションの態様が相違している。	
②	国際登録番号= 1199766	基礎商標登録番号= 654656
	Ультибрс	Ультибро
	基礎商標と国際登録で右端部文字が相違している。	
③	国際登録番号= 1209762	基礎商標登録番号= 658458
		
	基礎商標と国際登録で正方形内の線の態様が相違している。	

c. 行数

表 5-7 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1163669	基礎商標登録番号= 633299
	SOLARSTERN STELLA SOLARE ETOILE SOLAIRE ESTRELLA SOLAR	SOLARSTERN STELLA SOLARE ETOILE SOLAIRE ESTRELLA SOLAR
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行から構成されている。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 5-8 書体 (フォント) の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1206118	基礎商標登録番号= 653804
	RHEINQUELLENBERGKÄSE	RHEINQUELLENBERGKÄSE
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 5-9 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1181630	基礎商標登録番号= 636479
	Eadness	EADNESS
	基礎商標は大文字のみであるが、国際登録は大文字と小文字から構成されている。	

c. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 5-10 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1187690	基礎商標登録番号= 653463
	Allied WorldWide	
	基礎商標には図形的要素が含まれているが、国際登録は文字のみである。	
②	国際登録番号= 1227451	基礎商標登録番号= 669831
	VISCEROLOGIE	
	基礎商標には図形的要素が含まれているが、国際登録は文字のみである。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

スイス国内の商標出願については、標章の複写又は画像ファイルを添付しなければ、標準文字標章として扱われる（商標規則第 10 条(2)）。国際登録出願については、願書（MM2）の「7 標章」欄の(c)項をチェックしない場合、全ての標章は画像として扱われることとなり、標準文字標章として扱われない¹¹。

スイス 商標規則¹²

第 10 条 商標の複製

- (1) 商標は視覚的に表現できるものでなければならない。
- (2) 図形標章,語／図形標章又は特殊な書体の語標章の場合は、白色及び黒色で描かれた 10 枚の再生可能な複製を提出しなければならない。
- (3) 標章に色彩が指定される場合は,相応する色彩又は色彩の結合について記述しなければならない。更に、標章についての 5 枚の色刷り見本を提出しなければならない。
- (4) 標章が立体形状であるか、又は当該形状を含む場合は,申請書にその事実を記さなければならない。

¹¹ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 スイス

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/sw.pdf#search='%E3%82%B9%E3%82%A4%E3%82%B9+%E5%95%86%E6%A8%99%E8%A6%8F%E5%89%87'

(アクセス日：2016 年 2 月 18 日)

¹² スイス商標規則

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/switzerland/tr/chap1.htm#law10>

(アクセス日：2016 年 2 月 18 日)

4. 3. 6 イタリア

(1) 案件調査結果（概要）

イタリアを本国官庁とする国際登録の調査対象数は3,719件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一判断されると思われる件数は1,900件(53.5%)であった。

イタリアにおける特徴は、調査票の回答によれば、日本の運用と同じように同一性の認証は厳格であるといえるが、文献調査の結果からは、日本の運用に比べて緩やかに行われていると推測することができる。

標準文字の宣言がない場合、基礎商標と国際登録で色が相違していても同一と認定されている事例が確認された。また、背景色の相違、デザインの一部や配置が異なっている事例、デザインの一部が抽出されている事例、商標の向きが異なっても同一と認められている事例が確認された。

標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違に加えて、大文字と小文字の相違、引用符の有無、行数が異なっている場合であっても同一と認定されている事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

調査票の回答によると、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、本国官庁は、単語及び／又は文字、番号又はこれらの組み合わせ、色彩、形態、図、基礎商標と国際商標の双方に複製されているあらゆる要素の対応程度をもとに、商標の同一性判断を行っている旨の回答があった。

(3) イタリア知的財産庁調査票回答結果

イタリア知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 6-1 に示す。

表 6-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]			
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	10			
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0			
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0			
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0			
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	1			
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0			
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0			
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	514*1			
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		Times new roman / Calibri / Arial は同一と判断されるのに十分なほど類似している。Comic San / Bodoni は、Arial に比べて異なっている。				
10	標準文字の取扱い		該当しない				
11	二段併記 (本国の言語と他言語) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr><tr><td>FRESA</td></tr></table>	STRAWBERRY	FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>FRESA</td></tr></table>	FRESA	同一と判断しない	0
STRAWBERRY							
FRESA							
FRESA							
12	二段併記(音訳と英語) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>sutoroberī</td></tr><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	sutoroberī	STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	STRAWBERRY	同一と判断しない	0
sutoroberī							
STRAWBERRY							
STRAWBERRY							
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		(回答なし)				

表 6-1 調査票回答結果及び事例調査結果 (続き)

	相違の種類	判断	事例調査 結果[件]
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	115

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

イタリアについて調査を行った結果を表 6-2 に示す。3,719 件のうち、標準文字の宣言のないものが 2,614 件、標準文字の宣言のあるものは 1,105 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 2,614 件中の 1,236 件 (47.3%)、標準文字の宣言がある国際登録では 1,105 件中の 754 件 (68.2%)、合計 1,990 件 (53.5%) について、日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 6-1～図 6-3 に示す。

表 6-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	2,614	1,105	3,719
同一と判断	1,359	323	1,729
非同一と判断	1,236	754	1,990
検索不可能	19	28	47

図 6-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

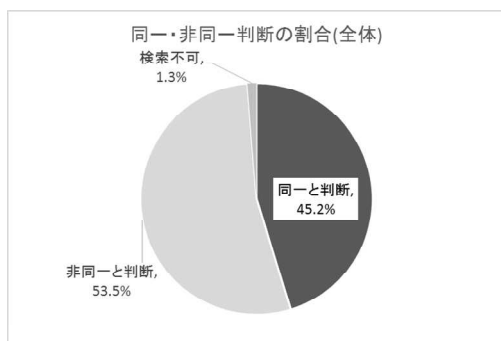


図 6-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

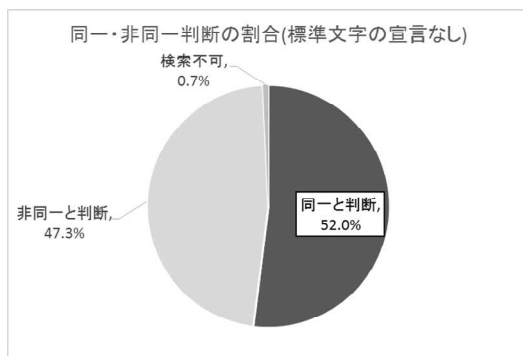
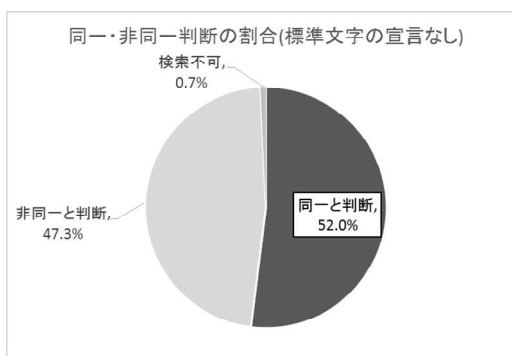


図 6-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一と判断される各相違の内容の内訳を表 6-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、色、背景、構成に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）や文字態様の相違が多く確認された。

表 6-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	25	489	514
文字態様	20	258	278
背景	65	59	124
色	104	11	115
構成	40	41	81
配置	31	23	54
拡大縮尺	22	6	28
その他*1	2	0	2
濃淡（参考）*2	1,076	259	1,335

*1 立体（3D）商標の表示があり相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 6-4 に示す。

標準文字の宣言の有無にかかわらず「内容変更（追加・削除）」に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合においては、「行数」及び「大文字と小文字」の相違が多く確認された。

表 6-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字指定なし[件]	標準文字指定あり[件]	合計[件]
内容変更 (追加・削除)	26	20	46
行数	1	11	12
大文字・小文字	2	8	10
改行位置	3	1	4
文字記号	0	1	1
縦書き・横書き	0	1	1
その他*1	8	3	1

*1 商標が全く異なっている。

エ イタリアにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では非同一と判断される事例について、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

表 6-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1169745	基礎商標出願番号= CH2013C000082
		
	基礎商標には「あらゆる色、色の組み合わせ。」の記載がある。	
②	国際登録番号= 20130716	基礎商標登録番号= 1384967
		
	基礎商標には「黄色 (パントーン 120c)、茶色(パントーン 476c)」のカラークレームの記載がある。	
③	国際登録番号=1202762	基礎商標登録番号= 1557654
		
	基礎商標には「色：あらゆるクレーム」の記載がある。	

b. 背景

表 6-6 背景に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1219752	基礎商標登録番号= 1596491
		
	基礎商標と国際登録で背景の態様が相違している。加えて、色や構成も相違している。	
②	国際登録番号= 1174194	基礎商標登録番号= 0001432380
		
	基礎商標と国際登録で背景色、文字色が相違している。	
③	国際登録番号= 115925	基礎商標出願番号= PS2012C000118
		
	基礎商標と国際登録で背景の態様が相違している。加えて文字の態様も相違している。	

c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 6-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1161907	基礎商標登録番号= 0000903037
		
基礎商標は文字のみであるが、国際登録は図形の内部に文字を配した構成である。		
②	国際登録番号= 1190862	基礎商標登録番号= 1425136
		
基礎商標と国際登録において、各要素の配置が相違している。		
③	国際登録番号= 1224813	基礎出願番号= MI2014C004804
		
基礎登録には存在している文字部分が国際登録では存在しない。		

d. 大文字と小文字違

表 6-8 大文字と小文字に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1234527	基礎商標登録番号= 1531327
		
	基礎商標は小文字であるが、国際登録は大文字である。	
②	国際登録番号= 1212630	基礎商標登録番号= 1591018
		
	基礎商標は小文字であるが、国際登録は大文字であり、さらに一部デザイン化されている。	

e. 表示方向の相違

表 6-9 配置に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1167972	基礎商標出願番号= TN 2013 C 00145
		
	基礎商標と国際登録で商標の向きが異なる。	
②	国際登録番号= 1205120	基礎商標出願番号= MC2014C000009
		
	基礎商標と国際登録で商標の向きが異なる。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)


表 6-10 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1161737	基礎商標登録番号= 0001428865
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1174325	基礎商標登録番号= 0001449039
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1173509	基礎商標登録番号= 1441321
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。また、色も相違している。	

b. 構成（内容変更）の相違

デザイン要素の一部や配置が変更されているが、同一と認定された事例

表 6-11 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1218850	基礎商標登録番号= 1194453
	BUTI	
	基礎商標は文字だけではなく、背景等が含まれている。	
②	国際登録番号= 1177899	基礎商標登録番号= 1155789
	ANTICHI BORGHI	ANTICHI BORGHI (VERBALE)
	基礎商標の一部の文字のみ国際登録されている。	
③	国際登録番号= 1173593	基礎登録番号= 0001514394
	"TENUTA DI SESTA"	
	基礎商標の一部の文字のみ国際登録されている。	

c. 行数

表 6-12 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1183064	基礎商標登録番号= 1576079
	SALVATORE FERRAGAMO EMOZIONE	SALVATORE FERRAGAMO EMOZIONE
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行で構成されている。	
②	国際登録番号=1153093	基礎商標登録番号=77693823
	CREATIVITY SPEAKS ITALIAN	CREATIVITY SPEAKS ITALIAN
	基礎商標は1行であるが、国際登録は3行で構成されている。	
③	国際登録番号= 1216324	基礎商標出願番号= MI2014C003365
	YOUR RELIABLE TRANSMISSION GEAR SOURCE	YOUR RELIABLE TRANSMISSION GEAR SOURCE
	基礎商標は3行で構成されているが、国際登録は1行である。	

d. 大文字と小文字

表 6-13 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1173502	基礎商標登録番号= 1491144
	DIETNATURAL CENTRI DI NUTRIZIONE E DIETETICA	DIETNATURAL Centri di Nutrizione e Dietetica
	基礎商標は大文字と小文字の組み合わせから構成されているが、国際登録は大文字のみから構成されている。	
②	国際登録番号= 1168596	基礎商標登録番号= 1047339
	MY LOOK	my look
	基礎商標は小文字のみから構成されているが、国際登録は大文字のみから構成されている。	
③	国際登録番号= 1162333	基礎商標登録番号= 1288881
	ORMA	orma
	基礎商標は小文字のみから構成されているが、国際登録は大文字のみから構成されている。	

e. 引用符

表 6-14 引用符の有無の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1157486	基礎商標出願番号= RM 2012 C 006992
	SAVE THE LAND	"SAVE THE LAND"
	基礎商標には引用符「"〇〇〇"」が存在するが、国際登録では存在しない。	

f. 表示方向の相違

表 6-15 縦横の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1174324	基礎商標登録番号= 1492311
	NIYO & CO.	NIYO&CO.
	基礎商標は縦方向に表示されているが、国際登録は横方向に表示されている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

イタリアにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられない。

4. 3. 7 中国

(1) 案件調査結果（概要）

中国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は3,517件であり、これらのうち、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は2,453件（30.3%）であった。

中国の特徴は、大文字と小文字の相違や書体の相違、二段併記の一部抽出、また、色が相違について同一と認める等、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。

中国においては、標準文字の宣言の有無により、判断の基準が異なる。中国では標準文字制度は存在しないが、「文字商標である場合に商標に使用する言語が同じであってかつ文字の内容と配列の順序が完全同一で、公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがある場合には、字体、表音文字の大文字・小文字、又は文字の配列に横と縦の違いがあるという理由により二つの商標に僅かな差異がある場合であっても、同一の商標と判断される（中国商標審査便覧）」。

また、基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されないという取り扱いが、中国商標局への調査票及び文献調査から確認された。

標準文字の宣言がない場合で同一とされた事例として、基礎商標は白黒であるが、国際登録はカラーである事例、及びその逆の事例、基礎商標には背景があるが、国際登録には背景がない事例が確認された。また、図形と文字からなる基礎商標の図形部分のみを抽出した国際登録、図形のみを基礎商標に文字を加えた国際登録も同一と認定された事例が文献調査及び調査票回答から確認された。

標準文字の宣言がある場合、図形と文字の組み合わせから構成される商標や文字を図形化した商標の場合でも標準文字の宣言がある商標として登録されている事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

調査票の回答によると、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、基準は固定されているわけではなく、外観全体やその主要部分に識別力があるかどうか依存する旨の回答があった。

(3) 中国（在中国法律事務所による）調査票回答結果



在中国法律事務所¹³による調査票回答結果及び事例調査結果を表 7-1 に示す。

表 7-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	1
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断する	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断する	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断する	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断する	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断する	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	127* ¹
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		“Arial” と “Lucida Sans Unicode” の書体は、同一と判断される。“Verdana” は、同一でないと判断されるのに十分なほど “Arial” と異なっている。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断する	0

¹³ 調査票の回答は、中国商標局との手続き事案が多数ある法律事務所による回答である。

表 7-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断する	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合は、どの程度の差異までを同一と判断するか。		下記は同一と判断する:  	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断する。	479

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

中国において調査を行った結果を表 7-2 に示す。3,517 件のうち、標準文字の宣言のないものが 3,358 件、標準文字の宣言のあるものは 159 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 3,358 件中の 2,331 件 (69.4%)、標準文字の宣言がある国際登録では 159 件中の 122 件 (76.7%)、合計 2,453 件 (30.5%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合(全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり)を図 7-1～図 7-3 に示す。

表 7-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	3,358	159	3,517
同一と判断	1,027	37	1,064
非同一と判断	2,331	122	2,453

図 7-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

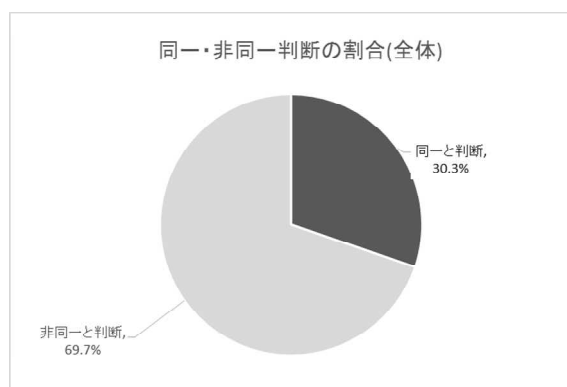


図 7-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

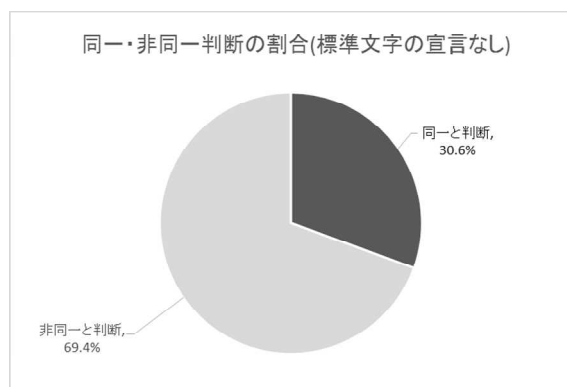
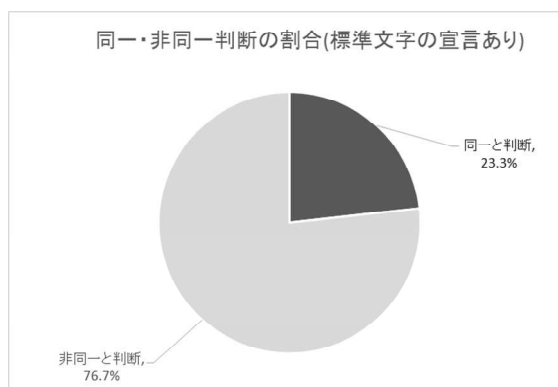


図 7-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

上記、アにおいて非同一と判断した各相違内容の件数を表 7-3 に示す。また、その割合を図 7-4 及び図 7-5 に示す。

各相違内容は標準文字の宣言有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、色、背景又は配置に関する相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がある場合は、文字態様、配置又は色の相違が多く確認された。

表 7-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
色	455	24	479
背景	187	14	201
配置	163	26	189
文字態様	124	27	151
書体	114	13	127
構成	59	6	65
拡大縮尺	53	11	64
その他*1	0	0	0
濃淡 (参考) *2	1,733	68	1,801

*1 立体 (3D) 商標の表示があり相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的な内容

相違内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 7-4 に示す。

標準文字の宣言の有無に関わらず、「内容変更 (追加・削除)」の相違が多く確認された。

表 7-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 (追加・削除)	49	4	54
大文字・小文字	1	0	1
その他*1	16	2	18

*1 商標が全く異なる。

エ 中国における同一性認証の事例





日本の運用では非同一と判断される事例について、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

調査票回答によれば、軽微な色の相違は考慮しない。

表 7-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1163466	基礎商標登録番号=11960522
		
	基礎商標は青みがかっているが、国際登録はグレーである。	
②	国際登録番号=1165281	基礎商標登録番号=4742478
		
	基礎商標は薄紫色の背景色であるが、国際登録はグレーである。	
③	国際登録番号=1179077	基礎商標登録番号= 1685691
		
	基礎商標はグレーであるが、国際登録は水色である。	

b. 背景

表 7-6 背景の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1194993	基礎商標登録番号=721213
		
	基礎商標にはグレーの背景があるが、国際登録には背景がない。また、基礎商標は国際登録に比べて横長である。	
②	国際登録番号=1198737	基礎商標登録番号= 519701
		
	基礎商標にはグレーの背景があるが、国際登録には背景がない。また、図と文字の大きさのバランスも異なる。	
③	国際登録番号=1184212	基礎商標出願番号=10404468
		
	基礎商標と国際登録において、背景と文字色が反転している。	




c. 書体の相違

表 7-7 書体の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1170768	礎商標出願番号= 8197723
	AMGOO	AMGOO
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。色及び濃淡についても若干の差異がある。	
②	国際登録番号=1172427	基礎商標登録番号=7262743
	CASTONG	CASTONG
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。	
③	国際登録番号=1186229	基礎商標出願番号=11065113
	I COFE	I COFE
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。	

d. 構成（内容変更の例）の相違
 デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 7-8 構成の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1165419	基礎商標登録番号= 104689
		
基礎商標の一部が抽出され、国際登録されている ¹⁴ 。		
②	国際登録番号= 1197751	基礎商標登録番号= 10965592
		
基礎商標と国際登録で、漢字と文字のバランスが異なる。		
③	国際登録番号= 1205942	基礎商標登録番号= 944080
		
基礎商標には存在しない文字が国際登録に存在する。		
④	国際登録番号= 1218793	基礎商標出願番号= 10442205 基礎商標登録番号= 331884
		
複数基礎のうちの1つに、国際登録にはない文字が存在している。		

¹⁴ 中国の法律事務所から、「注册商标」（日本語では「登録商標」）の表示に相違があっても、同一と認定される運用が行われているとの情報を得た。

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体

調査票の回答によると、標準文字を使用している場合は書体の相違は考慮されない。しかし、標準文字の宣言の宣言がある場合においても文字だけではなく、②や③のような図形的要素を含んだ事例が見受けられる。

表 7-9 書体の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1190241	基礎商標登録番号= 4370955
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。また、色又は濃淡も異なる。	
②	国際登録番号= 1231809	基礎商標登録番号= 9090923
		
	基礎商標の文字は国際登録の文字と比べて縦長である。また、標準文字の宣言があるにもかかわらず、デザイン的な要素が含まれている。	
③	国際登録番号= 1256177	基礎商標登録番号= 7259866
		
	基礎商標の文字は国際登録の文字と比べて横長である。また、標準文字の宣言があるにもかかわらず、デザイン的な要素が含まれている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

中国には標準文字制度は存在しない。ただし、「商標審査基準」商標局 2005 年 12 月「第三部分 商標の同一、類似の審査」三、(一) に、以下の記載がある。

商標審査基準 2005 年 12 月¹⁵

第三部分 商標の同一、類似の審査

三、(一) 文字商標の同一性

文字商標であれば、商標に使用する言語が同じであって、かつ文字の内容と配列の順序が完全同一で、公衆に商品又は役務の出所を誤認させる恐れがある場合には、字体、表音文字の大文字・小文字、又は文字の配列に横と縦の違いがあるということで二つの商標に僅かな差異があるときも、同一の商標と判断される。

¹⁵ 「商標審査基準」商標局 2005 年 12 月

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20051231.pdf#search=%E4%B8%AD%E5%9B%BD+%E5%95%86%E6%A8%99%E5%AF%A9%E6%9F%BB%E5%9F%BA%E6%BA%96 (アクセス日 : 2016 年 2 月 18 日)

4. 3. 8 ベネルクス

(1) 案件調査結果（概要）

ベネルクスを本国官庁とする調査対象数は2,949件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は1,566件（53.1%）であった。

ベネルクスにおける特徴は、日本の運用と同じように同一性の認証は厳格であるといえる。濃淡の違いといった技術的な問題を除いては、日本の運用では同一と判断されないとと思われる事例は極めて少ない。

ベネルクスには標準文字に関する規定や制度は存在しない。キリル文字及び漢字における出願において、書体（フォント）が異なっても同一と認められている事例が3例のみ確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

調査票回答によると、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、厳格に認定を行っている旨の回答があった。

(3) ベネルクス知的財産庁調査票回答結果

ベネルクス知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 8-1 に示す。

表 8-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない。	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	3*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		本質問は当庁には該当しない。当庁では一つの書体のみ使用する。	
10	標準文字の取扱い		当庁では一つの書体のみ使用する。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		商標の一部からの抽出は常に全体の商標とは異なると判断される。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	4

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ベネルクスにおいて調査を行った結果を表 8-2 に示す。2,429 件のうち、標準文字の宣言のないものが 2,259 件、標準文字の宣言のあるものは 690 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 2,259 件中の 876 件 (12.8%)、標準文字の宣言がある国際登録では 690 件中の 690 件 (100%)、合計 1,566 件 (53.1%) が日本の運用では非同一と判断されると思われるものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 8-1～図 8-3 に示す。

表 8-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	2,259	690	2,429
同一と判断	1,383	0	1,383
非同一と判断	876	690	1,566

図 8-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

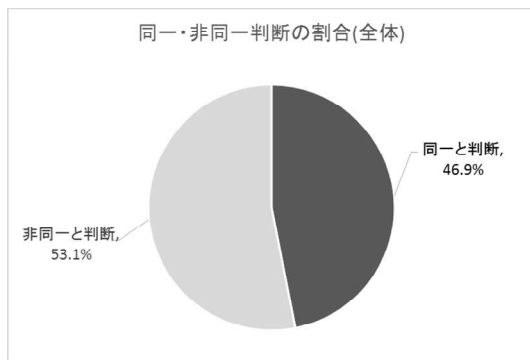


図 8-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

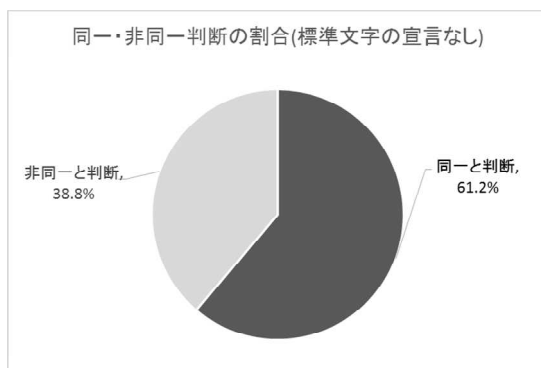
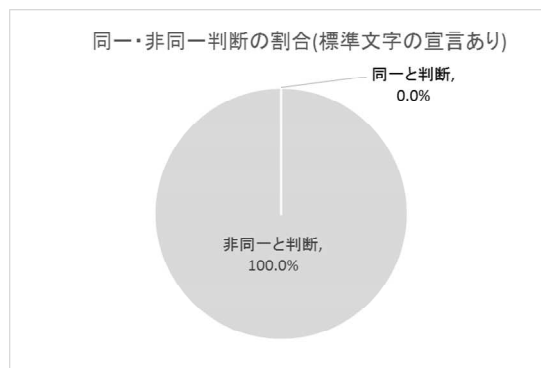


図 8-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違内容の内訳を表 8-3 に示す。

相違は極めて少ないが、標準文字の宣言がない場合、色、背景、書体（フォント）の違いがごく少数見受けられる。標準文字の宣言がある場合、基礎商標と国際登録は文字の濃淡を除いて相違は確認できず、自国官庁におけるデータベースにおいては商標の文字表示が一律に薄くなっていることが確認された。

表 8-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
色	4	0	4
背景	2	0	2
書体（フォント）	3	0	3
構成	1	0	1
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	865	690	1,555

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 8-4 に示す。

商標が全く異なる 1 件の事例が存在するが、ROMRIN における基礎商標出願/登録番号の登録内容が誤っている可能性がある。

表 8-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
その他*1	1	0	1

*1 商標が全く異なっている。

エ ベネルクスにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断されると思われる事例は極めて少ない。以下に我が国の運用とは異なり同一性が認められた3事例を示す。

表 8-5 書体（フォント）に関する相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1195020	基礎商標登録番号= 0946230
	ДОНАСЕРТ	ДОНАСЕРТ
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1195176	基礎商標出願番号= 01276007
	ЛЕВОСЕРТ	ЛЕВОСЕРТ
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1226396	基礎商標出願番号= 01291033
	彼得森有限公司	彼得森有限公司
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ベネルクスにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられない。

4. 3. 9 英国

(1) 案件調査結果 (概要)

英国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は2,605件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は2,307件(88.6%)であった。

英国における特徴は、書体(フォント)又は大文字と小文字が相違していても同一と認定されており、同一性の判断は日本と比べて緩やかであるといえる。また、デザインの一部や配置が異なっても同一と認定している事例も少数確認された。

英国に存在する連続商標制度では、一つの基礎商標の中に複数の商標を含めることが可能である。この複数の商標には、色の異なるもの又は、文字列が異なるものが含まれており、そのうちの1つが国際登録と同一であれば、基礎商標と国際登録が同一であると判断されていることが確認された。

また、英国には標準文字制度が存在し、標準文字の宣言がなされた標章を文字標章として扱い、特定の書体(フォント)に制限されない。文字商標は本国官庁のデータベースでは統一書式(書体、文字サイズ)のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

「商標マニュアル(Trade Marks Manual)¹⁶」の国際出願ガイドにおいて、「国際出願は基礎(国内)標章と同一の標章であり、同一の商品・役務又は基礎(国内)標章の商品・役務を超えないものでなければならない。」と記載されている。

¹⁶ Trade Marks Manual

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/481896/Manual-of-trade-marks-practice.pdf#search='UKIPO+trademark+identity' (アクセス日:2016年2月18日)

(3) 英国知的財産庁調査票回答結果

英国知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 9-1 に示す

表 9-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	7
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 Sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	1,935*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	7

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

英国において調査を行った結果を表 9-2 に示す。2,605 件のうち、標準文字の宣言のないものが 715 件、標準文字の宣言のあるものは 1,890 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 715 件中の 417 件 (58.3%)、標準文字の宣言がある国際登録では 1,890 件中の 1,890 件 (100%)、合計 1,473 件 (66.1%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 9-1～図 9-3 に示す。

表 9-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	715	1,890	2,605
同一と判断	298	0	298
非同一と判断	417	1,890	2,307

図 9-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

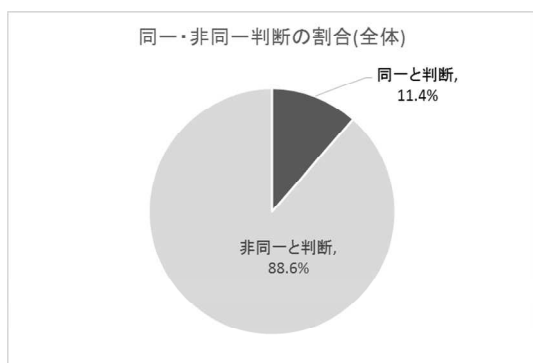


図 9-2 同一・非同一判断の割合図 (標準文字の宣言なし)

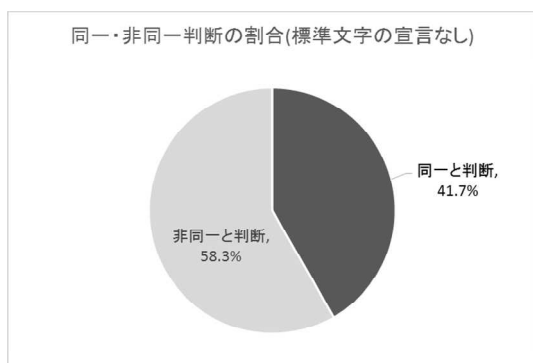
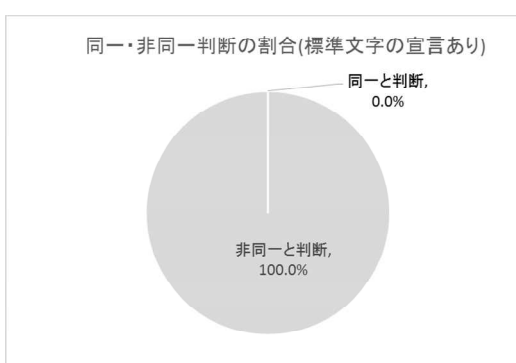


図 9-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一と判断される各相違の内容の内訳を表 9-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無に関係なく、書体（フォント）と構成の相違が多い。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違は全案件で確認された。これは、基礎商標が文字商標である場合、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体(フォント)、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

また、英国においては連続商標制度があり、1つの連続商標として出願／登録された複数の商標のうちの1つ以上が同一であれば、同一と認定されている。

表 9-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	49	1886	1935
構成	6	10	16
背景	8	0	8
色	7	0	7
拡大縮尺	6	0	6
文字態様	4	1	5
配置	2	0	2
その他 （連続商標・3D）*1	147	147	294
濃淡（参考）*2	345	1,886	2,231

*1 標準文字の宣言なしの場合、連続商標は145件、立体商標（3D）が2件であり、標準文字の宣言ありの場合は全て連続商標である。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 9-4 に示す。

構成相違の事例は他国と比べると少ない。標準文字の宣言がある場合、「大文字小文字」について計 7 件であった。

表 9-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
大文字小文字	0	7	7
内容変更 (追加・削除)	4	1	5
行数	0	4	0
その他*1	2	1	3

*1 商標が全く異なっている。

エ 英国における同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を連続商標の場合、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 連続商標

英国においては連続商標制度が存在する。連続商標とは複数の商標が重要明細（要部）において相互に類似しており、かつ、色のみが異なる等の条件を満たす場合には、単一の出願ができ、連続商標として登録することができるというものである。

連続商標を基礎とする場合、連続商標に含まれる1つ以上の商標が国際登録と同一であれば、同一と判断されている。



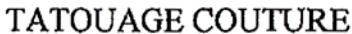

表 9-5 連続商標を基礎とした事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1153382	基礎商標登録番号= 2630265
		
(標準文字の宣言なし) 2つの基礎商標のうち1つが国際登録と同一である。		
②	国際登録番号= 1156972	基礎商標登録番号= 2582382
		
(標準文字の宣言なし) 3つの基礎商標のうち1つが国際登録と同一である。		
③	国際登録番号= 1155204	基礎商標登録番号= 2610497
		
(標準文字の宣言あり) 2つの基礎商標のうち1つが国際登録と同一である。		

(イ) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 9-6 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1152023	基礎商標出願番号= 2648738
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1152640	基礎商標出願番号= 2647092
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されているものが同一と認定されている事例が少数存在する。事例を以下に示す。

表 9-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1196470	基礎商標出願番号= UK00003004826、UK00003009278
		
	基礎商標は文字のみから構成されているが、国際登録は図形的である。	
②	国際登録番号=1171587	基礎商標登録番号=2629028
		
	基礎商標に下段文字「Group」部分に線があるが、国際登録には存在しない。	

(ウ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 9-8 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	Fashion One	Fashion One
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 9-9 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1167289	基礎商標登録番号= 2492449
	PROXAMA	Proxama
	基礎商標は大文字と小文字の組合せから構成されているが、国際登録は大文字のみか構成されている。また、基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1204640	基礎商標登録番号= UK00002501120
	CANDY KITCHEN	Candy Kitchen
	基礎商標は大文字と小文字の組合せから構成されているが、国際登録は大文字のみか構成されている。また、基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

c. 行数

基礎商標は2行であるが国際登録では1行に統合されている事例が1例存在する。なお、標準文字が指定されている基礎商標は本国官庁のデータベースにおいて統一された書体（フォント）、文字サイズ、色でテキスト表示されているため、1行に表示可能な文字数が制限されている可能性がある。

表 9-10 行数、改行位置の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1173354	基礎商標出願番号= 2649831
	MYJAR THERE WHEN YOU NEED IT	MYJAR THERE WHEN YOU NEED IT
	基礎商標は2行により構成されているが、国際登録は1行で表されている。また、書体も相違している。	
②	国際登録番号= 1197933	基礎商標出願番号= UK00003031604
	DIMPLE GOLDEN SELECTION	DIMPLE GOLDEN SELECTION
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行で構成されている。また、書体も相違している。	

(5) 参考情報

英国における標準文字及び連続商標に関する規定は以下のとおりである。

ア 標準文字制度について

英国知的財産庁は実体審査において標準文字の宣言がなされた標章を文字標章として扱い、特定の書体に制限されない¹⁷。

イ 連続商標について

英国では以下のように連続商標制度が認められている。

英国商標法

2008年5月10日の商標細則(命令書 2008/1067)により改正された 1994 年法律¹⁸

第 41 条 登録：補足規定

(1) 次の事項に関しては、規則により規定を定めることができる。

(a) 単一の商標登録出願を複数の出願に分割すること

(b) 個別の出願又は登録を併合すること

(c) 連続商標の登録

(2) 連続商標とは、その本質的部分が互いに類似しており、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない識別性のない部分のみが相違しているいくつかの商標をいう。

(3) 本条に基づく規則には、次の事項に関する規定を含めることができる。

(a) 分割、併合又は連続商標の登録が認められるための事情及び条件、及び

(b) その規則が適用される出願が単一出願として扱われる効果及び当該出願が個別の複数の出願として扱われる目的

¹⁷ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 英国

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/uk.pdf#search='%E3%82%A4%E3%82%AE%E3%83%AA%E3%82%B9+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97+%E5%95%86%E6%A8%99' (アクセス日：2016年2月18日)

¹⁸ 英国商標法

2008年5月10日の商標細則(命令書 2008/1067)により改正された 1994 年法律

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/england/shouhyou.pdf#search='%E3%82%A4%E3%82%AE%E3%83%AA%E3%82%B9+%E5%95%86%E6%A8%99%E6%B3%95'> (アクセス日：2016年2月18日)

ウ 同一性の認証について

英国における商標の同一性の認証に関しては、商標マニュアルに関連する記載がある。

Trade Marks Manual¹⁹

Internatinal Examination Guide

Requires a UK application/registration

To use the Protocol, applicants must also have a national trade mark application or registration in one of the Protocol member countries. This national mark will be used as the basis of the international application. The international application will cover the same trade mark and a list of goods and services identical or no wider than that of the basic (national) mark. The international application will designate one or more other Protocol member countries, these being countries where the applicant would like to protect his mark.

(仮訳) 商標マニュアル

国際審査ガイド

英国出願／登録が必要

マドリッドプロトコルを利用するためには、出願人はマドリッドプロトコル加盟国のうち1つにおいて、国内商標出願又は登録をしなければならない。国内商標は国際出願の基礎として利用される。国際出願は基礎（国内）標章と同一の標章であり、同一の商品・役務又は基礎（国内）標章の商品・役務を超えないものでなければならない。国際出願は、出願人が商標を保護したい国において、1以上のマドリッドプロトコル加盟国を指定することが可能である。

¹⁹ Trade Marks Manual

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/481896/Manual-of-trade-marks-practice.pdf#search='UKIPO+trademark+identity' (アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 10 オーストラリア

(1) 案件調査結果（概要）

オーストラリアを本国官庁とする国際登録の調査対象数は2,229件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は1,473件（66.1%）であった。

オーストラリアにおける特徴は、書体（フォント）の相違と連続商標の取扱いを除いて、日本の運用と同じように同一性の認証は厳格であるといえる。調査票回答又は文献調査結果によると、濃淡の違いといった技術的な問題を除いては、日本の運用では非同一と判断される事例は少なかった。

オーストラリアに存在する連続商標制度では、一つの基礎商標の中に複数の商標を含めることが可能である。複数の商標には、色の異なるもの又は文字列が異なるものが含まれており、そのうちの1つが国際登録と同一であれば、基礎商標と国際登録が同一であると判断されていることが確認された。

また、基礎商標に標準文字が使用されている場合、本国官庁のデータベースでは、統一された書体（フォント）及び文字サイズのテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

調査票回答によると、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は見当たらない。

(3) オーストラリア知的財産庁調査票回答結果

オーストラリア知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 10-1 に示す。

表 10-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	1,421*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		一般的なテキスト文書の作成に通常用いられている書体（例えば、Times New Roman、Arial、Calibri、Verdana）で表された文字は、オーストラリアでは「平易な文字」商標とみられる可能性があり、通常の見本の一つで表されたものと同一であると判断する。通常の見本の作成に使用される可能性が低く、すなわち重要明細において異なる見本とみなされる図案化された見本で表された文字は、通常の見本で作成されたものと同一とは判断されない。	

表 10-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類		判断	事例調査 結果[件]
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		二つの商標の間の実質的詳細に差異があってはならない。そのような差異があれば、異なる識別力を持つ二つの商標ということになる。	
14	色彩に差異がある場合		色彩について保護が請求されない場合であっても、基礎商標の表示に色彩が付されているのであれば、国際商標の表示にも色彩が付されなければならない。標章の国際登録に関するガイドの7 (7.37) / 共通規則 9(4)(a)(v)	1

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

オーストラリアにおいて調査を行った結果を表 10-2 に示す。2,229 件のうち、標準文字の宣言のないものが 811 件、標準文字の宣言のあるものは 1,418 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 811 件中の 58 件 (7.2%)、標準文字の宣言がある国際登録では 1,418 件中の 1,415 件 (99.8%)、合計 1,473 件 (66.1%) が日本の運用では非同一と判断されると思われるものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 10-1～図 10-3 に示す。

表 10-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	811	1,418	2,229
同一と判断	750	0	750
非同一と判断	58	1,415	1,473
検索不可能	3	3	6

図 10-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

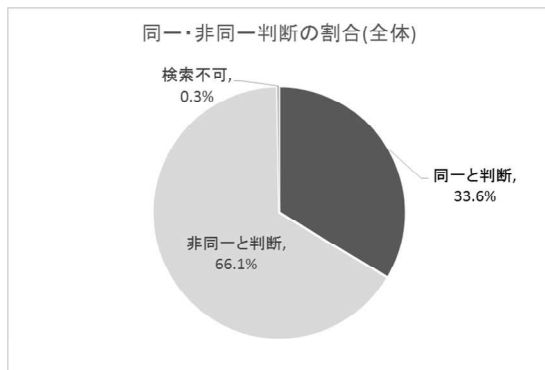


図 10-2 同一・非同一判断の割合図 (標準文字の宣言なし)

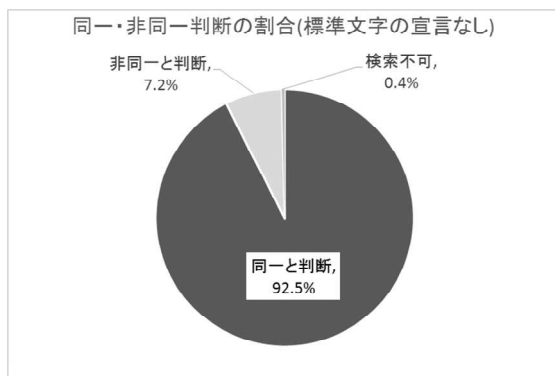
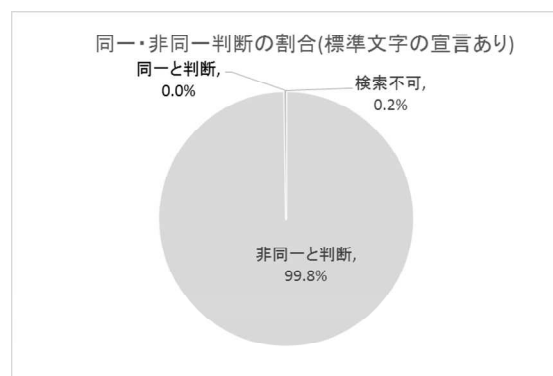


図 10-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と同一でないとして判断される各相違の内容の内訳を表 10-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合に、書体（フォント）の相違及び構成や配置に関する相違が確認された。また、標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違は全案件に該当している。

また、オーストラリアにおいては連続商標制度が認められており、1 つの連続商標として登録された複数の商標のうちの 1 つ以上が同一であれば、同一と認定されている。

表 10-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	2	1,419	1,421
背景	0	1,419	1,419
構成	3	1	4
配置	2	0	2
色	1	0	1
拡大縮尺	1	0	1
文字態様	0	0	0
その他（連続商標）	21	6	27
濃淡(参考)*1	34	0	34

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 10-4 に示す。

構成相違の件数は他国と比べると少なく、標準文字の宣言がある場合、「内容変更」に関して計 3 件あった。

表 10-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
内容変更 （追加・削除）	3	0	3
行数	0	1	1

エ オーストラリアにおける同一性認証の事例





日本の運用では同一と判断されない事例を連続商標の場合、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 連続商標

オーストラリアにおいては連続商標制度が存在する。連続商標とは複数の商標が重要明細（要部）において相互に類似しており、かつ、色のみが異なる等の条件を満たす場合には、単一の出願ができ、連続商標として登録することができるというものである。

連続商標を基礎とする場合、連続商標に含まれる1つ以上の商標が国際登録と同一であれば、同一と判断されている。

表 10-5 連続商標を基礎とした事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1168608	基礎商標出願番号= 1551391
		
	(標準文字の宣言なし) 2つの基礎商標のうち1つが同一である。	
②	国際登録番号= 1198088	基礎商標登録番号= 1564460
		
	(標準文字の宣言なし) 3つの基礎商標のうち1つが同一である。	
③	国際登録番号=1196437	基礎商標登録番号= 1085260
	Autochlor	Auto Chlor Autochlor Auto-Chlor
	(標準文字の宣言なし) 3つの基礎商標のうち1つが同一である。	
④	国際登録番号=1205386	基礎商標出願番号=1547350
	Titanic two	Titanic one Titanic two
	(標準文字の宣言なし) 2つの基礎商標のうち1つが同一である。	

(イ) 標準文字の宣言がない場合

a. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されているものが同一と認定されている事例が少数存在する。事例を以下に示す。

表 10-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1199509	基礎商標登録番号= 962928
		
	文字の大きさ、人の図形の配置が異なり、基礎商標にある「HEALTH GROUP」の文字が国際登録には存在しない。	
②	国際登録番号=1160289	基礎商標登録番号= 1237488
		
	基礎商標では「PLOW」の文字が明瞭に確認できない。	

(ウ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

調査票回答によれば、基礎商標が標準文字を使用している場合、書体 (フォント) の相違は考慮しない。標準文字が使用されている基礎商標は本国官庁のデータベースにおいて統一された書体 (フォント)、文字サイズ、色で表示されている。

表 10-7 書体 (フォント) の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1159790	基礎商標登録番号= 1222196
	CARISMA	CARISMA
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。	
②	国際登録番号= 1160553	基礎商標登録番号= 1460034
	ALLIGHT	ALLIGHT
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。	
③	国際登録番号= 1161480	基礎商標出願番号= 1043761
	LIVE IT LOVE IT WEAR IT	LIVE IT, LOVE IT, WEAR IT LIVE IT. LOVE IT. WEAR IT. LIVE IT LOVE IT WEAR IT
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。本案件は連続商標である。	

b. 行数

基礎商標は二行であるが国際登録では一行に統合されている事例が1例存在する。なお、標準文字が指定されている基礎商標は本国官庁のデータベースにおいて統一された書体 (フォント)、文字サイズ、色でテキスト表示されているため、一行に表示可能な文字数が制限されている可能性がある。

表 10-8 行数、改行位置の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1207639	基礎商標登録番号= 1349566
	ORGANISATIONAL LEADERSHIP ARCHITECTURE	ORGANISATIONAL LEADERSHIP ARCHITECTURE
	基礎商標は2行により構成されているが、国際登録は1行で表されている。	

(5) 参考情報

オーストラリアにおける標準文字及び連続商標に関する規定は以下のとおりである。

ア 標準文字制度について

オーストラリアにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられない²⁰。

イ 連続商標について

オーストラリアでは以下のように連続商標制度が認められている。

オーストラリア商標法

2013 年法律 No.13 まで改正された 2013 年 4 月 15 日編集の 1995 年 No.119²¹

第 4 節 連続商標の登録出願

第 51 条 出願—連続商標

(1) 複数の商標が重要明細において相互に類似しており、かつ、次の事項の 1 又は 2 以上に関してのみ異なる場合は、何人も、商品及び／又はサービスに関し、2 以上の商標の登録を求めて、第 27 条(1)に基づく単一出願をすることができる。

- (a) 商標が使用されているか又は使用予定である商品又はサービスに関する陳述又は表示
- (b) 数量、価格、品質又は場所の名称に関する陳述又は表示
- (c) 商標の何れかの部分の色彩

(2) 次の場合、すなわち、

- (a) 出願が本法の全ての要件を満たしており、かつ
- (b) 登録官が（第 68 条に基づいて）それらの商標を登録する必要がある場合は、登録官は、それらの商標を連続商標とする 1 の登録として登録しなければならない。

²⁰ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 オーストラリア

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_soyhyoseido/au.pdf#search=%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%A9%E3%83%AA%E3%82%A2+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97 (アクセス日：2016 年 2 月 18 日)

²¹ オーストラリア商標法(日本語訳)

<https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/australia/shouhyou.pdf#search=%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%A9%E3%83%AA%E3%82%A2+%E9%80%A3%E7%B6%9A%E5%95%86%E6%A8%99> (アクセス日：2016 年 2 月 18 日)

ウ 色について

A guide to applying for your trade mark overseas²²

If the representation on the basic trade mark is in black and white, the representation in box (a) must be black and white. If the representation on the basic trade mark is in colour, the reproduction in box (a) must also be in colour.

(仮訳) 商標国際出願ガイド

基礎商標の表示が白黒である場合、ボックス(a)の表示も白黒でなければならない。基礎商標の表示がカラーである場合は、ボックス(a)の表示もカラーでなければならない。

(注)ボックス(a)：国際登録出願の標章の記載エリア

²² A guide to applying for your trade mark overseas

http://www.ipaustralia.gov.au/uploaded-files/publications/TM_international_application_guide.pdf

(アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 1 1 ロシア

(1) 案件調査結果（概要）

ロシアを本国官庁とする国際登録の調査対象数は2,100件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は197件(9.4%)であった。

ロシアにおける特徴は、日本の運用と同じように同一性の認証は厳格であるといえる。調査票回答及び文献調査結果からは、濃淡の相違のような技術的な問題を除いて、日本の運用では非同一と判断される事例は少なかった。

ロシアには標準文字に関する規定や制度は存在しないが、標準文字の宣言がない場合の事例として、書体（フォント）や色の相違、デザインの一部や配置が異なる場合であっても同一と認定しているものが確認された。

また、標準文字の宣言がある場合の事例として、書体（フォント）が相違しても同一と認定している事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

調査票回答によると、本国官庁として自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準については確認できなかった。

(3) ロシア知的財産庁調査票回答結果

ロシア知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 11-1 に示す。

表 11-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	9*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		異なる書体を使用されているときは、書体の相違がわずかなものであっても、商標は同一と判断されない。	
10	標準文字の取扱い		ロシアには標準文字の規定はない。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 11-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	全ての要素が一致している場合、二つの商標は同一と判断される。同一と判断される相違の範囲については、共通規則の規則 9(5)(d)(iv)には定められていない。同一性は絶対的なものである。	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	6

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ロシアにおいて調査を行った結果を表 11-2 に示す。2,100 件のうち、標準文字の宣言のないものが 450 件、標準文字の宣言のあるものは 1,650 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 450 件中の 20 件 (10.7%)、標準文字の宣言がある国際登録では 1,650 件中の 177 件 (4.4%)、合計 197 件 (9.4%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 11-1～図 11-3 に示す。

表 11-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	450	1,650	2,100
同一と判断	385	1,372	1,757
非同一と判断	20	177	197
検索不可能	45	101	146

図 11-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

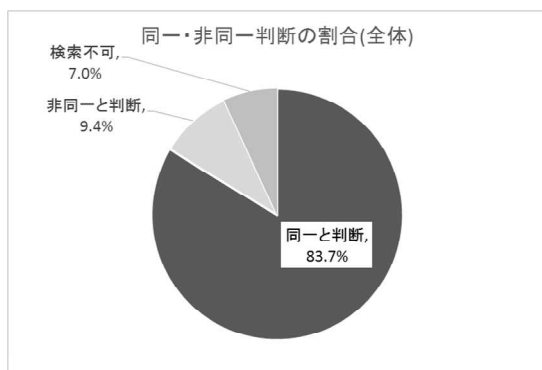


図 11-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

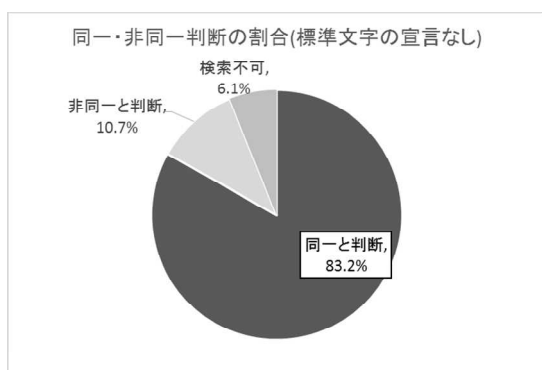
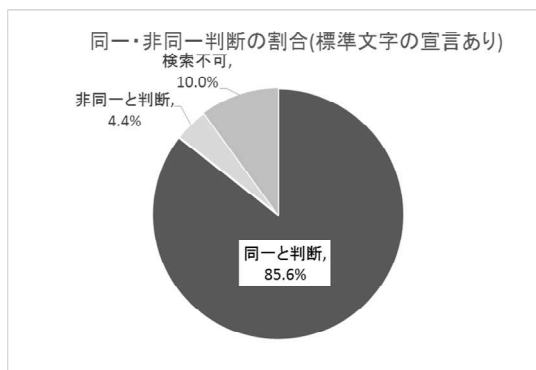


図 11-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断された各相違内容の内訳を表 11-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は合、色、背景又は書体（フォント）に関する相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）に関する相違が少数確認された。

表 11-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	5	4	9
色	6	0	6
背景	6	0	6
構成	4	0	4
文字態様	1	1	2
拡大縮尺	0	0	0
配置	0	0	0
その他*1	1	0	0
濃淡（参考）*2	162	15	177

*1 立体（3D）商標の表示があり、相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 11-4 に示す。

表 11-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	3	0	3
その他*1	1	0	1

*1 商標が全く異なっている。

エ ロシアにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体（フォント）

表 11-5 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1191083	基礎商標登録番号= 281200、424436
	ВЕНОКОРСЕТ	ВЕНОКОРСЕТ ВЕНОКОРСЕТ
	複数の基礎商標のうち1つが国際登録の書体と相違している。	
②	国際登録番号= 1198036	基礎商標登録番号= 304286
	ЭНЕРГЕН	ЭНЕРГЕН
	基礎商標と国際登録の書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1225341	基礎商標出願番号= 341336
	INNOVA	INNOVA
	基礎商標と国際登録の書体が相違している。	



b. 色

表 11-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1155524	基礎商標登録番号= 276479
		
	基礎商標の一部はピンク色であるが、国際登録は全て黒色である。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号=1163796	基礎商標登録番号=171286
		
	基礎商標は白黒であるが、国際登録は黄色と黒である。カラークレームの記載はない。	

c. 構成（内容変更）の相違
 デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 11-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1186845	基礎商標登録番号= 450775
		
基礎商標と国際登録で内容の一部の配置相違している。		
②	国際登録番号=1156811	基礎商標登録番号= 28516
		
基礎商標は国際登録の一部が切れている。		
③	国際登録番号=1201738	基礎商標登録番号= 2013724343
		
基礎商標と国際登録において、図と文字の配置が相違、図の配色が反転し、文字内容が相違している。		

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 11-8 書体 (フォント) の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1193512	基礎商標登録番号= 350129 , 433727
	GREYS	GREYS GREYS
	複数の基礎商標のうち1つが国際登録の書体と相違している。	
②	国際登録番号= 1225878	基礎商標登録番号= 337527, 491234
	UNIEL	UNIEL UNIEL
	複数の基礎商標のうち1つが国際登録の書体と相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ロシアにおいて、民法第 IV 部に標準文字制度に関する規定はみられない。ただし、願書「7 標章」欄の(c)項にチェックを記入した場合には、文字標章として扱われ、審査官は先行商標調査を文字標章に絞って実施するとされている²³。

²³ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」ロシア
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/ru.pdf#search=%E3%83%AD%E3%82%B7%E3%82%A2+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97 (アクセス日: 2016年2月18日)

4. 3. 1 2 トルコ

(1) 案件調査結果 (概要)

トルコを本国官庁とする国際登録の調査対象数は1,877件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は、887件(47.3%)であった。

トルコの特徴は、書体(フォント)、大文字と小文字、縦書きと横書き又はスペル又は色に対する同一性の認定は日本の運用に比べて緩やかであるといえる。一方、文献調査では、縦書きと横書き、文字記号(a と à)又はスペルの相違(color と colour)について、同一と認定している事例は確認されなかったが、書体(フォント)の相違、デザインの一部、配置の相違及び色が相違する事例が確認された。トルコには標準文字制度は存在していない。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

トルコにおいては、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認(認証)に関する審査基準は、商標審査基準(Trademark Examination Guideline)²⁴に記載され、ウェブにて公開されている旨、調査票で回答されている。同審査基準は国内出願用のマニュアルであるが、基礎商標と国際出願の商標の同一性の審査にも適用される。

²⁴ Trademark Examination Guideline

<http://www.tpe.gov.tr/TurkPatentEnstitusu/resources/temp/63F32839-2FC0-4E17-9821-6611259C43AE.pdf> (アクセス日: 2016年2月18日)

(3) トルコ知的財産庁調査票回答結果

トルコ知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 12-1 に示す。

表 12-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	1
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断する	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断する	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断する	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断する	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	20*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか（規定、判断例等）。		一般に、標識は異なる書体が使用されていようと、類似のものだと判断される。しかし、平均的な消費者が認知できるほど独特な配置、図案化された書き方又はその他の図形要素が備わっていて、そのために二つの標識が異なって見える場合には、異なる書体を用いた商標は、類似ではないと結論付けられることがある。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	

表 12-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		文字及び図形からなる商標は、平均的な消費者が認知できるほど独特な配置、図案化された書き方又はその他の図形要素が備わっていて、そのために異なって見える場合には、それらの商標は類似していないと結論付けることができる。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断する	25

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

トルコにおいて調査を行った結果を表 12-2 に示す。1,877 件のうち、標準文字の宣言のないものが 1,683 件、標準文字の宣言のあるものは 194 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 1,683 件中の 839 件 (49.9%)、標準文字の宣言がある国際登録では 199 件中の 48 件 (24.7%)、合計 887 件 (47.3%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いと推測されるものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 12-1～図 12-3 に示す。

表 12-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	1,683	194	1,877
同一と判断	844	146	990
非同一と判断	839	48	887

図 12-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

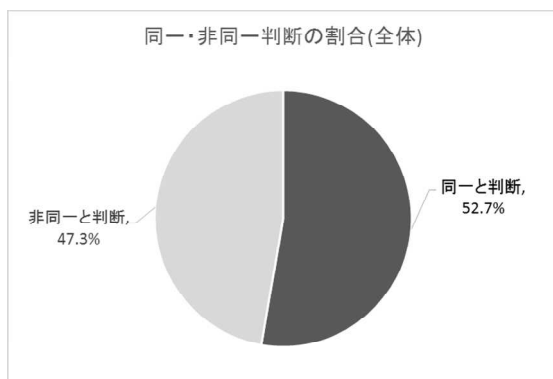


図 12-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

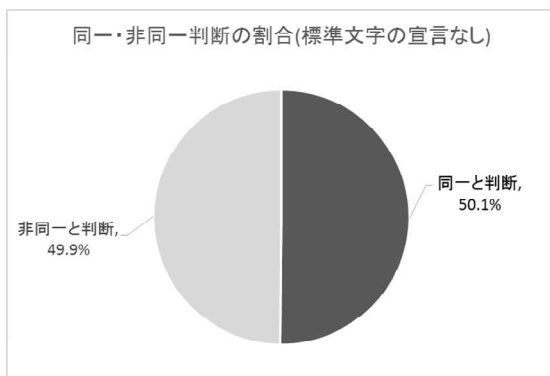
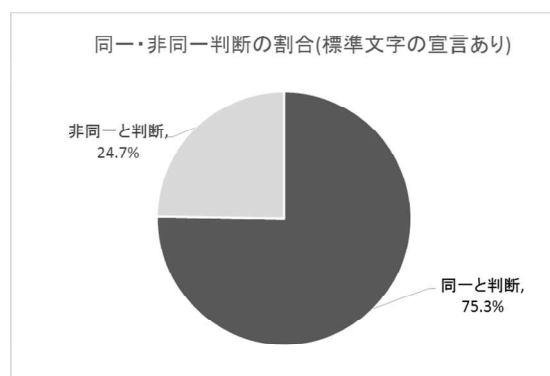


図 12-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断した各相違の内容の内訳を表 12-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、背景、色、書体（フォント）に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合は、色や配置の相違が多いことが確認された。

表 12-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
背景	88	19	107
色	21	4	25
書体（フォント）	11	0	20
拡大縮尺	17	2	19
配置	6	3	9
構成	4	1	5
文字態様	1	1	2
その他*1	3	0	3
濃淡（参考）*2	771	19	790

*1 立体（3D）商標の表示があり相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 12-4 に示す。

表 12-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字指定 なし[件]	標準文字指定 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	3	0	0
大文字・小文字	1	0	1
行数	0	1	0
その他*1	1	0	1

*1 商標が全く異なっている。

エ トルコにおける同一性認証の調査事例




日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

調査票回答によれば色が相違していても同一と判断する。

表 12-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1175955	基礎商標登録番号=2003 18045
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。	
②	国際登録番号= 1171284	基礎商標出願番号= 2013/38455
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。	
③	国際登録番号= 1221281	基礎商標登録番号= 2014 27399
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。	

b. 書体（フォント）

調査票では「一般に、標識は異なる書体（フォント）が使用されていようと、類似のものだと判断される。しかし、平均的な消費者が認知できるほど独特な配置、図案化された書き方又はその他の図形要素が備わっていて、そのために二つの標識が異なって見える場合には、異なる書体（フォント）を用いた商標は、類似ではないと結論付けられることがある。」との回答があった。

表 12-6 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1189937	礎商標登録番号= 2010 83615
	HEXAGON	HEXAGON
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。	
②	国際登録番号= 1194122	基礎商標登録番号= 2009 48223
	CAFE MILANO PREMIUM	CAFE MILANO PREMIUM
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。	
③	国際登録番号= 1233173	基礎商標登録番号= 2010 59568
	WAINER	WAINER
	基礎商標と国際登録で書体が相違する。	

c. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 12-7 構成の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1199590	基礎商標出願番号= 2012/19735 基礎商標登録番号= 99 021418 2007 19815
		
複数の基礎商標のうちの2つが国際登録と相違している。大文字と小文字の相違、又は国際登録にはない文字が存在している。		
②	国際登録番号= 1230168	基礎商標出願番号= 2013/98538
		
基礎商標には上下にラインが存在しないが、国際登録では存在している。		

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 行数

表 12-8 行数の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1161554	基礎商標出願番号= 2012/98296
	ÜLKER YUPO	ÜLKER YUPO
	基礎商標は 2 行であるが、国際登録は 1 行である。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

トルコには標準文字制度の規定はない²⁵。

²⁵日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 トルコ

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/tr.pdf#search=%E3%83%88%E3%83%AB%E3%82%B3+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97+%E5%95%86%E6%A8%99 (アクセス日: 2016 年 2 月 18 日)

4. 3. 13 オーストリア

(1) 案件調査結果（概要）

オーストリアを本国官庁とする国際登録の調査対象数は1,192件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は、956件（80.2%）であった。

オーストリアにおける特徴は、日本と同じように同一性の認証は厳格であるといえる。一方、文献調査では、色、背景の相違の認証に関して緩やかに運用されている事例が確認された。

オーストリアにおいて「画像を有さず、また、特定の書法を主張していない数字、文字又は語のみで構成されている商標は、大文字又はアラビア数字で記録する（商標法第17条(3)）」と規定されており、これらの文字から構成される商標は、本国官庁のデータベースにおいて、統一された書体（フォント）、サイズにおけるテキスト形式の大文字で表示されていることを確認した。

標準文字の宣言がない場合、色や背景が相違していても同一と認定されている事例、デザインの一部が異なっても同一と認定されている事例が少数確認された。

また、標準文字の宣言がある場合は、基礎商標は全て統一された書体（フォント）、サイズによるテキスト形式の大文字で表示され、国際登録とは書体（フォント）が異なっていることが確認された。また、基礎商標と国際登録で行数が異なっている事例も少数確認された。これは本国官庁のデータベースにおける表示上の制限による影響の可能性が考えられる。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

調査票回答によると、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、単純に比較を行い、「同一性」を厳格に判断し認定を行っている旨の回答があった。

(3) オーストリア知的財産庁調査票回答結果

オーストリア知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 13-1 に示す。

表 13-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	623*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		(回答なし)	
10	標準文字の取扱い		(回答なし)	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		商標の同一性の認証業務について、非常に厳格な基準を維持している。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	8

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

オーストリアにおいて調査を行った結果を表 13-2 に示す。1,192 件のうち、標準文字の宣言のないものが 569 件、標準文字の宣言のあるものは 623 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 569 件中の 333 件 (56.8%)、標準文字の宣言がある国際登録では 623 件中の 623 件 (100%)、合計 1,192 件 (80.2%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性の高いものであった。

また、それらの割合(全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり)を図 13-1～図 13-3 に示す。

表 13-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	569	623	1,192
同一と判断	253	0	236
非同一と判断	333	623	956

図 13-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

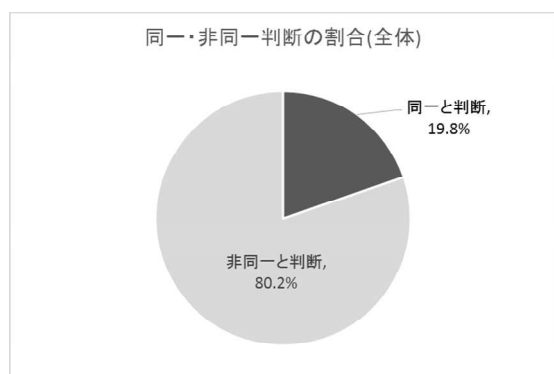


図 13-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

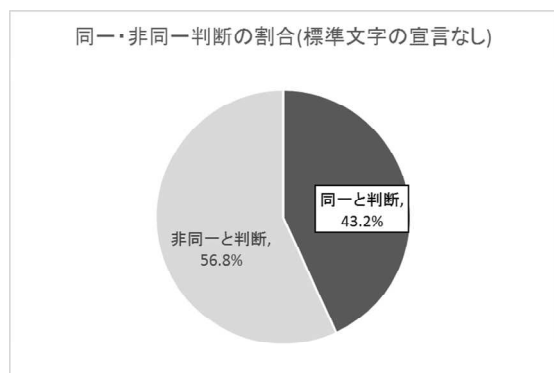
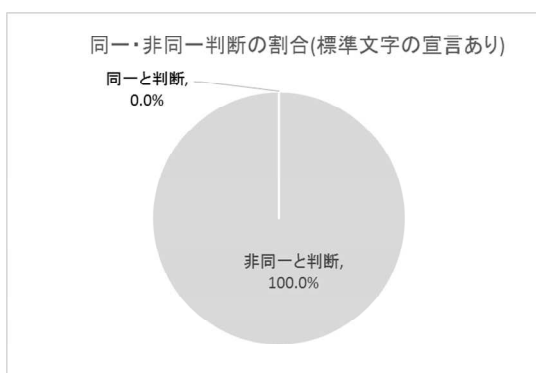


図 13-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断した各相違の内容の内訳を表 13-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、色、背景に関する相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）の相違が全事例で確認されたが、これは基礎商標が文字商標である場合は自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 13-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	0	623	623
文字態様	3	233	236
色	8	0	8
背景	7	0	7
構成	2	1	3
拡大縮尺	1	0	1
配置	1	0	1
その他	0	0	0
濃淡(参考)*1	321	623	944

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」相違の内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 13-4 に示す。

表 13-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
行数	0	1	1
内容変更 (追加・削除)	1	0	1
縦書き・横書き	1	0	0

エ オーストリアにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合


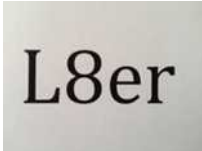
a. 色

表 13-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1213678	基礎商標登録番号=242118
		
	基礎商標と国際登録で色が相違する。基礎商標にカラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号=1214371	基礎商標出願番号=AM 513/2014
		
	基礎商標と国際登録で色が相違する。基礎商標にカラークレームの記載はない。	
③	国際登録番号=1216130	基礎商標出願番号=AM 6491/2012
		
	基礎商標と国際登録で色が相違する。基礎商標にカラークレームの記載はない。	

b. 背景

表 13-6 背景の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1202356	基礎商標登録番号= 276888
		
	基礎商標にはグレーの背景色が存在するが、国際登録には存在しない。	

c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 13-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1189393	基礎商標登録番号= 274804
		
	国際登録にある下段の文字が基礎商標では存在していない。	

d. 表示方向の相違

表 13-8 表示方向の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1169369	基礎商標登録番号= 230026
		
	基礎商標は縦向きに表示されているが、国際登録は横向きに表示されている。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

オーストリアにおいては、文字と数字のみから構成される商標に対して、「画像を有さず、また、特定の書法を主張していない数字、文字又は語のみで構成されている商標は、大文字又はアラビア数字で記録する」と規定されており、国際登録において標準文字が宣言されている基礎商標は、自国官庁のデータベースも統一された書体 (フォント)、サイズ、色でテキスト形式の大文字で表示されている。

表 13-9 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1228496	基礎商標登録番号= 278660
	HOLE-IN-ONE	HOLE-IN-ONE
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1228501	基礎商標登録番号= 277061
	VARIOTOME	VARIOTOME
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1228533	基礎商標出願番号= AM 4487/2013
	SEE-STERN	SEE-STERN
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 13-10 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1179511	基礎商標登録番号= 241061
	KÖHLE HEILMITTEL TRADITIONELLE EUROPÄISCHE MEDIZIN TEM	KÖHLE HEILMITTEL TRADITIONELLE EUROPÄISCHE MEDIZIN TEM
	基礎登録は1行であるが、国際登録は2行で構成されている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

オーストリアにおける標準文字に関して、以下の規定が存在する。

オーストリア商標法 BGB1.No.260/1970 2009 年改正(BGB1.I No.126)²⁶

第 17 条(3)

画像を有さず、また、特定の書法を主張していない数字、文字又は語のみで構成されている商標は、大文字又はアラビア数字で記録する

²⁶ オーストリア商標法 BGB1.No.260/1970 2009 年改正(BGB1.I No.126)

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/austria/shouhyou.pdf#search='%E3%82%AA%E3%83%BC%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%AA%E3%82%A2+%E5%95%86%E6%A8%99%E6%B3%95'> (アクセス日：2016 年 2 月 18 日)

4. 3. 14 スペイン

(1) 案件調査結果（概要）

スペインを本国官庁とする国際登録の調査対象数は1,112件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は、776件（9.8%）であった。

スペインにおける特徴は、書体（フォント）の相違及び商標からの一部抽出による商標に関して、その事例ごと判断が異なるとされており、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。

スペインには標準文字制度が存在し、特定の図形表示、音響、形状、又は色彩を請求することを希望しない場合は、標章は出願様式上に通常活字体で大文字、数字及び句読点を使用しタイプ書き又はその他適切な手法で印刷し、複製しなければならず（商標規則第2条(1)）、また、登録及び公告は標準書式（書体（フォント）及び文字サイズ）にて行われる。

文献調査においては、国際登録における標準文字の宣言の有無に関わらず、大文字と小文字の相違、引用符の有無の相違が存在しても同一と認められている事例が確認された。

また、標準文字の宣言がない場合の事例として、国際登録は色付き商標（カラー画像）であるが基礎商標は白黒であり、商標中の各要素に引き出し線を付けて色の説明がされているものが確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、パリ条約第6条の5 テルケル条項のアプローチに従っているとの調査票回答があった。

(3) スペイン知的財産庁調査票回答結果

スペイン知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 14-1 に示す。

表 14-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	7
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	6
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	460*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		一般的なルールや基準を示すことはできない。その事案の実体や問題となっている書体の間にある差異によって決まる。	
10	標準文字の取扱い		問題となっている文字の体裁の差異によって決まる。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 14-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査 結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	一般的なルールや基準を示すことは不可能である。そのケースの実態に依存する。	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	15

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

スペインにおいて調査を行った結果を表 14-2 に示す。1,112 件のうち、標準文字の宣言のないものが 704 件、標準文字の宣言のあるものは 408 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 704 件中の 376 件 (53.4%)、標準文字の宣言がある国際登録では 408 件中の 400 件 (98.0%)、合計 776 件 (69.8%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 14-1～図 14-3 に示す。

表 14-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	704	408	1,112
同一と判断	327	2	329
非同一と判断	376	400	776
検索不可能	1	6	7

図 14-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

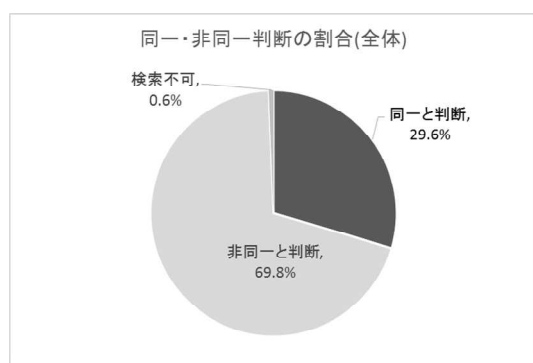


図 14-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

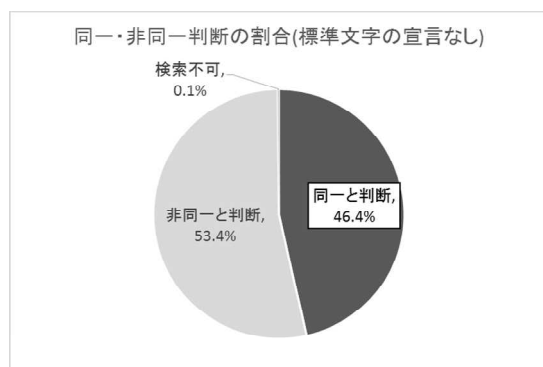
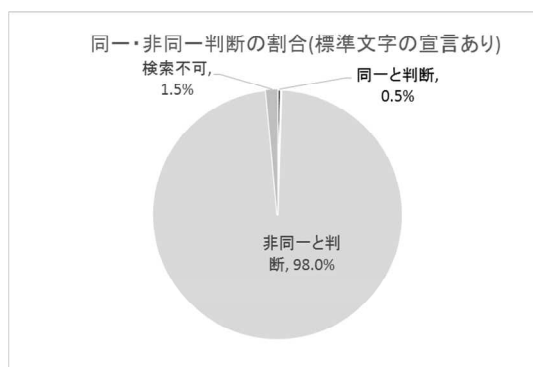


図 14-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断される各相違の内容の内訳を表 14-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無に関係なく、書体（フォント）、構成の相違が多く、また、標準文字の宣言がない場合は、背景、色に関する相違が多く確認された。

表 14-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	60	400	460
構成	14	19	33
背景	21	0	21
色	15	0	15
配置	11	0	11
拡大縮尺	2	0	2
文字態様	1	0	1
その他*1	2	0	2
濃淡（参考）*2	290	1	291

*1 立体（3D）商標の表示があり、相違があるものを含む数字である。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 14-4 に示す。

標準文字の宣言がある場合において、「行数」及び「文字記号」の相違が多く確認された。

表 14-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
行数	1	8	9
文字記号	3	5	8
大文字・小文字	1	6	7
内容変更 (追加・削除)	3	0	3
縦書き・横書き	2	0	0

エ スペインにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では非同一定と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

スペインには標準文字制度が存在し、出願様式において標準文字の宣言がされている場合、当該標章はスペイン知的財産庁の標準書式 (書体 (フォント) 及び文字サイズ) により公告及び登録するとされている。国際登録においては、標準文字の宣言がない商標についても標準書式で公告されていることが確認された。書体 (フォント) が相違するが、同一と認定された事例を示す。

表 14-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1155397	基礎商標出願番号=3048414
	SURGIVAMARINE	SURGIVAMARINE
	基礎商標と国際登録で書体が異なる。	

b. 行数

スペイン知財庁のデータベースにおいて、標準文字書式で表示されている基礎商標は全て1行で表示されているが、国際登録においては2行以上に分割されている事例が確認された。行数が相違する事例を示す。

表 14-6 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1173744	基礎商標登録番号= 2874103
	INSTITUTO SUPERIOR PARA EL DESARROLLO DE INTERNET ISDI	INSTITUTO SUPERIOR PARA EL DESARROLLO DE INTERNET ISDI
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行で構成されている。	

c. 文字記号

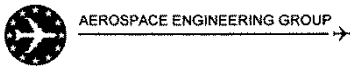



表 14-7 文字記号の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1152998	基礎商標登録番号= 2007243
	PIEDEL	"PIEDEL"
	基礎商標には引用符が存在するが、国際登録には存在しない。	
②	国際登録番号= 1155940	基礎商標登録番号= 1664064
	VEGAVERDE	"VEGAVERDE"
	基礎商標には引用符が存在するが、国際登録には存在しない。	
③	国際登録番号= 1210854	基礎商標登録番号= 1685028
	POTOMAC	"POTOMAC"
	基礎商標には引用符が存在するが、国際登録には存在しない。	

d. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 14-8 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1161171	基礎商標出願番号= 3069060
		
	基礎商標と国際登録で円図形の模様が異なる。	
②	国際登録番号= 1176641	基礎商標登録番号= 2487313
		
	基礎商標と国際登録で図形、文字の態様ともに相違している。	

e. 表示方向の相違


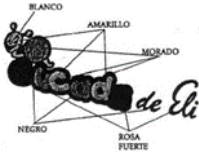


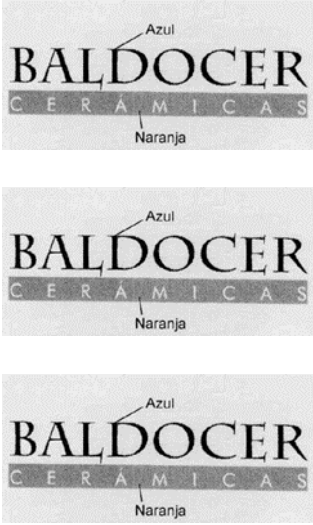
表 14-9 縦・横の表示方向の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1181930	基礎商標登録番号= 3034860
		
基礎商標と国際登録で縦・横の表示が相違している。また、色も相違している。		
②	国際登録番号= 1184116	基礎商標出願番号= 3078087
		
基礎商標と国際登録で縦・横の表示が相違している。また、色も相違している。		

f. 色

基礎商標出願/登録の画像は白黒である商標が、国際登録は色付き商標（カラー画像）である事例が確認された。下記①～③の例においては基礎商標内の各要素に引き出し線を付けて色を説明している。基礎商標においては本方法で商標を特定し、国際登録と同一と認定していると推測される。

表 14-10 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1154429	基礎商標登録番号= 2438477
		
	国際商標は色付き商標であるが、基礎商標は白黒の商標に引き出し線をつけて各要素の色を説明している。	
②	国際登録番号= 1162627	基礎商標登録番号= 2476621
		
	国際商標は色付き商標であるが、基礎商標は白黒の商標に引き出し線をつけて各要素の色を説明している。	
③	国際登録番号= 1207579	基礎商標登録番号= 2481864, 2481865, 2481866
		
	国際商標は色付き商標であるが、いずれの基礎商標も白黒の商標に引き出し線をつけて各要素の色を説明している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

スペインには標準文字制度が存在し、出願様式において標準文字の宣言がされている場合、当該標章はスペイン知的財産庁の標準書式 (書体 (フォント) 及び文字サイズ) により公告及び登録するとされている。国際登録においては、標準文字の宣言がない商標についても標準書式で公告されていることが確認された。書体 (フォント) が相違するが、同一と認定された事例を示す。

表 14-11 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1217928	基礎商標登録番号=1786420
	SOÑAL	SOÑAL
	基礎商標と国際登録で書体が異なる。	
②	国際登録番号=20131024	基礎商標出願番号=3092347
	PEAU D'HOMME	PEAU D 'HOMME
	基礎商標と国際登録で書体が異なる。	

b. 行数

スペイン知財庁のデータベースにおいて、標準書式 (書体 (フォント) 及び文字サイズ) で表示されている基礎商標は全て 1 行で表示されているが、国際登録においては 2 行以上に分割されている事例が確認された。行数が相違する事例を示す。

表 14-12 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1160894	基礎商標出願番号= 3062216
	ESCUELAS DE LENGUA ESPAÑOLA UNIVERSIDAD DE SALAMANCA	ESCUELAS DE LENGUA ESPAÑOLA UNIVERSIDAD DE SALAMANCA
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行で構成されている。	
②	国際登録番号= 1165229	基礎商標出願番号= 3072909
	MAPFRE THE MOST TRUSTED GLOBAL INSURANCE COMPANY	MAPFRE THE MOST TRUSTED GLOBAL INSURANCE COMPANY
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 3 行で構成されている。	

(5) 参考情報

ア 標準文字制度について

スペインには標準文字制度が存在する。出願様式において標準文字指定である旨の宣言が行われた場合、当該標章はスペイン知的財産庁の標準書式（書体（フォント）及び文字サイズ）により公告され、登録される²⁷。

商標規則 2002 年 7 月 12 日

勅令第 687 号改正 2002 年 7 月 31 日施行²⁸

第 2 条 標章の複製(1)

出願人が特定の図形表示、音響、形状、又は色彩を請求することを希望しない場合は、標章は出願様式上に通常活字体で大文字、数字及び句読点を使用しタイプ書き又はその他適切な手法で印刷し、複製しなければならない。この場合、出願人は出願様式上にその旨の宣言をしなければならず、当該標章はスペイン特許商標局により使用の標準文字間隔により公告され、かつ、登録されるものとする。同局により使用の標準文字間隔は工業所有権公報により公告されるものとする

イ 同一性の認証に関する規定

パリ条約 6 条の 5—テルケル条項

パリ条約 6 条の 5（加盟国に登録された商標の他の同盟国での保護） A(1)

「本国において正規に登録された商標は、この条で特に規定する場合を除くほか、他の加盟国においても、そのままその効力を認められかつ保護される」

²⁷ (参考) 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 スペイン

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/es.pdf#search=%E3%82%B9%E3%83%9A%E3%82%A4%E3%83%B3+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97（アクセス日：2016 年 2 月 18 日）

²⁸ 商標規則 2002 年 7 月 12 日 勅令第 687 号改正 2002 年 7 月 31 日施行

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/spain/shouhyou_kisoku.pdf#search=%E3%82%B9%E3%83%9A%E3%82%A4%E3%83%B3+%E5%95%86%E6%A8%99%E8%A6%8F%E5%89%87

（アクセス日：2016 年 2 月 18 日）

4. 3. 15 韓国

(1) 案件調査結果（概要）

韓国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は921件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は49件（5.3%）であった。

韓国における特徴は、日本の運用と同じように同一性の認証は厳格であるといえる。また、濃淡の違いといった技術的な問題を除いては、日本の運用では非同一と判断される事例は、文献調査結果から極めて少ないことが確認された。

韓国には標準文字に関する規定、制度は存在しない。文字商標において書体（フォント）が相違している場合でも同一と認定されているものが確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の認証に関する審査基準は存在しない旨、調査票で回答があった。

(3) 韓国特許庁調査票回答結果

韓国特許商標庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 15-1 に示す。

表 15-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]			
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0			
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0			
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0			
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0			
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0			
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0			
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0			
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	6*1			
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		(回答なし)				
10	標準文字の取扱い		標準文字制度は存在しない。				
11	二段併記 (本国の言語と他言語) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr><tr><td>FRESA</td></tr></table>	STRAWBERRY	FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>FRESA</td></tr></table>	FRESA	同一と判断しない	0
STRAWBERRY							
FRESA							
FRESA							
12	二段併記(音訳と英語) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>sutoroberī</td></tr><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	sutoroberī	STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	STRAWBERRY	同一と判断しない	0
sutoroberī							
STRAWBERRY							
STRAWBERRY							
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		(回答なし)				
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	0			

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 案件調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

韓国において調査を行った結果を表 15-2 に示す。921 件のうち、標準文字の宣言のないものが 758 件、標準文字の宣言のあるものは 163 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 758 件中の 45 件 (5.9%)、標準文字の宣言がある国際登録では 163 件中の 4 件 (2.5%)、合計 49 件 (5.3%) が日本の運用では非同一と判断されが、い然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 15-1～図 15-3 に示す。

表 15-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	758	163	921
同一と判断	713	159	872
非同一と判断	45	4	49

図 15-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

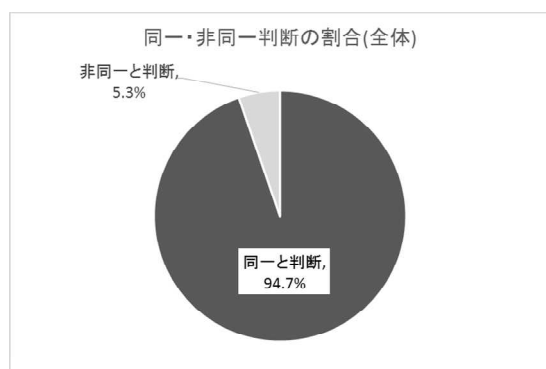


図 15-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

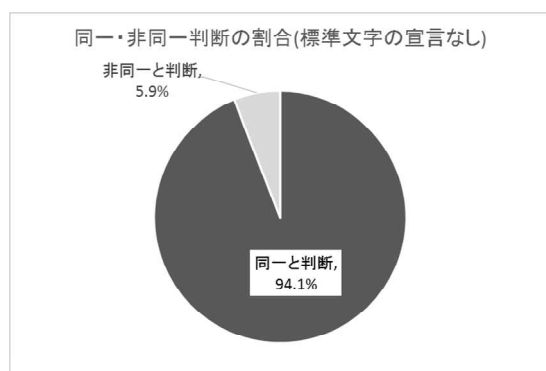
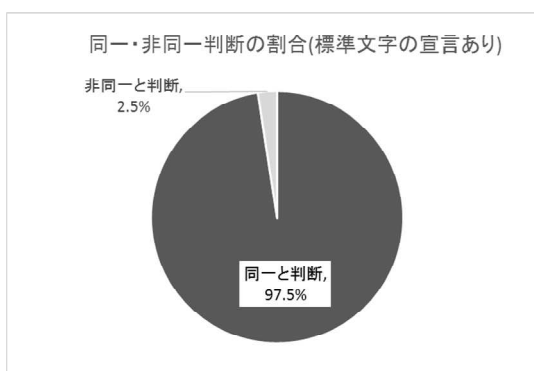


図 15-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断した各相違の内容の内訳を表 15-3 に示す。

各相違内容は標準文字の宣言の有無により傾向が異なっている。標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）、背景に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合、配置に関する相違が見受けられるが他国に比べると相違数は少ない。

表 15-2 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	5	1	6
背景	4	1	5
文字態様	2	0	2
配置	0	2	2
色	1	0	1
構成	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	34	1	35

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

韓国において、「構成」に関する相違は確認されなかった。

エ 韓国における同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がある場合

書体（フォント）が相違している事例。

表 15-3 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1224894	礎商標登録番号= 401017813000
	Storets	Storets
	似た書体であるが、字の太さが異なる。	
②	国際登録番号=1190397	基礎商標出願番号=4020130050832
	MolecuTech	MolecuTech
	似た書体であるが、基礎商標の書体は若干縦長である。	
③	国際登録番号=1175863	基礎商標出願番号=402013003401
	W A D A	W A D A
	書体の違いに加えて、基礎商標では画像取込み時の問題(画素数の問題)と思われるギザギザが見られる。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

商標が全体的に僅かに傾いている「配置」の相違が 3 例、「濃淡」の相違が 2 例確認されたが、画像取込みや表示上の技術的な問題であると思われる。

(5) 参考情報

標準文字制度について

韓国には標準文字に関する規定、制度は存在していない²⁹。

²⁹ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 韓国

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/kr.pdf#search='%E9%9F%93%E5%9B%BD+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97! (アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 16 ウクライナ

(1) 案件調査結果（概要）

ウクライナを本国官庁とする国際登録の調査対象数は811件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は382件（47.1%）あった。

ウクライナの特徴は、文字商標に対する書体（フォント）、色の認証において、日本の運用に比べて比較的緩やかであるといえる。

標準文字の宣言の有無にかかわらず、書体（フォント）が相違している場合でも同一と認められている事例が確認された。また、標準文字の宣言がない場合、色が相違していても同一と認定された事例が7件、商標の表示方向が縦と横で相違しているもの、デザインの一部や配置が異なっているものがそれぞれ1件同一と認定していることが確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ウクライナにおける、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認できなかった。

(3) ウクライナ知的財産庁調査票回答結果

ウクライナ知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 16-1 に示す。

表 16-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	70*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	7

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ウクライナにおいて調査を行った結果を表 16-2 に示す。811 件のうち、標準文字の宣言のないものが 699 件、標準文字のあるものは 112 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、699 件中の 346 件 (49.5%) 標準文字の宣言がある国際登録では 112 件中の 36 件 (32.1%)、合計 382 件 (47.1%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性は高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 16-1～図 16-3 に示す。

表 16-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	699	112	811
同一と判断	318	73	391
非同一と判断	346	36	382
検索不可能	35	3	38

図 16-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

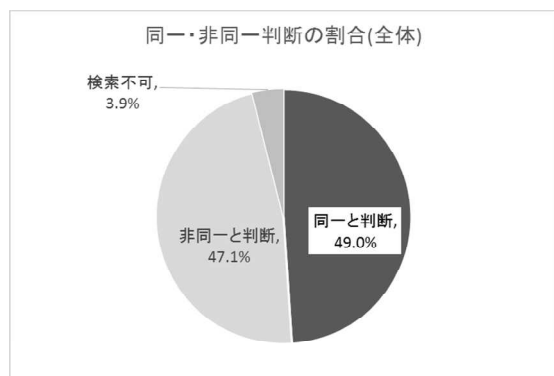


図 16-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

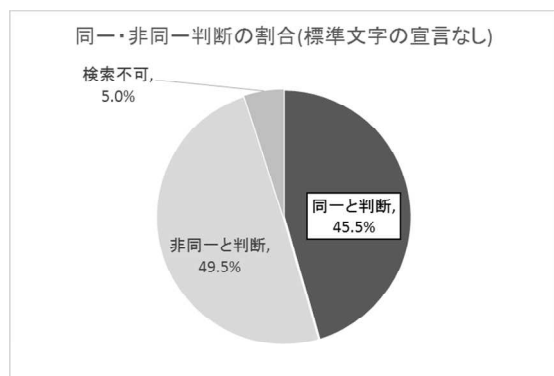
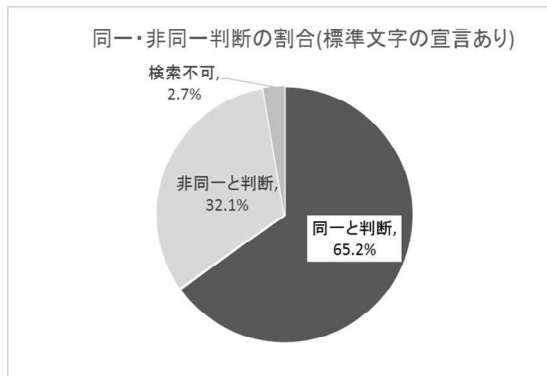


図 16-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 16-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無によらず、書体（フォント）に関する相違が多く確認され、また、標準文字の宣言がない場合では、書体（フォント）に次いで色の相違が多く確認された。

表 16-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	52	18	70
色	7	0	7
背景	2	0	2
構成	2	0	2
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他*1	1	0	1
濃淡（参考）*2	289	18	307

*1 立体（3D）商標の表示があり、相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 16-4 に示す。

表 16-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	1	0	0
縦書き・横書き	1	0	0

エ ウクライナにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合





a. 書体 (フォント)

表 16-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1198138	基礎商標出願番号=M 201317092
	ФИТОСТАТИН	ФИТОСТАТИН
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

表 16-6 色の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1216442	基礎商標出願番号= M 2013 19645
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。なお、基礎商標にはカラークレームの記載がある。	
②	国際登録番号= 1217709	基礎商標出願番号= M 2013 19640
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。なお、基礎商標にはカラークレームの記載がある。	

c. 大文字と小文字

表 16-7 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1170252	基礎商標登録番号= VR 200804598
	natulique	NATULIQUE
	基礎商標は大文字のみから構成されるが、国際登録は小文字のみから構成される。	

d. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 16-8 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1178909	基礎商標出願番号= M 201221352
	LEOPARK ЛЕОПАРК	LEOPARK ЛЕОПАРК
	基礎商標と国際登録で行間のスペースが相違している。	

e. 表示方向の相違

表 16-9 表示方向の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1220490	基礎商標出願番号= m201406449
	УКРАЇНСЬКИЙ СТАНДАРТ UKRAINIAN STANDART UKRAÏNENSKYI STANDART	UKRAÏNENSKYI STANDART UKRAÏNENSKYI STANDART
	基礎商標は縦向きに表示されているが、国際登録は横向きに表示されている。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 16-10 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1176736	基礎商標出願番号= M 2013 09889
	ROSHEN Chocolate Boutique	ROSHEN Chocolate Boutique
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ウクライナにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、MM2「7 THEMARK」欄(c)にチェックを記入した場合には、文字標章として扱われ、審査官は先行商標調査を文字標章に絞って実施する³⁰。

³⁰ 日本特許庁 HP「外国産業財産権制度情報」ウクライナ
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/ua.pdf#search='%E3%82%A6%E3%82%AF%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%8A+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97! (アクセス日: 2016年2月18日)

4. 3. 17 デンマーク

(1) 案件調査結果（概要）

デンマークを本国官庁とする国際登録の調査対象数は616件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は495件(80.4%)あった。

デンマークの特徴は、書体（フォント）の相違、大文字と小文字などの文字に関する認証は日本の運用に比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。一方、デザインの一部や配置が異なっても同一と認定している事例が文献調査において1件確認された。

デンマークには標準文字に関する規定、制度は存在しないが、一般的な書体（フォント）が使用されている文字商標については、書体（フォント）は同一であると判断される。また、本国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ、文字色（青色））によりテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準³¹は存在し、一般公開されているが、国際出願における商標は国内基礎商標と同一でなければならないという特定の内容に限られている旨、調査票で回答があった。

³¹ デンマーク知的財産庁ホームページ(デンマーク語)

<http://vmguidelines.dkpto.dk/aa/madrid-protokol-varemaerker/indlevering-af-den-internationale-ansoegning.aspx>（アクセス日：2016年2月18日）

(3) デンマーク知的財産庁調査票回答結果

デンマーク知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 17-1 に示す。

表 17-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	19
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	445*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		一般的な書体は、通常はその標章が文字商標だと判断される場合は、同一だと判断される。書体が標準文字ではないとみなされ、大幅に異なる場合には、商標は同一と判断しないのが適切である。手元に事例はないが、その評価は所定の事案の具体的な事実関係に基づいて行われる。	
10	標準文字の取扱い		(回答なし)	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0

表 17-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		同一と判断しない	
14	色彩に差異がある場合		基礎商標が白黒でない場合は、同一と判断しない。	444

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

デンマークにおいて調査を行った結果を表 17-2 に示す。616 件のうち、標準文字の宣言のないものが 184 件、標準文字のあるものは 432 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、184 件中の 64 件 (34.8%) 標準文字の宣言がある国際登録では 432 件中の 431 件 (99.8%)、合計 495 件 (80.4%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 17-1～図 17-3 に示す。

表 17-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	184	432	616
同一と判断	120	0	120
非同一と判断	64	431	495
検索不可能	0	1	1

図 17-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

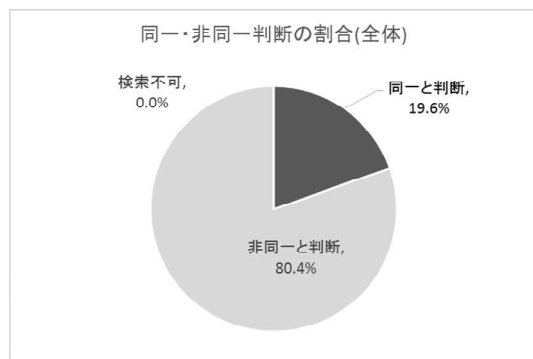


図 17-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

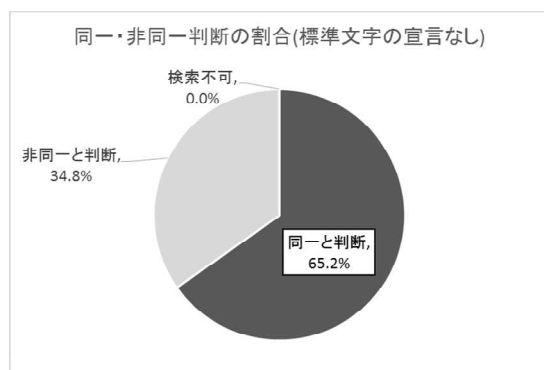
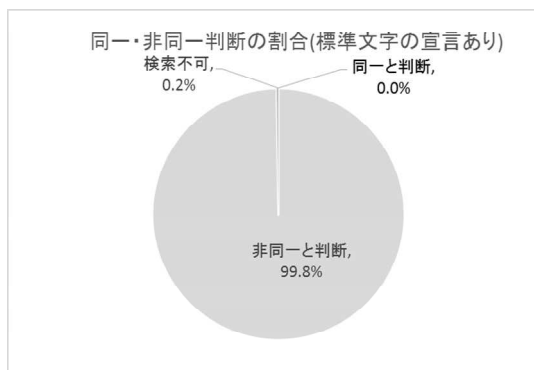


図 17-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一と判断された各相違の内容の内訳を表 17-3 に示す。

各相違内容については、標準文字の宣言の有無によらず、書体（フォント）、色及び構成に関する相違が多く確認された。デンマーク知的財産庁では、文字商標に一般的な書体（フォント）が使用されている場合は書体（フォント）の相違は考慮しないとしており、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ、文字色（青色））によりテキスト形式で表示されているため、書体（フォント）又は色に関する相違事例が多く確認された。

表 17-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	15	430	445
色	14	430	444
文字態様	0	158	158
構成	2	20	21
背景	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	48	0	48

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 17-4 に示す。

標準文字の宣言がある場合、「大文字と小文字」の相違が多く確認された。

表 17-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
大文字・小文字	0	19	19
内容変更 （追加・削除）	1	0	1
行数	1	0	1
その他*1	0	1	1

*1 商標が全く異なっている。

エ デンマークにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体（フォント）及び色

表 17-5 書体（フォント）及び色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1158926	基礎商標登録番号=VR 2012 02754
	SPITFIRE	SPITFIRE
	基礎商標と国際登録で書体及び色が相違している。	

b. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 17-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1210376	基礎商標登録番号= VR 2013 02738
		BEACON Caresystem
	基礎商標は文字のみから構成されているが、国際登録には図形的要素も含まれている。色、書体及び大文字と小文字も相違している。	

(ウ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)・色

表 17-7 書体 (フォント) 及び色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1189959	基礎商標登録番号= VR 2013 01276
	ARCUS	ARCUS
	(標準文字の宣言あり) 基礎商標と国際登録で書体及び色が相違している。	

b. 大文字と小文字

調査票の回答によれば、大文字と小文字の相違は考慮しない。

表 17-8 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1170252	基礎商標登録番号= VR 200804598
	natulique	NATULIQUE
	基礎商標は大文字のみから構成されているが、国際登録は小文字のみから構成されている。	
②	国際登録番号= 1174334	基礎商標登録番号= VR 2008 02689
	DEFEETER	defeeter
	基礎商標は小文字のみから構成されているが、国際登録は大文字のみから構成されている。	
③	国際登録番号= 1211242	基礎商標登録番号= VR 2014 00865
	DIGE DESIGNS	Dige Designs
	基礎商標は大文字と小文字から構成されているが、国際登録は大文字のみから構成されている。	

c. 行数

表 17-9 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1164045	基礎商標出願番号= VA 2013 00749
	SCHULSTAD BAKERY SOLUTIONS ROYAL DANISH PASTRY	SCHULSTAD BAKERY SOLUTIONS ROYAL DANISH PASTRY
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行から構成されている。	

(5) 参考情報

ア 標準文字制度について

デンマークにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられない。

イ 特徴のない（図案化されていない）文字商標について

調査票回答によると、デンマーク特許商標庁は EU の共通実務を採用している。

「識別力の共通運用に関する共通実務－記述的／非記述的単語を含む図形商標（2015 年 10 月 2 日）（Common Communication on the Common Practice of Distinctiveness – Figurative Marks containing descriptive/non-distinctive words 2 October 2015）において、例を活用した基準が公開されている³²。

³² Common Communication on the Common Practice of Distinctiveness – Figurative Marks containing descriptive/non-distinctive words 2 October 2015

<https://www.tmdn.org/network/documents/10181/278891cf-6e4a-41ad-b8d8-1e0795c47cb1>

（アクセス日：2016 年 2 月 18 日）

4. 3. 18 チェコ共和国

(1) 案件調査結果（概要）

チェコ共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 541 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 348 件 (64.3%) であった。

チェコ共和国における特徴は、書体（フォント）の相違に関する認証が日本の運用と比べて緩やかであり、また、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。

また、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定は確認できなかったが、調査票では、特徴のない文字商標の場合、書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されない旨、回答があった。

文献調査によると、濃淡の違いのような技術的な問題又は、文字商標における書体（フォント）の相違を除いて、日本の運用では非同一と判断される事例は極めて少ない。また、標準文字の宣言がない場合において、色が相違していても同一と認定されている事例が 1 件、標準文字の宣言がある場合において、行数の異なる事例が 2 件確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しない旨、調査票で回答があった。

(3) チェコ共和国知的財産庁調査票回答結果

チェコ共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 18-1 に示す。

表 18-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない (基礎商標が文字商標でない場合)	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない (基礎商標が文字商標でない場合)	278*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないかと判断するか(規定、判断例等)。		(回答なし)	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が特徴のない(図案化されていない)文字商標の場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		差異は許容されない。	

表 18-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査結果[件]
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない (例外を除く)	0

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

チェコ共和国において調査を行った結果を表 18-2 に示す。541 件のうち、標準文字の宣言のないものが 265 件、標準文字の宣言のあるものは 276 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 265 件中の 72 件 (27.2%)、標準文字の宣言がある国際登録では 276 件中の 276 件 (100%)、合計 1,566 件 (64.3%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 18-1～図 18-3 に示す。

表 18-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	265	276	541
同一と判断	193	0	193
非同一と判断	72	276	348

図 18-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

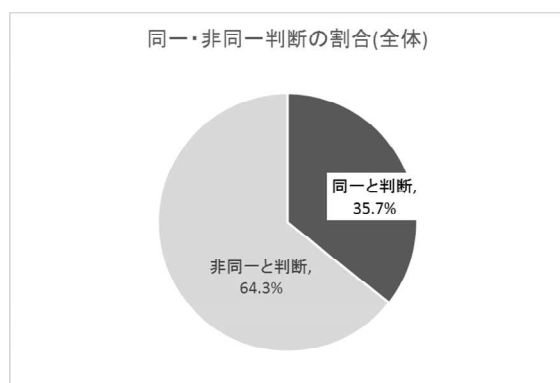


図 18-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

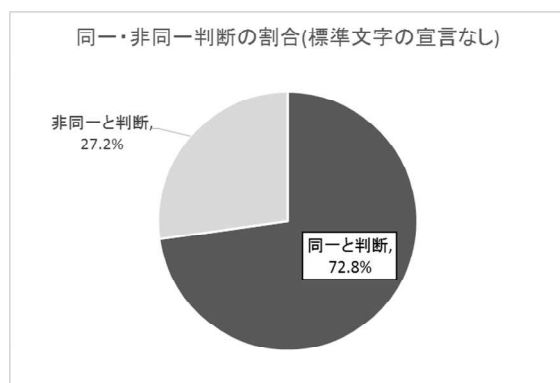
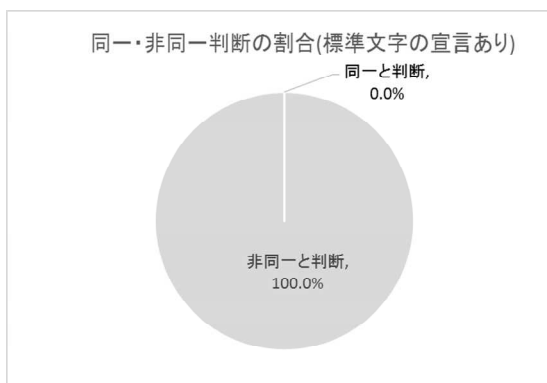


図 18-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違内容の内訳を表 18-3 に示す。

標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）、色又は背景に関する相違の事例が少数確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違が全事例で確認されたが、これは基礎商標が特徴のない文字商標である場合、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 18-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	2	276	278
構成	0	2	2
文字態様	0	2	2
色	1	0	1
背景	1	0	1
拡大縮尺	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	0	69	69

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 18-4 に示す。

表 18-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
行数	0	2	2

エ チェコ共和国における同一性認証の事例

書体（フォント）に関する相違を除き、日本の運用では非同一と判断される事例は極めて少ない。以下に同一性が認められた事例を示す。

（ア）標準文字の宣言がない場合

a. 書体（フォント）

基礎商標が特徴のない文字商標の場合、書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されない（調査票回答による）。

表 18-5 書体（フォント）の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1160685	基礎商標登録番号= 181597
	polyelast	polyelast
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1200251	基礎商標登録番号= 335494
	TRUCKBOX	TRUCKBOX
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

表 18-6 色の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1212806	基礎商標出願番号= 509257
	KUPEG	KUPEG
	基礎商標と国際登録で色が相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

基礎商標が特徴のない文字商標の場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない (調査票回答による)。

表 18-7 書体 (フォント) の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1154712	基礎商標登録番号= 328654
	Fit For Fleet	Fit For Fleet
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1157734	基礎商標出願番号= 497612
	YENKEE	YENKEE
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 18-8 行数の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1182106	基礎商標登録番号= 308193
	Nadace THE KELLNER FAMILY FOUNDATION	Nadace THE KELLNER FAMILY FOUNDATION
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行である。	
②	国際登録番号= 1182264	基礎商標登録番号= 501705
	AQUA ANGELS ICELANDIC GLACIER WATER	AQUA ANGELS ICELANDIC GLACIER WATER
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行である。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

チェコ共和国において、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定は確認できなかったが、特徴のない (図案化されていない) 文字商標の場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない旨、調査票で回答があった。

4. 3. 19 ニュージーランド

(1) 案件調査結果（概要）

ニュージーランドを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 492 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 378 件（76.8%）であった。

ニュージーランドにおける特徴は、書体（フォント）の相違と連続商標の取扱いを除いて、日本の運用と同じように同一性の認証は厳格であるといえる。文献調査では、書体（フォント）の相違を除き日本の運用では非同一と判断されると思われる事例は少なかった。

また、ニュージーランドに存在する連続商標制度では、一つの基礎商標の中に複数の商標を含めることが可能である。複数の商標は、色の異なるもの、文字列が異なるものが含まれており、そのうちの 1 つが国際登録と同一であれば、基礎商標と国際登録が同一であると判断されていること確認された。

また、基礎商標において文字商標が指定されている場合、商標は自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、ニュージーランドの国際電子出願の出願ツールでは、国際出願の商標を基礎商標と同一の複製とすることが義務づけられているため、通常は評価する必要がない旨、調査票で回答があった。

(3) ニュージーランド知的財産庁調査票回答結果

ニュージーランド知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 19-1 に示す。

表 19-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	347*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		(回答なし)	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字である場合は、国際出願の商標も標準文字でなければならない(ニュージーランドの国際電子出願様式ではこれを義務づけている)。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 19-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査 結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	商標は同一でなければならない。	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	0

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ニュージーランドにおいて調査を行った結果を表 19-2 に示す。492 件のうち、標準文字の宣言のないものが 146 件、標準文字の宣言のあるものは 346 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 146 件中の 32 件 (21.9%)、標準文字の宣言がある国際登録では 346 件中の 346 件 (100%)、合計 378 件 (76.8%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 19-1～図 19-3 に示す。

表 19-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	146	346	492
同一と判断	114	0	114
非同一と判断	32	346	378

図 19-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

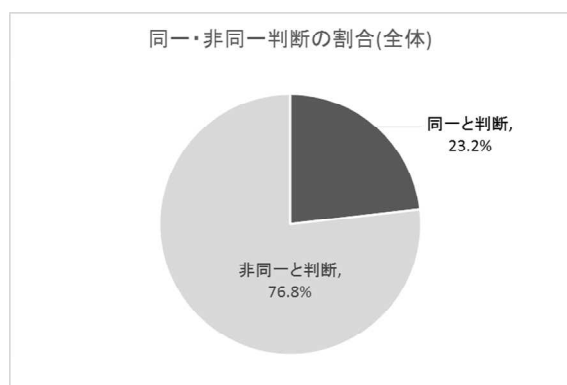


図 19-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

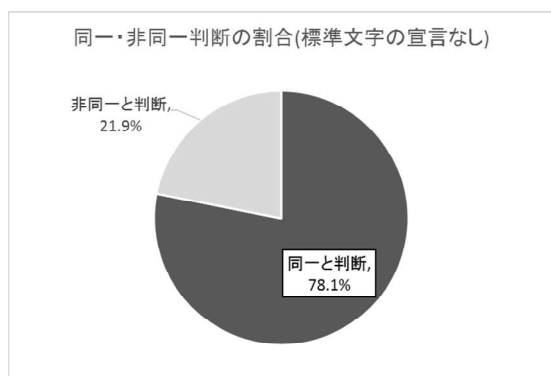
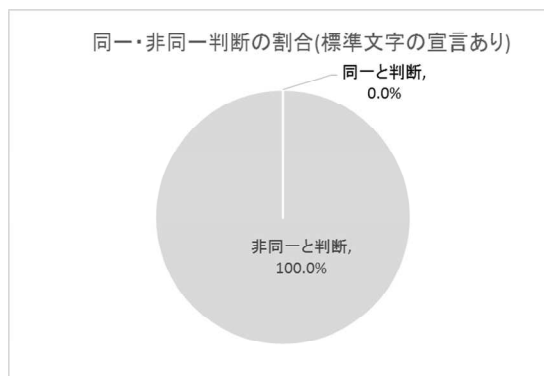


図 19-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 19-3 に示す。

ニュージーランドにおいては連続商標制度が認められており、複数の商標画像のうちの一つ以上が同一であれば、同一と認定されている事例が多数確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違は全事例で確認されたが、これは、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 19-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	1	346	347
色	0	0	0
背景	0	0	0
構成	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他（連続商標）	27	10	37
濃淡（参考）*1	6	1	7

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

ニュージーランドにおいて「構成」にかかる相違は確認されなかった。

エ ニュージーランドにおける同一性認証の事例










日本の運用では非同一定と判断された事例を類型化して示す。

(ア) 連続商標

ニュージーランドにおいては連続商標制度が存在し、一つの基礎出願において複数の商標を含めることが可能である。連続商標とは複数の商標が重要明細（要部）において相互に類似しており、かつ、色のみが異なる等の条件を満たす場合には、単一の出願ができ、連続商標として登録することができるものである。

連続商標を基礎とする場合、連続商標に含まれる1つ以上の商標が国際登録と同一であれば、同一と判断されている。

表 19-4 連続商標の例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1169126	基礎商標登録番号= 786223
		 
	(標準文字の宣言なし) 2つの基礎商標のうち1つが同一である。	
②	国際登録番号= 1195861	基礎商標登録番号= 974464
		
	(標準文字の宣言なし) 2つの基礎商標のうち1つが同一である。	
③	国際登録番号=1196437	基礎商標登録番号= 1085260
		
	(標準文字の宣言あり) 2つの商標のうち1つが同一である。	
④	国際登録番号= 1162568	基礎商標出願番号= 968557
		
	(標準文字の宣言あり) 2つの商標のうち1つが同一である。	

(イ) 書体 (フォント)

基礎商標が文字商標である場合、自国官庁データベースにおいて統一された書体 (フォント)、文字サイズ、色で表示されている。

表 19-5 書体 (フォント) の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1150732	基礎商標出願番号= 972362
	ARANCIA	ARANCIA
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1153887	基礎商標出願番号= 966613
	TILCOR	TILCOR
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1164836	基礎商標出願番号= 972937
	TROJAN	TROJAN
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

ニュージーランドにおける標準文字及び連続商標に関する規定は以下のとおりである。

ア 標準文字制度について

ニュージーランドにおいて標準文字制度は存在していない³³が、書体に特徴のない文字により出願を行う場合、「文字商標」を指定する必要がある³⁴。ニュージーランド知的財産局は、当該商標が外観上特徴のある文字や装飾を有さない文字であるとして扱う。

イ 連続商標について

ニュージーランドでは以下のように連続商標制度が認められている。

ニュージーランド商標法

2013年7月1日までの改正を含む2002年法No.49³⁵

第5条 解釈(ii)c

「連続商標」とは、同一若しくは同一種類の商品又は同一若しくは同一種類のサービスの内の該当するものについての複数の商標であって、次の条件を満たしているものをいう。

- (a) それらの重要な明細が相互に類似していること、及び
- (b) 次の事項の1又は2以上においてのみ異なっていること
- (i) それらが使用されているか若しくは使用される予定の商品又はサービスの陳述
- (ii) 数量、価格若しくは場所名の陳述
- (iii) 商標の同一性に実質的に影響を及ぼさない他の非識別的事項
- (iv) 色彩

³³ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 ニュージーランド

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/nz.pdf#search='%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B8%E3%83%BC%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%89+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97'

(アクセス日：2016年2月18日)

³⁴ How to apply for trade mark (IPONZ)

<http://www.iponz.govt.nz/cms/trade-marks/how-to-apply-for-a-trade-mark>

(アクセス日：2016年2月18日)

³⁵ ニュージーランド商標法(日本語訳)

https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/new_zealand/shouhyou.pdf

(アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 20 ノルウェー

(1) 案件調査結果 (概要)

ノルウェーを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 476 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 347 件 (72.9%) あった。

ノルウェーにおける特徴は、書体 (フォント) の相違又は大文字と小文字の相違の取扱いを除いて、日本の運用と同じように同一性の認証は厳格であるといえる。

ノルウェーには標準文字制度が存在する。文字商標は全て標準文字として認められているようであり、自国官庁データベースでは統一された書体 (フォント)、文字サイズにてテキスト形式で表示されている。書体 (フォント) の相違又は大文字と小文字の相違のいずれについても同一と認定されている事例が確認された。また、標準文字の宣言がある場合において、色が相違していても同一と認定された事例も確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ノルウェーにおいて、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認 (認証) に関する審査基準は、「国際商標出願を行うため注釈 (Comments for completing an international trademark application) ³⁶」に記載され、ウェブにて公開されている旨、調査票で回答があった。本基準の第 7 節において「複製は、基礎出願又は登録の標章と同一でなければならない」ことが記載されている。

³⁶ Comments for completing an international trademark application
<https://www.patentstyret.no/no/Varemerke/Utenfor-Norge/Kommentarer-til-utfylling-av-en-internasjonalt-varemerkesoknad/> (アクセス日 : 2016 年 2 月 18 日)

(3) ノルウェー知的財産庁調査票回答結果

ノルウェー知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 20-1 に示す。

表 20-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	2
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する (標準書体の場合)	280*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		“Arial”と“Verdana”の書体は同一と判断される。しかしながら、“ALGERIAN”や“CASTELLAR”のような一部の標準的な書体は、商標を比較して全体的な印象が異なる場合には、相互に同一でないものと判断されることがある。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	

表 20-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		(回答なし)	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	5

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ノルウェーにおいて調査を行った結果を表 20-2 に示す。476 件のうち、標準文字の宣言のないものが 201 件、標準文字のあるものは 275 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、201 件中の 72 件 (35.8%) 標準文字の宣言がある国際登録では 275 件中の 275 件 (100%)、合計 347 件 (72.9%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 20-1～図 20-3 に示す。

表 20-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	201	275	476
同一と判断	129	0	129
非同一と判断	72	275	347

図 20-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

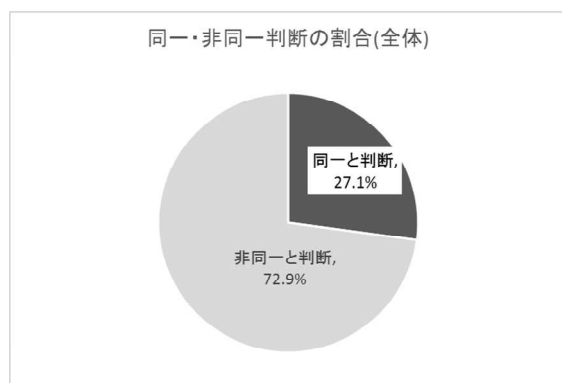


図 20-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

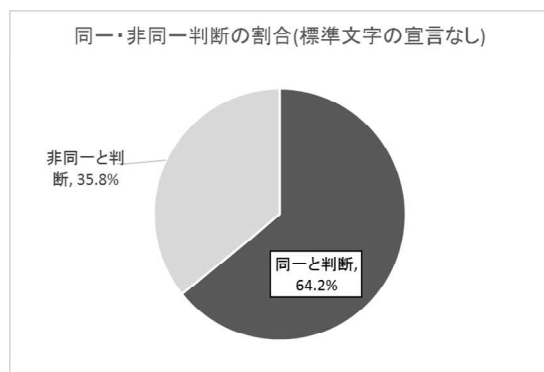
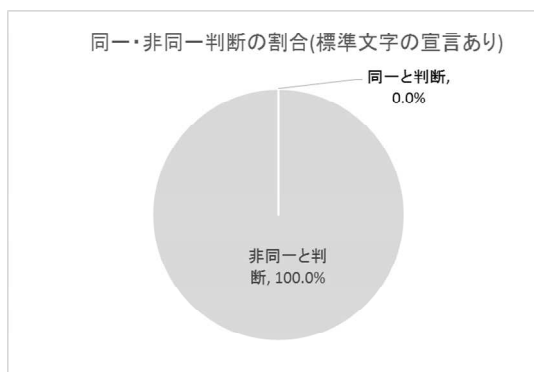


図 20-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 20-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）、色、拡大縮尺に関する相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）の相違が全事例で確認されたが、これは基礎商標が文字商標である場合、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 20-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	5	275	280
文字態様	1	57	58
色	5	0	5
拡大縮尺	5	0	5
構成	0	2	2
背景	1	0	1
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	62	275	337

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 20-4 に示す。

表 20-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
大文字・小文字	0	2	2

エ ノルウェーにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断された事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合





a. 書体 (フォント)

表 20-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1197083	基礎商標出願番号= 201307792
	WAVETECH	WAVETECH
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1217118	基礎商標出願番号= 201408324
	Prella	Prella
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

表 20-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1191902	基礎商標出願番号= 201304810
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号=1181994	基礎商標登録番号= 251466
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 20-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1153890	基礎商標出願番号= 201209245
	K-Ship@Web	K-Ship@Web
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 20-8 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1159736	基礎商標出願番号= 201213414
	OneTraffic	ONETRAFFIC
	基礎商標は大文字のみであるが、国際登録は大文字と小文字から構成されている。	
②	国際登録番号= 1218551	基礎商標出願番号= 201402514 基礎商標登録番号= 275122
	ZINZINO	ZINZINO Zinzino
	複数の基礎商標のうちの1つは、大文字と小文字から構成されている。	

(5) 参考情報

ア 標準文字制度について

ノルウェーにおいて、国内では文字商標について商標見本の提出が要求されないため、文字商標は全て標準文字として認められるようである³⁷。

ノルウェー商標規則 2010年6月25日規則 No.937
2010年7月1日施行 2011年2月23日最終変更³⁸

第8条 出願における商標の表示等

願書には、登録される商標の種類、例えば文字標章、図形標章、複合標章又は立体標章かを明記する必要がある。彩色標章か否かも明記する必要がある。

出願が図形商標又は複合商標に関係する場合は、出願人は8.0×8.0cm以内の標章の明瞭な複製1通を同封する。複製とは、電子的に記録、保存及び複製が可能な図形表示を意味する。

出願が立体商標に関係する場合は、出願人は標章のデザイン全体を表示するのに必要な数の複製を同封する。ノルウェー工業所有権庁は、提出された画像のうち何れを後の公告に含めるべきかを決定することができる。

商標が登録可能か否かの評価のために必要とみなされた場合は、ノルウェー工業所有権庁は出願人に対し、商標の模型の提出を要求することができる。模型は、耐久性のある無害の材料で作成しなければならず、何れの方法も30cmを超えず、重量は4kgを超えないものとする。

出願がその他の商標、例えば、音響標章、色彩又は色彩の組合せからなる標章又は動く標章に関係する場合は、出願人は標章の詳細な説明、例えば音符の形式又は国際カラー・コード体系の色彩番号の表示を提供する。音響標章及び動く標章の場合は、ノルウェー工業所有権庁は適切な媒体に保存した商標の見本を提供するよう出願人に要求することができる。

³⁷ 日本特許庁 HP「外国産業財産権制度情報」ノルウェー

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/no.pdf#search=%E3%83%8E%E3%83%AB%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%82%A4+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97 (アクセス日：2016年2月18日)

³⁸ ノルウェー商標規則 2010年6月25日規則 No.937

2010年7月1日施行 2011年2月23日最終変更

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/norway/shouhyou_kisoku.pdf#search=%E3%83%8E%E3%83%AB%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%82%A4+%E5%95%86%E6%A8%99%E8%A6%8F%E5%89%87 (アクセス日：2016年2月18日)

イ 商標の同一性について

国際商標出願を行うためのコメント

(Kommentarer til utfylling av en internasjonal varemerkesøknad)³⁹

第7節

標章の複製は第7節に従って準備されなければならない。2次元の写実的な標章の復元でなければならない。複製は、基礎出願又は登録の標章と同一でなければならない。これは、基礎出願又は登録が白黒である場合は、国際出願も白黒の商標でなければならないことを示している。また、基礎出願又は登録がカラーである場合、国際出願も同じカラーで提出しなければならない。

³⁹ Kommentarer til utfylling av en internasjonal varemerkesøknad
<https://www.patentstyret.no/no/Varemerke/Utenfor-Norge/Kommentarer-til-utfylling-av-en-internasjonalt-varemerkesoknad/> (アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 2 1 ポーランド

(1) 案件調査結果 (概要)

ポーランドを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 452 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 397 件 (87.8%) あった。

ポーランドの特徴は、標準文字の宣言がある場合は書体 (フォント) の相違に関する認証は日本の運用に比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。一方、大文字と小文字の相違及び色の相違がある場合でも同一と認定されている事例、さらにデザインの一部や配置の相違がある場合でも同一と判断されている事例が確認されている。

ポーランドには標準文字制度が存在する。標準文字の宣言された文字商標は、本国官庁のデータベースでは統一書式 (書体 (フォント)、文字サイズ) のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認 (認証) に関する審査基準は存在していないこと、また、商標の同一性の確認は、同一性を認定するために双方の商標が等しく同一であるか確認をする旨、調査票で回答があった。

(3) ポーランド知的財産庁調査票回答結果

ポーランド知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 21-1 に示す。

表 21-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	1
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	179*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		標準文字を宣言した場合には、当庁では書体は考慮しない。 図形商標の場合には、基礎商標と国際出願の商標の差異のそれぞれが商標の相違をもたらす。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 21-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	(回答なし)	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	13

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ポーランドにおいて調査を行った結果を表 21-2 に示す。452 件のうち、標準文字の宣言のないものが 312 件、標準文字の宣言のあるものは 140 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、312 件中の 258 件 (82.7%) 標準文字の宣言がある国際登録では 140 件中の 139 件 (99.3%)、合計 397 件 (87.8%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 21-1～図 21-3 に示す。

表 21-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	312	140	452
同一と判断	53	1	54
非同一と判断	258	139	397
検索不可能	1	0	1

図 21-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

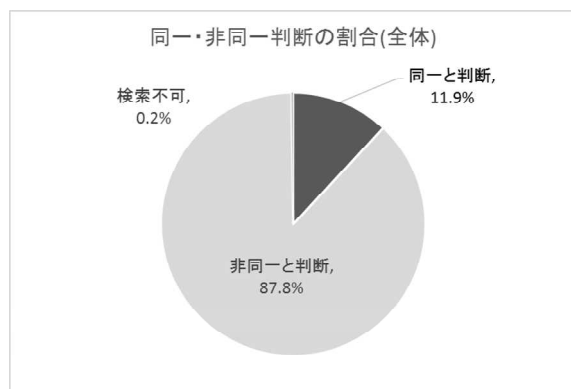


図 21-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

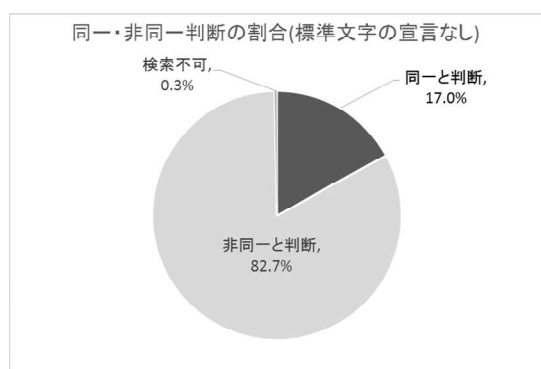
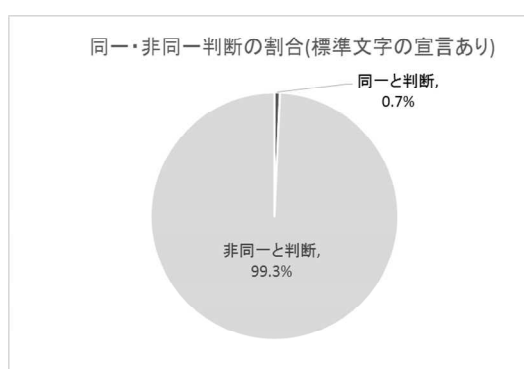


図 21-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 21-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無によらず、書体（フォント）に関する相違が多く確認された。標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）の相違に次いで構成又は色に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合は、構成に関する相違が確認された。ポーランド知的財産庁では、標準文字が宣言されている場合、書体（フォント）の相違は考慮しないとしており、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることから、書体（フォント）に関する相違が多く確認された。

表 21-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	54	125	179
色	13	0	13
背景	6	0	6
拡大縮尺	4	0	4
構成	1	2	3
文字態様	3	0	3
配置	1	0	1
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	240	137	377

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 21-4 に示す。

表 21-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
行数	0	1	1
大文字・小文字	0	1	1
内容変更 （追加・削除）	1	0	1

エ ポーランドにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断された事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

基礎商標が標準文字を宣言している場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されず、また、国際登録において標準文字の宣言が行われていないものについても書体 (フォント) の同一性は認証の際に考慮されていない。

表 21-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1175323	基礎商標出願番号= Z-410469
	clever spring	clever spring
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

表 21-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1223717	基礎商標登録番号= 43658
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1218390	基礎商標登録番号= 263821
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。「青」のカラークレームの記載がある。	

c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 21-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1153443	基礎商標出願番号=85687061
		
	基礎商標には®がないが、国際登録には®が存在する。また、左右部分の大きさが相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体（フォント）

基礎商標が標準文字を宣言している場合、書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されず、また、国際登録において標準文字の宣言が行われていないものについても書体（フォント）の同一性は認証の際に考慮されていない。

表 21-8 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1184706	基礎商標出願番号= Z.413368
	ELECTROCITY	ELECTROCITY
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 21-9 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1168844	基礎商標出願番号= Z.412877
	BESTIFLEX	Bestiflex
	基礎商標は大文字と小文字から構成されているが、国際登録は大文字のみである。	

c. 行数

表 21-10 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1208702	基礎商標登録番号= 215077
	LOTOS Exploration and Production Norge AS	LOTOS Exploration and Production Norge AS
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行から構成されている。また、大文字と小文字の構成も相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ポーランドにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、標準文字制度の運用が行われている⁴⁰。

⁴⁰ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 ポーランド
<https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/POLAND.pdf#search='%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%89+%E5%95%86%E6%A8%99'>

(アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 2 2 ハンガリー

(1) 案件調査結果（概要）

ハンガリーを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 436 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 373 件 (85.6%) あった。

ハンガリーの特徴は、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。

ハンガリーには標準文字制度が存在する。標準文字が使用されている場合、書体（フォント）及び大文字と小文字の相違、アクセント符号及び引用符の有無、さらにスペルの相違があっても同一と判断される。また、英語とその他言語や音訳との二段併記の一部抽出も認めている。また、色の相違も認めている。

文献調査によると、標準文字が使用されている場合、書体（フォント）が相違していても同一と認定された事例が確認されている。標準文字の宣言がない場合、色が相違していても同一と認定された事例も確認された。なお、本国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在し、「[手続ガイド](#)」にて公開されている⁴¹旨、調査票で回答があった。

⁴¹ 手続ガイド（ハンガリー語）

http://www.sztnh.gov.hu/hu/vedjegy/vedj_modszertan/vedjegy_modszertan.pdf

（アクセス日：2016年2月18日）

(3) ハンガリー知的財産庁調査票回答結果

ハンガリー知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 22-1 に示す。

表 22-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断する	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断する	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断する	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断する	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断する	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	326*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		Verdana と <i>Segoe Script</i> → 同一と判断する Verdana と <i>Monotype Corsiva</i> → 同一と判断しない	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断する	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一とする	0

表 22-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	<ul style="list-style-type: none"> ・大文字と小文字 ・書体の大きさの違い ・C-291/00 - LTJ Diffusion (par. 54) 事件 -修正又は追加なく商標を構成するすべての要素が複製される場合、又は全体として見て、平均的な消費者には気づかれないほど軽微な相違を含んでいる場合には、ある標識は商標と同一である。 	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断する	6

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ハンガリーにおいて調査を行った結果を表 22-2 に示す。436 件のうち、標準文字の宣言のないものが 135 件、標準文字のあるものは 301 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、135 件中の 72 件 (53.5%) 標準文字の宣言がある国際登録では 301 件中の 301 件 (100%)、合計 373 件 (85.6%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 22-1～図 22-3 に示す。

表 22-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	135	301	436
同一と判断	63	0	63
非同一と判断	72	301	373

図 22-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

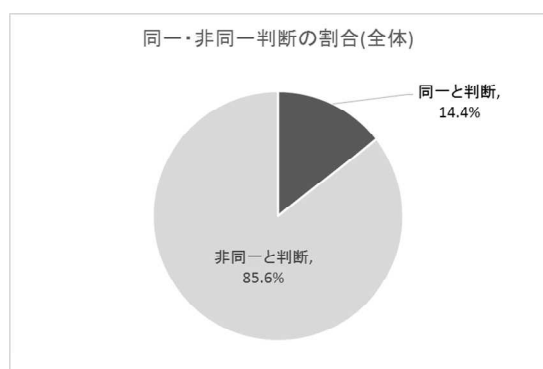


図 22-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

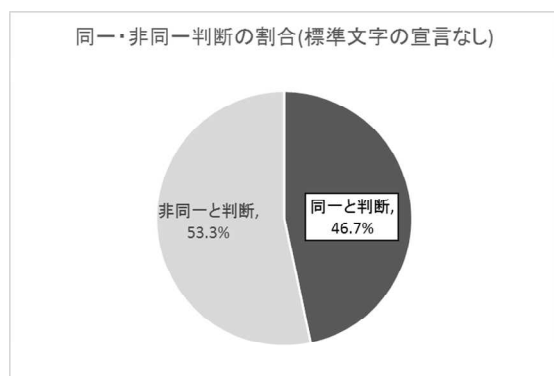
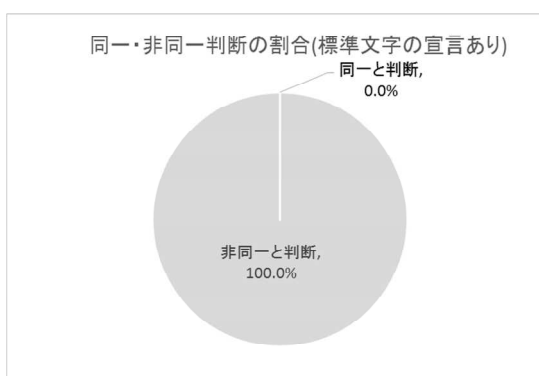


図 22-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 17-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無とは関係なく、書体（フォント）に関する相違が多く確認された。標準文字の宣言がある場合は書体（フォント）の相違が全事例で確認された。ハンガリー知的財産庁では、文字商標に標準書体を使用されている場合は書体（フォント）の相違は考慮されない。自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）の相違に次いで色又は背景の相違が多く確認された。

表 22-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	25	301	326
色	6	0	6
背景	4	0	4
拡大縮尺	1	0	1
文字態様	1	0	1
構成	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	40	0	40

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

ハンガリーにおいて「構成」にかかる相違は確認されなかった。

エ ハンガリーにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

調査票によれば、基礎商標に標準文字が使用されている場合、書体 (フォント) の相違は考慮されない。

表 22-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1172676	基礎商標出願番号= M1301511
	КОБЕРАНДО	КОБЕРАНДО
	(標準文字の宣言なし) 基礎商標と国際登録で書体及び色が相違している。	

b. 色

調査票によれば色の相違は考慮されない。

表 22-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1214118	基礎商標出願番号= 210796
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1195843	基礎商標登録番号= 211 016
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

調査票によれば、基礎商標に標準文字が使用されている場合、書体 (フォント) の相違は考慮されない。

表 22-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1232979	基礎商標出願番号= M1401645
	SKINELIN	SKINELIN
	基礎商標と国際登録で書体及び色が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ハンガリーにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、標準文字制度の運用が行われている⁴²。

⁴² 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 ハンガリー

<https://www.iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/HUNGARY.pdf#search='%E3%83%8F%E3%83%B3%E3%82%AC%E3%83%AA%E3%83%BC+%E5%95%86%E6%A8%99'>

(アクセス日 : 2016 年 2 月 18 日)

4. 3. 23 シンガポール

(1) 案件調査結果 (概要)

シンガポールを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 336 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 180 件 (46.6%) であった。

シンガポールにおける特徴は、連続商標の取扱いを除いて、日本の運用と同じように厳格であるといえる。文献調査では、濃淡の違いといった技術的な問題を除いては、日本の運用では同一と判断されないと思われる事例は少ないが、色が相違していても同一と認定されているもの、®の有無の相違があっても同一と認定されているものが確認された。

シンガポールに存在する連続商標制度では、一つの基礎商標の中に複数の商標を含めることが可能である。複数の商標には、色の異なるもの又は文字列が異なるものが含まれており、そのうちの 1 つが国際登録と同一であれば、基礎商標と国際登録が同一であると判断されていることが確認された。

また、シンガポールにおいて標準文字制度は存在しない。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

シンガポールが本国官庁の場合には、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認 (認証) に関する審査基準は、「国際商標に関するマドリッド手続マニュアル (Madrid Work Manual on International Applications)」に従う旨、調査票で回答があった。また、シンガポール知的財産庁が公開している「シンガポールを本国官庁とする国際出願 (International Application Where Singapore is the Office of Origin) ⁴³に「自国官庁は、国際出願の詳細は基礎商標と詳細同一であることを認証すること」と記載されている。

⁴³ International Application Where Singapore is the Office of Origin Version 1 (October 2015)
<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/trademark%20resources/Madrid%20Work%20Manual%20-%20Office%20of%20Origin.pdf> (アクセス日: 2016 年 2 月 18 日)

(3) シンガポール知的財産庁調査票回答結果

シンガポール知的罪案庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 23-1 に示す。

表 23-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	0*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		該当しない	
10	標準文字の取扱い		該当しない	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 23-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	基礎商標が連続商標であり、国際出願が連続商標の一つである場合には、国際出願の商標は、基礎商標と同一だと認証される。	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	10

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

シンガポールにおいて調査を行った結果を表 23-2 に示す。386 件のうち、標準文字の宣言のないものが 301 件、標準文字の宣言のあるものは 85 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 301 件中の 166 件 (55.1%)、標準文字の宣言がある国際登録では 85 件中の 14 件 (16.5%)、合計 180 件 (46.6%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 23-1～図 23-3 に示す。

表 23-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	301	85	386
同一と判断	135	71	206
非同一と判断	166	14	180

図 23-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

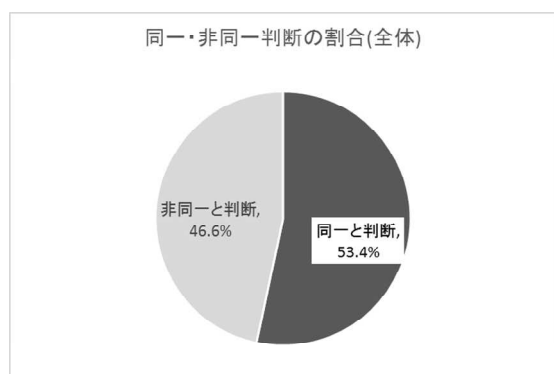


図 23-2 同一・非同一判断の割合図 (標準文字の宣言なし)

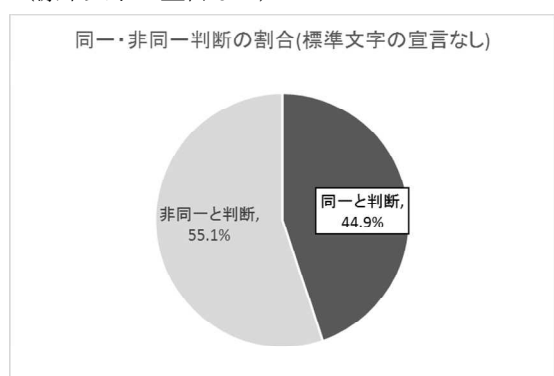
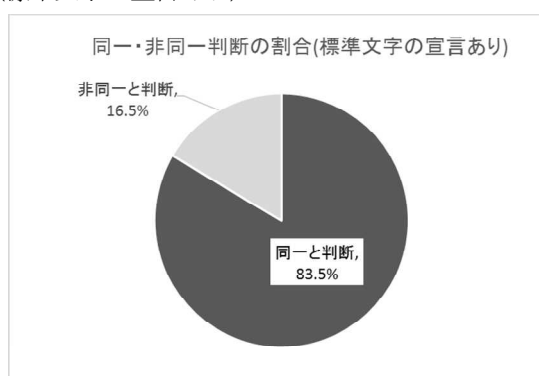


図 23-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 23-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合に、背景又は色に関する相違事例が多く確認されまた、標準文字の宣言がある場合、背景又は文字態様の相違事例が多く確認された。

また、シンガポールにおいては連続商標制度が認められており、1 つの連続商標として登録された複数の商標のうちの 1 つ以上が同一であれば、同一と認定されている。

表 23-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
背景	12	5	17
文字態様	8	5	13
色	10	0	10
拡大縮尺	3	1	4
配置	2	0	2
構成	1	0	1
書体（フォント）	0	0	0
その他（連続商標）	80	2	82
濃淡（参考）*1	95	5	100

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 23-4 に示す。

表 23-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	1	0	1

エ シンガポールにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を連続商標の場合、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 連続商標

シンガポールにおいては連続商標制度が存在する。連続商標とは複数の商標が重要明細(要部)において相互に類似しており、かつ、色のみが異なる等の条件を満たす場合には、単一出願ができ、連続商標として登録することができるというものである。

連続商標を基礎とする場合、連続商標に含まれる1つ以上の商標が国際登録と同一であれば、同一と判断されている。

表 23-5 連続商標を基礎とした事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1178365	基礎商標出願番号= T1309292B
		
	(標準文字の宣言なし) 3つの基礎商標のうち1つが国際登録と同一である。	
②	国際登録番号= 1237030	基礎商標出願番号= T1412778I
		
	(標準文字の宣言なし) 3つの基礎商標のうち1つが国際登録と同一である。	
③	国際登録番号=1196437	基礎商標登録番号= 1085260
		
	(標準文字の宣言あり) 2つの基礎商標のうち1つが国際登録と同一である。	

(イ) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

表 23-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1169009	基礎商標出願番号= T1211121D
		
基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。		
②	国際登録番号= 1163697	基礎商標登録番号= T1215338C
		
基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。		

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されているものが同一と認定されている事例が少数存在する。事例を以下に示す。

表 23-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1197651	基礎商標登録番号= T0802643G
		
基礎商標には®が存在するが、国際登録には存在しない。		

(5) 参考情報

シンガポールにおける標準文字及び連続商標に関する規定は以下のとおりである。

ア 標準文字制度について

シンガポールにおいて標準文字制度は存在しない⁴⁴。

イ 連続商標について

シンガポールでは以下のように連続商標制度が認められている。

シンガポール商標法

2007年法律第3号改正 2007年7月2日施行⁴⁵

連続商標

第17条 連続商標の登録

- (1)何人も、連続商標の登録について、第5条に基づく単一の出願をすることができる。
- (2)本法の適用上、「連続商標」とは、重要な細目については互いに似ているが、商標の同一性に実質的に影響しない非識別的な特徴に関してのみ異なる複数の商標をいう。
- (3)出願が本法に基づくすべての要件を満たし、登録官が第15条に基づきこれらの商標の登録を求められた場合は、登録官は、これらを連続商標として1の登録において登録する。

⁴⁴ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 シンガポール

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/sg.pdf#search='%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%82%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%AB+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97' (アクセス日: 2016年2月18日)

⁴⁵ シンガポール商標法 2007年法律第3号改正 2007年7月2日施行

<https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/singapore/shouhyou.pdf#search='%E3%82%B7%E3%83%B3%E3%82%AC%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%AB+%E5%95%86%E6%A8%99%E6%B3%95'> (アクセス日: 2016年2月18日)

INTERNATIONAL APPLICATIONS WHERE SINGAPORE IS THE OFFICE OF ORIGIN Version 1 (October 2015)⁴⁶

All international applications must be sent to the IB by the Office of Origin. The IB will not accept any international applications directly from applicants or their agents. This is because the Office of Origin must certify:

- 1) The filing date of the international application; and
- 2) That the details on the international application accord with those on the basic mark.

(仮訳) シンガポールを本国官庁とする国際出願 (2015年10月版)

全ての国際出願は自国官庁から国際事務局に送付される。国際事務局は出願人や代理人から直接行われるいかなる国際出願も受け付けない。これは、自国官庁が以下に関して認証を行わなければならないためである。

- 1) 国際出願の出願日
- 2) 国際出願の詳細が基礎商標の詳細と同一であるか

⁴⁶ INTERNATIONAL APPLICATIONS WHERE SINGAPORE IS THE OFFICE OF ORIGIN Version 1 (October 2015)

<http://www.ipos.gov.sg/Portals/0/about%20IP/trademark%20resources/Madrid%20Work%20Manual%20-%20Office%20of%20Origin.pdf> (アクセス日: 2016年2月18日)

4. 3. 24 ベラルーシ共和国

(1) 案件調査結果（概要）

ベラルーシ共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 369 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 275 件 (74.5%) あった。

ベラルーシ共和国の特徴は、書体（フォント）の相違に関する認証は日本の運用に比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。一方、大文字と小文字が相違していても同一と認定されている事例、色が相違していても同一と認定されている事例及びデザインの一部や配置が相違していても同一と判断されている事例が文献調査で確認された。

ベラルーシ共和国には標準文字にかかる運用が行われている（(5) 参考情報参照）。また、文字のみから構成される商標は、本国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在していない旨、調査票で回答があった。また、商標の同一性の概念に関して、商標・サービスマークの登録手続きに関する規則（2009年12月28日）規則116において、ある呼称と別の呼称について、二つの呼称のあらゆる要素が一致しているのであれば、同一とみなされると定めている。したがって、二つの呼称を同時に、かつ、全部が検討されなければならないとのコメントがあった。

(3) ベラルーシ共和国知的財産庁調査票回答結果

ベラルーシ共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 24-1 に示す。

表 24-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	1
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	118*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		(回答なし)	
10	標準文字の取扱い		(回答なし)	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		商標の一部の抽出は常に全体商標とは異なると判断される。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	3

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ベラルーシ共和国において調査を行った結果を表 24-2 に示す。369 件のうち、標準文字の宣言のないものが 299 件、標準文字の宣言のあるものは 70 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、299 件中の 66 件 (73.6%) 標準文字の宣言がある国際登録では 70 件中の 55 件 (78.6%)、合計 275 件 (74.5%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 24-1～図 24-3 に示す。

表 24-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	299	70	369
同一と判断	66	3	69
非同一と判断	220	55	275
検索不可能	13	12	25

図 24-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

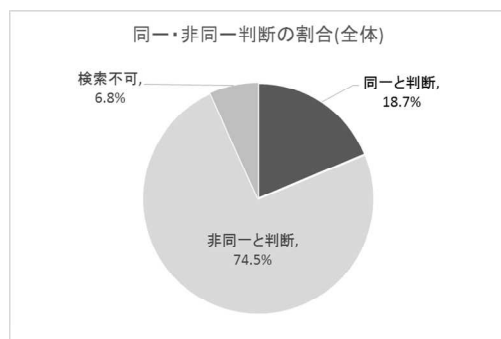


図 24-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

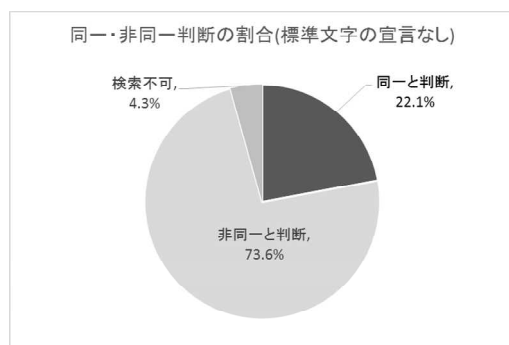
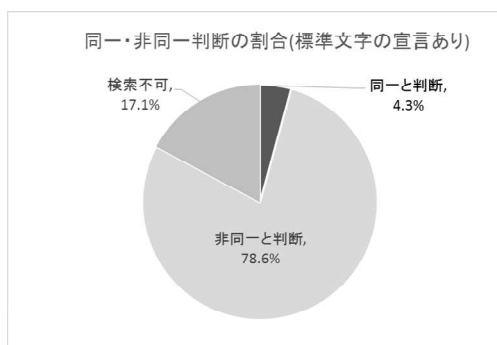


図 24-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断されたる各相違の内容の内訳を表 24-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無によらず、書体（フォント）の相違が多く確認された。標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）の相違に次いで構成の相違が多く確認され、標準文字の宣言がある場合、文字態様の相違が確認された。ベラルーシ共和国知的財産庁では、文字商標の場合、書体（フォント）の相違は考慮していないと思われ、また、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることから、書体（フォント）に関する相違が多く確認された。

表 24-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	81	37	118
構成	16	0	16
文字態様	1	5	6
色	3	0	3
配置	0	2	2
背景	1	0	1
拡大縮尺	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	133	11	144

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 24-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合、「行数」の相違が 13 件、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が 3 件確認された。

表 24-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
行数	13	0	13
内容変更 （追加・削除）	3	0	3
大文字・小文字	1	0	1

エ ベラルーシ共和国における同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体（フォント）

書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 24-5 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1161310	基礎商標登録番号= 42146
	Страйк	Страйк
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 24-6 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1164558	基礎商標出願番号= 215077
	ОРТИДЕНТ ОПТИДЕНТ	ОРТИДЕНТ ОПТИДЕНТ
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行から構成されている。	
①	国際登録番号= 1196458	基礎商標出願番号= 20133370
	ИСКУССТВО БЫТЬ ВКУСНЫМ	ИСКУССТВО БЫТЬ ВКУСНЫМ
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行から構成されている。	

c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 24-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1151184	基礎商標登録番号= 20113804
		
	基礎商標の上部と国際登録の上部の背景部が相違している。	
②	国際登録番号=1190560	基礎商標登録番号= 28299
	TAXAT TAHAT	TAXAT TAHAT
	基礎商標と国際登録で行間スペースが相違している。	
③	国際登録番号=1158604	基礎商標出願番号=20124898
		
	基礎商標と国際登録で、図部分と文字部分のバランスが相違し、また、大文字と小文字の構成も相違している。	

d. 色

表 24-8 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1198549	基礎商標出願番号= 20131432
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1185528	基礎商標出願番号= 20122330
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されていない。

表 24-9 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1223703	基礎商標出願番号= 20133769
	Clean Tone	Clean Tone
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ベラルーシ共和国において、商標法⁴⁷及び商標・サービスマークの登録手続きに関する規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、調査票回答によると、書体 (フォント) の相違について同一と判断するとの回答があり、標準文字の運用が行われていると考えられる。

⁴⁷ ベラルーシ共和国商標法 1993年2月5日法律No.2181-XII [2007年5月7日改正]
<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/belarus/shouhyou.pdf#search=%E3%83%99%E3%83%A9%E3%83%AB%E3%83%BC%E3%82%B7+%E5%95%86%E6%A8%99%E8%A6%8F%E5%89%87> (アクセス日: 2016年2月18日)

4. 3. 25 ブルガリア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

ブルガリア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 346 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 299 件 (86.4%) あった。

ブルガリア共和国の特徴は、書体（フォント）の相違に関する認証は日本の運用に比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。一方、大文字と小文字が相違していても同一と認定されている事例、色が相違していても同一と認定されている事例が文献調査では確認された。また、基礎商標がキリル文字と英文字の 2 段併記であり、国際登録ではキリル文字のみ抽出されている事例が 14 件確認された。

ブルガリア共和国には調査票回答から標準文字にかかる運用が行われていると考えられる（(5) 参考情報参照）。文字のみから構成される商標は、本国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在していない旨、また、商標の同一性の確認に関して、国際出願の商標は基礎商標と同一でなければならない旨、調査票で回答があった。

(3) ブルガリア共和国知的財産庁調査票回答結果

ブルガリア共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 25-1 に示す。

表 25-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	2
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	166*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		文字商標とみなされる商標で書体そのものに識別力がない場合には、同一と判断する。	
10	標準文字の取扱い		(回答なし)	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	14
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		商標の一部の抽出は常に全体商標とは異なると判断される。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	13

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果（詳細）

ア 同一性判断結果

ブルガリア共和国において調査を行った結果を表 25-2 に示す。346 件のうち、標準文字の宣言のないものが 252 件、標準文字の宣言のあるものは 94 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、252 件中の 205 件（81.3%）標準文字の宣言がある国際登録では 94 件中の 94 件（100%）、合計 299 件（86.4%）が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合（全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり）を図 25-1～図 25-3 に示す。

表 25-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象（国際登録）件数	252	94	346
同一と判断	47	0	47
非同一と判断	205	94	299

図 25-1 同一・非同一判断の割合（全体）

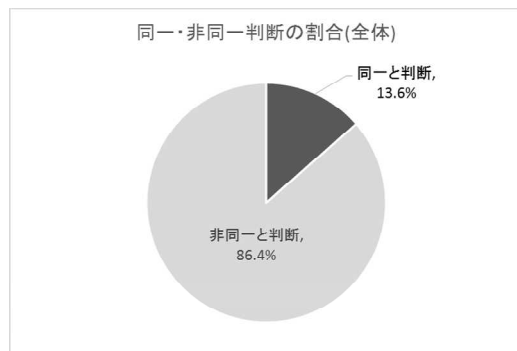


図 25-2 同一・非同一判断の割合
（標準文字の宣言なし）

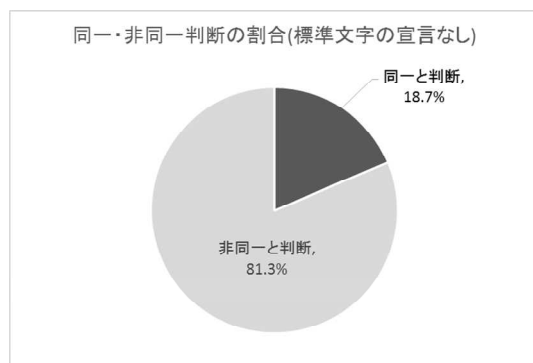
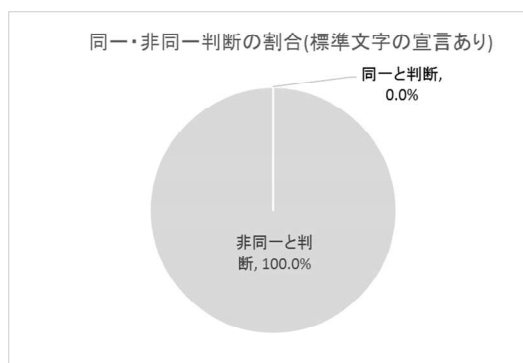


図 25-3 同一・非同一判断の割合
（標準文字の宣言あり）



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 25-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無によらず、書体（フォント）又は構成の相違が多く確認された。標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）に次いで構成、背景又は色の相違が多く確認された。ブルガリア共和国知的財産庁では、文字商標の場合、書体（フォント）の相違は考慮していると思われ、また、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることから、書体（フォント）に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合においては全件の相違が確認された。

表 25-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	72	94	166
構成	51	1	52
背景	27	0	27
色	13	0	13
拡大縮尺	6	0	6
配置	2	0	2
文字態様	1	0	1
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	170	0	170

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 25-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合、「行数」又は「内容変更（追加・削除）」に関する相違が多く確認された。

表 25-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
行数	37	1	38
内容変更 （追加・削除）	24	0	24
大文字・小文字	2	0	2

エ ブルガリア共和国における同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体（フォント）

調査票回答によれば、文字商標とみなされる商標で書体（フォント）そのものに識別力がない場合には、同一性の認定に考慮されない。

表 25-5 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 20130321	基礎商標登録番号= 00079561
	NEKTI	NEKTI
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 25-6 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1153006	基礎商標出願番号= 83292
	PHLEBOTON ФЛЕБОТОН	PHLEBOTON ФЛЕБОТОН
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行から構成されている。	

c. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 25-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1170361	基礎商標登録番号= 79994
	СЪНПРО	СЪНПРО SANPRO
	基礎商標はキリル文字と英文字の 2 段併記であるが、国際登録はキリル文字のみである。	
②	国際登録番号= 1183258	基礎商標出願番号= 126870
	КОКЦАР	КОКЦАР KOKTSAR
	基礎商標はキリル文字と英文字の 2 段併記であるが、国際登録はキリル文字のみである。	
③	国際登録番号= 1191871	基礎商標登録番号= 85578
	СТЮАРДЕСА	СТЮАРДЕСА STIUARDESA
	基礎商標はキリル文字と英文字の 2 段併記であるが、国際登録はキリル文字のみである。	

d. 色

色が相違している事例



表 25-8 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1231100	基礎商標登録番号= 89714
		
基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。		
②	国際登録番号= 1204571	基礎商標登録番号= 80003
		
基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。		

e. 大文字・小文字

大文字と小文字が相違している事例

表 25-9 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1197594	基礎商標登録番号= 80238
		
基礎商標は小文字のみであるが、国際登録は大文字のみである。		

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体（フォント）

調査票回答によれば、文字商標とみなされる商標で書体（フォント）そのものに識別力がない場合には、同一性の認定に考慮されない。

表 25-10 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1153005	基礎商標出願番号= 126171
	ROSE HARVEST	ROSE HARVEST
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 25-11 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1175910	基礎商標登録番号= 85 622
	BBruno Bour Bruno	BBruno Bour Bruno
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行から構成されている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ブルガリア共和国において、商標法⁴⁸及び商標規則⁴⁹に標準文字制度に関する規定はみられないが、調査票回答によると、文字商標とみなされる商標で書体そのものに識別力がない場合には、同一と判断するとの回答があり、標準文字に類する運用が行われていると考えられる。

⁴⁸ ブルガリア商標法 2010年10月12日官報No.80により改正 2011年3月10日施行

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/bulgaria/shouhyou.pdf#search='%E3%83%96%E3%83%AB%E3%82%AC%E3%83%AA%E3%82%A2+%E5%95%86%E6%A8%99%E6%B3%95'>

（アクセス日：2016年2月18日）

⁴⁹ ブルガリア商標規則 2007年9月11日第73号改正

<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/bulgaria/shouhyoukisoku.pdf#search='%E3%83%96%E3%83%AB%E3%82%AC%E3%83%AA%E3%82%A2+%E5%95%86%E6%A8%99%E8%A6%8F%E5%89%87'>（アクセス日：2016年2月18日）

4. 3. 26 ポルトガル

(1) 案件調査結果（概要）

ポルトガルを本国官庁とする国際登録の調査対象数は344件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は166件（48.3%）あった。

ポルトガルの特徴は、文字商標に対する書体（フォント）、色の認証において、日本の運用に比べて比較的緩やかであるといえる。

標準文字の宣言がない場合、色の相違がある場合でも同一と認定されている事例と、立体商標において基礎商標の一部のみで国際登録されている事例がそれぞれ1件確認された。標準文字の宣言がある場合、全案件で書体（フォント）の相違が確認され、さらに行数が相違していても同一と認定された事例が多数確認された。ポルトガルには標準文字制度が存在し、標準文字が宣言された商標は、本国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ポルトガルに関して、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) ポルトガル知的財産庁調査票回答結果

ポルトガル知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 26-1 に示す。

表 26-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	158*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	1

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ポルトガルにおいて調査を行った結果を表 26-2 に示す。344 件のうち、標準文字の宣言のないものが 186 件、標準文字のあるものは 158 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、186 件中の 8 件 (4.3%) 標準文字の宣言がある国際登録では 158 件中の 158 件 (100%)、合計 166 件 (48.3%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 26-1～図 26-3 に示す。

表 26-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	186	158	344
同一と判断	178	0	178
非同一と判断	8	158	166

図 26-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

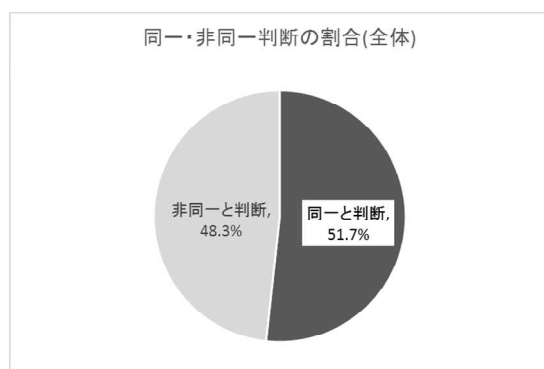


図 26-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

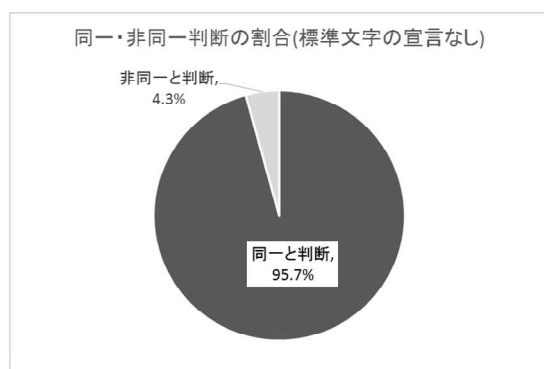
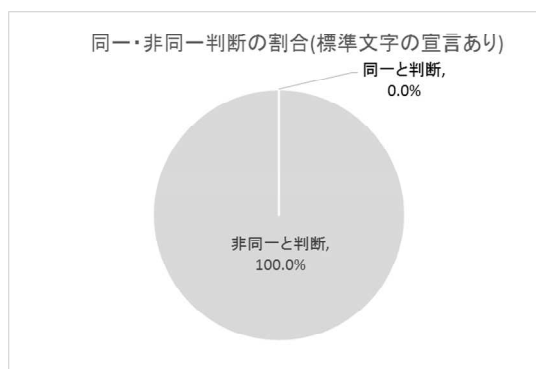


図 26-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 26-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がある場合、背景、構成、又は色の相違が確認された。標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）の相違は全件で確認され、構成の相違も多く確認された。ポルトガルには標準文字制度が存在し、標準文字の宣言のある商標は自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

表 26-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	0	158	158
構成	1	26	27
背景	2	0	2
色	1	0	1
配置	1	0	1
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
その他*1	1	0	1
濃淡（参考）*2	4	0	4

*1 立体（3D）商標の表示があり、相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 26-4 に示す。

標準文字の宣言がある場合、「行数」の相違が多く確認された。

表 26-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	1	0	0
行数	0	26	0

エ ポルトガルにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色



表 26-5 色体の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1206745	基礎商標登録番号= 469384
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 26-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1193983	基礎商標登録番号= 518298
		
	基礎商標の一部しか国際登録されていない。また、本事例は立体 (3D) 商標である。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

標準文字の宣言がある場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証に考慮されない。

表 26-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1181534	基礎商標登録番号= 244829
	"REAL GREI"	"REAL GREI"
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1179510	基礎商標登録番号= 511488
	STREAMBOLICO	STREAMBOLICO
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

行数が相違している事例

表 26-8 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1179737	基礎商標登録番号= 512660
	MIIA PARFUMS & COSMETICS	MIIA PARFUMS & COSMETICS
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行から構成されている。	
①	国際登録番号= 1183740	基礎商標登録番号= 513224
	GAMANATURA HOME	GAMANATURA HOME
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行から構成されている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ポルトガルにおいて、標準文字制度は存在する（法務省通達 3571/2014 パラグラフ 4.1.1）。標準文字の宣誓を行った場合にはその標準文字として扱われる⁵⁰。

⁵⁰ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」ポルトガル
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/pt.pdf#search=%E3%83%9D%E3%83%AB%E3%83%88%E3%82%AC%E3%83%AB+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97（アクセス日：2016年2月18日）

4. 3. 27 スウェーデン

(1) 案件調査結果（概要）

スウェーデンを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 328 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 265 件 (80.8%) あった。

スウェーデンの特徴は、書体（フォント）の相違や大文字と小文字といった文字に関する認証において日本の運用に比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。一方、色が異なっても同一と認定している事例が文献調査では少数確認された。

スウェーデンには標準文字制度が存在する。書体（フォント）に特徴のない文字商標は常に標準文字で登録される。文字商標は自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ、文字色）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在していない旨、また、商標の同一性の確認は、商標全体として外観、呼称、観念のパラメータについて評価する旨、調査票で回答があった。

(3) スウェーデン知的財産庁調査票回答結果

スウェーデン知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 27-1 に示す。

表 27-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	10
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	189*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		個別の各事例について評価をしなければならないが、一例を挙げることはできる。確実に言えることは、基礎商標が Times New Roman の書体で、国際出願が Blackadder ITC の書体であれば、この二つは同一ではないと判断される。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0

表 27-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		同一書体で、小文字か大文字かの差異。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	4

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

スウェーデンにおいて調査を行った結果を表 27-2 に示す。328 件のうち、標準文字の宣言のないものが 136 件、標準文字の宣言のあるものは 192 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、136 件中の 73 件 (53.7%) 標準文字の宣言がある国際登録では 192 件中の 192 件 (100%)、合計 265 件 (80.8%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 27-1～図 27-3 に示す。

表 27-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	136	192	328
同一と判断	63	0	63
非同一と判断	73	192	265

図 27-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

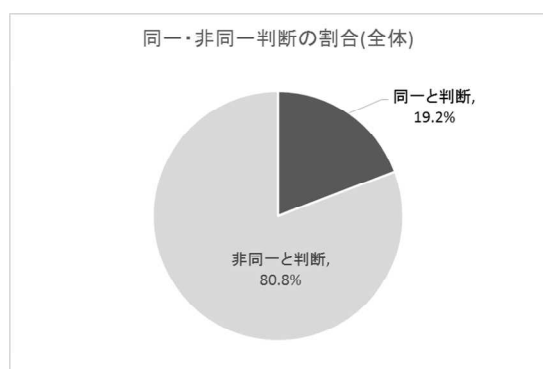


図 27-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

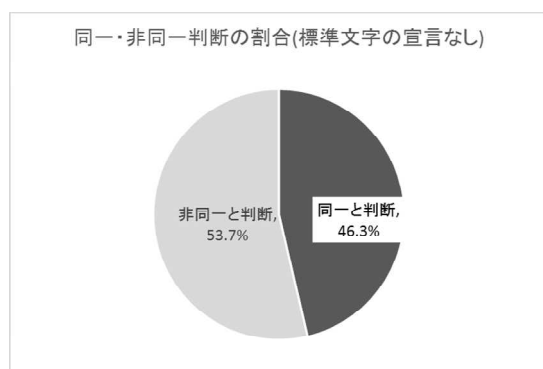
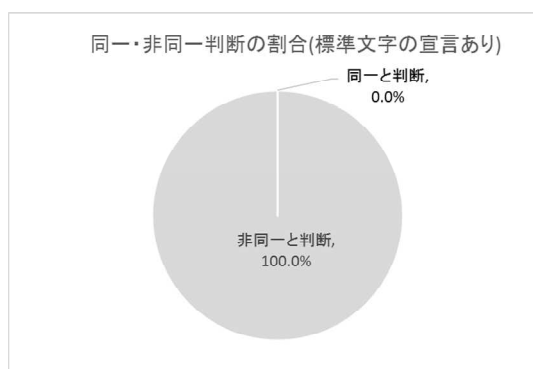


図 27-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 27-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無によらず、書体（フォント）に関する相違が多く確認された。標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）の相違に次いで構成又は色に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合、文字態様又は構成に関する相違が多く確認された。スウェーデン知的財産庁では、文字商標に一般的な書体（フォント）が使用されている場合は書体（フォント）の相違は考慮しないとしており、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されているため、書体に関する相違が多く確認された。

表 27-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	19	170	189
文字態様	2	45	47
構成	5	5	11
色	4	0	4
拡大縮尺	1	0	1
背景	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考） ^{*1}	19	170	189

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 27-4 に示す。

標準文字の宣言の有無に関わらず、「大文字・小文字」に関する相違がそれぞれ 5 件確認された。

表 27-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
大文字・小文字	5	5	10

エ スウェーデンにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体（フォント）

基礎商標が標準文字を使用している場合、書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 27-5 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1198941	基礎商標登録番号= 505280
	Omnifinity	Omnifinity
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字




調査票の回答によれば、大文字と小文字の相違は考慮しない。

表 27-6 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1207418	基礎商標登録番号= 509353
	AIROLITE	Airolite
	基礎商標は大文字と小文字から構成されるが、国際登録は大文字のみである。	

b. 色

表 27-7 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1204298	基礎商標登録番号= 515514
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 20131101	基礎商標出願番号= 2013/05714
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

基礎商標が標準文字を使用している場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 27-8 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1220046	基礎商標登録番号= 514610
	HELIOSPECTRA	HELIOSPECTRA
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

調査票の回答によれば、大文字と小文字の相違は考慮しない。

表 27-9 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1186358	基礎商標登録番号= 379228
	MORRIZ OF SWEDEN	Morriz of Sweden
	基礎商標は大文字と小文字から構成されるが、国際登録は大文字のみである。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

スウェーデンにおいて、文字商標は常に標準文字で登録される⁵¹。

Different types of trademark⁵²

Word marks

A word mark consists of one or more words, for example, Japp or Marco Polo. It can also be a combination of numbers or letters, such as SVT or 3RT. A word mark is always registered in a standard typeface, which means that you also have to apply for a figurative mark if the trademark has a certain shape which you want to protect.

(仮訳) 様々なタイプの商標

文字商標

商標は、例えば「Japp」、「Marco Polo」といった 1 語以上から構成される。文字商標は「SVT」、「3RT」といった数字や文字の組み合わせも可能である。文字商標は常に標準書体で登録される。保護したい商標が特別な形状である場合、図形商標で出願されなければならない。

⁵¹ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 スウェーデン

https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/se.pdf#search=%E3%82%B9%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%BC%E3%83%87%E3%83%B3+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97 (アクセス日: 2016 年 2 月 18 日)

⁵² Different types of trademark

<http://www.prv.se/en/Trademarks/Applying-for-a-trademark/What-is-a-trademark/Different-types-of-trademark/> (アクセス日: 2016 年 2 月 18 日)

4. 3. 28 イスラエル

(1) 案件調査結果（概要）

イスラエルを本国官庁とする国際登録の調査対象数は328件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は270件(82.3%)あった。

イスラエルの特徴は、文字商標の書体（フォント）の相違や、標準文字の宣言がない場合における色又は背景の相違の認証において、日本の運用に比べて比較的緩やかであるといえる。

標準文字の宣言がない場合、色又は背景が相違していても同一と認定されている事例、デザインの一部が変更されていても同一と認定されている事例が確認された。標準文字の宣言がある場合、その全案件において書体（フォント）の相違が、また、行数が相違していても同一と認定された事例が多数確認された。また、英文字とヘブライ文字の横並び表記において、英文字のみが国際登録されている事例も3件確認された。

文字商標は自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されており、イスラエルには標準文字制度が存在すると考えられる。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

イスラエルに関して、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) イスラエル知的財産庁調査票回答結果

イスラエル知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 28-1 に示す。

表 28-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]			
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	1			
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0			
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0			
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0			
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0			
6	スペル Color	スペル Colour	—	0			
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0			
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	193*1			
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—				
10	標準文字の取扱い		—				
11	二段併記 (本国の言語と他言語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr><tr><td>FRESA</td></tr></table>	STRAWBERRY	FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>FRESA</td></tr></table>	FRESA	—	3 (但し 2 段ではなく、横並びである)
STRAWBERRY							
FRESA							
FRESA							
12	二段併記(音訳と英語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>sutoroberī</td></tr><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	sutoroberī	STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	STRAWBERRY	—	0
sutoroberī							
STRAWBERRY							
STRAWBERRY							
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—				
14	色彩に差異がある場合		—	3			

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

イスラエルにおいて調査を行った結果を表 28-2 に示す。328 件のうち、標準文字の宣言のないものが 127 件、標準文字のあるものは 201 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、127 件中の 69 件 (54.3%) 標準文字の宣言がある国際登録では 201 件中の 201 件 (100%)、合計 270 件 (82.3%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 28-1～図 28-3 に示す。

表 28-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	127	201	328
同一と判断	58	0	58
非同一と判断	69	201	270

図 28-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

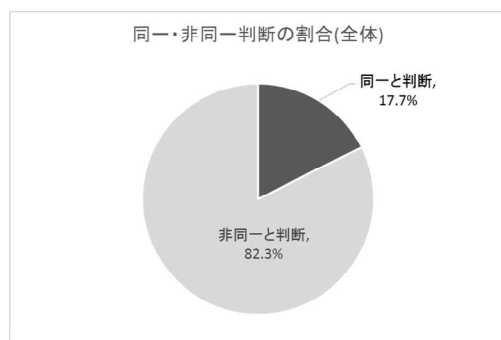


図 28-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

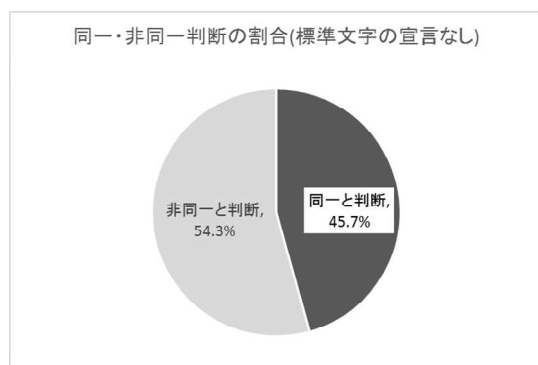
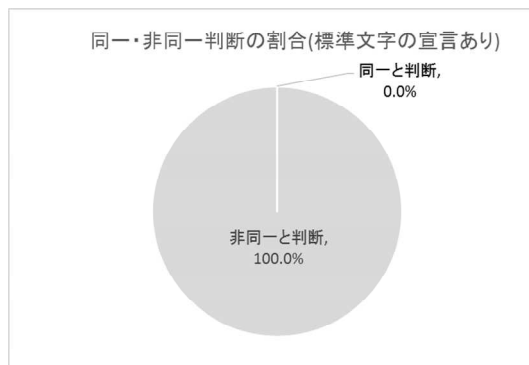


図 28-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 28-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無に関わらず、書体（フォント）又は構成の相違が多く確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違に次いで背景又は色の相違が多かった。標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）の相違は全件に該当し、構成の相違も多く確認された。文字商標は自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

表 28-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	22	171	193
構成	9	3	13
背景	9	0	9
色	3	0	3
拡大縮尺	2	0	2
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	55	200	255

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 28-4 に示す。

標準文字の宣言の有無にかかわらず、「内容変更（追加・削除）」及び「行数」の相違が確認された。

表 28-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

構成内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	4	3	7
行数	5	0	5



エ イスラエルにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合





a. 書体 (フォント)

表 28-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1178595	基礎商標出願番号= 250764
		
	基礎商標と国際登録で書体及び色が相違している。	

b. 背景

表 28-6 背景に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1230718	基礎商標出願番号= 263904
		
	基礎商標には黒色の背景があるが、国際登録には景色はない。	
②	国際登録番号= 1228901	基礎商標出願番号= 263903
		
	基礎商標には黒色の背景があるが、国際登録には景色はない。	

c. 色

表 28-7 色体の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1194165	基礎商標出願番号= 260314
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1199250	基礎商標登録番号= 261922
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	

d. 構成（内容変更の例）の相違

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 28-8 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1173844	基礎商標出願番号= 254322
		
	基礎登録と国際登録でデザインの一部が相違している。	
②	国際登録番号= 1186572	基礎商標出願番号= 259123
		
	基礎登録と国際登録でデザインの一部が相違している。	

e. 行数

表 28-9 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1237189	基礎商標出願番号= 267213
	Neulog ניולוג	NeuLog ניולוג
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行から構成されている。	
①	国際登録番号= 1179559	基礎商標登録番号= 77597
	BAGIR בגיר	BAGIR בגיר
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行から構成されている。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 28-10 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1152245	基礎商標出願番号= 249275
	Hydrochic	Hydrochic
	基礎商標と国際登録で書体及び色が相違している。	

b. 英語とその国の言語のうちの一方向の抽出

英文字とヘブライ文字の横並び表記において、英文字のみが抽出されている事例

表 28-11 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1193256	基礎商標出願番号= 257204
	ZIMBER	ZIMBER זימבר
	基礎商標は英語とヘブライ語が併記されているが、英文字部分しか国際登録されていない。	
②	国際登録番号= 1215829	基礎商標出願番号= 258600
	ZOHARA TIGHTS	ZOHARA TIGHTS זוהרה טייטס
	基礎商標は英語とヘブライ語が併記されているが、英文字部分しか国際登録されていない。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

文献調査において、文字商標は自国官庁のデータベースでは統一された書体、文字サイズのテキスト形式で表示されているため、イスラエルにおいては標準文字制度が運用されていると考えられる。

4. 3. 29 セルビア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

セルビア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は268件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は257件(95.9%)であった。

セルビア共和国の特徴は、標準文字の宣言がある場合は書体（フォント）の相違に関する認証は日本の運用に比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。一方、色が相違していても同一と認定されている事例や、デザインの一部や配置が相違していても同一と判断されている事例が文献調査では確認されている。

セルビア共和国には標準文字にかかる運用が行われている（(5) 参考情報参照）。標準文字の宣言がされた文字商標は、本国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在していない旨、また、商標の同一性の確認は、具体的な方法は存在しない。標識は視覚的に全体が細部まで同一でなければならない旨、調査票で回答があった。

(3) セルビア共和国知的財産庁調査票回答結果

セルビア共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 29-1 に示す。

表 29-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	189*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		異なる書体を使用されている場合には、当庁はその標識を同一ではないと判断する。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字で表示されている場合、国際出願の商標も、同じ標準文字で表示されていなければならない。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 29-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査 結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	そのように判断されるケースはない。	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	15

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

セルビア共和国において調査を行った結果を表 29-2 に示す。268 件のうち、標準文字の宣言のないものが 235 件、標準文字の宣言のあるものは 33 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、235 件中の 224 件 (95.3%) 標準文字の宣言がある国際登録では 33 件中の 33 件 (100%)、合計 257 件 (95.9%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 29-1～図 29-3 に示す。

表 29-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	235	33	268
同一と判断	11	0	11
非同一と判断	224	33	257

図 29-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

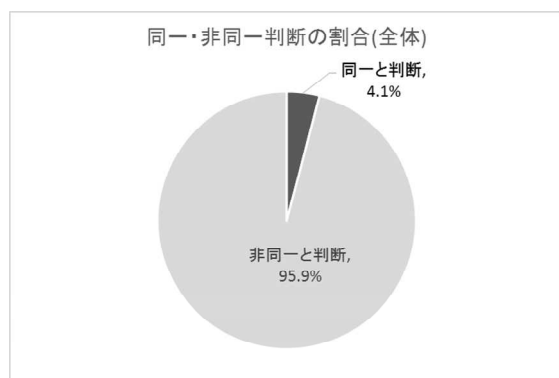


図 29-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

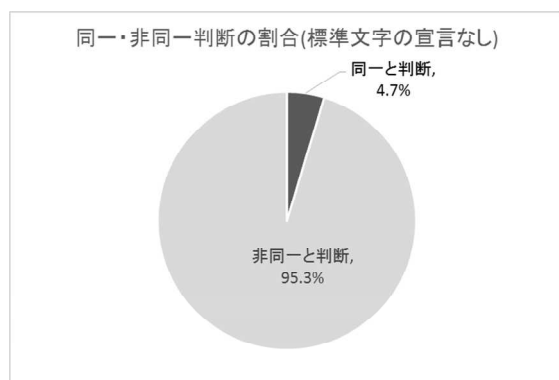
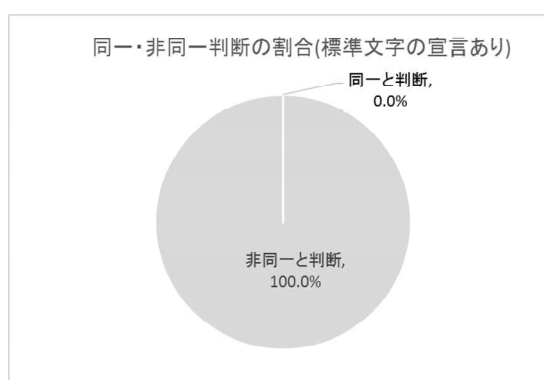


図 29-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 29-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無によって異なる。標準文字の宣言がない場合、色の相違が多く確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）に関する相違が多く確認された。セルビア共和国知的財産庁では、文字商標に一般的な書体（フォント）が使用されている場合は書体（フォント）の相違は考慮しないと思われ、また、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されているため、書体（フォント）に関する相違の事例が多く確認された。

表 29-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	1	31	32
色	15	0	15
構成	3	2	5
背景	1	0	1
拡大縮尺	1	0	1
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	208	33	241

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 29-4 に示す。

表 29-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
行数	0	2	2
内容変更 （追加・削除）	2	0	2
その他*1	1	0	1

*1 商標が全く異なっている。

エ セルビア共和国における同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

表 29-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1197172	基礎商標登録番号= 43400
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1169537	基礎商標出願番号= Z-2136/2006
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 29-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1196183	基礎商標出願番号= 62487
		
	基礎商標と国際登録で文字及びその下の線の様子が相違している。	
②	国際登録番号= 1176684	基礎商標登録番号= 64919
		
	基礎商標と国際登録で、上部の図形部分と下部の文字のバランスが相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

基礎商標が標準文字を使用している場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 29-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1155065	基礎商標登録番号= 29 65511
	JUGOPHARMA	JUGOPHARMA
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1155065	基礎商標登録番号= 514610
	Porto caffè	Porto caffè
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 29-8 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1172774	基礎商標登録番号= 66239
	DUEL OMEKŠIVAČ	DUEL OMEKŠIVAČ
	基礎商標は 1 行から構成されるが、国際登録は 2 行から構成されている。	
②	国際登録番号= 1194056	基礎商標出願番号= Z-1795/2013
	THE BEST IS IN FRONT OF YOU	THE BEST IS IN FRONT OF YOU
	基礎商標は 1 行から構成されるが、国際登録は 2 行から構成されている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

セルビア共和国において、商標法⁵³に標準文字制度に関する規定はみられないが、調査票回答から標準文字制度の運用が行われていると思われる。

⁵³ Low on Trademarks Amended and consolidated version
http://www.zis.gov.rs/upload/documents/pdf_en/pdf_zigovi/LAW%20ON%20TRADEMARKS%20-%20AMENDED%20PRECISCEN%20NOV%2025022013.pdf (アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 30 スロベニア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

スロベニア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 253 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 149 件 (58.9%) あった。

スロベニア共和国の特徴は、標準文字の宣言がある場合は書体（フォント）の相違に関する認証は日本の運用に比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。一方、大文字と小文字が相違していても同一と認定されている事例、色が相違していても同一と認定されている事例又はデザインの一部分や配置が相違していても同一と判断されている事例が文献調査で確認された。

また、スロベニア共和国には標準文字制度が存在する。標準書体又は特徴のない書体（フォント）を用いた文字商標は、本国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在していない旨、調査票で回答があった。

(3) スロベニア共和国知的財産庁調査票回答結果

スロベニア共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 30-1 に示す。

表 30-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	3
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	88*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		回答は各事案によって異なるので、一例を挙げることはできない。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 30-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査 結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	(回答なし)	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	6

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

スロベニア共和国において調査を行った結果を表 30-2 に示す。253 件のうち、標準文字の宣言のないものが 150 件、標準文字の宣言のあるものは 103 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、150 件中の 65 件 (43.3%) 標準文字の宣言がある国際登録では 103 件中の 84 件 (81.6%)、合計 149 件 (58.9%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 30-1～図 30-3 に示す。

表 30-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	150	103	253
同一と判断	85	19	104
非同一と判断	65	84	149

図 30-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

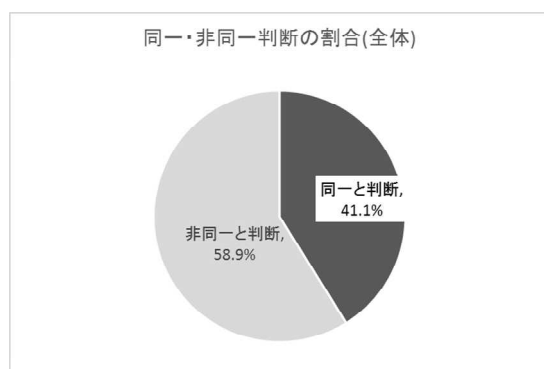


図 30-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

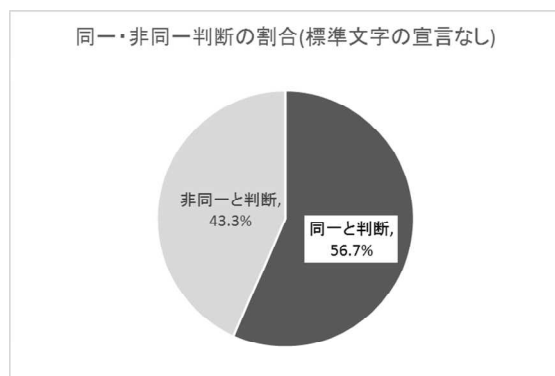
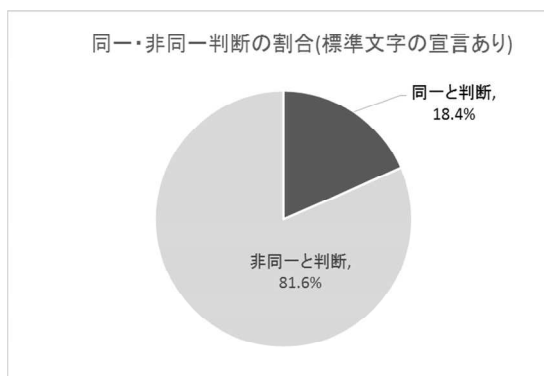


図 30-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 30-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合、色又は書体（フォント）に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）に関する相違が多く確認された。

表 30-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	5	83	88
色	6	0	6
構成	3	2	5
拡大縮尺	1	0	1
文字態様	1	0	1
背景	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	51	0	51

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 30-4 に示す。

表 30-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
大文字・小文字	0	1	1
内容変更 （追加・削除）	2	0	2
行数	1	0	1
その他*1	0	1	1

*1 商標が全く異なっている。

エ スロベニア共和国における同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体（フォント）

基礎商標が特徴のない（図案化されていない）文字商標の場合、書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されない（調査票回答）。

表 30-5 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1224629	基礎商標登録番号= Z-201470351
	ТЕНЛИЗА	ТЕНЛИЗА
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

表 30-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1223857	基礎商標出願番号= Z-201470261
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1227450	基礎商標出願番号= Z-201470020
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	

c. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 30-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1233016	基礎商標登録番号= Z-201170684
		
基礎商標と国際登録でデザインの配置が相違している。		
②	国際登録番号= 1180140	基礎商標登録番号= SI-201370982
		
基礎商標と国際登録で文字背後の背景の構成が相違している。		

d. 行数

表 30-8 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1155451	基礎商標出願番号= Z-201270832
	ROLL JET ROLLJET	ROLL JET ROLLJET
基礎商標は 2 行から構成されているが、基礎商標は 1 行である。		

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

基礎商標が特徴のない (図案化されていない) 文字商標の場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない (調査票回答)。

表 30-9 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1172333	基礎商標出願番号= Z-201370755
	RenovaLase	RenovaLase
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 30-10 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1157495	基礎商標登録番号= Z-201271350
	DILAXA	dilaxa
	基礎商標は大文字と小文字から構成されるが、国際登録は大文字のみである。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

スロベニア共和国において、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、調査票回答から標準文字制度の運用が行われていると考えられる。

4. 3. 3 1 クロアチア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

クロアチア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 225 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは 170 件（75.6%）であった。

クロアチア共和国における特徴は、書体（フォント）の相違に関する認証は日本の運用と比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。

クロアチア共和国において、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、調査票回答では、特徴のない文字商標の場合、書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

文献調査では、濃淡の違いといった技術的な問題又は文字商標における書体（フォント）の相違を除いては、日本の運用では非同一と判断される事例は少ない。また、標準文字の宣言がない場合において、色が相違していても同一と認定されている事例、標準文字の宣言がある場合において、行数の異なる事例が少数確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、クロアチア共和国知的財産庁のウェブサイト「国際登録手続（The procedure of an international registration）」⁵⁴に、国際出願における商標は国内基礎商標と同一でなければならないという限られた記載がある旨、調査票で回答があった。

⁵⁴ The procedure of an international registration（クロアチア知的財産庁ホームページ）
<http://www.dziv.hr/hr/intelektualno-vlasnistvo/zigovi/medunarodna-zastita/postupak/>
（アクセス日：2016年2月18日）

(3) クロアチア共和国知的財産庁調査票回答結果

クロアチア共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 31-1 に示す。

表 31-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	79*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		<i>Harlow Solid Italic</i> 、 Bauhaus 93 、 <i>Blackletter JTC</i> 、Bradley Hand IT、Brush Script 又は <i>Vladimir Script</i> のような書体又は標準書体を基本とした個人的な装飾や凝った手書きのフォントであると認識され得る書体は、同一ではなく、標準書体とは異なる書体と判断される。STRAWBERRY を商標例とすると <i>STRÄWBERRY</i> とは同一ではなく、 <i>STRÄWBERRY</i> 、STRAWBERRY、 <i>STRÄWBERRY</i> 、 <i>STRÄWBERRY</i> とも同一ではない。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	

表 31-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		基礎商標が商号を表す識別力のある文字と事業体の種別の省略形を表す文字（例えば、Ltd.や Unltd.など）で構成され、国際出願の商標がそれと同一の識別力のある文字（つまり、商号）で構成されるが、事業体の種別の省略形を示す文字は省かれている場合、二つの商標はそれでも同一だと判断される。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	10

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

クロアチア共和国において調査を行った結果を表 31-2 に示す。225 件のうち、標準文字の宣言のないものが 145 件、標準文字の宣言のあるものは 80 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 145 件中の 92 件 (63.4%)、標準文字の宣言がある国際登録では 80 件中の 78 件 (97.5%)、合計 170 件 (75.6%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 31-1～図 31-3 に示す。

表 31-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	145	80	225
同一と判断	51	0	51
非同一と判断	92	78	170
検索不可能	2	2	4

図 31-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

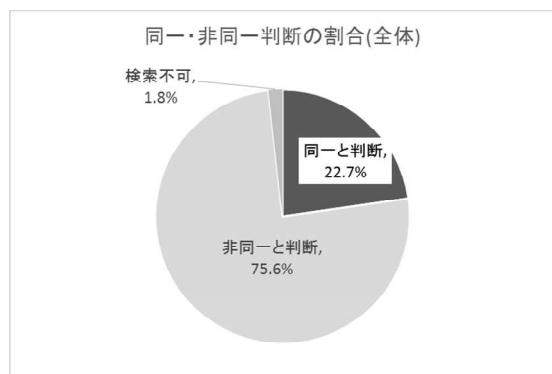


図 31-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

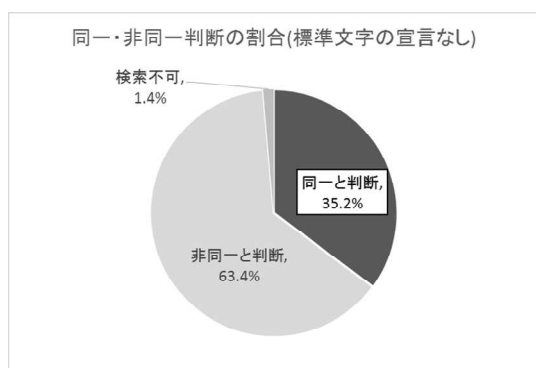
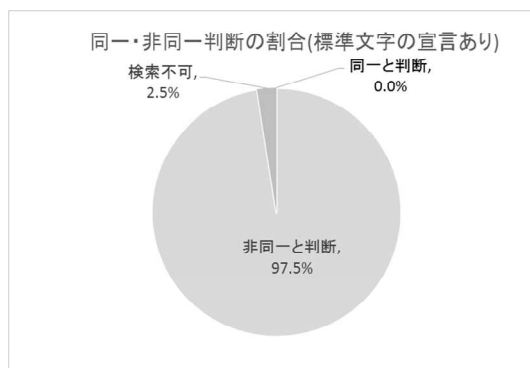


図 31-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違内容の内訳を表 31-3 に示す。標準文字の宣言がない場合、色又は拡大縮尺に関する相違が多く確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違が全事例で確認されたが、これは基礎商標が特徴のない文字商標である場合、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。また、構成の相違も 4 件確認された。

表 31-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	1	78	79
色	10	0	10
拡大縮尺	8	0	8
構成	0	4	4
背景	1	0	1
文字態様	1	0	1
配置	0	0	0
その他*1	3	0	3
濃淡（参考）*2	80	0	80

*1 立体（3D）商標及び音の商標の表示があり、相違があるものを含む。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 31-4 に示す。標準文字の宣言がある場合、「行数」の相違が 4 件確認された。

表 31-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
行数	0	4	4

エ クロアチア共和国における同一性認証の事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない／ある場合（共通）

a. 書体（フォント）

基礎商標が特徴のない文字商標の場合、書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されない（調査票回答）。

表 31-5 書体（フォント）の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1171144	基礎商標登録番号= Z20110351
	SAINTS HILLS	<u>SAINTS HILLS</u>
	基礎商標と国際登録で書体が異なっている。	

b. 色

表 31-6 色体の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1236794	基礎商標登録番号= Z20051596
		
	「青、赤、グレー、紫、ピンク」のカラークレームの記載がある。	
②	国際登録番号= 20131202	基礎商標登録番号= Z20051916
		
	「青、白、ピンク」のカラークレームの記載がある。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

基礎商標が特徴のない文字商標の場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない (調査票回答)。

表 31-7 書体 (フォント) の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1157208	基礎商標出願番号= Z20130183A
	BADEL DOMAĆI	<u>BADEL DOMAĆI</u>
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1192114	基礎商標登録番号= 131563A
	Pharmas pro balans	<u>Pharmas pro balans</u>
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 31-8 書体 (フォント) の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1178817	基礎商標登録番号= Z20061382
	HIALURON DIRECT	<u>HIALURON DIRECT</u>
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行から構成される。	
②	国際登録番号= 1194901	基礎商標登録番号= Z20121606
	ZDENKO DOMANČIĆ	<u>ZDENKO DOMANČIĆ</u>
	基礎商標は 1 行であるが、国際登録は 2 行から構成される。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

クロアチア共和国において、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、調査票回答によると、特徴のない（図案化されていない）文字商標の場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

4. 3. 3 2 フィンランド

(1) 案件調査結果（概要）

フィンランドを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 225 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは 173 件 (76.9%) であった。

フィンランドにおける特徴は、書体（フォント）の相違に関する認証は日本の運用と比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。

フィンランドにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、調査票回答では、標準書体の相違は同一性の認証の際に考慮されないとしている。

文献調査では、濃淡の違いなどの技術的な問題及び文字商標における書体（フォント）の相違を除いて、日本の運用では非同一と判断される事例は少ない。標準文字の宣言がない場合において、色が相違していても同一と認定されている事例、標準文字の宣言がある場合において、行数が異なるもので同一と認定されている事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在せず、「国際出願の商標は基礎商標との比較において同一でなければならないとする簡単な指示があるだけである。」旨、調査票で回答があった。

(3) フィンランド知的財産庁調査票回答結果

フィンランド知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 32-1 に示す。

表 32-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	98*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		「Arial」「Lucida Sans Unicode」「Verdana」の書体は「標準文字」による商標では同一と判断されるが、例えば、「Bauhaus 93」の書体は「Arial」「Lucida Sans Unicode」「Verdana」の書体とは異なるので、同一ではないと判断される。	
10	標準文字の取扱い		(回答なし)	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 32-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	(回答なし)	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	4

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

フィンランドにおいて調査を行った結果を表 32-2 に示す。225 件のうち、標準文字の宣言のないものが 100 件、標準文字の宣言のあるものは 125 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 100 件中の 56 件 (56.0%)、標準文字の宣言がある国際登録では 125 件中の 117 件 (93.6%)、合計 173 件 (76.9%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 33-1～図 32-3 に示す。

表 32-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	100	125	225
同一と判断	44	8	52
非同一と判断	56	117	173

図 32-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

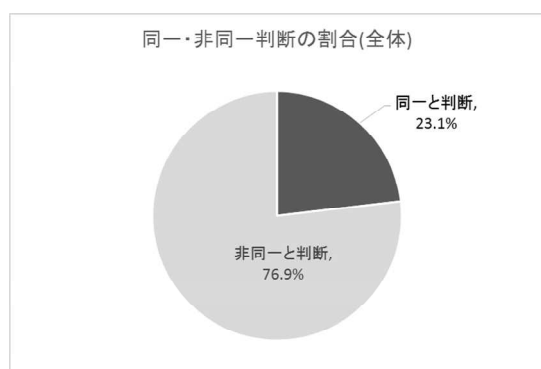


図 32-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

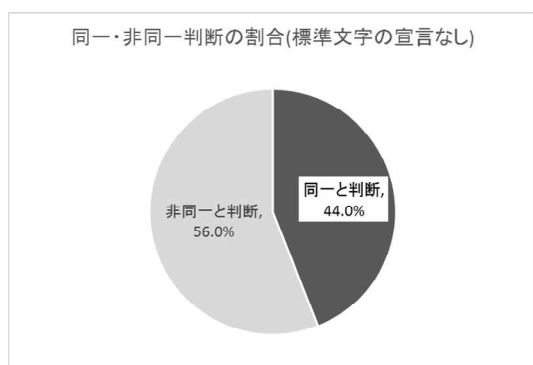
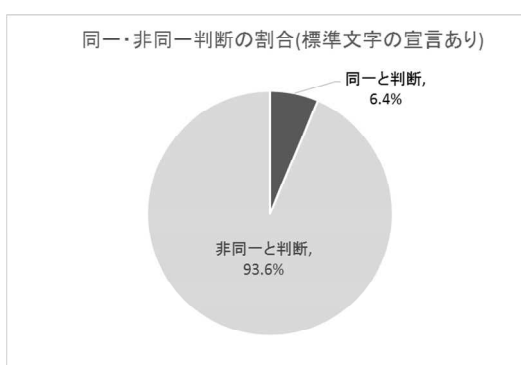


図 32-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違内容の内訳を表 32-3 に示す。各相違内容は、標準文字の宣言の有無に関わらず、書体（フォント）又は文字態様の相違が多く確認された。また、標準文字の宣言がない場合は次いで色の相違が多く、標準文字の宣言がある場合は構成の相違が 2 件確認された。

表 32-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	16	82	98
文字態様	6	40	46
色	4	0	4
構成	0	2	2
背景	0	1	1
拡大縮尺	0	1	1
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	37	1	0

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 32-4 に示す。

表 32-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
行数	0	2	2

エ フィンランドにおける同一性認証の事例



日本の運用では同一と判断されない事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

調査票回答によれば、標準書体の場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 32-5 書体 (フォント) の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1155312	基礎商標出願番号= T201300393
		
	基礎商標と国際登録で書体が異なる。	

b. 色

表 32-6 色体の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1200868	基礎商標登録番号= 253886
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。基礎商標にはカラークレームの記載がある。	
②	国際登録番号= 20131202	基礎商標登録番号= Z20051916
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。基礎商標にはカラークレームの記載がある。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

調査票回答によれば、標準書体の場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 32-7 書体 (フォント) の相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1204324	基礎商標登録番号= 259265
	WASALINE	WASALINE
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1231130	基礎商標出願番号= T201400412
	MILEON	MILEON
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数

表 32-8 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1209269	基礎商標出願番号= T201301242
	OUTOTEC SUSTAINABLE TECHNOLOGIES	OUTOTEC SUSTAINABLE TECHNOLOGIES
	基礎商標は 2 行から構成されているが、国際登録は 1 行である。	
②	国際登録番号= 1216140	基礎商標出願番号= T201302237
	OUTOTEC CREATING LEADING TECHNOLOGIES	OUTOTEC CREATING LEADING TECHNOLOGIES
	基礎商標は 2 行から構成されているが、国際登録は 1 行である。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

フィンランドにおいて、商標法や商標規則に標準文字制度に関する規定はみられないが、調査票回答によると、「Arial、Lucida Sans Unicode、Verdana の書体は、標準文字による商標では同一と判断される。」との回答を得ており、標準制度の運用が行われている。

4. 3. 33 リトアニア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

リトアニア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は170件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、136件（80.0%）であった。

リトアニア共和国における特徴は、標準文字を使用した商標に対する書体（フォント）の相違や、標準文字の宣言のない場合の色の相違において、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。リトアニア共和国においては標準文字制度が存在する。また、標準文字の宣言がある場合、デザインの一部が相違していても同一と認定された事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

リトアニア共和国における、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) リトアニア共和国知的財産庁調査票回答結果

リトアニア共和国知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 33-1 に示す。

表 33-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]			
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0			
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0			
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0			
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0			
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0			
6	スペル Color	スペル Colour	—	0			
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0			
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	55*1			
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—				
10	標準文字の取扱い		—				
11	二段併記 (本国の言語と他言語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> <tr><td>FRESA</td></tr> </table>	STRAWBERRY	FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>FRESA</td></tr> </table>	FRESA	—	0
STRAWBERRY							
FRESA							
FRESA							
12	二段併記(音訳と英語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>sutoroberī</td></tr> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> </table>	sutoroberī	STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> </table>	STRAWBERRY	—	0
sutoroberī							
STRAWBERRY							
STRAWBERRY							
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合は、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—				
14	色彩に差異がある場合		—	11			

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

リトアニア共和国において調査を行った結果を表 33-2 に示す。国際登録 170 件のうち、標準文字の宣言のないものが 115 件、標準文字の宣言のあるものは 55 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 115 件中の 83 件 (72.2%)、標準文字の宣言がある国際登録では 55 件中の 53 件 (96.4%)、合計 136 件 (80.0%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 33-1～図 33-3 に示す。

表 33-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	115	55	170
同一と判断	32	2	34
非同一と判断	83	53	136

図 33-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

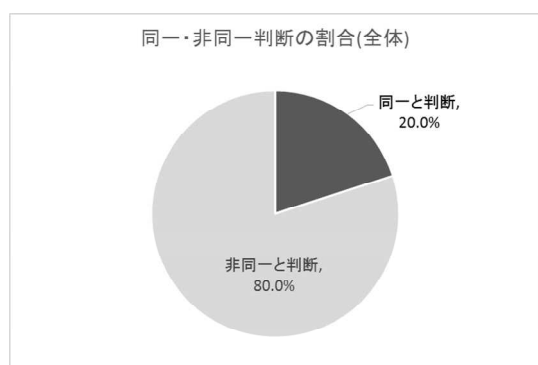


図 33-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

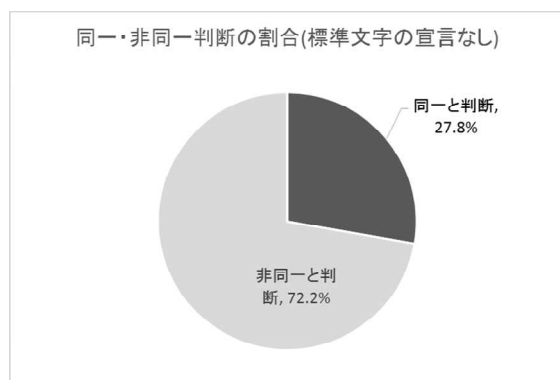
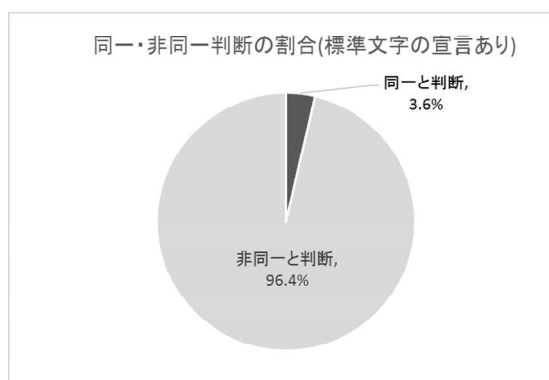


図 33-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 33-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合、色の相違が多く、構成の相違も 2 件確認された。標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）の相違が多く確認された。標準文字の宣言がある場合、2 件をいた全件に書体（フォント）の相違が確認された。

表 33-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	2	53	55
色	11	0	11
背景	3	0	3
文字態様	0	3	3
構成	2	0	2
拡大縮尺	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	70	0	70

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 33-4 に示す。

表 33-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	2	0	2

エ リトニア共和国における同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例について内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 33-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1162718	基礎商標出願番号= 2012 1814
	Green Cafe	Green Cafe
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

表 33-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1229014	基礎商標出願番号= 2014 1138
	2GO	2GO
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号=1237615	基礎商標登録番号= M 67 077
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。双方に「赤、グレー、白」のカラークレームが記載されている。	

c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例



表 33-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1162718	基礎登録出願番号= 2012 1814)
		
	基礎商標にはないデザインが国際登録では存在している。	
②	国際登録番号= 1232648	基礎商標出願番号= 20141845
		
	基礎商標にはないデザインが国際登録では存在している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体（フォント）

表 33-8 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1211920	基礎商標出願番号= 2014 0808
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1200614	基礎商標出願番号= 2014 0381
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

リトアニアにおいて、商標法第 11 条 4(7)に標準文字の宣言に関する規定があり、標準文字制度の運用が行われていると考えられる。

リトアニア商標法

2006年6月8日法律 No.X-651 により改正された 2000年10月10日法律 No.VIII-1981⁵⁵

第11条 出願

1. 商標を登録しようとする者は、国家特許庁に出願をしなければならない。
2. 代理人も、出願人の代理として国家特許庁に、出願することができる。リトアニア共和国又は他の欧州連合加盟国の永住者でない外国の自然人及びリトアニア共和国に登録された支社若しくは代理店又はその他の欧州連合加盟国に登録された事務所、支社若しくは代理店を有していない外国の法人は、国家特許庁への出願及び審判部への申立も含めた国家特許庁への商標登録に関する全ての手続を、リトアニア共和国の特許弁護士を通じて行わなければならない。
- 3.1 出願は、1商標登録についてなされなければならない。
4. 商標登録の出願書類は、次のものから構成される。
 - (1) 商標の登録及び商標登録証の交付を求める願書であって出願人又はその代理人が署名したもの
 - (2) 所定の手数料を納付したことを証明する書類
 - (3) 授権された者が出願する場合は、その者に与えられた委任状
 - (4) 優先権の付与を求める請求（該当する場合）
 - (5) 第6条1.(8)及び(9)に基づいて管轄当局により交付された許可書（該当する場合）
 - (6) 団体商標の使用を管理する規約（該当する場合）
 - (7) 第7条1.(6)に関する権利所有者の同意（該当する場合）
5. 商標の登録及び商標登録証の交付を求める願書には、次のものが含まれていなければならない。
 - (1) 出願人及びその代理人を特定する情報
 - (2) 登録出願の対象である商標の複製及び説明
 - (3) 登録出願の対象である商品及び／又はサービスの名称であって、出願日に有効なニース分類に従って分類されたもの
 - (4) 登録出願の対象である商標が立体である旨の陳述（該当する場合）

⁵⁵ リトアニア商標法

2006年6月8日法律 No.X-651 により改正された 2000年10月10日法律 No.VIII-1981
<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/lithuania/shouhyou.pdf#search='%E3%83%AA%E3%83%88%E3%82%A2%E3%83%8B%E3%82%A2+%E5%95%86%E6%A8%99'> (アクセス日 : 2016年2月18日)

- (5) 色彩又はその組合せ、及び色彩の構成が商標の識別性を有する特徴である旨の陳述(該当する場合)
 - (6) 商標の何れかの要素が権利の部分放棄とみなされる旨の陳述 (該当する場合)
 - (7) 商標が国家特許庁の標準文字で登録及び公告されるものである旨の陳述(該当する場合)
 - (8) 商標の翻字又はその語句要素, 及びそのリトアニア語への翻訳 (該当する場合)
 - (9) 登録出願の対象である商標が団体商標である旨の陳述
6. 出願には, 1 以上の分類の商品及び/又はサービスの登録の請求を含めることができる。所定の追加手数料を, 出願に表示の 2 以上の分類の商品及び/又はサービスについて納付しなければならない。

4. 3. 34 アイスランド

(1) 案件調査結果（概要）

アイスランドを本国官庁とする国際登録の調査対象数は170件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、153件（90.0%）であった。

アイスランドにおける特徴は、標準文字を使用した商標に対する書体（フォント）や大文字の小文字の相違において日本の運用に比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。また、アイスランドにおいては標準文字にかかる運用が行われている（(5) 参考情報参照）。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

アイスランドにおける、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) アイスランド知的財産庁調査票回答結果

アイスランド知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 34-1 に示す。

表 34-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	3
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	151*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	0

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

アイスランドにおいて調査を行った結果を表 34-2 に示す。国際登録 170 件のうち、標準文字の宣言のないものが 25 件、標準文字の宣言のあるものは 145 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 25 件中の 8 件 (32.0%)、標準文字の宣言がある国際登録では 145 件中の 145 件 (100%)、合計 153 件 (90.0%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 34-1～図 34-3 に示す。

表 34-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	25	145	170
同一と判断	17	0	17
非同一と判断	8	145	153

図 34-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

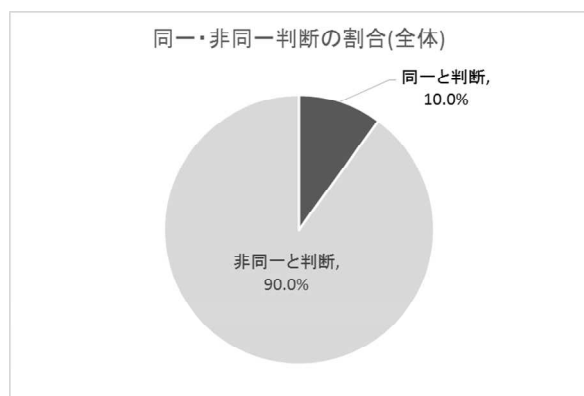


図 34-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

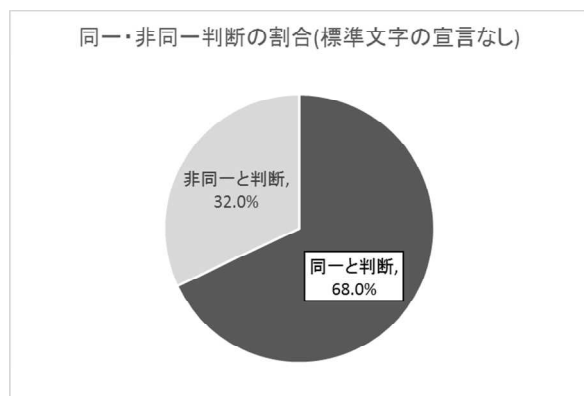
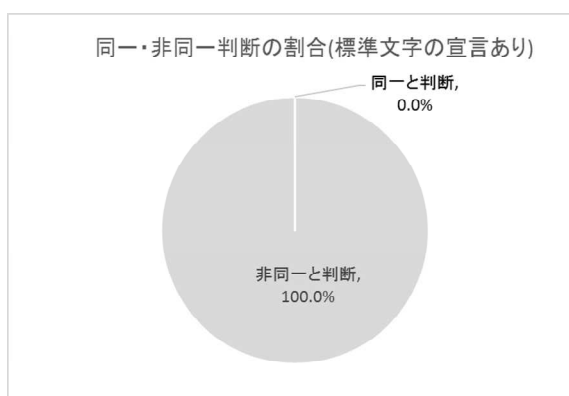


図 34-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された」各相違の内容の内訳を表 34-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無に関わらず書体（フォント）の相違が多く確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違が全事例で確認された。アイランド知的財産庁では、文字商標に標準書体が使用されている場合は書体（フォント）の相違は考慮していないと思われる。データベース（TMView）では統一された書式（書体（フォント）、文字サイズ）によりテキスト形式で表示されている。標準文字の宣言がある場合は、構成の相違が3件確認された。

表 34-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	6	145	151
構成	0	2	3
色	0	0	0
背景	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	2	0	2

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 34-4 に示す。

表 34-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
大文字・小文字	0	2	3

エ アイランドにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 34-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1185082	基礎商標登録番号= 0120/2013
	BJÖRK	<u>BJÖRK</u>
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 34-6 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1176303	基礎商標登録番号= 100/1984
	DRAUMUR	<u>DRAUMUR</u>
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1178594	基礎商標登録番号= 3156/2012
	THE PLEASURE OF THE NORTH	<u>THE PLEASURE OF THE NORTH</u>
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 34-7 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1209589	基礎商標登録番号= 829/2013
	LAUF	<u>Lauf</u>
	基礎商標は大文字と小文字から構成されるが、国際登録は大文字のみである。	
②	国際登録番号= 1209300	基礎商標登録番号= 949/2010
	QLOUD	<u>qloud</u> <u>QLOUD</u>
	本案件は複数基礎商標から構成される。基礎商標の1つと国際登録で大文字と小文字の構成が異なる。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

アイスランド国内出願では、通常使用される書体の文字商標以外の商標にのみ、商標見本の添付が要求されており（商標規則第2条1号）、標準文字制度が運用されていると考えられる⁵⁶。

⁵⁶ 日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 アイスランド
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/is.pdf#search=%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%82%B9%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%89+%E5%95%86%E6%A8%99
 (アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 35 ラトビア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

ラトビア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は201件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は161件（80.1%）あった。

ラトビア共和国における特徴は、書体（フォント）及び大文字と小文字と小文字が相違している場合でも同一と認定されており、この点において日本との運用に比べて緩やかであるといえる。色が相違する事例も少数確認されているが、基礎商標国際登録ともに同じカラークレームが記述されており、同一と認定されている。

ラトビア共和国において、商標法に標準文字に関する規定はみられないが、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることから、標準文字にかかる運用が行われていると思われる。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ラトビア共和国における、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) ラトビア共和国知的財産庁調査票回答結果

ラトビア共和国知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 35-1 に示す。

表 35-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	3
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	73*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	8

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ラトビア共和国において調査を行った結果を表 35-2 に示す。201 件のうち、標準文字の宣言のないものが 139 件、標準文字のあるものは 62 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、139 件中の 99 件 (71.2%) 標準文字の宣言がある国際登録では 62 件中の 62 件 (100%)、合計 161 件 (80.1%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 35-1～図 35-3 に示す。

表 35-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	139	62	201
同一と判断	40	0	40
非同一と判断	99	62	161

図 35-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

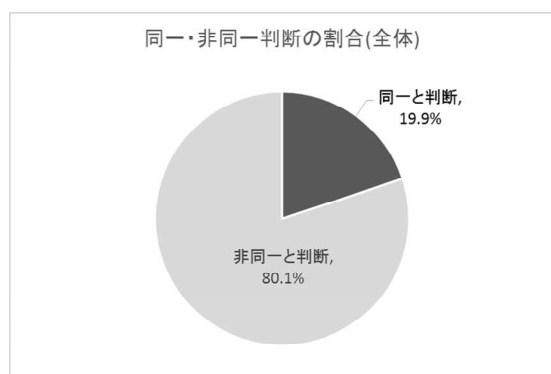


図 35-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

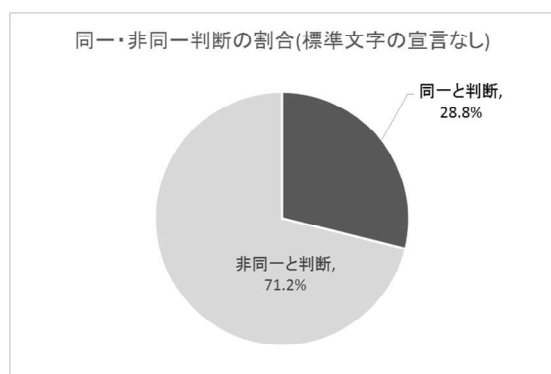
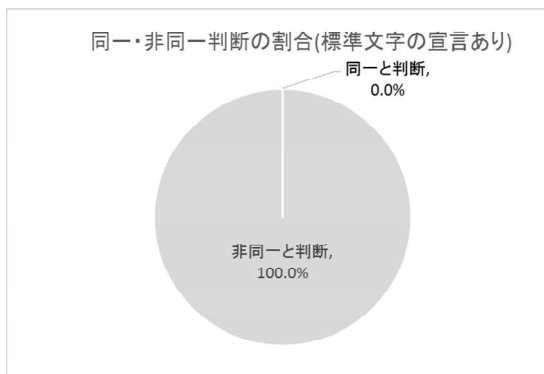


図 35-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断されたる各相違の内容の内訳を表 35-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）又は色に関する相違が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）の相違が全事例で確認された。特徴ない書体（フォント）が使用されている文字商標は、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 35-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	11	62	73
色	8	0	8
構成	1	3	4
拡大縮尺	4	0	4
背景	3	0	3
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	88	13	104

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 35-4 に示す。

標準文字の宣言がある場合、「大文字と小文字」の相違が 3 件確認された。

表 35-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
大文字・小文字	0	3	3
内容変更 （追加・削除）	1	0	1

エ ラトビア共和国における同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 35-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1148689	基礎商標登録番号= M 65 430
	КАРІКОР КАПИКОР	КАРІКОР КАПИКОР
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1157457	基礎商標出願番号= M-13-117
	Баянист Тамада Услуги	Баянист Тамада Услуги
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

表 35-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1213563	基礎商標出願番号=M-14-387
		
	「金色」のカラークレームがある。	
②	国際登録番号=1237615	基礎商標登録番号= M 67 077
		
	「青、グレー、黒、白」のカラークレームがある。	

c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 35-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1203154	基礎商標登録番号= M 67102
	МИРИУМ	МИРИУМ
	基礎商標と国際登録で文字間の間隔が相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体（フォント）

表 35-5 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1157554	基礎商標出願番号= M-13-49
	OLLO	OLLO
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 35-8 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1232632	基礎商標出願番号= M-14-1017
	LARFASOL	Larfasol
	基礎商標は大文字と小文字から構成されているが、国際登録は大文字のみである。	
②	国際登録番号= 1232633	基礎商標出願番号= M-14-1016
	PROPOSIL	Proposil
	基礎商標は大文字と小文字から構成されているが、国際登録は大文字のみである	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ラトビア共和国において、商標法に標準文字に関する規定はみられないが、自国官庁のデータベースでは文字商標は統一された書体又は文字サイズのテキスト表示されることから、標準文字制度が運用されていると思われる。

4. 3. 36 スロバキア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

スロバキア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は197件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは64件（32.5%）であった。

スロバキア共和国における特徴は、書体（フォント）の相違において日本の運用と比べて緩やかであり、それ以外の認証に関しては厳格であるといえる。濃淡の違いといった技術的な問題を除いては、日本の運用では同一と判断されないと思われる事例は極めて少なかった。

スロバキア共和国には標準文字制度が存在し、標準文字を用いたが文字商標である場合、本国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されており、書体（フォント）の相違は考慮されない。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は「商標審査基準」⁵⁷に記載され、公開されている旨、調査票で回答があった。

⁵⁷ 商標審査基準（スロバキア語）

http://www.indprop.gov.sk/swift_data/source/pdf/metodika_konania/text_oz.pdf?a

（アクセス日：2016年2月18日）

(3) スロバキア共和国知的財産庁調査票回答結果

スロバキア共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 36-1 に示す。

表 36-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	45*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		(回答なし)	
10	標準文字の取扱い		(回答なし)	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		(回答なし)	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断しない	4

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

スロバキア共和国において調査を行った結果を表 36-2 に示す。197 件のうち、標準文字の宣言のないものが 152 件、標準文字の宣言のあるものは 45 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 152 件中の 19 件 (12.5%)、標準文字の宣言がある国際登録では 45 件中の 45 件 (100%)、合計 64 件 (32.5%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 36-1～図 36-3 に示す。

表 36-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	152	45	197
同一と判断	133	0	133
非同一と判断	19	45	64

図 36-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

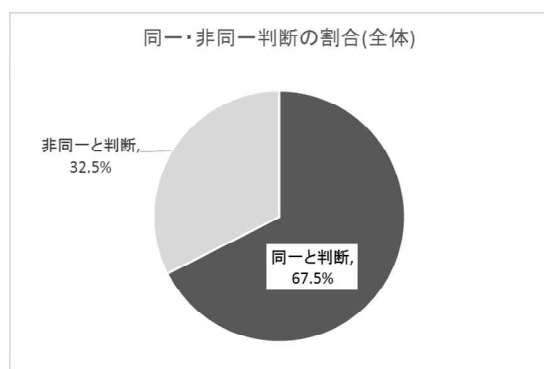


図 36-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

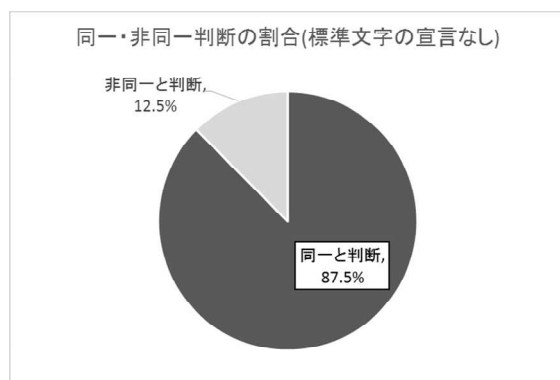
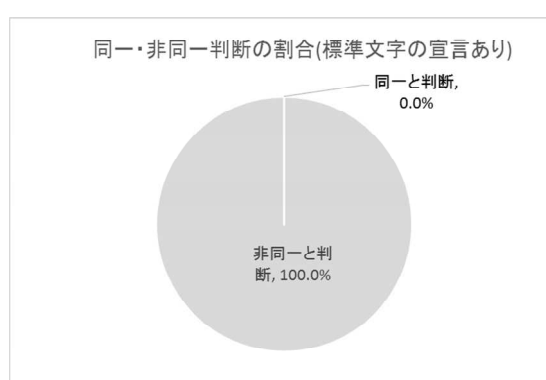


図 36-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違の内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違内容の内訳を表 36-3 に示す。

標準文字の宣言がない場合、濃淡が相違する事例が確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）の相違が全事例で確認された。これは、標準文字を用いた文字商標である場合、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 36-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	0	45	45
色	0	0	0
背景	0	0	0
構成	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	19	45	64

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

スロバキア共和国において、「構成」に関する相違は見受けられなかった。

エ スロバキア共和国における同一性認証の事例

スロバキア共和国においては、標準文字の宣言がない場合、濃淡の相違による技術的な問題を除いては日本の運用と異なる事例は確認できなかった。

標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）が相違しても同一と判断された事例を以下に示す。調査票によると、書体（フォント）の相違があっても同一と判断される。

表 36-5 書体（フォント）に関する相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1151908	基礎商標出願番号= 11262012
	AEROSOLAR	AEROSOLAR
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1218427	基礎商標出願番号= 5013 2014
	Territoria	Territoria
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1239240	基礎商標出願番号= 5029 2014
	JUMP soft	JUMP soft
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

スロバキア共和国には標準文字制度が存在する。

スロバキア商標規則

商標に関する法令集法律第 55/1997 号を施行するためのスロバキア共和国産業財産庁の法令集命令第 117/1997 号 1997 年 5 月 1 日施行⁵⁸

第 1 条 商標出願の要件の詳細

(1) 自然人又は法人（以下「出願人」という。）は、商標登録の出願をするに際して次のことを明示しなければならない。

(a) 商標が、文字標識か、図形標識か、その混合標識か、又は立体標識か

(b) 文字標識の場合、スロバキア共和国産業財産庁（以下「庁」という。）が指定する標準文字によるものか又は他の文字によるものか。文字標識にローマ字以外の文字の記載がある場合は、当該文字のローマ字による音訳を併記する。

⁵⁸ スロバキア商標規則 1997 年 5 月 1 日施行

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/slovak/shouhyou_kisoku.pdf#search='%E3%82%B9%E3%83%AD%E3%83%90%E3%82%AD%E3%82%A2%E5%95%86%E6%A8%99%E6%B3%95'

(アクセス日：2016 年 2 月 18 日)

4. 3. 37 ギリシャ

(1) 案件調査結果（概要）

ギリシャを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 160 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 152 件 (95.0%) あった。

ギリシャにおける特徴は、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。標準文字の宣言の有無に関わらず、書体（フォント）が相違していても同一と認定されている。標準文字の宣言のない場合、背景、色又はデザインの一部に相違があっても同一と認定されている事例、また、標準文字の宣言がある場合は、大文字と小文字の相違又は行数が相違していても同一と認定されている事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ギリシャにおける、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) ギリシャ知的財産庁調査票回答結果

ギリシャ知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 37-1 に示す。

表 37-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	3
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	43*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	22

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ギリシャにおいて調査を行った結果を表 37-2 に示す。160 件のうち、標準文字の宣言のないものが 148 件、標準文字のあるものは 12 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、148 件中の 140 件 (94.6%) 標準文字の宣言がある国際登録では 12 件中の 12 件 (100%)、合計 152 件 (95.0%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 37-1～図 37-3 に示す。

表 37-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	148	12	160
同一と判断	7	0	7
非同一と判断	140	12	152
検索不可能	1	0	1

図 37-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

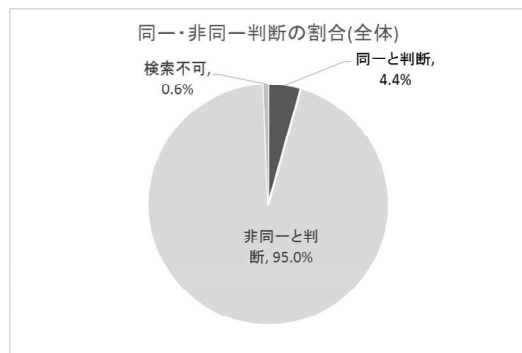


図 37-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

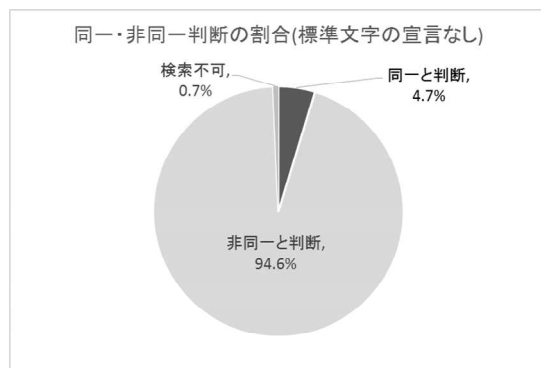
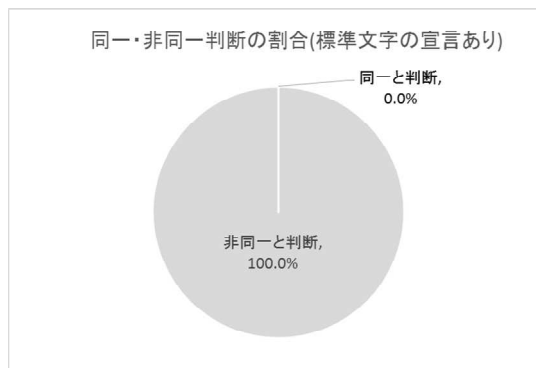


図 37-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 37-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合、背景、書体（フォント）、拡大縮尺が相違する事例が多かった。背景の相違は技術的な問題である可能性がある。標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）の相違が全事例で確認されており、これは、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）のテキスト形式で表示されているためである。

表 37-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
背景	55	0	55
書体（フォント）	31	12	43
拡大縮尺	23	0	23
色	22	0	22
構成	17	4	21
配置	7	0	7
文字態様	1	0	1
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	66	2	68

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 37-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が多く確認された。

表 37-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
内容変更（追加・削除）	16	0	16
大文字・小文字	0	3	3
行数	0	1	1
その他*1	1	0	1

*1 商標が全く異なっている。

エ グリシャにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 37-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1155366	基礎商標出願番号= 219909
	SILO-BLOCK	<u>SILO-BLOCK</u>
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 20141203	基礎商標出願番号= 1256914
	EKO SMILE CLUB	EKO SMILE CLUB
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 背景





背景色の有無又は背景色が相違している事例であるが、技術的な問題の可能性もある。

表 37-5 背景に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1186909	基礎商標出願番号= 221922
		
	基礎商標には背景及び枠があるが、国際登録には存在しない。	
②	国際登録番号= 1196798	基礎商標出願番号= 217773
		
	基礎商標には背景及び枠があるが、国際登録には存在しない。	

c. 色







表 37-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1242011	基礎商標出願番号= 228910
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1245612	基礎商標登録番号= 143987
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない	

d. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 37-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1153631	基礎商標出願番号= 218527
		
	基礎商標は文字のみから構成されているが、国際登録には図形も含まれる。文字の大文字と小文字の構成も相違している。	
②	国際登録番号= 1230197	基礎商標登録番号= 177159
		
	国際登録には上部に基礎商標にない文字が存在している。	
③	国際登録番号= 1175742	基礎商標登録番号= 219310
		
	基礎商標にある「.」が国際登録には存在しない。(「LAB.」 → 「LAB」)	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 大文字と小文字

表 37-8 大文字と小文字に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1220376	基礎商標登録番号=174868
	EvDermia	EVDERMIA
	基礎商標は大文字のみであるが、国際登録は大文字と小文字から構成されている。	
①	国際登録番号= 1233738	基礎商標登録番号= 216224
	Smart Seed	SMART SEED
	基礎商標は大文字のみであるが、国際登録は大文字と小文字から構成されている。	

b. 行数

表 37-9 行数に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1220376	基礎商標登録番号=174868
	Greek Worths	GREEK WORTHS
	基礎商標は1行であるが、国際登録は2行から構成されている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ギリシャの標準文字制度については情報が得られなかった。

4. 3. 38 ルーマニア

(1) 案件調査結果（概要）

ルーマニアを本国官庁とする国際登録の調査対象数は144件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は118件（81.9%）あった。

ルーマニアにおける特徴は、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。標準文字の宣言の有無に関わらず、書体（フォント）が相違していても同一と認定されている。標準文字の宣言のない場合、色の相違及びデザインの一部に変更があっても同一と認定している事例が確認されている。ルーマニアにおいては標準文字制度が存在していると考えられ、標準文字の宣言がある商標は、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ、文字色）のテキスト形式で表示されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ルーマニアにおける、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) ルーマニア知的財産庁調査票回答結果

ルーマニア知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 38-1 に示す。

表 38-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	44*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	69

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ルーマニアにおいて調査を行った結果を表 38-2 に示す。144 件のうち、標準文字の宣言のないものが 106 件、標準文字のあるものは 38 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、106 件中の 80 件 (75.5%) 標準文字の宣言がある国際登録では 38 件中の 38 件 (100%)、合計 118 件 (81.9%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 38-1～図 38-3 に示す。

表 38-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	106	38	144
同一と判断	24	0	24
非同一と判断	80	38	118
検索不可能	2	0	2

図 38-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

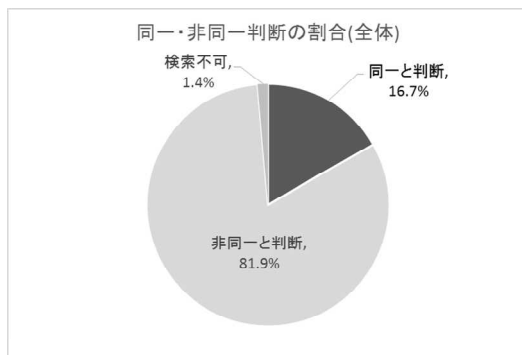


図 38-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

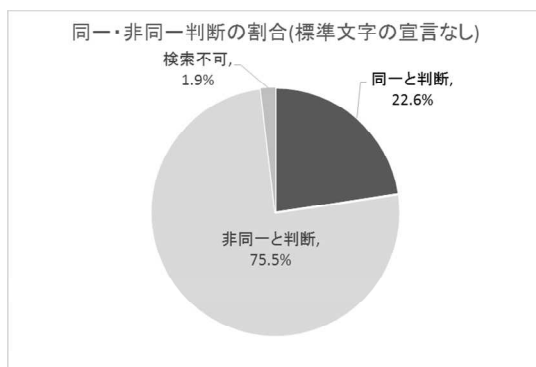
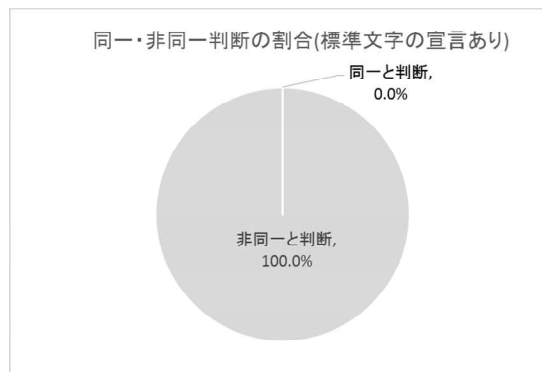


図 38-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 38-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無に関わらず、色と書体（フォント）が相違する事例が多く確認された。標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）と色の相違が全事例で確認され、これは、自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ、文字色）のテキスト形式で表示されているためである。

表 38-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
色	31	38	69
書体（フォント）	6	38	44
背景	1	27	28
文字態様	5	2	7
拡大縮尺	2	0	2
構成	1	0	1
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	61	0	61

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 38-4 に示す。

表 38-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
内容変更 （追加・削除）	1	0	1

エ ルーマニアにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 38-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 20130328	基礎商標登録番号= 95984
	JOLIDON	JOLIDON
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 20141203	基礎商標出願番号= M 2014 07617
	СЕННАЛАС	СЕННАЛАС
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色



表 38-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1241048	基礎商標出願番号= M2014/004834
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号=1209258	基礎商標登録番号= 126.805
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。カラークレームの記載はない	

c. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 38-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1215147	基礎商標出願番号= M 2013 05388
		
	基礎商標と国際登録で、左側図形部分と右側文字部分の濃淡が相違し、左側図形部分においては内容が相違しているように見える。	

(ウ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体（フォント）／色

標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）と色の相違が全事例で確認された。自国官庁のデータベースでは統一書式（書体、文字サイズ、文字色）のテキスト形式で表示されているためである。

表 38-8 書体（フォント）及び色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1215480	基礎商標登録番号= 051922
	AQUA CARPATICA	AQUA CARPATICA
	基礎商標と国際登録で書体及び色が相違している。	
②	国際登録番号= 1226516	基礎商標出願番号= M 2014 07617
	UROLITIN	UROLITIN
	基礎商標と国際登録で書体及び色が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ルーマニアにおいて、商標法⁵⁹に標準文字に関する規定はみられないが、調査票回答から標準文字に関する取扱いがあること及び自国官庁のデータベースでは標準文字の宣言のある商標は統一された書体、文字サイズ及び色で表示されることから、標準文字制度が運用されていると思われる。

⁵⁹ Trademark Law No. 84 of April 23, 1998 ENTRY INTO FORCE: July 23, 1998
http://www.rominvent.ro/html/law_trademarks.html (アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 39 インド

(1) 案件調査結果（概要）

インドを本国官庁とする国際登録の調査対象数は147件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、115件(78.2%)であった。

インドにおける特徴は、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。色、背景の相違又は文字商標における書体（フォント）や大文字と小文字の相違があっても同一と認定されている事例が確認された。基礎商標においては文字のみから構成されるが、文字に加えて「LABEL」と付加することで、その文字を含むラベル又は写真と同一であると認定されている事例が3件存在する。

なお、インドにおいて、文字商標は平凡なブロック体で出願することが可能であり、登録された商標はその他の書体（フォント）でも保護される。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

インドにおける、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) インド知的財産庁調査票回答結果

インド知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 39-1 に示す。

表 39-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	1
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	66*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	19

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

インドにおいて調査を行った結果を表 39-2 に示す。国際登録 147 件のうち、標準文字の宣言のないものが 145 件、標準文字の宣言のあるものは 2 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 145 件中の 113 件 (69.8%)、標準文字の宣言がある国際登録では 2 件中の 2 件 (100%)、合計 115 件 (78.2%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 39-1～図 39-3 に示す。

表 39-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	145	2	147
同一と判断	32	0	32
非同一と判断	113	2	115

図 39-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

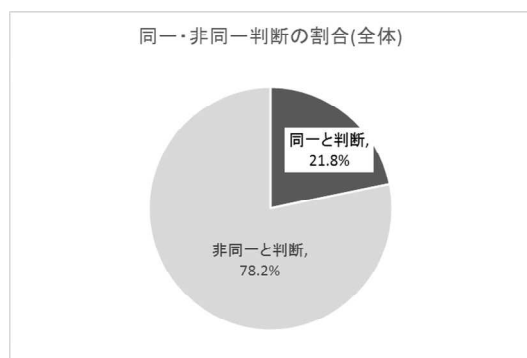


図 39-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

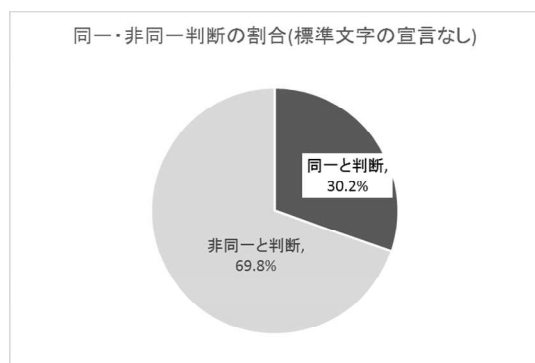
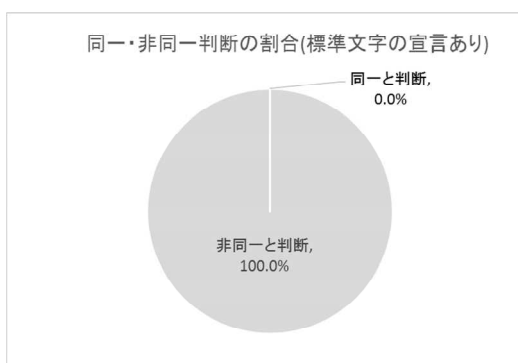


図 39-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 39-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）、色、背景、構成が相違する事例が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）が相違する事例が 2 件確認された。

表 39-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	64	2	66
色	19	0	19
背景	17	0	17
構成	15	0	15
配置	7	0	7
拡大縮尺	6	0	6
文字態様	1	0	1
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	64	2	66

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 39-4 に示す。

標準文字の宣言のない場合において、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が多く確認された。

表 39-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	14	0	14
大文字・小文字	1	0	1

エ インドにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 39-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1191544	基礎商標出願番号= 2474044
	DHOOM	DHOOM
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1192107	基礎商標出願番号= 2523627
	LIPAGLYN	LIPAGLYN
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。また、背景の有無も相違している。	




b. 色

表 39-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1191024	基礎商標登録番号= 2035082
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1205746	基礎商標出願番号= 2593236
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1230969	基礎商標出願番号= 2707908
	Green Maple Leaf 	Green Maple Leaf 
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	

c. 背景



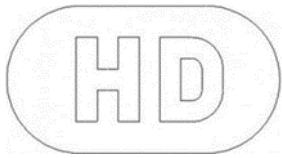



表 39-7 背景に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1205853	基礎商標出願番号= 2251244
		
	基礎商標にはピンク色の背景色があるが、国際登録には背景色が存在しない。	
②	国際登録番号= 1213816	基礎商標出願番号= 2542135
		
	基礎商標には薄黄色の背景色があるが、国際登録には背景色が存在しない。 また基礎商標は国際登録に比べて縦長である。	
③	国際登録番号= 1186595	基礎商標出願番号= 2573386
		
	基礎商標には薄黄色の背景色があるが、国際登録には背景色が存在しない。	

d. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 39-8 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1216023	基礎登録出願番号= 913528
		
	基礎商標には「TM」の表記があるが、国際登録は®である。	
②	国際登録番号= 1189975	基礎商標登録番号= 904998, 904995
		
	国際登録はラベルのイメージであるが、基礎商標は文字のみである。複数の基礎商標の1つに「(LABEL)」と表示されている。	
③	国際登録番号= 1202361	基礎商標登録番号= 870397, 870399, 870401
		
	国際登録は写真と文字から構成されているが、基礎商標は文字のみである。複数の基礎商標の1つに「LABEL」と表示されている。	

e. 大文字と小文字

表 39-9 大文字と小文字に関する相違の事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1190066	基礎商標出願番号= 2453073 基礎商標登録番号= 1322288 基礎商標出願番号= 2423074、2300233
	SANCHITA	SANCHITA sanchita SANCHITA SANCHITA
	国際登録は大文字のみから構成されているが、複数の基礎商標のうち1つは小文字のみから構成されている。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 39-10 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1192789	基礎商標出願番号= 2276055
	SIMPLILEARN	SIMPLILEARN
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

インドにおいて、文字商標は平凡なブロック体で出願することが可能であり、登録された商標はその他の書体でも保護される⁶⁰。

⁶⁰ 「見ればわかる! 外国商標出願入門 平成 26 年 4 月 18 日改訂版」、野田薫央、発明推進協会 p.331
403

4. 3. 40 ベトナム

(1) 案件調査結果（概要）

ベトナムを本国官庁とする国際登録の調査対象数は138件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、126件（91.3%）であった。

ベトナムにおける特徴は、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。標準文字の宣言のある場合において書体（フォント）が相違していても、また、標準文字の宣言のない場合において色の相違及びデザインの一部に追加又は削除があっても同一と認定している事例が確認された。ベトナムにおいては標準文字制度は存在していない。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ベトナムにおける、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) ベトナム知的財産庁調査票回答結果

ベトナム知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 40-1 に示す。

表 40-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	5*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	14

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ベトナムにおいて調査を行った結果を表 40-2 に示す。国際登録 138 件のうち、標準文字の宣言のないものが 114 件、標準文字の宣言のあるものは 24 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 114 件中の 109 件 (95.6%)、標準文字の宣言がある国際登録では 24 件中の 17 件 (70.8%)、合計 126 件 (95.6%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 40-1～図 40-3 に示す。

表 40-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	114	24	138
同一と判断	5	6	11
非同一と判断	109	17	126
検索不可能	0	1	

図 40-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

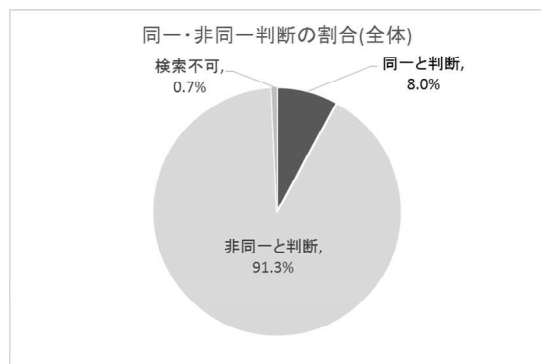


図 40-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

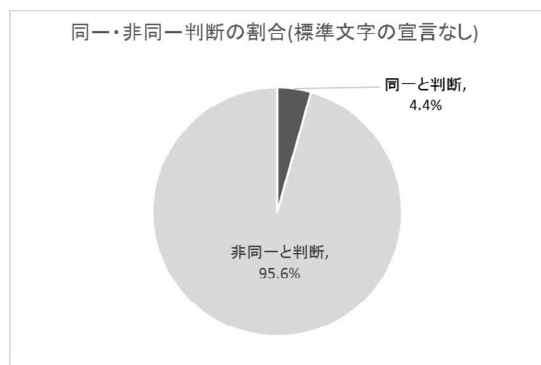
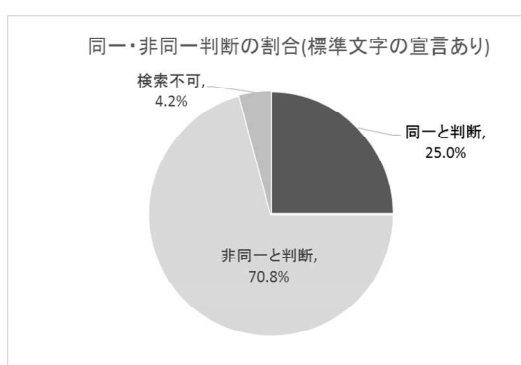


図 40-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 40-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、背景又は色が相違する事例が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）又は背景が相違する事例が多く確認された。

表 40-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
背景	40	3	43
色	14	0	14
構成	8	0	5
書体（フォント）	0	8	5
配置	0	1	1
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	88	13	101

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 40-4、図 40-6 に示す。

標準文字の宣言がある場合において、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が 8 件確認された。

表 40-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	8	0	8

エ ベトナムにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

表 40-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1185753	基礎商標登録番号= 26337
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1193661	基礎商標登録番号= 168578
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1158252	基礎商標出願番号= 4-2012-09601
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 40-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1197269	基礎登録出願番号= 47569
		
	基礎商標の構成の一部が国際登録されている。	
②	国際登録番号= 1200098	基礎商標出願番号= 4-2012-24714
		
	国際登録は基礎登録に図形が追加されている。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 40-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1151600	基礎商標出願番号= 4-2012-20322
	WAKE-UP	WAKE - UP
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1211335	基礎商標登録番号= 34391
	FIVESTARS	FIVESTARS
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1246299	基礎商標登録番号= 37819
	PHUONG VY	PHUONG VY
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ベトナムにおいて、知的財産法、省令又は政令に標準文字制度に関する規定はみられない⁶¹。

⁶¹日本特許庁 HP 「外国産業財産権制度情報」 ベトナム
https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/modopro_syohyoseido/vn.pdf#search=%E3%83%99%E3%83%88%E3%83%8A%E3%83%A0+%E5%95%86%E6%A8%99+%E6%A8%99%E6%BA%96%E6%96%87%E5%AD%97 (アクセス日: 2016年2月18日)

4. 3. 4 1 モロッコ

(1) 案件調査結果（概要）

モロッコを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 129 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、104 件（80.6%）であった。

モロッコにおける特徴は、標準文字を使用した商標に対する書体（フォント）や大文字の小文字の相違、また、標準文字の宣言のない場合の色の相違において、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。モロッコにおいては標準文字制度が存在するかは不明であるが、文献調査から運用が行われていると思われる。また、標準文字の宣言がある場合、デザインの一部が相違していても同一と認定された事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

モロッコにおける、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) モロッコ知的財産庁調査票回答結果

モロッコ知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 41-1 に示す。

表 41-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	2
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	15*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	30

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

モロッコにおいて調査を行った結果を表 41-2 に示す。国際登録 129 件のうち、標準文字の宣言のないものが 112 件、標準文字の宣言のあるものは 17 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 112 件中の 87 件 (77.7%)、標準文字の宣言がある国際登録では 17 件中の 17 件 (100%)、合計 104 件 (80.6%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 41-1~図 41-3 に示す。

表 41-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	112	17	129
同一と判断	10	0	10
非同一と判断	87	17	104
検索不可能	15	0	15

図 41-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

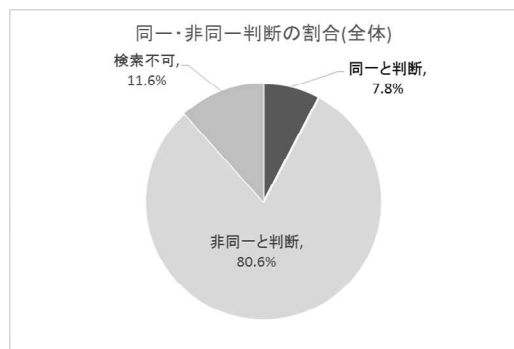


図 41-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

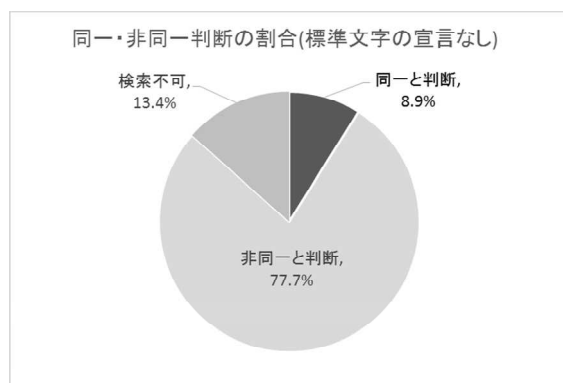
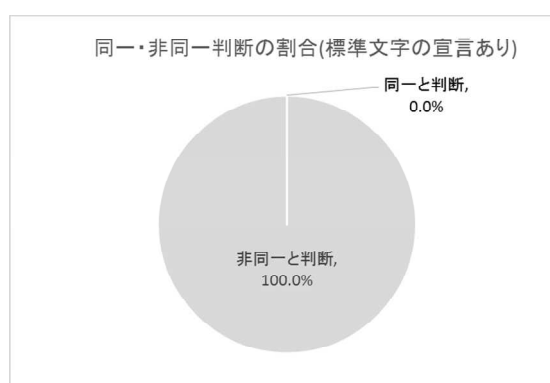


図 41-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 41-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、色、背景又は書体（フォント）が相違する事例が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）又は配置が相違する事例が多く確認された。

表 41-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
色	30	0	30
背景	13	4	17
書体（フォント）	6	9	15
配置	6	5	11
構成	4	2	6
拡大縮尺	5	0	5
文字態様	1	1	2
その他（連続商標）	1	0	1
濃淡（参考）*1	58	17	75

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 41-4 に示す。

表 41-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
内容変更 （追加・削除）	3	0	3
行数	1	1	2
大文字・小文字	0	1	1

エ モロッコにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 41-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1195775	基礎商標出願番号= 156448
	ALYANS	ALYANS
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1197932	基礎商標登録番号= 73539
	DORNAT	DORNAT
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	



b. 大文字と小文字

表 41-6 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1227893	基礎商標登録番号= 148062
	Club de l'auto-développement linguistique	CLUB DE L'AUTO-DÉVELOPPEMENT LINGUISTIQUE
	基礎商標は大文字のみから構成されるが、国際登録は小文字のみから構成される。本事例は行数も相違している。	

c. 色

表 41-7 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1171253	基礎商標登録番号= 139696
		
	複数基礎商標(6 商標)と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1217147	基礎商標出願番号= 159884
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1157173	基礎商標出願番号= 147880
		
	基礎商標と国際登録の色が反転している。カラークレームの記載はない。	

d. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 41-8 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1223707	基礎登録出願番号= 112317
		
基礎商標の一部しか国際登録されていない。		
②	国際登録番号= 1165031	基礎商標出願番号= 66990
		
基礎登録と国際登録で、アラビア文字と英文字の間隔 (行間)、横サイズのバランスが相違している		
③	国際登録番号= 1218757	基礎商標登録番号= 154736
		
基礎商標と国際登録で、枠部分の様子が相違している。縦・横の拡大縮小比率も相違している。		

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

書体 (フォント) が相違している事例

表 41-9 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1177098	基礎商標登録番号= 135 430
	DI-ORTODYL	DI-ORTODYL
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

大文字と小文字と小文字が相違している事例。

表 41-10 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1219582	基礎商標登録番号= 14964
	Funny'ds	FUNNY'DS
	基礎商標は大文字のみから構成されるが、国際登録は小文字のみから構成される。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

モロッコの標準文字制度については情報が得られなかったが、文献調査によると運用が行われていると思われる。

4. 3. 4 2 アイルランド

(1) 案件調査結果 (概要)

アイルランドを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 124 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、115 件 (92.7%) であった。

アイルランドにおける特徴は、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。書体、大文字と小文字、文字記号 (a と à)、縦書きと横書き又は文字の方向の相違 (JPO と OPJ) があっても同一と判断しており、また、色に関して相違があっても同一と判断している。文献調査からも、連続商標の事例と書体が相違していても同一と認定されている事例が確認された。

アイルランドには標準文字制度が存在し、基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

また、アイルランドには連続商標制度が存在し、一つの基礎商標の中に複数の商標を含めることが可能である。複数の商標は、色の異なるもの、文字列が異なるものが含まれており、そのうちの 1 つが国際登録と同一であれば、基礎商標と国際登録が同一であると認定される。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

同一性の審査は WIPO の「マドリッド協定及び同協定議定書に基づく標章の国際登録に関するガイド (Guide to the International Registration of Marks Under The Madrid Agreement and The Madrid Protocol)」⁶²及び WIPO の「マドリッド協定及び同議定書に基づく共通規則 (Common Regulations under the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks and the Protocol Relating to that Agreement)」⁶³に定められた要件に従って行われる旨、調査票で回答があった。

⁶² Guide to the International Registration of Marks Under The Madrid Agreement and The Madrid Protocol

<http://www.wipo.int/madrid/en/guide/> (アクセス日: 2016 年 2 月 18 日)

⁶³ Common Regulations under the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks and the Protocol Relating to that Agreement

http://www.wipo.int/wipolex/en/wipo_treaties/text.jsp?file_id=281712

(アクセス日: 2016 年 2 月 18 日)

(3) アイランド知的財産庁調査票回答結果

アイランド知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 42-1 に示す。

表 42-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断する	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断する	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断する	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断する	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	94*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		文字に差異はないものの、異なる書体で提示されている場合には、使用されている書体にかかわらず、その商標は必ず同一と判断される。基礎商標が特徴のない(図案化されていない)文字商標の場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	

表 42-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		商標の一部の抽出にその商標の識別力を生じる部分が含まれ、残りの部分が見過ごされるようなものである場合には、抽出された部分は、商標と同一と判断される可能性がある。	
14	色彩に差異がある場合		同一と判断する	4

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果(詳細)

ア 同一性判断結果

アイルランドにおいて調査を行った結果を表 42-2 に示す。124 件のうち、標準文字の宣言のないものが 39 件、標準文字の宣言のあるものは 85 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 39 件中の 31 件 (79.5%)、標準文字の宣言がある国際登録では 85 件中の 84 件 (98.8%)、合計 115 件 (92.7%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 42-1～図 42-3 に示す。

表 42-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	39	85	124
同一と判断	8	0	8
非同一と判断	31	84	115
検索不可能	0	1	1

図 42-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

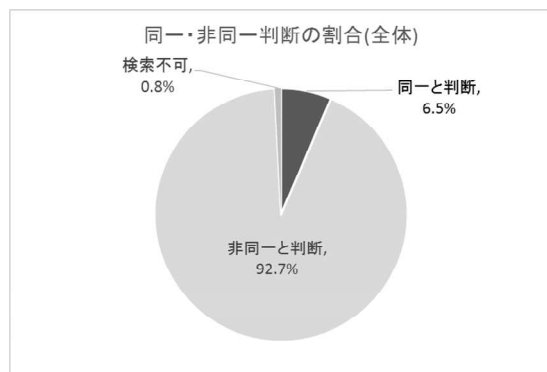


図 42-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

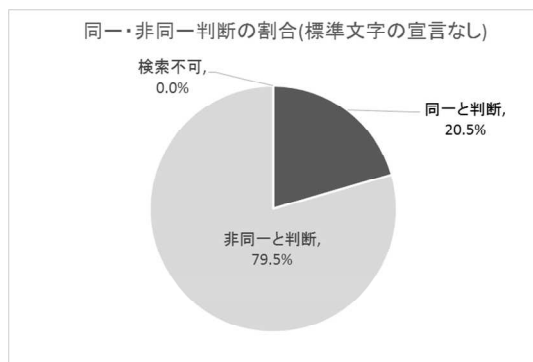
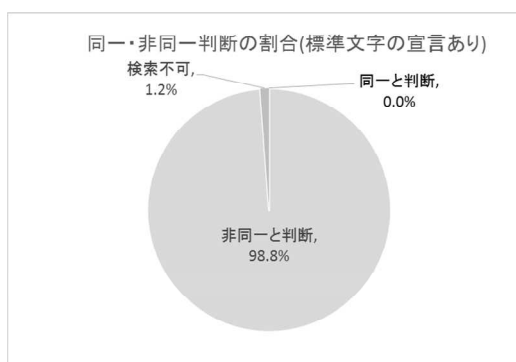


図 42-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 42-3 に示す。アイルランドにおいては連続商標の複数の商標画像や文字のうちの一つが同一であれば、同一と認定されている事例が7件存在する。色に関する相違は連続商標において相違するものである。また、標準文字の宣言がある場合、書体の相違は全事例で確認された。

表 42-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体	10	84	94
色	4	0	4
背景	1	0	0
構成	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他（連続商標）	6	1	7
濃淡（参考）*1	23	0	23

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

アイルランドにおいて「構成」相違は確認されなかった。

エ アイルランドにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を類型化して示す。

(ア) 連続商標

アイルランドにおいては連続商標制度が存在する。連続商標とは複数の商標が重要明細(要部)において相互に類似しており、かつ、色のみが異なる等の条件を満たす場合には、単一の出願ができ、連続商標として登録することができるというものである。

連続商標を基礎とする場合、連続商標に含まれる1つ以上の商標が国際登録と同一であれば、同一と判断されている。

表 42-4 連続商標を基礎とした事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1244344	基礎商標出願番号= 2013/00366
		KERRYPLUS KerryPlus Kerry Plus KERRY-PLUS Kerry-Plus Kerry-plus
	(標準文字の宣言あり) 基礎商標のうちの一つが国際登録の文字列と一致している。書体は相違している。	
②	国際登録番号=1160556	基礎商標出願番号=865057063
		
	(標準文字の宣言なし) 基礎商標のうち一つが国際登録と同一である。	
③	国際登録番号=1220177	基礎商標登録番号=247308
		
	(標準文字の宣言なし) 基礎商標のうち一つは緑色であり国際登録に近い。	
④	国際登録番号=1222810	基礎商標出願番号=2014/00645
		
	(標準文字の宣言なし) 基礎商標のうち一つが国際登録と同一である。	

(イ) 書体

調査票回答より、基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されないことが確認されている。以下に相違の事例を示す。なお、標準文字が指定されている商標は本国官庁のデータベースにおいて統一された書体、文字サイズの適す形式で表示されている。

表 42-5 書体の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1216460	基礎商標出願番号= 2014/00180
	LYGADDO	LYGADDO
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1220904	基礎商標登録番号= 250340
	ESOFIS	ESOFIS
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1220941	基礎商標登録番号= 250305
	PANJEVRIS	PANJEVRIS
	本案件は連続商標である。基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

連続商標について

アイルランドでは以下のように連続商標が認められている。

アイルランド商標法⁶⁴ 2012 年 2 月 1 日までの改正を含む

第 46 条 登録：追加規定

(1) 次の事項に関しては、規則により規定を定めることができる。

- (a) 単一の商標登録出願を、原出願と同じ出願日を有する複数の出願に分割すること
- (b) 別個の出願又は登録を併合すること、及び
- (c) 連続商標を 1 の登録にまとめて登録すること

(2) 「連続商標」とは、それらの本質的特徴が互いに類似しており、かつ、商標の同一性に実質的な影響を及ぼさない、識別性のない事項のみが相違している複数の商標をいう。

⁶⁴ アイルランド商標法 2012 年 2 月 1 日までの改正を含む

<https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/ireland/shouhyou.pdf#search='%E3%82%A2%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%89+%E5%95%86%E6%A8%99%E6%B3%95'> (アクセス日：2016 年 2 月 18 日)

4. 3. 43 モルドバ共和国

(1) 案件調査結果（概要）

モルドバ共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は123件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、6件（4.9%）であった。

モルドバ共和国における特徴は、日本の運用と同じように厳格であるといえる。濃淡の相違などの技術的な問題を除いては、日本の運用では非同一と判断されると思われる事例は極めて少なかった。

国際登録において標準文字の宣言がない場合、商標の縦・横の拡大縮小比が異なる事例が1件、標準文字の宣言がある場合は、大文字と小文字が相違する事例が1件及び書体（フォント）が異なる事例が2件確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しないが、本国官庁として当庁は、基礎商標と国際出願の商標に差異があることを許容していない旨、調査票で回答があった。

(3) モルドバ共和国知的財産庁調査票回答結果

モルドバ共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 43-1 に示す。

表 43-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	1
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体(Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	2*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		(回答なし)	
10	標準文字の取扱い		基礎商標で標準文字が使用されている場合には、国際出願の商標も標準文字によらなければならない。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 43-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査 結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	本国官庁として、当庁は基礎商標と国際出願の商標に差異があることを許容していない。	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	0

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

モルドバ共和国において調査を行った結果を表 43-2 に示す。123 件のうち、標準文字の宣言のないものが 72 件、標準文字の宣言のあるものは 51 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 72 件中の 4 件 (5.6%)、標準文字の宣言がある国際登録では 51 件中の 2 件 (3.8%)、合計 6 件 (4.9%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 43-1～図 43-3 に示す。

表 43-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	72	51	123
同一と判断	68	49	117
非同一と判断	4	2	6

図 43-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

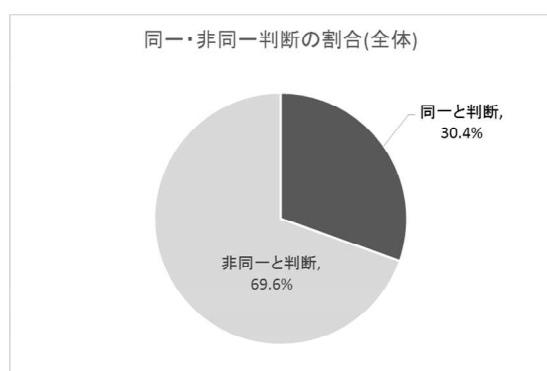


図 43-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

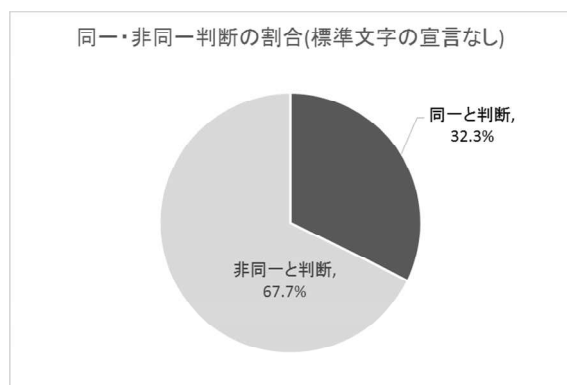
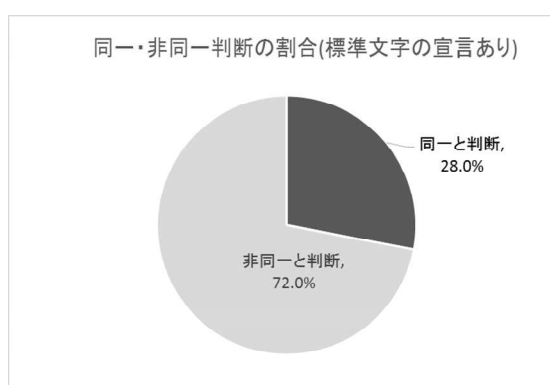


図 43-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と同一でないと判断される各相違の内容の内訳を表 43-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無により傾向が異なっており、標準文字の宣言がない場合は、拡大縮尺が相違する事例、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）や構成が相違する事例が確認された。

表 43-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	0	2	2
構成	0	1	1
拡大縮尺	1	0	1
色	0	0	0
背景	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	4	0	4

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため(参考)とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して。その具体的な相違内容を表 43-4 に示す。

表 43-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
大文字・小文字	0	1	1

エ モルドバ共和国における同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 拡大縮尺

縦横の拡大・縮小比率が相違している事例

表 43-5 拡大縮尺の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1148680	基礎商標登録番号= 22785
		
	基礎商標と国際登録で縦・横の比率が相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 大文字・小文字

表 43-6 大文字小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1155824	基礎商標登録番号= 23471
	VIE D'OR	Vie D'or
	基礎商標には小文字を含むが、国際登録は大文字のみである。また、書体も相違している。	

b. 書体 (フォント)

表 43-7 書体 (フォント) の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1167689	基礎商標登録番号= 20419
	MEDPARK	MEDPARK
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

モルドバ共和国の標準文字制度については情報が得られなかった。

4. 3. 44 メキシコ

(1) 案件調査結果（概要）

メキシコを本国官庁とする国際登録の調査対象数は115件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、80件(69.6%)であった。

メキシコにおける特徴は、標準文字を使用した商標に対する書体（フォント）や大文字と小文字の相違、又は色の相違において、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。メキシコにおいては標準文字制度の存在は不明であるが、文献調査から標準文字にかかる運用が行われていると判断することが適当である。また、標準文字の宣言がある場合、デザインの一部が相違していても同一と認定された事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

メキシコにおける、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) メキシコ知的財産庁調査票回答結果

メキシコ知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 44-1 に示す。

表 44-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	3
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	33*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	7

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

メキシコにおいて調査を行った結果を表 44-2 に示す。国際登録 115 件のうち、標準文字の宣言のないものが 65 件、標準文字の宣言のあるものは 50 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 65 件中の 44 件 (67.7%)、標準文字の宣言がある国際登録では 50 件中の 36 件 (72.0%)、合計 80 件 (69.6%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 44-1~図 44-3 に示す。

表 44-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	65	50	115
同一と判断	21	14	35
非同一と判断	44	36	80

図 44-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

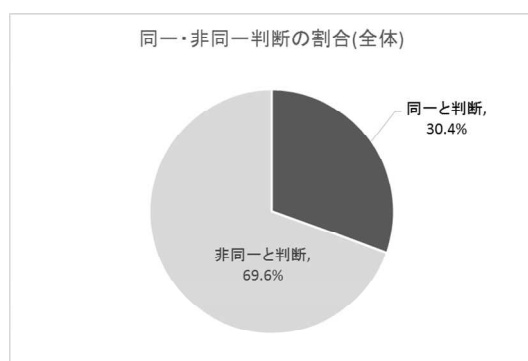


図 44-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

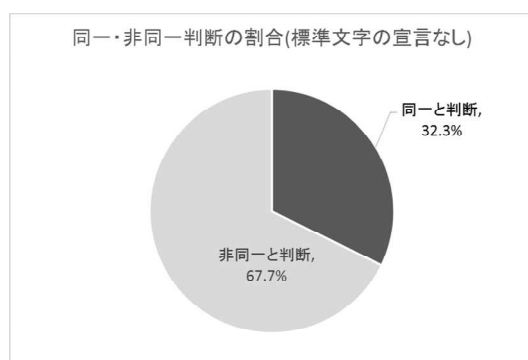
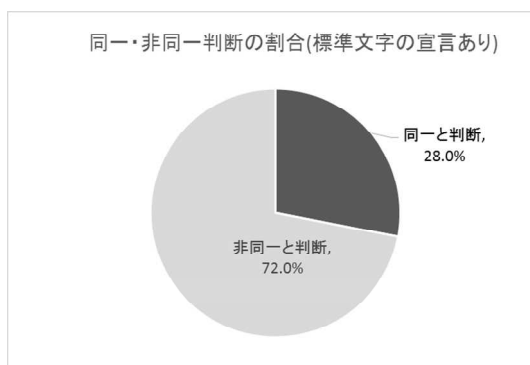


図 44-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 44-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、色又は拡大縮尺が相違する事例が多く確認され、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）又は構成が相違する事例が多く確認された。

表 44-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	0	33	33
色	7	0	7
構成	1	4	5
拡大縮尺	5	0	5
背景	2	0	2
文字態様	1	0	1
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	33	1	34

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 44-4 に示す。

標準文字の宣言がある場合において「大文字・小文字」の相違が 3 件確認された。

表 44-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
大文字・小文字	0	3	3
内容変更 （追加・削除）	1	0	1
その他	0	1	0

エ メキシコにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色

表 44-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1238800	基礎商標登録番号= 1337934、1348204
		
	複数の基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号= 1201554	基礎商標出願番号= 1331218, 1331220, 1331221
		
	複数の基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 44-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1236518	基礎登録出願番号= 1411844
		
	基礎商標の上部には黄緑色の線があるが、国際登録には存在しない。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 44-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1189292	基礎商標登録番号= 364103
	VITEX	VITEX
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1195522	基礎商標出願番号= 1409996
	ÁGATHA	ÁGATHA
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 44-8 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1227893	基礎商標登録番号= 148062
	callmaster	CALLMASTER
	基礎商標は大文字のみから構成されているが、国際登録は小文字のみから構成されている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

メキシコの標準文字制度については情報が得られなかったが、文献調査によると運用が行われていると考えられる。

4. 3. 4 5 キプロス共和国

(1) 案件調査結果（概要）

キプロス共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 86 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、82 件 (95.3%) であった。

キプロス共和国においては国際登録件数が少ないため、特徴を示すことが難しいが、同一性の判断は日本の運用と比べて緩やかであることが文献調査から推測できる。

国際登録において標準文字の宣言の有無に関わらず、書体が相違していても同一と認定している事例が確認された。標準文字の宣言がない場合、基礎商標が白黒であり、国際登録はカラー商標であるが同一と認定されているほか、デザインの一部や配置が異なっても同一と認定している事例が確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

キプロス共和国における、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) キプロス共和国知的財産庁調査票回答結果

キプロス共和国知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 48-1 に示す。

表 45-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]			
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0			
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0			
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0			
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0			
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0			
6	スペル Color	スペル Colour	—	0			
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0			
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	16*1			
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—				
10	標準文字の取扱い		--				
11	二段併記 (本国の言語と他言語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr><tr><td>FRESA</td></tr></table>	STRAWBERRY	FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>FRESA</td></tr></table>	FRESA	—	0
STRAWBERRY							
FRESA							
FRESA							
12	二段併記(音訳と英語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>sutoroberī</td></tr><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	sutoroberī	STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	STRAWBERRY	—	0
sutoroberī							
STRAWBERRY							
STRAWBERRY							
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—				
14	色彩に差異がある場合		—	12			

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

キプロス共和国において調査を行った結果を表 45-2 に示す。国際登録 86 件のうち、標準文字の宣言のないものが 73 件、標準文字の宣言のあるものは 13 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 73 件中の 70 件 (95.9%)、標準文字の宣言がある国際登録では 13 件中の 12 件 (92.3%)、合計 82 件 (95.3%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 45-1～図 45-3 に示す。

表 45-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	73	13	86
同一と判断	3	1	4
非同一と判断	70	12	82

図 45-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

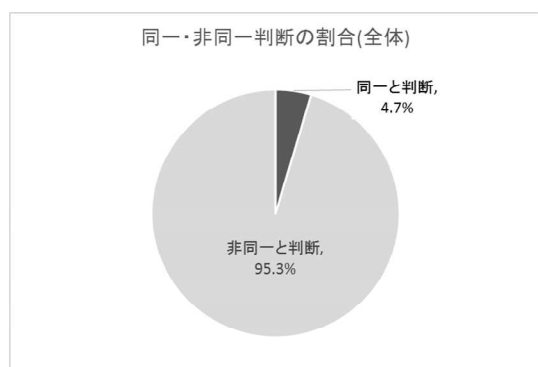


図 45-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

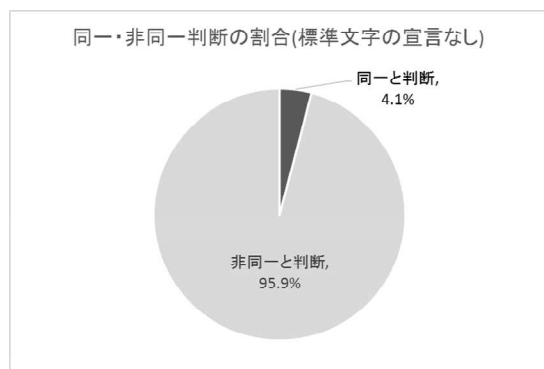
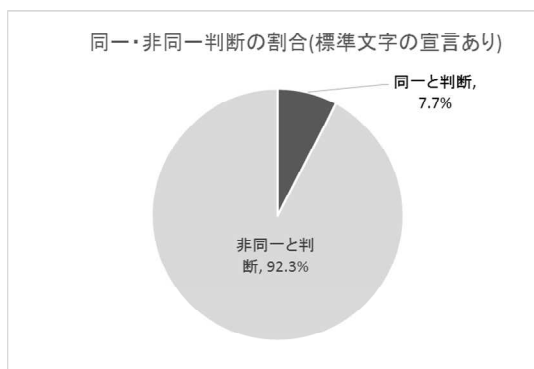


図 45-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 45-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、色、拡大縮尺又は書体が相違する事例が多く、標準文字の宣言がある場合は、書体が相違するが多く確認された。

表 45-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体	6	10	16
色	12	0	12
拡大縮尺	10	0	10
構成	4	0	4
背景	2	0	2
文字態様	0	1	1
配置	0	0	0
その他*1	3	0	3
濃淡 (参考) *2	49	1	50

*1 立体 (3D) 商標の表示があり、相違があるものを含む数字である。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため (参考) とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 45-4 に示す。

表 45-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 (追加・削除)	4	0	4


エ キプロス共和国における同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体

表 45-5 書体の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1187273	基礎商標出願番号= 82032
	LEAF	
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1221764	基礎商標出願番号= 82735、82736
	FOREX POKER	 
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色

色が相違している事例







表 45-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1207065	基礎商標出願番号=82334~82339
		 
	複数の基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号=1237615	基礎商標登録番号= 82333
		
	基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	
②	国際登録番号=1205508	基礎商標登録番号= 82340~82346
		 
	複数の基礎商標と国際登録の色が相違している。カラークレームの記載はない。	

c. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例



表 45-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1210805	基礎商標出願番号= 82262, 82318
		
	基礎商標と国際登録で、右側部分が相違している。	
②	国際登録番号= 1252702	基礎商標出願番号= 83005
		
	基礎登録の下部にある文字列が国際登録には存在しない。	
③	国際登録番号= 1240983	基礎出願番号= 83004
		
	基礎商標上部にある文字列が国際登録には存在しない。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体

表 45-8 書体の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1249189	基礎商標出願番号= 83265
	 The image shows the word "OREANDA" in a bold, blue, sans-serif font. The letters are slightly irregular, with some variations in thickness and spacing, characteristic of a specific typeface.	 The image shows the word "OREANDA" in a bold, black, serif font. The letters are more uniform and have a classic, slightly decorative appearance.
	(標準文字の宣言あり)基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

キプロス共和国の標準文字制度については情報が得られなかった。

4. 3. 46 エストニア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

エストニア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 74 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、38 件 (51.4%) であった。

エストニア共和国における特徴は、標準文字を使用した商標の書体（フォント）や大文字と小文字の相違、又は色の相違に対する同一性の認証において、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。

エストニア共和国においては標準文字制度が存在する。文献調査において、文字商標の場合、書体（フォント）が相違していても同一と判断されており、また大文字と小文字が相違していても同一とされた事例が確認されている。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

エストニア共和国における、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) エストニア共和国知的財産庁調査票回答結果

エストニア共和国知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 46-1 に示す。

表 46-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	1
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	21*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	0

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

エストニア共和国において調査を行った結果を表 46-2 に示す。国際登録 74 件のうち、標準文字の宣言のないものが 52 件、標準文字の宣言のあるものは 22 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 52 件中の 18 件 (34.6%)、標準文字の宣言がある国際登録では 22 件中の 22 件 (100%)、合計 38 件 (51.4%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 46-1~図 46-3 に示す。

表 46-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	52	22	74
同一と判断	34	0	36
非同一と判断	18	22	38

図 46-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

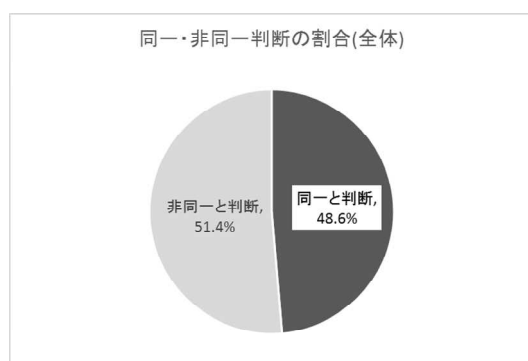


図 46-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

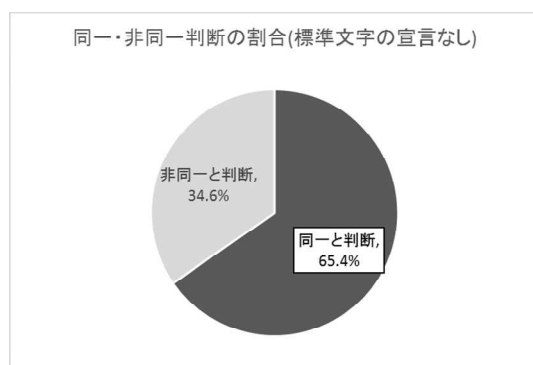
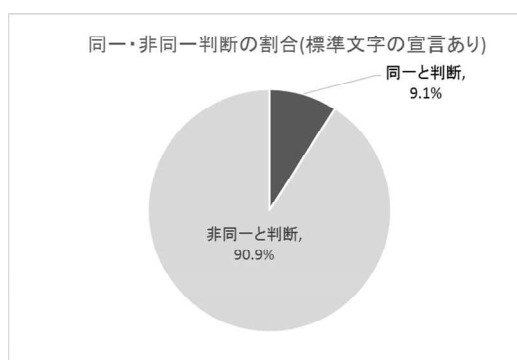


図 46-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 46-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）又は拡大縮尺が相違する事例がそれぞれ 1 件確認され、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）が相違する多く確認された。

表 46-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
書体（フォント）	1	20	21
構成	0	1	1
拡大縮尺	1	0	0
色	0	0	0
背景	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	17	0	17

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 46-4、図 46-6 に示す。

表 46-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
大文字・小文字	0	1	1

エ エストニア共和国における同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 46-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1204365	基礎商標出願番号= M201400253
	Hey Sugar	Hey Sugar
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 46-6 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1155070	基礎商標出願番号= M201200762
	RASK	Rask
	基礎商標は大文字と小文字から構成されるが、国際登録は大文字のみである。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

表 46-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1173106	基礎商標出願番号= M201300256
	MobileNOW!	MobileNOW!
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1231576	基礎商標出願番号= 48957
	ÜRDIMEISTER	ÜRDIMEISTER
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

エストニア共和国においては標準文字制度が存在する。

エストニア商標規則

1998年4月7日経済大臣規則第15号 1998年4月25日施行⁶⁵

第I部 商標登録に係る出願書類の方式要件

規則1 商標登録に係る出願書類

1.2. 書類の部数

1.2.1. 商標登録を求める願書は、原本2通を提出する。

1.2.2. デザインにより表現される商標、組合せの商標及び立体的な商標の場合は、登録出願において提出される表示に加えて、寸法が80×80mmの10個（ten cut）の表示（保管に適するもの）を提出しなければならない。

1.2.3. デザインがない白黒の文字標章の場合（下記2.5.3.参照）、出願人がデータ欄6に、これが標準的文字（standard characters）による文字標章であることを表記したときは、登録出願において表示を提出するものとし、追加的な表示の提出は必要としない。

1.2.4. その他の書類は、1部を提出する。

⁶⁵ エストニア商標規則 1998年4月7日経済大臣規則第15号 1998年4月25日施行

https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/estonia/shouhyou_kisoku.pdf#search='%E3%82%A8%E3%82%B9%E3%83%88%E3%83%8B%E3%82%A2+%E5%95%86%E6%A8%99'

（アクセス日：2016年2月18日）

4. 3. 47 アルメニア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

アルメニア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 69 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、32 件（46.4%）であった。

アルメニア共和国においては国際登録件数が少ないため、特徴を示すことは難しいが、同一性の判断は日本の運用と比べて緩やかであることが推測できる。

国際登録において標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）又は大文字と小文字が相違していても同一と認定している事例が 1 件確認された。また、立体商標において基礎商標はカラーであり、国際登録は白黒である場合に同一と認定されている事例が 12 件確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

アルメニア共和国における、本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) アルメニア共和国知的財産庁調査票回答結果

アルメニア共和国知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 47-1 に示す。

表 47-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]			
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	1			
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0			
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0			
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0			
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0			
6	スペル Color	スペル Colour	—	0			
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0			
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	2*1			
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—				
10	標準文字の取扱い		—				
11	二段併記 (本国の言語と他言語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> <tr><td>FRESA</td></tr> </table>	STRAWBERRY	FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>FRESA</td></tr> </table>	FRESA	—	0
STRAWBERRY							
FRESA							
FRESA							
12	二段併記(音訳と英語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>sutoroberī</td></tr> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> </table>	sutoroberī	STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> </table>	STRAWBERRY	—	0
sutoroberī							
STRAWBERRY							
STRAWBERRY							
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合は、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—				
14	色彩に差異がある場合		—	13			

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

アルメニア共和国において調査を行った結果を表 47-2 に示す。国際登録 69 件のうち、標準文字の宣言のないものが 47 件、標準文字の宣言のあるものは 4 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 47 件中の 32 件 (49.2%)、標準文字の宣言がある国際登録では 4 件中の 0 件 (0%)、合計 32 件 (46.4%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 47-1～図 47-3 に示す。

表 47-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	65	4	69
同一と判断	33	0	37
非同一と判断	32	4	32

図 47-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

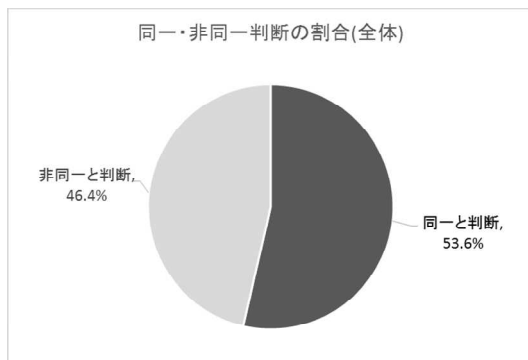


図 47-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

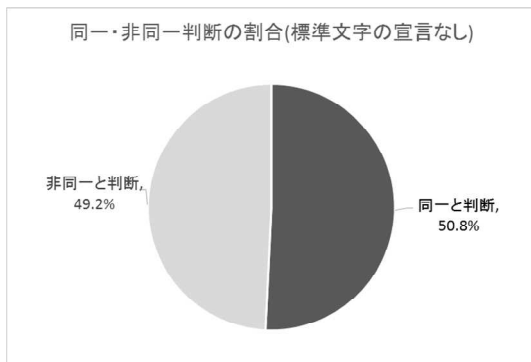
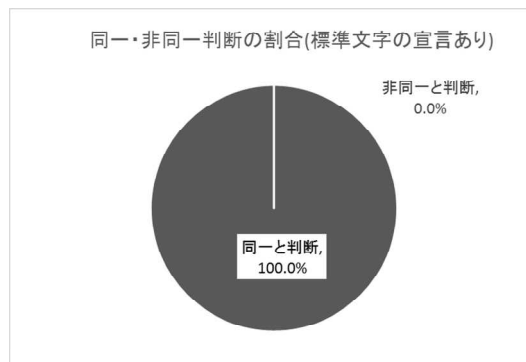


図 47-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 47-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、色が相違する事例が多く確認され、標準文字の宣言がある場合は、相違する事例は確認されなかった。なお、色の相違は 13 件中 12 件が立体商標に関するものであった。

表 47-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
色	13	0	13
構成	2	0	2
書体（フォント）	2	0	2
背景	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他*1	13	0	13
濃淡（参考）*2	17	0	17

*1 立体（3D）商標の表示があり、相違があるものを含む数字である。

*2 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 47-4 に示す。

表 47-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
大文字・小文字	1	0	1
内容変更 （追加・削除）	1	0	1

エ アルメニア共和国における同一性認証の調査事例
日本の運用では同一と判断されない事例を示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 色 (立体商標)

立体商標であり、色が相違している事例

表 47-5 色 (立体商標) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1186841	基礎商標登録番号= 18552
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。本案件は立体商標である。	
②	国際登録番号= 1201120	基礎商標登録番号= 18656
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。本案件は立体商標である。	
②	国際登録番号= 1210353	基礎商標登録番号= 11093
		
	基礎商標と国際登録で色が相違している。本案件は立体商標である。	

b. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 47-6 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1219952	基礎商標登録番号= 20728
		
	基礎商標と国際登録で視点が相違している。また背景も相違している。	

c. 書体（フォント）／大文字小文字

表 47-7 書体（フォント）及び大文字小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1159101	基礎商標出願番号= 20121749
	МОМЕНТЫ, РАСКРЫВАЮЩИЕ ЧУВСТВА	Моменты, раскрывающие чувства
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。また、大文字と小文字の構成も相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合
相違事例は見られなかった。

(5) 参考情報

標準文字制度について

アルメニア共和国の標準文字制度については情報が得られなかった。

4. 3. 48 フィリピン共和国

(1) 案件調査結果（概要）

フィリピン共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 70 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、26 件 (37.1%) であった。

フィリピン共和国における特徴は、書体（フォント）、大文字と小文字及び色に関する同一性の認定において、日本の運用に比べて緩やかであるといえる。国際登録件数が少ないため、文献調査から類型化することは難しい。国際登録において標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）が相違するもの、縦横の拡大縮小比が相違するものが同一と認定されている事例がそれぞれ 1 件、標準文字の指定がある場合、書体（フォント）が相違するもので同一と認定されている事例が 4 件、大文字と小文字が相違するもので同一と認定されている事例が 2 件確認された。

フィリピン共和国においては標準文字制度の規定は見当たらないが、「タイプした図面は、図案、レタリング様式、色彩、発音区別符号又は通常でない句読符号のように特殊な特徴を示す必要が一切ない場合は、審査官が受理することができる」（商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則 403(b)）とされており、また、調査票回答から「文字商標は書体（フォント）の相違に関わらず同一である」との回答を得ており、標準文字制度の運用が行われていると考えられる。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しない旨、調査票で回答があった。

(3) フィリピン共和国知的財産庁調査票回答結果

フィリピン共和国知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 48-1 に示す。

表 48-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断する	2
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断する	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断する	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断する	5*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		文字商標である場合、書体にかかわらずそれらの商標は同一である。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	(回答なし)	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 48-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	書体サイズの違い	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断する	0

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

フィリピン共和国において調査を行った結果を表 48-2 に示す。国際登録 70 件のうち、標準文字の宣言のないものが 60 件、標準文字の宣言のあるものは 10 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 60 件中の 17 件 (28.3%)、標準文字の宣言がある国際登録では 10 件中の 9 件 (90%)、合計 26 件 (37.1%) が日本の運用では非同一と判断されると思われるものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 48-1~図 48-3 に示す。

表 48-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計件数 [件]
調査対象(国際登録)件数	60	10	70
同一と判断	40	1	41
非同一と判断	17	9	26
検索不可能	3	0	3

図 48-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

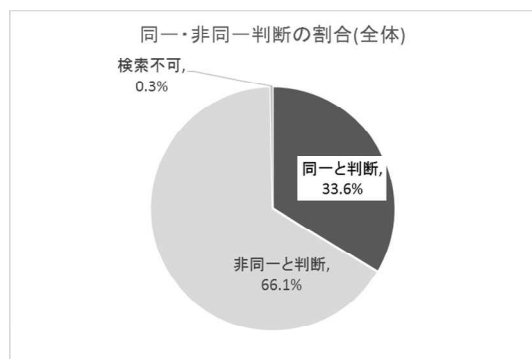


図 48-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

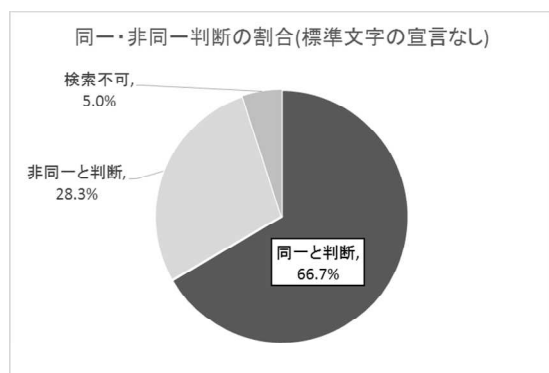
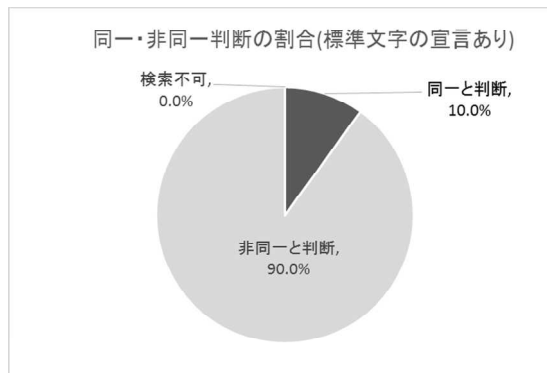


図 48-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 48-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）が相違、拡大縮尺が相違する事例がそれぞれ 1 件確認され、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）が相違する事例が 4 件、構成が相違する事例が 2 件確認された。

表 48-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	1	4	5
構成	0	2	2
拡大縮尺	1	0	1
色	0	0	0
背景	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	17	6	23

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 48-4 に示す。

表 48-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
大文字・小文字	0	2	2

エ フィリピンにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

調査票回答によると、文字商標である場合、書体 (フォント) にかかわらずそれらの商標は同一であると判断される。

表 48-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1260811	基礎商標出願番号= 04-2014-014409
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

c. 拡大縮尺

縦、横の拡大縮小の比率が相違する事例

表 48-6 拡大縮尺に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1205962	基礎商標登録番号=10625
		
	国際登録に比べて基礎商標は横長である。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

調査票回答によると、文字商標である場合、書体 (フォント) にかかわらずそれらの商標は同一であると判断される。

表 48-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1171793	基礎商標出願番号= 4-2013-000129
	GOURDO'S	GOURDO'S
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 20140917	基礎商標出願番号= AL/T/2013/624
	EMPERADOR	EMPERADOR
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。また、国際登録は濃淡が薄い。	

b. 大文字と小文字

調査票回答によると、大文字と小文字の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 48-8 大文字小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1168458	基礎商標出願番号= 04-2013-002203
	loudbasstard	LOUDBASSTARD
	基礎商標は大文字のみから構成されているが、国際登録は小文字のみから構成されている。また、書体と濃淡も相違している。	
②	国際登録番号= 1178275	基礎商標出願番号= 04-2012-015345
	SUCHERO	Suchero
	基礎商標は大文字と小文字から構成されているが、国際登録は大文字のみから構成されている。また書体も相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

フィリピンにおいては、標準文字制度に関する規定は見受けられないが、商標、サービスマーク、商号及びマーキングされた容器に関する規則 403(b)において、タイプした取扱いの図面の受領に関する規定がある。また、調査票回答によると、文字商標である場合、書体にかかわらずそれらの商標は同一であると判断されるとの回答を得ており、標準文字の運用が行われていると考えられる。

商標，サービスマーク，商号及びマーキングされた容器に関する規則 2006 年改正⁶⁶

規則 403 図面

- (a) 標章の図面は、出願人の商品若しくはサービスに又はこれに関連して実際に使用しているか又は使用しようとする標章を実質的に正確に表現するものでなければならない。
- (b) タイプした図面は、図案、レタリング様式、色彩、発音区別符号又は通常でない句読符号のように特殊な特徴を示す必要が一切ない場合は、審査官が受理することができる。コンピュータからのプリントアウトも、標章を正確に表現するものでなければならない旨の要件を実質的に満たしていれば、審査官が受理することができる。
- (c) ただし、本条規則の規定は、出願日を付与する目的で出願を完全なものともみなすか否かを決定する際には、弾力的に解釈する。

⁶⁶ 商標，サービスマーク，商号及びマーキングされた容器に関する規則 2006 年改正
<https://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/philippines/syouhyou.pdf>
(アクセス日：2016年2月18日)

4. 3. 49 ジョージア

(1) 案件調査結果（概要）

ジョージアを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 60 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、39 件（65.0%）であった。

ジョージアにおける特徴は、書体（フォント）又は大文字と小文字が相違していても同一と認定されており、この点において同一性の判断は日本と比べて緩やかであるといえる。行数や行間スペースの間隔が相違するもの及び色が相違するものについて、同一と認定された事例も少数確認された。

ジョージアには標準文字制度の規定は見当たらない。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

ジョージアにおける、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) ジョージア知的財産庁調査票回答結果

ジョージア知的財産庁の回答は得られておらず、事例調査結果のみ表 49-1 に示す。

表 49-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	5
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	23*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	1

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

ジョージアにおいて調査を行った結果を表 49-2 に示す。国際登録 60 件のうち、標準文字の宣言のないものが 58 件、標準文字の宣言のあるものは 2 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 58 件中の 38 件 (65.5%)、標準文字の宣言がある国際登録では 2 件中の 1 件 (50.0%)、合計 39 件 (65.0%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 49-1～図 49-3 に示す。

表 49-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	58	2	60
同一と判断	9	0	9
非同一と判断	38	1	39
検索不可能	11	1	12

図 49-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

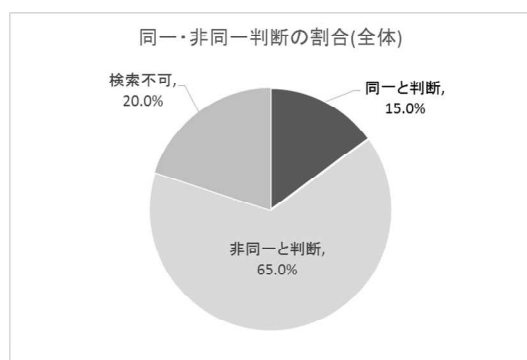


図 49-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

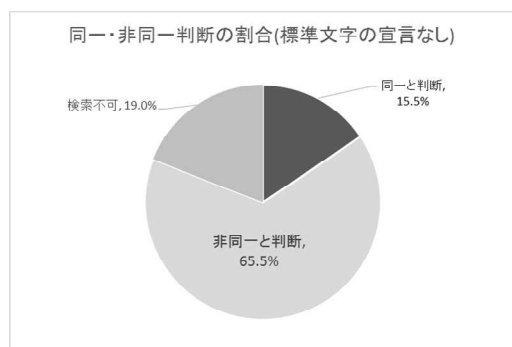
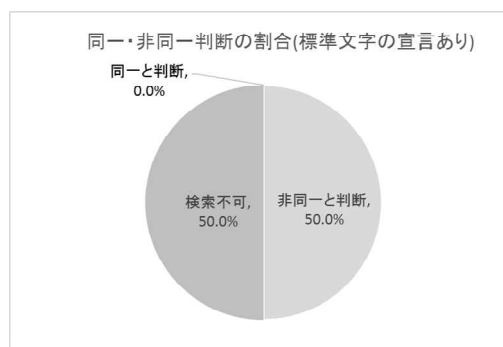


図 49-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 49-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合において、構成又は書体（フォント）が相違する事例が確認された。

表 49-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
構成	23	0	23
書体（フォント）	23	1	23
色	1	0	1
背景	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	13	1	14

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 49-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合において、「行数」、「内容変更（追加・削除）」又は「大文字・小文字」に関する相違が確認された。

表 49-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
行数	16	0	16
内容変更 （追加・削除）	10	0	10
大文字・小文字	5	0	5

*1 商標が全く異なっている。

エ ジョージアにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 49-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1147314	基礎商標登録番号= 14284
	PIRVELI	PIRVELI
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 行数の相違

表 49-6 行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 118576	基礎商標登録番号= 19454
	მარნის კარი MARNIS KARI	მარნის კარი MARNIS KARI
	基礎登録は1行であるが、国際登録は2行から構成されている。	
②	国際登録番号= 1189371	基礎商標登録番号= 22277
	ლეგენდები კავკასიაზე CAUCASUS LEGENDS ЛЕГЕНДЫ КАВКАЗА	ლეგენდები კავკასიაზე Caucasus Legends Легенды Кавказа
	基礎登録は1行であるが、国際登録は3行から構成されている。	

c. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 49-7 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1230788	基礎商標登録番号= 282242
	Louis Bonnet Луи Бонет ლუი ბონეტი	Louis Bonnet Луи Бонет ლუი ბონეტი
	基礎商標と国際登録で各行間のスペースが相違している。	
②	国際登録番号= 1183652	基礎商標登録番号= 15827
	მილდიანი MILDIANI МИЛДИАНИ	მილდიანი MILDIANI МИЛДИАНИ
	基礎商標と国際登録で各行間のスペースが相違している。	

d. 大文字と小文字

表 49-8 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1227893	基礎商標登録番号= 148062
	მერიკიფე MERIKIPE МЕРИКИПЕ	მერიკიფე Merikipe Merikipe
	基礎商標と国際登録で大文字と小文字が相違している。また、語順と行数も相違している。	
②	国際登録番号= 1227893	基礎商標登録番号= 148062
	ლეგენდები კავკასიაზე CAUCASUS LEGENDS ЛЕГЕНДЫ КАВКАЗА	ლეგენდები კავკასიაზე Caucasus Legends Легенды Кавказа
	基礎商標と国際登録で大文字と小文字が相違している。また、行数も相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

書体 (フォント) が相違している事例

表 49-9 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1229620	基礎商標登録番号= 15928P
	GEORGIAN LEGEND	GEORGIAN LEGEND
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

ジョージアにおいて、商標法に標準文字に関する規定はみられない。

4. 3. 50 コロンビア

(1) 案件調査結果（概要）

コロンビアを本国官庁とする国際登録の調査対象数は 52 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われる件数は 43 件 (82.7%) あった。

コロンビアにおける特徴は、書体（フォント）の相違の取扱いを除き、日本の運用と同じように厳格であるといえる。コロンビアにおいて、標準文字制度が存在するかは不明であるが、標準文字を使用した場合、同一性は考慮されていない。なお、自国官庁データベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）によりテキスト形式で表示される。

文献調査においても書体（フォント）が相違していても同一と認定されている事例が確認され、書体（フォント）が相違しさらに大文字と小文字が相違する場合でも同一と認定されている事例も確認された。また、カラー商標に関して、基礎商標の各要素に引き出し線と色を説明している付加している事例、商標下部に色の説明を付加している事例も確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

本国官庁として、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準は存在しない旨、調査票で回答があった。

(3) コロンビア知的財産庁調査票回答結果

コロンビア知的財産庁の調査票回答結果及び事例調査結果を表 50-1 に示す。

表 50-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	同一と判断しない	2
2	横書き JPO	縦書き J P O	同一と判断しない	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	同一と判断しない	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	同一と判断しない	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	同一と判断しない	0
6	スペル Color	スペル Colour	同一と判断しない	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	同一と判断しない	
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	同一と判断しない	24*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		書体が独走的なものである場合、STRAWBERRY (AR HERMANN)は同一と判断しない。	
10	標準文字の取扱い		基礎商標が標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	同一と判断しない	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	同一と判断しない	0

表 50-1 調査票回答結果及び事例調査結果（続き）

	相違の種類	判断	事例調査 結果[件]
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。	商標の一部からの抽出は常に全体の商標とは異なると判断される。	
14	色彩に差異がある場合	同一と判断しない	3

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

コロンビアにおいて調査を行った結果を表 50-2 に示す。52 件のうち、標準文字の宣言のないものが 45 件、標準文字のあるものは 7 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では、45 件中の 36 件 (80.0%) 標準文字の宣言がある国際登録では 7 件中の 7 件 (100%)、合計 43 件 (82.7%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、その各割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 50-1～図 50-3 に示す。

表 50-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	45	7	52
同一と判断	9	0	9
非同一と判断	36	7	43

図 50-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

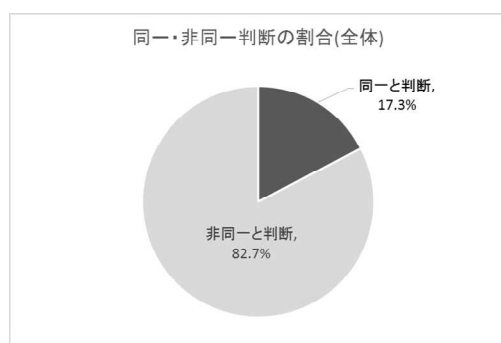


図 50-2 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言なし)

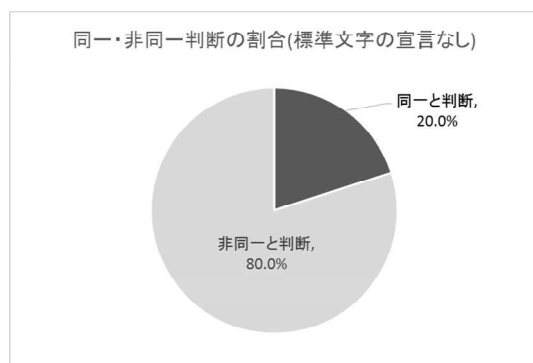
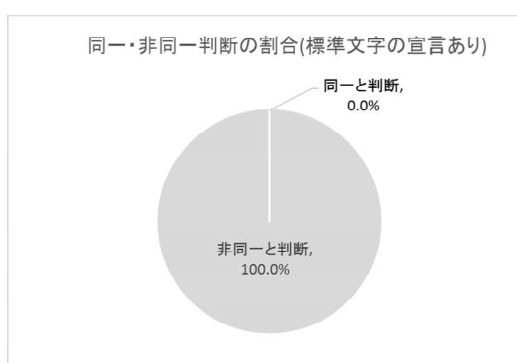


図 50-3 同一・非同一判断の割合 (標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 50-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言の有無に関係なく書体（フォント）又は構成が相違する事例が多く、標準文字の宣言がない場合は、色、背景が相違する事例が確認された。標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）の相違が全事例で確認されたが、これは、基礎商標が文字商標である場合は自国官庁のデータベースでは統一書式（書体（フォント）、文字サイズ）によりテキスト形式で表示されていることによるものである。

表 50-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	17	7	24
構成	9	2	11
色	3	0	3
背景	2	0	2
拡大縮尺	1	0	1
文字態様	0	0	0
配置	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	23	5	28

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 50-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合、「内容変更（追加・削除）」に関する相違が 8 件、標準文字の宣言がある場合は、「大文字・小文字」の相違が 2 件確認された。

表 50-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
内容変更 （追加・削除）	8	0	0
大文字・小文字	0	2	0
その他*1	1	0	0

*1 商標が全く異なっている。

エ コロンビアにおける同一性認証の事例

日本の運用では非同一と判断される事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体（フォント）

調査票回答によると、標準文字を使用している場合、書体（フォント）の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 50-5 書体（フォント）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1200259	基礎商標出願番号= 13-243450
	LOS TRI-O	LOS TRI-O
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1217817	基礎商標登録番号= 249158
	NOTES COLLECTION	NOTES COLLECTION
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 色・構成

色又は構成（色に関するもの）が相違している事例

表 50-6 色又は構成（色に関するもの）の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1172086	基礎商標登録番号= 468477
		
	基礎商標と国際登録の色は同一であるが、基礎商標が引出線で各要素の色が説明されている。	
②	国際登録番号= 1191427	基礎商標出願番号= 13-234391
		
	基礎商標と国際登録の色は同一であるが、基礎商標の下に色の説明と思われる記述が見受けられる。	
②	国際登録番号= 1189113	基礎商標登録番号= 301407
		
	基礎商標はカラー部分があるが、国際登録は白黒のみである。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体 (フォント)

調査票回答によると、標準文字を使用している場合、書体 (フォント) の相違は同一性の認証の際に考慮されない。

表 50-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1255521	基礎商標出願番号= 374363
	MANGO MAGDALENA RIVER	MANGO MAGDALENA RIVER
	(標準文字の宣言あり)基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 大文字と小文字

表 50-8 大文字と小文字の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1190418	基礎商標出願番号= 13-217517
	GHL Collection	GHL COLLECTION
	基礎商標は大文字のみであるが、国際登録は大文字と小文字から構成されている。	
②	国際登録番号= 1190420	基礎商標出願番号= 13-217503
	GHL Relax	GHL Comfort
	基礎商標は大文字のみであるが、国際登録は大文字と小文字から構成されている。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

コロンビアにおいては、アンデス共同体決議第 486 号に関連する規定はみられないが、調査票回答から、標準文字を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されないとの回答を得ている。

4. 3. 5 1 エジプト・アラブ共和国

(1) 案件調査結果（概要）

エジプト・アラブ共和国（以下、エジプト）を本国官庁とする国際登録の調査対象数は49件であった。基礎商標と国際登録の比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、28件（57.1%）であった。

エジプトにおける特徴は、デザイン要素の一部の変更や色に関する同一性の認定は、日本の運用に比べて緩やかに行われていることが文献調査から推測できる。エジプトには標準文字制度の規定は見当たらず、標準文字の宣言のある国際登録は確認されなかった。標準文字の宣言がない場合において、アラビア文字と英語の行間スペースが相違するもの、書体（フォント）や色の相違、デザインの一部や配置が相違するものであっても同一と認定しているものが確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

エジプトにおける、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) エジプト知的財産庁調査票回答結果

エジプト知的財産庁は調査票による調査対象外のため、事例調査結果のみ表 51-1 に示す。

表 51-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	3*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	7

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

エジプトにおいて調査を行った結果を表 51-2 に示す。国際登録 49 件のうち、標準文字の宣言のないものが 49 件、標準文字の宣言のあるものは確認されなかった。

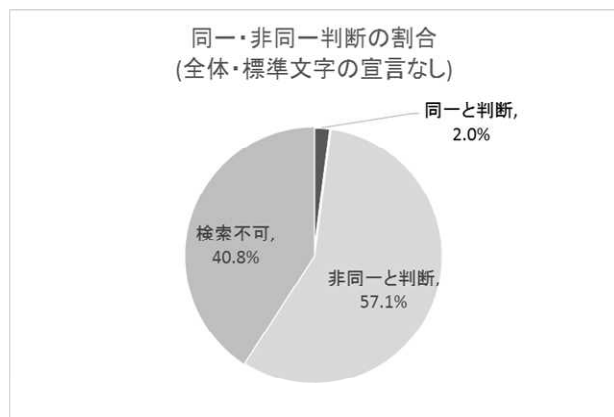
標準文字の宣言がない国際登録では 49 件中の 28 件 (57.1%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体・標準文字の宣言なし) を図 51-1 に示す。

表 51-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計件数[件]
調査対象 (国際登録) 件数	49	0	49
同一と判断	1	0	1
非同一と判断	28	0	28
検索不可能	20	0	20

図 51-1 同一・非同一判断の割合 (全体・標準文字の宣言なし)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であるないと判断されたる各相違の内容の内訳を表 51-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合において、構成、色又は配置が相違する事例が多く確認された。

表 51-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
構成	19	0	19
色	7	0	7
配置	5	0	5
書体 (フォント)	3	0	3
背景	2	0	2
拡大縮尺	2	0	2
文字態様	2	0	2
その他	0	0	0
濃淡 (参考) *1	19	0	19

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため (参考) とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 51-4 に示す。

標準文字の宣言がない場合において、「内容変更 (追加・削除)」に関する相違が 18 件確認された。

表 51-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
内容変更 (追加・削除)	18	0	18
その他*1	1	0	1

*1 商標が全く異なっている。

エ エジプトにおける同一性認証の調査事例

標準文字の宣言がある国際登録はないため、標準文字の宣言がない国際登録に対して、日本の運用では同一と判断されない事例を、内容を類型化して示す。

a. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例





表 51-5 構成の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1230788	基礎商標登録番号= 282242
		
	基礎商標と国際登録で各行間のスペースが相違している。	
②	国際登録番号= 1199424	基礎商標登録番号= 179291
		
	基礎商標には外枠と上部に文字が存在するが、国際登録には存在しない。	
③	国際登録番号=1201738	基礎商標登録番号= 2013724343
		
	基礎商標の一部しか国際登録されておらず、また、色も相違している。	

b. 色

色が相違している事例

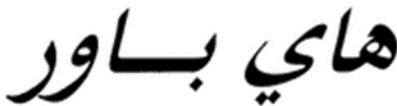


表 51-6 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1193052	基礎商標登録番号= 229996
		
基礎商標と国際登録色が相違している。		
②	国際登録番号=1178264	基礎商標登録番号= 180697
		
基礎商標は白黒であるが、国際登録はカラーである。		

c. 書体 (フォント)

書体 (フォント) が相違している事例

表 51-7 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1245641	基礎商標登録番号= 237972
	Hi POWER 	Hi POWER 
	基礎商標と国際登録で英文字の書体及びアラビア文字の書体が相違し、さらに上段と下段の文字の間隔が相違している。	
②	国際登録番号= 1177010	基礎商標登録番号= 231091
	 REMAS	 REMAS
	基礎商標と国際登録で英文字の書体及びアラビア文字の書体が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

エジプトにおいて、知的財産法及び知的財産規則に標準文字に関する規定はみられない。

4. 3. 5 2 マケドニア旧ユーゴスラビア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

マケドニア旧ユーゴスラビア共和国（以下、マケドニア共和国）を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 46 件であり、基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、43 件（93.5%）であった。

マケドニア共和国においては、国際登録において標準文字の宣言のある登録は確認できず、調査を行った全ての登録において標準文字の宣言がなかった。色又は書体（フォント）に関する同一性の認定は、日本の運用に比べて緩やかに行われていることが文献調査から推測できる。

国際登録件数が少ないため特徴を示すことは難しいが、色が相違する場合であっても同一と認定されている事例が 20 件、書体（フォント）が相違する場合であっても同一と認定されている事例が 7 件、また、基礎商標は文字のみであるが国際登録は図形的である事例が 2 件確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

マケドニア共和国における自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）のための審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) マケドニア共和国知的財産庁調査票回答結果

マケドニア共和国知的財産庁は調査票による調査対象外のため、事例調査結果のみ表 52-1 に示す。

表 52-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]			
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	2			
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0			
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0			
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0			
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0			
6	スペル Color	スペル Colour	—	0			
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0			
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	7*1			
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—				
10	標準文字の取扱い		—				
11	二段併記 (本国の言語と他言語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> <tr><td>FRESA</td></tr> </table>	STRAWBERRY	FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>FRESA</td></tr> </table>	FRESA	—	0
STRAWBERRY							
FRESA							
FRESA							
12	二段併記(音訳と英語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>sutoroberī</td></tr> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> </table>	sutoroberī	STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>STRAWBERRY</td></tr> </table>	STRAWBERRY	—	0
sutoroberī							
STRAWBERRY							
STRAWBERRY							
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合は、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—				
14	色彩に差異がある場合		—	20			

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

マケドニア共和国において調査を行った結果を表 52-2 に示す。国際登録 46 件のうち、標準文字の宣言のないものが 46 件、標準文字の宣言のあるものは存在しなかった。

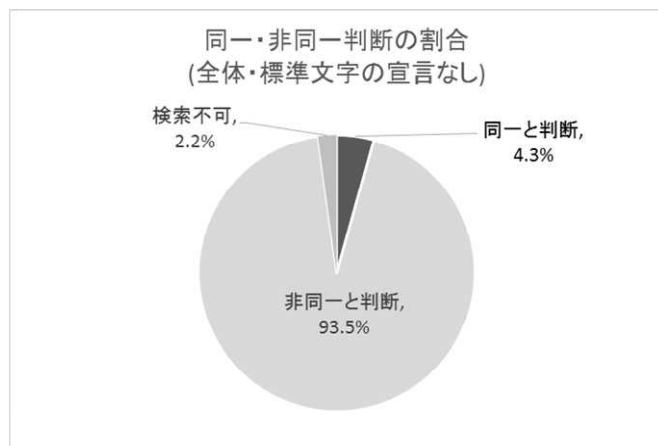
標準文字の宣言がない国際登録では 46 件中の 43 件 (93.5%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体・標準文字の宣言なし) を図 52-1 に示す。

表 52-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	46	0	46
同一と判断	2	0	2
非同一と判断	43	0	43
検索不可能	1	0	1

図 52-1 同一・非同一判断の割合 (全体・標準文字の宣言なし)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断されたる各相違の内容の内訳を表 52-3 に示す。

標準文字の宣言がない場合における各相違内容は、色が相違する事例、書体（フォント）が相違する事例、構成が相違する事例が多く確認された。

表 52-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
色	20	0	20
書体（フォント）	7	0	7
構成	4	0	4
背景	3	0	3
文字態様	2	0	2
配置	2	0	2
拡大縮尺	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考） ¹	25	0	25

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 52-4 に示す。

表 52-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
大文字・小文字	2	0	2
内容変更 （追加・削除）	2	0	2

エ マケドニア共和国における同一性認証の調査事例

標準文字の宣言がある国際登録はないため、標準文字の宣言がない国際登録に対して、日本の運用では同一と判断されない事例を、内容を類型化して示す。

a. 色

表 52-5 色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1158221	基礎商標登録番号= 17798
		
	基礎商標及び国際登録共に「銀、赤、黒、白」のカラークレームがあるが、王冠部分の色が相違している。	
②	国際登録番号= 1218711	基礎商標登録番号= 15428
		
	基礎商標は茶系の色があるが、国際登録は白黒である。カラークレームの記載はない。	
③	国際登録番号= 1188295	基礎商標出願番号= TM 2013/526
		
	基礎商標及び国際登録共に「銀、黒、白、青」のカラークレームがあるが、背景その他の色の様子が相違している。	

b. 書体 (フォント)

表 52-6 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1199856	基礎商標出願番号= TM 2013/827
	COFFEE & FRIENDS	COFFEE & FRIENDS
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1227691	基礎商標登録番号= 19246
	BISFINO	BISFINO
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

c. 大文字と小文字

表 52-7 大文字と小文字が相違する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1170125	基礎商標出願番号= TM 2013/102
	Tatlimmm	TATLIMMM
	基礎商標は大文字のみから構成されているが、国際登録は大文字と小文字から構成されている。	
②	国際登録番号= 1170126	基礎商標出願番号= TM 2013/101
	Tatlimmm Tatlim	TATLIMMM TATLIM
	基礎商標は大文字のみから構成されているが、国際登録は大文字と小文字から構成されている。	

d. 構成（内容変更）

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例

表 52-8 構成の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1195749	基礎商標出願番号= TM 2013/348
		ZLATEN DAB
基礎商標は文字のみであるが、国際登録は図形である。		
②	国際登録番号= 1240270	基礎商標出願番号= TM 2014/838
		PREMIER
基礎商標は文字のみであるが、国際登録は図形の中に基礎商標と同じ綴りの文字がある。		

(5) 参考情報

標準文字制度について

マケドニア共和国における標準文字制度の有無は確認できなかった。

4. 3. 53 チュニジア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

チュニジア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は 10 件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、10 件（100%）であった。

チュニジア共和国においては国際登録件数が少ないため特徴として示すことは難しいが、国際登録において標準文字の宣言がない場合、書体（フォント）や色が相違する場合であっても同一と認定されている事例がそれぞれ 2 件確認された。標準文字の宣言がある場合、書体（フォント）が相違する場合でも同一と認定されている事例が 5 件、大文字と小文字、行数が相違する場合でも同一と認定されている事例がそれぞれ 1 件確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

チュニジア共和国における自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) チュニジア共和国知的財産庁調査票回答結果

チュニジア共和国知的財産庁は調査票による調査対象外のため、事例調査結果のみ表 53-1 に示す。

表 53-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]			
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	1			
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0			
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0			
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0			
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0			
6	スペル Color	スペル Colour	—	0			
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0			
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	7*1			
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—				
10	標準文字の取扱い		—				
11	二段併記 (本国の言語と他言語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr><tr><td>FRESA</td></tr></table>	STRAWBERRY	FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>FRESA</td></tr></table>	FRESA	—	0
STRAWBERRY							
FRESA							
FRESA							
12	二段併記(音訳と英語) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>sutoroberī</td></tr><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	sutoroberī	STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) <table border="1" style="margin-left: 20px;"><tr><td>STRAWBERRY</td></tr></table>	STRAWBERRY	—	0
sutoroberī							
STRAWBERRY							
STRAWBERRY							
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合は、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—				
14	色彩に差異がある場合		—	2			

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

チュニジア共和国において調査を行った結果を表 53-2 に示す。国際登録 10 件のうち、標準文字の宣言のないものが 5 件、標準文字の宣言のあるものは 5 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 5 件中の 5 件 (100%)、標準文字の宣言がある国際登録では 5 件中の 5 件 (100%)、合計 10 件 (100%) が日本の運用では非同一と判断されるがい然性が高いものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 53-1～図 53-3 に示す。

表 53-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計件数 [件]
調査対象(国際登録)件数	5	5	10
同一と判断	0	0	0
非同一と判断	5	5	10

図 53-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

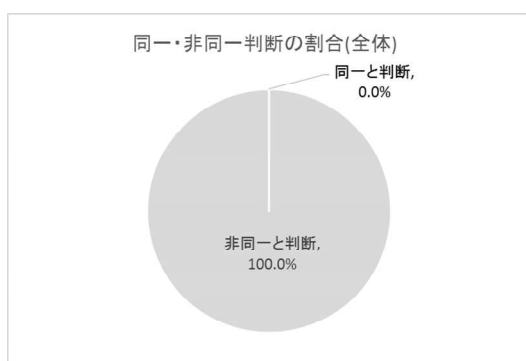


図 53-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

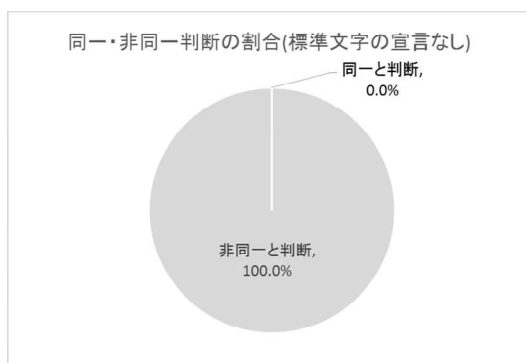
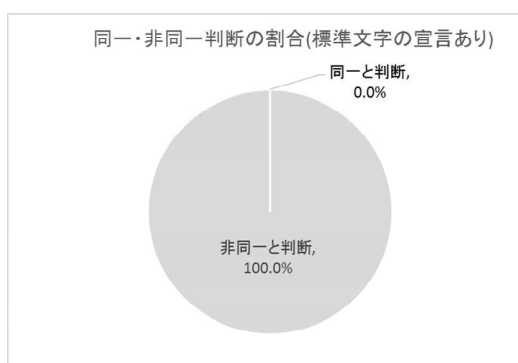


図 53-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 53-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、書体（フォント）、配置、構成、色が相違する事例が確認され、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）、配置、構成が相違する事例が 1 件確認された。

表 53-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
書体（フォント）	2	5	7
配置	2	2	4
構成	1	2	3
色	2	0	2
文字態様	1	0	1
背景	0	0	0
拡大縮尺	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡（参考）*1	4	4	8

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため（参考）とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 53-4 に示す。

表 53-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計 [件]
行数	0	1	1
大文字・小文字	0	1	1
内容変更	1	0	0



エ チュニジアにおける同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分け、内容を類型化して示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 書体 (フォント)

表 53-5 書体 (フォント) の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1196872	基礎商標登録番号= TN/T/2010/2134
		
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	

b. 内容変更及び色

表 53-6 内容変更及び色の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1230437	基礎商標出願番号= TN/T/2014/0415
		
	基礎商標と国際登録におけるネコの図形の色を付けた部分が相違している。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 書体又は行数

表 53-7 書体（フォント）又は行数の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1197204	基礎商標出願番号= TN/T/2014/0213
	SAPHON ENERGY	Saphon Energy
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
②	国際登録番号= 1226324	基礎商標出願番号= TN/T/2014/0918
	DEMOCRACY START-UP	DEMOCRACY START-UP
	基礎商標と国際登録で書体が相違している。	
③	国際登録番号= 1234298	基礎商標出願番号= TN/T/2014/1520
	Tunisia Aerospace Valley	Tunisia Aerospace Valley
	基礎商標と国際登録で書体及び行数が相違している。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

チュニジア共和国における標準文字制度の有無は確認できなかった。

4. 3. 54 アルバニア共和国

(1) 案件調査結果（概要）

アルバニア共和国を本国官庁とする国際登録の調査対象数は9件であった。基礎商標と国際登録との比較において、日本の運用では非同一と判断されると思われるものは、9件（100%）であった。

アルバニア共和国においては国際登録件数が少ないため特徴を示すことは難しいが、国際登録において標準文字の宣言がない場合、縦横の拡大縮小比が相違している場合であっても同一と認定されている事例が2件、色が相違する場合でも同一と認定されている事例が1件、®の有無が相違するが同一と認定されている事例が1件確認された。また、標準文字の宣言がある場合、文字の濃淡が大きく相違するものが同一と認定されている事例が1件確認された。

(2) 同一性認定に関する規定・基準等

アルバニア共和国における、自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）に関する審査基準の有無については確認ができなかった。

(3) アルバニア共和国的財産庁調査票回答結果

アルバニア共和国知的財産庁は調査票による調査対象外のため、事例調査結果のみ表 54-1 に示す。

表 54-1 調査票回答結果及び事例調査結果

	相違の種類		判断	事例調査結果[件]
1	大文字 STRAWBERRY	小文字 Strawberry	—	0
2	横書き JPO	縦書き J P O	—	0
3	右から左 JPO	左から右 OPJ	—	0
4	アクセント符号なし Sake	アクセント符号等あり Saké	—	0
5	句読点等なし STRAWBERRY	句読点等あり “STRAWBERRY”	—	0
6	スペル Color	スペル Colour	—	0
7	英単語 STRAWBERRY	音訳 sutoroberī	—	0
8	書体 (Times New Roman) STRAWBERRY	書体 (Arial) STRAWBERRY	—	0*1
9	書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断するか(規定、判断例等)。		—	
10	標準文字の取扱い		—	
11	二段併記 (本国の言語と他言語) STRAWBERRY FRESA	二段併記の一部 (どちらかの言語のみ) FRESA	—	0
12	二段併記(音訳と英語) sutoroberī STRAWBERRY	二段併記の一部(英語のみ) STRAWBERRY	—	0
13	商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断するか。		—	
14	色彩に差異がある場合		—	1

*1 本件数は、標準文字の宣言の有無に関わらず、「Times New Roman」、「Arial」等の書体は特定せず判断した数字である。

(4) 文献調査結果 (詳細)

ア 同一性判断結果

アルバニア共和国において調査を行った結果を表 54-2 に示す。国際登録 9 件のうち、標準文字の宣言のないものが 8 件、標準文字の宣言のあるものは 1 件であった。

標準文字の宣言がない国際登録では 8 件中の 8 件 (100%)、標準文字の宣言がある国際登録では 1 件中の 1 件 (100%)、合計 9 件 (100%) が日本の運用では非同一と判断されると思われるものであった。

また、それらの割合 (全体、標準文字の宣言なし、標準文字の宣言あり) を図 54-1~図 54-3 に示す。

表 54-2 同一性判断結果

項目	標準文字の宣言 なし[件]	標準文字の宣言 あり[件]	合計件数 [件]
調査対象 (国際登録) 件数	8	1	9
同一と判断	0	0	0
非同一と判断	8	1	9

図 54-1 同一・非同一判断の割合 (全体)

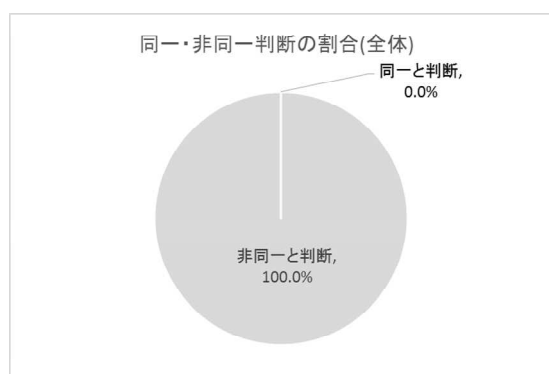


図 54-2 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言なし)

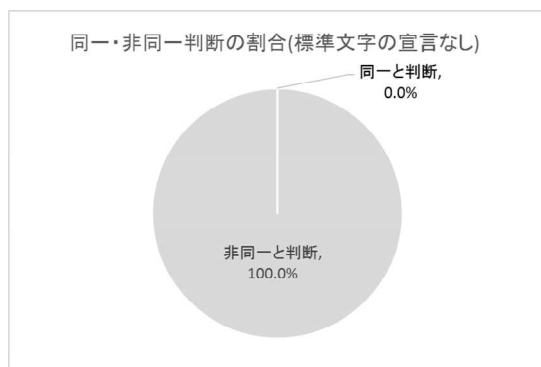
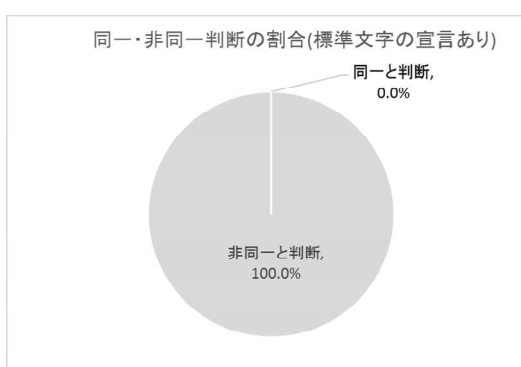


図 54-3 同一・非同一判断の割合
(標準文字の宣言あり)



イ 非同一と判断した相違内容

基礎出願と非同一であると判断された各相違の内容の内訳を表 54-3 に示す。

各相違内容は、標準文字の宣言がない場合は、拡大縮尺が相違する事例が 2 件、色、構成が相違する事例がそれぞれ 1 件確認され、標準文字の宣言がある場合は、濃淡が相違する事例が 1 件確認された。

表 54-3 非同一と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
拡大縮尺	2	0	2
色	1	0	1
構成	1	0	1
背景	0	0	0
書体 (フォント)	0	0	0
配置	0	0	0
文字態様	0	0	0
その他	0	0	0
濃淡 (参考) *1	7	1	8

*1 表示デバイスや印刷の状況により異なる可能性があるため (参考) とした。

ウ 「構成」に関する相違の具体的内容

相違の内容の「構成」に関して、その具体的な相違内容を表 54-4 に示す。

表 54-4 「構成」相違と判断した内容の内訳

相違内容	標準文字の宣言なし[件]	標準文字の宣言あり[件]	合計[件]
内容変更 (追加・削除)	1	0	1

エ アルバニア共和国における同一性認証の調査事例

日本の運用では同一と判断されない事例を、標準文字の宣言の有無に分けて示す。

(ア) 標準文字の宣言がない場合

a. 拡大縮尺

縦、横の拡大縮小の比率が相違している事例

表 54-5 拡大縮尺の相違に関する事例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号=1205962	基礎商標登録番号=10625
		
	国際登録に比べて基礎商標は縦長である。	
②	国際登録番号=1211161	基礎商標出願番号= AL/T/2013/625
		
	国際登録に比べて基礎商標は横長である。	

b. 構成 (内容変更)

デザイン要素の一部や配置が変更されている事例



表 54-6 構成の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1187990	基礎商標登録番号= 12770
		
	基礎商標には®がないが、国際登録には存在している。	

c. 色

色が相違している事例

表 54-7 色の相違に関する事例



	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 1186614	基礎商標登録番号= 12909
		
	基礎商標と国際登録で文字部分の色が異なる。「緑、青」のカラークレームの記載がある。	

(イ) 標準文字の宣言がある場合

a. 濃淡

濃淡が相違している事例

表 54-8 濃淡の相違例

	国際登録	基礎商標
①	国際登録番号= 20140917	基礎商標出願番号= AL/T/2013/624
		
	基礎商標と国際登録で書体は同じようであるが、基礎商標の濃淡が極めて薄い。	

(5) 参考情報

標準文字制度について

アルバニア共和国における標準文字制度の有無は確認できなかった。

4. 3. 5 5 オマーン国

(1) 案件調査結果（概要）

オマーン国については、2013年及び2014年の国際登録が0件であった。

5 基礎商標の同一性の認証に関する調査票及びヒアリング調査結果

5. 1 概要

(1) 調査票送付先

本調査研究では、WIPO ホームページで提供している統計データ^{1,2}を利用し、マドリッドシステムを利用している国内外企業上位 50 社及び非ラテン文字を自国の言語とする主な 20 社の計 70 社を対象として調査票を送付し、国内外企業 18 社（国内企業 10 社、海外企業 8 社）から回答を得た。

(2) 調査票について

調査票の質問項目の設定に当たっては、下記の観点から検討を行った。質問項目はマドリッドシステムを利用している国内外企業上位 50 社及び国内大手企業 20 社とで共通である。

- ア 基礎商標の同一性認証の状況の把握
- イ 基礎商標の同一性認証に関するユーザの要望の把握
- ウ 基礎要件等に関するユーザの要望の把握

また、ヒアリング調査は、調査票に回答のあった国内大手企業のうち、例えば、「同一性の認証を柔軟にして欲しい」等の意見が出た場合は、より詳細な意見を聴取するため、7 社を対象としてヒアリング調査を実施した。ヒアリングの質問項目の設定にあたっては、調査票作成時の上記観点に基づいて検討した。

(3) 調査票による調査結果の概要

ア 基礎商標との同一性認証の状況

基礎商標と国際登録の商標について、同一ではないと判断されたことはない、と回答した企業は 17 社（94.4%）であった。また、同一ではないと判断されたことがあるのは 1 社（5.6%）であったが、その原因は WIPO により不鮮明な商標が指定国官庁に送付されたためであった。調査を行った企業はすべて、基礎商標と同一の商標を国際出願していると回答した。

一方、基礎商標と国際登録の同一性の確保を目的として、国際出願の基礎とするためだけに新たな出願を日本（あるいは他国）で行ったことがある企業は 12 社（66.7%）であっ

¹ 「Statistics under the Madrid System」、WIPO ホームページ内

URL : <http://www.wipo.int/madrid/en/statistics/>

(アクセス日 : 2016 年 2 月 9 日)

² 「Madrid Yearly Review 2015」、第 16 頁、WIPO ホームページ内

URL : http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_940_2015.pdf

(アクセス日 : 2016 年 2 月 9 日)

た。これについて、不使用取消審判で商標が取消されることを懸念すると回答したのは、5社（41.7%）であった。

イ 基礎商標との同一性認証に関するユーザの要望

基礎商標と国際登録の同一性について、柔軟に判断されることを求める企業は14社（77.8%）であり、厳格に判断をされることを求める企業は4社（22.2%）であった。

柔軟に判断されることを求める具体的な事項としては、「大文字と小文字の相違」が10社（37%）、「書体の相違」が9社（33.3%）、「縦書きと横書きの相違」が4社（14.8%）、「商標の一部の抽出」が2社（7.4%）であった。

ウ その他、基礎要件等に関するユーザの要望

同一性以外の基礎要件等については、本国基礎要件の撤廃や外国出願を基礎とすることができれば望ましいとの意見があった。また、セントラルアタックの撤廃又は実態に即した整理を望む意見もあった。

（4）ヒアリングによる調査結果の概要

ヒアリングは、上記（2）の観点を詳細に把握するための追加調査として行った。以下にその概要を示す。

ア 日本の基礎商標の同一性認証についての改善点

本質問に対しては、「同一性の認証は柔軟にしてほしい」との意見がある一方、「現状維持を希望」又は「改善を望む点は特になし」との意見もあった。

イ 同一性の判断の緩和を望む事項、優先順位及びその理由、どの程度の緩和を望むか。

本質問に対しては、「大文字と小文字」又は「書体」の相違について緩和して欲しいとの意見が多かった。また「英語と片仮名の二段併記からの英語の抽出」や「音訳」の表記についても認めて欲しいという意見もあった。色彩に関しては、プリンタ等の状況によって異なることもあるため、それを考慮した判断を行ってほしいとの意見があった。

一方、慎重な意見として、「大文字と小文字」の相違又は「二段併記からの一部抽出」を認めた場合、同一性の範囲に含まれるのかが疑問であるとの意見があった。

ウ 過去に同一性の判断が厳しいことに困難を感じた事例又は緩和される場合の想定事例

本質問に対しては、「書体」の相違又は「片仮名と欧文字の二段併記からの抽出」に関して、国際出願との同一性を確保するために基礎商標を出願し直したことがあるとの回答があり、「二段併記のどちらか一部の抽出を可能にして欲しい」又は「書体が同一でなくてもマドプロ出願時に標準文字を指定できるとよい」との意見があった。

エ 同一性の判断が緩和された場合、マドプロ利用が促進されると思うか。

本質問に対しては、「マドプロ利用が促進されると思う」又は「若干増えると思う」との意見がある一方、同一性の判断の緩和がマドプロ利用に影響を与えるものではないとの考

えから、「変わらない」又は「あまり思わない」との意見もあった。

オ 厳格な判断を望む理由及び同一性の緩和を必要としないような出願に関する方策・工夫（同一性の緩和を希望しない企業に対する質問）

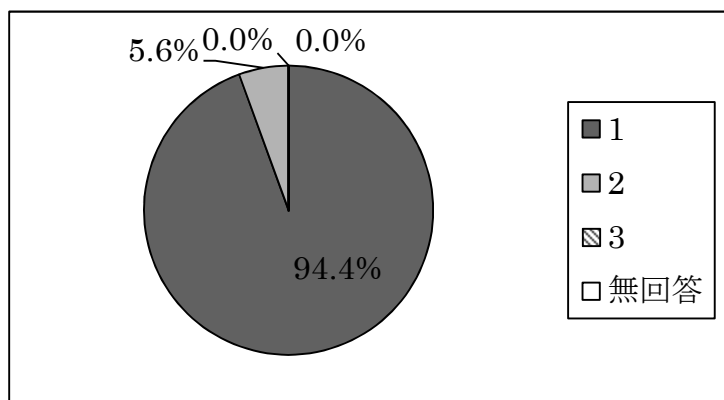
同一性の緩和を希望しない企業からは、「判断に曖昧な部分は増やさない方がよい」との意見があった。

5. 2 調査票によるアンケート結果

国内外企業向け調査票の各設問に対する回答と統計情報を示す。

[Q1-1]マドリッドシステムを利用した国際出願を行ったことがありますか。

回答	件数	割合
1 はい、現在も国際出願をしています。 →Q1-2 へ	17	94.4%
2 国際出願を行ったことはあるが、各国への直接出願の方を好んで利用している（又は、現在はマドリッドシステムによる国際出願を利用していない）。 →Q1-2 へ（注：Q4-1 にもお答えください）	1	5.6%
3 いいえ →Q4-1 へ	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	18	100.0%

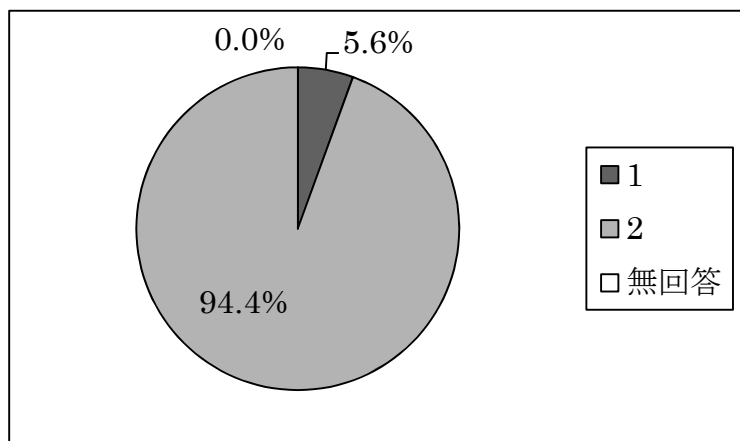


[直接出願を好む] (Q4-1, Q4-2)

- ・ 基礎商標の同一性の要件が制約ではない。
- ・ 加盟国が出願を希望する国をカバーしていない。
- ・ セントラルアタックのおそれがある。

[Q1-2] 上記 Q1-1 で「いいえ」以外を回答された方にお伺いします。基礎商標と国際出願とする商標について、同一でないと判断されたことはありますか。

回答	件数	割合
1 はい →Q1-3 へ	1	5.6%
2 いいえ →Q1-4 へ	17	94.4%
無回答	0	0.0%
回答者数	18	100.0%



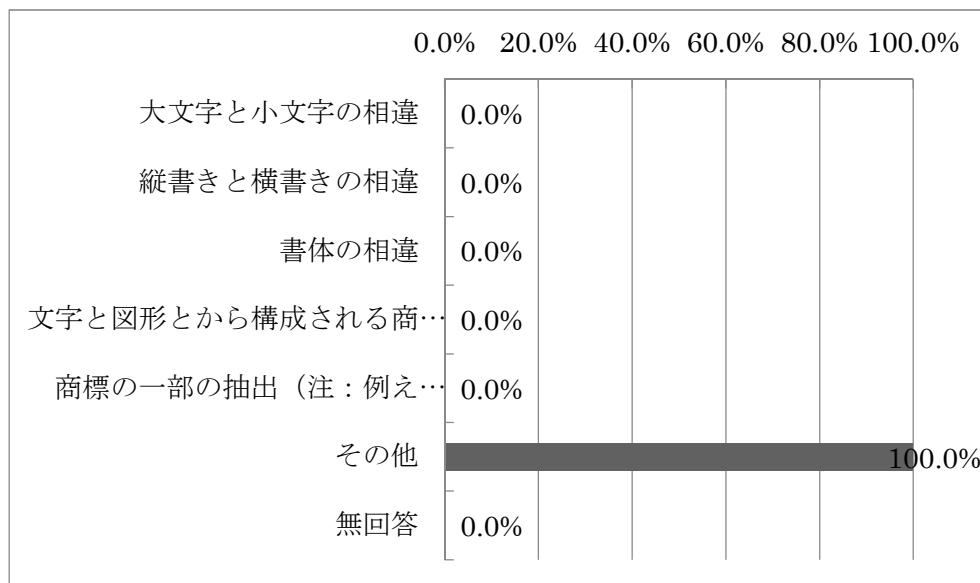
[はい]

- ・ただし、弊社は、常に基礎商標と全く同一な商標を国際出願している。

[Q1-3] 上記 Q1-2 で「はい」と回答された方にお伺いします。

a. その判断の内容について教えてください。

回答	件数	割合
1 大文字と小文字の相違	0	0.0%
2 縦書きと横書きの相違	0	0.0%
3 書体の相違	0	0.0%
4 文字と図形とから構成される商標の文字部分（又は図形部分）のみ	0	0.0%
5 商標の一部の抽出（注：例えば、商標が本国の言語による表記とそれを他の言語に変換した表記とで構成される場合のいずれか一方のみなど、以下に具体例を記載してください。）	0	0.0%
6 その他	1	100.0%
無回答	0	0%
回答者数	1	100.0%

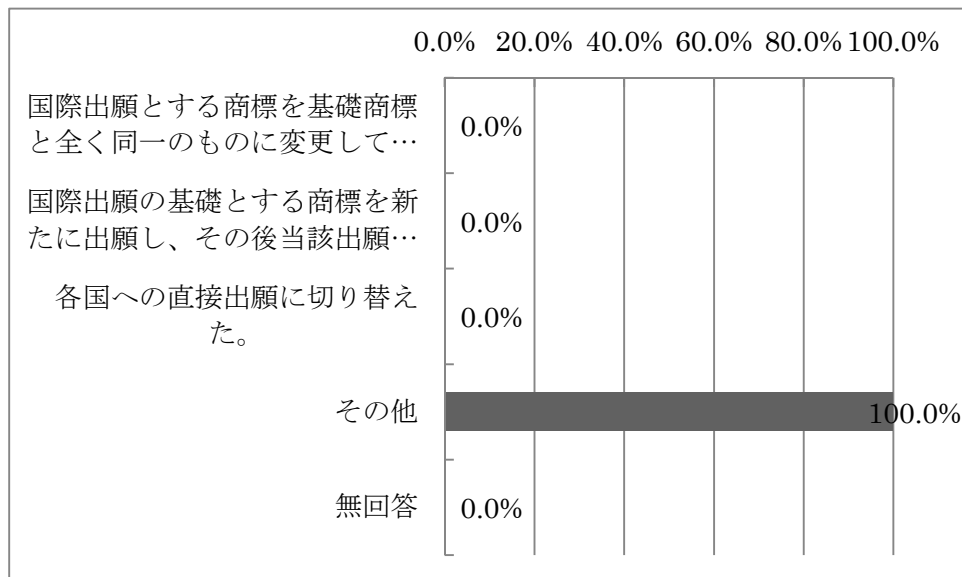


[その他]

- WIPO から国内官庁に不正確（不明瞭）な表示が送付され、文字商標ではなく図形商標として公開されてしまったことによる。

b. その後の対応について教えてください。

回答	件数	割合
1 国際出願とする商標を基礎商標と全く同一のものに変更して国際出願した。	0	0.0%
2 国際出願の基礎とする商標を新たに出願し、その後当該出願を基礎として国際出願を行った。	0	0.0%
3 各国への直接出願に切り替えた。	0	0.0%
4 その他	1	100.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	1	100.0%

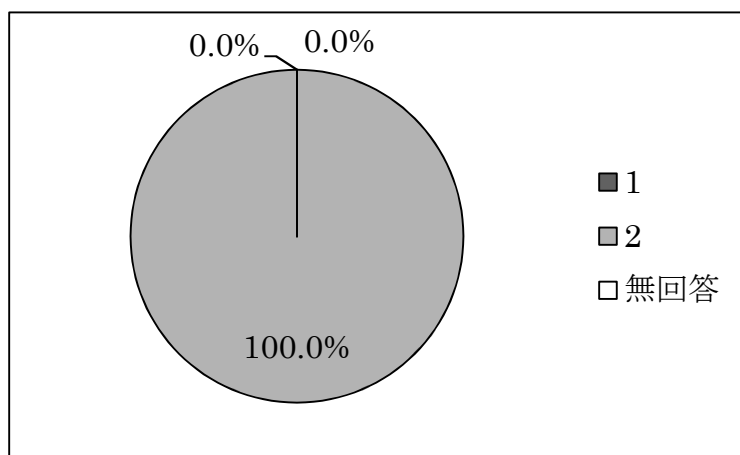


[その他]

- ・各庁に訂正を求めた。

c. 基礎商標と国際登録の商標とが同一でない判断されたことで不都合が生じたことはありますか。ありましたらどのような不都合があったか教えてください。

回答	件数	割合
1 不都合が生じたことはない。→Q2-1へ	0	0.0%
2 不都合が生じたことがある。→Q2-1へ どのような不都合でしたか？その内容をご記載ください。	1	100.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	1	100.0%

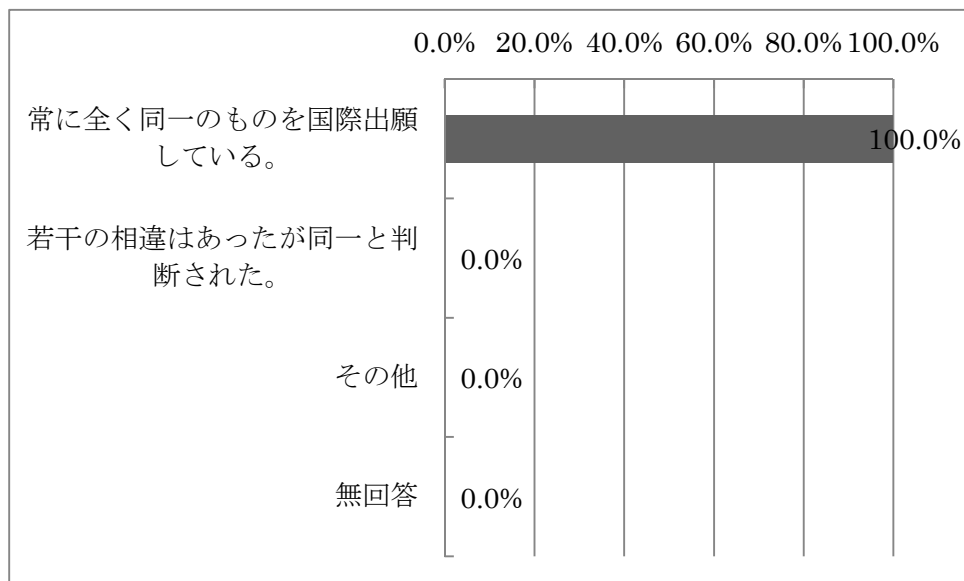


[不都合が生じたことがある]

- ・ 誤った商標が公開・登録されてしまった。

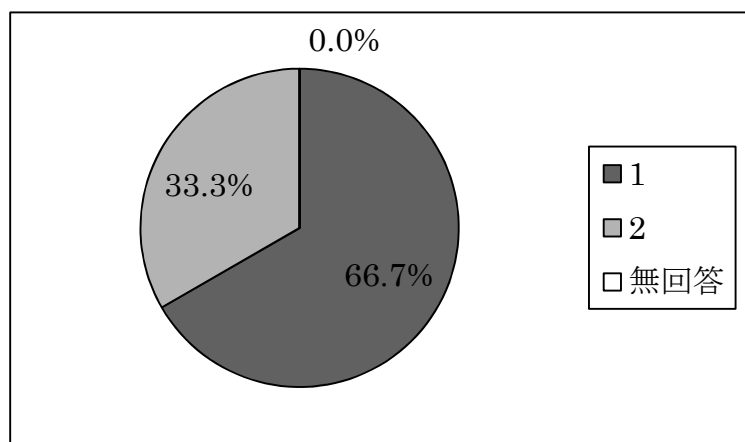
[Q1-4] 上記 Q1-2 で「いいえ」と回答された方にお伺いします。その理由について教えてください。

回答	件数	割合
1 常に全く同一のものを国際出願している。	17	100.0%
2 若干の相違はあったが同一と判断された。	0	0.0%
3 その他	0	0.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	17	100.0%



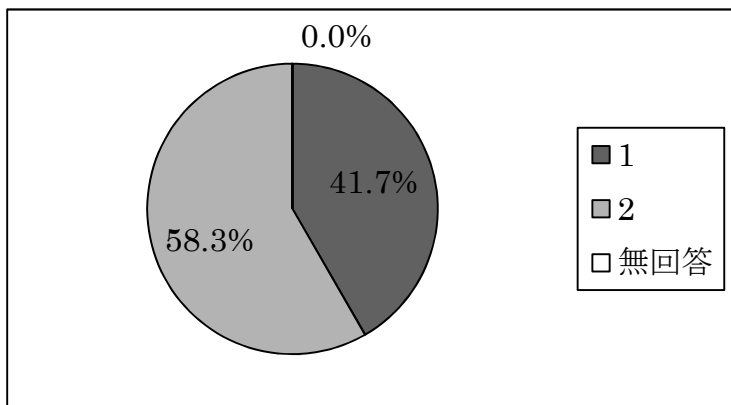
[Q2-1] 上記 Q1-1 で「いいえ」以外を回答された方にお伺いします。基礎商標と国際登録の同一性の確保を目的として、国際出願の基礎とするためだけの新たな商標出願を日本（あるいは他国）で行ったことはありますか。

回答	件数	割合
1 はい →Q2-2 へ	12	66.7%
2 いいえ →Q3-1 へ	6	33.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	18	100.0%



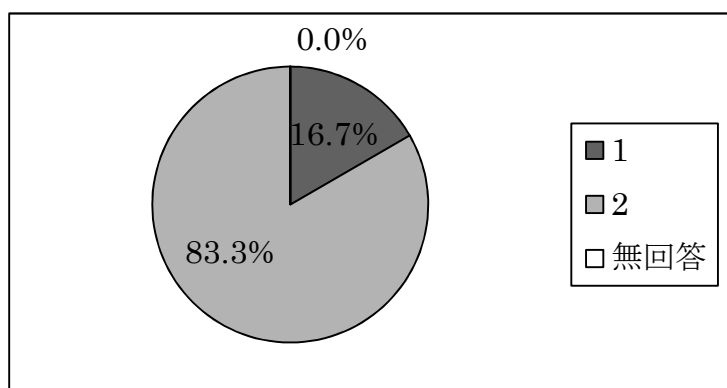
[Q2-2] 上記 Q2-1 で「はい」と回答された方にお伺いします。不使用取消審判で商標登録が取り消されるという懸念をされたことはありますか。

回答	件数	割合
1 はい →Q3-1へ	5	41.7%
2 いいえ →Q3-1へ	7	58.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	12	100.0%



[Q3-1] 上記 Q1-1 で「いいえ」以外を回答された方にお伺いします。国際出願において、基礎商標の同一性の要件が制約になった事例はありますか。

回答	件数	割合
1 はい →Q3-2 へ	3	16.7%
2 いいえ →Q4-1 へ	15	83.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	18	100.0%

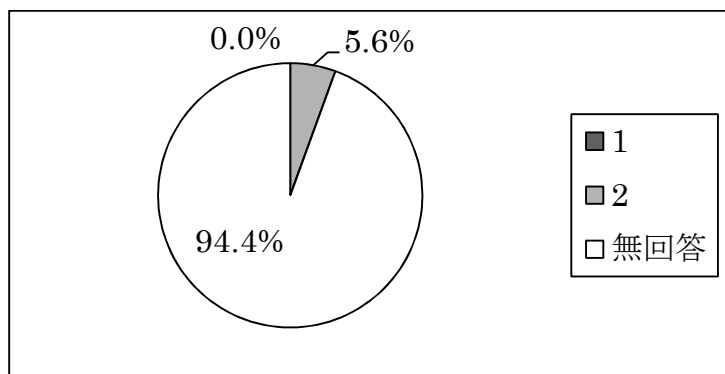


[Q3-2] 上記 Q3-1 で「はい」と回答された方にお伺いします。その具体的な内容について教えてください。

- ・緊急対応として、他国での先願日の取得が必要となった商標について、日本国内出願済み同一商標を基礎とした優先権主張出願を検討したところ、実際は片仮名との二段書き態様で出願していたため断念することとなった。
- ・基礎出願が片仮名併記の場合、基礎出願が結合商標（ハウスマーク等との二段併記）で、一部のみ国際出願したい場合。
- ・標識の同一性が求められたために、制約となったことがある。マドリッド協定・議定書に従って異なる標識だと判断されるほど、商標の外観が先行する国内出願・登録に記載されている標識から変更されていた時、国際出願の基礎商標として、改変された商標の標識について、新規の国内出願を選択した。

[Q4-1] 上記 Q1-1 で「はい」以外を回答された方にお伺いします。これまでにマドリッドシステムを利用した国際出願を行っていない（又は、好んで行っていない）のは、基礎商標の同一性の要件が制約になっているからですか。

回答	件数	割合
1 はい →Q5-1 へ	0	0.0%
2 いいえ →Q4-2 へ	1	5.6%
無回答	17	94.4%
回答者数	18	100.0%

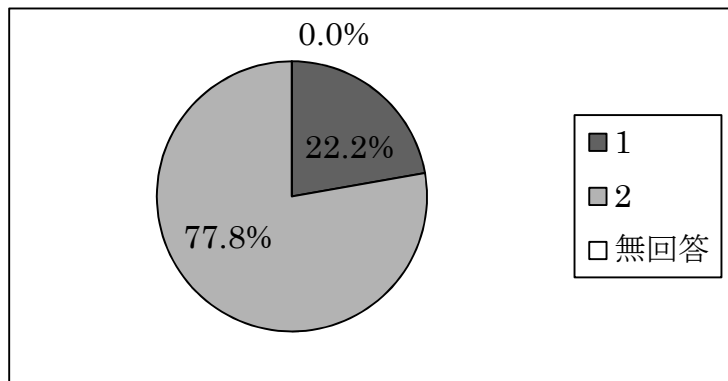


[Q4-2] 上記 Q4-1 で「いいえ」と回答された方にお伺いします。これまでにマドリッドシステムを利用した国際出願を行っていない（又は、好んで行っていない）理由について教えてください。

- ・加盟国が出願を希望する国をカバーしていないことがある。
- ・日本で使用しない商標の場合、セントラルアタックを受けるおそれがある。

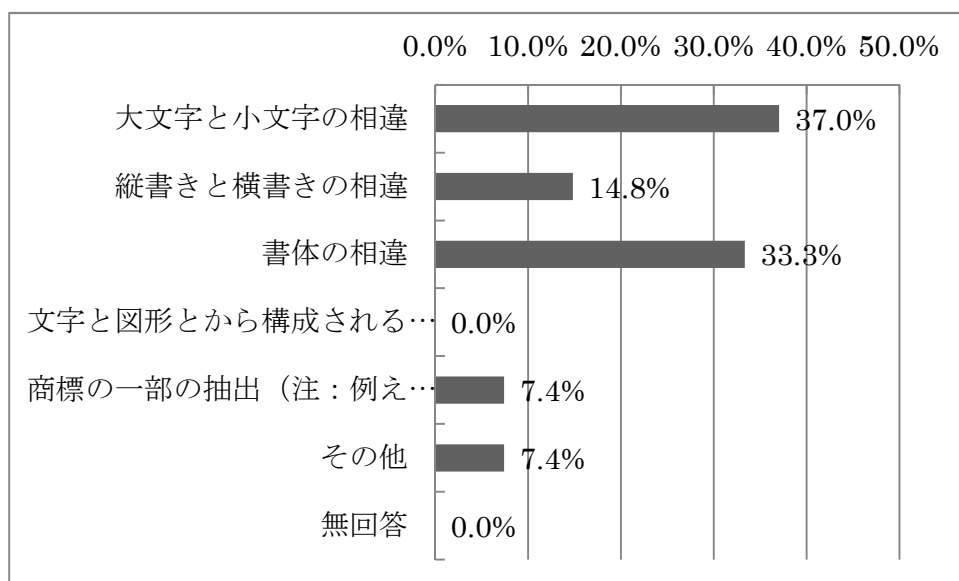
[Q5-1] 基礎商標の同一性について、厳格に判断されることを求めますか、それとも柔軟に判断されることを求めますか。

回答	件数	割合
1 厳格に判断されることを求める →Q6 へ	4	22.2%
2 柔軟に判断されることを求める →Q5-2 へ	14	77.8%
無回答	0	0.0%
回答者数	18	100.0%



[Q5-2] 上記 Q5-1 で「柔軟に判断されることを求める」と回答された方にお伺いします。
 どのような点について柔軟な判断を求めますか。

	件数	割合
1 大文字と小文字の相違	10	37.0%
2 縦書きと横書きの相違	4	14.8%
3 書体の相違	9	33.3%
4 文字と図形とから構成される商標の文字部分（又は図形部分）のみ	0	0.0%
5 商標の一部の抽出（注：例えば、商標が本国の言語による表記とそれを他の言語に変換した表記とで構成される場合のいずれか一方のみなど、以下に具体例を記載してください）	2	7.4%
6 その他	2	7.4%
無回答	0	0.0%
回答者数	27	100.0%



[商標の一部の抽出]

- ・英語と日本語の 二段併記の基礎出願から、英語だけ抽出して国際出願できたらよい。
- ・商標が本国の言語（片仮名等）による表記とそれを他の言語に変換した表記（アルファベット等）とで構成される場合のいずれか一方のみの抽出が認められるとよい。

[その他]

- ・商標態様における色彩や色彩のグラデーションの相違についても同一性を柔軟に判断して欲しい。
- ・カラークレームを記載する必要がある国へ国際出願するときは、モノクロの図形を基礎とした場合の対応もして欲しい。

[Q6] 商標の同一性以外に、基礎要件について、具体的な不都合又はその他ご意見がございましたら教えてください。（例：基礎要件を撤廃してほしい等）

- 本国基礎要件を撤廃してほしい
地域ごとにブランドを変える場合、国際登録出願が活用し難い。例えば、米州地域用のブランドについて国際出願を利用したい場合に、基礎要件を満たすためだけの目的で、日本では使用しない商標を出願しなければならない。
- 本国基礎要件を緩和もしくは撤廃してほしい
海外のみでしか生産販売しない商品・役務について、外国出願を基礎とすることが可能であれば、国際出願を利用することができる。
- セントラルアタックの懸念が大きいため基礎要件は撤廃してほしい
撤廃できない場合は本国要件を緩和してほしい。日本の出願でなくても、使用している国の登録を選んで基礎登録にできるとよい。
- セントラルアタックを廃止してほしい
基礎出願の審査段階で指定商品が減縮された場合に、登録の障害となるものが日本にしかない場合であっても、全ての指定国について代替や再出願をしなければならない。
- 従属性（セントラルアタック対応）の考え方について、より実態に即した整理を進めてほしい。
不使用取消にかかる期間と従属期間が2年異なるため、海外での使用商標を日本を基礎とするマドプロ出願とするには、そもそもリスクが高い。また、救済措置の対応の煩雑さを考慮した場合のパフォーマンスの低さから、困難を感じる。

5. 3 ヒアリング調査結果

以下に、ヒアリング調査結果について記載する。

(1) 日本の基礎商標の同一性認証について改善を望む点

調査票における回答の意図や背景を把握するため、より詳細な意見を聴取した。本質問に対しては、「同一性の認証は柔軟にしてほしい」、「日本の同一性判断は厳格すぎるため、縦書き横書きの相違は認めてほしい」との意見がある一方、現状の運用に問題はないとして、「現状維持を希望する」又は「改善を除く点は特にない」という意見もあった。

具体的な回答は以下のとおりである。

- ・ 同一性の認証については柔軟にして欲しい。
- ・ 日本の同一性に関する判断は、現状厳格すぎるように感じる。縦書き・横書きの違いくらいは認めて欲しい。
- ・ 基本的に全く同一の商標を出願しているため、特に改善を望む点はなく、現状維持を希望する。
- ・ マドプロ出願を行う場合、グローバル展開を見据えているものであるため、基礎商標と同一の商標でマドプロ出願を行っている。
- ・ 同一の商標でないと出願できないという認識であり、同一性の認識に関して、どこまでが同一であると判断されるのかの範囲を測りかねるため、基礎出願の商標のコピーをそのまま出願している。
- ・ マドプロ出願で商標の同一性に関し特に困ったことはない。
- ・ 同一でないと判断された事例がないため、改善を望むという観点では特にない。

(2) 同一性の判断の緩和を望む事項、優先順位及びその理由。また、どの程度の緩和を望むか。

調査票において緩和を望む事項について調査したが、ヒアリングではその優先順位や緩和してほしい程度を質問した。本質問に対しては、「大文字と小文字」又は「書体」の相違について優先度が高い企業が多かった。また、「英語と片仮名の二段併記からの英語の抽出」や「音訳」の表記についても認めてほしいという意見があった。色彩に関しては、プリンタ等の状況によってグラデーションが異なったりするため、それを考慮した判断を行ってほしいという意見もあった。

一方で、「大文字と小文字」の相違又は「二段併記からの一部抽出」を認めた場合、同一性の範囲に含むのか疑問であるとの懸念も聞かれた。

具体的な回答は以下のとおりである。

- ・大文字と小文字の違い、書体の違いについて緩和されるとよい。
- ・「大文字と小文字」と「書体」の優先度が同程度に高く、「縦書きと横書き」の優先度は高くない。
- ・ロゴ体は頻繁に変わるため、プロダクトネームは標準文字でおさえておきたい。このため、過去の一般的な書体で登録した案件については、標準文字として出願可能になると好ましい。
- ・①書体の相違、②大文字と小文字の相違、③縦書きと横書きの相違、④商標の一部の抽出に関して緩和して欲しい。①、②については諸外国でも優先権の場面などである程度認められており、実質的に同一であると考え。①については最低限、緩和を希望し、書体に極端な違いが無ければ認めて欲しい。②については同一としてもらえると思うが日本では難しいかもしれないと考える。③及び④は同一ではないと考えられるため同一性の判断を緩和するのは難しいと考える。商標の一部抽出は、一部と全体とを比較するとその違いは大きく、ここまで異なると別商標だと考える。ただし、特に障害になっていないので強くは望まないが、可能であれば緩和していただくと助かる。
- ・二段併記（英語と日本語）の例えば英語部分の抽出又は図形商標の一部の抽出が認められるようなことがあれば、好ましい。
- ・音訳の表記に関しても認められるのであればありがたいが、現在、特に要望はない。
- ・音訳が認められるのであれば、中国で登録する際にメリットがある。
- ・大文字と小文字の相違は拒絶するほどの根拠はないと思うが、例えば **TOMATO** と **ToMaTo** を同一性の範囲に含むかについてはどうなのか疑問がある。
- ・色彩やグラデーションに関しては、プリンタや印刷状況の違いで差が生じる可能性があるため、それを考慮して厳格には審査をしないでほしい。本件に関して OA を受けた経

験がある。

- ・色に関しては、日本では色指定せずに白黒で登録しても、他の色は類似範囲（禁止権）に含まれると考えられているが、欧州（CTM）は色指定を行う必要がある。この場合、国によって商標権による保護範囲が異なることになるのではないか。色違いをどこまで許容できるのかに関して、製品の出願戦略にもかかわる問題である。
- ・色彩の説明は、国内事務所と相談しながら適切な記載をするようにしているが、カラーコードで特定するようなことはせず、一般的な色の名称で（どの部分が緑色で..等）記述している。
- ・二段併記の商標のいずれか一方を抽出することが可能となった場合、読み仮名であれば認めるなど、同一性をどのように認めるかなど難しい問題が出てくると考える。二段併記の一部抽出を認めるということは強くは望まない。
- ・二段併記の商標を出願することは、最近はあまりメリットが無いと考えている。このため一部抽出した商標にも同一性を認めることについては、積極的に要求するものではない。そもそも海外出願を踏まえて商標の態様を決めるのは出願人が考えるべきことでもある。
- ・縦書きと横書きの違いを認めた場合、縦書きを横書きにすることで、右から読む場合と左から読む場合も考えられる。日本だと昔は横書きの場合、右から読んでいた場合がある。このように、いずれかの方向から読んだ場合に読み方が変わる場合は称呼や観念も異なるので、安易に認めるのはどうかという考えもある。
- ・文字商標は特殊な文字がない限りは、標準文字で出願しているため、特に問題は起きていない。
- ・基礎出願又は基礎登録は標準文字の商標であることが多く、問題となるケースは少ない。日本においても標準文字を指定して出願している。
- ・標準文字は各国で取扱いが明確にはわからないので、標準文字での出願は少ない。あらかじめその商標でグローバルな展開をすることが分かっているならば、ロゴ化してマドプロ出願を行うようにしている。

(3) 過去に同一性の判断が厳しいことに困難を感じた事例又は緩和される場合の想定事例

調査票では同一と判断されなかった経験の有無だけを調査したが、ヒアリングでは同一性にかかる事例や緩和された場合の想定例について質問した。

本質問に対しては、「書体」の相違するもの又は「片仮名と英文字の二段併記から抽出」した商標に関して、国際出願との同一性を確保するために基礎商標を出願し直したことがあると回答があった。「二段併記のどちらか一部の抽出を可能にしてほしい」又は「書体が同一でなくてもマドプロ出願時に標準文字を指定できるとよい」との意見があった。

具体的な回答は以下のとおりである。

- ・ 標準文字に関して、基礎出願又は基礎登録では標準文字ではなく、かつ、同一書体でなくても、マドプロ出願時に標準文字を指定できるとメリットが大きい。
- ・ マドプロにて標準文字を指定した出願を行うには、基礎商標と同一の文字態様であることが必要とされている。標準文字制度（H8）以前の文字商標に関して、マドプロ出願の標準文字制度を利用して出願するために、基礎出願を再度行ったことがある。
- ・ 一部抽出した商標では出願できないので、国際出願用に日本で登録をしたことはある。ただし、この商標は日本でも使用していたため、不使用の問題は生じなかった。
- ・ 文字だけの商標、図形だけの商標と分けて出願しており、この点でも問題はない。ただし、文字と図形の組合せがある場合、その位置関係が変わっても同一と認められるならば効率がよいかもかもしれない。
- ・ 片仮名と英文字を二段で出願することが多いため、国際出願用に英文字のみ再度出願したケースはある。
- ・ 二段併記のどちらかの文字の抽出を認めると、どこまで認めるべきか難しくなり、ルールが必要と考える。二段併記をすることに関しては、英語だと色々な読み方ができるが読み方を指定したり、片方しか使わない場合でも不使用取消の可能性が小さくなるメリットはある。
- ・ 過去の日本の出願で慣例的に二段併記の商標で登録をしていた経緯があり、これらの商標は海外にも出願することを想定していなかったため、マドプロ出願の基礎とするために一部分のみの商標を出し直したことがある。

(4) 同一性の判断が緩和された場合、マドプロ利用が促進されると思うか。

本項目は調査票の項目にはなかったが、同一性の判断が緩和された場合にマドプロ利用が増加するかどうかの知見を得るために質問を行った。本質問に対しては、「マドプロが促進されると思う」、「若干増えると思う」という意見がある一方、「変わらない」又は「あまり思わない」、「同一性が問題なのではなく、他の要因である」との意見もあった。

具体的な回答は以下のとおりである。

- ・思う。ただし、南アジア、南アメリカ、中近東でもマドプロ出願が行えると極めてメリットが大きい。
- ・緩和された場合は使い勝手はよくなると思う。
- ・国際出願をするためにのみ出願することがなくなるため、使いやすくなると思う。
- ・標準文字に関する利便性が上がれば利用が若干増えると思うが、劇的には増えないと考える。現在の制度で大きな問題は起きていない。
- ・当社に関しては今までどおり変わらない。
- ・あまり思わない。マドプロ出願が少ないのは同一性が問題なのではなく、他の要因(加盟国、セントラルアタック等)によると考えている。
- ・セントラルアタックに関して、導入の目的と不使用取消が一致していないと考える。この点の利便性の悪さがビジネスに影響する可能性はある。

(5) 厳格な判断を望む理由及び同一性の緩和を必要としないような出願に関する方策・工夫（同一性の緩和を希望しない企業に対する質問）

調査票の回答において、同一性の柔軟な判断ではなく、これまでと同様に厳格な判断を希望する又は緩和を希望しないとする企業も存在した。本質問は、これらの企業に対して行った。本質問に対しては、「判断に曖昧な部分は増やさない方がよい」、「基礎出願で使用した商標でマドプロ出願を行えば、問題が発生することはない」との意見があった。

具体的な回答は以下のとおりである。

- ・判断基準を緩和すると、その判断や運用の統一が困難になる懸念があるためである。曖昧な部分は増やさない方がよい。
- ・基礎出願で使用した商標でマドプロ出願を行えば、問題が発生することはない。

6 商品・役務の審査について

6. 1 調査方法

本調査研究における商品・役務の審査に関する調査は以下のように行った。なお、使用したデータは、すべて WIPO 国際事務局のオンラインツール ROMARIN¹から抽出したものである。

(1) 調査対象

2013 年に国際登録された国際出願のうち、各指定国官庁から暫定的拒絶通報が通知されたのち、議定書の共通規則第 18 規則の 3(2)(i)又は同(ii)に基づく声明 (Statement) (以下、「暫定的拒絶通報後の保護認容声明」と表記する。)が発行されたものを調査対象案件として ROMARIN で検索を行った。

調査対象案件数は、国際登録番号単位で 15,814 件であった²。

(2) 調査方法の詳細

上記調査対象案件について、ROMARIN を用いて、各国際登録番号の指定国ごとに、暫定的拒絶通報の内容を確認し、商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶理由が含まれているものを調査した。そして、商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶理由が指摘され、補正 (限定を含む。)がなされた商品・役務の表示を特定した。なお、各指定国における補正後の指定商品・指定役務の表示は、いずれも ROMARIN で公表されている表示を参照した。また、商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶の理由は、日本国商標法第 6 条第 1 項相当のものとした。

¹ URL: <http://www.wipo.int/romarin/search.xhtml>

² 2015 年 8 月 26 日時点のデータを基準とする。また、すべての指定国における商品・役務の表示が英語以外の表記のもの及び暫定的拒絶通報の内容が ROMARIN で確認できなかった案件は除く。

6. 2 調査結果概要

6. 2. 1 全体の傾向について

(1) 職権による審査が行われている国及び地域

2013年の国際登録のうち、指定国官庁から暫定的拒絶通報後の保護認容声明（第18規則の3(2)(i)又は(ii)に基づく声明）が発行された案件数は、国際登録単位で15,814件であった¹。

この調査対象案件において、暫定的拒絶通報後の保護認容声明が発行された国及び地域は以下の58の国及び地域であった。これらの国及び地域においては、国際出願について職権による審査を行っているといえる。

表1 職権による審査が行われている国及び地域一覧（略称²のアルファベット順）

1	アルメニア	AM	21	フランス	FR	41	モルドバ	MD
2	オーストリア	AT	22	イギリス (マン島適用)	GB	42	モンテネグロ	ME
3	オーストラリア	AU	23	ジョージア	GE	43	ノルウェー	NO
4	アゼルバイジャン	AZ	24	ギリシャ	GR	44	ニュージーランド (トケラウ諸島 未適用)	NZ
5	ブルガリア	BG	25	クロアチア	HR	45	ポーランド	PL
6	バーレーン	BH	26	ハンガリー	HU	46	ポルトガル	PT
7	ベネルクス（オランダ、ベルギー、ルクセンブルク）	BX	27	アイルランド	IE	47	ルーマニア	RO
8	ベラルーシ	BY	28	イスラエル	IL	48	セルビア	RS
9	スイス	CH	29	イラン	IR	49	ロシア	RU
10	中国（香港・マカオ未適用）	CN	30	アイスランド	IS	50	スウェーデン	SE
11	コロンビア	CO	31	イタリア	IT	51	シンガポール	SG
12	キューバ	CU	32	日本	JP	52	スロベニア	SI
13	キプロス	CY	33	キルギス	KG	53	スロバキア	SK
14	チェコ	CZ	34	北朝鮮	KP	54	サンマリノ	SM
15	ドイツ	DE	35	韓国	KR	55	トルクメニスタン	TM
16	デンマーク（フェロー諸島未適用）	DK	36	カザフスタン	KZ	56	トルコ	TR
17	エストニア	EE	37	リヒテンシュタイン	LI	57	ウクライナ	UA
18	欧州連合	EM	38	リトアニア	LT	58	米国	US
19	スペイン	ES	39	ラトビア	LV			
20	フィンランド	FI	40	モロッコ	MA			

¹ なお、商品・役務の表示がすべての指定国で英語以外の言語で表記されていたもの、及び暫定的拒絶通報の内容がROMARINで確認できなかった案件は除く。これらを合わせると、16,187件であった。

² 国及び地域の略称及び名称は、特許庁ホームページ内「マドリッドプロトコル加盟国一覧（更新日2015年12月21日）」に基づく。参考URL：

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro_kamei.htm（アクセス日：2016年1月2日）

(2) 集計結果について

ア 暫定的拒絶通報後に保護認容声明が通知された案件中、商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶の理由が含まれていた案件数及びその割合についての指定国別の集計結果

2013年の国際登録のうち、職権による審査が行われ、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、指定国単位で数えると23,749件³であった。このうち、指定商品・指定役務の表示が不明確である旨の拒絶理由が含まれており、補正により登録となった案件の総数は、17,287件であり、これを指定国別に集計し、当該理由を含む暫定的拒絶通報の発行案件数の多い順に示したのが次頁の表2である。少なくとも表2の19の国及び地域においては、職権による商品・役務の審査が行われていると認められる。

指定商品・指定役務の表示が不明確との拒絶理由を含む暫定的拒絶通報の案件の数が最も多かったのは米国であり、暫定的拒絶通報9,109件中、8,916件において指定商品・指定役務の表示が不明確である旨の拒絶理由を含んでおり、その割合も97.88%であった。次いで日本、韓国の件数及び割合がともに高く、日本が4,101件中3,631件で、その割合が88.54%、韓国が2,978件中2,467件でその割合が82.84%と高い割合で指定商品・指定役務の表示が不明確との拒絶理由が通知されていた。

これら3か国以外で、表示が不明確である旨の拒絶理由が暫定的拒絶通報の8割以上を占める指定国官庁としては、シンガポールが803件中707件で割合が88.04%、イギリスが372件中316件で84.95%、イスラエルが163件中137件で84.05%であった。

これらの国では、商品・役務の表示が不明確との拒絶理由が含まれていた暫定的拒絶通報の案件数が、米国、日本及び韓国に比べて少ないものの、割合としては高く、出願をする際に指定商品・指定役務の表示に注意を要する国であるといえる。

³ 商品・役務の表示が英語以外の言語で表記されていたもの、及び暫定的拒絶通報のデータを取得できなかった案件は本調査の対象から除外した。

表 2 暫定的拒絶通報後に保護認容声明が通知された案件における商品等の表示が不明確である旨の拒絶の理由が含まれていた案件数及びその割合

順位	国及び地域	暫定的拒絶通報後の保護認容声明が発行された案件数 [件]…(A)	表示が不明確との理由を含む暫定的拒絶通報が発行された案件数 [件]…(B)	割合 (B/A)[%]
1	米国	9,109	8,916	97.88 ①
2	日本	4,101	3,631	88.54 ②
3	韓国	2,978	2,467	82.84 ⑥
4	シンガポール	803	707	88.04 ③
5	ロシア連邦	1,449	515	35.54 ⑪
6	イギリス	372	316	84.95 ④
7	オーストラリア	809	155	19.16 ⑬
8	ドイツ	185	138	74.59 ⑦
9	イスラエル	163	137	84.05 ⑤
10	アイルランド	196	108	55.10 ⑨
11	ノルウェー	517	60	11.61 ⑭
12	デンマーク	73	51	69.86 ⑧
13	オーストリア	63	31	49.21 ⑩
14	トルコ	329	30	9.12 ⑮
15	エストニア	134	8	5.97 ⑯
16	ニュージーランド	32	7	21.88 ⑫
17	欧州連合	254	6	2.36 ⑰
18	フィンランド	60	3	5.00 ⑱
19	中国	21	1	4.76 ⑲
合計		21,648	17,287	79.85

(表示が不明確との拒絶理由を含む暫定的拒絶通報の発行案件数が 0 件の国は省略した。なお、表中の丸数字は、割合に着目した場合の順位を表す。)

なお、2013 年の国際登録のうち、表示が不明確との拒絶理由を含む暫定的拒絶通報の発行案件数が 0 件の国は以下の 39 の国及び地域であった。

アルメニア、アゼルバイジャン、ブルガリア、バーレーン、ベネルクス、ベラルーシ、スイス、コロンビア、キューバ、キプロス、チェコ、スペイン、フランス、ジョージア、ギリシャ、クロアチア、ハンガリー、イラン、アイスランド、イタリア、キルギス、北朝鮮、カザフスタン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ラトビア、モロッコ、モルドバ、モンテネグロ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スウェーデン、

スロベニア、スロバキア、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ（アルファベット順）⁴

イ 国際登録の指定商品・指定役務の減縮により対応した指定国別の集計結果

指定国官庁から暫定的拒絶通報が発行された場合、出願人は、リミテーション（Limitation）と称される国際登録の指定商品・指定役務の減縮（第25規則(1)(a)(ii)）の手続（以下、「リミテーション」と表記する。）により対応することができる。リミテーションによる対応は、現地代理人を介さず出願人が直接手続をすることができるため、費用の削減といった意味では有効な手段である。下記の表3は、暫定的拒絶通報に対し、リミテーションで対応した案件があった指定国について、リミテーションで対応した案件数が多い順に示した表である。

表3 リミテーションで対応した案件数の多い指定国

順位	国及び地域	暫定的拒絶通報後の保護認容声明が発行された案件数 [件]	表示が不明確との理由を含む暫定的拒絶通報が発行された案件数 [件] …(A)	リミテーションで対応した案件数及びその割合	
				案件数 [件]…(B)	割合 (B/A) [%]
1	日本	4,101	3,631	755	20.79 ②
2	韓国	2,978	2,467	302	12.24 ④
3	米国	9,109	8,916	88	0.99 ⑭
4	ロシア連邦	1,449	515	21	4.08 ⑪
5	シンガポール	803	707	20	2.83 ⑫
6	イギリス	372	316	15	4.75 ⑨
7	オーストリア	63	31	9	29.03 ①
8	ドイツ	185	138	8	5.80 ⑥
9	イスラエル	163	137	7	5.11 ⑧
10	オーストラリア	809	155	7	4.52 ⑩
11	アイルランド	196	108	6	5.56 ⑦
12	トルコ	329	30	5	16.67 ③
13	デンマーク	73	51	3	5.88 ⑤
14	ノルウェー	517	60	1	1.67 ⑬
	合計	21,147	17,262	1,247	7.22

（リミテーションで対応した案件数が0件の指定国は省略した。なお、表中の丸数字は、割合に着目した場合の順位を表す。）

⁴ これらの国の2013年における暫定的拒絶通報後の保護認容声明が送付された件数は、第6章の末尾に掲載した全指定国別案件数一覧表を参照。

指定商品・指定役務の表示が不明確である旨の拒絶理由を含む暫定的拒絶通報に対し、リミテーションで対応した案件数が最も多い指定国は日本であり、3,631 件中 755 件が該当し、その割合は 20.79%と二番目に高い割合であった。なお、リミテーションの割合が最も高い指定国はオーストリアであり、31 件中 9 件 (29.03%) がリミテーションでの対応であった。

他方、リミテーションで対応した案件数が最も少ない指定国はノルウェーであり、60 件中 1 件のみであった。

なお、今回の調査範囲において、米国を指定した 8,916 件に対し、88 件 (0.99%) のリミテーションの手続が確認されたが、米国は、オフィスアクションに対する応答を USPTO へ直接行うことを求めており、商品及び役務の表示の補正に WIPO を通じて行うリミテーションの手続を用いることができないことに注意されたい⁵。

(3) 指定国における商品・役務の表示の審査の傾向

文献調査の結果によれば、暫定的拒絶通報の内容を確認した 58 か国中、19 か国の指定国官庁が通知した商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶理由を含む暫定的拒絶通報を確認することができた。残る 39 か国の指定国官庁においては、国際事務局が採用する商品・役務の表示が受け入れられていると推測される。

商品・役務の表示の「明確かつ正確」の程度は指定国により異なっており、国際分類表の類見出しに記載の各表示を商品・役務の表示として採用するかどうかについても、指定国ごとに商品・役務の表示として採用できるものが異なっていることが明らかになった。ただし、EU 加盟国については、OHIM の取扱いと共通していた。

そして、多くの指定国に共通する傾向としては、不明確であるとされている類見出しに記載の表示であっても、例えば “namely” などの語を介して具体的な商品等を特定することにより、拒絶理由を解消することが可能ということが挙げられる。

また、事例は少なかったが、米国、シンガポール及びドイツについては、括弧や略字の使用方法についての指摘が見受けられた。このような商品・役務の表示の形式的な記載の条件については、米国、韓国、シンガポール及び OHIM 等の審査基準に記載されていた。

次頁 6.3 では、各指定国における商品・役務の表示に関する審査の傾向について例を挙げてまとめている。なお、特に説明のない限り、商品・役務の表示及び分類は、「商

⁵ WIPO 「MADRID HIGHLIGHTS」

(http://www.wipo.int/export/sites/www/madrid/en/highlights/2015/pdf/madrid_highlights_special_edition_uspto.pdf) の 21 ページ(10)(a)の「The response to the USPTO Office action must be sent directly to the USPTO, not the IB.」部分を参照されたい。

品・サービス国際分類表〔第10-2015版〕に基づいており、ニース国際分類の類見出しに記載の表示及びアルファベット順一覧表についても同様である⁶。

⁶ 本調査研究は2013年の国際登録を調査対象とし、商品・役務の表示及び分類は「商品・サービス国際分類表〔第10-2015版〕」に基づいて本報告書を記載している。なお、国際事務局及び各指定国官庁における商品・役務の表示に関する条文、規則、審査ガイドライン及び運用並びにこれらに同等の事項は変更される可能性がある（本報告書作成時においては、第10-2016版が適用されている（2016年1月1日以降の出願に適用））。このため、現状とは異なる場合があり、具体的な商品・役務の表示については、WIPO又は各指定国官庁における取扱いを確認されたい。

6. 3 主な指定国における商品・役務の表示に関する審査の傾向

6. 3. 1 米国

(1) 概要

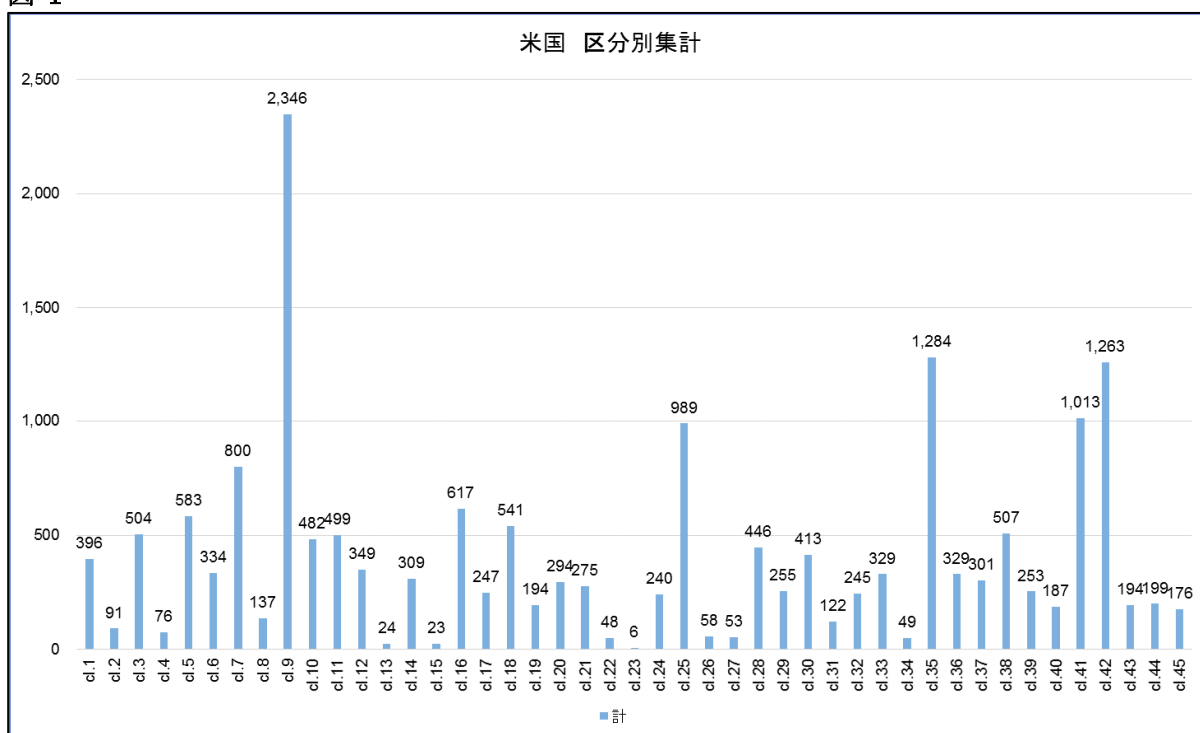
米国における商品・役務の表示は、商業上一般に使用されている名称で特定されなければならないとされ、できる限り具体的、明確、明瞭及び簡潔に記載しなければならないとされ、基本的に類見出しに記載の表示や包括表示を使用することはできない。また、例えば“device”や“apparatus”などの抽象的概念を含む用語は不明確と指摘されるため、これらのような用語を使用する場合は、“namely,”を介して具体的な商品名又は機能や目的を記載する必要がある。加えて、括弧の使用、カンマの用法、文法的誤り、スペルミス、イギリス英語表記に対する指摘が多かった。

(2) 区分別集計

2013年において、米国を指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が送付された案件数¹は、9,109件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数²は、8,916件であり、割合としては97.88%であった。この割合は、すべての指定国官庁において最も高いものであった。

指定商品・指定役務の表示が不明確であるとの理由による暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件を区分別に集計をしたのが下記の図1である。

図 1



¹ なお、暫定的拒絶通報のデータを取得できなかった案件は除いている。

² 表示が不明確であるとの拒絶理由があっても、補正されずに登録となった案件は含まれていない。

指定商品・指定役務の表示が不明確であると指摘された区分は、第 9 類が突出して多く、以下、第 35 類、第 42 類、第 41 類、第 25 類の商品又は役務の表示に関する指摘が多かった。

(3) 根拠条文等

合衆国連邦商標法^{3,4}第 1 条(a)(2)⁵、同条(b)(2)⁶ (15 U.S.C. §1051(a)(2), §1051(b)(2))、合衆国連邦規則法典^{7,8}第 37 卷 §2.32(a)(6)⁹ (37 C.F.R. §2.32(a)(6)) において、願書には、出願人が商業上使用している又は使用の意思を有する商品又は役務について記載をすべきとし、どのように記載すべきかについては、主に商標審査便覧 (Trademark Manual of Examining Procedure¹⁰ (以下、TMEP と表記する。)) の第 1400 章に具

³ 「U.S. Trademark Law Federal statutes」、2013 年 11 月 25 日、USPTO ホームページ内、URL : http://www.uspto.gov/sites/default/files/trademarks/law/Trademark_Statutes.pdf (アクセス日: 2016 年 2 月 20 日)

⁴ 「アメリカ合衆国商標法 合衆国法典第 15 卷 (15 U.S.C) 第 22 章——商標」、2011 年 9 月 16 日、日本国特許庁ホームページ内、URL : <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/us/shouhyou.pdf> (アクセス日: 2016 年 2 月 20 日)

⁵ 原文ではこのように記載されている。「§1 (15 U.S.C. §1051)(a)(2) The application shall include specification of the applicant's domicile and citizenship, the date of the applicant's first use of the mark, the date of the applicant's first use of the mark in commerce, the goods in connection with which the mark is used, and a drawing of the mark.」(「出願書類は、出願人の住所及び国籍、出願人によるその標章の最初の使用日、出願人によるその標章の取引における最初の使用日、商品であって、それに関連してその標章が使用されているものについての表示及びその標章の図面を含んでいなければならない。’) 日本語訳は、前記脚注 4 を参照した。

⁶ 原文ではこのように記載されている。「§1 (15 U.S.C. §1051)(b)(2) The application shall include specification of the applicant's domicile and citizenship, the goods in connection with which the applicant has a bona fide intention to use the mark, and a drawing of the mark.」(「出願は、出願人の住所及び国籍、商品であって、それに関連して出願人がその標章を使用する誠実な意図を有するものについての表示及びその標章の図面を含んでいなければならない。’) 日本語訳は、前記脚注 4 を参照した。

⁷ 「U.S. Trademark Law Rules of Practice & Federal Statutes」、2015 年 7 月 11 日、USPTO ホームページ内、URL : http://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/Trademark_Rules_Statutes_2015-07-11.pdf (アクセス日: 2016 年 2 月 20 日)

⁸ 「アメリカ合衆国商標規則 連邦規則法典第 37 卷」、2012 年 5 月 22 日、日本国特許庁ホームページ内、URL : http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/us/shouhyou_kisoku.pdf

⁹ 原文ではこのように記載されている。「§2.32(a)(6) A list of the particular goods or services on or in connection with which the applicant uses or intends to use the mark. In a U.S. application filed under section 44 of the Act, the scope of the goods or services covered by the section 44 basis may not exceed the scope of the goods or services in the foreign application or registration;」(「§2.32(a)(6) 特定の商品又はサービスであって、それらに付して又は関連して、出願人がその標章を使用しているか、又は使用する意図を有しているものの一覧。法第 44 条に基づいて提出される合衆国出願に関しては、法第 44 条の基礎により包含される商品及び／又はサービスの範囲は、外国出願又は登録における商品及び／又はサービスの範囲を超えることができない。’) 日本語訳は前記脚注 8 を参照した。

¹⁰ Trademark Manual of Examining Procedure (TMEP) Ver. Oct2015、参考 URL : <http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/current/d1e2.xml>, アクセス日: 2016 年 1 月 10 日)

体的に記載されている。暫定的拒絶通報は、37 C.F.R. §2.32(a)(6)、TMEP§1402.01 及び§1402.3 などが参照されている（後述する個別の理由により異なる）。

米国においては、出願に係る標章について、「その標章が使用されているものについての表示」を願書に含んでいなければならない（15 U.S.C. §§1051(a)(2)¹¹, 1051(b)(2)¹², 37 C.F.R. §2.32(a)(6)¹³）。そして、その指定商品・指定役務の表示は、出願人が商業的に使用している又は使用する誠実な意思を有する特定の商品又は役務を指定しなければならない。この「指定」には、明示的な方法で記載する必要があるとし、一般的に理解されている用語を使用する必要がある（TMEP§1402.01¹⁴）。なお、一般的な名称がない商品又は役務の場合は、その説明のための明確で簡潔な言葉を使用して表現する必要があり、技術的又は難解な用語を使用したり、その用途について長い説明文を記載したりするのは適切ではない（TMEP§1402.01）。

商品又は役務の記載について、暫定的拒絶の通報では、例えば以下のように記載している。

Particular wording in the identification of goods and services is indefinite and must be clarified. See TMEP§1402.01. Applicant must amend the identification to specify the common commercial name of the goods. If there is no common commercial name, applicant must describe the product and its intended uses. Moreover, applicant must specify the nature of the services as well as their main purpose and their field of use or channels of trade. See id TMEP§1402.01.

(IR1184330 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

商品及び役務の表示における特定の用語の使用は、不明確なものとなるため、明確に記載しなければならない。TMEP§1402.01 を参照。出願人は、表示の補正によって、商業上一般に使用されている商品の名称を特定しなければならない。商業上一般に使用されている名称が存在しない場合、出願人はその製品及び意図する用途について記載しなければならない。また出願人は、役務の性質、並びにその主たる目的及び使用分野又は取引経路も特定しなければならない。上述した TMEP§1402.01 を参照。

(参考) TMEP§1402.01 (抜粋)

1402.01 Specifying the Goods and/or Services - in General

A written application must specify the particular goods and/or services on or in connection with which the applicant uses, or has a bona fide intention to use, the mark in commerce. 15 U.S.C. §§1051(a)(2) and 1051(b)(2); 37 C.F.R. §2.32(a)(6). To “specify” means to name in an explicit manner. The identification should set forth common names, using terminology that is generally understood. For products or services that do not have common names, the applicant should use clear and

¹¹ 前記脚注 5 を参照。

¹² 前記脚注 6 を参照。

¹³ 前記脚注 9 を参照。

¹⁴ 原文及び日本語訳は本文を参照

succinct language to describe or explain the item. Technical or esoteric language and lengthy descriptions of characteristics or uses are not appropriate.

The language used to describe goods and/or services should be understandable to the average person and should not require an in-depth knowledge of the relevant field. An identification may include terms of art in a particular field or industry, but, if these terms are not widely understood by the general population, the identification should include an explanation of the specialized terminology. (以下略)

(仮訳)

1402.01 商品及び/又は役務の特定—一般

記載された出願は、出願人が使用しており、又は誠実な使用の意図を有する又はこれらに関連する特定の商品/役務を特定しなければならない。15 U.S.C. §§1051(a)(2)及び 1051(b)(2); 37 C.F.R. §2.32(a)(6)。「特定」とは、明示的な方法で示すことを意味する。一般的に理解されている用語を使用して、一般的な名称を記載して特定しなければならない。製品又はサービスが一般的な名称を有しない場合には、出願人は、そのアイテムを明確で簡潔な表現で記載し、説明すべきである。特徴を説明するのに、技術的又は難解な言葉や長文を用いるのは適当ではない。

商品及び役務を記載するのに使用する用語は、平均的な者が理解しやすく、関連する分野の深い知識を必要としないものにすべきである。特定分野や工業上の専門用語を含む場合であっても、これらの用語が一般的な者に広く理解されていないのであれば、専門用語の説明を含んで特定すべきである。

(4) 指定商品・指定役務の表示に関する補正指示の特徴

米国の暫定的拒絶通報では、根拠となる条文だけではなく、TMEPの該当箇所や判例に言及している。特に多く指摘されていた事項を以下に示す。なお、下記に紹介する事例は、特定の区分に関する指摘ではなく、すべて又は多くの区分に共通する指定商品・指定役務の記載についての指摘である。それらは、米国の暫定的拒絶通報において、ほぼ定型文のような扱いで記載されている。

ア 類見出しに記載の表示について

米国では、商品・役務の表示について、基本的に、ニース国際分類の類見出し (Class heading) に記載の表示を使用することはできない (TMEP§1402.01(a))。類見出しに記載の表示を使用した場合、表示の補正が求められる。類見出しに記載の表示に限らず、指定商品・指定役務の表示が不明確 (“indefinite”、“too vague” や “too broad” 等の指摘) と審査官に指摘された場合、その表示が不明確であると指摘した指定商品・指定役務の表示の後ろにおいて、“namely” を介して、具体的な商品又は役務の表示を記載するような指示がなされることが多かった。関連する TMEP の箇所を以下に示す。

With few exceptions, an identification of goods and services will be considered acceptable if it:

- Describes the goods and/or services so that an English speaker could understand what the goods and/or services are, even if the grammar or phrasing is not

optimal;

- Meets the standards (not necessarily the language) set forth in the ID Manual;
- Is not a class heading; and
- Is in the correct class, i.e., there is no language in the identification that makes classification difficult or ambiguous; each class lists goods or services that are clearly in a single class.

(TMEP§1402.01(a))

(仮訳)

一部の例外を除き、商品及び役務の表示は次の場合に認められるものとみなされる：

- 英語を話す者が、文法又は句法が最適なものでなかったとしても、商品及び／又は役務が何であるのか理解できるように、商品及び／又は役務を記載している。
- ID マニュアルに記載する基準（言語に限らない）に適合している。
- 類見出しに記載の表示ではない。
- 区分が正確である、すなわち分類を困難又は曖昧にする文言によって表示されていない。各区分は、明確に単一区分に含まれる商品又は役務を列挙している。

The identification should state common names for goods or services, be as complete and specific as possible, and avoid indefinite words and phrases. The terms “including,” “comprising,” “such as,” “and the like,” “and similar goods,” “products,” “concepts,” “like services” and other indefinite terms and phrases are almost always unacceptable.

The terms “namely,” “consisting of,” “particularly,” and “in particular” are definite and are preferred to set forth an identification that requires greater particularity. The examining attorney will require that vague terminology be replaced by these terms (e.g., power tools, namely, drills in Class 7; needle point kits consisting of needles, thread, and patterns in Class 26; or projectors, particularly projectors for the entertainment industry in Class 9).

(TMEP§1402.3(a))

(仮訳)

表示では、可能な限り完全かつ具体的に商品又は役務の一般的な名称を記載し、不明確な言葉又は語句を避けるべきである。「…を含む (including)」「…からなる (comprising)」「…のような (such as)」「…など (and the like)」「及び同様の商品 (and similar goods)」「製品 (products)」「概念 (concepts)」「同様の役務 (like services)」等の用語、及びその他の不明確な用語及び語句は、ほとんどすべての場合において認められない。

「すなわち (namely)」「…によって構成される (consisting of)」「具体的に (particularly)」「具体的に (in particular)」などの用語は明確なものであり、明確性を高めることが要求される表示を記載するために望ましい。審査官は漠然とした文言をこれらの用語に置き換えるよう要求する(例：第7類 動力工具、すなわちドリル；第26類 針、糸及びパターンによって構成される、ニードルポイントキット；第9類 映写機、具体的には娯楽産業用映写機)。

また、“namely” 以下の記載がある場合でも、“namely,” のように、namely の単語の後ろにカンマを付けるべきと指摘をしている暫定的拒絶通報も多く見受けられた。その

他、名詞を形容詞にする、単数形を複数形にする、スペルミスの訂正等、文法的な誤りを訂正すべきとの指摘もあった。

加えて、商品・役務の表示については、ニース国際分類のアルファベット順一覧表 (Alphabetical List) に記載された表示よりも明確にすべきであると指摘している暫定的拒絶通報もあった。例えば、以下のように記載している。

The identification of goods includes language from the "Alphabetical List" of goods and services from the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks Under the Nice Agreement, published by the World Intellectual Property Organization in Switzerland. This list was developed for the purpose of classifying goods and/ or services, not for the purpose of identifying goods and/or services in U.S. applications. TMEP §1401.02(c).

The USPTO generally requires more definite identifications of goods and/or services than those set forth in the "Alphabetical List." TMEP § 1401.02(c); see 37 C.F.R. §2.32(a)(6); In re Omega SA, 494 F.3d 1362, 1365, 83 USPQ2d 1541, 1543-44 (Fed. Cir. 2007). Descriptions of goods and/or services in applications must be specific, explicit, clear, and concise. TMEP § 1402.0 1; see In re Cardinal Labs., Inc., 149 USPQ 709, 711 (TTAB 1966); Cal. Spray-Chem. Corp. v. Osmose Wood Pres. Co. of Am., 102 USPQ 321, 322 (Comm'rPats. 1954).

Therefore, the USPTO recommends that applicants use the USPTO's US. Acceptable Identification of Goods and Services Manual to assist in writing identifications for U.S. applications. See TMEP§1402.04. This online searchable manual is available at <http://tess2.uspto.gov/netahhtml/tidm.html>.

(IR1163114 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

商品の指定には、スイス所在の世界知的所有権機関が発行する、ニース協定に基づく標章の登録のための商品及びサービスの国際分類における、商品及びサービスの「アルファベット順一覧表」からの文言が含まれている。この一覧表は商品及び／又はサービスを分類する目的で作成されたものであり、米国出願における商品及び／又はサービスを指定する目的で作成されたものではない。TMEP§1401.02(c)。

USPTO は一般的に、「アルファベット順一覧表」に記載されたものと比べてさらに詳細な商品及び／又はサービスを指定するよう要求する。TMEP§1401.02(c); 37 C.F.R. §2.32(a)(6); In re Omega SA, 494 F.3d 1362, 1365, 83 USPQ2d 1541, 1543-44 (Fed. Cir. 2007) を参照。出願における商品及び／又はサービスは、具体的、明確、明瞭及び簡潔に記載しなければならない。TMEP§1402.01 ; In re Cardinal Labs, Inc., 149 USPQ 709, 711 (TTAB 1966) ; Cal. Spray-Chem. Corp. v. Osmose Wood Pres. Co. of Am., 102 USPQ 321, 322 (Comm'rPats. 1954) を参照。

したがって USPTO は、米国出願における書面での指定を支援する、USPTO の US. Acceptable Identification of Goods and Services Manual を利用するよう出願人に推奨する。TMEP§1402.04 参照。このマニュアルはオンライン検索が可能であり、次のウェブサイトから利用できる。<http://tess2.uspto.gov/netahhtml/tidm.html>.

商品又は役務の具体的な表示の考え方については、TMEP§1402 に詳細な説明があり、また、認められる表記の実例については USPTO の ID マニュアルが参考になる。なお、ID マニュアルのガイダンス¹⁵では、注意の必要な商品・役務の表示ごとに、留意点とこれに関連する TMEP のリンクが掲載されている。ここでは、商品・役務の表示についての留意点や表示を決定する際の考え方などが記載してあり、米国における商品又は役務の表示の記載を検討する際に参考となるだろう。

例えば、ID マニュアルによると、類見出しに記載の表示であっても採用され得る表示もいくつかあった¹⁶。具体的には、商品の表示では、第 1 類 “fire extinguishing compositions”、第 2 類 “raw natural resins”、第 5 類 “preparations for destroying vermin”、第 6 類 “transportable buildings of metal”、同 “pipes and tubes of metal”、第 7 類 “incubators for eggs”、同 “automatic vending machines”、第 8 類 “razors”、第 9 類 “apparatus for recording, transmission or reproduction of sound or images”、同 “fire-extinguishing apparatus”、第 10 類 “artificial limbs, eyes and teeth”、同 “suture materials”、第 14 類 “Precious metals and their alloys”、第 16 類 “bookbinding material”、同 “paintbrushes”、同 “printers' type”、同 “printing blocks”、第 17 類 “flexible pipes, not of metal”、第 18 類 “umbrellas and parasols”、同 “walking sticks”、第 19 類 “asphalt, pitch and bitumen”、同 “non-metallic transportable buildings”、同 “monuments, not of metal”、第 21 類 “steelwool”、第 22 類 “sail”、同 “raw fibrous textile materials”、第 23 類 “yarns and threads, for textile use”、第 24 類 “bed covers”、第 29 類 “meat extracts”、同 “edible oils and fats”、第 30 類 “edible ices”、同 “yeast, baking-powder”、同 “mustard”、第 31 類 “natural plants and flower”、同 “live animals”、同 “foodstuffs for animals” などがあった。

役務の表示では、第 37 類 “Building construction”、第 42 類 “design and development of computer hardware and software”、第 44 類 “veterinary services” があった。

これらの表示が採用されうる状況は、本報告書作成時のものであり、今後判断が変更される可能性もあるため、これらの表示が実際に採用されるか否かは、国際出願時等に ID マニュアルを検索し確認することが必要である。

¹⁵ “GUIDANCE ON IDENTIFYING AND/OR CLASSIFYING SPECIFIC GOODS AND SERVICES”, USPTO ホームページ内、URL:

<http://www.uspto.gov/trademark/guides-and-manuals/guidance-users> (アクセス日:2016年1月17日)

¹⁶ ここに記載されている類見出しに記載の表示は、「商品・サービス国際分類表[第 10-2016 版]」である。日本国特許庁ホームページ内、URL:

http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/kokusai_bunrui_10-2016/all.pdf#page=52 (アクセス日:2016年2月9日)

イ 括弧の記載について

商品・役務の表示には、基本的に丸括弧 (parentheses) や角括弧 (brackets) を使用することができない。括弧が使用されていた場合、括弧を削除するよう求められる。

暫定的拒絶通報では、例えば以下のように記載されている。

The identification of goods and services contains parentheses. Generally, parentheses and brackets should not be used in identifications. Parenthetical information is permitted in identifications only if it serves to explain or translate the matter immediately preceding the parenthetical phrase in such a way that it does not affect the clarity of the identification, e.g., "obi (Japanese sash)."

(IR1184012 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

商品及び役務の表示に括弧が含まれる場合。一般的に、丸括弧及び角括弧によって表示してはならない。表示に括弧書きの情報の記載する場合には、例えば「obi (日本の帯)」のように、括弧書きされた語句の直前にある事項を説明又は翻訳する目的に供され、表示の明確性に影響を与えない場合に限り認められる。

例えば、以下のようなものがあつた。

以下、特に注意書きがある場合を除き、左側が国際登録時、右側が指定国における補正後の表示を示す。また、これ以降の表に記載された括弧内の日本語文は、すべて仮訳である (以下同じ)。

<p>(1) packaged tea (other than for medicinal use) (「パック入り茶 (医療用を除く)」) (IR1160884, 第 30 類)</p>	→	<p>packaged tea other than for medicinal use (「医療用を除くパック入り茶」)</p>
<p>(2) burners (gas) (「バーナー (ガス)」) (IR116081, 第 11 類)</p>	→	<p>gas burners (「ガスバーナー」)</p>

上記(1)のように括弧を外すだけの補正指示や、上記(2)のように、括弧を外して文法的に正しく並び替えるような補正指示もあつた。なお、括弧の記載については、TMEP §1402.12 “Parentheses and Brackets Should Not be Used in Identifications of Goods and Services”¹⁷に説明がある。

¹⁷ TMEP§1402.12 “Parentheses and Brackets Should Not be Used in Identifications of Goods and Services”, USPTO ホームページ内、URL : <http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/current/d1e2.xml#/manual/TMEP/current/TMEP-1400d1e2940.xml> (アクセス日 : 2016 年 2 月 8 日)

1402.12 Parentheses and Brackets Should Not be Used in Identifications of Goods and Services

Generally, parentheses and brackets should not be used in identifications of goods and services. The Post Registration Section of the USPTO uses single square brackets to indicate that goods/services have been deleted from a registration either by amendment under 15 U.S.C. §1057, filing of a partial affidavit of continued use under 15 U.S.C. §1058 or 15 U.S.C. §1141k, or filing of a partial renewal application under 15 U.S.C. §1059. The Post Registration Section also uses double parentheses to indicate that certain goods or services are not claimed in an affidavit of incontestability under 15 U.S.C. §1065. See TMEP Chapter 1600 regarding affidavits of continued use or excusable nonuse, renewal applications, affidavits of incontestability, and amendment of registrations.

Therefore, to avoid confusion, applicants should not use parentheses and brackets in the identification of goods or services in an application. The only time parentheses may be used in an identification is when the parentheses merely explain or translate the matter preceding the parenthetical phrase in such a way that it does not affect the clarity of the identification. (以下略)

(仮訳)

1402.12 丸括弧及び角括弧は商品及び役務の記載に使用すべきではない。

一般的に、丸括弧及び角括弧は、商品及び役務の特定に使用すべきではない。USPTOの登録後セクションでは、商品・役務が15 U.S.C. §1057に基づく補正によるもの又は、15 U.S.C. §1058又は15 U.S.C. §1141kに基づく継続使用の部分的宣誓書の提出又は15 U.S.C. §1059に基づく一部更新手続の提出のいずれかを示すためにシングルの角括弧を使用する。また、登録後セクションでは、ある商品又は役務について、15 U.S.C. §106に基づく不可争性の宣誓書を主張しないことを示すのにダブル丸括弧を使用する。継続的使用の宣誓書又は許容可能な不使用、更新手続、不可争性の宣誓書及び登録の補正に関するTMEP第1600章を参照。

それゆえ、混乱を避けるため、出願人は、願書に記載した商品又は役務の特定に丸括弧及び角括弧を使用すべきではない。商品・役務の記載の明確性に影響を与えない方法で、ある用語をその後にくるかっこ内の記載で単に説明する又は翻訳するような場合にのみ丸括弧を使用することができる。

括弧を例外的に使用できる場合としては、例えば、上記の暫定的拒絶通報の文例にあるように、ある国特有の商品又は役務を記載した場合にその翻訳を括弧で示した場合や、又はその逆にその国での名称を括弧で示す場合に認められた例がある。例えば、以下のような例があった。

(3) Japanese pepper powder (sansho powder) [spice] (「和式胡椒の粉 (山椒の粉) [香辛料]」) (IR1162599, 第 30 類)	→	spices, namely, Japanese pepper powder (sansho powder) spice (「香辛料、すなわち和式胡椒の粉 (山椒の粉) の香辛料」)
--	---	--

jelly made from devils' tongue root [Konnyaku] (4) (「こんにゃく芋から作られたゼリー[こんにゃく]」) (IR1196040, 第20類)	→	jelly made from devils' tongue root (Konnyaku) (「こんにゃく芋から作られたゼリー(こんにゃく)」)
--	---	---

なお、上記(3)や(4)に示すように、括弧の記載について、認められ得る例外に該当する場合であっても、括弧の種類は丸括弧とするよう指示がされている。

ウ 指定商品・指定役務の記載における不明確とされる用語について

(i) 指定商品の表示について

指定商品の表示において、使用すると不明確との指摘を受けることが明らかな用語が幾つかある。上記のように、“accessories”、“components”、“devices”、“equipment”、“materials”、“parts”、“systems” 又は “products” といった用語を含む場合、これらの表示は不明確であるとしてさらに特定するよう求められる。補正の方法としては、これらの単語を含む用語の後に“namely,” でその商品の用途や使用の目的などを記載する、若しくは、“namely,”の後ろに具体的な商品を記載したりするよう審査官からの例示がされていることが多い。根拠となる TMEP §1402.03(a)は 6.3.1 (3)を参照。

暫定的拒絶通報では、例えば以下のように記載されている。

In the identification of goods, applicant must use the common commercial or generic names for the goods, be as complete and specific as possible, and avoid the use of indefinite words and phrases. If applicant uses indefinite words such as "accessories," "components," "devices," "equipment," "materials," "parts," "systems" or "products," such words must be followed by "namely," followed by a list of the specific goods identified by their common commercial or generic names. See TMEP §§ 1402.01, 1402.03(a).

(IR1184012 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

商品の表示において、出願人は可能な限り完全かつ具体的に、商品の商業上一般に使用されている名称又は一般的な名称を使用し、不明確な言葉又は語句を避けなければならない。出願人が「付属品 (accessories)」「構成部品 (components)」「装置 (devices)」「装備品 (equipment)」「材料 (material)」「部品 (parts)」「システム (systems)」「製品 (products)」などの不明確な言葉を使用する場合には、その言葉に続き「すなわち (namely)」を記載し、商業上一般に使用されている名称又は一般的な名称によって表示した具体的な商品リストを続いて記載しなければならない。TMEP §§1402.01, 1402.03(a)参照。

あるカテゴリ内の具体的な商品を記載する際には、通常は、“namely”、“consisting of”、“featuring” 又は “comprised of” 等の後にカンマで区切りながら列挙することが求め

られる。カンマを使用することにより、具体的な商品や役務を列記することができる（例えば、第 25 類 “clothing” など）。若しくは、コンピュータに関連する指定商品などの場合は、その機能や目的、分野等を記載する（詳細は後述の 6.3.1(5)アを参照）。

(ii) 指定役務の表示について

役務も商品と同様に、商業上一般に使用されている名称 (common commercial name) 又は一般的な名称 (generic name) で特定する必要がある。指定役務の表示に使用すると不明確であると指摘を受けることが明らかな表現は、“services in connection with,” “such as,” “including,” “and like services,” “concepts,” 又は “not limited to,” などがある。役務の表示に限らないが、特に “including” の記載についての指摘が多く見受けられた。その他の指摘を受けた例としては、“not included in other classes” (IR1173666) や “for example” (IR1154533) があり、いずれも補正するよう指摘されていた。その他の用語については 6.3.1(4)(iii)を参照のこと。

暫定的拒絶通報では、例えば以下のように記載されている。

In the identification of services, applicant must use the common commercial or generic names for the services, be as complete and specific as possible, and avoid the use of indefinite words and phrases. TMEP§1402.03(a). If applicant uses indefinite words and phrases such as “services in connection with,” “such as,” “including,” “and like services,” “concepts,” or “not limited to,” such wording must be followed by “namely,” and a list of the specific services identified by their common commercial or generic names. See id. TMEP §1402.03(a)

(IR1184012 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

役務の表示において、出願人は可能な限り完全かつ具体的に、役務の商業上一般に使用されている名称又は一般的な名称を使用し、不明確な言葉又は語句を避けなければならない。TMEP§1402.03(a)。出願人が「に付帯する役務 (services in connection with)」「…のような (such as)」「…を含む (including)」「及び同様の役務 (and the like services)」「概念 (concepts)」「…に限定されない (not limited to)」などの不明確な言葉及び語句を使用する場合には、その文言に続き「すなわち (namely)」を記載し、商業上一般に使用されている名称又は一般的な名称によって表示した具体的な役務リストを続いて記載しなければならない。TMEP§1402.03(a)参照。

(iii) その他の用語について

不明確であるとの指摘を受けることが明らかなその他の用語には、“in connection to”、“such as”、“relating to” などがあった。ただし、“including” 等については、指摘を受けた後であっても、そのまま登録となった例もあった。また、これらの用語を含む表示をしていた場合、その用語のみを変更するよう求めるものもあった（下線は報告書作成にあたり付記したものである）。

(1) provision of information <u>relating to</u> education (「教育に関する (<u>relating</u>) 情報の提供」) (IR1199625, 第 41 類)	→	provision of information <u>regarding to</u> education (「教育についての (<u>regarding</u>) 情報の提供」) (補正指示は relating to → about)
--	---	---

これら不明確と指摘を受けやすい用語については、TMEP§1402.03(a)に記載がある。該当部分のみ再掲する。

1402.03(a) Inclusive Terminology

The identification should state common names for goods or services, be as complete and specific as possible, and avoid indefinite words and phrases. The terms “including,” “comprising,” “such as,” “and the like,” “and similar goods,” “products,” “concepts,” “like services” and other indefinite terms and phrases are almost always unacceptable.

(仮訳)

1402.03(a) 包括的な用語

表示では、可能な限り完全かつ具体的に商品又は役務の一般的な名称を記載し、不明確な言葉又は語句を避けるべきである。「…を含む (including)」「…からなる (comprising)」「…のような (such as)」「…など (and the like)」「及び同様の商品 (and similar goods)」「製品 (products)」「概念 (concepts)」「同様の役務 (like services)」等の用語、及びその他の不明確な用語及び語句は、ほとんどすべての場合において認められない。

エ セミコロンとカンマについて

異なる種類の指定商品・指定役務を記載する際には、区切りにセミコロンを使用するのに対し、あるカテゴリ内の具体的な商品を記載する際には、通常、“namely”、“consisting of”、“featuring” 又は “comprised of” 等の後にカンマで区切りながら列記する。カンマを使用することにより、具体的な商品を数多く列記することができるが、審査官の判断によっては、異なるカテゴリの商品であるとして、セミコロンで区切ることを求められる場合もある。

暫定的拒絶通報では、例えば以下のように記載されている。

Applicant should use semicolons(;) to separate disparate goods/services. Misuse of the semicolon may result in further confusion and ambiguity and therefore, further required amendments. The comma(,) should be used to separate lists of goods in a category, generally following the prefaces “namely,” “consisting of,” “featuring,” or “comprised of,” etc.

(IR1184012 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

出願人は異なる商品／役務を分離するときにセミコロン (;) を使用すべきである。セミコロンを正確に使用しない場合にはさらなる混同及び漠然性が生じ、結果的にさらに補正が要求される可能性がある。カンマ (,) は、あるカテゴリ内の商品リストを分離するときに使用すべきであり、一般的に「すなわち (namely)」、「…によって構成される (consisting of)」、「…を特徴とする (featuring)」、「…からなる (comprised of)」などの前書きから始める。

例えば、以下のような例があった（以下、下線は本報告書作成時に付記したものである）。

(1) Gloves, clothing, hats (「手袋、被服、帽子」) (IR1153980, 第 25 類)	(補正後の表示) Clothing, namely, coats, jackets, dresses, tops, blouses, T-shirts, shirts, sweaters, pullovers, cardigans, skirts, vests, trousers, pants and jeans → (「被服、すなわち、コート、ジャケット、ドレス、上着、ブラウス、T シャツ、長袖シャツ、セーター、ブルオーバー、カーディガン、スカート、ベスト、長ズボン、半ズボン及びジーンズ」)
	(補正示唆案) Gloves; clothing, namely, {specify types in Class 25 using generic names, e.g., shirts, pants, jackets}; hats; → (「手袋; 被服、すなわち {例えばシャツ、ズボン、ジャケットなどの一般的な名称を使用して第 25 類におけるタイプを特定する} ; 帽子」)
(2) Cookies, pastries, pasta, cereals and savory snacks. (「クッキー、ペストリー、パスタ、シリアル、スナック菓子」) (IR1193139, 第 30 類)	(補正後の表示) Cookies; pastries; pasta; cereals, namely, processed cereals, breakfast cereals, ready-to-eat cereals; savory snacks, namely, cereal-based savory snack foods. → (「クッキー; ペストリー; パスタ; シリアル、すなわち加工シリアル、朝食用シリアル、調理済シリアル; スナック菓子、すなわちシリアルを基本とするスナック菓子食品」)
	(補正示唆案) Cookies; pastries; pasta; cereals, namely, {specify common commercial name for the cereal, e.g. processed cereals, breakfast cereals, ready-to-eat cereals, etc}; savory snacks, {specify Class 30 common commercial name for the cereal, e.g. cereal-based savory snack foods, etc}. → (「クッキー; ペストリー; パスタ; シリアル、すなわち {例

例えば加工シリアル、朝食用シリアル、調理済シリアルなど、シリアルの商業上一般に使用されている名称を特定する} ; スナック菓子、{例えばシリアルを基本とするスナック菓子食品など、シリアルについて第 30 類の商業上一般に使用されている名称を特定する}」)

上記(1)では、暫定的拒絶通報に記載された補正の例示において、“Gloves”、“clothing”、“hats”をそれぞれセミコロンで区切り、そのセミコロンを強調表示して、カンマではなくセミコロンで区切るべきとしている。また、上記(2)でも国際登録時の表示では、“cookies”と“pastries”については、指定商品の表示にカンマを用いていたが、セミコロンで区切った補正示唆案を提示し、さらに“cereals”と“savory snacks”について、{ }の中で“namely”の後ろに続けるべき記載の説明をしている。

オ “or” や “and/or” の記載について

指定商品・指定役務を記載する際に、“or” や “and/or” を使用すると不明確であるとして指摘を受ける場合がある。

例えば、暫定的拒絶通報では以下のように記載されている。

The word “or” suggests that it could be either, but that it isn't necessarily both. If it isn't both, both shouldn't be listed, and if it is both, “and” is accurate.

Generally, the terminology “and/or” and “or” is not sufficiently explicit language in identifications because it is not clear whether applicant is using the mark, or intends to use the mark, on all the identified goods or services. See TMEP §1402.03(a).

(IR1196616 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

「又は (or)」という単語は、そのいずれかであることを示唆するが、常に両方とは限らない。両方でなければ、両方を列挙してはならず、両方であれば「及び (and)」が正確である。

一般的に「及び/又は (and/or)」及び「又は (or)」の文言は、表示された商品又は役務のすべてについて出願人が標章を使用しているのか、あるいは標章を使用する意思を有しているのか明らかでないことから、表示において十分に明確な言語といえない。TMEP§1402.03(a)参照。

商品・役務の表示に “or” や “and/or” が含まれる場合、不明確と指摘される可能性が高い。ただし、全体から使用意図が明確であると考えられる場合は、“or” や “and/or” が含まれていたとしても登録となる場合もある。例えば、以下のようなものがあつた。

<p>(1) electric <u>and/or</u> battery-powered repellents for animals, insects, rodents, dogs, cats, pigeons and birds</p> <p>(「動物用、昆虫用、齧歯動物用、犬用、猫用、鳩用及び鳥用の、電気駆動及び／又はバッテリー駆動の忌避器」)</p> <p>(IR1173623, 第9類)</p>	→	<p>electronic battery-powered animal repellents consisting of audio speakers which emit high-frequency waves for repelling animals with sound.</p> <p>(「音響によって動物を忌避するための高周波を発振する音響スピーカによって構成される、電子式バッテリー駆動の動物忌避器」)</p>
<p>(2) boxes made of paper <u>and/or</u> cardboard, bags made of paper <u>and/or</u> cardboard</p> <p>(「紙製及び／又は厚紙製の箱、紙製及び／又は厚紙製の袋物」)</p> <p>(IR1172772, 第16類)</p>	→	<p>boxes made of paper <u>and/or</u> cardboard, bags made of paper <u>and/or</u> cardboard</p> <p>(「紙製及び／又は厚紙製の箱、紙製及び／又は厚紙製の袋物」)</p> <p>(指摘なくそのまま登録)</p>

上記(1)は“and/or”の記載が不明確であると指摘された例であり、(2)は、そのまま認められた例である。

(5) よくある指摘について (区分別)

以下、指摘の多い区分を中心に、頻繁に指摘があった表示について説明する。

ア 第9類

・ computer programs/software

第9類では、“computer programs/software”や記憶媒体に関する表示について特に指摘が集中していた。

コンピュータプログラムやコンピュータソフトウェアは、日本ではそのままの表記で採用可能であるが、米国ではそのままでは、必ず不明確との指摘を受ける。プログラムやソフトウェアに関しては、その使用分野や使用目的を合わせて記載する必要がある。

例えば、暫定的拒絶通報には、以下のように記載されている。

An identification for computer software must specify the purpose or function of the software. See TMEP §1402.03(d). If the software is fieldspecific, the identification must also specify the field of use. Id. Clarification of the purpose, function, or field of use of the software is necessary for the U SPTO to properly examine the application and make appropriate decisions concerning possible conflicts between the applicant's mark and other marks. See In re N.A.D. Inc., 57 USPQ2d 1872, 1874 (TT AB 2000). For example, applicant may state that the computer software is for database management, word processing, etc.

(仮訳)

コンピュータソフトウェアの表示では、そのソフトウェアの目的又は機能を特定しなければならない。TMEP § 1402.03(d)参照。ソフトウェアの分野が特定されている場合には、特定される使用分野も表示しなければならない。同上。ソフトウェアの目的、機能又は使用分野の明確化は、USPTOが出願を適切に審査し、出願人の標章と他人の標章との間で潜在的な権利抵触が存在していないか適宜判断するために必要である。In re N.A.D. Inc., 57 USPQ 2nd 1872, 1874 (TT AB 2000) 参照。例えば、出願人は、コンピュータソフトウェアがデータベース管理用、ワードプロセッサ用などであると記載することができる。

例えば、以下のようなものがあつた。

<p>(1) Computer software and analytical instruments for laboratory use.) (「研究用コンピュータソフトウェア及び分析装置」)</p>	<p>(補正後の表示) Computer software for database management in the field of immunodiagnostics for monitoring of allergy and asthma; analytical instruments for laboratory use, namely, miniaturized immunoassay platforms in the nature of microassays. (「アレルギー及びぜんそくを観察するための免疫診断学分野におけるデータベース管理用のコンピュータソフトウェア；研究用分析装置、すなわち微量測定の性質を有する微量免疫測定プラットフォーム」)</p>
<p>(IR1155619)</p>	<p>(補正示唆案) Computer software for_ {specify function, e.g., database management, word processing, etc.} in the field of_ {specify field, if field-specific} for laboratory use;)) (「ラボ用 {特定の分野用であれば分野を特定する} コンピュータソフトウェア {機能を特定する。例えば、データベース管理用、ワードプロセッサ用その他}」)</p>

上記(1)では、“Computer software”に対し、“Computer software for_ {specify function, e.g., database management, word processing, etc.} in the field of_ {specify field, if field-specific} for laboratory use;” という太字部分を追記すべきという補正示唆案が提示されていた。“computer programs”や“computer software”と同様の表示のものについても同様の指摘がされている。例えば、“computer software application”や“software packages”も同様の扱いであった。加えて、“programs”、“software”という表示については、上述の目的や用途の記載に加えて“computer”の表示を付けるよう示唆されている。

例えば、以下のようなものがあつた。

	<p>(補正後の表示)</p> <p>software packages, namely, computer programs and computer software for use in creating and managing databases</p> <p>→</p> <p>(「ソフトウェアパッケージ、すなわちデータベース作成及び管理用コンピュータプログラム及びコンピュータソフトウェア」)</p>
<p>software packages</p> <p>(2) (「ソフトウェアパッケージ」)</p> <p>(IR1170831)</p>	<p>(補正示唆案)</p> <p>software packages, namely, {specify type, e.g., computer programs, computer software} for {specify the function of the programs, e.g., use in database management, use as a spreadsheet, word processing, etc. and, if software is content- or field-specific, the content or field of use}</p> <p>→</p> <p>(「ソフトウェアパッケージ、すなわち {例えばデータベース管理用、表計算用、ワードプロセッサ用などプログラムの機能を特定し、そのソフトウェアの内容又は分野が特定されていれば、その使用内容又は分野を特定する} の {例えばコンピュータプログラム、コンピュータソフトウェアなど、タイプを特定する}」)</p>

上記(2)では、“software packages” という指定商品に対し、下線部のような記載を追加する補正をすべきと指摘されている。

・ 記憶媒体 (DVD 他)

記憶媒体に関しては、あらかじめ記憶済か、データが記憶されていないブランクのものかを明確にすべきとの指摘が多かった。暫定的拒絶通報では以下のような説明がなされていた。

the applicant must indicate whether each type of sound, image and data media is blank or pre-recorded. If pre-recorded, the subject matter of the recording must be provided. The applicant must also specify the function of the computer software. The format of the electronic publications as well as the specific type of publication and its subject matter must all be provided

(IR1185330 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

出願人は音響、画像及びデータ媒体の各タイプが、ブランクであるのか又は記憶済であるのか表示しなければならない。記憶済であれば、記憶された主題を提示しなければならない。出願人はさらに、コンピュータソフトウェアの機能も特定しなければならない。電子出版物のフォーマット、並びに公表の具体的なタイプ及びその主題もすべて提示しなければならない。

例えば、以下のようなものがあつた。

<p>compact discs, DVDs and other digital recording media</p> <p>(1) (「コンパクトディスク、DVD 及びその他のデジタル記憶媒体」)</p> <p>(IR1155702)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>pre-recorded compact discs, DVDs and other digital recording media featuring information on home and personal security systems and usage thereof, data processing equipment, computers</p> <p>→</p> <p>(「家庭用及び個人用セキュリティシステム並びにその用途についての情報を特徴とするその他のデジタル記憶媒体、データ処理機器、コンピュータ」)</p> <hr/> <p>(補正示唆案)</p> <p>Amend to: Digital media, namely, pre-recorded DVDs, downloadable audio and video recordings, and CDs featuring {indicate subject matter}</p> <p>→</p> <p>(「デジタル媒体、すなわち記憶済 DVD、ダウンロード可能な音響及び映像記憶物、及び {主題を表示する} を特徴とする CD」)</p>
---	---

イ 第 16 類

・ printed matter

“printed matter”の表示は米国では認められない。“namely,”以降で具体的な商品を特定することが求められる。また、雑誌や書籍についても“magazines”や“books”の表示のみでは認められず、どの分野に関する雑誌や書籍であるかを特定する必要がある。

例えば、暫定的拒絶通報では、以下のように記載されている。

<p>The wording “printing products particularly posters, pamphlets, postcards, catalogs, non-textile labels, printed matter” in the identification of goods is indefinite and overly broad. See TMEP§1402.01. Applicant must specify the subject matter of the pamphlets and catalogs, specify the material composition of the non-textile labels to clearly identify goods in Class 16 only, and applicant must specify the type of printed matter. If the printed matter comprises printed publications, then applicant must specify both the types of publications (e.g., book and magazines) and the subject matter of the publications.</p> <p>(IR1168971 暫定的拒絶通報)</p> <p>(仮訳)</p> <p>商品の表示における「印刷製品 (printing products)、具体的にはポスター、パンフレット、はがき、カタログ、非布製ラベル (non-textile labels)、印刷物 (printed matter)」の文言は不明確であり、過度に範囲が広い。TMEP § 1402.01 参照。出願人はパンフレット及びカタログの主題を特定</p>
--

し、非布製ラベルの材料構成を特定することによって第 16 類の商品のみを明確に表示しなければならず、さらに出願人は印刷物のタイプを特定しなければならない。印刷物が印刷公表物からなる場合、出願人は公表のタイプ（例えば書籍及び雑誌）並びに公表の主題の両方を特定しなければならない。

The wording “books” and “publications, leaflets, magazines (periodicals)” in the identification of goods is indefinite and must be clarified to specify the subject matter of the goods. See TMEP§1402.01. Applicant must also specify the types of “publications” using the generic names for the goods (e.g., newsletters).

(IR1168971 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

商品の表示における「書籍 (books) 」及び「公表物、リーフレット、雑誌 (定期刊行物) (publications, leaflets, magazines (periodicals))」の文言は不明確であり、商品の主題を特定しなければならない。TMEP§ 1402.01 参照。出願人はさらに、商品の一般的な名称（例えば「新聞」）を使用して「公表物」のタイプを特定しなければならない。

例えば、以下のようなものがあつた。

<p>Periodicals, magazines, pamphlets, catalogs.</p> <p>(1) (「定期刊行物、雑誌、パンフレット、カタログ」)</p> <p>(IR1154386, 第 16 類)</p>	<p>Printed periodicals, magazines, pamphlets and catalogs all in the field of interior design, housewares and home furnishings.</p> <p>→ (「印刷定期刊行物、雑誌、パンフレット及びカタログであつて、すべてインテリアデザイン、家庭用品、家具の分野におけるもの」)</p>
<p>calling cards, invitation cards, books, newspapers, publications, leaflets, magazines (periodicals)</p> <p>(2) (「訪問状、招待状、書籍、新聞、公表物、リーフレット、雑誌 (定期刊行物) 」)</p> <p>(IR1168971, 第 16 類)</p>	<p>business cards for others; invitation cards; newspapers; <u>publications, namely, pamphlets, catalogs, books, booklets, leaflets and magazines in the field of travel, luggage, luxury goods, fashion, clothing, sports, and the arts</u></p> <p>→ (「他人のための名刺; 招待状; 新聞; <u>公表物、すなわちパンフレット、カタログ、書籍、冊子、リーフレット及び雑誌</u>であつて、<u>旅行、バッグ類、高級品、ファッション、被服、スポーツ及び芸術の分野</u>におけるもの」)</p>

その他、pamphlets, albums, printed teaching material のような商品にも printed matter と同様の指摘がされていた（例えば、IR1157136）。

・“artists' materials”、“office articles,”

これらの表記についても不明確であるとして具体的な商品を特定するように指摘されていた。暫定的拒絶通報では、例えば、以下のように指摘していた。

The wording “artists' materials” and “office articles (except furniture)” in the identification of goods is indefinite and overly broad and must be clarified to specify the types of these goods in International Class 16 using the common commercial or generic names for the goods. See TMEP§1402.01.

(IR1168971 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

商品の表示における「美術用材料 (artists' materials)」及び「事務用品 (家具を除く) (office articles (except furniture))」の文言は不明確であり、過度に範囲が広いので、その商品の商業上一般に使用されている名称又は一般的な名称を使用して、国際分類第 16 類における商品のタイプが特定されるよう明確化しなければならない。TMEP§1402.01 参照。

これらの表示は、具体的な商品名に補正するか、これらの表示の後に “namely,” 以降で具体的な商品名を記載する補正が必要である。例えば、以下のようなものがあつた。

<p>(3)</p> <p>artists' materials (「美術用材料」) (IR1154906, 第 16 類)</p>	→	<p>artists' materials, namely, pencil and pens, canvas panels, and pastels (「美術用材料、すなわち鉛筆及びペン、キャンバス板、パステル」)</p>
--	---	---

これら以外にも、“Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes” の表記は不明確であるとして指摘を受けている。この表示は類見出しに記載の表示である。例えば、以下のようなものがあつた。

<p>(4)</p> <p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes (「紙、厚紙、及びこれらを材料とする商品であつて他の類に属しないもの」) (IR1155650, 第 16 類)</p>	→	<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes, namely, bags, sacks, coasters (「紙、厚紙及びこれらを材料とする商品であつてその他の類に含まれないもの、すなわち、かばん類、袋物、敷物」)</p>
--	---	--

ウ 第 25 類

米国では類見出しに記載の表示を使用した場合、より具体的な商品名に補正することが求められる (前記 3.3.1(4)参照)。“clothes” と “headgear” は第 25 類で最も多く指定されており、これに伴い暫定的拒絶通報での指摘も最も多かつた。暫定的拒絶通報では、例えば、以下のように指摘していた。

Clothes: Applicant must amend the identification by inserting the word “namely,” after “clothing” and indicating the specific types of clothing items (e.g., shirts, pants, coats, dresses). See TMEP §§1402.01, 1402.03.

(IR1167661 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

被服：出願人は「被服 (clothing)」の後に「すなわち (namely)」の単語を挿入し、被服アイテムの具体的なタイプ (例えばシャツ、ズボン、コート、ドレスなど) を表示することによって、表示を補正しなければならない。TMEP §§1402.01, 1402.03 参照。

Headgear: The wording “headgear” in the identification of goods is too broad and must be clarified because it could include goods in other classes such as helmets in International Class 9. See 37 C.F.R. §2.32(a)(6); TMEP §§1402.01, 1402.03. Applicant must amend this wording to specify type(s) of headgear in International Class 25, e.g., hats and caps.

(IR1167661 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

ヘッドギア：商品の表示における「ヘッドギア (headgear)」の文言は過度に範囲が広く、例えば国際分類第9類のヘルメットなど、その他の区分における商品を含む可能性があるため、明確化しなければならない。37 C.F.R. § 2.32(a)(6) ; TMEP §§ 1402.01, 1402.03 参照。出願人はこの文言を補正し、例えば縁のある帽子、野球帽など、国際分類第25類における「ヘッドギア」のタイプを特定しなければならない。

例えば、以下のようなものがあつた。

<p>Clothing, footwear, headgear.</p> <p>(1) (「被服、履物、ヘッドギア」) (IR1167661, 第25類)</p>	<p>→ <u>Clothing, namely, jumpers, long sleeves, tops, dresses, jeans, jackets, pants, leggings, skirts, swimwear, shirts, t-shirts, blazers, blouses, scarfs, stockings, leg warmers, gloves, belts; footwear; headgear, namely, hats, caps.</u></p> <p>(「被服、すなわちジャンパー、長袖着、上着、ドレス、ジーンズ、ジャケット、ズボン、レギング、スカート、水着、シャツ、Tシャツ、ブレザー、ブラウス、スカーフ、ストッキング、レッグウォーマー、手袋、ベルト；履物；ヘッドギア、すなわち縁のある帽子、野球帽」)</p>
---	---

<p>All clothing in this class including, t-shirts, singlets, hats, thongs, bathers, shorts, sweaters, hoodies.</p> <p>(2) (「Tシャツ、袖なしシャツ、縁のある帽子、ビキニ型水着、水着、半ズボン、セーター、フード付きシャツを含むこの区分のすべての被服」)</p> <p>(IR1171988)</p>	<p>Clothing, namely, t-shirts, singlets, hats, thongs, bathing suits, shorts, sweaters, hooded sweatshirts.</p> <p>→ (「被服、すなわち T シャツ、袖なしシャツ、縁のある帽子、ビキニ型水着、水着、半ズボン、セーター、フード付きシャツ」)</p>
--	---

上記(2)については、下線部について不明確であると指摘されている。
 なお“headgear”については、“headwear”で登録例がある。

<p>Apparel (clothing, footwear, headgear).</p> <p>(3) (「既製服 (衣服、履き物、ヘッドギア))</p> <p>(IR1171746)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>Apparel, namely, shirts, shorts, dresses, footwear, headgear, namely, hats, caps; headwear.</p> <p>(「既製服、すなわちシャツ、半ズボン、ドレス、履き物、ヘッドギアすなわち、縁のある帽子、野球帽；帽子類」)</p> <p>→ (補正示唆案)</p> <p>headgear, namely, [adopt common commercial names, e.g. hats, caps, OR amend to “headwear.”]</p> <p>(「ヘッドギア、すなわち [一般的な商業上の名称にせよ、例えば、縁のある帽子、野球帽又は、「ヘッドウェア」に補正せよ]」)</p>
---	--

上記(3)では、“headgear”に対し、暫定的拒絶通報内の補正示唆案では、“headgear, namely, [adopt common commercial names, e.g. hats, caps, OR amend to “headwear.”]” (ヘッドギア、すなわち [一般的な商業上の名称にせよ、例えば、縁のある帽子、野球帽又は、「ヘッドウェア」に補正せよ]) と記載されている。

エ 第35類

・商品の小売又は卸売について

商品の小売又は卸売に関する指定役務については補正の指摘が多くあった。小売又は卸売に関しては、何に関する小売又は卸売であるかを特定する必要がある。加えて、単純に“retail”や“retail services”では特定されたことにならず、“retail store services”という表記にすべきとの指摘が多かった。“wholesale services”も同様である(下記(1)参照)。

例えば、暫定的拒絶通報には、以下のように記載されている。

The wording “retail and wholesale services” in the identification of services for Class 35 is indefinite and must be clarified to further specify that the nature of the retail and wholesale services. See TMEP§ 1402.01.

(IR1175123 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

第 35 類の役務の表示における「小売及び卸売 (retail and wholesale services)」は不明確であり、小売及び卸売の性質をさらに特定するよう明確化しなければならない。TMEP§1402.01 参照。

例えば、以下のようなものがあつた。

<p>(1) retail and wholesale services for meat (「肉の小売及び卸売」) (IR1175123, 第 35 類)</p>	<p>→ retail <u>store services</u> and wholesale food distributorship services for meat (「食肉の<u>小売店</u>及び食品流通卸売」)</p>
<p>(2) Retail services or wholesale services for foods and beverages (「飲食物の小売及び卸売」) (IR1159495, 第 35 類)</p>	<p>→ Retail <u>store</u> and wholesale <u>store services</u> featuring foods and beverages (「飲食物を<u>特徴とする小売店</u>及び<u>卸売店</u>」)</p>

オ 第 38 類

“telecommunications” を指定する場合、これのみを記載すると不明確であるとの指摘がなされる。この場合どのようなサービスであるのかを特定することが求められる (TMEP§1402.11(a)(iii))。例えば、提供の方法や使用する装置などを記載する。暫定的拒絶通報には、例えば、以下のように記載されている。

“Telecommunications” is indefinite. The applicant must specify the type of telecommunications service in Class 38. For example, "telecommunications consultation" would be acceptable.

(IR1154567 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

「電気通信 (telecommunications)」は不明確である。出願人は第 38 類における通信サービスのタイプを特定しなければならない。例えば「電気通信のコンサルティング (telecommunications consultation)」などが認められる。

例えば、以下のようなものがあつた。下記(1)は上記の暫定的拒絶通報の例であり、(2)は他の案件で同様に指摘され補正された例である。

Telecommunications. (1) (「電気通信」) (IR1154567, 第 38 類)	→ Telecommunications, namely, electronic transmission of voice, data, images, signals and messages. (「電気通信、すなわち音声、データ、画像、信号及びメッセージの電子的送信」)
Telecommunications (2) (「電気通信」) (IR1161093, 第 38 類)	→ Telecommunication services, namely, personal communication services, ISDN services, telecommunications access services, data transmission and reception services via telecommunication means, telecommunication gateway services (「電気通信サービス、すなわち個人向け通信サービス、ISDN サービス、電気通信アクセスサービス、電気通信手段を経由したデータ送受信サービス、電気通信ゲートウェイサービス」)

カ 第 41 類

第 41 類で多く指摘されるのは、“Education”、“(providing of) training”、“entertainment”、“sporting and cultural activities”であった。これらは類見出しに記載の表示であり、この表記のままでは認められない。これらのサービスがどのように提供されるのか、又は具体的にどのようなものなのかを特定することが求められる。なおコンピュータを使った娯楽の提供については、TMEP§1402.11(a)(vii)¹⁸に記載されている。

例えば、暫定的拒絶通報には以下のように指摘されている。下記では { } 内に審査官がどのように補正すればよいかの助言が記載されている。

Education, namely, {specify services in International Class 041 only, e.g., computer education training, education courses relating to the travel industry, and providing classes, seminars, workshops in the field of business, math, languages}; training namely, business training, training courses in the field of {indicate field or subject matter, e.g., computers, web design}; entertainment, namely, {specify services in International Class 041 only, e.g., entertainment in the nature of air shows, entertainment in the nature of live performances by a musical group}; sporting and cultural activities, namely, organizing community sporting and cultural events;
 (IR1161093 暫定的拒絶通報 第 41 類補正示唆案一部抜粋)

¹⁸ TMEP§1402.11(a)(vii) “Computer Entertainment Services”, 参考 URL : <http://tmep.uspto.gov/RDMS/detail/manual/TMEP/current/d1e2.xml#/manual/TMEP/current/TMEP-1400d1e2582.xml> (アクセス日 : 2016 年 2 月 8 日)

(仮訳)

教育、すなわち {例えばコンピュータ教育研修、旅行業に関する教育課程、並びにビジネス、数学、語学の分野における教室、セミナー、ワークショップの提供など、第 41 類のみにおける役務を特定する} ; 研修、すなわちビジネス研修、 {例えばコンピュータ、ウェブデザインなど、分野又は主題を表示する} の分野における研修課程 ; 娯楽、すなわち {例えば航空ショーの性質を有する娯楽、音楽グループのライブ演奏の性質を有する娯楽など、第 41 類のみにおける役務を特定する} ; スポーツ及び文化活動、すなわち地域スポーツ及び文化イベントの運営

例えば、以下のようなものがあつた。なお、下記(1)は上記暫定的拒絶通報に対し補正をした例であり、下記(2)(3)は“Education”の表示についての他の例であり、下記(4)(5)は“training”の表示についての例であり、下記(6)~(8)は“entertainment”、下記(9)(10)は“sporting and cultural activities”の表示についての例である。

(1)	Education (「教育」) (IR1161093)	→	Education services, namely, computer education training, providing classes, seminars, workshops in the field of telecommunications gateway services, monetary transactions by electronic means (「教育サービス、すなわちコンピュータ教育研修、電気通信ゲートウェイサービス、電子的手段による金銭取引の分野における教室、セミナー、ワークショップの提供」)
(2)	Education (「教育」) (IR1162874)	→	Educational services, namely, conducting classes, workshops and seminars in the field of aerospace (「教育サービス、すなわち航空宇宙分野における教室、ワークショップ及びセミナーの実施」)
(3)	education, including providing of training and courses (「研修及び各課程の提供を含む教育」) (IR1173210)	→	education services, namely, providing of training and courses, namely, customized in-company training and courses in the field of personal development and organisational development (「教育サービス、すなわち研修及び各課程の提供、すなわち個人的開発及び組織的開発の分野における、カスタマイズされた社内研修及び各課程」)
(4)	training (「研修」) (IR1161093)	→	providing training in the field of telecommunications gateway services (「電気通信ゲートウェイサービスの分野における研修の提供」)

(5)	<p>training (「研修」)</p> <p>(IR1162874)</p>	<p>providing training for handling scientific instruments and apparatus for research in laboratories → (「研究所での研究用科学機器の取扱いのための研修の提供」)</p>
(6)	<p>entertainment (「娯楽」)</p> <p>(IR1161093)</p>	<p>entertainment, namely, entertainment in the nature of air shows, live performances by a musical group → (「娯楽、すなわち航空ショー、音楽グループのライブ演奏の性質を有する娯楽」)</p>
(7)	<p>entertainment (「娯楽」)</p> <p>(IR1162874)</p>	<p>entertainment services, namely, providing a web site featuring non-downloadable user-generated videos on a wide variety of topics and subjects → (「娯楽サービス、すなわち多様な話題及び対象についてユーザが作成したダウンロード不可能なビデオを特徴とするウェブサイトの提供」)</p>
(8)	<p>television and radio entertainment (「テレビ及びラジオによる娯楽」)</p> <p>(IR1182940)</p>	<p>entertainment services, namely, providing ongoing television and radio programs in the field of news, movies, music and entertainment → (「娯楽サービス、すなわちニュース、映画、音楽及び娯楽の分野における、現在進行中のテレビ及びラジオ番組の提供」)</p>
(9)	<p>sporting and cultural activities (「スポーツ及び文化活動」)</p> <p>(IR1161093)</p>	<p>sporting and cultural activities, namely, organizing community sporting and cultural events → (「スポーツ及び文化活動、すなわち地域スポーツ及び文化イベントの運営」)</p>
(10)	<p>sporting and cultural activities (「スポーツ及び文化活動」)</p> <p>(IR1182498)</p>	<p>organizing sporting and cultural activities → (「スポーツ及び文化活動の運営」)</p>

キ 第 42 類

第 42 類においても、類見出しに記載の表示についての指摘が多かった。すなわち、“Scientific and technological services, and research and design relating thereto”、“industrial analysis and research services” の表記への指摘である。他方、“design and development of computer hardware and software”については、採用されている例があった（例えば、IR1155702）。

このような表記であった場合、他の区分と同様に、これらのサービスがどのように提供されるのか、又は具体的にどのようなものなのかを特定することが求められる。

例えば、暫定的拒絶通報においては、以下のように指摘されている。

Scientific and technological services and research and design relating thereto-indefinite. Specify services, e.g., Scientific and technological services, namely, {specify type of services, e.g., scientific research, analysis, testing, etc.} in the field of {indicate field or subject matter}; Scientific and technological services, namely, research and design in the field of {insert computer-related field, e.g., computer networking hardware, computer datacenter architecture, etc.}, etc.

(IR1155702 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計は不明確である。例えば、科学的及び技術的サービス、すなわち {分野又は主題を記載する} の分野における {科学調査、分析、試験など、役務のタイプを特定する} ; 科学的及び技術的サービス、すなわち {例えばコンピュータネットワークワーキングハードウェア、コンピュータデータセンターアーキテクチャなど、コンピュータ関連分野を挿入する} の分野における調査及び設計など、役務を特定する。

Industrial analysis and research services-indefinite. Specify services, e.g., Testing, analysis, and evaluation of {indicate goods or services of others} to assure compliance with industry standards; Scientific and technological services, namely, {specify type of services, e.g., scientific research, analysis, testing, etc.} in the field of {indicate field or subject matter}, etc.

(IR1155702 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

工業上の分析及び調査は不明確である。例えば、工業基準適合を確認するための {他の商品又は役務を記載する} の試験、分析及び評価; 科学的及び技術的サービス、すなわち {分野又は主題を記載する} の分野における {例えば科学調査、分析、試験など、役務のタイプを特定する} など、役務を特定する。

その他、コンサルティングや、調査研究に関する表示なども同様の指摘がなされていた。

例えば、以下のようなものがあった。

<p>(1) Scientific and technological services, and research and design relating thereto (「科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計」) (IR1150702)</p>	<p>Scientific and technological services, namely, research and design in the field of electronic and mobile technology of home and personal security systems and computer software applications and other computer applications → (「科学的及び技術的サービス、すなわち家庭用及び個人用セキュリティシステムの電子及びモバイル技術、並びにコンピュータソフトウェアアプリケーション及びその他のコンピュータアプリケーションの分野における、調査及び設計」)</p>
<p>(2) Scientific and technological services, and research and design relating thereto (「科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計」) (IR1161093)</p>	<p>Scientific and technological services, namely, scientific research, technology consultation and research in the field of monetary transactions by electronic means, technology supervision and inspection in the field of financial transactions by electronic means and research and design relating thereto → (「科学的及び技術的サービス、すなわち科学調査、電子的手段による金銭取引の分野における技術コンサルティング及び調査、電子的手段による金銭取引の分野における技術監督及び検査、並びにこれらに関する調査及び設計」)</p>
<p>(3) industrial analysis and research services (「工業上の分析及び調査」) (IR1150702)</p>	<p>installation and repair of computer software applications in the field of electronic and mobile technology of home and personal security systems → (「家庭用及び個人用セキュリティシステムの電子及びモバイル技術の分野における、コンピュータソフトウェアアプリケーションのインストール及び補修」)</p>
<p>(4) computer hardware consultancy (「コンピュータハードウェアのコンサルティング」) (IR1156090)</p>	<p>consultancy in the design and development of computer hardware → (「コンピュータハードウェアの設計及び開発におけるコンサルティング」)</p>
<p>(5) technical project studies (「技術プロジェクト研究」) (IR1157053)</p>	<p>technical project studies, namely, technical research in the field of information technology → (「技術プロジェクト研究、すなわち情報技術分野における技術調査」)</p>

<p>Consultancy and information in the fields of biotechnology, also in connection with innovation.</p> <p>(6) (「バイオ技術の分野における、さらにイノベーションに関する、コンサルティング及び情報」)</p> <p>(IR1157076)</p>	→	<p>providing information in field of biotechnology innovation.</p> <p>(「バイオ技術イノベーションの分野における情報の提供」)</p>
---	---	--

・コンピュータに関連する第 42 類の役務について

例えば、「電子計算機用プログラムの設計」や「電子計算機用プログラムの提供」のような役務の場合、他人のためにするものであることを明確に特定する必要がある。例えば、TMEP§1402.11(a)(viii)には、認められる記載例として以下のような表示を挙げている。

1402.11(a)(viii) Computer Design and Development Services

Generally, these services are in Class 42. It is important to remember that these services must be performed for the benefit of others. If an applicant is developing its own software, it is not engaging in a recognized service. (See TMEP §§1301.01 et seq. regarding activities that do not constitute services.) If the services are identified as “computer design and development services,” the specimens must show that the applicant provides these services for other parties. Some acceptable identifications are:

“Computer software design and development services for others.”

“Computer services, namely, creating and maintaining websites for others.”

“Duplication of computer programs.”

(TMEP§1402.11(a)(viii))

(仮訳)

1402.11(a)(viii) コンピュータデザイン及び開発サービス

一般に、これらのサービスは第 42 類に属する。これらのサービスが他人の利益のために行われなければならないものであることに留意するのは重要である。出願人が自ら使用するためのソフトウェアを開発する場合は、サービスとして認められる行為ではない。(TMEP§§1301.01 以下のサービスとして認められない活動に関する箇所を参照。) そのサービスが「コンピュータデザイン及び開発サービス」として特定される場合は、出願人がこれらのサービスを他人のために提供することを示さなければならない。採用可能な例は以下のとおりである。

「他人のためのコンピュータソフトウェアの設計及び開発」

「コンピュータサービス、すなわち他人のためのウェブサイトの創作及び保守」

「コンピュータプログラムの複製」

また、プログラムの機能や目的などを特定すべきであるとの指摘を受ける場合もある。この場合、第9類の“computer programs/software”を指定する場合の注意事項と同様である (TMEP§1402.11(a)(viii))。

例えば、暫定的拒絶通報では、以下のように指摘されていた。

The words “providing downloadable computer programs,” in the identification in the application is indefinite and must be clarified because the function has not been specified. See TMEP§§1402.01, 1904.02(c)(iii).

(IR1207997 暫定的拒絶通報)

(仮訳)

出願の表示における「ダウンロード可能なコンピュータプログラムの提供 (providing downloadable computer programs)」の文言は不明確であり、その機能が特定されていないので、明確化しなければならない。TMEP§§1402.01, 1904.02(c)(iii)参照。

例えば、以下のような事例があった。

<p>(1) Providing computer programs for tracking websites of others to provide details about user click traffic or visits to the website (「他人のウェブサイトを追跡し、ユーザのクリックトラフィック又はウェブサイト訪問に関する詳細を提供するためのコンピュータプログラムの提供」) (IR1207997)</p>	→	<p>providing temporary use of non-downloadable computer software for tracking websites of others to provide information and analysis of user click traffic or visits to the website. (「他人のウェブサイトを追跡し、ユーザのクリックトラフィック又はウェブサイト訪問の情報及び分析を提供するための、ダウンロード不可能なコンピュータソフトウェアの一時的利用の提供」)</p>
<p>(2) Providing computer programs (「コンピュータプログラムの提供」) (IR1155467)</p>	→	<p>Providing temporary use of online non-downloadable computer programs in the fields of music and sound reproduction, recording, and video games (「音楽及び音声再生、録音及びテレビゲームの分野における、オンラインのダウンロード不可能なコンピュータプログラムの一時的利用の提供」)</p>
<p>(3) hosting computer sites (web sites) (「コンピュータサイト (ウェブサイト) のホスティング」) (IR1150702)</p>	→	<p>hosting the web sites of others on a computer server for a global computer network (「インターネット用コンピュータサーバ上での他人のためのウェブサイトのホスティング」)</p>

<p>data conversion of computer programs and data (not physical conversion)</p> <p>(4) (「コンピュータプログラム及びデータのデータ変換 (物理的変換を除く)」)</p> <p>(IR1156090)</p>	<p>→</p> <p>data conversion of computer programs and data, not physical conversion</p> <p>(「物理的変換を除く、コンピュータプログラム及びデータのデータ変換」)</p>
<p>technical project studies</p> <p>(5) (「技術プロジェクト研究」)</p> <p>(IR1157053)</p>	<p>→</p> <p>technical project studies, namely, technical research in the field of information technology</p> <p>(「技術プロジェクト研究、すなわち情報技術分野における技術調査」)</p>
<p>Consultancy and information in the fields of biotechnology, also in connection with innovation.</p> <p>(6) (「バイオ技術の分野における、さらにイノベーションに関する、コンサルティング及び情報」)</p> <p>(IR1157076)</p>	<p>→</p> <p>providing information in field of biotechnology innovation.</p> <p>(「バイオ技術イノベーションの分野における情報の提供」)</p>

6. 3. 2 韓国

(1) 概要

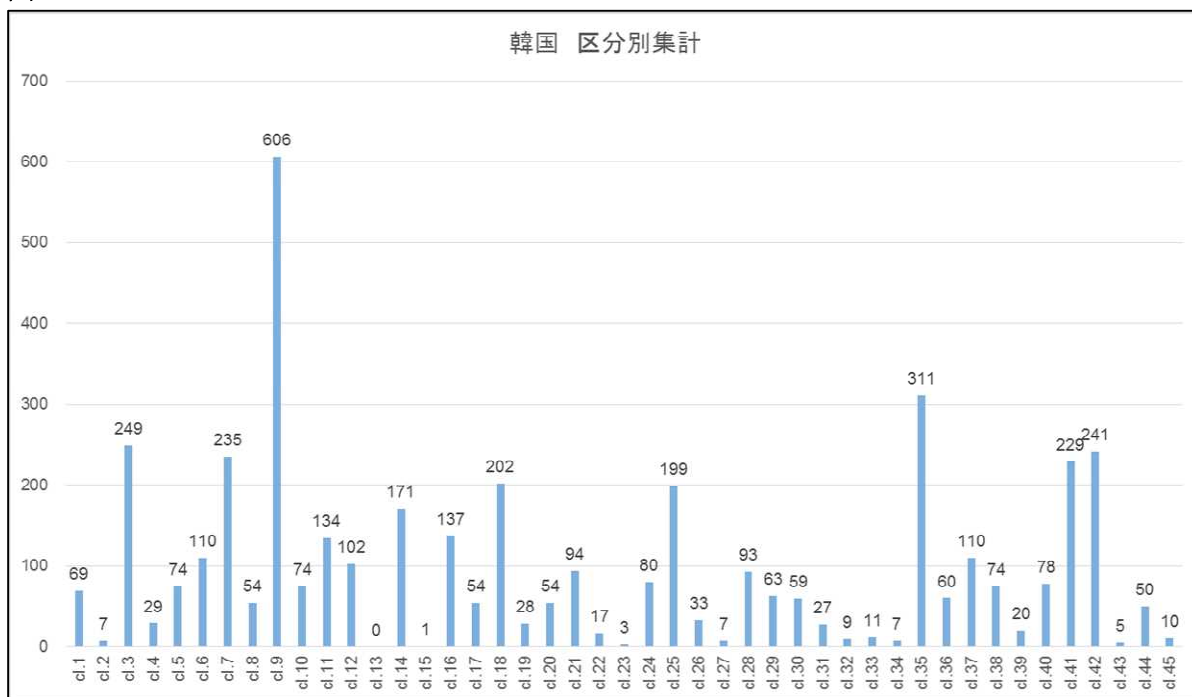
韓国では、独自の商品・役務の表示のリストを有しており、そのリストに掲載されている表示を用いることを推奨している。ニース国際分類の類見出しに記載の表示及びアルファベット順一覧表に記載の表示を用いる場合は、韓国でも採用されているかの確認が必要となる。登録例や補正例からみると、比較的類見出しに記載の表示やアルファベット順一覧表に記載の表示が採用されている傾向にあるが、後述の第3類“soap”などのように特定の商品・役務の表示について集中的に不明確との指摘がされている傾向にある。

(2) 区分別集計

2013年において、韓国を指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、2,978件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数²は、2,467件であり、割合としては82.84%であった。この案件数は、今回の調査では米国、日本に次いで第3位であった。

指定商品・指定役務の表示が不明確であるとの理由による暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件を区分別に集計をしたのが下記の図1である。

図 1



¹ なお、暫定的拒絶通報のデータを取得できなかった案件は除いている。

² 表示が不明確であるとの拒絶理由があっても、補正されずに登録となった案件は含まれていない。

指定商品・指定役務の表示が不明確であると指摘された区分は、第9類が突出して多く、以下、第35類、第3類、第42類、第7類、第41類の商品又は役務の表示に関する指摘が多かった。

(3) 根拠条文等

商品・役務の指定について、韓国商標法³第10条第1項⁴に基づき、出願人は、「産業通商資源部令が定める商品類区分に従い1又は2区分以上の商品を指定して商標ごとに出願しなければならない」。また、出願の際には「産業通商資源部令が定めるところに従い、一つの出願書に商品とサービス業を同時に指定することができる」（韓国商標法第10条第1項）とされている。商品・役務の表示が不明確との拒絶理由は、この商標法第10条第1項に基づいている。

また、韓国では、商品や役務の表示は具体的に明確に記載しなければならず（韓国商標審査基準⁵第2部第4章1.1.1⁶）、原則、「商品及びサービス業の名称と類区分に関する告示」⁷（以下、「商品役務告示」という。）に記載されている商品・役務名を記載することになるが、出願人は、「商品役務告示」に記載されている商品・役務名とは異なるものを選択することも可能である（同審査基準第2部第4章1.1.1）。この場合、「そ

³ 「韓国商標法（2014年6月11日）日本語翻訳」、崔達龍国際特許法律事務所 法令関連資料、URL：<http://www.choipat.com/menu31.php?id=26&category=0&keyword=>（アクセス日：2016年1月21日）、（特許庁ホームページ内「外国産業財産権制度情報」内「大韓民国」のリンクより。URL：http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm（アクセス日：2016年1月21日）

⁴ なお、英文ではこのように記載されている。「Article 10 A Single Application for a Single Trademark (1) The person seeking to register a trademark shall file an application for each trademark, designating one or more classes of goods from the classification of goods prescribed by ordinance of the Ministry of Commerce, Industry and Energy. In this case, goods and services may be designated together in a single application.」（「第10条（1商標1出願）①商標登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令が定める商品類区分に従い1又は2類区分以上の商品を指定して商標ごとに出願しなければならない。この場合、産業通商資源部令が定めるところに従い一つの出願書に商品とサービス業を同時に指定することができる。」）日本語訳は前記脚注4を参照した。

⁵ 「韓国商標審査基準（2015年1月1日）」、韓国特許庁ホームページ内 URL：http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=30731&catmenu=m06_03_02（アクセス日：2016年1月25日）

⁶ 前記脚注5参照、第73頁～第74頁（仮訳：1.1.1 指定商品・サービス業は「商品告示」に記載されている商品・サービス業の名称（以下「正式商品名」という。）を記載することが原則であるが、出願人が新たな商品・サービス業の名称（以下「非正規の商品名称」という。）も自由に記載することができる。ただし、非正規の商品は、実際の取引価格の社会で独立した商取引の対象となっている必要があり、その名称は、具体的に特定することができる程度に明確に記載しなければならない。）

⁷ 「商品役務告示」：韓国商標法第10条第2項並びに規則第40条第1項後段及び同条第2項後段により特許庁が定めて告示した「商品及びサービス業の名称と類区分に関する告示（상품 및 서비스업의 명칭과 류 구분에 관한 고시）」（特許庁告示第2015-38号2015年12月23日告示、2016年1月1日施行）、韓国特許庁ホームページ内、URL：<http://law.go.kr/LSW/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000035686>（アクセス日：2016年1月27日）

の商品は取引界において独立した商取引の対象となっている必要があり、その表示は具体的に特定することができる程度に明確に記載しなければならぬ（同審査基準第2部第4章1.1.1）ない。さらに、韓国は、独自の類似群コードを用いており、「商品役務告示」に記載されていない商品・役務名は、一つの商品区分に収まるものであり、かつ一つの類似群コードのみに該当する場合、採用される（同審査基準第2部第4章2.1.2⁸）。したがって、韓国では、独自の商品・役務表示が用いられており、類見出しに記載の表示並びにニース国際分類のアルファベット順一覧表にある商品・役務の表示を使用する場合は、韓国においても採用されているか確認が必要である。なお、WIPOのホームページ上では、ニース国際分類の類見出しに記載の表示及びアルファベット順一覧表にある商品・役務の表示を採用していないと掲載されている⁹。ただし、後述する例では、認められている表示もある。

なお、現行の審査基準は2015年1月1日に改定されたが、その改定前は、指定商品の表示に包括的な表示を使用できない（2015年改定前の韓国審査基準¹⁰第31条④）とあった。そして、ある指定商品の表示が包括的であるか否かの判断は、韓国特許庁が告示した「商品役務告示」に規定された商品名が基準とされ（旧韓国審査基準第31条⑤）、さらに「指定商品の包括性又は明確性可否の判断は、原則として（韓国商標）法第10条第2項並びに規則第40条第1項後段及び同条第2項後段により特許庁が定めて告示した「商品及びサービスの名称と類区分に関する告示」に規定された商品名を基準とする」とあった。

本調査研究で対象とした案件は、2013年の国際登録であり、韓国特許庁による審査が行われた時期を考慮すると、この審査基準の改定前と改訂後の審査結果が存在する可能性がある。

（4）指定商品・指定役務の表示に関する補正指示の特徴

ア 類見出し（Class heading）に記載の表示の扱いについて

韓国では、上述のように、「商品役務告示」に記載されていない包括的な表示については、その流通する商品が具体的に特定することができる程度に明確に記載され、1区

⁸ 前記脚注5参照、第75頁～第76頁（仮訳：2.1.2 指定商品の名称を「商品告示」に規定された正式商品名ではなく、非正式商品名で記載した場合、審査官が実取引社会では、商品が現実的に存在して、1つの商品類と1つの類似群コードのみと判断した場合には、これを認めることができる。ただし、審査官が非正規商品の機能・用途などの属性と生産・流通等の取引の実態を知ることができない場合には、法第10条第1項の規定により拒絶理由を通知して、出願人から指定商品に関する説明資料を提出させてその認定するかどうかを判断しなければならない。）

⁹ 「Member Procedures - Republic of Korea - Miscellaneous, Nice Classification」、WIPO ホームページ内、<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/kr.html?part=misc>（アクセス日：2016年2月15日）なお、このように記載されている。「Nice Classification : The Office does not accept all the alphabetical lists of goods/services in the NICE classification.」（仮訳：ニース分類：庁は、商品・役務のニース分類におけるすべてのアルファベット順一覧表を採用しない。）

¹⁰ 「韓国商標審査基準（2013年12月30日改正）日本語翻訳」、JETRO seoul ホームページ内 URL: http://www.jetro-ipr.or.kr/lawJudge_list.asp（アクセス日：2016年1月23日）

分1類似群コードに収まる場合に指定商品・指定役務の表示として使用することができる。この場合、米国ほどの詳細な記載は求められていないようである。例えば、類見出しに記載の表示を使用した場合、米国では不明確であるとの指摘がなされるが、韓国においては、幾つかの表示については補正の指示がなされているものの、採用される表示もあった（例えば、第3類など。後述する補正例参照）。

また、指定商品の表示に、「これらを材料とする商品であって他の類に属しないもの」という表示が含まれる場合、その部分について不明確であるとの指摘がなされている。

例えば、以下のような例がある。なお、下記表の左列は、審査官から指摘があった指定商品・指定役務の表示を示し、表示のうち一部のみ指摘があった場合は、下線により指摘箇所を示している。また、下記表の右列は、補正後の表示であり、審査官から補正の示唆案があった場合は、その下に示した。また、下記表内の日本語は仮訳である。

<p>Paper, cardboard and goods <u>made from these materials, not included in other classes</u></p> <p>(1) (「紙、厚紙、及びこれらの材料から作られた商品であってその他の類に含まれないもの」) (IR1158452、第16類)</p>	<p>(補正後の表示) Paper, cardboard and goods made from paper and cardboard namely paper tapes, boxes made of paper or cardboard, paper sacks for wrapping</p> <p>→ (「紙、厚紙、並びに紙及び厚紙から作られた商品、すなわち紙テープ、紙又は厚紙製の箱、包装用紙袋」)</p> <p>(該当部分の補正示唆案) → paper tapes; boxes made of paper</p> <p>(「紙テープ；紙製の箱」)</p>
<p>Precious metals and their alloys <u>and goods in precious metals or coated therewith not included in other classes</u></p> <p>(2) (「貴金属及びその合金、並びに貴金属製又は貴金属コート製の商品であってその他の類に含まれないもの」) (IR1158759、第14類)</p>	<p>(補正後の表示) Precious metals and their alloys; accessories of precious metal; boxes of precious metal</p> <p>→ (「貴金属及びその合金；貴金属製装飾品；貴金属製の箱」)</p> <p>(該当部分の補正示唆案) → accessories of precious metal; boxes of precious metal</p> <p>(「貴金属製装飾品；貴金属製の箱」)</p>

<p>goods made of these materials and not included in other classes (3) (「これらの材料製の商品であってその 他の類に含まれないもの」) (IR1162011、第 18 類)</p>	<p>(削除補正) → (補正示唆案 : boxes made of leather) (「革製の箱」)</p>
--	--

上記表の(1)及び(2)は、それぞれ第 16 類と第 18 類の類見出しに記載の表示である。そして、その表示の表記すべてが不明確であるというのではなく、その一部の“and”以降の部分について不明確であると指摘している。暫定的拒絶通報に示された補正示唆案では、具体的な商品の例が挙げられているが、実際には、それぞれの表記の冒頭部分である“Paper, cardboard”や“Precious metals”を残したまま、審査官による補正示唆案を取り入れた表記で採用されている。

イ 「(～を除く。)」の記載について

なお、「(～を除く。)(except ～)」の記載は、商品・役務名が不明確とならない限りにおいて認められているようである。例えば、下記のような例があった。

<p>grass weave good (1) (「草編み製品」) (IR1182621、第 20 類)</p>	<p>(削除補正) → (補正示唆案 : plaited straw {except matting};) (「わら編み製品(マットを除く。)」)</p>
<p>retail services and wholesale services for cleaning tools and washing utensils (2) (「清掃用具及び洗浄用品の小売サー ビス及び卸売サービス」) (IR1184517、第 35 類)</p>	<p>→ retail services and wholesale services for cleaning tools and washing utensils (other than electric) (「清掃用具及び洗浄用品(電気式のものを除く。) の小売サービス及び卸売サービス」)</p>

ウ 商品・役務名の記載方法について

商品・役務の名称の記載方法は、「「用途+材料+方式+商品名・役務名」のように表示することを原則とする(例:「家庭用アルミ製非電気ミキサー」)ただし、慣用的な表現や法令に記載されている名称はこの限りではない(韓国類似商品・役務審査基準¹¹、第 6 条¹²)と類似商品・役務審査基準に記載がある。この表記は韓国語による表記の場合の原則である。

¹¹ 「韓国類似商品・役務審査基準」、韓国特許庁ホームページ内、URL :

なお、外国語で表記された場合の特例としては、「商品・役務の表示について「商品役務告示」で認められていない名称を具体化するために「namely」と表示されている場合には、「namely」以降の指定商品が個別具体的に表現されている場合、これを認め」（韓国審査基準第9部第1章2.1¹³）とある。なお、同様の目的で「particularly」又は「in particular」を用いている場合、「これらの用語に続けて指定商品が個別具体的に表現されていたとしても、当該名称は認められない」（韓国審査基準第9部第1章2.2¹⁴）とされている。ただし、「認められる商品の表示の後に「particularly」又は「in particular」を使用している場合は、この限りではない」（韓国審査基準第9部第1章2.2）とあり、全体として明確に記載されていると判断される場合はこれらの用語も認められ得る。

エ 括弧について

韓国では、指定商品・指定役務の表示に括弧を用いることができる。現在使用可能な括弧は、小括弧「（）」のみであり、下記のような場合に使用することができる¹⁵。

-（）は、当該商品・役務の名称が複数で使用され選択的に使用できる場合、該当商品・役務の名称の範囲が限定されており、又は限定する必要がある場合、該当商品・役務の名称の意味を明確にし、又は説明する必要がある場合に使用することができる（例示：內衣（下着）、空気拳銃（おもちゃ）、장（長）椅子¹⁶）

（韓国類似商品・役務審査基準 第4条）

（5）よくある指摘について（区分別）

以下では、指摘の多い区分を中心に、頻繁に指摘を受けていた表示について説明する。

<http://law.go.kr/LSW/admRulLsInfoP.do?admRulSeq=2100000035683>（アクセス日：2016年1月27日）

¹² 前記脚注11を参照。第8頁（仮訳：第6条（商品やサービス業の名称と記載方法）商品、サービス業の名称は、「用途+材料+方式+商品名。サービス業名」と同じように表示することを原則とする（例：家庭用アルミ製非電気式ミキサー）。ただし、慣用的な表現や法令に規定された名称は、従前の例に従う。）

¹³ 前記脚注5を参照。第429頁（仮訳：2. 英語の指定商品についての審査 2.1 指定商品の表現において「商品基準」で認められていない名称を具体化するために「namely」と表示されている場合には、「namely」以降の指定商品が個別の具体的表現されている場合、これを認めている。）

¹⁴ 前記脚注5を参照。第429頁（仮訳：2.2 指定商品の表現において「商品基準」で認められていない名称を具体化するために「particularly」又は「in particular」と表示された場合には、「particularly」又は「in particular」以降の指定商品が個別の具体的表現されても全商品名称を認めていない。ただし、「商品基準」上認められる商品名称の後に「particularly」又は「in particular」と表示した場合には、この限りでない。）

¹⁵ 改訂前の審査基準では、商品・役務の表示における括弧の用法が規定されており、小括弧「（）」、波括弧「{ }」及び角括弧「[]」が用途別に使い分けられていた。

¹⁶ 장（長のハンゲル）の漢字表記を括弧に併記したもの。

ア 第3類

第3類の指定商品では、“soaps”の表示に指摘が集中していた。指摘の内容としては、個人用か否かを特定するような補正指示が多かった。なお、“soaps”は類見出しに記載の表示である。

他の類見出しに記載の表示については、特に指摘をしている暫定的拒絶通報は見当たらなかった。例えば、IR1157961の暫定的拒絶通報では、第3類の指定商品はすべて類見出しに記載の表示の表記となっている。このうち、不明確であると指摘をしているのは“soap”のみであり、他はそのまま登録となっている（なお、当該案件は、出願人により自発的に商品の区切りを変更しているが、認められている）。

登録例 (IR1157961、第3類)

<p>(1)</p> <p>Bleaching preparations and other substances for laundry use; Cleaning, polishing, scouring and abrasive preparations; <u>Soaps</u>;</p> <p>Perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions;</p> <p>Dentifrices.</p> <p>(漂白剤その他の洗濯に用いる物質; 洗浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤; <u>石けん</u>; 香料類及び香水類、精油、化粧品、ヘアローション; 歯磨き)</p>	<p>→</p> <p>(補正後の表示)</p> <p>Bleaching preparations and other substances for laundry use; Cleaning, polishing, scouring and abrasive preparations; <u>soaps for personal use</u>; <u>Perfumery</u>; essential oils; cosmetics; hair lotions; Dentifrices.</p> <p>(漂白剤その他の洗濯に用いる物質; 洗浄剤、つや出し剤、擦り磨き剤及び研磨剤; <u>個人使用の石けん</u>; 香料類及び香水類、精油、化粧品、ヘアローション; 歯磨き)</p>
	<p>→</p> <p>(補正示唆案)</p> <p>Soaps (not for personal use); Soaps for personal use ... etc</p> <p>(「石けん (個人使用でない) ; 個人使用の石けん」... 他)</p>

不明確との指摘を受けた表示としては、例えば、以下のようなものがあった。

<p>(1)</p> <p>soaps</p> <p>(「せっけん」)</p> <p>(IR1170219)</p>	<p>→</p> <p>soaps for personal use</p> <p>(「個人使用のせっけん」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(2)</p> <p>Soaps</p> <p>(「せっけん」)</p> <p>(IR1168726)</p>	<p>→</p> <p>(補正後の表示)</p> <p>soaps for personal use; cosmetic soaps; beauty soaps; facial washes.</p> <p>(「個人使用のせっけん; 化粧せっけん; 美容せっけん; 洗顔剤」)</p>

	(補正示唆案) Soaps (not for personal use); Soaps for → personal use (「せっけん (個人使用ではないもの) ; 個人用せっけん」)
(3) soaps (「せっけん」) (IR1170686)	soaps for personal use; soaps (not for personal use) → (「個人用せっけん; せっけん (個人使用ではないもの)」 (補正示唆案も同じ)
(4) Perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions, dentifrices, soaps. (「香料類及び香水類、精油、化粧品、ヘアローション、歯磨き、 <u>せっけん</u> 」) (IR1162079)	Perfumery; essential oils; cosmetics; hair lotions; dentifrices; <u>soaps, namely soaps for personal use, soaps {not for personal use}, cosmetic soaps, bath soap, soaps for body care, medicated soap {not for medical use}, perfumed soaps, laundry soaps.</u> → (「香料類及び香水類; 精油; 化粧品; ヘアローション; 歯磨き; <u>せっけん、すなわち個人使用のせっけん、せっけん(個人使用ではないもの)、化粧品せっけん、入浴用 せっけん、ボディケア用せっけん、薬用せっけん(医療用ではないもの)、香水せっけん、洗濯用せっけん</u> 」)

“soap” を補正する場合、少なくとも個人使用目的のものか否かを特定する必要があるようである。“soap” を指摘している暫定的拒絶通報の多くでは、“for personal use” の表記を追加するよう示唆があった (上記(1)や(2)など)。また、「個人使用ではないもの (not for personal use)」も含めて両方とも記載するようとの示唆がある場合もあった (上記(2))。他の出願においても、“soaps for personal use; soaps (not for personal use)” と補正して登録となっている (上記(3))。

上記(4)では、“soap” にのみ指摘がされ、これ以外の “Perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions, dentifrices” には指摘がない。この “Perfumery・・・” も類見出しに記載の表示であるが、表示が不明確との指摘なく登録となっている。

“soap” 以外の指定商品で指摘を受けた表示は、例えば、以下のような例があった。

(5) non-medicated skin care preparations (「非医療用のスキンケア製品」) (IR1160477)	(補正後の表示) cosmetic skin care preparations → {non-medicated} (「化粧品用スキンケア製品 (医療用ではないもの)」)
--	---

		(補正示唆案) → Cosmetic creams for skin care: ... etc. (「スキンケア用化粧クリーム; …」等)
(6)	skincare products; hair care products. (「スキンケア製品;ヘアケア製品」) (IR1170686)	→ cosmetic preparations for skin care; hair care lotions. (「スキンケア用化粧品;ヘアケア用ローション」) (補正示唆案も同じ)
(7)	mouthwash (「マウスウォッシュ」) (IR1172278)	→ mouth washes {not for medical purposes} (「マウスウォッシュ (医療用ではないもの)」)
(8)	breath freshener (「口臭消臭剤」) (IR1160477)	→ breath freshener {for non-medical purposes} (「口臭消臭剤 (医療用ではないもの)」) (補正示唆案も同じ)

“soaps” 以外の指定商品としては、例えば、化粧品関連の指定商品である場合、“cosmetic...”とするような指示があった (例えば、上記(5)(6))。また、口腔用の商品の場合、医薬品ではないことを明示する表示を追加するような指示があった (例えば、上記(7)(8))。

イ 第7類

第7類は、特殊な機械や工作機械、手持ち用の工具や器具及び陸上の乗物用の原動機を除く、いわゆる機械及び工作機械等が含まれる区分である。この区分においては、そのままの表示では、他の区分に属する商品が含まれると考えられる場合に商品の表示が不明確と指摘するものが多かった。この場合、括弧を用いて機械又は機械の部品であることを限定するか、“for machine”等の記載を追加するか、若しくは、当該区分で除かれる商品であることを明示するといった補正により、登録となっていた。なお、単に“machines”や“machine parts”のみでは不明確であるとし、そのような機械か又はどのような機械の部品であるかは少なくとも記載する必要がある。

例えば、以下のような例があった。

(1)	Machines and machine tools (「機械及び工作機械」) (IR1185509)	(補正後の表示) → Woodworking machines and machine tools (「木材加工用の機械及び工作機械」)
-----	---	--

		(補正示唆案) → Metalworking machines (「金属加工機械」)
(2)	machine parts (「機械部品」) (IR1185509)	woodworking machines tools parts → (「木材加工用の工作機械部品」) (補正示唆案なし)
(3)	vacuum pumps (「真空ポンプ」) (IR1200559)	vacuum pumps (machines) → (「真空ポンプ (機械)」) (補正示唆案も同じ)
(4)	mixing machines (「混合機」) (IR1195868)	(補正後の表示) → mixing machines for concrete, mixing machines for asphalt, mixing machines for cement (「コンクリート用混合機、アスファルト用混合機、セメント用混合機」) (補正示唆案)
		→ mixing machines for chemical processing (「化学処理用混合機」)
(5)	straighteners (「修正機」) (IR1199285)	→ straighteners (parts of metalworking machines) (「修正機 (金属加工機械の部品)」)
(6)	Speed reducer (「減速機」) (IR1190748)	→ Speed reducer for machines (other than parts of land vehicles) (「機械用減速機 (陸上車両用部品を除く。)」) (補正示唆案も同じ)
(7)	spare parts for machines. (「機械用補修部品」) (IR1199291)	→ spare parts for engines (other than for land vehicles). (「エンジン用補修部品 (陸上車両用のものを除く。)」)
(8)	fuel filters (「燃料フィルタ」) (IR1208001)	(補正後の表示) → A fuel filters (parts of engines); fuel filters (parts of machines) (「燃料フィルタ (エンジン用部品) ; 燃料フィルタ (機械部品)」)

	<p>(補正示唆案)</p> <p>fuel filters {parts of engines}; fuel filters → {parts of machines}</p> <p>(「燃料フィルタ (エンジン用部品) ; 燃料フィルタ (機械部品) 」)</p>
--	--

ウ 第9類

第9類に属する商品はコンピュータをはじめとして多岐にわたるが、不明確であると指摘を受けるケースは、一部の類見出しに記載の表示に該当するもの（例えば、下記(1)～(4)）、そのままの表示では他区分の商品も含むと考えられるもの（例えば、下記(5)～(7)）が代表的であった。なお、“computer” や “computer programs”、“computer software” は、米国とは異なり、ダウンロードの可否を明示することで他の説明等を追加しなくとも登録となっていた（例えば、下記(8)(9)、IR1199291 など）。

例えば、以下のような例があった。

<p>(1) Scientific, nautical, surveying, photographic, cinematographic, optical, weighing, measuring, signaling, checking (supervision), life-saving and teaching apparatus and instruments</p> <p>(「科学用、航海用、測量用、写真用、映画用、光学用、計量用、測定用、信号用、検査(監視)用、救命用及び教育用の機器」)</p> <p>(IR1162011)</p>	<p>→ Satellites for scientific purposes; distillation apparatus for scientific purposes; probes for scientific purposes</p> <p>(「科学用衛星 ; 科学用蒸留装置 ; 科学用プローブ」)</p>
<p>(2) apparatus and instruments for conduction, connection, conversion, storage, regulation and control of electricity</p> <p>(「電気の伝導用、接続用、変圧用、蓄電用、調整用及び制御用の機械器具」)</p> <p>(IR1175110)</p>	<p>→ Connectors (electricity); Control panels (electricity); Transformers (electricity); Adapters (electricity); Inverters (electricity); Electric accumulators; Electric converters; Voltage regulators</p> <p>(「コネクタ (電気用のもの) ; 制御盤 (電気用のもの) ; 変圧器 (電気用のもの) ; アダプタ (電気用のもの) ; インバータ (電気用のもの) ; 電気式アキュムレータ ; 電気式コンバータ ; 電圧調整器」)</p>

<p>(3) Apparatus and equipment used in measuring and evaluation in scientific, laboratory, nautical, topography, meteorology, electric, photography, cinematography, industrial and optical areas</p> <p>(「科学、実験室、航海、地質学、気象学、電気、写真、映画、工業及び光学の分野における測定並びに評価に使用される機械器具」)</p> <p>(IR1175955)</p>	<p>→</p>	<p>Apparatus and equipment for testing materials, namely ammeters (current meter), voltmeters</p> <p>(「試験材料用の機械器具、すなわち電流計(流速計)、電圧計」)</p>
<p>(4) Compact discs, DVDs and other digital recording media</p> <p>(「コンパクトディスク、DVD 及びその他のデジタル記録媒体」)</p> <p>(IR1157007)</p>	<p>→</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>compact discs, DVDs</p> <p>(「コンパクトディスク、DVD」)</p> <p>(該当部分の補正示唆案)</p> <p>sound recording discs; Optical discs</p> <p>(「音響記録ディスク ; 光学ディスク」)</p>
<p>(5) test equipment</p> <p>(「試験器具」)</p> <p>(IR 1186298)</p>	<p>→</p>	<p>testing apparatus not for medical purposes</p> <p>(「医療用ではない試験装置」)</p>
<p>(6) interfaces (devices or programmes for computers)</p> <p>(「インターフェース (コンピュータ用装置又はプログラム) 」)</p> <p>(IR 1188306)</p>	<p>→</p>	<p>interfaces (devices for computers), interfaces (programmes for computers)</p> <p>(「インターフェース (コンピュータ用装置)、インターフェース (コンピュータ用プログラム) 」)</p>
<p>(7) screens</p> <p>(「スクリーン」)</p> <p>(IR 1199285)</p>	<p>→</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>screens (photography); video screens</p> <p>(「スクリーン (映写用) ; ビデオスクリーン」)</p> <p>(補正示唆案)</p> <p>Projection screens; Screens (photography); etc</p> <p>(「投影スクリーン ; スクリーン (映写用) ; 」等)</p>

(8)	<p>electronic machines and instruments and parts thereof (「電子機械器具及びその部品」) (IR1207030)</p>	<p>(補正後の表示) digital signal processors; electronic agendas; tablet computers; scanners (data processing equipment); electronic memories; monitors (computer hardware); computer hardware and computer peripheral devices;</p> <p>→ (「デジタルシグナルプロセッサ; 電子手帳; タブレットコンピュータ; スキャナ (データ処理機器); 電子メモリ; モニタ (コンピュータハードウェア); コンピュータハードウェア及びコンピュータ周辺装置」)</p>
		<p>(補正示唆案) electronic photocopiers; etc. (「電子複写機;」等)</p>
(9)	<p>electronic publications (「電子出版物」) (IR1186298)</p>	<p>→ downloadable electronic publications (「ダウンロード可能な電子出版物」)</p>

エ 第 35 類

第 35 類では、商品の小売又は卸売の役務に関する表示に指摘が集中した。ただし、その表示のすべてが不明確であるというのではなく、例えば、“retail and wholesale services”の後に記載する取扱いの部分が不明確であるといった指摘が多かった。具体的には、他の区分において指摘されているような（例えば、第 3 類 “soaps” など）が含まれている場合、その部分について補正を求めている（下記(1)(2)）。加えて、複数の類似群コードにわたるような包括的な名称となっている場合、不明確であると指摘をしているように見受けられる（下記(3)~(7)）。

例えば、以下のような例があった。以下の表において、左列の下線部は審査官による指摘箇所を示す。なお、下線部がない場合は、記載されている役務の表示全体が不明確と指摘されている。

<p>retail services or wholesale services for cosmetics, toiletries, dentifrices, <u>soaps</u> and detergents</p> <p>(「化粧品、洗面剤、歯磨き、<u>せっけん</u>及び洗剤の小売サービス又は卸売サービス」)</p> <p>(IR1179720)</p>	<p>→</p> <p>retail services or wholesale services for cosmetics, toiletries, dentifrices, soaps for personal use, <u>soaps (not for personal use)</u> and detergents</p> <p>(「化粧品、洗面剤、歯磨き、個人使用の<u>せっけん</u>、<u>せっけん(個人使用ではないもの)</u>及び洗剤の小売サービス又は卸売サービス」)</p>
<p>retail store services in the field of clothing, footwear and <u>leather goods</u>, also via the internet</p> <p>(「被服、履物及び<u>革製品</u>の分野における小売店舗サービスであって、インターネットを介するものを含む」)</p> <p>(IR1179082)</p>	<p>→</p> <p>(補正後の表示)</p> <p>retail store services in the field of clothing, footwear and <u>bags made of leather, boxes made of leather, leather purses</u>, also via the Internet</p> <p>(「被服、履物及び<u>革製かばん</u>、<u>革製の箱</u>、<u>革製財布</u>の分野における小売店舗サービスであって、インターネットを介するものを含む」)</p> <p>(該当部分の補正示唆案)</p> <p>→</p> <p>bags made of leather; boxes made of leather; etc</p> <p>(「<u>革製かばん</u>；<u>革製の箱</u>」等)</p>
<p>retail services and wholesale services for cleaning tools and washing utensils</p> <p>(「清掃用具及び洗浄用品の小売サービス及び卸売サービス」)</p> <p>(IR1184517)</p>	<p>→</p> <p>retail services and wholesale services for cleaning tools and washing utensils (other than electric)</p> <p>(「清掃用具及び洗浄用品(電気式のものを除く。)の小売サービス及び卸売サービス」)</p>
<p>retail services or wholesale services for electric motors</p> <p>(「電気モータの小売サービス又は卸売サービス」)</p> <p>(IR1187517)</p>	<p>→</p> <p>retail services or wholesale services for electric motors other than for land vehicle; retail services or wholesale services for electric motors for land vehicle</p> <p>(「陸上車両用のものを除く電気モータの小売サービス又は卸売サービス；陸上車両用の電気モータの小売サービス又は卸売サービス」)</p>

<p>(5) retail services or wholesale services for electrical machinery and apparatuses (「電気機械器具の小売サービス又は卸売サービス」) (IR1187517)</p>	<p>→ (補正後の表示) retail services or wholesale services for electrical machines and apparatus for controlling motion of Electric AC servo motor and industrial robots (「電気 AC サーボモータ及び産業用ロボットの動作制御用の電気機械器具の小売サービス又は卸売サービス」)</p> <p>→ (補正示唆案) retail services or wholesale services of telecommunication machines and implements (devices and equipment) (「電気通信機械器具 (装置及び機器) の小売サービス又は卸売サービス」)</p>
<p>(6) retail services or wholesale services for personal articles (「身回り品の小売サービス又は卸売サービス」) (IR1182046)</p>	<p>→ (補正後の表示) retail services or wholesale services for umbrellas (「傘の小売サービス又は卸売サービス」)</p> <p>→ (補正示唆案) retail services wholesale services for electric razors (「電気かみそりの小売サービス又は卸売サービス」)</p>
<p>(7) Retail services or wholesale services for foods and beverages (「飲食物の小売サービス又は卸売サービス」) (IR1172058)</p>	<p>→ retail services or wholesale services for bread and buns; retail services or wholesale services for milk and milk products; retail services or wholesale services for carbonated drinks (refreshing beverages) and nonalcoholic fruit juice beverages; retail services or wholesale services for tea, coffee and cocoa (「食パン及び丸パンの小売サービス又は卸売サービス;牛乳及び乳製品の卸売サービス又は卸売サービス;炭酸飲料 (清涼飲料) 及びノンアルコール果汁飲料の小売サービス又は卸売サービス;茶、コーヒー及びココアの小売サービス又は卸売サービス」)</p>

	<p>(補正示唆案)</p> <p>→ Retail services or wholesale services for proceed fruit,…………etc</p> <p>(「加工果実の小売サービス又は卸売サービス、…」等)</p>
<p>(8) <u>the bringing together for the benefit of others of clothing, headgear and footwear, jewelry, watches, fashion accessories, textiles, cosmetics, non-medicated toilet preparations, eye wear, carrying cases, leather goods, handbags and all manner of bags enabling customers to conveniently view and purchase those goods</u></p> <p>(「被服、帽子類及び履物、宝石類、腕時計、身飾品、布製品、化粧品、医療用ではない洗面用品、ファッショングラス、携帯用ケース、<u>革製品</u>、ハンドバッグ及びすべての種類のかばん類を他人の利益のために集約し、これらの商品を購買者が容易に閲覧及び購買することを可能とする業務」)</p> <p>(IR1163428)</p>	<p>→ the bringing together for the benefit of others of clothing, headgear and footwear, jewelry, watches, fashion accessories, textiles, cosmetics, non-medicated toilet preparations, eye wear, carrying cases, <u>watchstraps of leather, bags of leather, purses of leather, business card cases of leather, key cases of leather, card cases of leather, key chains of leather, key holders of leather, key fobs of leather, wallets of leather, cosmetic bags of leather (sold empty)</u>, handbags and all manner of bags enabling customers to conveniently view and purchase those goods</p> <p>(「被服、帽子類及び履物、宝石類、腕時計、身飾品、布製品、化粧品、医療用ではない洗面用品、ファッショングラス、携帯用ケース、<u>革製の腕時計バンド、革製かばん、革製財布、革製名刺入れ、革製鍵入れ、革製キーチェーン、革製キーホルダ、革製キーポケット、革製札入れ、革製化粧品バッグ</u>(単品で販売されるもの)、ハンドバッグ及びすべての種類のかばん類を他人の利益のために集約し、これらの商品を購買者が容易に閲覧及び購買することを可能とする業務」)</p>

商品の小売又は卸売以外の指定役務としては、広告関連の表示についての指摘があった。“Advertising”の表記はそのまま認められているが、“business service”は認められていなかった(例えば、下記(9)など)。また、審査官による補正示唆案において、いくつか“~agencies...”という提示があり、他人のためにするサービスに関してはこのような表記も認められるようである。例えば、下記(10)では、“business”の語を追加して登録となっている。また、下記(12)では、“for...”と情報の提供の対象を記載することによる登録となり、下記(13)は、“...agencies”と補正示唆案に従った補正をすることにより登録となっている。

例えば、以下のようなものがあつた。

(9)	<p>advertising and <u>business services</u></p> <p>(「広告及びビジネス用サービス」)</p> <p>(IR1163428)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>→ advertising services</p> <p>(「広告サービス」)</p>
		<p>(補正示唆案)</p> <p>→ business information</p> <p>(「ビジネス情報」)</p>
(10)	<p>promotion and communication in the fields of aeronautics and space travel, information agencies in the fields of aeronautics and space travel</p> <p>(「航空宇宙旅行の分野における推進及びコミュニケーション事業、航空宇宙旅行の分野における情報事業」)</p> <p>(IR1166253)</p>	<p>→ promotion of business opportunities and communication in the filed of aeronautics and space travel, information agencies in the fields of aeronautics and space travel</p> <p>(「航空宇宙旅行の分野におけるビジネスチャンスの促進及びコミュニケーション事業、航空宇宙旅行の分野における情報事業」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
(11)	<p>organization of technical exhibition</p> <p>(「技術展示会の企画・運営」)</p> <p>(IR1182490)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>→ organization of exhibitions for commercial or advertising purposes</p> <p>(「商業又は広告目的での展示会の企画・運営」)</p>
		<p>(補正示唆案)</p> <p>→ organization of technical exhibition for commercial or advertising purposes</p> <p>(「商業又は広告目的での技術展示会の企画・運営」)</p>
(12)	<p>providing information on newspaper articles</p> <p>(「新聞記事による情報の提供」)</p> <p>(IR1171669)</p>	<p>→ providing information on newspaper articles for business; providing information on newspaper articles for commercial; providing information on newspaper articles for information retrieval on the internet; providing information on newspaper articles for compilation of information into computer databases;</p> <p>(「ビジネスのための新聞記事による情報の提供; 商業のための新聞記事による情報の提供; インターネットでの情報検索のための新聞記事による情報の提供; コンピュータデータベースに情報を蓄積するための新聞記事による情報の提供」)</p>

		(補正示唆案) → Commercial information agencies (「商業に関する情報の提供」)
(13)	import and export of flowers and plants (「花き及び植物の輸入及び輸出」) (IR1186518)	(補正後の表示) import and export agency services in the → field of flowers and plants (「花き及び植物の分野における輸入及び輸出代理サービス」)
		(補正示唆案) import and export agencies of flowers and plants → (「花き及び植物の輸入及び輸出代理」)

オ 第 41 類

まず、第 41 類の類見出しに記載の表示については、ほぼすべてについて不明確であるとの指摘を受けている。傾向をみると、具体的にどのような活動を行うのかを具体的にイメージできるような記載が求められており、関連する分野や目的、提供の方法等の記載を含めた表示に補正することで登録となっている。

例えば、以下のようなものがあつた。

(1)	Education (「教育」) (IR1184551)	→ Educational research in the field of architecture and engineering education information in the field of architecture and engineering (「建設及び工学の分野における教育研究；建築及び工学の分野における教育情報の提供」)
(2)	Education (「教育」) (IR1158452)	(補正後の表示) Tuition, arranging and conducting of → educational events, education information (「個人に対する知識の教授、教育イベントの手配及び運営、教育情報の提供」)
		(補正示唆案) Tuition; Art academies → (「個人に対する知識の教授；技術専門学校における教育」)

<p>(3) Education services; training services (「教育サービス; 研修サービス」) (IR1186518)</p>	<p>(補正後の表示) Educational research; educational examination; education information; education courses through the internet; tutoring; practical training (demonstration) → (「教育研究; 教育上の試験の実施; 教育情報の提供; インターネットによる教育課程の提供; 個人に対する知識の教授; 実地教育 (実技)」) (補正示唆案) tutoring; educational examination; art academies; practical training (demonstration); etc → (「個人に対する知識の教授; 教育上の試験の実施; 技術専門学校における教育; 実地教育 (実技)」等)</p>
<p>(4) Training (「研修」) (IR1192348)</p>	<p>(補正後の表示) Training and education in the field of foodstuffs and beverages → (「飲食物の分野における研修及び教育」) (補正示唆案) → Practical Training (demonstration); etc. (「実地教育 (実技)」等)</p>
<p>(5) education, cultural activities and teaching (「教育、文化活動及び知識の教授」) (IR1192348)</p>	<p>→ educational research (also provided on-line) (「教育研究 (オンラインによる提供を含む。)」)</p>
<p>(6) Entertainment (「娯楽」) (IR1158452)</p>	<p>(補正後の表示) → entertainment information (「娯楽情報の提供」) (補正示唆案) → Entertainment information; Film production (「娯楽情報の提供; 映画の制作」)</p>
<p>(7) entertainment services (「娯楽の提供」) (IR1163428)</p>	<p>→ organising fashion shows for entertainment purposes (「娯楽目的でのファッションショーの企画・運営」)</p>

(8)	Sporting and cultural activities (「スポーツ及び文化活動」) (IR1158452)	(補正後の表示) Sporting activities; exhibition of cultural properties (「スポーツ活動;文化財の展示」)
		(補正示唆案) operation of museums (「博物館の運営」)
(9)	sporting and cultural activities (「スポーツ及び文化活動」) (IR1186518)	(補正後の表示) exhibitions of cultural properties; arranging of sporting competitions; organization of sporting events; providing and operating of sports facilities (「文化財の展示;スポーツ競技会の企画・運営又は開催;スポーツイベントの企画・運営;スポーツ施設の提供及び運営」)
		(補正示唆案) rental of stadium facilities; organization of sports competitions; organization of exhibitions for cultural purposes; etc (「スタジアム施設の貸与;スポーツ競技会の企画・運営;文化目的での展示会の企画・運営」等)

類見出しに記載の表示以外の役務の表示では、娯楽の提供や教育関連の表示（下記(10)(11)、イベント・セミナー関連（下記(12)～(15)）、出版物や情報の提供（下記(16)～(18)）及びその他の表示（下記(19)）の例を挙げた。いずれも上記のように、ある程度具体的なサービスをイメージできるような表示に補正することにより登録となっている傾向にある。

(10)	amusement (「娯楽の提供」) (IR1186518)	(補正後の表示) providing amusement arcade services; sponsoring and promoting services for amusement (「遊技場の提供;娯楽のためのスポンサー及び促進活動」)
		(補正示唆案) providing amusement arcade services; etc (「遊技場の提供」等)

(11)	Academies [education] (「専門学校における教育」) (IR1193107)	Broadcasting technology academies → (「放送技術専門学校における教育」) (補正示唆案も同じ)
(12)	arranging, organizing, conducting, and hosting social entertainment events (「一般的娯楽イベントの手配、運 営、開催及び主催」) (IR1203279)	(補正後の表示) → party arranging and conducting (「パーティの手配及び開催」) (補正示唆案) Entertainment services performed by singers; Arranging of displays for entertainment purposes; Organization of fashion shows for entertainment purposes: ... etc. (「歌手の実演による娯楽の提供；娯楽目的でのデ ィスプレイの手配；娯楽目的でのファッションショ ーの企画・運営」…等)
(13)	organisation of fairs, exhibitions and expositions for cultural, educational or recreational purposes (「文化的、教育的又は娯楽的な目 的での見本市、展示会及び博覧会 の企画・運営」) (IR1186518)	(補正後の表示) organization of exhibitions for educational purpose; organization of exhibitions for cultural purposes; organization of exhibitions for recreational purposes → (「教育目的での展示会の企画・運営；文化目的での 展示会の企画・運営；娯楽目的での展示会の企画・ 運営」) (補正示唆案) organization of exhibitions for cultural purposes; etc (「文化目的での展示会の企画・運営」等)
(14)	organization of fairs for cultural and entertainment purposes, conferences, congresses, meetings and symposiums (「文化及び娯楽目的での見本市、 会議、会合、集会及びシンポジウ ムの企画・運営」) (IR1199288)	organization of fairs, conferences, congresses, meetings and symposiums for cultural and entertainment purposes → (「見本市、会議、会合、集会及びシンポジウムの企 画・運営 (文化及び娯楽を目的とするもの)」)

(15)	organization and conducting of seminars (「セミナーの企画・運営及び開催」) (IR1199288)	→	organization and conducting of seminars in the field of metal and glass bending and cutting (「金属及びガラスの屈曲及び切断の分野におけるセミナーの企画・運営及び開催」)
(16)	on-line providing of electronic, non-downloadable publications (「ダウンロード不可能な電子出版物のオンラインによる提供」) (IR1199288)	→	non-downloadable electronic publications in the nature of magazines and pamphlets in the field of metal and glass cutting and bending (「金属及びガラスの切断及び屈曲の分野における雑誌並びにパンフレットの性質を有するダウンロード不可能な電子出版物の提供」)
(17)	Recording of video recordings (「ビデオ録画」) (IR1199288)	→	Video recording services (「ビデオ録画サービス」)
(18)	Music instruction or other instruction service (「音楽の指導又はその他の指導サービス」) (IR1211581)	→	(補正後の表示) Music instruction services (「音楽指導サービス」)
		→	(補正示唆案) Music instruction service (「音楽指導サービス」)
(19)	all these services also provided online (「オンラインでも提供される、その他すべてのサービス」) (IR1192348)	→	organization of exhibitions for cultural or educational purposes (also provided on-line) (「文化又は教育目的での展示会の企画・運営 (オンラインによる提供を含む。)」)

カ 第42類

類見出しに記載の表示については、いずれの表記についても不明確であるとの指摘があった(下記(1)~(4))。ただし、「コンピュータのハードウェア及びソフトウェアの設計及び開発 (design and development of computer hardware and software)」については、表示それ自体が不明確というのではなく、ハードウェアとソフトウェアの開発を分けることで登録となっている(下記(5))。

<p>(1) Scientific and technological services and research and design relating thereto (「科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計」) (IR1156164)</p>	<p>Mechanical research; design of dehumidification and filtration equipment installation; design of heating, ventilation, air conditioning, cooling and refrigeration equipment installation; product design → (「機械研究；除湿濾過機器設備の設計；暖房、換気、空調、冷房及び冷蔵機器設備の設計；製品デザイン」)</p>
<p>(2) Scientific and technological services and research and design relating thereto (「科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計」) (IR1171985)</p>	<p>(補正後の表示) Providing information of scientific research; Advisory services relating to scientific research; Computer research; Computer system design; Product design → (「科学研究に関する情報の提供；科学研究に関する助言サービス；コンピュータによる調査；コンピュータシステム設計；製品デザイン」)</p> <p>(補正示唆案) Advisory services relating to technological research; technical project studies; design of products → (「技術研究に関する助言サービス；技術的課題の研究；製品デザイン」)</p>
<p>(3) Scientific and technological services and research and design relating thereto (「科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計」) (IR1155619)</p>	<p>(削除補正) (補正示唆案 1) Advisory services relating to technological research, technical project studies, design of products, testing and research services relating to electricity ... etc → (「技術研究、技術的課題の研究、製品デザイン、電気に関する試験及び研究…等に関する助言サービス」)</p> <p>(補正示唆案 2) Scientific and technological services, namely scientific research, analysis and testing in the field of immunodiagnostics for monitoring of allergy and asthma → (「科学的及び技術的サービス、すなわちアレルギー及びぜんそくを監視する免疫診断学の分野における科学研究、分析及び試験」)</p>

(4)	industrial analysis and research services (「工業的分析及び調査」) (IR1175110)	→ Industrial analysis and research services, namely testing and scientific research in the field of heating, cooling and air conditioning technology and water supply and sewage disposal and sewage treatment (「工業的分析及び研究サービス、すなわち暖房、冷房及び空調技術並びに水道設備及び下水処分及び下水処理の分野における試験及び科学的研究」) (補正示唆案なし)
(5)	design and development of computer hardware and software (「コンピュータのハードウェア及びソフトウェアの設計及び開発」) (IR1203824)	→ design and development of computer hardware, <u>design and development of computer software</u> (「コンピュータハードウェアの設計及び開発、 <u>コンピュータソフトウェアの設計及び開発</u> 」)

類見出しに記載の表示以外の表記では、“engineering”の表記についての指摘が多かった。“engineering”の表記は、“engineering research”と補正することで登録となっている(下記(6)~(8))。また、他のサービスの一分野として記載されていても(下記(9))、全く異なる表記であっても(下記(10))、“engineering research”と補正されている。

その他、コンサルティング等のエンジニア等の専門家による情報の提供(下記(11)~(13))、開発等のコンピュータ関連サービス(下記(14)~(17))の例があった。

(6)	engineering (「エンジニアリング」) (IR1184551)	→ engineering research (「工学研究」)
(7)	engineering (「エンジニアリング」) (IR1182490)	(補正後の表示) → engineering research (「工学研究」) (補正示唆案) → research relating to mechanical engineering; engineering research (「機械工学に関する研究；工学研究」)

<p>(8) Engineering services in the field of motor vehicles (「自動車の分野における工学サービス」) (IR1185580)</p>	<p>(補正後の表示) Engineering <u>research</u> in the field of motor vehicles; advisory services relating to motor vehicles engineering → (「自動車の分野における工学研究」；自動車工学に関する助言サービス) (補正示唆案) Engineering <u>research</u> services in the field of motor vehicles → (「自動車の分野における工学研究サービス」)</p>
<p>(9) Construction drafting, quality control, material testing, technical project studies, surveying, <u>engineering</u>, mechanical research, design and development of installations for pressure-actuated machines, parts for machines and apparatus (「建築物に関する設計、品質管理、材料試験、技術的課題の研究、測量、<u>エンジニアリング</u>、圧力作動機械設備、機械器具の部品の機械研究、設計及び開発」) (IR1200357)</p>	<p>Construction drafting, quality control, material testing, technical project studies, surveying, <u>engineering research</u>, <u>research relating to mechanical engineering</u>, mechanical research, design and development of installations for pressure-actuated machines, parts for machines and apparatus → (「建築物に関する設計、品質管理、材料試験、技術的課題の研究、測量、<u>工学研究</u>、<u>機械工学に関する研究</u>、圧力作動機械設備、機械器具の部品の機械研究、設計及び開発」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(10) scientific and industrial research, especially in the field of mechanical engineering (「特に機械工学の分野における科学及び工業研究」) (IR1199288)</p>	<p>→ engineering research (「工学研究」)</p>

<p>technical expertise (11) (「技術的専門知識の提供」) (IR1175110)</p>	<p>→ providing technical expertise, namely in the fields of hardware, software, telecommunications, design, application and functionality of pumps, electric engines, heating and sanitary systems and regulating and control systems (「技術的専門知識の提供、すなわちポンプ、電動機、暖房及び衛生システム並びに調整及び制御システムのハードウェア、ソフトウェア、電気通信、設計、応用及び機能の分野におけるもの」)</p>
<p>engineering consultation services (12) (「エンジニアリングに関する助言サービス」) (IR1184318)</p>	<p>→ consultancy services relating to industrial automation controls in the design and developments of industrial automation controls (「産業用自動化制御の設計及び開発における、産業用自動化制御に関する助言サービス」)</p>
<p>information technology [IT] consulting services (13) (「情報技術 (IT) に関する助言サービス」) (IR1193107)</p>	<p>(補正後の表示) → consultancy in the fields of computer software, computer hardware, connectivity devices, smartphones, cell phones, tablet portable computers and wireless devices (「コンピュータソフトウェア、コンピュータハードウェア、接続装置、スマートフォン、携帯電話、タブレット携帯コンピュータ及び無線装置の分野における助言」) (補正示唆案) → computer information technology consulting services) (「コンピュータ情報技術に関する助言サービス」)</p>
<p>technical development and engineering activities (14) (「技術開発及びエンジニアリング活動」) (IR1199291)</p>	<p>→ research and development of electronic components; computer software development (「電子部品の研究及び開発；コンピュータソフトウェアの開発」)</p>

<p>(15)</p>	<p>development of products and electronic components of all kinds (「すべての種類の製品及び電子部品の開発」) (IR1199685)</p>	<p>→ development of electronic components; development of game software; pharmaceutical products development (「電子部品の開発；ゲームソフトウェアの開発；医薬品の開発」)</p>
<p>(16)</p>	<p>Software as a service or cloud based services featuring a data reporting and analysis solution sold to business customers (「データの報告及び分析ソリューションをビジネス顧客に販売することを特徴とする、サービスとしてのソフトウェア又はクラウドベースのサービス」) (IR1186682)</p>	<p>(補正後の表示) Providing computer software featuring a data reporting and analysis solution provided to business customers; cloud based computing services featuring a data reporting and analysis solution provided to business customers (「データの報告及び分析ソリューションをビジネス顧客に提供することを特徴とするコンピュータソフトウェアの提供；データの報告及び分析ソリューションをビジネス顧客に提供することを特徴とするクラウドベースのコンピュータサービス」) (補正示唆案) providing computer software featuring a data reporting and analysis solution sold to business customers; cloud based computing services featuring a data reporting and analysis solution sold to business customers (「データの報告及び分析ソリューションをビジネス顧客に販売することを特徴とするコンピュータソフトウェアの提供；データの報告及び分析ソリューションをビジネス顧客に販売することを特徴とするクラウドベースのコンピュータサービス」)</p>
<p>(17)</p>	<p>hosting (「ホスティング」) (IR1199288)</p>	<p>→ server hosting; hosting computer sites (web sites) (「サーバによるホスティング；コンピュータサイト(ウェブサイト)のホスティング」)</p>

6. 3. 3 シンガポール

(1) 概要

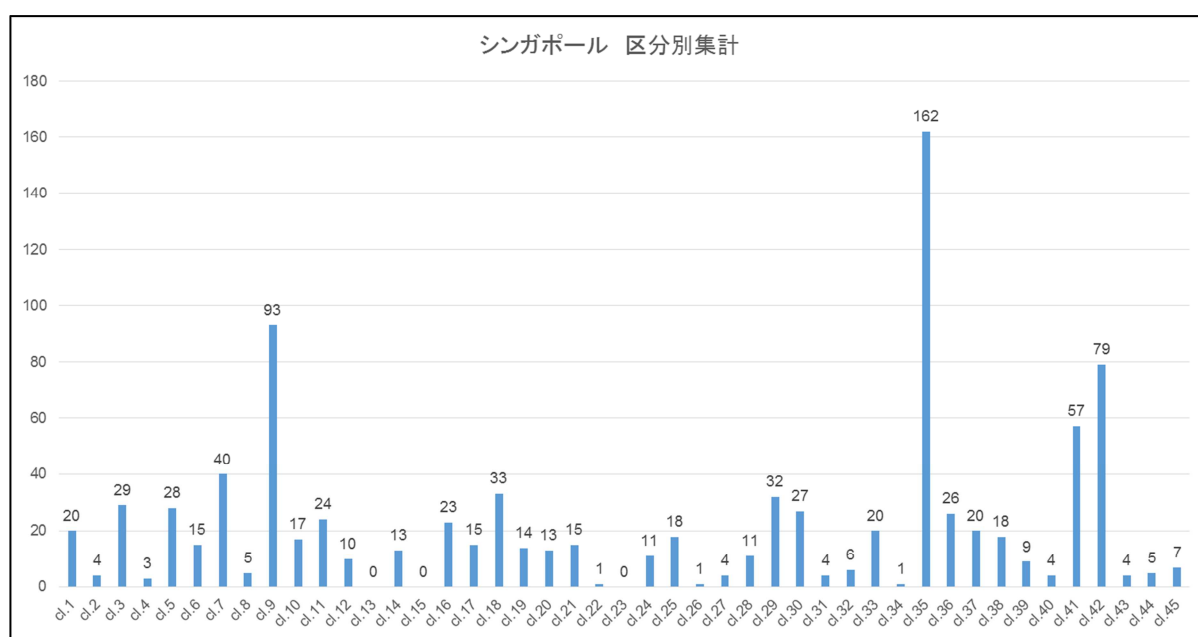
シンガポールでは、独自の基準に基づいて商品・役務の表示の審査を行っているが、マニュアルにその基準が明確に示されており、かつ表示が採用可能であるか否かを確認できるツールがよく整備されており、事前の対策が比較的取りやすい。類見出しに記載の表示については、複数の類に属すると考えられるもの以外は基本的に採用可能となっている。またアルファベット順一覧表にある表示についても肯定的に取り入れられており、採用される傾向にあった。

(2) 区分別集計

2013 年において、シンガポールを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が送付された案件数は、803 件であった¹。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数²は、707 件であり、割合としては 88.04%であった。

指定商品・指定役務の表示が不明確であるとの理由による暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件を区分別に集計したのが下記の図 1 である。

図 1



指定商品・指定役務の表示が不明確であると指摘された区分は、第 35 類が突出して多く、以下、第 9 類、第 42 類、第 41 類の商品又は役務の表示に関する指摘が多かった。

¹ なお、暫定的拒絶通報のデータを取得できなかった案件は除いている。

² 表示が不明確であるという拒絶理由があっても、補正されずに登録となった案件は含まれていない。

(3) 根拠条文等

根拠条文等は以下のとおりである。

指定商品・指定役務の表示については、商標規則^{3,4}19(2)⁵で願書の記載事項の一つとして規定されており、願書には、「商品又は役務の表示が明瞭に示され」（規則 19(2)(b)(ii)(A)⁶）、「附則 3 に従って分類可能」（規則 19(2)(b)(ii)(B)⁷）でなければならず、加えて、「登録官のその他の要求を遵守している」（規則 19(2)(b)(iii)⁸）ことが必要である。

また、商品・役務の表示に関する詳細な情報が商標ワークマニュアル⁹第 18 章“Classification of Goods and Services”に記載されている。ここでは、米国の TMEP と同様に、商品・役務の表示に関する様々な注意点が具体的に記載されている。例えば、不明確と指摘されやすい用語や表現（同第 18 章 5.2¹⁰）、特定の商品・役務の表示についての取扱い（同第 18 章 7¹¹）、及び不明確と指摘される商品・役務の表示（同第 18 章 8¹²）などがある。

加えて、認められる個別具体的な商品・役務の表示については、ウェブ上で公開されている IP²SG¹³というホームページで検索可能である。ここでは、シンガポール特許庁で認められる表示だけでなく、商品・役務の国際分類（ニース分類）のアルファベット順一覧表、TM5 ID List¹⁴や ASEAN TM Class¹⁵（シンガポール、フィリピン、ラオス、

³ 「シンガポール商標規則」（英語版）、シンガポール特許庁ホームページ内、URL :

<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/IPLegislation.aspx>（アクセス日：2016年2月19日）

⁴ 「シンガポール商標規則」（日本語版）、特許庁ホームページ内外国産業財産権制度情報、URL :

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/singapore/shouhyou_kisoku.pdf（アクセス日：2016年2月19日）

⁵ 前記脚注 3 を参照。原文では、以下のように示されている。「(2) Every application shall contain, for each class of goods or services to which the application relates —(a) the class number as set out in the Third Schedule; and (b) a specification of those goods or services which —(i) is appropriate to that class; (ii) is described in such a manner as to — (A) indicate clearly the nature of those goods or services; and (B) allow those goods or services to be classified in accordance with the Third Schedule; and (iii) complies with any other requirement of the Registrar.」（「(2) 願書には、出願が関連する商品又はサービスの類ごとに次を含める。(a)附則 3 に記載する商品又はサービスの類番号、並びに (b)次のような商品又はサービスの明細 (i)その類に該当するもの (ii)次のように記載されているもの (A)商品又はサービスの内容が明瞭に示されていること (B)商品又はサービスを附則 3 に従って分類可能であること、並びに (iii)登録官のその他の要求を遵守していること」) 日本語訳は、前記脚注 4 を参照した。

⁶ 前記脚注 5 を参照

⁷ 前記脚注 5 を参照

⁸ 前記脚注 5 を参照

⁹ “TM Work Manual”、シンガポール特許庁 (IPOS) ホームページ内、URL :

<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrademark/Trademarkresources.aspx>（アクセス日：2016年1月30日）

¹⁰ 前記脚注 9 を参照。第 12 頁

¹¹ 前記脚注 9 を参照。第 25 頁～第 26 頁

¹² 前記脚注 9 を参照。第 27 頁～第 34 頁

¹³ IP²SG URL : <https://www.ip2.sg/>（アクセス日 2016年2月19日）

¹⁴ TM5 ID List : 、日本国特許庁 (JPO)、韓国特許庁 (KIPO)、欧州共同体商標意匠庁 (OHIM)、国

マレーシア、ブルネイ、カンボジアの各知財庁が採用可能な表示) を同時に検索することができる。

なお、シンガポール特許庁では、“ICGS Autochecker”¹⁶というツールを配布している。このツールでは、シンガポール特許庁で認められる商品・役務や正しい区分について、オフラインで確認することができる。

Class	Common Term
29	Go To Flexi Search Tool
Frozen beans	...
Prepared walnuts	...
Preserved nuts	29
Preserved pine nuts	...
Preserved walnuts	...
Almonds	...
Thick tofu	...
Tofu	29
Foods prepared from tofu	...
Preserved lentils	...
Preserved soya beans for food	29
Preserved peas	29
Preserved soybean	...
Preserved beans	29
Tahini	...
Hummus	...
stationery	16

例えば、上の欄に商品等を記載し、区分を入力すると、下側に入力された商品等が表示されると同時に、それぞれの表示がその区分に属するかをチェックすることができる。

(4) 指定商品・指定役務の表示に関する審査の特徴

ア 類見出し (Class heading) に記載の表示について

類見出しに記載の表示は、基本的に、複数の区分に属する商品・役務を含む場合は、使用することができない (商標ワークマニュアル第 18 章 5.3)。なお、一つの区分にのみ属すると考えられる類見出しは認められていた (後述)。商標ワークマニュアルでは、例えば、第 45 類の類見出しである “personal and social service rendered by others to meet the needs of individuals” のような表記は、十分に明確及び正確ではないとしている (商標ワークマニュアル第 18 章 5.3)。

5.3 Class headings of the Nice Classification

Class headings of the Nice Classification are general indications of the goods and services that are included in a particular class.

A specification consisting of a class heading does not equate to a claim for all the goods or services that may be in that class. To illustrate, the class heading of Class 15 is “musical instruments”. An application stating “musical instruments” in the

家工商行政管理総局 (SAIC)、米国特許商標庁 (USPTO) で構成されている商標 5 庁の協力プロジェクトの一つで、5 つの指定国官庁で共通して認められ得る商品・役務のリスト。

¹⁵ ASEAN TM Class については次のホームページでも検索が可能である。URL :

<http://www.asean-tmclass.org/ec2/> (アクセス日 : 2016 年 2 月 3 日)。ASEAN 各国で認められる商品・役務の表示を個別に確認することができる。

¹⁶ 「ICGS Autochecker」、シンガポール特許庁ホームページ内、URL :

<http://www.ipos.gov.sg/AboutIP/TypesofIPWhatisIntellectualProperty/Whatisatrademark/Trademarkresources/ClassificationofGoodsandServices.aspx> (アクセス日 : 2016 年 2 月 22 日) /商品・役務の表示について、採用可能か否かをチェックできるツール (エクセルベース)。なお同じページでマニュアルも取得可能である。本文に挙げた画像は、マニュアルを参照した。

specification of goods does not include “music stands” and “piano strings”, although they are listed in Class 15 of the Nice Classification.

Claims for class headings or parts of class headings are acceptable, save for “personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals”, which appears in the heading of Class 45. The item “personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals”, is deemed to be insufficiently clear and precise as it does not provide a clear indication of what services are covered. It simply states that it is a form of personal and social services and such services cover a wide range of activities performed by different service providers in different market sectors, and require varying levels of knowledge and skill sets. An objection under Rule 19(2)(b)(ii) of the Rules will be raised against such an item.

(仮訳)

5.3 ニース分類の類見出し

ニース分類の類見出しは、特定の区分に含まれる商品及び役務の一般的な表示である。

類見出しによって構成される指定は、その区分に含まれる可能性がある商品又は役務すべてをクレームするものと同等ではない。例えば第 15 類の類見出しは「楽器」である。商品の指定において「楽器」と記載された出願は、「楽譜台」及び「ピアノ弦」を含まないが、これらはニース分類第 15 類に列挙されている。

類見出し又はその一部のクレームは認められるが、第 45 類の類見出しにおける「個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス」は例外とする。「個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス」という項目は、その対象とされる役務が何であるのか明確に指定していないことから、十分に明確かつ正確なものとはみなされない。これは人的及び社会的サービスの一形態であると単に述べているだけであり、このような役務は、多様な市場部門において多様なサービス提供者が実施する、広範な活動を対象とするものであり、知識レベル及び技量も異なってくる。このような項目に対しては規則 19(2)(b)(ii)に基づく拒絶理由が提起される。

イ 括弧の使用方法について（商標ワークマニュアル第 18 章 5.2.2）

商品・役務の表示に丸括弧「（）」と角括弧「[]」を使用することができる。丸括弧は、そのままの表示では多区分に属するとされる表示について、その商品・役務の性質を定義することでどの区分に属する商品・役務であることを示すために用いられる（商標ワークマニュアル第 18 章 5.2.2）。例えば、“clip” という商品は、その性質によっては様々な区分が考えられるが、例えば、“clips (tie-)” とすることで、第 14 類に属する商品であることが明確となり認められる。

角括弧は、そのままの表示では不明確とされる表示について、明確に定義するために用いられる。例えば、“jackets” について、“jackets [clothing]” と補正することで第 25 類に属する商品であることを定義する。又は、“desserts” はこのままでは不明確な表示であるが、“desserts [ice cream]” と補正することで、第 30 類で認められ得る。

5.2.2 The use of square brackets [] and round brackets () in specifications

Square brackets [] and round brackets () are used in the Alphabetical List and are also used by the Registrar.

Square brackets

Square brackets [] are used to define more precisely the text or item preceding the brackets, in situations where the text is ambiguous or too vague for classification purposes.

For example, “jackets” can fall in several classes depending on the nature of the jackets. Hence, to define the item more precisely in Class 25, the item should be described as “jackets [clothing]”.

The Registrar adopts this practice and would sometimes require an otherwise vague item to be qualified using square brackets. For example, the description “desserts” per se would be objected to on the ground that it is vague but would be acceptable in Class 30 if amended to “desserts [ice cream]”.

Round brackets

Round brackets () are used to qualify the text or item preceding the brackets to ensure correct classification

Round brackets are used when it is possible that the item can be classified in various classes depending on the intended goods or services sought to be covered. For example, “clips” can fall in several classes depending on the nature of the clips. Hence, to define the item more precisely in Class 14, the item may be described as “clips (tie -)” or alternatively “tie clips”.

(仮訳)

5.2.2 指定における丸括弧「()」及び角括弧「[]」の使用

丸括弧「()」及び角括弧「[]」はアルファベット順一覧表に使用されており、審査官も使用している。

角括弧

角括弧「[]」は、その括弧に先行する用語又は項目について、分類上その用語が不明瞭である又はきわめて漠然としている場合、それをさらに正確に定義するために使用される。

例えば「ジャケット」は、そのジャケットの性質によっていくつかの区分に該当する。したがって第 25 類の項目をさらに正確に定義する目的で、この項目を「(ジャケット) [被服]」と記載すべきである。

登録官はこの実務を採用し、漠然とした項目になるおそれがあるものを、角括弧によって適格化するよう要求することがある。例えば「デザート」という記載それ自体は漠然としているという理由によって拒絶されるおそれがあるが、「デザート [アイスクリーム]」に補正すれば第 30 類において認容されるであろう。

丸括弧

丸括弧「()」は、その括弧に先行する用語又は項目について、正確な類を確定して適格なものとするために使用される。

丸括弧は、保護対象とするよう意図する商品又は役務に応じていくつかの類に分類することが可能な場合に使用される。例えば「クリップ」は、そのクリップの性質に応じていくつかの類に該当する。したがって第 14 類における項目をさらに正確に定義する目的で、この項目を「クリップ (ネクタイ用)」又はこれに代えて「ネクタイ用クリップ」と記載することができる。

括弧の使用については、以下のような例があった。下記(1)(2)は丸括弧を使った説明を要求する補正示唆案が示され、それに従った例である。また、下記(3)は、丸括弧を使って指定商品を記載していたが、不明確と指摘された例であり、下記(4)は「～を除く」の表示を記載すべきと示唆された例である。

<p>(1) equipment for manufacturing printed circuits (「プリント基板製造機器」) (IR1177605、第7類)</p>	<p>(補正後の表示) equipment for manufacturing printed circuits (machines) (「プリント基板製造用機器 (機械)」) (補正示唆案) → Please clarify their nature, or consider adding the qualifier “(machines)” (or “(parts of machines)”, if intended.) (商品の性質を明確にするか、又は希望する場合には限定語「(機械)」(又は「(機械部品)」)の追加を考慮されたい。)</p>
<p>(2) mechanical seals (「機械式シール」) (IR1162377、第7類)</p>	<p>mechanical seals (parts of machines) → (「機械式シール (機械部品)」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(3) working units (included in this class) for deep drilling systems, consisting of combustion engines, namely combustion piston engines, and power transmission appliances (「内燃機関、すなわち内燃ピストンエンジン及び動力伝達装置によって構成される、深部掘削システム用の作業ユニット(この類に含まれるもの。)」) (IR1166953、第7類)</p>	<p>(削除補正) (補正示唆案 : The description “<u>working units</u>” is vague. Please clarify the nature of the intended item to aid in our classification.) → (「「作業ユニット」の記載が漠然としている。分類の支援となるよう、意図する項目の性質を明確にされたい。)」)</p>
<p>(4) publication and issuance of printed matter (except for advertising purposes). (「印刷物の制作及び発行(広告目的のものを除く。)」) (IR1151820、第41類)</p>	<p>publication of printed matter (except for advertising purposes). → (「印刷物の製作(広告目的のものを除く。)」) (補正示唆案も同じ)</p>

なお、この括弧の種類を変更すべきと指摘があった例は、本調査では見当たらなかった。

ウ 不明確と指摘される用語について

指定商品・指定役務の表示を明確化するとして使用できる用語と、使用すると不明確と指摘される用語が示されている（商標ワークマニュアル第18章5.5）。

ここでは、“Namely”と“Exclusively”の語は、指定商品・指定役務の表示を後に続く文章等で明確に説明するものとして使用可能としている。逆に、使用すると不明確となり認められないものとして、“Such as”、“In particular”、“Including”、“Especially”が挙げられている。

なお、実際には使用すると不明確とされる用語を使用している場合でも個別具体的に判断され、登録された例がある（後述参照）。

5.5 Use of conjunctions in specifications

This is how the Registrar interprets the use of certain conjunctions in the specification.

a. “Namely” – Use of “namely” in a specification will be understood to be a restriction to the specific goods or services which are listed thereafter. For example, “desserts, namely ice cream” is acceptable in Class 30 and means that the application covers only ice cream.

b. “Exclusively” – “Exclusively” is also a restriction of the specification. For example, “Pharmaceutical products exclusively for dermatological use” in Class 5 means that the application covers only pharmaceutical products for dermatological use and other uses are not claimed.

c. “Such as” – “Such as” merely elaborates on the term before the words “such as” by giving an example of what is included and is not a restriction of the term. Consequently, where the term before “such as” is vague or otherwise not acceptable, the inclusion of the information after “such as” will not help to clarify the ambiguity or the objection. For example, “personal services, such as babysitting” in Class 45 is not acceptable as “personal services” is a vague term. The elaboration to say that it includes babysitting without limiting to just babysitting is not useful.

d. “In particular” – Similar to “such as”, “in particular” is an elaboration of the term before it and is not a restriction of the term. Therefore, where the term before the words “in particular” is vague or otherwise not acceptable, the inclusion of the information after “in particular” will not help to clarify the ambiguity or the

objection.

e. “Including” – Similar to “such as”, “including” is an elaboration of the term before it and is not a restriction of the term. Therefore, where the term before the word “including” is vague or otherwise not acceptable, the inclusion of the information after “including” will not help to clarify the ambiguity or the objection.

f. “Especially” – Similar to “such as”, “especially” is an elaboration of the term before it and is not a restriction of the term. Therefore, where the term before the word “especially” is vague or otherwise not acceptable, the inclusion of the information after “especially” will not help to clarify the ambiguity or the objection. For example, “foodstuff especially biscuits” is not acceptable in Class 30 as the term “foodstuff” is vague and the inclusion of “biscuits” merely provides an example of the vague term and does not help to clarify the vague term.

This means that what would normally be considered a vague term may be made acceptable by using “namely” and listing acceptable terms after it.

(仮訳)

5.5 指定における接続詞の使用

ここでは、指定における一定の接続詞の使用を登録官がどのように解釈しているのか述べる。

- a. 「すなわち (namely)」 – 指定における「すなわち (namely)」の使用は、その後に列挙される特定の商品又は役務に限定するものと理解される。例えば「デザート、すなわちアイスクリーム」は第 30 類において認容され、指定がアイスクリームのみを対象としていることを意味する。
- b. 「もっぱら (exclusively)」 – 「もっぱら (exclusively)」も限定的な指定である。例えば第 5 類「もっぱら皮膚に使用される医薬品」は、この出願が皮膚用の医薬品のみを対象としており、その他の用途はクレームしていないことを意味する。
- c. 「…など (such as)」 – 「…など (such as)」は、その「such as」の前に置かれた用語に含まれるものを例示することによって、単に詳細に説明するだけであり、その用語の限定ではない。したがって「such as」の前に置かれた用語が漠然としている又はそれ以外の理由で認容されない場合、「such as」の後に情報を追加しても、不明確性又は拒絶理由を解消する支援にはならない。例えば第 45 類「ベビーシッティングなどの人的サービス (personal services, such as babysitting)」は、「人的サービス」が漠然とした用語であるために認容されない。ベビーシッティングのみに限定することなく、そこにベビーシッティングが含まれると詳細に説明することは有益といえない。
- d. 「具体的に (in particular)」 – 「such as」と同様に「具体的に (in particular)」も、その言葉の前に置かれた用語を詳細に説明するものであり、その用語の限定ではない。したがって「in particular」の言葉の前に置かれた用語が漠然としている又はそれ以外の理由で認容されない場合、「in particular」の後に情報を追加しても、不明確性又は拒絶理由を解消する支援にはならない。
- e. 「…を含む (including)」 – 「such as」と同様に「…を含む (including)」も、その言葉の前に置かれた用語を詳細に説明するものであり、その用語の限定ではない。したがって「including」の言葉の前に置かれた用語が漠然としている又はそれ以外の理由で認容されない場合、「including」の後に情報を追加しても、不明確性又は拒絶理由を解消する支援にはならない。
- f. 「特に (especially)」 – 「such as」と同様に「特に (especially)」も、その言葉の前に置かれた用語を詳細に説明するものであり、その用語の限定ではない。したがって「especially」の

前に置かれた用語が漠然としている又はそれ以外の理由で認容されない場合、「especially」の後に情報を追加しても、不明確性又は拒絶理由を解消する支援にはならない。例えば第30類「食料品、特にビスケット (foodstuff especially biscuits)」は、「食料品」が漠然とした用語であり、「ビスケット」という用語を取り入れることは、その漠然とした用語の一例を単に示すだけであり、用語の漠然性を明確化する支援にはならず、認容されない。

したがって、一般的に漠然とした用語とみなされるおそれがあるものは、「すなわち (namely)」を使用し、それに続き認められる用語を列挙することによって、認容可能となる。

例えば、以下のようなものがあつた。下記(1)~(3)は“including”等の表記について、不明確であると指摘を受けた例、下記(4)(5)は指摘がなく、登録となった例である。

<p>(1) Small electric apparatus, machines and articles for household purposes, not included in other classes, <u>including</u> food processors, electric blenders, mixers, hand mixers, stick blenders, tin openers, electric fruit presses and juicers.</p> <p>(「家庭用小型電気装置、機械及び機器であつてその他の類のものを除く、フードプロセッサ、電動ブレンダー、ミキサー、手持ちミキサー、スティック型ブレンダー、缶開け機、電動フルーツプレス及びジューサーを含む。」)</p> <p>(IR1157815、第7類)</p>	<p>→ Small electric apparatus, machines and articles for household purposes, not included in other classes, <u>namely electric</u> food processors, electric blenders, mixers, hand mixers, stick blenders, tin openers, electric fruit presses and juicers.</p> <p>(「家庭用小型電気装置、機械及び機器であつてその他の類のものを除く、<u>すなわち</u>電動フードプロセッサ、電動ブレンダー、ミキサー、手持ちミキサー、スティック型ブレンダー、缶開け機、電動フルーツプレス及びジューサー」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(2) Internal combustion engines (<u>not including</u> automobile, tractor, corn combine harvester, motor van, chain saw, engine of the steamer)</p> <p>(「内燃機関(自動車、トラクター、とうもろこし収穫用コンバイン、貨物自動車、チェーンソー、汽船用エンジンを<u>含まない</u>。)」)</p> <p>(IR1149909、第7類)</p>	<p>→ Internal combustion engines (other than for land vehicles)</p> <p>(「内燃機関(陸上車両用のものを除く。)」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>

<p>(3) machines as well as mechanical equipment and apparatus and systems combined thereof for the manufacture of tubes, <u>especially</u> tube forming equipment, tube transport systems, tube testing machines, belt edge milling machines, tube end machining machines</p> <p>(「チューブ製造用の機械並びに機械式装置及び装置及びそれを組み合わせたシステム、特にチューブ成形用機器、チューブ搬送システム、チューブ試験機、ベルト縁部圧延機、チューブ端部加工機械」)</p> <p>(IR 1190558、第 7 類)</p>	<p>→ machines and machine tools for the manufacture of tubes, <u>namely</u> tube forming equipment, tube transport systems, tube testing machines, belt edge milling machines, tube end machining machines</p> <p>(「チューブ製造用の機械及び工作機械、<u>すなわち</u>チューブ成形用機器、チューブ搬送システム、チューブ試験機、ベルト縁部延圧機、チューブ端部加工機械」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(4) chemical preparations for drug testing including medical diagnostic reagents and assays for testing body fluids.</p> <p>(「薬品試験用の化学品、医学診断用試薬及び試験体液用分析試料を含む」)</p> <p>(IR1178968、第 1 類)</p>	<p>→ chemical preparations for drug testing including scientific and industrial diagnostic reagents and assays for testing body fluids.</p> <p>(「薬品試験用の化学品、科学及び工業用診断試薬並びに試験体液用分析試料を含む」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>(5) Retail and wholesales services including bakery outlets</p> <p>(「小売及び卸売サービス、製パン直売店を含む」)</p> <p>(IR1170695、第 35 類)</p>	<p>→ Retail and wholesale services including bakery outlets</p> <p>(「小売及び卸売サービス、製パン直売店を含む」)</p> <p>(補正示唆案も同じ、including について指摘なし)</p>

(5) よくある指摘について (区分別)

以下では、指摘の多い区分を中心に、頻繁に指摘を受けていた表示について説明する。

ア 第 9 類

類見出しとニース国際分類のアルファベット順一覧表に記載の表示は認められていた。例えば、IR1167465 では、第 9 類の類見出しに記載の表示とアルファベット順一覧表にある指定商品の表示のほぼすべてを網羅して出願しているが、いずれの表示も不明確との指摘がなく、登録となった。類見出しに記載の表示がそのまま認められた事例としては、他にも IR1165512、IR1167465 や、IR1174596 などがある。

また、“system”については、その語を用いた表示全体がシステム化された商品を表したものと明確に理解されるものであれば認められている（商標ワークマニュアル 8.3）。

8.3 Systems

The use of the word “systems” is acceptable if the word is applied on goods which are clearly understood as being a system, e.g. “burglar alarm systems”, “computer systems” and “telecommunication systems”.

An example that is not acceptable would be “personal shower systems” as it is unclear what do such system consists of.

(仮訳)

8.3 システム

「システム(systems)」の文言の使用は、この言葉がシステムとして明確に理解できる商品に適用される場合、例えば「盗難警報システム」「コンピュータシステム」及び「電気通信システム」などの場合であれば認容される。

認容されない例としては「個人用シャワーシステム」など、そのシステムが何によって構成されているのか明確でない場合が挙げられる。

下記(1)は、“system”を含む指定商品であるが、このうちの“mixers”と“hardware”部分のみに指摘があり、他の表示は特に指摘がなく認められている。

よく指摘を受けた事例としては、表示そのものが曖昧で不明確であるもの、また、他の区分に属する商品を含むとしているものがあつた。例えば、表記に“machine”の語を使用していることにより、他の区分（例えば、第7類や第11類）に属する商品を含むとして指摘されているものがあつた（下記(2)～(4)）。“machine”を“apparatus”と補正したり、どのような装置であるかを追加して記載したりすることで認められている。

例えば、以下のようなものがあつた。

なお、左列の下線部は筆者が追加したものであり、暫定的拒絶通報において、部分的に指摘を受けた商品・役務を示す。特に下線のないものは、商品・役務の表示全体について指摘を受けていることを意味する。以下同じ。

(1)	<p>loudspeakers for playing stereo and mono sound, players and recorders for compact discs, digital audio players, audio cassette players, MP3 players, devices for DVD, video cameras and telecameras, timers, <u>mixers</u>, loudspeaker systems, subwoofer system, <u>hardware</u> and software</p> <p>(「ステレオ及びモノラル演奏用音響スピーカ、コンパクトディスク用プレイヤー及びレコーダ、デジタルオーディオプレイヤー、オーディオカセットプレイヤー、MP3プレイヤー、DVD用装置、ビデオカメラ及び望遠カメラ、タイマー、ミキサー、音響スピーカシステム、サブウーファシステム、ハードウェア及びソフトウェア」)</p> <p>(IR1173669)</p>	<p>loudspeakers for playing stereo and mono sound, players and recorders for compact discs, digital audio players, audio cassette players, MP3 players, devices for DVD, video cameras and telecameras, timers, loudspeaker systems, subwoofer system, software</p> <p>(「ステレオ及びモノラル演奏用音響スピーカ、コンパクトディスク用プレイヤー及びレコーダ、デジタルオーディオプレイヤー、オーディオカセットプレイヤー、MP3プレイヤー、DVD用装置、ビデオカメラ及び望遠カメラ、タイマー、音響スピーカシステム、サブウーファシステム、及びソフトウェア」)</p> <p>(指摘された指定商品を削除。補正示唆案は“audio mixers” (音響ミキサー)、 “computer hardware” (コンピュータハードウェア))</p>
(2)	<p>automatic temperature control machines and instruments</p> <p>(「自動温度制御器及び装置」)</p> <p>(IR1174603)</p>	<p>automatic temperature control apparatus and instruments</p> <p>(「自動温度制御機器」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
(3)	<p>program control machines and instruments</p> <p>(「プログラム制御器及び装置」)</p> <p>(IR1174603)</p>	<p>program control apparatus and instruments</p> <p>(「プログラム制御機器」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
(4)	<p>electronic machines, apparatus and their parts.</p> <p>(「電子機械器具及びその部品」)</p> <p>(IR1175958)</p>	<p>electronic control apparatus for closing doors</p> <p>(「ドア開閉用の電子制御機器」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
(5)	<p>signal lanterns</p> <p>(「信号用灯火」)</p> <p>(IR1161518)</p>	<p>optical signal lanterns</p> <p>(「光学式信号用灯火」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
(6)	<p>extinguishers</p> <p>(「消(火)器」)</p> <p>(IR1173885)</p>	<p>fire extinguishers</p> <p>(「消火器」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>

<p>web management interfaces (software or downloading)</p> <p>(7) (「ウェブ管理用インターフェース (ソフトウェア又はダウンロード可能なもの)」)</p> <p>(IR1159821)</p>	<p>削除補正 (補正示唆案)</p> <p>software for web management interfaces (downloadable)</p> <p>(「ウェブ管理用インターフェースのソフトウェア (ダウンロード可能なもの)」)</p>
<p>magnetic recording carriers, audio records, <u>automatic distributors and mechanisms</u> for pre-payment apparatuses, cash registers, calculating machines.</p> <p>(8) (「磁気記録搬送体、音響記録物、事前支払式機器の自動分配機及び機構、金銭登録機、計算機」)</p> <p>(IR1173669)</p>	<p>magnetic recording carriers, audio records, cash registers, calculating machines.</p> <p>(「磁気記録搬送体、音響記録物、金銭登録機、計算機」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>Operating and control equipment and devices for medical X-ray systems.</p> <p>(9) (「医療用 X 線システムの操作及び制御用設備並びに装置」)</p> <p>(IR1162009)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>Operating and control equipment and devices for medical X-ray systems, namely, electronic controllers for medical X-ray systems, electric control panels for medical X-ray systems.</p> <p>(「医療用 X 線システムの操作及び制御用設備並びに装置、すなわち医療用 X 線システムの電子制御器、医療用 X 線システムの電子制御盤」)</p> <p>(補正示唆案)</p> <p>Operating and control computer software for medical X-ray systems, operating systems programs for medical X-ray systems and electronic control operating apparatus for medical X-ray systems)</p> <p>(「医療用 X 線システムの操作及び制御用コンピュータソフトウェア、医療用 X 線システムの操作システム用プログラム、及び医療用 X 線システムの電子制御操作機器」)</p>

<p>(10) <u>apparatus, systems and instruments, including computer controlled apparatus for checking and monitoring as well as programming apparatus and systems (timers) and software, system software, printed circuits and recorded software, all the aforementioned goods for heating, cooling, ventilation, climate control, water supply, temperature adjustment, lighting, power supply, air conditioning and security in buildings</u></p> <p>(「点検及び監視用コンピュータ制御機器、並びにプログラム用機器及びシステム(タイマー)、並びにソフトウェア、システムソフトウェア、プリント回路基板及び記録済ソフトウェアを含む、機器、システム及び装置であって、すべてビルディングの暖房用、冷房用、換気用、気候制御用、給水用、温度調節用、照明用、給電用、空調用及び保安用のもの」)</p> <p>(IR1160588)</p>	<p><u>electrical and electronic apparatus and instruments, including computer controlled apparatus for checking and monitoring as well as programming apparatus and systems (timers) and software, system software, printed circuits and recorded software, all the aforementioned goods for heating, cooling, ventilation, climate control, water supply, temperature adjustment, lighting, power supply, air conditioning and security in buildings</u></p> <p>(「点検及び監視用コンピュータ制御機器、並びにプログラム用機器及びシステム(タイマー)、並びにソフトウェア、システムソフトウェア、プリント回路基板及び記録済ソフトウェアを含む、電気及び電子機械器具であって、すべてビルディングの暖房用、冷房用、換気用、気候制御用、給水用、温度調節用、照明用、給電用、空調用及び保安用のもの」)</p> <p>(補正前は第 11 類に属するとして、上記下線部とするよう示唆)</p>
---	---

その他の例として、アルファベット順一覧表に記載の表示に合わせるべきとしたもの(上記(5)(6))、そのままの表記では不明確であると指摘されたもの(上記(7)~(9))、異なる区分に属するとして補正が求められたもの(上記(10))があった。

イ 第 35 類

類見出しの表示についてはすべて採用例があった。例えば、IR1158043 や IR1152851 などでは、第 35 類の類見出しがすべて認められている。

商品の小売又は卸売の役務に関しては、商標ワークマニュアル第 18 章 8.19 において、認められる記載例とともに、認められない例が挙げられている。認められない記載は以下のとおりである。

8.19 Retail services and other like services in Class 35 (抜粋)

However, the Registrar will continue to reject descriptions such as “distributorship services,” “mail order services,” “departmental store services,” “supermarket services,” or “internet shopping.” These terms are considered vague as they include services more than retail and wholesale services.

(仮訳)

しかしながら、登録官は、「配達サービス」「通販サービス」「百貨店におけるサービス」「スーパーマーケットにおけるサービス」又は「インターネットショッピング」のような表示を拒絶し続けるだろう。これらの用語は、小売及び卸売りサービス以上のサービスを含むとして漠然としていると考えられている。

これらの用語は、“Retail and wholesale services”よりも広汎なサービスを含むため、不明確であるとしている（商標ワークマニュアル第18章8.19）。

表示が不明確であるとして指摘された例は、例えば、以下のようなものがあつた。下記(1)は“retail”や“wholesale”とは異なる表現部分が不明確とされた例であり、下記(2)は小売又は卸売の種類を示す部分が不明確とされた例である。下記(3)～(8)は小売又は卸売の役務を示す表現について指摘を受けている例であり、下記(9)は「他の区分に属する商品」の表示について、「当該出願における」の記載を追加して登録となった事例である。

<p>retail and <u>volume sales</u> of communication apparatuses.</p> <p>(1) (「通信用機械器具の小売及び<u>量販</u>サービス」)</p> <p>(IR1173669)</p>	<p>→</p> <p>retail sales of communication apparatuses.</p> <p>(「通信用機械器具の小売サービス」)</p> <p>(“volume sales” について指摘、補正示唆案なし)</p>
<p>Retailing and wholesaling services including the <u>provision of in store beverage outlets</u></p> <p>(2) (「小売及び卸売サービスであつて、<u>店内飲料品の直売を含む</u>」)</p> <p>(IR1160817)</p>	<p>→</p> <p>Retailing and wholesaling services in relation to beverages and beverage ingredients</p> <p>(「飲料品及び飲料原料に関する小売及び卸売サービス」)</p> <p>(補正示唆案なし、左列下線部が不明確)</p>

<p>(3) services provided by a retail (or wholesale) store and services provided by a retail store on all online (Internet), mobile, wireless or remote communication means (by correspondence, teleshopping) in connection with clothing, footwear, headgear, sports articles and equipment, multi-purpose sports bags</p> <p>(「被服、履物、帽子類、運動用具及び装備品、多目的スポーツバッグに関する、小売(又は卸売)店舗で提供するサービス、並びに小売店舗で提供するサービスであって、すべてオンライン(インターネット)、モバイル、ワイヤレス又は遠隔通信システム上で(応答、テレショッピングによって)行われるもの」)</p> <p>(IR1167311)</p>	<p>→</p> <p>(削除補正) (補正示唆案)</p> <p>Retail store services and online retail store services in connection with clothing, footwear, headgear, sports articles and equipment, multi-purpose sports bags</p> <p>(「被服、履物、帽子類、運動用具及び装備品、多目的スポーツバッグに関する、小売店におけるサービス並びにオンライン小売店におけるサービス」)</p>
<p>(4) Services provided in the framework of wholesale and retail sale of alcoholic beverages</p> <p>(「アルコール飲料の卸売及び小売の枠組みにおいて提供されるサービス」)</p> <p>(IR1167180)</p>	<p>→</p> <p>Wholesale and retail services relating to the sale of alcoholic beverages</p> <p>(「アルコール飲料の販売に関する卸売及び小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(5) retail sale in stores, retail sale via electronic means or global computer networks of all kinds of footwear and clothing accessories.</p> <p>(「すべての種類の履物及び被服の付属品の、店舗における小売、電子的手段又はグローバルコンピュータネットワークを経由した小売」)</p> <p>(IR1152871)</p>	<p>→</p> <p>retail services in stores, retail services via electronic means or global computer networks of all kinds of footwear and clothing accessories.</p> <p>(「すべての種類の履物及び被服の付属品の、店舗による小売サービス、電子的手段又はグローバルコンピュータネットワークを経由した小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(6) Sales agency services relating to clothing</p> <p>(「被服に関する販売代理サービス」)</p> <p>(IR1156651)</p>	<p>→</p> <p>Retail services relating to clothing</p> <p>(「被服に関する小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>

<p>online sales agency services relating to clothing</p> <p>(7) (「被服に関するオンライン販売代理サービス」)</p> <p>(IR1156651)</p>	<p>→</p> <p>online retail services relating to clothing</p> <p>(「被服に関するオンライン小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>the bringing on the Internet, on Web sites and Web pages, information about a variety of goods and services, enabling customers to conveniently view, order and purchase those goods and order services through Web sites and Web pages on the Internet and receive the necessary information about the goods and services offered.</p> <p>(8) (「各種商品及び役務に関する情報をインターネット上のウェブサイト及びウェブページに掲載し、インターネット上のウェブサイト及びウェブページを通じて消費者がそれらの商品を便宜に閲覧、注文及び購入し、提供される商品及び役務に関する必要な情報を受け取ることを可能とするサービス」)</p> <p>(IR1156920)</p>	<p>→</p> <p>(削除補正)</p> <p>(補正示唆案 : the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods from a general merchandise website in the global communications network)</p> <p>(「他人の利益のために各種商品を集約し、グローバル通信ネットワークにおける一般販売ウェブサイトから、消費者がそれらの商品を便宜に閲覧及び購入することを可能とするサービス」)</p>
<p>retail or wholesale services for products claimed in classes 3, 9, 14, 18 and 25.</p> <p>(9) (「第3類、第9類、第14類、第18類及び第25類に記載する製品の小売並びに卸売サービス」)</p> <p>(IR1159464)</p>	<p>→</p> <p>retail or wholesale services for products claimed in classes 3, 9, 14, 18 and 25 <u>in this application.</u></p> <p>(「当該出願における第3類、第9類、第14類、第18類及び第25類に記載する製品の小売並びに卸売サービス」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>

その他の例としては、以下のようなものがあった。例えば、“business” の語を加えて他人のためにするサービスであると明確にするよう要求された事例(下記(10)~(15))、この表示のままでは不明確であるとして記載の追加を求められた事例(下記(16)~(17))、役務の表示そのものを変更するように求められた事例(下記(18)~(20))があった。

(10)	<p>efficiency experts (「能率化に関する診断・指導及び助言」) (IR1161534)</p>	→	<p><u>business</u> efficiency expert services (「<u>事業</u>の能率化に関する診断・指導及び助言サービス」) (補正示唆案も同じ)</p>
(11)	<p>administrative activities and services for management of domestic and international commercial transactions (「国内及び国際商業取引業務の管理活動及びサービス」) (IR1163973)</p>	→	<p><u>business</u> administration relating to administrative activities and services for management of domestic and international commercial transactions (「国内及び国際商業取引業務の管理活動及びサービスのための<u>ビジネス</u>管理」) (補正示唆案も同じ)</p>
(12)	<p>Providing information concerning commercial sales of American-made goods (「米国製商品の商業販売に関する情報の提供」) (IR1172125)</p>	→	<p>Providing <u>business</u> information concerning commercial sales of American-made goods (「米国製商品の商業販売に関する<u>ビジネス</u>情報の提供」) (補正示唆案も同じ)</p>
(13)	<p>management consultancy services (「経営コンサルタントサービス」) (IR1181798)</p>	→	<p><u>business</u> management consultancy services (「<u>ビジネス</u>経営コンサルタントサービス」) (補正示唆案も同じ)</p>
(14)	<p>administrative activities and services for management of domestic and international commercial transactions (「国内及び国際商業取引業務の管理活動及びサービス」) (IR1163973)</p>	→	<p><u>business</u> administration relating to administrative activities and services for management of domestic and international commercial transactions (「国内及び国際商業取引業務の管理活動及びサービスのための<u>ビジネス</u>管理」) (補正示唆案も同じ)</p>
(15)	<p>assistance with regard to management (「経営に関する支援」) (IR1175124)</p>	→	<p><u>business</u> assistance with regard to management (「経営に関する<u>ビジネス</u>支援」) (補正示唆案も同じ)</p>

<p>(16)</p>	<p>providing information on newspaper articles (「新聞記事に関する情報の提供」) (IR1175124)</p>	<p>→ providing information relating to advertising in newspaper articles; providing subscription information relating to newspaper articles (「新聞記事における広告に関する情報の提供; 新聞記事に関する購入情報の提供」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(17)</p>	<p>dissemination of sale and purchase offers for vehicles for locomotion by land, air or water (「地上、航空又は水上輸送機の販売及び購入の申込書類の配布」) (IR1154181)</p>	<p>→ <u>sales promotion services, including dissemination of sale and purchase offers for vehicles for locomotion by land, air or water</u> (「地上、航空又は水上輸送機の販売及び購入の申込書類の配布を含む、販売促進サービス」) (補正示唆案は上記下線部を加える示唆)</p>
<p>(18)</p>	<p>auditing (「監査」) (IR1159856)</p>	<p>→ (補正後の表示) efficiency or process auditing (examining, reviewing or assessing the working of a business or organisation) (「監査 (ビジネス若しくは組織の業務の審査、検証又は評価) の能率化又は処理」) (補正示唆案) → “auditing of accounts,” “business auditing” and “computerised auditing”他) (「「経理の監査」「ビジネス監査」及び「コンピュータによる監査」」)</p>
<p>(19)</p>	<p>marketing studies, statistical research, marketing (「市場調査、統計研究、マーケティング」) (IR1173312)</p>	<p>→ (削除補正) (補正示唆案: analysis of market research statistics) (「市場調査、統計研究、マーケティング」)</p>

<p>advertising by sponsoring (20) (「スポンサーによる広告」) (IR1167681)</p>	<p>information services in relation to advertising and promotion, commercial information agencies, all the aforesaid services provided online via a computer data bank or a global computer network (the Internet) or via wireless electronic communication devices → (「広告及び販売促進に関する情報サービス、商業情報代理サービスであって、すべてコンピュータデータバンク若しくはグローバルコンピュータネットワーク (インターネット) を経由して又はワイヤレス電子通信装置を経由してオンラインで提供されるもの」) (補正示唆案なし)</p>
--	---

ウ 第41類

類見出しに記載の表示についてはすべて採用例があった。例えば、IR1167465 や IR1156571 では、第41類の類見出しに記載の表示はすべて認められている。

例えば、以下のようなものがあった。下記(1)～(3)はセミナー等の開催に関するサービスの例であり、下線部について部分的に不明確であると指摘するものが多かった。下記(4)～(6)は教育関連のサービスに関し、知識の教授や教育関連であることを明示する示唆が多かった。また、その他情報の提供(下記(7)～(10))、娯楽の提供関連のサービス(下記(11)～(14))では、全体的に不明確な表示に関する指摘や、ゲーム等の電子媒体の提供に関しては、ダウンロードの可否を明示するよう示唆する例が多くあった。電子出版物の提供関連(下記(15)～(17))では、他区分に属するような表示に関する指摘が多かった。

<p>(1) organisation and <u>arranging of</u> congresses and <u>meetings</u> (「会議及び集会の企画・運営及び手配」) (IR1151820)</p>	<p>→ organisation and arranging of congresses and conferences (「会議及び会合の企画・運営及び手配」) (補正示唆案も同じ)</p>
---	---

<p>(2) <u>arranging and conducting conferences, lectures, seminars, symposia, workshops and exhibitions</u> (「会議、講演、セミナー、シンポジウム、研究会及び展示会の手配及び指揮」) (IR1190249)</p>	<p>arranging and conducting conferences, lectures, seminars, symposia, workshops and exhibitions for educational purposes</p> <p>→ (「教育目的での会議、講演、セミナー、シンポジウム、研究会及び展示会の手配及び指揮」) (補正示唆案も同じ。“arranging and conducting exhibitions”はその主題を記載すべきと示唆)</p>
<p>(3) <u>Organization and conducting of conventions, international seminars and discussion fora</u> (「見本市、国際セミナー及び討論会の企画・運営及び指揮」) (IR1189031)</p>	<p>Organization and conducting of conventions, international seminars and knowledge sharing discussion fora</p> <p>→ (「見本市、国際セミナー及び知識共有討論会の企画・運営及び指揮」) (下線部について教育目的であることを明示するよう示唆)</p>
<p>(4) <u>association services being the provision of training and education to members of the association</u> (「組合構成員の研修及び教育の提供としての組合活動」) (IR1168649)</p>	<p>training and education services for members, provided through an association</p> <p>→ (「組合を通じて提供される、構成員のための研修及び教育サービス」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(5) <u>preparation of reports in the field of legal matters, issues, affairs and services</u> (「法律の事項、事案、案件及びサービスの分野における報告書の作成」) (IR1156571)</p>	<p>preparation of reports relating to legal education matters, issues, affairs and services</p> <p>→ (「法律教育の事項、事案、案件及びサービスに関する報告書の作成」) (補正示唆案も同じ。教育目的であることを明示するよう示唆)</p>
<p>(6) <u>courses for expression through body movement</u> (「パントマイムの習得コース」) (IR1175163)</p>	<p>providing training courses for expression through body movement</p> <p>→ (「パントマイムの研修コースの提供」) (補正示唆案も同じ。)</p>

<p>(7) publication and rental of <u>means of education and training</u> (「教育及び研修手段の公開及び貸与」) (IR1190368)</p>	<p>→ publication and rental of materials and apparatus for educational and training purposes (「教育及び研修目的での材料及び機器の公開及び貸与」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(8) providing information via a global computer network pertaining to philosophy, culture, instructional activities and lifestyle (「哲学、文化、指導活動及びライフスタイルに関する、グローバルコンピュータネットワークを經由した情報の提供」) (IR1172087)</p>	<p>→ providing information via a global computer network pertaining to education, training, entertainment, sporting and cultural activities (「教育、研修、娯楽、スポーツ及び文化活動に関する、グローバルコンピュータネットワークを經由した情報の提供」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(9) information and library facilities (「情報及び図書館施設の提供」) (IR1186336)</p>	<p>→ (補正後の表示) library facilities (「図書館施設の提供」) (補正示唆案) → information facilities (「情報施設の提供」)</p>
<p>(10) career advisory services (「職業に関する助言サービス」) (IR1197416)</p>	<p>→ career advisory services (education or training advice) (「職業に関する助言サービス (教育又は研修における助言)」) (補正案も同じ。第 35 類の役務でないことを明示する示唆)</p>
<p>(11) Entertainment services, providing games on-line, <u>providing films on demand (VOD).</u> (「娯楽サービス、オンラインゲームの提供、オンデマンド映画 (VOD) の提供」) (IR1173364)</p>	<p>→ Entertainment services, providing games on-line, providing non-downloadable films via a video-on-demand service. (「娯楽サービス、オンラインゲームの提供、ビデオオンデマンドサービスを經由したダウンロード不可の映画の提供」) (補正示唆案も同じ。ダウンロードの可否を明示する示唆)</p>

<p>(12) providing electronic games for use on mobile phones, tablets and other electronic mobile devices</p> <p>(「携帯電話、タブレット及びその他の電子携帯装置上で使用する電子ゲームの提供」)</p> <p>(IR1167465)</p>	<p>→ providing electronic games (non-downloadable) for use on mobile phones, tablets and other electronic mobile devices</p> <p>(「携帯電話、タブレット及びその他の電子携帯装置上で使用する電子ゲーム(ダウンロード不可のもの)の提供」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(13) providing virtual environments in which users can interact through social games for recreational, leisure or entertainment purposes.</p> <p>(「レクリエーション、レジャー又は娯楽目的のソーシャルゲームを通じて利用者が相互通信可能な仮想環境の提供」)</p> <p>(IR1162466)</p>	<p>→ <u>provision of games by means of a computer based system</u> in which users can interact through social games for recreational, leisure or entertainment purposes.</p> <p>(「レクリエーション、レジャー又は娯楽目的のソーシャルゲームを通じて利用者が相互通信可能な、<u>コンピュータを基礎とするシステム</u>によるゲームの提供」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(14) organization of dance-related activities and other activities relating to expression through body movement</p> <p>(「ダンス関係の活動及びパントマイムに関するその他の活動の企画・運営」)</p> <p>(IR1175163)</p>	<p>→ organization of cultural activities relating to dance and expression through body movement</p> <p>(「ダンス及びパントマイムに関する文化活動の企画・運営」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(15) exploitation of electronic publications online</p> <p>(「電子出版物のオンラインによる実施」)</p> <p>(IR1165911)</p>	<p>→ provision of electronic publications online</p> <p>(「電子出版物のオンラインによる提供」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(16) publication of texts and books, publishing services, including <u>online publishing</u></p> <p>(「教科書及び書籍の出版、出版サービス、<u>オンライン出版</u>を含む」)</p> <p>(IR1172087)</p>	<p>→ publication of texts and books, publishing services, including online electronic publishing of books and periodicals</p> <p>(「教科書及び書籍の出版、出版サービス、書籍及び定期刊行物のオンライン電子出版を含む」)</p> <p>(補正示唆案も同じ。)</p>

<p>publication and dissemination of books, brochures, texts, printed material, written works and educational materials</p> <p>(17) (「書籍、パンフレット、教科書、印刷物、著作物及び教育資料の出版及び配布」)</p> <p>(IR1197416)</p>	<p>publication and dissemination of books, texts, printed material, written works and educational materials;</p> <p>→ publication and dissemination of informational material (other than publicity)</p> <p>(「書籍、教科書、印刷物、著作物及び教育資料の出版及び配布; 情報資料(広報物を除く。)の出版及び配布」)</p> <p>(補正示唆案も同じ。)</p>
--	--

エ 第42類

類見出しに記載の表示についてはすべて採用例があった。例えば、IR1172556 や IR1152851 では、第42類の類見出しが認められている。

コンピュータ関連サービスに関しては、ソフトウェアやプログラムの場合、“non-downloadable”と限定するよう示唆をするもの(下記(1)(4))、“creating an online community...”の表示について、“hosting...”とするよう示唆のあるもの(下記(2)(3))があった。

調査研究や情報の提供に関しては、どのような情報かを追記すべきとしたもの(下記(5))、技術的な情報であることを示すべきとしたもの(下記(6)(7))、コンピュータのコンサルティングに関しては、ソフトウェアかハードウェアかを明示するとしたもの(下記(8)~(10))があった。

その他、表示に関する指摘(下記(11)(12))、他区分に属する表示を削除すべきとしたもの(下記(13)(14))の例があった。

<p>Computer services, namely providing online non-downloadable management and reporting tools for computers, networks and mobile electronic devices</p> <p>(1) (「コンピュータサービス、すなわちコンピュータ、ネットワーク及び携帯電子装置用のダウンロード不可な管理及び報告ツールのオンラインによる提供」)</p> <p>(IR1167714)</p>	<p>→ computer services, namely providing online non-downloadable software for computers, networks and mobile electronic devices</p> <p>(「コンピュータサービス、すなわちコンピュータ、ネットワーク及び携帯電子装置用のダウンロード不可なソフトウェアのオンラインによる提供」)</p>
---	---

<p>(2) computer services, namely, creating an online community for registered users to participate in discussions, get feedback from their peers, form virtual communities, and engage in social networking services in the field of general interest</p> <p>(「コンピュータサービス、すなわち総合的な興味分野における討論に参加し、その視聴者から意見を集め、仮想コミュニティを形成し、ソーシャルネットワーキングサービスに関与する、登録ユーザのためのオンラインコミュニティの作成」)</p> <p>(IR1159400)</p>	<p>→ computer services, namely, <u>hosting</u>, creating and maintaining an online <u>platform</u> for registered users to participate in discussions, get feedback from their peers, form virtual communities, and engage in social networking services in the field of general interest</p> <p>(「コンピュータサービス、すなわち総合的な興味分野における討論に参加し、その視聴者から意見を集め、仮想コミュニティを形成し、ソーシャルネットワーキングサービスに関与する、登録ユーザのためのオンラインプラットフォームのホスティング、作成及び保守」)</p> <p>(補正示唆案も同じ。下線部を追加の示唆)</p>
<p>(3) computer services, namely, creating an on-line community for registered users to participate in discussions, form virtual communities, engage in social networking, and exchange documents</p> <p>(「コンピュータサービス、すなわち討論に参加し、仮想コミュニティを形成し、ソーシャルネットワーキングに関与し、文書を交換する、登録ユーザのためのオンラインコミュニティの作成」)</p> <p>(IR1172735)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>computer services, namely, hosting on-line community websites for registered users to participate in discussions, form virtual communities, engage in social networking, and exchange documents</p> <p>(「コンピュータサービス、すなわち討論に参加し、仮想コミュニティを形成し、ソーシャルネットワーキングに関与し、文書を交換する、登録ユーザのためのオンラインコミュニティウェブサイトのホスティング」)</p> <p>→ (補正示唆案)</p> <p>Computer services, namely, hosting computer sites (web sites) involving an online community for registered users to participate in discussions, form virtual communities, engage in social networking, and exchange documents)</p> <p>(「コンピュータサービス、すなわち討論に参加し、仮想コミュニティを形成し、ソーシャルネットワーキングに関与し、文書を交換する、登録ユーザのためのオンラインコミュニティに関するコンピュータサイト(ウェブサイト)のホスティング」)</p>

<p>(4) Providing computer software on-line. (「オンラインによるコンピュータソフトウェアの提供」) (IR1173364)</p>	<p>Providing online <u>non-downloadable</u> computer software. → (「オンラインによるダウンロード不可のコンピュータソフトウェアの提供」) (補正示唆案も同じ。上記下線部の追加を示唆)</p>
<p>(5) providing information relating to the inspection, evaluation and certification (「検査、評価及び証明に関する情報の提供」) (IR1185886)</p>	<p>(削除補正) (補正示唆案： providing information relating to the inspection, evaluation and certification of laboratory apparatus and instruments for testing pharmaceuticals, cosmetics or food stuffs) (「医薬品、化粧品又は食料品の試験のための研究用機器の検査、評価及び証明に関する情報の提供」)</p>
<p>(6) studies in the field of energy production and distribution (「エネルギー生産及び供給の分野における研究」) (IR1172556)</p>	<p>technical studies in the field of energy production and distribution → (「エネルギー生産及び供給の分野における技術的研究」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(7) professional and <u>technical assistance services</u> and consulting services <u>in relation to computers and computer software</u> (「コンピュータ及びコンピュータソフトウェアに関する専門的及び技術的支援サービス並びに助言サービス」) (IR1156902)</p>	<p>(補正後の表示) professional and consulting services in relation to computers and computer software; computer support services (programming and software installation, repair and maintenance services) → (「コンピュータ及びコンピュータソフトウェアに関する専門的及び助言サービス; コンピュータ支援サービス (プログラミング及びソフトウェアのインストール、修理及び保守サービス) 」) (左列下線部の補正示唆案) technical assistance services in relation to computers and computer software → (「コンピュータ及びコンピュータソフトウェアに関する技術支援サービス」)</p>
<p>(8) computer consultancy (「コンピュータ及びコンピュータソフトウェアに関する技術支援サービス」) (IR1169030)</p>	<p>(削除補正) (補正示唆案： computer SOFTWARE consultancy) → (「コンピュータソフトウェアに関する助言」)</p>

<p>(9) consultancy in the field of computer hardware (「コンピュータハードウェアの分野における助言」) (IR1178723)</p>	<p>→ consultancy in the field of the design and development of computer hardware (「コンピュータハードウェアの設計及び開発の分野における助言」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(10) consultancy relating to computers (「コンピュータに関する助言」) (IR1158919)</p>	<p>(補正後の表示) computer software consultancy; consultancy in the design and development of computer hardware (「コンピュータソフトウェアに関する助言；コンピュータハードウェアの設計及び開発に関する助言」) (補正示唆案) → Computer software consultancy (「コンピュータソフトウェアに関する助言」)</p>
<p>(11) Services of an engineer (「技術者によるサービス」) (IR1166953)</p>	<p>→ Engineering services (「エンジニアリングサービス」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(12) scientific expertise (「科学専門家によるサービス」) (IR1182791)</p>	<p>→ scientific consultancy (「科学専門家によるサービス」) (補正示唆案なし)</p>
<p>(13) design, creation, hosting, maintenance and promotion of Internet sites for third parties (「第三者のためのインターネットサイトのデザイン、作成、ホスティング、保守及び販売促進」) (IR1174596)</p>	<p>→ design, creation, hosting and maintenance of Internet sites for third parties (「第三者のためのインターネットサイトのデザイン、作成、ホスティング及び保守」) (補正示唆案なし、第35類の表示を削除せよとの示唆のみ)</p>
<p>(14) development and <u>planning of products</u> (「<u>製品</u>の開発及び<u>計画</u>」) (IR1173669)</p>	<p>→ development of products (「製品の開発」) (補正示唆案なし。下線部が不明確との指摘のみ)</p>

6. 3. 4 イギリス

(1) 概要

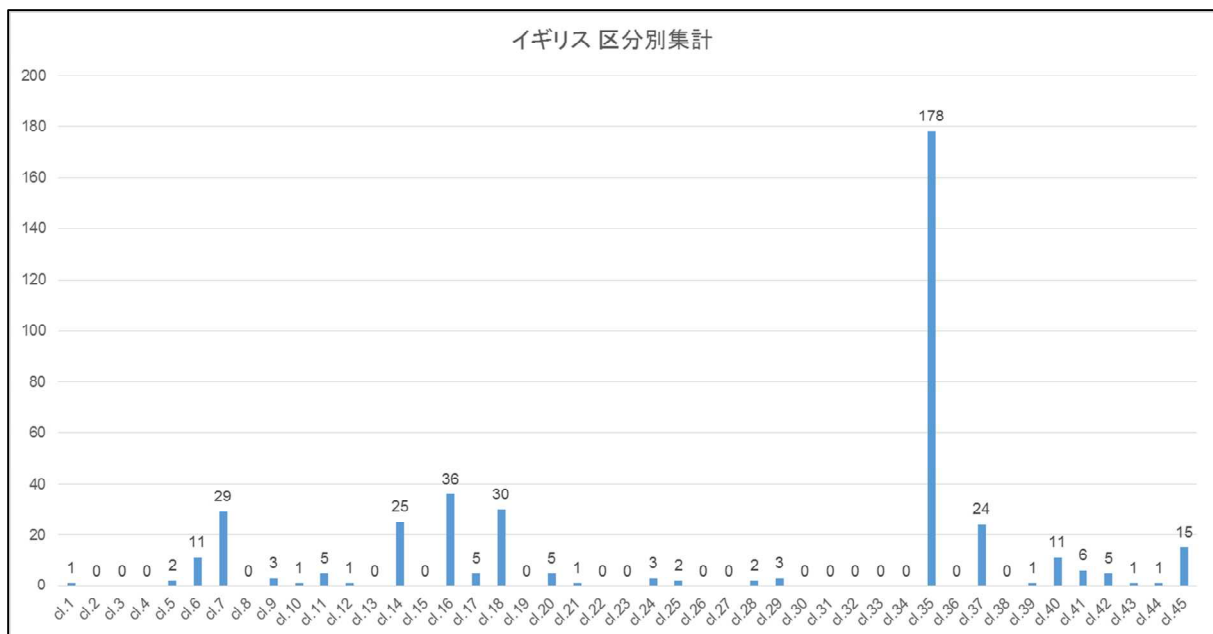
イギリスは、独自の審査基準を設け、その基準に従って審査がなされているが、類見出しに記載の表示の取扱い等は OHIM に準じた取扱いとなっており、どの表示が不明確なものに該当するかが明確に定義されている。商品・役務の表示が不明確であるという拒絶理由は、この不明確であるとされている表示を使用したものと小売等役務に関する表示に集中する傾向にあった。

(2) 区分別集計

2013 年において、イギリスを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、372 件¹であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれる暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数²は、316 件であり、割合としては 84.95%であった。

指定商品・指定役務の表示が不明確であるとの理由による暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件を区分別に集計したのが下記の図 1 である。

図 1



指定商品・指定役務の表示が不明確であると指摘された区分は、第 35 類が突出して多く、以下、第 16 類、第 18 類、第 7 類及び第 14 類の商品又は役務の表示に関する指摘が多かった。

¹ なお、暫定的拒絶通報のデータを取得できなかった案件は除いている。

² 表示が不明確であるとの拒絶理由があっても、補正されずに登録となった案件は含まれていない。

(3) 根拠条文等

根拠条文等は以下のとおりである。

まず、商品・役務の指定について、出願人は、願書にニース国際分類と、ニース国際分類の区分に該当する商品・役務を記載しなければならない（イギリス商標規則³第 8 条(2)(a)⁵及び同(b)⁶）。そして、商品・役務の記載には、「当該商品又はサービスの内容を明確に示し、かつ、ニース分類の類への分類を可能とするような方法で記述されなければならない。」（イギリス商標規則第 8 条(2)(b)）なお、商品・役務の表示が不明確であるという拒絶理由は、商標法^{7,8}第 1 条(1)⁹及び同法第 3 条(1)(a)¹⁰に基づき通知される。

指定商品・指定役務の表示が明確か否かは、その商品・役務の分野における平均的な者が特に説明をすることなく、その指定商品・指定役務を明確に理解できる程度に記載する必要がある（商標審査マニュアル¹¹3.5¹²）

³ 「Trademark Rules」、2014 年 10 月 6 日、イギリス特許庁 (UKIPO) ホームページ内、URL : <https://www.gov.uk/government/publications/trade-marks-rules>（アクセス日：2016 年 2 月 22 日）

⁴ 「英国商標規則（日本語版）」、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL : http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/england/shouhyou_kisoku.pdf（アクセス日：2016 年 2 月 22 日）

⁵ 前記脚注 3 参照。原文ではこのように記載されている「8.—(2) Every application shall specify—(a) the class in the Nice Classification to which it relates;」（「規則 8 (2) すべての出願は、次のものを指定しなければならない。(a) 当該出願に係るニース分類の類、」) 日本語訳は、前記脚注 4 を参照した。

⁶ 前記脚注 3 参照。原文ではこのように記載されている。「(b) the goods or services which are appropriate to the class and they shall be described in such a way as to indicate clearly the nature of those goods or services and to allow them to be classified in the classes in the Nice Classification.」

（「(b) 当該類に該当する商品又はサービス。これらは、当該商品又はサービスの内容を明確に示し、かつ、ニース分類の類への分類を可能とするような方法で記述されなければならない。」) 日本語訳は、前記脚注 4 を参照した。

⁷ 「Trademark Act 1994」、イギリス特許庁ホームページ内、URL : <https://www.gov.uk/government/publications/trade-marks-act-1994>（アクセス日：2016 年 2 月 22 日）

⁸ 「英国商標法 命令書 2009/3250 より最終改正」、2010 年 1 月 1 日施行、日本国特許庁ホームページ内、URL : <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/england/shouhyou.pdf>（アクセス日：2016 年 2 月 22 日）

⁹ 前記脚注 7 参照。原文ではこのように記載されている。「1. - (1) In this Act a “trade mark” means any sign capable of being represented graphically which is capable of distinguishing goods or services of one undertaking from those of other undertakings. A trade mark may, in particular, consist of words (including personal names), designs, letters, numerals or the shape of goods or their packaging.」（「1 条 商標(1) 本法において「商標」とは、視覚媒体により表現することができるすべての標識であって、ある事業の商品又はサービスを他の事業の商品又はサービスから識別することができるものをいう。特に、商標は、語（個人の名称を含む）、図案、文字、数字又は商品若しくはその包装の形状からなることができる。」) 日本語訳は、前記脚注 8 を参照した。

¹⁰ 前記脚注 7 参照。原文ではこのように記載されている。「3. - (1) The following shall not be registered—(a) signs which do not satisfy the requirements of section 1(1).」（「第 3 条 (1) 次のものは登録されない。(a) 第 1 条(1)の要件を満たさない標識」) 日本語訳は、前記脚注 8 を参照した。

¹¹ 「商標審査マニュアル (Manual of trade marks practice)」、2009 年 3 月 3 日版、英国特許庁ホームページ内、URL : <https://www.gov.uk/government/publications/manual-of-trade-marks-practice>（アクセス日 2016 年 2 月 4 日）

¹² 前記脚注 11 参照。第 5 頁

3.5 Need for clarity in specifications

(前略)

The test to be applied is whether the applicant's descriptions of his goods or services are such that permit an average person engaged in the relevant trade to clearly ascertain the nature of the goods or services for which the applicant seeks to register his trade mark, without the need for further explanation.

Though it is preferable that terms be defined in mainstream dictionaries, it is acceptable to use terms found in specialist dictionaries or other works. Also many terms are used which are common in particular trades and can be accepted in specifications providing they are clearly understood and fall in the class of the application. Even if a particular term does not appear in a specialist dictionary it may be accepted on the basis that it is widely understood, for example when a new term of art is prevalent on the internet.

3.5 指定における明確化の要件

ここで適用すべきテストは、出願人による自己の商品又は役務の指定について、関係する取引に従事する平均的な者が、更なる説明を必要とすることなく、出願人が商標登録を求める商品又は役務の性質を明確に確認することができるのか否かである。

用語は主流の辞書において定義されていることが望ましいが、専門家用の辞書又はその他の作品において確認される用語の使用も認められる。更に、特定の取引において一般的である用語も多数使用されており、これらの用語は、明確に理解され、出願の区分に該当することを条件として、指定における記載が認められる。特定の用語が専門家用の辞書から発見できない場合であっても、例えばインターネットで普及している新たな技術用語など、広く理解されている状況に基づき認めることができる。

(4) 指定商品・指定役務の表示に関する補正指示の特徴

ア 類見出しに記載の表示について

英国では、基本的に類見出しに記載の表示を使用することが可能である。類見出しに記載の表示を指定商品・指定役務の表示として使用した場合、類見出しに記載の表示であるからといって一律に不明確とするような取扱いがされるのではなく、その表示について不明確であるか否かが個別具体的に判断される¹³。

ただし、いくつかの区分における類見出しに記載の表示については、明確な指定商品・指定役務の表示として認められておらず、使用した場合、表示が不明確であるとの拒絶理由に該当する。商標審査マニュアルにおいて、不明確であると示されている類見出しの表示は以下のとおりである¹⁴。

¹³ 前記脚注 11 参照。第 239 頁

¹⁴ 前記脚注 11 参照。第 241～第 244 頁

第6類	Goods of common metal not included in other classes (「他の類に属さない一般の金属製品」)
第7類	Machines and machine tools (「機械及び工作機械」)
第14類	Precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith, not included in other classes (「貴金属及びその合金、並びに貴金属製又は貴金属メッキの製品であって、他の類に属さないもの」)
第16類	Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes (「紙、厚紙、及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」)
第17類	Rubber, gutta-percha, gum, asbestos, mica and goods made from these materials and not included in other classes (「ゴム、グタペルカ、ガム、石綿、雲母、及びこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」)
第18類	Leather and imitations of leather, and goods made of these materials and not included in other classes (「革及び人工皮革、並びにこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」)
第20類	Goods (not included in other classes) of wood, cork, reed, cane, wicker, horn, bone, ivory, whalebone, shell, amber, mother-of-pearl, meerschaum and substitutes for all these materials, or of plastics (「木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品、又はプラスチックによる製品(他の類に属するものを除く。)」)
第37類	Repair; installation services (「修理; 取付けサービス」)
第40類	Treatment of materials (「材料処理」)
第45類	Personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals (「個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス」)

以下では、不明確であると指摘された案件数の多い区分の表示を取り上げているが、そのほとんどが上記に挙げられている類見出しに記載の表示への指摘であった。

(5) よくある指摘について（区分別）

以下では、指摘の多い区分を中心に、頻繁に指摘を受けていた表示について説明する。

ア 第7類

第7類では、類見出しに記載の表示のうち、“Machines and machine tools”の表示への指摘がほとんどであった（上記6.3.4(4)ア参照）。ただし、“Machines and machine tools”のうち、“Machines”の表示が不明確であると指摘されることが多く、この部分を削除又は具体的に限定することで登録となっていた。本調査の範囲では、“Machines”以外の指摘は見当たらなかった。

例えば、以下のような例があった。

<p>(1) <u>Machines and machine tools</u> (「機械及び工作機械」) (IR1152424)</p>	<p>→ Machine tools (「工作機械」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(2) machines and machine tools, including machines for the assembly of hoses and machines for operating hydraulic pipes (「機械及び工作機械、ホース組立用 機械及び水圧パイプ操作用機械を含 む」) (IR1156195)</p>	<p>→ machine tools, including machines for the assembly of hoses and machines for operating hydraulic pipes (「工作機械、ホース組立用機械及び水圧パイ プ操作用機械を含む」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(3) Machines and machine tools (「機械及び工作機械」) (IR1169627)</p>	<p>→ (補正後の表示) Centrifugal mills; feeders; pneumatic conveyors, cyclone separators, mills (machines); machine tools (「遠心製粉機；フィーダ；空気圧式コンベヤ；サイ クロン分離器；製粉機(機械)；工作機械」) (補正示唆案) → machine tools (「工作機械」)</p>

イ 第14類

第14類では、類見出しに記載の表示のうち、“Precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith not included in other classes”の表示への指摘がほとんどであった（上記6.3.4(4)ア参照）。ただし、上記記載のうち、“goods in precious metals or coated therewith not included in other classes”の表示について不明確であると指摘されることが多く、“Precious metals ～”全体について不明確と指摘している場合であっても、“and goods in precious metal ～”の部分を削除又は具体的に限定することで登録となっていた。本調査では、これ以外の指摘は見当たらなかった。

例えば、以下のような例があった。

<p>(1) Precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith not included in other classes (「貴金属及びその合金、並びに貴金属製又は貴金属メッキの製品であつて他の類に属さないもの」) (IR1153396)</p>	<p>→ Precious metals and their alloys (「貴金属及びその合金」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>(2) <u>Precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith, not included in other classes</u> (「貴金属及びその合金、<u>並びに貴金属製又は貴金属メッキの製品であつて、他の類に属さないもの</u>」) (IR1187327)</p>	<p>→ Precious metals and their alloys (「貴金属及びその合金」) (補正示唆案も同じ)</p>

<p>Precious metals and their alloys and goods made of these materials or coated therewith not included in other classes</p> <p>(3) (「貴金属及びその合金、並びにこれらの材料製又はこれらのメッキの製品であって他の類に属さないもの」) (IR1197025)</p>	<p>Precious metals and their alloys and goods made of these materials or coated therewith not included in other classes, namely, jewellery boxes and watch boxes, jewellery cases, case for chronometric instruments, badges of precious metal, ingots of precious metal, hat ornaments of precious metal, cufflinks, tie clips, hat pins, hair pins, lapel pins, tie pins, key rings [trinkets or fobs], shoe ornaments [jewellery], spun silver [silver wire], precious metals and their alloys</p> <p>→ (「貴金属及びその合金、並びにこれらの材料製又はこれらのメッキの製品であって他の類に属さないもの、すなわち宝石箱及び腕時計箱、宝石ケース、時計用ケース、貴金属製バッジ、貴金属製インゴット、貴金属製帽子飾り、カフスポタン、ネクタイ止め、帽子用ピン、ヘアピン、襟用ピン、ネクタイピン、キーリング (アクセサリ又はキーホルダ)、靴飾り (宝石類)、銀糸 (銀線)、貴金属及びその合金」) (補正示唆案なし)</p>
---	---

ウ 第16類

第16類では、類見出しに記載の表示のうち、“Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes” の表示への指摘がほとんどであった (上記 6.3.4(4)ア参照)。ただし、上記記載のうち、“goods made from these materials, not included in other classes” の表示について不明確であると指摘されることが多く、“Paper, cardboard ~” 全体について不明確と指摘している場合であっても、“and goods made from ~” の部分を削除又は具体的に限定することで登録となっていた。

なお、類見出しに記載の他の表示については採用例があった (例えば、IR1186422、IR1181012、IR1187327 など)。

例えば、以下のようなものがあった。

<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, included in this class</p> <p>(1) (「紙、厚紙、及びこれらの材料による製品であって、本類に属するもの」)</p> <p>(IR1157019)</p>	<p>Paper, cardboard goods</p> <p>→ (「紙及び厚紙製品」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes</p> <p>(2) (「紙、厚紙、及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」)</p> <p>(IR1187327)</p>	<p>Paper, cardboard</p> <p>→ (「紙、厚紙」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>Paper, cardboard and goods made of these materials, included in this class</p> <p>(3) (「紙、厚紙、及びこれらの材料による製品であって、本類に属するもの」)</p> <p>(IR1185230)</p>	<p>Paper, cardboard and goods made of these materials namely: paper bags, letter paper, envelope paper, boxes of cardboard and paper, paper for wrapping and packaging, cardboard packaging, packaging materials made of cardboard, decorative paper bows, gift paper, decorative paper centerpieces, display banners made of cardboard, flags of paper, advertising signs of paper and cardboard and not included in other classes</p> <p>→ (「紙、厚紙、及びこれらの材料による製品、すなわち紙袋、便せん、紙封筒、厚紙製及び紙製の箱、包装及び梱包用の箱、厚紙製包装容器、厚紙製包装材料、装飾用紙製蝶型リボン、贈呈品包装紙、紙製テーブル飾り、厚紙製立て看板、紙製の旗、紙製及び厚紙製の広告標識であって他の類に属さないもの」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>cardboard articles</p> <p>(4) (「厚紙製品」)</p> <p>(IR1199701)</p>	<p>→ (削除)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>

エ 第18類

第18類では、類見出しに記載の表示のうち、“Leather and imitations of leather, and goods made of these materials and not included in other classes”の表示への指摘がほとんどであった(上記6.3.4(4)ア参照)。ただし、上記記載のうち、“goods made from

these materials, not included in other classes” の表示について不明確であると指摘されることが多く、“Leather and imitations of leather ～” 全体について不明確と指摘している場合であっても、“and goods made from ～” の部分を削除又は具体的に限定することで登録となっていた。

類見出しに記載の表示ではない指定商品の表示において、“goods made from these materials, not included in other classes” と同様の表示が含まれている場合でも不明確と指摘されている（例えば、下記(4)(5)）。

類見出しに記載の他の表示については採用例があった（例えば、IR1196833、IR1197891）。

例えば、以下のようなものがあった。

<p>Leather and imitations of leather, and goods made of these materials and not included in other classes</p> <p>(1) (「革及び人工皮革、並びにこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」)</p> <p>(IR1178730)</p>	<p>→</p> <p>Leather and imitations of leather</p> <p>(「革及び人工皮革」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>Leather and imitations of leather, goods made of these materials and not included in other classes, in particular bags.</p> <p>(2) (「革及び人工皮革、これらの材料による製品であって他の類に属さないもの、特にバッグ」)</p> <p>(IR1171915)</p>	<p>→</p> <p>Leather and imitations of leather, in particular bags.</p> <p>(「革及び人工皮革、特にバッグ」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>Leather and imitations of leather and goods made therefrom</p> <p>(3) (「革及び人工皮革並びにその製品」)</p> <p>(IR1192443)</p>	<p>→</p> <p>Leather and imitations of leather</p> <p>(「革及び人工皮革」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>

<p>(4) cattle skins and <u>goods made of these materials and not included in other classes, including bags, luggages, wallets, portfolios, boxes or chests, business card cases, cosmetic cases sold empty, leather briefcases, school bags, leather shopping bags</u></p> <p>(「家畜皮及びその材料による製品であつて他の類に属さないものであり、バッグ、旅行かばん、財布、書類かばん、箱又はチェスト、名刺用ケース、空で販売される化粧品ケース、革製ブリーフケース、通学用かばん、革製買物袋を含む」)</p> <p>(IR1185861)</p>	<p>→ cattle skins, bags, luggages, wallets, portfolios, boxes or chests, business card cases, cosmetic cases sold empty, leather briefcases, school bags, leather shopping bags</p> <p>(「家畜皮、バッグ、旅行かばん、財布、書類かばん、箱又はチェスト、名刺用ケース、空で販売される化粧品ケース、革製ブリーフケース、通学用かばん、革製買物袋」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(5) articles made of leather, imitation leather and other materials use for carrying purpose and other not included in other classes including bags, leather and stout leather boxes and trunks, key cases</p> <p>(「革、人工皮革及びその他の材料による運搬用品であつて他の類に属さないものであり、バッグ、革製及び補強革製の箱及びトランク、キーケースを含む」)</p> <p>(IR1171878)</p>	<p>→ articles made of leather, imitation leather and stout leather used for carrying purpose, namely, sport bags, all purpose carrying bags, hand bags, wallets, backpacks, leather and stout leather boxes and trunks, key cases</p> <p>(「革、人工皮革及び補強革製の運搬用品、すなわちスポーツバッグ、多目的バッグ、ハンドバッグ、財布、バックパック、革製及び補強革製の箱及びトランク、キーケース」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>

オ 第 35 類

第 35 類の類見出しに記載の表示については、すべての表示について登録例があった(例えば、IR1196833、IR1169577 など)。

不明確であるとの指摘が集中していたのは、商品の小売又は卸売に関する表示についてであった。ここで、商標審査マニュアル¹⁵では、商品の小売又は卸売に関する表示に関し、認められ得る表示例と認められない表示例が挙げられており、これらの認められ得る表示例とは異なる形式で記載した場合、不明確であるとの指摘がなされているように見受けられる。

認められ得る表示例として挙げられているのは、以下のとおりである。

¹⁵ 前記脚注 11 を参照。第 200～206 頁

- The bringing together, for the benefit of others, of a variety of [indicate goods or types of goods], enabling customers to conveniently view and purchase those goods;
- The bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase [indicate goods or types of goods];
- Retail services connected with [indicate goods or types of goods];
- Retail services connected with the sale of [indicate goods or types of goods];
- Retail store services in the field of [indicate goods or types of goods];
- Department store retail services connected with [indicate goods or types of goods] as in, for example:
- Department store services connected with the sale of beauty products, toiletries, machines for household use, hand tools, optical goods, cameras, domestic electrical and electronic equipment, including white goods, jewellery, clocks, watches, stationery, publications, luggage, furniture, household containers and utensils, furnishings, textiles, clothing, footwear, headwear, haberdashery, toys and games, sports equipment, foodstuffs, drinks and tobacco products;
- Shop retail services connected with [indicate goods or types of goods];
- Mail order retail services connected with [indicate goods or types of goods];
- Electronic shopping retail services connected with [indicate goods or types of goods];
- Retail clothing shop services;
- Stationery shop retail services connected with the sale of stationery, printed matter, computer equipment and peripherals and home entertainment products;
- The bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods enabling customers to conveniently view and purchase those goods from a clothing and clothing accessories catalogue by mail order or by means of telecommunications.

(仮訳)

- ・他人の便宜のために各種の(商品又は商品の種類を表示)を揃え、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること；
- ・他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客が(商品又は商品の種類を表示)を見、かつ、購入するために便宜を図ること；
- ・(商品又は商品の種類を表示)に関する小売サービス；
- ・(商品又は商品の種類を表示)の販売に関する小売サービス；
- ・(商品又は商品の種類を表示)の分野における小売店サービス；
- ・(商品又は商品の種類を表示)に関する百貨店での小売サービス、例えば：
- ・美容製品、洗面用品、家庭用機械器具、手動工具、光学製品、カメラ、白物家電品を含む家庭用電気及び電子機器、宝石類、置き時計、腕時計、文房具、出版物、旅行かばん、家具、家庭用包装容器及び食器、装飾品、布地、被服、履物、帽子類、小物雑貨、おもちゃ及びゲーム、スポーツ用品、食品、飲料及びたばこ製品の販売に関する百貨店サービス；
- ・(商品又は商品の種類を表示)に関する店舗での小売サービス；
- ・(商品又は商品の種類を表示)に関する通信販売サービス；
- ・(商品又は商品の種類を表示)に関する電子ショッピングによる小売サービス；

- ・被服の小売店サービス；
- ・文房具、印刷物、コンピュータ装置及び周辺機器並びに家庭用娯楽製品の販売に関する文房具店での小売サービス；
- ・他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客が被服及び服飾品カタログを見、通信販売又は電気通信手段によって購入するために便宜を図ること。

また、認められない表示例は以下のような例が挙げられている。

- Sale of electrical and electronic goods for industrial use [the sale of goods is not a service];
- Trade in building products [trading in goods is not a service];
- Retailing [retailing goods is not a service per se];
- Retailing of cars [retailing of goods is not a service];
- Retail services for the sale of foods [sale of goods is not a service];
- Retail off licences specialising in the sale of alcoholic beverages [sales are not a service];
- Shops [not a service per se];
- Factory shops [not a service per se];
- Shopkeeping [not a service per se];
- Merchandising [not a service per se];
- Distributorship [not a service per se];
- Sales services [not a service per se];
- Direct selling [not a service per se];
- Mail order [not a service per se];
- Television shopping [not a service per se];
- Electronic shopping [not a service per se];
- Computer shopping [not a service per se];
- E-commerce [not a service per se];
- Retail services [unqualified];
- Retail store services [unqualified];
- Department store services [unqualified];
- Mail order catalogue services [unqualified];
- The bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those [unqualified] goods;
- The bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods in a department store ["department store" does not identify the types of goods];
- The bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods from a general merchandise internet web site ["general merchandise" does not identify the types of goods];

- Retail services connected with the sale of electrical and electronic goods [the terms “Electrical” and/or “Electronic” are too vague without further indication to define types of goods];
- Retail services connected with stationery products and the like goods [“and the like goods” fails to identify the goods or types of goods];

(仮訳)

- ・工業用電気及び電子製品の販売(商品の販売は役務ではない)；
- ・建設物の取引(商品の取引は役務ではない)；
- ・小売業(商品の小売それ自体は役務ではない)；
- ・自動車の小売(商品の小売は役務ではない)；
- ・食品販売のための小売サービス(商品の小売は役務ではない)；
- ・アルコール飲料の専門販売ライセンスの小売(販売は役務ではない)；
- ・店舗(それ自体は役務ではない)；
- ・工場直売店(それ自体は役務ではない)；
- ・小売(それ自体は役務ではない)；
- ・販売(それ自体は役務ではない)；
- ・販売店(それ自体は役務ではない)；
- ・販売サービス(それ自体は役務ではない)；
- ・直接販売(それ自体は役務ではない)；
- ・通信販売(それ自体は役務ではない)；
- ・テレビショッピング(それ自体は役務ではない)；
- ・電子ショッピング(それ自体は役務ではない)；
- ・コンピュータショッピング(それ自体は役務ではない)；
- ・電子商取引(それ自体は役務ではない)；
- ・小売サービス(適格な指定ではない)；
- ・小売店サービス(適格な指定ではない)；
- ・百貨店サービス(適格な指定ではない)；
- ・通信販売カタログサービス(適格な指定ではない)；
- ・他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客が(適格な指定でない)商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること；
- ・他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客が百貨店における商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること("百貨店"は商品の種類を特定していない)；
- ・他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客が総合販売のインターネットウェブサイトから商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること("総合販売"は商品の種類を特定していない)；
- ・電気及び電子製品の販売に関する小売サービス("電気"及び／又は"電子"という文言は、更に商品の種類を定義して表示しない限り、きわめて漠然としている)；
- ・文房具及びこれに類する製品に関する小売サービス("これに類する製品"は商品又は商品の種類を特定していない)；

例えば、以下のようなものがあつた。

認められ得る表示例に記載されている例であるが、具体的な商品の記載が無く不明確とされた事例（下記(1)(2)）、小売等役務に関連する具体的な商品の表示のうち、一部が不明確と指摘された例（下記(3)～(5)）、小売等役務の対象となる商品を記載する場合は、“connected with”を使用するように指摘された例（下記(6)～(9)）、認められ得る表示として例示されたものであるが不明確であると指摘を受けた例（下記(10)）があつた。

<p>(1) the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, excluding the transport thereof, enabling customers to conveniently view and purchase those goods</p> <p>(「他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客が百貨店における商品を見、かつ、購入するために便宜を図ることであって、その商品の輸送を除く」)</p> <p>(IR1153643)</p>	<p>→ retail services, provided on-line and in-store, connected with the sale of clothing, footwear, headgear, cosmetics, beauty products, purses, wallets, bags, belts, foulards, hair bands, hair grips, hair styling accessories</p> <p>(「被服、履物、帽子類、化粧品、美容製品、小銭入れ、財布、バッグ、ベルト、フーラード洋品、ヘアバンド、ヘアグリップ、ヘアスタイリング用装飾品の販売に関する、オンライン及び店舗内で提供する小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>(2) retailing services provided over a global computer network</p> <p>(「グローバルコンピュータネットワークによって提供される小売サービス」)</p> <p>(IR1154006)</p>	<p>→ (補正後の表示)</p> <p>retail service(s) provided over a global computer network connected with the sale of products in the areas of women's and men's fashion</p> <p>(「女性及び男性用ファッション分野の製品の販売に関してグローバルコンピュータネットワークによって提供される小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案)</p> <p>→ Retail services provided over a global computer network connected with the sale of clothing, footwear, and headgear.</p> <p>(「被服、履物及び帽子類の販売に関してグローバルコンピュータネットワークによって提供される小売サービス」)</p>
<p>(3) on-line retail store services featuring cosmetic and beauty products, clothing and <u>accessories</u>.</p> <p>(「化粧品及び美容製品、被服及び付属品を特徴とするオンライン小売店サービス」)</p> <p>(IR1153643)</p>	<p>→ (削除補正)</p> <p>(補正示唆案 : on-line retail store services connected with cosmetic and beauty products, clothing.)</p> <p>(「化粧品及び美容製品、被服に関するオンライン小売店サービス」)</p>

<p>online retail store services featuring online delivery of digital media, namely images, movies, musical and audiovisual works and <u>related merchandise</u></p> <p>(4)</p> <p>(「デジタルメディア、すなわち画像、映画、音楽及び視聴覚作品のオンラインによる配信並びに<u>関連する販売</u>を特徴とする、オンライン小売店サービス」)</p> <p>(IR1192198)</p>	<p>→</p> <p>online retail store services featuring online delivery of digital media, namely images, movies, musicals and audiovisual works</p> <p>(「デジタルメディア、すなわち画像、映画、音楽及び視聴覚作品のオンラインによる配信を特徴とする、オンライン小売店サービス」)</p> <p>(補正示唆案なし。左列下線部が不明確と指摘)</p>
<p>retail sales and wholesale services of goods of classes 06, 07, 08</p> <p>(5)</p> <p>(「第6類、第7類、第8類の商品の小売及び卸売サービス」)</p> <p>(IR1166847)</p>	<p>→</p> <p>(削除補正)</p> <p>(補正示唆案 : retail and wholesale services connected with the sale of [Please insert the actual goods])</p> <p>(「実際の商品を記入されたい。」の販売に関する小売及び卸売サービス)</p>
<p>Retailing and wholesaling services including the provision of in store beverage outlets</p> <p>(6)</p> <p>(「店内で提供する飲料の直接販売を含む小売及び卸売サービス」)</p> <p>(IR1160817)</p>	<p>→</p> <p>Retailing and wholesaling services connected with the sale of tea and other drink and beverages, syrups, powders and preparations for making beverages, articles and utensils used in the preparation and service of food and beverages namely teapots, cups, plates, saucers, cutlery and strainers, sugars, cakes, biscuits, chocolates, ices and sweets</p> <p>(「茶及びその他の飲料品、飲料製造用シロップ、粉類及び調合品、飲食物の調理及び提供に使用される食器及び調理器具、すなわちティーポット、カップ、大皿、小皿、ナイフ類及びこし器、砂糖、ケーキ、ビスケット、チョコレート、氷及び甘味品の販売に関する小売及び卸売サービス」)</p> <p>(補正示唆案なし。具体的な商品を記載するよう示唆)</p>
<p>retail services for cosmetics</p> <p>(7)</p> <p>(「化粧品の小売サービス」)</p> <p>(IR1170211)</p>	<p>→</p> <p>retail services connected with the sale of cosmetics and bags</p> <p>(「化粧品及びバッグの販売に関する小売サービス」)</p>

<p>sales arranging of computer software.</p> <p>(8) (「コンピュータソフトウェアの販売の手配」)</p> <p>(IR1153643)</p>	<p>retail services connected with the sale of computer software.</p> <p>→ (「コンピュータソフトウェアの販売に関する小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>online retail store services featuring online delivery of digital media, namely images, movies, musical and audiovisual works and related merchandise</p> <p>(9) (「デジタルメディア、すなわち画像、映画、音楽及び視聴覚作品のオンラインによる配信並びに関連する販売を特徴とする、オンライン小売店サービス」)</p> <p>(IR1182520)</p>	<p>online retail services connected with sale of images, movies, musical and audiovisual works all being digital media</p> <p>→ (「画像、映画、音楽及び視聴覚作品であってすべてデジタルメディアである作品の販売に関するオンライン小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>Retail clothing shop services.</p> <p>(10) (「被服の小売店サービス」)</p> <p>(IR1163184)</p>	<p>(削除補正)</p> <p>(補正示唆案 : retail services connected with the sale (Please list all of the goods that you are intending to sell.)</p> <p>「(販売を意図する商品すべてを列挙されたい。)の販売に関する小売サービス」)</p>

6. 3. 5 欧州連合 (EU)

(1) 概要

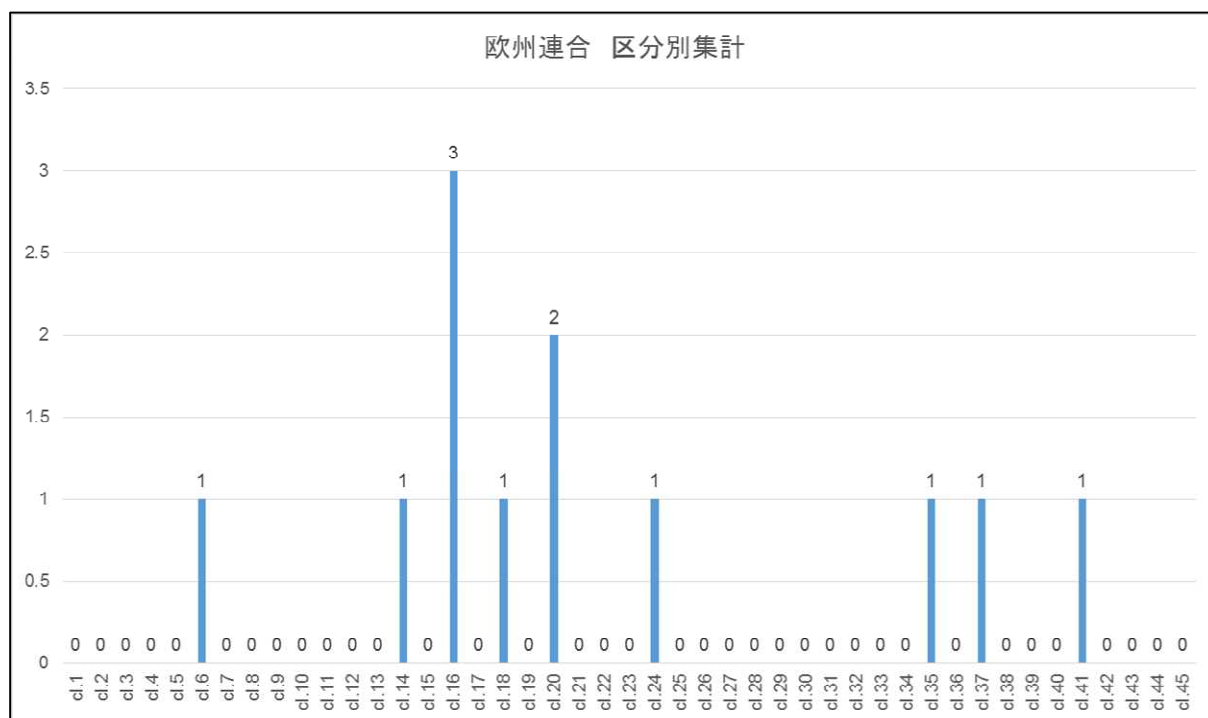
欧州共同体商標意匠庁 (OHIM¹) では、採用可能な商品・役務のリストが TM Class² で公開されており、このリストに掲載されている商品・役務の表示を使用した場合、その表示は自動的に認められ、リストにない表示を使用した場合、審査官による審査に付される。類見出しに記載の表示は基本的に使用可能であるが一部の表示は不明確と指摘されるため、“namely” 等の用語を介するなどして、商品・役務の表示をより明確に特定することが必要となる。

(2) 区分別集計

2013 年において、OHIM を指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数³は、254 件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数⁴は、6 件であり、割合としては 2.36% であった。

指定商品・指定役務の表示が不明確であるとの理由による暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件を区分別に集計したのが下記の図 1 である。

図 1



¹ The Office for Harmonization in the Internal Market (OHIM)

² TM Class : 主に欧州の加盟国の商標に関する官庁及び商標の国際出願において受け入れ可能な商品・役務の表示のデータベース、URL : <http://tmclass.tmdn.org/ec2/> (アクセス日 : 2月12日)

³ なお、暫定的拒絶通報のデータを取得できなかった案件は除いている。

⁴ 表示が不明確であるとの拒絶理由があっても、補正されずに登録となった案件は含まれていない。

(3) 根拠条文等

商品・役務の指定について、出願人は、願書に登録を求める商品・役務の一覧を記載しなければならない（欧州共同体商標規則^{5,6}（以下、「CTMR」と表記する。）第 26 条 (1)(c)⁷）、出願の対象である商品・役務については、「実施規則に指定する分類制度にしたがって分類しなければならない」（CTMR 第 28 条⁸）。また商品及び役務の分類については、ニース国際分類に従い（欧州共同体商標実施規則^{9,10}（以下「CTMIR」と表記する。）2(1)¹¹）、商品・役務の表示は、「商品及びサービスの性質が明瞭に示され、かつ、各品目がニース分類の 1 の類にのみ属することとなるように表現」（CTMIR 2(3)¹²）する。

⁵ 「Community trade mark regulation (CTMR), (EC) No 207/2009」（英語版）、2009 年 2 月 26 日、OHIM ホームページ内、URL：
<https://oami.europa.eu/ohimportal/en/community-trade-mark-legal-texts>（アクセス日：2016 年 2 月 22 日）

⁶ 「共同体商標に関する理事会規則」（日本語版）、日本特許庁ホームページ内、URL：
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/shouhyou_rijikai.pdf（アクセス日：2016 年 2 月 22 日）

⁷ 前記脚注 5 参照。原文ではこのように記載されている。「Article 26 1. An application for a Community trade mark shall contain: (c) a list of the goods or services in respect of which the registration is requested;」（「26 条 (1) 共同体商標出願には、次のものを含めなければならない。(c) 求める登録の対象である商品又はサービスの一覧」) 日本語訳は、前記脚注 6 を参照した。

⁸ 前記脚注 5 参照。原文ではこのように記載されている。「Article 28 Goods and services in respect of which Community trade marks are applied for shall be classified in conformity with the system of classification specified in the Implementing Regulation.」（「第 28 条 共同体商標出願の対象である商品及びサービスについては、実施規則に指定する分類制度に従って分類しなければならない。」) 日本語訳は、前記脚注 6 を参照した。

⁹ 「Community trade mark implementing regulation (CTMIR), (EC) No 2868/95」、2009 年 3 月 31 日、OHIM ホームページ内、URL：
<https://oami.europa.eu/ohimportal/en/community-trade-mark-legal-texts>（アクセス日：2016 年 2 月 11 日）

¹⁰ 「共同体商標に関する商標委員会規則」（日本語版）、日本特許庁ホームページ内、URL：
http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/ec/shouhyou_iinkai.pdf（アクセス日：2016 年 2 月 11 日）

¹¹ 前記脚注 9 参照。原文ではこのように記載されている。「Rule 2 (1) The common classification referred to in Article 1 of the Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks of 15 June 1957, as revised and amended, shall be applied to the classification of the goods and services.」（「規則 2 (1) 商品及びサービスの分類については、改正及び修正された、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定第 1 条にいう共通の分類を適用する。」) 日本語訳は、前記脚注 10 を参照した。

¹² 前記脚注 9 参照。原文ではこのように記載されている。「(3) The goods and services shall, in principle, be grouped according to the classes of the Nice classification, each group being preceded by the number of the class of that Classification to which that group of goods or services belongs and presented in the order of the classes under that Classification.」（「(3) 商品及びサービスは、原則として、ニース分類の類に従って組分けをし、各々の商品又はサービスの組の先頭にその組が属する当該分類による類の番号を付した上で、当該分類に基づく類の順序に従って表示する。」) 日本語訳は、前記脚注 10 を参照した。

また、商品・役務の表示は、それ単独で、登録による保護の範囲を決定するのに十分に明確かつ正確な表現でなければならず、その性質や通常の意味から保護の範囲を理解することができた場合、その商品・役務の表示は十分に明確かつ正確であるといえる（審査ガイドライン¹³第4章4.1.1¹⁴）。

（４）指定商品・指定役務の表示に関する補正指示の特徴

ア 受け入れ可能な商品・役務の表示の推奨

出願人が、既に採用可能とされている商品・役務の表示を使用している場合、それらの商品・役務の表示は自動的に認められ、採用可能なリストに無い表示を使用している場合、商品・役務の表示に関する審査が行われる（審査ガイドライン第3章¹⁵）。この採用可能な表示のリストは、OHIM が提供する TM Class に掲載されており、TM Class に掲載されている商品・役務の表示を使用することが推奨されている。

イ 特定の用語の取扱いについて

OHIM では、“namely”、“being”、“in particular”、“including”、“especially”及び、“mainly”、といった用語を使用することができるが、その意味合いは異なる。“namely”や“being”は、その前に置かれた用語をその後ろに置かれた用語で限定するものとして解釈される。例えば、“namely”の前に用語が不明確と指摘されるものであっても、“namely”の後ろに置かれた用語によって十分に特定できているのであれば、採用可能となる。

他の用語は限定するものとしては解釈されず、後ろに置かれた用語は前に置かれた用語の一部として解釈される（審査ガイドライン4.1.2¹⁶）。このため、全体として不明確である場合は不明確であると指摘される。

また、“and/or”も使用することが可能である（審査ガイドライン4.1.3¹⁷）。

ウ 類見出しに記載の表示について

OHIM では、類見出しに記載の表示を使用することができるが、一部の表示については、不明確であると指摘される。類見出しに記載の表示のうち不明確とされる表示は、下記のとおりである（下記のうち、下線部が不明確とされる部分である）。

¹³ 「Guidelines for Examination in the office for Harmonization in the Internal Market (Trade marks and designs) on community trade marks, Part B Examination, Section 3 Classification」、2015年8月1日、OHIM ホームページ内、URL：
<https://oami.europa.eu/ohimportal/en/manual-of-trade-mark-practice>（アクセス日：2016年2月11日）

¹⁴ 前記脚注13参照、第5頁

¹⁵ 前記脚注13参照、第4頁

¹⁶ 前記脚注13参照、第5～6頁

¹⁷ 前記脚注13参照、第6頁

第6類	<u>Goods of common metal not included in other classes</u> (「他の類に属さない一般の金属製品」)
第7類	<u>Machines and machine tools</u> (「機械及び工作機械」)
第14類	<u>Precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith, not included in other classes</u> (「貴金属及びその合金、並びに貴金属製又は貴金属メッキの製品であって、他の類に属さないもの」)
第16類	<u>Paper, cardboard and goods made from these materials [paper and cardboard], not included in other classes</u> (「紙、厚紙、及びこれらの材料による製品 [紙、厚紙] であって、他の類に属さないもの」)
第17類	<u>Rubber, gutta-percha, gum, asbestos, mica and goods made from these materials [Rubber, gutta-percha, gum, asbestos and mica] and not included in other classes</u> (「ゴム、グタペルカ、ガム、石綿、雲母、及びこれらの材料 [ゴム、グタペルカ、ガム、石綿、雲母] による製品であって他の類に属さないもの」)
第18類	<u>Leather and imitations of leather, and goods made of these materials [Leather and imitations of leather] and not included in other classes</u> (「革及び人工皮革、並びにこれらの材料 [革及び人工皮革] による製品であって他の類に属さないもの」)
第20類	<u>Goods (not included in other classes) of wood, cork, reed, cane, wicker, horn, bone, ivory, whalebone, shell, amber, mother-of-pearl, meerschaum and substitutes for all these materials, or of plastics</u> (「木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品、又はプラスチックによる製品 (他の類に属するものを除く。)」)
第37類	<u>Repair; installation services</u> (「修理 ; 取付けサービス」)
第40類	<u>Treatment of materials</u> (「材料処理」)
第45類	<u>Personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals</u> (「個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス」)

これらの表示が不明確とされるのは、欧州連合司法裁判所（CJEU¹⁸）による「IP translator」判決（2013年6月19日判決、C-301/10）に基づくものである。この判決以前の OHIM の実務においては、類見出しを使用することでその類の範囲に含まれるすべての商品及び役務を対象としていると意図したものについて取り扱うという運用が採用されていたところ、この判決では、類見出しに記載の表示については、その記載によりそのすべての類に属する商品又は役務を指定したとするのではなく、個々の表示に基づいて判断すると判示された。これを受けて、OHIM では、11 の区分における類見出しに記載の表示について、出願にかかる商品・役務を十分に明確で正確に表現しないものとして挙げており、OHIM を始めとする EU 加盟国における類見出しに記載の表示についての取扱いの基本的な考え方となっている。

なお、欧州連合商標規則（2015年12月24日公表、2016年3月23日施行、CTMR を改正）第28条(8)（新設）では、新規則施行後の6か月に限り、2012年6月22日以前に出願し、ニース国際分類の類見出しに記載の表示を記載して欧州連合を指定して登録となった又は事後指定した商標に関し、類見出しの文言上の意味を超えた商品又は役務についての商標保護を出願時に求めていた旨を宣言（declare）することができる。なお、宣言のない場合又は上記の要件に当てはまらないものは、類見出しに記載の表示については文言に基づいて解釈される^{19,20}。

エ その他個別の用語に関する留意点

審査マニュアルには、個別の用語に関する留意点が掲載されており、用語のアルファベット順に記載されている（審査ガイドライン第6章²¹）。例えば、“Retail Service” や、“Internet services, on-line services”、“Kits and Set” など、表現の留意点だけでなく、どの区分に属するかなどの判断のガイドが示されている。

（5）指摘された表示の例

以下、審査官から不明確であると指摘を受けた商品・役務の表示の例を示す。下記の(2)～(5)、(7)(9)(12)は、表示が不明確であると指摘を受ける類見出しに記載の表示を使用した事例であり、そのうち下記の(3)(4)(5)(7)は、類見出しに記載の表示のうち、“goods

¹⁸ Court of Justice of the European Union (CJEU)

¹⁹ 「Communication No 1/2016 of the President of the Office of 08/02/2016 concerning the implementation of Article 28 EUTMR」 OHIM ホームページ内、URL :

https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/contentPdfs/law_and_practice/communications_president/co1-16_en.pdf（アクセス日：2016年2月24日）

²⁰ 「欧州共同体商標意匠庁、欧州連合商標規則第28条(8)の対応について公表」、2016年2月16日、JETRO デュッセルドルフ事務所、JETRO、URL :

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/europe/2016/20160216_2.pdf（アクセス日：2016年2月24日）

²¹ 脚注13参照、第17頁～第37頁

made from these materials, not included in other classes” といった部分を削除することで採用された事例である。

その他の例としては、類見出しに記載の表示のうち、表示が不明確とされる表示に類似のもの（下記(8)）、類見出しに記載の表示ではないが十分に特定されていないとされたもの（下記(1)(6)(10)(13)）があった。また、商品の小売等役務の表示の例が下記(11)であるが、小売等役務の目的となる商品の表示の一部が不明確であると指摘されている。指摘された商品の表示は、“Paper goods” であるが、この表示は、下記(6)でも不明確と指摘された表示である。下記(14)は、国際事務局から指定商品（役務）の表示欠陥通報がなされた表示について OHIM の審査官も不明確であると指摘した例である。

<p>(1) ironware and metal ware （「鉄製品及び金属製品」） → (削除補正) (IR1217292、第6類)</p>	
<p>(2) goods made out of metal, if listed in this class （「本類に記載されている場合の金属製品」） → (削除補正) (IR1217292、第6類)</p>	
<p>(3) Precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith, not included in other classes （「貴金属及びその合金、並びに貴金属製又は貴金属メッキの製品であって、他の類に属さないもの」） → (「貴金属及びその合金」) (補正示唆案なし) (IR1217168、第14類)</p>	<p>Precious metals and their alloys</p>
<p>(4) Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes （「紙、厚紙、及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」） → (「紙、厚紙」) (補正示唆案なし) (IR1217267、第16類)</p>	<p>Paper, cardboard</p>
<p>(5) Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes （「紙、厚紙、及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」） → (「紙、厚紙」) (補正示唆案なし) (IR1217268、第16類)</p>	<p>Paper, cardboard</p>

<p>Paper goods and printed matter</p> <p>(6) (「紙製品及び印刷物」) (IR1217409、第16類)</p>	<p>Printed matter</p> <p>→ (「印刷物」) (補正示唆案なし)</p>
<p>Leather and imitations of leather, and goods made of these materials and not included in other classes</p> <p>(7) (「革及び人工皮革、並びにこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」) (IR1217168、第18類)</p>	<p>Leather and imitations of leather</p> <p>→ (「革及び人工皮革」) (補正示唆案なし)</p>
<p>goods included in this class made out of wood, cork, reed, cane, wicker, horn, bone, ivory, whalebone, shell, amber, mother of pearl, meerschaum and substitutes for all these materials, or of plastics goods, unless listed in other classes.</p> <p>(8) (「木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品、又はプラスチックによる、本類に含まれる製品であって、他の類に記載されている場合を除く」) (IR1217292、第20類)</p>	<p>(削除補正) (補正示唆案なし)</p>
<p>goods not included in other classes of wood, cork, reed, cane, wicker, horn, bone, ivory, whalebone, shell, amber, mother-of-pearl, meerschaum and substitutes for all these materials, or of plastics</p> <p>(9) (「木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品、又はプラスチックによる製品であって他の類に属さないもの」) (IR1217168、第20類)</p>	<p>(削除補正) (補正示唆案なし)</p>

<p>textile weaves and textiles, unless listed in other classes</p> <p>(10) (「織物及び繊維品であって、他の類に記載されているものを除く」) (IR1217292、第 24 類)</p>	<p>→ (削除補正) (補正示唆案なし)</p>
<p>Retail sale connected with the sale of jewellery, <u>paper goods</u> and printed matter, knitting patterns, paper bags, … (以下略)</p> <p>(11) (「宝飾品、紙製品及び印刷物、編物用パターン、紙袋…の販売に関する小売」) (IR1217409、第 35 類)</p>	<p>→ Retail sale connected with the sale of jewellery, printed matter, knitting patterns, paper bags, … (以下略)</p> <p>(「宝飾品、印刷物、編物用パターン、紙袋…の販売に関する小売」) (補正示唆案なし)</p>
<p>installation services</p> <p>(12) (「取付けサービス」) (IR1217292、第 37 類)</p>	<p>→ installation services, namely installation of windows, doors and shutters</p> <p>(「取付けサービス、すなわち窓、ドア及びシャッターの取付け」) (補正示唆案なし)</p>
<p>information about repairs</p> <p>(13) (「修理に関する情報の提供」) (IR1217292、第 37 類)</p>	<p>→ information about repairs in relation to the installation of doors, windows and shutters</p> <p>(「ドア、窓及びシャッターの取付けに関する修理についての情報の提供」) (補正示唆案なし)</p>
<p>providing data and information for predictive modeling and analysis (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(14) (「予測されるモデリング及び分析に関するデータ及び情報の提供(国際事務局の意見として文言がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b))」) (IR1217167、第 41 類)</p>	<p>→ (削除補正) (補正示唆案なし)</p>

(備考)

欧州共同体商標意匠庁 (OHIM) は、2016 年 3 月 23 日より名称が変更される予定であり、新たな名称は欧州連合知的財産庁 (European Union Intellectual Property Office

(EUIPO) と発表されている。また欧州共同体商標 (Community trade mark (CTM)) は、欧州連合商標 (European Union trade mark (EUTM)) に変更され、共同体商標規則 (CTMR) は、欧州連合商標規則 (European Union Trade Mark Regulation (EUTMR)) に変更される²²。

²² 「EU trade mark regulation」、2016年2月18日、OHIM ホームページ内、URL : <https://oami.europa.eu/ohimportal/en/eu-trade-mark-regulation> (アクセス日 : 2016年2月24日)

6. 3. 6 その他の指定国について

(1) 概要

本章では、暫定的拒絶通報後の保護認容声明が送付された案件のうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶理由を含む暫定的拒絶通報が送付された数が比較的少ない以下の指定国について説明する。

中国、イスラエル、ロシア連邦、ドイツ、オーストラリア、アイルランド、ノルウェー、デンマーク、トルコ、オーストリア、エストニア、ニュージーランド、フィンランド
(説明順)

上記の指定国のうち、エストニア、ニュージーランド、フィンランド及び中国は表示が不明確であるという拒絶理由を含む暫定的拒絶通報の送付数が10件以下であった。

また、前の章までに詳述した指定国及び上記の指定国以外は、本調査研究の調査対象の暫定的拒絶通報が0件であったため、記載していない。

本章で説明する指定国における商品・役務の審査の傾向としては、欧州連合（EU：European Union）の加盟国については、OHIMが採用不可としている類見出しに記載の表示を使用している場合に、商品・役務の表示が不明確であると指摘するものが多かった。そして、EUの非加盟国では、類見出しに記載の表示の取扱いを独自に定めており、各指定国がそれぞれ不明確と判断している類見出しに記載の表示が不明確であると指摘するものが多かった。また、共通の傾向として、小売等役務を指定している場合、小売等役務の対象となる商品が十分に特定されていない理由により不明確とされている。

なお、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由を含む暫定的拒絶通報の送付数が10件以下の指定国では、議定書の共通規則第13規則(2)(b)¹に該当する指定商品・指定役務の表示を不明確と判断しているものが多かった。

(2) 中国

ア 概要

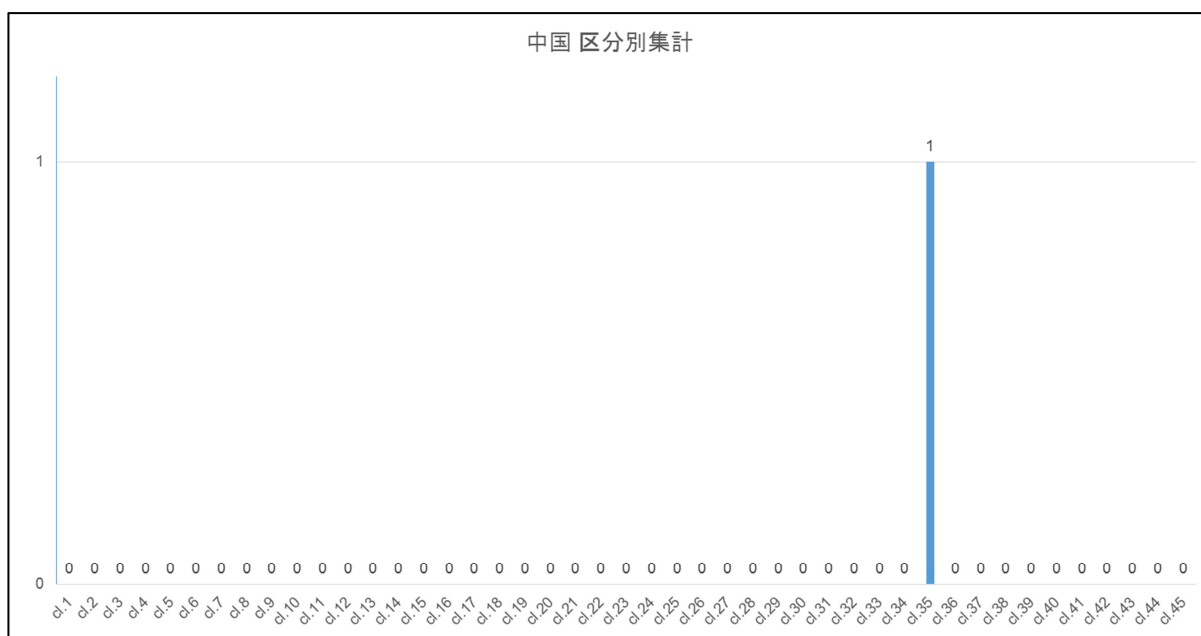
暫定的拒絶通報後の保護認容声明が送付された件数が少ないこともあるが、暫定的拒絶通報後の保護認容声明が送付された案件中、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶理由を含む暫定的拒絶通報が含まれていたのは1件のみであった。その事案の指摘内容は、中国において小売等役務は認められないというものであった。

¹ 共通規則第13規則(2)(b)「欠陥の是正のため、国際事務局が受け入れることができる提案が(a)に示す期間内（注：通報の日から三月以内）にされなかったときは、国際事務局は、国際登録には国際出願で用いられた用語を含める。ただし、本国官庁がその用語が分類されるべき類を明記することを条件とする。国際登録には、国際事務局の意見により、それぞれ場合に応じ、分類上極めて不明確である、理解できない、又は語学的に不正確である旨の表示を含める。本国官庁がいかなる類も明記しない場合には、国際事務局は職権でその用語を削除し、かつ、その旨を本国官庁に通報し、同時に出願人に通報する。

イ 文献調査結果

2013年において、中国を指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、21件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となったのは、上述の1件のみであり、割合としては4.76%であった。

このことから、議定書に基づく国際出願について、中国は、国際事務局が採用する商品・役務の表示をほぼ許容していることが推測できる。



ウ 条文等

中国の現行法は、第三回改正商標法（2013年8月30日交付、2014年5月1日施行）である。本調査研究は2013年の国際登録が対象であるため、旧法による審査が行われていた。下記の例では、旧商標法の第19条²及び第28条³に基づき拒絶されている。

² 英文では以下のように記載されている。英文は暫定的拒絶通報に記載されているものを参照した。

「Article 19. An applicant for the registration of a trademark shall, in a form, indicate, in accordance with the prescribed classification of goods, the class of the goods and the designation of the goods in respect of which the trademark is to be used.」（「第19条 商標登録を出願する時は、規定の商品分類に基づき商標を使用する商品の類及び商品名称を願書に記載しなければならない。」（日本語訳は、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、中国、商標法のを参照した。URL：http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/china/shouhyou.pdf）

³ 英文では以下のように記載されている。英文は暫定的拒絶通報に記載されているものを参照した。

「Article 28. Where a trademark the registration of which has been applied for is not in conformity with the relevant provisions of this Law, or it is identical with or similar to the trademark of another party that has, in respect of the same or similar goods, been registered or, after examination, preliminarily approved, the Trademark Office shall refuse the application and shall not publish the said trademark.」（「第28条 登録出願された商標は、本法の関係規定を満たさないとき、若しくは他の者が同一商品又は類似商品に既に登録していた、又は審査後予備的に許可された商標と同一又は類似し

なお、参考として、商品又は役務の表示は、「商品・役務分類表に記載された分類番号及び名称に基づき記入されなければなら」ず、「商品又は役務に関する項目の名称が商品・役務分類表に記載されていない場合には、当該商品又は役務の説明を添付しなければならない」（改正中華人民共和国商標法実施条例第 15 条^{4,5)} とある。

エ 不明確と指摘された商品・役務の表示

下記の例では、小売に関する役務は認められないと指摘されている。

なお、2013 年 1 月 1 日に発効した国際分類第 10-2013 版に、「retail or wholesale services for pharmaceutical, veterinary and sanitary preparations and medical supplies（薬剤及び医療補助品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供）」が追加されたことに伴い、中国においても、薬剤及び医療補助品を対象とした小売及び卸売の役務が認められるようになった⁶⁾。

<p>Mail order, retail and computerized online ordering service in the field of clothing and luggage.</p> <p>(1) (「被服及び旅行かばんの分野における通信販売、小売及びコンピュータオンラインオーダーサービス」)</p> <p>(IR1171023、第 35 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
--	-----------------

(3) イスラエル

ア 概要

イスラエルは、不明確であるとして使用できない類見出しに記載の表示を明らかにしており、これらに該当する表示を使用している案件に対する指摘が多かった。また、不明確としている類見出しに記載の表示を使用している場合でも、“namely”などを介して商品等を十分に特定すれば認められる。

なお、“in particular” や “including” を使用している場合には、“namely”により商品等を特定すべきという指摘がなされていた。

ているときは、商標局が出願を拒絶し、これを公告しない。) 日本語訳は前記脚注 2 に同じ。

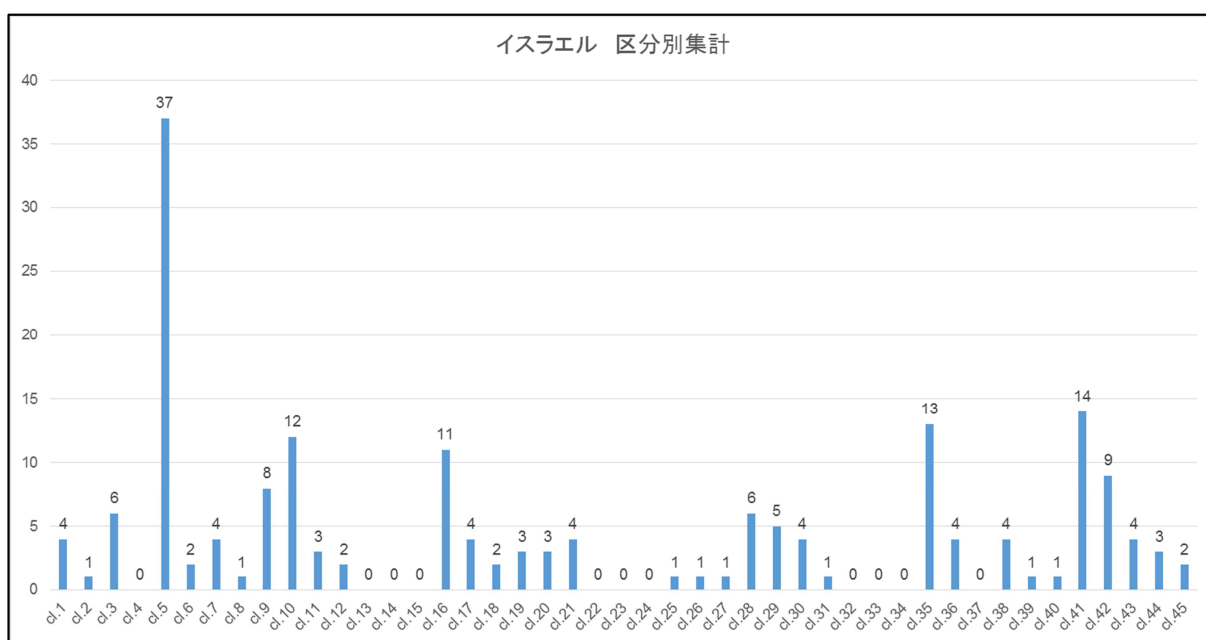
⁴ 原文ではこのように記載されている「第十五条 商品或者服务项目名称应当按照商品和服务分类表中的类别号、名称填写；商品或者服务项目名称未列入商品和服务分类表的，应当附送对该商品或者服务的说明。商标注册申请等有关文件以纸质方式提出的，应当打字或者印刷。本条第二款规定适用于办理其他商标事宜。

⁵ 「中華人民共和国商標法実施条例」（日本語仮訳版）、「商標改正商標法マニュアル」、第 134 頁、林達劉グループ 北京林達劉知識産権代理事務所、日本貿易振興機構発行 2015 年 3 月

⁶ 「新規小売または卸売役務の商標登録出願関連事項に関する通達」、2012 年 12 月 14 日、ジェトロ北京、URL : https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20121214.pdf (アクセス日 : 2 月 26 日)

イ 文献調査結果

2013年において、イスラエルを指定して国際登録された国とした案件のうち、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、163件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、137件であり、割合としては84.05%であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

・表示が不明確であるという拒絶理由は、イスラエル商標法第1条⁷及び第10条⁸に基づく。商標は、特定の商品又は商品の区分に関して登録される（イスラエル商標法第10条(a)）。

・類見出しに記載の表示について

イスラエルでは、第2類、第13類、第14類、第15類、第22類、第23類、第24類、第25類、第26類、第27類、第32類、第33類、第34類の類見出しに記載の表

⁷ 英文では以下のように記載されている。英文は暫定的拒絶通報に記載されているものを参照した。

「(Definition) 1. In this Ordinance –“Trademark” -means a mark used, or intended to be used, by a person in relation to goods he manufactures or deals in;」 (仮訳：(定義) 第1条 この法令において、「商標」とは、その者が製造し又は取り扱う商品に関係する者により使用されており又は使用される予定である標章を意味する。)

⁸ 英文では以下のように記載されている。英文は暫定的拒絶通報に記載されているものを参照した。

「(The scope of registration) 10. (a) A trademark must be registered in respect of particular goods or classes of goods. (b) Any question as to the class within which any goods fall shall be determined by the Registrar, whose decision shall be final.」 (仮訳：(登録の目的) 第10条(a) 商標は、特定の商品又は商品の類について登録しなければならない。(b)ある商品がどの類に属するかに関する疑義は、登録官によって決定され、その決定は最終のものとなる。)

示が採用可能である。ただし、類見出しに記載の表示は、非常に広範囲であるため、なるべく使用しないことを推奨している⁹。

また、イスラエル知的財産庁のホームページでは、不明確とされる商品・役務表示の例が記載されている¹⁰。これらの例に記載の表示又は、上記の区分以外の類見出しに記載の表示は、その使用をすることは避けるか、若しくは具体的な商品や用途を記載して明確化を図る必要がある（下記例を参照）。

不明確とされている商品・役務の表示は、以下のとおりである¹¹。なお、表内の日本語は仮訳である。

区分なし	Goods made from these materials, not included in other classes. (in any class) (「これらの材料による製品であって、他の類（いずれかの類）に属さないもの」)
Class 1:	Chemicals used in industry, science and photography, as well as in agriculture, horticulture and forestry. (「工業用、科学用、写真用、農業用、園芸用及び林業用の化学品」)
Class 5:	Pharmaceutical preparations; medical preparations. (indicate the diseases or treatments for which the pharmaceuticals are used) (「医療用薬剤；医療用剤（薬剤を使用する疾病又は処置を表示されたい）」)
Class 6:	Common metals and their alloys; ironmongery, small items of metal hardware; goods of common metal not included in other classes. (「一般の金属及びその合金；鉄製品、小型金属製品；一般金属製品であって他の類に属さないもの」)

⁹ 「Classification of Goods and Services - Recommendations」、イスラエル特許庁ホームページ内、URL：
<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/Trademarks/ClassificationOfGoodsAndServices/Pages/Recommendations.aspx>（アクセス日：2016年2月26日）。英文ではこのように記載されている。「The office policy is to accept the class headings of the Nice classification in the following classes: 2, 13, 14, 15, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 32, 33, 34. In all other classes it is highly recommended to avoid listing the class headings in the application, an applicant seeking the registration of his trademark can only do so in relation to the goods/services for which it is used or intended to be used.」

（仮訳：庁のポリシーとして、以下のニス分類の類見出しに記載の表示を採用可能である：第2, 13, 14, 15, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 32, 33, 34類。他のすべての類では、出願に際して類見出しに記載の表示を記載するのを避けるよう強く推奨し、商標の登録を求める出願人は、現に使用しており又は使用する商品又は役務に関するもののみを記載することができる。）

¹⁰ 「Classification of Goods and Services - Broad Definitions」、イスラエル知的財産庁ホームページ内、URL：
<http://www.justice.gov.il/En/Units/ILPO/Departments/Trademarks/ClassificationOfGoodsAndServices/Pages/Broad-Definitions.aspx>（アクセス日：2016年2月12日）

¹¹ 前記注釈10参照

Class 7:	Machines and machine tools. (「機械及び工作機械」)
Class 8:	Hand tools and implements (hand-operated). (「手持ちの工具及び器具(手動式のもの)」)
Class 9:	Scientific, nautical, surveying, photographic, cinematographic, optical, weighing, measuring, signaling, checking (supervision), life-saving and teaching apparatus and instruments. (「科学用、航海用、測量用、写真用、映画用、光学用、計量用、測定用、信号用、検査(監視)用、救命用及び教育用の機器」)
Class 10:	Medical apparatus and instruments. (「医療用機器」)
Class 35:	Shops; stores, sales services; retail sales services; marketing; the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods. (a clear indication should be made regarding the nature or field of goods featured). (「店舗；商店、販売サービス；小売サービス；マーケティング；他人の便宜のために各種商品を揃え、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること(特徴とされる商品の性質又は分野に関して明確に表示すべきである)。」)
Class 37:	installation services; repair service. (The nature of the goods being repaired/installed must be made clear) (「取付けサービス；修理サービス(修理／取付けが行われる商品の性質を明確にしなければならない。)」)
Class 38:	Telecommunications. (「電気通信」)
Class 40:	Treatment of materials. (「材料処理」)
Class 42:	Scientific and technological services and research and design relating thereto. (「科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計」)
Class 45:	Personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals (「個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス」)

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された表示例について、表示が不明確と指摘された数が多い区分を中心に記載する。

(i) 第5類

下記(1)～(3)は、類見出しに記載の表示のうち、不明確であるとされている表示又はこれに類似した表示の例である。下記(4)～(9)は類見出しに記載の表示ではないが不明確であると指摘を受けた例である。いずれも商品の用途や病名などを特定するなどして、使用している又は使用予定の商品に限定するか削除するよう示唆がなされている。

<p>(1) Pharmaceutical and veterinary products (「医療用薬剤及び獣医科用剤」) (IR1156245)</p>	<p>→ Pharmaceutical preparations for the treatment of cough, cold, allergy and flu symptoms. (「せき、風邪、アレルギー及びインフルエンザ症状用の医療用剤」)</p>
<p>(2) sanitary preparations for medical purposes (「医療用の衛生用剤」) (IR1155014)</p>	<p>→ dermatological preparations (「皮膚科用剤」)</p>
<p>(3) dietetic foodstuffs and substances adapted for medical use (「医療用の栄養食品及び食材」) (IR1155014)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>(4) Pharmaceutical preparations (「医療用薬剤」) (IR1155014)</p>	<p>→ Pharmaceutical preparations for the prevention and treatment of cardiovascular, gastrointestinal, rhinological and gynaecological diseases and disorders (「心臓血管科、胃腸科、鼻科及び婦人科の疾病及び疾患の予防用及び処置用の医療用薬剤」)</p>
<p>(5) Pharmaceutical and medical preparations (「医療用薬剤及び医療用剤」) (IR1158714)</p>	<p>→ Pharmaceutical and medical preparations for use in relation to neurological diseases and disorders, neurodegenerative diseases and disorders, haematological disorders, infectious diseases and malaria (「神経疾病及び疾患、神経変性疾病及び疾患、血液疾患、感染症及びマラリアに関して使用される医療用薬剤及び医療用剤」)</p>

medicines (6) (「医薬品」) (IR1155014)	→ (削除補正)
medical products included in class 5 (7) (「第5類に含まれる医療用剤」) (IR1155014)	→ (削除補正)
medicinal drinks (8) (「医療用飲料」) (IR1153461)	medicinal drinks namely, tea, herbal tea and non-added sugar fruit juices to improve → digestion and for weight reduction diet (「医療用飲料、すなわち消化の改善用及び減量ダイ エット用の茶、ハーブティー及び砂糖無添加果汁」)
suppositories (9) (「坐薬」) (IR1153570)	suppositories for medical purposes for → babies and children (「幼児用及び小児用の医療用坐薬」)

(ii) 第35類

下記(1)～(4)はいずれも類見出しに記載の表示について不明確であると指摘を受けた例であり、下記(5)(6)はその他の表示について不明確であると指摘を受けた例である。これらはいずれも、使用している又は使用予定の役務に限定するか削除するよう示唆がなされている。

Advertising (1) (「広告」) (IR1157367)	→ Advertising agency (「広告の代理」)
business management (2) (「事業の管理」) (IR1150701)	→ business administration and management (「事業の運営及び管理」)
Business administration (3) (「事業の運営」) (IR1156014)	→ business administration and office work. (「事業の運営及び事務処理」)
office functions: publication of publicity texts (4) (「事務処理；広告物の出版」) (IR1150701)	→ publication of publicity texts (「広告物の出版」)

<p>(5) presentation of goods on communication media, for retail purposes (「小売を目的とした、各種通信媒体による商品の紹介」) (IR1156201)</p>	<p>→ (削除補正) (補正示唆案 : Presentation of goods on communication media, for retail purposes featuring {indicate field or type of goods, e.g. auto parts, clothing}) (「(例えば自動車部品、被服など、商品の分野又は種類を表示されたい) を特徴とする、小売を目的とした、各種通信媒体による商品の紹介」)</p>
<p>(6) demonstration of goods (「商品の実演による広告」) (IR1189640)</p>	<p>→ demonstration of sports goods (「スポーツ用品の実演による広告」) (補正示唆案 : demonstration of goods {indicate field or type of goods, e.g. auto parts, clothing}.) (「(例えば自動車部品、被服など、商品の分野又は種類を表示されたい) の商品の実演による広告」)</p>

(iii) 第 41 類

下記(1)(2)(4)(5)はいずれも類見出しに記載の表示について不明確であると指摘を受けた例であり、下記(3)(6)は類見出しに記載の表示に類似する表示について不明確であると指摘を受けた例である。また、下記(7)(8)は、その他の表示について不明確であると指摘を受けた例である。これらはいずれも、使用している又は使用予定の役務に限定するか削除するよう示唆がなされている。

<p>(1) Education (「教育」) (IR1159821)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>(2) providing of training (「研修の提供」) (IR1159773)</p>	<p>→ (削除補正)</p>

<p>Teaching (3) (「教育」) (IR1161882)</p>	<p>Educational services, namely, classes seminars, meetings, lectures, workshops, and conferences in the field of weight management, weight loss and the maintenance of weight loss, and educational materials distributed therewith → (「教育サービス、すなわち体重管理、減量及び減量維持並びにこれらに伴い頒布される教育材料の分野における、分科セミナー、会合、講義、ワークショップ及び会議」)</p>
<p>sporting and cultural activities (4) (「スポーツ及び文化活動」) (IR1165100)</p>	<p>cultural activities namely providing facilities and organizing opportunities for young people to participate in the creative arts, the performance arts and/or dance → (「文化活動、すなわち若者が創造的芸術、舞台芸術及び／又はダンスに参加するための、施設の提供及び機会の企画・運営」)</p>
<p>sporting and cultural activities (5) (「スポーツ及び文化活動」) (IR1170120)</p>	<p>sporting and cultural activities, namely, amusement parks → (「スポーツ及び文化活動、すなわち遊園地の提供」)</p>
<p>Education, providing of training, entertainment, sporting and cultural activities, in particular on the basis of concepts for addictive disorders/addicts. (6) (「特に中毒障害／依存症の概念を基礎とする、教育、研修の提供、娯楽、スポーツ及び文化活動」) (IR1155420)</p>	<p>Education, providing of training, entertainment, sporting and cultural activities, namely on the basis of concepts for addictive disorders/addicts. → (「教育、研修の提供、娯楽、スポーツ及び文化活動、すなわち中毒障害／依存症の概念を基礎とするもの」) (“in particular” は不明確であり、“namely” を使用するよう示唆)</p>
<p>production of streaming video and website development in the fields of yoga, music, and entertainment (7) (「ヨガ、音楽及び娯楽の分野におけるストリーム動画の制作及びウェブサイトの開発」) (IR1157372)</p>	<p>production of streaming video for others for use on websites in the fields of yoga, music and entertainment → (「ヨガ、音楽及び娯楽の分野において他人がウェブサイト上で利用するストリーム動画の制作」)</p>

writing of texts (8) (「文章の執筆」) (IR1167466)	→	writing of texts, other than publicity texts (「文章の執筆、ただし広告文を除く」) (補正示唆案も同じ)
--	---	---

(i v) その他の区分の例

下記(1)は第9類に属する商品の表示についての例であり、下記(2)(3)(5)(6)は各級の類見出しに記載の表示について不明確との指摘を受けた例である。また、下記(4)～(6)は、指定商品・指定役務の表示を限定するために使用される用語について指摘を受けた例である。特に下記(5)(6)は、“in particular” や “including” ではなく、“namely-” を使用するよう補正示唆を受け、この示唆に従う補正をすることで登録となっている。類見出しに記載の表示のうち、不明確であると指摘を受けるものであっても、“namely” を介して明確化を図ることで登録となっている（下記(2)～(6)、上記(iii)(6)参照）。

Game software whether downloadable or online, particularly intended for patients suffering from renal disease. (1) (「ダウンロード可能な又はオンラインによるゲームソフトウェアであって、特に腎臓病患者用を意図するもの」) (IR1172324、第9類)	→	Downloadable game software, particularly intended for patients suffering from renal disease. (「ダウンロード可能なゲームソフトウェアであって、特に腎臓病患者用を意図するもの」)
Telecommunications. (2) (「電気通信」) (IR1156014、第38類)	→	Telecommunication services, namely, telephone, television and broadband communication services. (「電気通信サービス、すなわち電話、テレビ及びブロードバンド通信サービス」)
Scientific and technological services and research and design relating thereto (3) (「科学的及び技術的サービス並びにこれらに関する調査及び設計」) (IR1155353、第42類)	→	Scientific and technological services, namely research, consulting and design in the field of jewellery, watches, gold, diamonds, fashion and accessories industries (「科学的及び技術的サービス、すなわち宝飾品、腕時計、金、ダイヤモンド、服飾及び装飾品の産業分野における調査、助言及びデザイン」)

<p>Publishing products, including magazines, newspapers (other than daily newspapers), periodicals and books.</p> <p>(4) (「出版物であって、雑誌、新聞（日刊新聞を除く。）、定期刊行物及び書籍を含むもの」) (IR1155620、第16類)</p>	<p>publishing products, namely magazines, newspapers (other than daily newspapers), periodicals and books.</p> <p>→ (「出版物、すなわち雑誌、新聞（日刊新聞を除く。）、定期刊行物及び書籍」) (“including” は不明確であり、“namely”にす るよう示唆)</p>
<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes, in particular materials for packaging, bags, pouches, folding boxes for packaging</p> <p>(5) (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの、特に包装材料、袋、小袋、包装用折畳み箱」) (IR1188528、第16類)</p>	<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes, namely materials for packaging, bags, pouches, folding boxes for packaging</p> <p>→ (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの、すなわち包装材料、袋、小袋、包装用折畳み箱」) (“in particular” は不明確であり、“namely” を使用するよう示唆)</p>
<p>Services for providing food and drink, in particular restaurant and bar services</p> <p>(6) (「飲食物の提供サービス、特にレストラン及びバーにおけるサービス」) (IR1155803、第43類)</p>	<p>Services for providing food and drink, namely restaurant and bar services</p> <p>→ (「飲食物の提供、すなわちレストラン及びバーにおけるサービス」) (“in particular” は不明確であり、“namely” を使用するよう示唆)</p>

(4) ロシア連邦

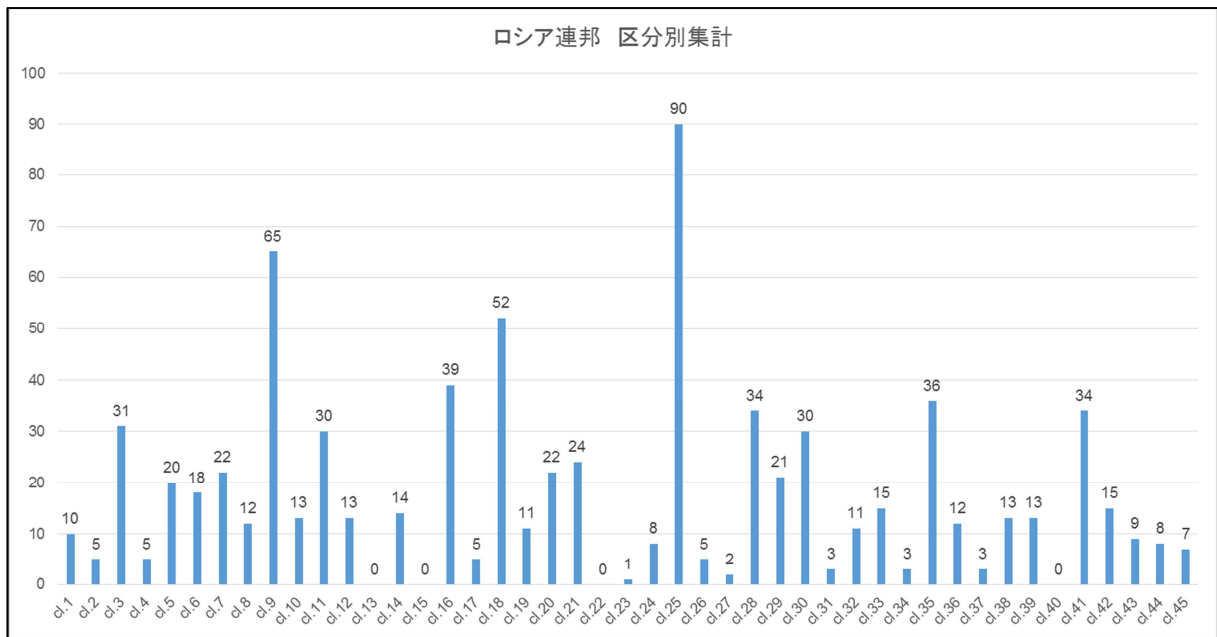
ア 概要

ロシアは、ニース国際分類の類見出しに記載の表示を指定商品・指定役務の表示として採用しておらず、国内の法令又は国際分類のアルファベット順一覧表に掲載されている商品・役務の表示を使用することを推奨している。なお、指摘を受けた事例のうち、大部分が指定商品・指定役務の表示が重複しているという理由によるものであった。

イ 文献調査結果

2013年において、ロシアを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、1,449件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、515件であり、割合としては35.54%であった。なお、

このうちの大部分が指定商品・指定役務の表示が重複しているという指摘であり、純粋に商品・役務の表示が不明確であると指摘された例は、10件であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

願書には、「商標の公式登録を求める商品のリストであって、標章の登録を目的とする商品及び役務の国際分類の区分に従ってグループ分けした商品のリスト」を記載しなければならない（ロシア連邦民法典^{12,13}第 1492 条 3(3)¹⁴）とされ、表示が不明確であるという拒絶理由は、この条文に基づいて通知される。

なお、ロシア連邦では、類見出しに記載の表示を指定商品・指定役務の表示として使用することはできない。商品・役務の記載には、正確な用語を使用し、国際分類のアルファベット順一覧表に記載された表示を使用することが推奨されている¹⁵。

¹² 「Civil Code of the Russian Federation Part IV」、2014年11月20日、ロシア連邦知財庁 (Rospatent) ホームページ内、URL : <http://www.rupto.ru/docs?lang=en>（アクセス日：2016年2月12日）

¹³ 「ロシア連邦民法第4法典第7編（日本語版）」、2010年10月19日改正法施行版、日本国特許庁ホームページ内「外国産業財産権制度情報」、URL :

http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/russia/minpou_no4.pdf（アクセス日：2016年2月12日）

¹⁴ 前記脚注12参照。英文では以下のように記載されている。「Article 1492. 3. 3) a list of goods with respect to which official registration of a trademark is sought and which are grouped according to classes of the International Classification of Goods and Services for the Purposes of Registration of Marks」（「商標の公式登録を求める商品の一覧表であって、当該商品を標章の登録のための商品及びサービスの国際分類の分類にしたがって分類するもの」）日本語訳は前記脚注13を参照した。

¹⁵ 「Member Procedures – Russian Federation – Miscellaneous, Nice Classification」、WIPO ホームページ内、URL : <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/ru.html?part=misc>（アクセス日：2016年2月12日）英文では、以下のように記載されている。「The Office does not accept class headings of the Nice Classification. The names of the goods and services for which the international

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された例を記載する。いずれも、商品・役務の国際分類のアルファベット順一覧表にある表示に基づいて記載するよう示唆がなされている（具体的な補正示唆案はない）。なお、下記(2)(6)は議定書の共通規則第 13 規則(2)(b)に該当する国際事務局により指定商品・役務の表示欠陥通報が送付され、付記が記載されている指定商品・指定役務の表示を不明確と判断している例であり、下記(7)～(9)は類見出しに記載の表示の例である。

<p>Chemical products for commercial purposes.</p> <p>(1) (「商業用の化学製品」) (IR1154234、第 1 類)</p>	<p>→</p> <p>Chemical products for commercial purposes, namely chemicals used in industry.</p> <p>(「商業用の化学製品、すなわち工業用化学品」)</p>
<p>electronic industrial devices (terms too vague in the opinion of the International Bureau Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「産業用電子装置 (国際事務局の意見として文言がきわめて漠然としている—共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1173007、第 7 類)</p>	<p>→</p> <p>(削除補正)</p>
<p>Party decorations.</p> <p>(3) (「パーティ用飾り」) (IR200763、第 16 類)</p>	<p>→</p> <p>Party ornaments of paper.</p> <p>(「紙製のパーティ用装飾品」)</p>

registration of the mark is sought, must be grouped in the appropriate classes of the International Classification of Goods and Services of a current edition and version, each group preceded by the number of the class and presented in the order of the classes of that Classification; the goods and services shall be indicated in precise terms, preferably using the words appearing in the Alphabetical List of the said Classification in accordance with the Rule 9 (a) (xiii) of the Common Regulations under the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks and the Protocol Relating to that Agreement and with local trademark legislation」(仮訳：庁は、ニース分類の類見出しに記載の表示を認めない。商品及び役務の名称は、現行の編及びバージョンの商品及び役務の国際分類の適した類に分類しなければならず、各類は、各類の番号を先に付し、国際分類の類の順に示さなければならない。；商品及び役務は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び当該協定に関する議定書に基づく共通規則 9(a)(xiii)及び国内の商標法令に従って、正確な用語、好ましくは、前記分類のアルファベット順一覧表に掲載されている用語を使用して示さなければならない。)

<p>golf clubs (4) (「ゴルフクラブ」) (IR1183981、第 28 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>golf clubs (5) (「ゴルフクラブ」) (IR1185260、第 28 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>alcopops (Terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations) (「アルコポップ (低アルコール炭酸飲料) (国際事務局の意見として文言がきわめて漠然としている-共通規則 13(2)(b))」) (IR1176985、第 33 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>Personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals (7) (「個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス」) (IR1168592、第 45 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>personal and social services provided by others to meet individual needs (8) (「個別の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス」) (IR178235、第 45 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals. (9) (「個々の需要に応じて、他人が提供する人的及び社会的サービス」) (IR1182618、第 45 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>

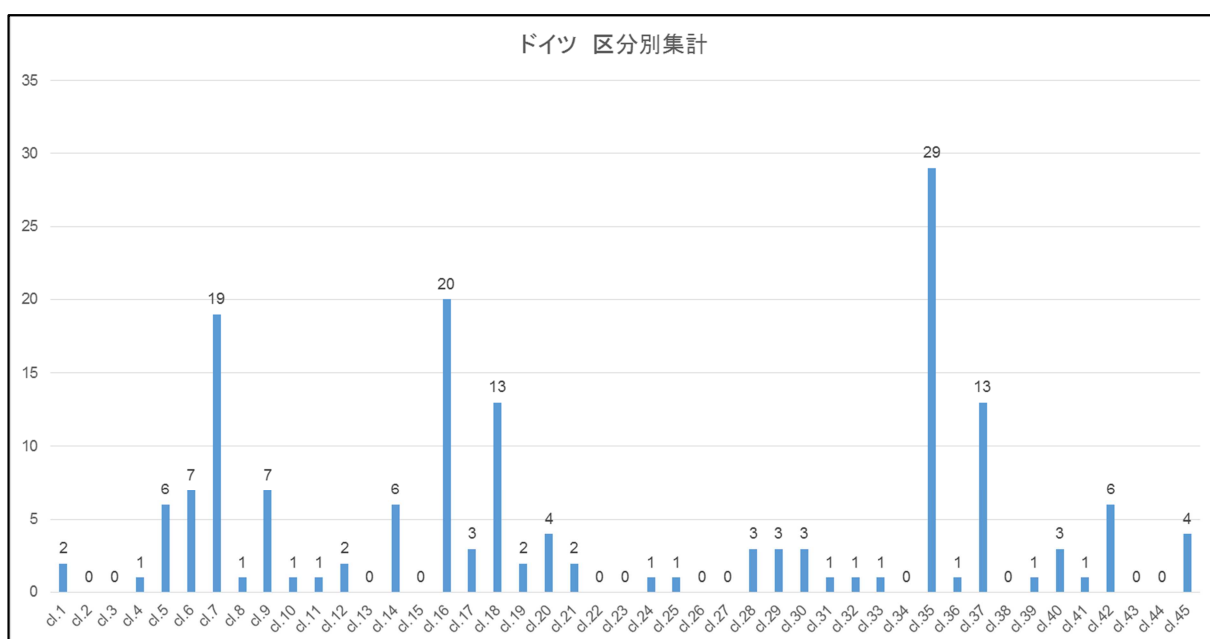
(5) ドイツ

ア 概要

ドイツでは、可能な限りニース国際分類のアルファベット順一覧表に記載の表示を使用することが推奨されている。また、類見出しに記載の表示については、基本的には採用するとしているが、OHIMにおける取扱いに準ずる傾向にある。

イ 文献調査結果

2013年において、ドイツを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、185件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、138件であり、割合としては74.59%であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

- ・商品・役務は、個々の商品又は役務を所定の分類で分類できるように指定しなければならない（ドイツ商標規則^{16,17}第20条(1)¹⁸）、可能な限りにおいて、かつ説明の必要が無

¹⁶ 「Markenverordnung (MarkenV) (Trade Mark Ordinance)」、2004年5月11日、ドイツ特許商標庁ホームページ内、URL：<http://www.dpma.de/docs/service/formulare/marke/w7730.pdf>（アクセス日：2016年2月13日）

¹⁷ 「ドイツ商標規則（日本語版）」、2004年5月11日版、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/germany/shouhyou_kisoku.pdf（アクセス日：2016年2月13日）

¹⁸ 前記脚注16参照。原文では以下のように記載されている。「§ 20 (1) Die Waren und Dienstleistungen sind so zu bezeichnen, dass die Klassifizierung jeder einzelnen Ware oder Dienstleistung in eine Klasse der Klasseneinteilung nach § 19 möglich ist.」（「第20条[1] 商品及びサービスは、個々の商品又はサービスを所定の分類(第19条[1])の類に分類できるように指定しなければならない。」）日本語訳は前記脚注17を参照した。

い限り、分類を指定し、アルファベット順一覧表の用語を使用しなければならない（ドイツ商標規則第 20 条(2)¹⁹）。またその他の表示を使用する場合は、業として一般に使用されている用語を可能な限り使用しなければならない（ドイツ商標規則第 20 条(2)²⁰）。

なお、商品・役務の表示が不明確であるという拒絶理由は、ドイツ商標法^{21,22}第 119 条²³、及び同法第 32 条(2)²⁴に基づいて通知されている。

・類見出しに記載の表示について

ドイツでは、類見出しに記載の表示を使用することが可能である²⁵。ただし、幾つかの表示については、十分に商品等が特定されていないとしている。例として挙げている

¹⁹ 前記脚注 16 参照。原文では以下のように記載されている。「§ 20 (2) Soweit möglich sollen die Bezeichnungen der Klasseneinteilung, falls diese nicht erläuterungsbedürftig sind, und die Begriffe der in § 19 bezeichneten alphabetischen Listen verwendet werden. Im Übrigen sollen möglichst verkehrübliche Begriffe verwendet werden.」（「第 20 条[2] 可能な範囲において、かつ、説明の必要がない限り、分類の指定及び第 19 条[2]にいうアルファベット順一覧の用語を使用しなければならない。その他については、業として一般に使用されている用語を可能な限り使用しなければならない。」）日本語訳は前記脚注 17 を参照した。

²⁰ 前記脚注 19 参照。

²¹ 「Trade Mark Act」（英語版）、2013 年 10 月 19 日、ドイツ特許庁ホームページ内、URL：http://www.gesetze-im-internet.de/englisch_markeng/index.html（アクセス日：2016 年 2 月 17 日）

²² 「ドイツ商標法（日本語版）」、2013 年 10 月 19 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL：<http://www.jpo.go.jp/shiryous/sonota/fips/pdf/germany/shouhyou.pdf>（アクセス日：2016 年 2 月 17 日）

²³ 前記脚注 21 参照。英文では以下のように記載されている。「Section 119: (1) The provisions of this Act shall be applied mutatis mutandis to international registrations of trade marks in accordance with the Madrid Protocol of 27 June 1989 Relating to the Madrid Agreement Concerning the International Registration of Marks (Protocol Relating to the Madrid Agreement on Marks) which are carried out through the intermediary of the Patent Office or whose protection covers the territory of the Federal Republic of Germany, unless provided otherwise in this Chapter or in the Protocol Relating to the Madrid Agreement on Marks. (2) All and any applications, as well as other communications in the proceedings of the international registration, and the list of goods and services, shall be submitted in French or English, at the option of the applicant.」（「第 119 条(1) 本法の各規定は、標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する 1989 年 6 月 27 日のマドリッド議定書（標章に関するマドリッド協定に関する議定書）に基づく商標の国際登録であって特許庁の仲介を通じて行われるもの又はその保護がドイツ連邦共和国の領域に及ぶものに準用する。ただし、本章又は標章に関するマドリッド協定に関する議定書に別段の規定がある場合は、この限りでない。(2) すべての出願、国際登録の手續におけるその他の通信並びに商品及びサービスの一覧は、出願人の選択によりフランス語又は英語により提出するものとする。」）日本語訳は、前記脚注 22 を参照した。

²⁴ 前記脚注 21 参照。英文では以下のように記載されている。「Section 32 (2) The application must contain the following: 1. indications permitting to verify the identity of the applicant, 2. a representation of the trade mark, and 3. a list of the goods or services for which registration is being applied.」（「(2) 出願には、次に掲げるものを含めなければならない 1. 出願人の身元を証明できる表示 2. 商標の表示、及び 3. 登録出願の対象である商品又はサービスの一覧」）日本語訳は前記脚注 22 を参照した。

²⁵ 「Member Procedures – Germany – Miscellaneous, Nice Classification」、WIPO ホームページ内、URL：<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/de.html?part=misc>（アクセス日：2016 年 2 月 13 日）なお、以下のように記載されている。「The Office accepts all the class headings of the Nice Classification. Some of the terms in the class headings, such as “machines” in class 7, or

のは、第7類「machines (機械)」や第8類「implements (器具)」、第37類「repair (修理)」がある。

これらの表示が不明確とされる根拠は、「IP translator」という ECJ 判決 (2013 年 6 月 19 日判決、C-301/10) に基づくものであり、OHIM における取扱いに準じるものである。このため、上記に挙げていない類見出しに記載に表示についても、実際には不明確であるとされている傾向にあり (後述の例を参照)、使用する際には注意が必要である。なお、類見出しに記載の表示のうち、OHIM において不明確であるとされるものについては 6.3.5(4)ウを参照されたい。

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された表示例について、表示が不明確と指摘された数が多い区分を中心に記載する。

下記(1)(2)(4)(5)(10)(11)は、それぞれ、第7類、第16類、第18類及び第37類の類見出しに記載の表示について、不明確であると指摘がされた例である。第7類(下記(1)(2))及び第37類(下記(10)(11))の類見出しに記載の表示は上記イで記載した例であるが、第16類(下記(4))、第18類(下記(5))は上記の例以外のものであって、OHIM において不明確であると扱われている類見出しに記載の表示である。

下記(3)(6)~(9)(12)は、類見出し記載の表示ではない例である。下記(3)は第7類の類見出しに記載の表示に類似するものであり、下記(6)~(9)は第35類の小売等役務に関する表示である。また、下記(12)は、略語に対し不明確であると指摘がされた例である。

<p><u>Machines and machine tools</u> (1) (「<u>機械</u>及び工作機械」) (IR1152424、第7類)</p>	<p>→ Machines for generating power, namely current generators, alternators and generators of electricity and machine tools (「発電用の機械、すなわち電流発生器、交流機及び発電機並びに工作機械」)</p>
<p><u>Machines and machine tools</u> (2) (「<u>機械</u>及び工作機械」) (IR1157616、第7類)</p>	<p>→ Machines tools (「工作機械」)</p>

“implements” in class 8, or “repair” in class 37, must be specified as not sufficiently precise. (仮訳：
 庁は、ニース分類のすべての類見出しに記載の表示を採用する。第7類「機械」や第8類「器具」、第37類「修理」のような、類見出しに記載に表示のうち幾つかの表示は十分に正確ではないため特定しなければならない。)

<p>electrical machines, not included in other classes</p> <p>(3) (「電気機械であって他の類に属さないもの」)</p> <p>(IR1188380、第7類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>Paper, cardboard <u>and goods made from these materials, not included in other classes</u></p> <p>(4) (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」)</p> <p>(IR1175334、第16類)</p>	<p>→ Paper, cardboard</p> <p>(「紙、厚紙」)</p>
<p>Leather and imitations of leather, <u>and goods made of these materials and not included in other classes</u></p> <p>(5) (「革及び人工皮革、並びにこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」)</p> <p>(IR1175334、第18類)</p>	<p>→ Leather and imitations of leather</p> <p>(「革及び人工皮革」)</p>
<p>wholesale and retail services.</p> <p>(6) (「卸売及び小売サービス」)</p> <p>(IR1187607、第35類)</p>	<p>→ retail and wholesale services in relation to jewellery, lace and embroidery, ribbons and braid, buttons, hooks and eyes, pins and needles, artificial flowers.</p> <p>(「宝飾品、レース及び刺繍、リボン及び組ひも、ボタン、ホック及びホック受け、ピン及び針、造花に関する小売及び卸売サービス」)</p>
<p>Retail, wholesale, Internet, catalog, mail order and direct sale of the following goods: windows for vehicles, window glass for vehicles</p> <p>(7) (「次の商品の小売、卸売、インターネット、カタログ、通信販売及び直接販売：自動車用ウィンドウ、自動車用窓ガラス」)</p> <p>(IR1197664 第35類)</p>	<p>→ Retail services and wholesale services via Internet, by means of catalogues, and by mail order of the following goods: windows for vehicles, window glass for vehicles</p> <p>(「インターネットを介した、カタログによる、及び通信販売による、次の商品の小売サービス及び卸売サービス：自動車用ウィンドウ、自動車用窓ガラス」)</p>

<p>business management and administration, consultancy for business management and administration, <u>accounting and certified councillorship services</u> (terms too vague in the opinion of the International Bureau- Rule 13(2)(b) of the Common Regulations) including import export agency services</p> <p>(「事業の管理及び運営、業務の管理及び運営についての助言、経理及び有資格顧問サービス (国際事務局の意見として文言がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b)) であって、輸入及び輸出代理サービスを含む」)</p> <p>(IR1183834、第 35 類)</p>	<p>business management and administration, consultancy for business management and administration, import export agency services</p> <p>(「業務の管理及び運営、業務の管理及び運営についての助言、輸入及び輸出代理サービス」)</p>
<p>promoting of products and services, including video games, computer games and <u>"gaming" products</u>, of third parties</p> <p>(「第三者のテレビゲーム、コンピュータゲーム及び「ゲーム」製品を含む製品及びサービスの販売促進」)</p> <p>(IR1181819、第 35 類)</p>	<p>promoting of products and services, including video games and computer games of third parties</p> <p>(「第三者のテレビゲーム及びコンピュータゲームを含む製品及びサービスの販売促進」)</p>
<p>repair</p> <p>(「修理」)</p> <p>(IR1188362、第 37 類)</p>	<p>repair in relation to buildings and structures, building repair, building repair concerning civil engineering structures, repair of buildings, apartment refurbishment repair services, buildings refurbishment repair services</p> <p>(「建物及び構築物に関する修理、建設物修理、土木構築物に関する建設物修理、ビルの修理、マンション改装サービス、ビル改装サービス」)</p>
<p>installation services</p> <p>(「取付けサービス」)</p> <p>(IR1189395、第 37 類)</p>	<p>redressing facades, resurfacing of facades</p> <p>(「建設物ファサードの改修、建設物ファサードの改装」)</p>

<p>ICT specialist services on research, measuring and analysis of the availability and functioning of web applications, and to improve findability of websites</p> <p>(12)</p> <p>(「ウェブ用アプリケーションの利用性及び機能を研究、測定及び分析し、ウェブサイトの検索性を向上させる ICT 専門家サービス」)</p> <p>(IR1165532、第 42 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
--	-----------------

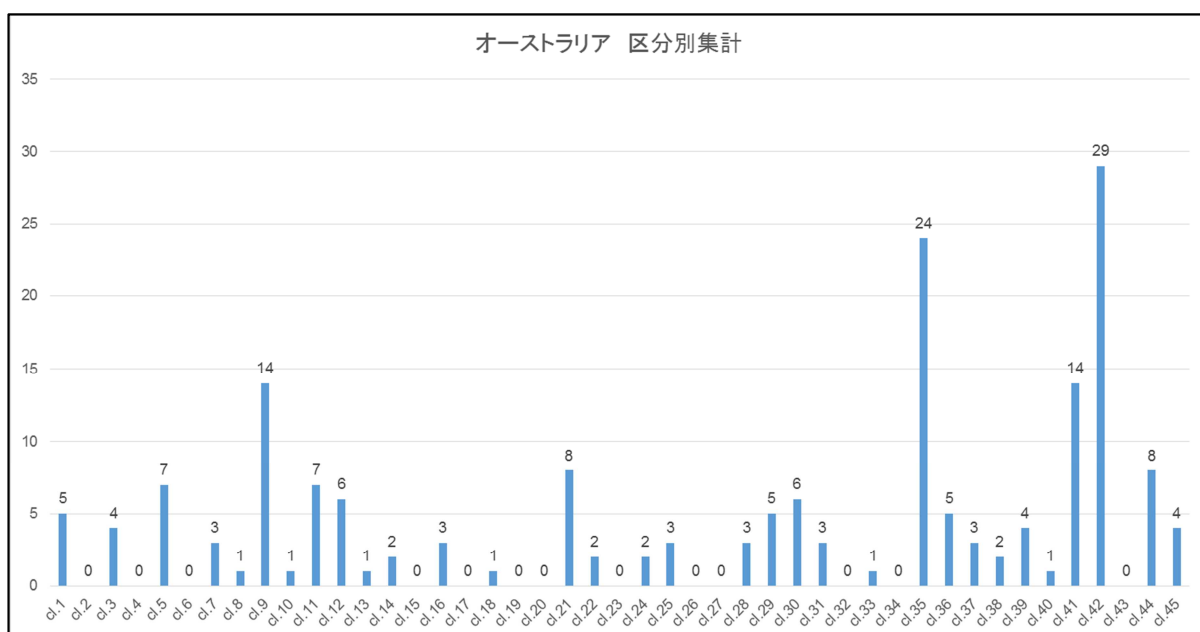
(6) オーストラリア

ア 概要

議定書の共通規則第 13 規則(2)(b)に該当する国際事務局により指定商品・役務の表示欠陥通報が送付され、付記が記載されている指定商品・指定役務の表示を不明確と判断している事例が多かった。類見出しに記載の表示については、指定商品・指定役務の表示として使用することはできるが、出願人が取り扱うには非現実的なほど広い範囲であると考えられるものについては使用することができない。

イ 文献調査結果

2013 年において、オーストラリアを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、809 件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、155 件であり、割合としては 19.16%であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

・出願人は、願書に「登録を求める商品及び／又はサービスを規則に従って指定しなければなら」（オーストラリア商標法^{26,27}第 27 条(3)(b)²⁸）ず、できる限りニース国際分類やオーストラリア知的財産庁により挙げられている商品・役務の表示を使用することが必要である（商標規則^{29,30}第 4.4(6)³¹）。商品・役務の表示が不明確であるとの拒絶理由は、この商標法第 27 条及び規則 4.4 に基づく。

なお、商品・役務の表示には、“all goods”、“all services”、“all other goods” 及び“all other services” の表現を使用することはできない（商標規則第 4.4(2)³²）。

オーストラリアで採用可能な商品・役務の表示は、ATMOSS³³というオンライン・データベースで検索可能である。

・類見出しに記載の表示について

類見出しに記載の表示は商品・役務の表示に使用可能であるが、非現実的なほど広い範囲をカバーするものと考えられる表示は使用できない（商標・手続マニュアル³⁴Part

²⁶ 「Trade Marks Act 1995- C2015C00365」、2015 年 7 月 1 日、オーストラリア政府ホームページ内、URL : <https://www.comlaw.gov.au/Details/C2015C00365> （アクセス日：2016 年 2 月 13 日）

²⁷ 「オーストラリア商標法（日本語版）」、2013 年 4 月 15 日、日本国特許庁ホームページ内、URL : <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/australia/shouhyou.pdf> （アクセス日：2016 年 2 月 13 日）

²⁸ 前記脚注 26 参照。原文では以下のように記載されている。「§ 27(3)(b) specify, in accordance with the regulations, the goods and/or services in respect of which it is sought to register the trade mark.」（「商標登録を求める商品及び／又はサービスを、規則に従って指定しなければならない。」）日本語訳は、上記脚注 27 を参照した。

²⁹ 「Trade Marks Regulations 1995- F2015C00719」、2015 年 7 月 1 日、オーストラリア政府ホームページ内、URL : <https://www.comlaw.gov.au/Details/F2015C00719> （アクセス日：2016 年 2 月 13 日）

³⁰ 「オーストラリア商標規則（日本語版）」、2012 年 10 月 1 日、日本国特許庁ホームページ内、URL : http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/australia/shouhyou_kisoku.pdf （アクセス日：2016 年 2 月 13 日）

³¹ 前記脚注 29 参照。原文では以下のように記載されている。「4.4(6) The goods and/or services must, as far as practicable, be specified in terms appearing in any listing of goods and services that is: (a) published by the Registrar; and (b) made available for inspection by the public at the Trade Marks Office and its sub-offices (if any).」（「(6) 商品及び／又はサービスは、できる限り、商品及びサービス一覧であって、次のものに示されている用語を用いて指定しなければならない。」）日本語訳は、上記脚注 30 を参照した。

³² 前記脚注 29 参照。原文では、以下のように記載されている。「4.4(2) The expression ‘all goods’, ‘all services’, ‘all other goods’, or ‘all other services’ must not be used in an application for registration of a trade mark to specify the goods and/or services in respect of which registration is sought.」（「4.4(2) 商標登録出願においては、登録を求める商品及び／又はサービスを指定するために、「全ての商品」、「全てのサービス」、「その他全ての商品」又は「その他全てのサービス」という表現を使用してはならない。」）日本語訳は前記脚注 30 を参照した。

³³ 「ATMOSS」、オーストラリア商標オンライン検索システム、URL : http://pericles.ipaustralia.gov.au/atmoss/falcon.application_start （アクセス日：2016 年 2 月 13 日）

³⁴ 「Trade Marks Office Manual of Practice and Procedure」、2016 年 2 月 1 日、オーストラリア知財

14, 6.6³⁵)。なお、類見出しに記載の表示を使用した場合、その区分すべての商品又は役務を指定したとは解されない (商標・手続マニュアル Part 14, 6.5³⁶)

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された表示例について、表示が不明確と指摘された数が多い区分を中心に記載する。

全体として、議定書の共通規則第 13 規則(2)(b)に該当する国際事務局により指定商品・役務の表示欠陥通報が送付され、付記が記載されている指定商品・指定役務の表示を不明確と判断している例がほとんどであった (例えば、下記(1)(2)(5)(8)(11))。いずれも明確に特定するか、当該商品又は役務についての説明を追加するよう求められていた。その他に関しては、上記ウに記載の例に該当するもの (下記(3)(7)(9)(12)があった。また、下記(10)(11)から見るに、役務の表示に“providing”を使用した場合、不明確と指摘された例があった。なお、下記(8)では採用されている。

<p>(1) Bicycle cans and bicycle leather bottles" (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b) of the Common Regulations).</p> <p>(「自転車の缶及び自転車の革製ボトル (国際事務局の意見として文言がきわめて漠然とみなされる - 共通規則 13(2)(b) 」)</p> <p>(IR1182948、第 9 類)</p>	→	<p>(削除補正) (補正示唆案 : Hydration and drink bottles especially for use on bicycles)</p> <p>(「特に自転車において使用される、水分補給用及び飲料用のボトル」)</p>
---	---	---

序 (IP Australia) ホームページ内、URL :

http://www.ipaustralia.gov.au/pdfs/trademarkmanual/trade_marks_examiners_manual.htm (アクセス日 : 2016 年 2 月 13 日)

³⁵ 前記脚注 34 参照。原文では、以下のように記載されている。「An applicant may not claim as part of the specification of goods and/or services a range of goods or services in a particular class which is unrealistically broad so that in commercial terms it is unlikely that the applicant would deal in or provide that range of goods or services」(仮訳 : 出願人は、商品及び/又は役務の表示の一部として、商業上の用語において、出願人が商品又は役務を取扱う又は提供する見込みのない非現実的な程度に広い範囲の特定の類の商品又は役務を指定することができない。)

³⁶ 前記脚注 34 参照。原文では以下のように記載されている。「An application which claims a class heading covers only the goods or services actually specified in the heading, or clearly encompassed by the heading. Such a claim does not cover all the items in the class, and is not equivalent to a claim for all goods or all services.」(仮訳 : 類見出しに記載の表示を指定する出願は、当該類見出しで現に特定される、又は当該類見出しで明確に包含する商品又は役務のみを範囲とする。このような指定は、該当する類のすべてのアイテムを範囲とする指定ではなく、またすべての商品又はすべての役務を指定したことにはならない。)

<p>tapes (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b) of the Common Regulations)</p> <p>(2) (「テープ (国際事務局の意見として文言がきわめて漠然とみなされる—共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1209318、第 9 類)</p>	<p>audio tapes; blank tapes; music tapes; video tapes</p> <p>→ (「音響テープ; 未収録テープ; 音楽テープ; ビデオテープ」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>automatic vending machines and mechanisms for coin-operated apparatus</p> <p>(3) (「自動販売機及び硬貨作動式の機器用メカニズム」)</p> <p>(IR1167081、第 9 類)</p>	<p>mechanisms for coin-operated apparatus</p> <p>→ (「硬貨作動式の機器用メカニズム」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>printing blocks, especially printed matter.</p> <p>(4) (「印刷用ブロック、特に印刷物」)</p> <p>(IR1150504、第 16 類)</p>	<p>printing blocks</p> <p>→ (「印刷用ブロック」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>providing travel management services (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b) of the Common Regulations)</p> <p>(5) (「旅行管理サービスの提供 (国際事務局の意見として文言がきわめて漠然とみなされる—共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1192209、第 35 類)</p>	<p>travel arrangement; travel consultancy; travel reservation; travel information (第 39 類に追加)</p> <p>→ (「旅行の手配; 旅行に関する助言; 旅行の予約; 旅行に関する情報の提供」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>

<p>Retail sale and wholesale services in stores, retail sale via global computer networks for perfumery products and cosmetics of all kinds, <u>import-export, exclusive and sales and commercial representations</u>, assistance for the operation of commercial companies as franchises, business management and administration services, office functions, organization of exhibitions for commercial or advertising purposes</p> <p>(6)</p> <p>(「店舗での小売及び卸売、すべての種類の香水及び化粧品のグローバルコンピュータネットワークによる小売、輸出入、総代理店、販売代理店及び営業代理店、フランチャイズとしての販売会社の運営の支援、事業の管理及び運営サービス、事務処理、営業又は販売を目的とする展示会の企画・運営」)</p> <p>(IR1178615、第35類)</p>	<p>Retail sale and wholesale services in stores, retail sale via global computer networks for perfumery products and cosmetics of all kinds, import-export agency services in the field of perfumery and cosmetics, exclusive and commercial representations for sales purposes namely sales promotion services, assistance for the operation of commercial companies as franchises, business management and administration services, office functions, organization of exhibitions for commercial or advertising purposes</p> <p>→</p> <p>(「店舗での小売及び卸売、すべての種類の香水及び化粧品のグローバルコンピュータネットワークによる小売、香水及び化粧品の分野における輸出入代理サービス、販売を目的とする営業総代理店、すなわち販売促進サービス、フランチャイズとしての販売会社の運営の支援、事業の管理及び運営サービス、事務処理、営業又は販売を目的とする展示会の企画・運営」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>Preparation of publications like magazines, books, newspapers etc for publishing, making those publications available for readers</p> <p>(7)</p> <p>(「公開用の雑誌、書籍、新聞等の出版物の制作、これらの出版物の読者に対する提供」)</p> <p>(IR1161456、第41類)</p>	<p>(補正示唆案 : Preparation of publications for publishing including preparation of magazines, books and newspapers for publishing; making publications available for readers being publishing services and the provision of online electronic publications (not downloadable);)</p> <p>→</p> <p>(「公開用の雑誌、書籍及び新聞の制作を含む、公開用出版物の制作 ; 出版サービス及びオンライン電子出版物 (オンライン不可能のもの) を提供することによる、これらの出版物の読者に対する提供」)</p>

<p>(8) providing on-line information about reviewing, collecting, pairing, and consuming wine, food, and spirits (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「ワイン、食品及びスピリッツの評価、収集、食事との組合せ及び消費に関する情報のオンラインによる提供（国際事務局の意見として文言がきわめて漠然としている－共通規則 13(2)(b)）」)</p> <p>(IR1184149、第 41 類)</p>	<p>→ providing on-line educational, entertainment and/or cultural information about reviewing, collecting, pairing, and consuming wine, food, and spirits</p> <p>(「ワイン、食品及びスピリッツの評価、収集、食事との組合せ及び消費に関する、教育、娯楽及び／又は文化情報のオンラインによる提供」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>(9) software design and development, <u>computer system, algorithmic program and new technologies</u></p> <p>(「ソフトウェアの設計及び開発、コンピュータシステム、アルゴリズムプログラム及び新技術」)</p> <p>(IR 1156021、第 41 類)</p>	<p>→ software design and development; design, development and implementation of computer systems; design, development and implementation of algorithmic software programs and new technologies</p> <p>(「ソフトウェアの設計及び開発；コンピュータシステムの設計、開発及び実施；アルゴリズムソフトウェアプログラム及び新技術の設計、開発及び実施」)</p> <p>(補正示唆案なし)</p>
<p>(10) providing a website featuring non-downloadable software that enables users to access information related to food and beverage, cosmetics, and pharmaceutical supply chains, processing, ingredients, and nutritional value</p> <p>(「飲食物、化粧品、及び医薬品の販売チェーン店、加工処理、原材料及び栄養価値に関する情報に利用者がアクセス可能な状態とする、ダウンロード不可能なソフトウェアを特徴とするウェブ</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>hosting a website featuring non-downloadable software that enables users to access information related to food and beverage, cosmetics, and pharmaceutical supply chains, processing, ingredients, and nutritional value.</p> <p>(「飲食物、化粧品、及び医薬品の販売チェーン店、加工処理、原材料及び栄養価値に関する情報に利用者がアクセス可能な状態とする、ダウンロード不可能なソフトウェアを特徴とするウェブサイトのホスティング」)</p>

<p>ブサイトの提供」) (IR1203823、第42類)</p>	<p>(補正示唆案) Hosting a website featuring on-line non-downloadable software that enables users to users to access information related to food and beverage, cosmetics, and pharmaceutical supply chains, processing, ingredients and nutritional value. (「飲食物、化粧品、及び医薬品の販売チェーン店、加工処理、原材料及び栄養価値に関する情報に利用者がアクセス可能な状態とする、ダウンロード不可能なオンラインソフトウェアを特徴とするウェブサイトのホスティング」)</p>
<p>(11) Providing a website featuring information, advice, food and exercise information in the fields of diet, weight loss, diet planning and lifestyle wellness (Terms Too Vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations) (「ダイエット、減量、ダイエット計画及び健康生活習慣の分野における情報、助言、食事及び運動情報を特徴とするウェブサイトの提供(国際事務局の意見として文言がきわめて漠然としている-共通規則 13(2)(b))」) (IR1152553、第44類)</p>	<p>Information, advice, food and exercise information in the fields of diet, weight loss, diet planning and lifestyle wellness provided via a website (「ダイエット、減量、ダイエット計画及び健康生活習慣の分野における情報、助言、食事及び運動情報の、ウェブサイトによる提供」) (補正示唆案と同じ。“providing”は範囲が広すぎると示唆)</p>
<p>(12) services, including consultancy on the management of diseases in the field of sleep-related breathing disorders (「睡眠関連呼吸障害の分野における疾病の管理に関する助言を含むサービス」) (IR1160219、第44類)</p>	<p>medical services, including consultancy on the management of diseases in the field of sleep-related breathing disorders (「睡眠関連呼吸障害の分野における疾病の管理に関する助言を含む、医療サービス」) (補正示唆案なし)</p>

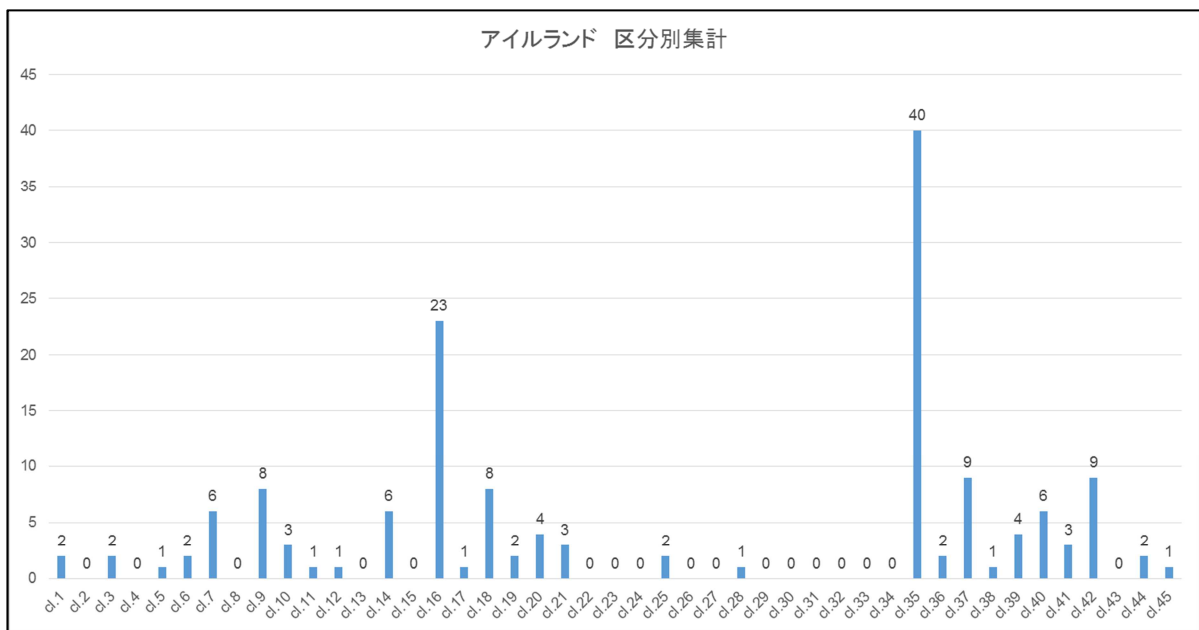
(7) アイルランド

ア 概要

アイルランドでは、類見出しに記載の表示について、商品・役務の表示が不明確であるとの指摘が多かった。類見出しに記載の表示については OHIM と同様である。すなわち、特定の表示を除いて指定商品・指定役務の表示に使用することができる。不採用の類見出しに記載の表示を用いた際は、“namely”などを介して十分明確に商品等を特定することで採用可能となるが、“namely”の代わりに“including”や“in particular”、“featuring”を使用すると不明確と指摘される傾向にある。

イ 文献調査結果

2013年において、アイルランドを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、196件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、108件であり、割合としては55.10%であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

・商品・役務の表示は、「所定の分類制度に従って分類され」（アイルランド商標法^{37,38}第39条第1項³⁹）、「商品・役務が何れの類に属するかについて生じる疑義は、長官

³⁷ 「TRADE MARKS ACT, 1996」、Irish Statute Book、Office of the Attorney General、URL：
<http://www.irishstatutebook.ie/eli/1996/act/6/enacted/en/html>（アクセス日：2016年2月15日）

³⁸ 「アイルランド商標法（日本語版）」、2012年2月1日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/ireland/shouhyou.pdf（アクセス日：2016年2月15日）

³⁹ 前記脚注37参照。原文では以下のように記載されている。「39(1) Goods and services shall be classified for the purposes of the registration of trade marks according to a prescribed system of classification; and every trade mark shall be registered in respect of particular goods or services or

によって決定され」(アイルランド商標法^{40,41}第 39 条第 2 項⁴²)る。商品・役務の表示が不明確であるとの拒絶理由は、この商標法第 39 条第 2 項に基づく。なお、「所定の分類制度」とは、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に基づく分類である(アイルランド商標規則^{43,44} 規則 6⁴⁵)。

・類見出しに記載の表示について

アイルランドは、EU に加盟しており、類見出しに記載の表示については、「IP translator」ECJ 判決(2013 年 6 月 19 日判決、C-301/10)に基づき、OHIM 及びその他の EU 加盟国と同様の取扱いである⁴⁶(類見出しに記載の表示のうち、不明確であるとされるものについては、6.3.5(4)ウを参照)。

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された表示例について、表示が不明確と指摘された数が多い区分を中心に記載する。

in respect of classes of goods or services.」(第 39 条(1) 商品及びサービスは、商標の登録のために、所定の分類制度に従って分類されなければならない。また、各々の商標は、特定の商品又はサービスに関し、又は商品又はサービスの類に関して登録されるものとする。)日本語訳は前記脚注 38 を参照した。

⁴⁰ 「TRADE MARKS ACT, 1996」、Irish Statute Book、Office of the Attorney General、URL : <http://www.irishstatutebook.ie/eli/1996/act/6/enacted/en/html> (アクセス日 : 2016 年 2 月 15 日)

⁴¹ 「アイルランド商標法(日本語版)」、2012 年 2 月 1 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL : <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ireland/shouhyou.pdf> (アクセス日 : 2016 年 2 月 15 日)

⁴² 前記脚注 41 参照。原文では以下のように記載されている。「39 (2) Any question arising as to the class within which any goods or services fall shall be determined by the Controller, whose decision shall be final.」(第 39 条(2) 商品又はサービスが何れの類に属するかについて生じる疑義は、長官によって決定されるものとし、その決定は終局のものとなる。)日本語訳は、前記脚注 41 を参照した。

⁴³ 「Trade Marks Rules 1996 - S.I. 199 Of 1996」、アイルランド特許庁ホームページ内リンク、URL : <http://www.irishstatutebook.ie/eli/1996/si/199/made/en/print> (アクセス日 : 2016 年 2 月 15 日)(現在、最新の改正版は S.I. No. 46 of 2016 が公開されている。ただし、改正部分のみ)。

⁴⁴ 「アイルランド商標規則(日本語版)」、2012 年 2 月 1 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL : http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/ireland/shouhyou_kisoku.pdf (アクセス日 : 2016 年 2 月 15 日)

⁴⁵ 前記脚注 43 参照。原文では以下のように記載されている。「Rule 6. For the purposes of the registration of trade marks, goods and services shall be classified as specified in the Nice Agreement Concerning the International Classification of Goods and Services for the Purposes of the Registration of Marks (1957), as revised at Stockholm (1967) and at Geneva (1977), and as amended.」(「規則 6 商標登録の目的上、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定(1957 年締結、1967 年ストックホルムで改正、1977 年ジュネーヴで改正及びその後修正)により、商品及びサービスを分類しなければならない。)」日本語訳は、前記脚注 44 を参照した。

⁴⁶ 「Common Practice on the General Indications of the Nice Class Headings」、2015 年 10 月 28 日アイルランド特許庁ホームページ内、URL : <https://www.patentsoffice.ie/en/Trade-Marks/Practice-Procedures/Non-acceptable-General-Indications-of-the-Nice-Class-headings-01012016.pdf> (アクセス日 : 2016 年 2 月 15 日)。

下記(1)(2)(5)～(8)(14)～(16)は、類見出しに記載の表示のうち、不明確であるとして採用されない例である。下記(5)～(7)は、第16類の“Paper and cardboard...”の例であるが、表示全体を不明確とする場合と、“not included in other classes”の部分のみが不明確であると指摘する場合とがあった。

また、下記(3)(4)(9)～(12)(13)はその他の例である。下記(3)(4)(8)は、商品等の説明部分を追加する際に使用される用語として、“including”や“in particular”、“featuring”の部分について不明確であると指摘がされた例である。特に下記(8)では、“namely”を使用するよう示唆されている。

<p>goods of common metal not included in other classes</p> <p>(1) (「一般の金属製品であって他の類に属さないもの」) (IR1178730、第6類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>Machines and machine tools</p> <p>(2) (「機械及び工作機械」) (IR1178730、第7類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>computer software (<u>including</u> interactive, downloadable and recorded computer software and programs)</p> <p>(3) (「コンピュータソフトウェア(対話型、ダウンロード可能及び記録済のコンピュータソフトウェア及びプログラムを含む)」) (IR1180528、第9類)</p>	<p>→ computer software (interactive, downloadable and recorded computer software and programs)</p> <p>(「コンピュータソフトウェア(対話型、ダウンロード可能及び記録済のコンピュータソフトウェア及びプログラム)」)</p>
<p>downloadable films and television programs <u>featuring</u> comedy, action, drama, and documentaries provided via a video-on-demand service.</p> <p>(4) (「ビデオオンデマンドサービスによって提供される、コメディ、アクション、ドラマ及びドキュメンタリーを特徴とした、ダウンロード可能な映画及びテレビ番組」) (IR1203490、第9類)</p>	<p>→ downloadable films and television programs namely comedy, action, drama, and documentaries provided via a video-on-demand service.</p> <p>(「ダウンロード可能な映画及びテレビ番組、すなわちビデオオンデマンドサービスによって提供される、コメディ、アクション、ドラマ及びドキュメンタリー」)</p>

<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes</p> <p>(5) (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」)</p> <p>(IR1159151、第16類)</p>	<p>→</p> <p>Paper, cardboard and embroidery design patterns printed on paper and cardboard</p> <p>(「紙、厚紙、並びに紙及び厚紙に印刷された刺繍用デザインパターン」)</p>
<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes</p> <p>(6) (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」)</p> <p>(IR1163969、第16類)</p>	<p>→</p> <p>Paper, cardboard and cardboard articles, boxes of cardboard or paper, packaging boxes of paper, packaging materials made of cardboard all related to tobacco products</p> <p>(「紙、厚紙及び厚紙製品、厚紙製又は紙製の箱、紙製包装箱、厚紙製包装材料であって、すべてたばこ製品に関するもの」)</p>
<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, <u>not included in other classes</u></p> <p>(7) (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」)</p> <p>(IR1167517、第16類)</p>	<p>→</p> <p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes namely writing papers, manifolds [stationery], parchment papers, onionskin paper, copying papers, paper rolls for typewriters and calculators, cards, notebooks, blotters, notepapers (block papers), envelopes, files (office requisites), albums, loose-leaf pads, covers (stationery), cardboard paper, crepe paper, packaging and wrapping materials made of plastic materials</p> <p>(「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの、すなわち筆記用紙、カーボン紙併用複写用紙(文房具)、硫酸紙、半透明用紙、コピー用紙、タイプライター用及び計算機用ロール紙、カード、ノート、吸取紙、ノート用紙(用紙ブロック)、封筒、ファイル(オフィス用品)、アルバム、ルーズリーフ用紙、カバー(文房具)、厚紙用紙、ちりめん紙、プラスチック製の梱包用及び包装用材料」)</p>

<p>Leather and imitations of leather, goods made of these materials and not included in other classes, in particular</p> <p>(8) bags.</p> <p>(「革及び人工皮革、これらの材料による製品であって他の類に属さないもの、特にかばん類」)</p> <p>(IR1171915、第 18 類)</p>	<p>Bags.</p> <p>(「かばん類」)</p> <p>→ (補正示唆案では、表示が不明確との指摘とともに、“in particular” ではなく、“namely” を使用するよう示唆)</p>
<p>retail and wholesale services</p> <p>(9) (「小売及び卸売サービス」)</p> <p>(IR1163209、第 35 類)</p>	<p>(削除補正)</p> <p>→ (小売等役務の対象となる商品・役務のリストを記載するよう示唆)</p>
<p>wholesale and retail services in the field of goods of classes 1 and 4.</p> <p>(10) (「第 1 類及び第 4 類の分野における卸売及び小売サービス」)</p> <p>(IR1188494、第 35 類)</p>	<p>Retail services connected with the sale of chemicals used in industry, science and photography, as well as in agriculture, horticulture and forestry, unprocessed artificial resins, unprocessed plastics, preparations for tempering and soldering metals, chemical substances for preserving foodstuffs, tanning substances, adhesives used in industry, industrial oils and greases, lubricants, dust absorbing, wetting and binding compositions, fuels (including motor spirit) and illuminants</p> <p>→</p> <p>(「工業用、科学用、写真用、農業用、園芸用及び林業用の化学品、未加工人造樹脂、未加工プラスチック、焼戻し剤及びはんだ付け剤、食品保存用化学剤、なめし剤、工業用接着剤、工業用の油及び油脂、潤滑剤、塵埃吸収剤、塵埃湿潤剤及び塵埃吸着剤、燃料(原動機用燃料を含む。)及びイルミネナントの販売に関する小売サービス」)</p>

<p>the bringing together, for the benefit of others, of <u>a variety of goods</u> (excluding the transport thereof), enabling customers to conveniently view and purchase those goods</p> <p>(11) (「他人の便宜のために<u>各種商品</u>を揃え(その輸送を除く。)、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること」)</p> <p>(IR1197891、第 35 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>organization of exhibitions and tests of sports goods for commercial or advertising purposes</p> <p>(12) (「販売又は宣伝を目的とするスポーツ用品の展示会及びテストの企画・運営」)</p> <p>(IR1167311、第 35 類)</p>	<p>→ organization of exhibitions for commercial or advertising purposes</p> <p>(「販売又は宣伝を目的とする展示会の企画・運営」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>sales promotion services for others by means of customer loyalty, customer loyalty services related or not to the use of a map, namely organization of promotional and advertising operations in order to build customer loyalty</p> <p>(13) (「顧客ロイヤルティによる他人のための販売促進サービス、マップの使用に関する又は関しない顧客ロイヤルティサービス、すなわち顧客ロイヤルティを構築するための販売促進及び宣伝活動の企画・運営」)</p> <p>(IR1165088、第 35 類)</p>	<p>→ customer loyalty services for commercial, promotional and/or advertising purposes</p> <p>(「営業、販売促進及び/又は宣伝を目的とする顧客ロイヤルティサービス」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>repair</p> <p>(14) (「修理」)</p> <p>(IR1192353、第 37 類)</p>	<p>→ repair in relation to buildings</p> <p>(「建築物に関する修理」)</p>

installation services (15) (「取付けサービス」) (IR1192353、第 37 類)	installation services in relation to → buildings (「建築物に関する取付けサービス」)
Treatment of materials. (16) (「材料処理」) (IR1188494、第 40 類)	Treatment of materials, namely treatment of solid, fluid or gaseous hydrocarbons and mineral oils, namely chemical conversions, isolating of ingredients and/or separation → of unwanted components excluding wiring harness. (「材料処理、すなわち固体、液体又は気体の炭化水 素及び鉱物油の処理、すなわち化学変換、原材料分 離及び／又はワイヤハーネスを除く不要構成部品 の除去」)

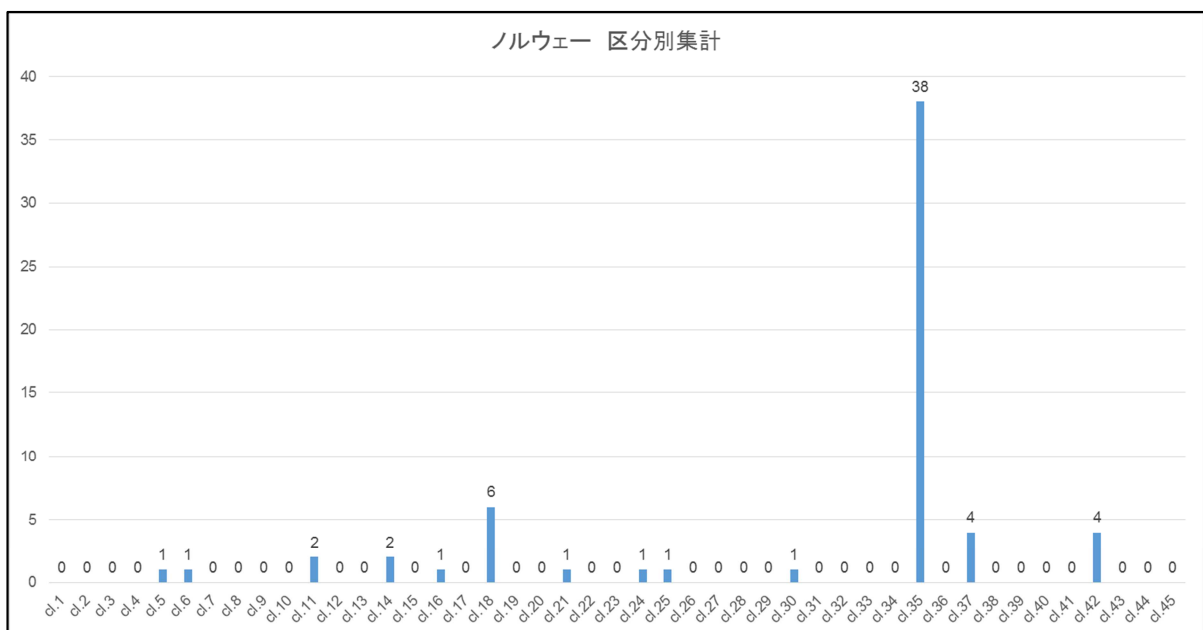
(8) ノルウェー

ア 概要

ノルウェーでは、指定商品・指定役務の表示について、ニース国際分類の最新版のノルウェー語の翻訳を使用した場合、商品・役務は明確に表示していると判断される。また、類見出しに記載の表示の取扱いは、OHIM と同様である。すなわち、特定の表示を除いて指定商品・指定役務の表示に使用することができる。

イ 文献調査結果

2013 年において、ノルウェーを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、518 件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、61 件であり、割合としては 11.78% であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

・商標は、指定された類における指定された商品又は役務について登録され、商品及び役務の分類は国王が定める（ノルウェー商標法^{47,48}第 18 条⁴⁹）。指定商品・指定役務の表示が不明確であるとの拒絶理由は、この商標法第 18 条に基づく。また、ノルウェー国内では、商品・役務は、「明瞭かつ明確に表示しなければなら」ず、「商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定の有効な最新版のノルウェー工業所有権庁のノルウェー語への翻訳における表示の使用は、常に第 1 段落の要件を遵守したとみなされる。」（ノルウェー商標規則^{50,51}第 10 条⁵²）

・類見出しに記載の表示について

ノルウェーは、EU の加盟国であり、類見出しに記載の表示についての取扱いについては、OHIM 及びその他の EU 加盟国と同様である^{53,54}（類見出しに記載の表示のうち、不明確であるとされるものについては、6.3.5(4)ウを参照）。

⁴⁷ 「Trademarks Act (Act No. 8 of March 26, 2010)」、2010 年 3 月 26 日、ノルウェー知的財産庁ホームページ内、URL :

<http://www.patentstyret.no/en/For-Experts/Trademarks-Expert/Legal-texts/Trademarks-Act/>（アクセス日：2016 年 2 月 15 日）

⁴⁸ 「ノルウェー商標法（日本語版）」、2011 年 2 月 23 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL : <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/norway/shouhyou.pdf>（アクセス日：2016 年 2 月 15 日）

⁴⁹ 前記脚注 47 参照。英文では以下のように記載されている。「Section 18. Trademarks are registered for specific goods or services within specified classes of goods or services. The classification of goods and services shall be set forth by the King.」（「第 18 条 商標は、商品又はサービスの指定類内の指定商品又はサービスについて登録される。商品及びサービスの分類は国王が定める。」）日本語訳は、前記脚注 48 を参照した。

⁵⁰ 「Trademark Regulations」、2010 年 3 月 26 日、ノルウェー知的財産庁ホームページ内、URL : <http://www.patentstyret.no/en/For-Experts/Trademarks-Expert/Legal-texts/Trademark-Regulations/>（アクセス日：2016 年 2 月 15 日）

⁵¹ 「ノルウェー商標規則（日本語版）」、2011 年 2 月 23 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL : http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/norway/shouhyou_kisoku.pdf（アクセス日：2016 年 2 月 15 日）

⁵² 前記脚注 50 参照。英文では以下のように記載されている。「§ 10. An application for registration of a trademark shall include a list of goods and services. The goods and services shall be indicated clearly and unambiguously. Use of the designations in the Norwegian Industrial Property Office's Norwegian translation of the up to date version of the Nice Agreement no. 1 of 15 June 1957 Concerning the International Classification of Goods and Services in force is always considered to meet the requirement in paragraph one. The goods and services shall be listed in the classes to which they belong. The classes shall be set out in ascending numerical order. The list of goods or services may not subsequently be extended to apply to goods and services other than those specified in the application when it was filed.」（「商標登録出願は、商品及びサービスの一覧を含む。商品及びサービスは、明瞭かつ明確に表示しなければならない。商品及びサービスの国際分類に関する 1957 年 6 月 15 日のニース協定 No.1 の有効な最新版のノルウェー工業所有権庁のノルウェー語への翻訳における表示の使用は、常に第 1 段落の要件を遵守したとみなされる。商品及びサービスは、それが属する類に列挙される。類は昇順で記載する。商品及びサービスの一覧を爾後拡大して、提出時の出願に指定されていた以外の商品及びサービスに適用することはできない。」）日本語訳は前記脚注 51 を参照した。

⁵³ 「Common Communication on the Common Practice on the General Indications of the Nice Class Headings」、2010 年 2 月 20 日、ノルウェー知的財産庁ホームページ内、URL :

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された表示例について、表示が不明確と指摘された数が多い区分を中心に記載する。

下記(1)～(3)は、OHIM において採用できないとされている類見出しに記載の表示についての指摘である。また、下記(4)～(6)は小売等役務に関する事例であり、いずれも役務の対象となる商品等を特定すべきと指摘され又は特定する補正を行っている。下記(7)(8)は、議定書の共通規則第 13 規則(2)(b)に該当する国際事務局により指定商品・役務の表示欠陥通報が送付され、付記が記載されている指定商品・指定役務の表示を不明確と判断している事例である。一方(下記(7))は、補正して登録となっており、他方(下記(8))は特に指摘を受けずそのまま登録となっている。

<p>(1) <u>Precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith not included in other classes</u> (「貴金属及びその合金、並びに貴金属製又は貴金属メッキの製品であって、他の類に属さないもの」) (IR1158759、第 14 類)</p>	→	<p>Precious metals and their alloys, not included in other classes (「貴金属及びその合金であって、他の類に属さないもの」)</p>
<p>(2) <u>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes</u> (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」) (IR1220197、第 16 類)</p>	→	<p>Paper, cardboard (「紙、厚紙」)</p>
<p>(3) <u>Leather and imitations of leather, and goods made of these materials and not included in other classes</u> (「革及び人工皮革、並びにこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」) (IR1167924、第 18 類)</p>	→	<p>Leather and imitations of leather, not included in other classes (「革及び人工皮革であって、他の類に属さないもの」)</p>

<http://www.patentstyret.no/no/For-ekspertter/Varemerkeeksperten/Harmoniseringsprosjekter/> (アクセス日：2016年2月15日)

⁵⁴ 「Felles europeiske retningslinjer for klassifikasjon i varemerkesaker」、2014年2月20日、ノルウェー知的財産庁ホームページ内、URL :

<http://www.patentstyret.no/no/For-ekspertter/Varemerkeeksperten/Harmoniseringsprosjekter/Felles-europeiske-retningslinjer-for-klassifikasjon-i-varemerkesaker/> (アクセス日：2016年2月15日)

<p>retail and wholesale services (for others).</p> <p>(4) (「(他人のための) 小売及び卸売サービス」)</p> <p>(IR1156698、第 35 類)</p>	<p>→ (削除補正。対象となる商品を具体的に特定すべきと示唆。)</p>
<p>retail or wholesale services for goods of 05, 29 classes.</p> <p>(5) (「第 5 類、第 29 類の商品についての小売又は卸売サービス」)</p> <p>(IR1167441、第 35 類)</p>	<p>→ retail or wholesale services, all connected with the sale of food for babies, milk and dairy products.</p> <p>(「小売又は卸売サービスであって、すべて幼児用食品、牛乳及び乳製品の販売に関するもの」)</p> <p>(対象となる商品を具体的に特定すべきと示唆。上記はリミテーション時の補正。のち削除補正)</p>
<p>retailing of goods of all kinds, in particular sports articles and sportswear</p> <p>(6) (「すべての種類の商品、特にスポーツ用品及びスポーツ衣料の小売」)</p> <p>(IR1177485、第 35 類)</p>	<p>→ retailing of sports articles and sportswear</p> <p>(「スポーツ用品及びスポーツ衣料の小売」)</p>
<p>online data, audio, video, gaming and multimedia content aggregation (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b) of the Common Regulations)</p> <p>(7) (「オンラインによるデータ、音響、動画、ゲーム及びマルチメディアコンテンツの集合体 (国際事務局の意見として文言がきわめて漠然とみなされる - 共通規則 13(2)(b) 」)</p> <p>(IR1196615、第 42 類)</p>	<p>→ search engine services for online aggregation of data, audio, video, gaming and multimedia content</p> <p>(「データ、音響、動画、ゲーム及びマルチメディアコンテンツのオンラインによる集合体の検索エンジンサービス」)</p>

<p>searching, browsing and retrieving information, sites, and other resources available on global computer networks and other communication networks (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b of the Common Regulations)</p> <p>(「グローバルコンピュータネットワーク及びその他の通信ネットワークによって利用可能な、情報、サイト及びその他の情報源の、検索、閲覧及び読出し（国際事務局の意見として文言がきわめて漠然とみなされる－共通規則 13(2)(b) 」)</p> <p>(IR1194854、第 42 類)</p>	→	<p>(暫定的拒絶通報で指摘なくそのまま登録)</p>
---	---	-----------------------------

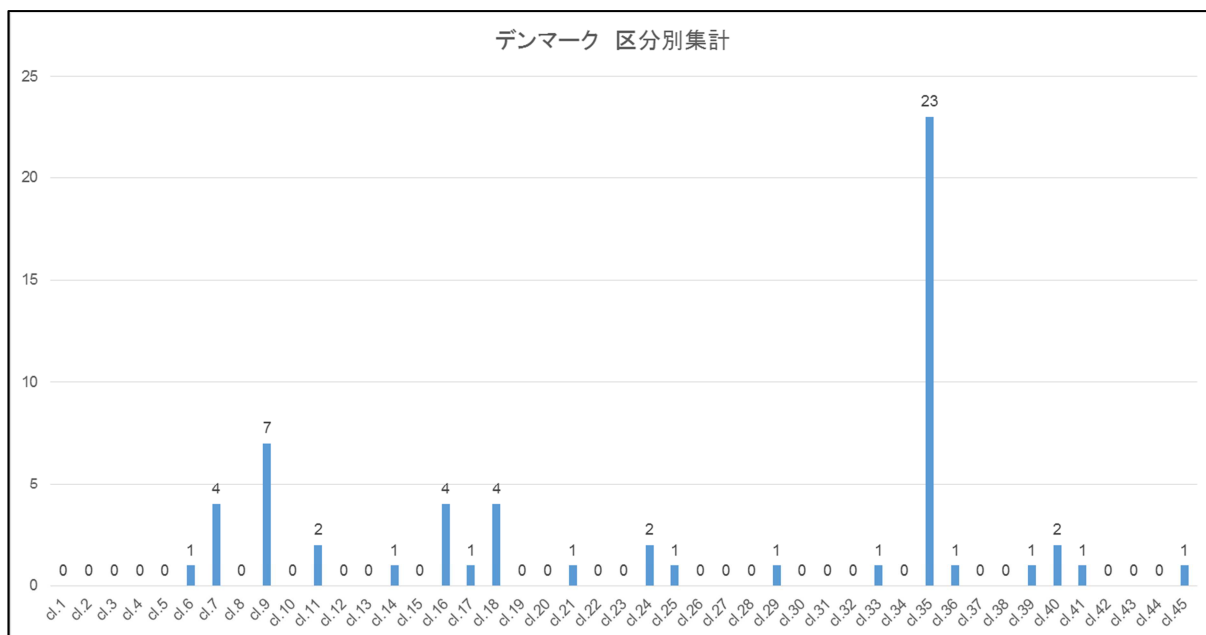
(9) デンマーク

ア 概要

デンマークの類見出しに記載の表示の取扱いは OHIM と同様である。また、小売等役務の表示に対し、表示が不明確であるとの指摘が多かったが、役務の対象となる商品等を特定するように求められており、特定する補正をすることで拒絶理由が解消されている。

イ 文献調査結果

2013 年において、デンマークを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、73 件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、51 件であり、割合としては 69.86%であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

- ・ 指定商品・指定役務の表示は、商標登録の対象である商品及び役務を正確に記載しなければならない（デンマーク商標法^{55,56}第 12 条⁵⁷、ECJ 判決 C-418/02⁵⁸）。指定商品・指定役務の表示が不明確であるとの拒絶理由は、この商標法第 12 条に基づく。また、商品・役務の表示は、ニース国際分類に基づく（デンマーク商標規則^{59,60}第 12 条(ii)）

⁵⁵ 「The Consolidate Trade Marks Act No. 109 of 24 January 2012」、2012 年 1 月 24 日、デンマーク特許商標庁ホームページ内、URL : <http://www.dkpto.org/ip-law--policy/law.aspx>（アクセス日：2016 年 2 月 16 日）

⁵⁶ 「デンマーク商標法（日本語版）」、2012 年 2 月 1 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL : <http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/denmark/shouhyou.pdf>（アクセス日：2016 年 2 月 16 日）

⁵⁷ 前記脚注 55 参照。英文では、以下のように記載されている。「12.-(1) An application for the registration of a trade mark shall be filed with the Patent and Trademark Office. The application shall contain a reproduction of the trade mark and state the applicant's name or company. Furthermore, the goods or services in respect of which registration of the trade mark is applied for shall be stated (2) The application shall be drawn up in accordance with the provisions laid down pursuant to section 48. The prescribed fee shall accompany the application. (3) The Patent and Trade mark Office shall keep a register of trade marks. The Office shall publish registrations, etc.」

（「第 12 条(1) 商標登録出願は、特許商標庁にしなければならない。出願には商標の複製を添付して、出願人の名称又は会社名を記載しなければならない。更に、商標登録出願の対象である商品又はサービスを記載しなければならない。(2)出願は、第 48 条に基づいて定められた規定に従って作成しなければならない。出願に際しては、所定の手数料を納付しなければならない。(3) 特許商標庁は商標登録簿を備え付ける。特許商標庁は登録等について公告する。」) 日本語訳は、前記脚注 56 を参照した。

⁵⁸ 暫定的拒絶通報における拒絶理由の説明に基づく（例えば、IR1200808 など）。「According to the Danish Trade Mark Act and the ruling of the ECJ in C-418/02, a trademark application must contain a precise list of the goods and services covered by the registration of the mark.」（仮訳：デンマーク商標法及び C-418/02 における ECJ 判決により、商標出願は、標章の登録により権利範囲となる商品及び役務の正確なリストを含まなければならない。）

⁵⁹ 「デンマーク商標規則（日本語版）」、2008 年 6 月 1 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL : http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/denmark/shouhyou_kisoku.pdf

・類見出しに記載の表示について

類見出しに記載の表示は、11の例外を除いて使用することは可能である。この11の例外は、OHIMにおける類見出しに記載の表示と同様である。デンマークはEUの加盟国であり、類見出しに記載の表示については共通の取扱いをしている⁶¹。

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された表示例について、表示が不明確と指摘された数が多い区分を中心に記載する。

下記(1)(2)(5)(6)(11)は、類見出しに記載の表示のうち、不明確であるとして採用できない11の表示に関するものであり、該当する部分を削除するか、具体的な商品を特定することにより認められている。

下記(3)(4)は、“not including...related in terms...”の部分が不明確であると指摘され、“in terms”を削除する補正により登録となっていた。また、下記(7)～(10)は小売等役務の表示に関するものであり、いずれも対象となる商品を具体的に特定するよう示唆がなされていた。

<p><u>Machines</u> and machine tools (1) (「<u>機械</u>及び工作機械」) (IR1190790、第7類)</p>	<p>Machine tools → (「工作機械」) (具体的な商品を特定すべきと示唆)</p>
<p><u>Machines</u> and machine tools consisting thereof for the manufacture of vehicle parts (2) (「自動車部品製造用の機械及びそれによって構成される工作機械」) (IR1200808、第7類)</p>	<p>Machines for the manufacture of vehicle parts and machine tools for the manufacture of vehicle parts → (「自動車部品製造用の機械及び自動車部品製造用の工作機械」)</p>

⁶⁰ なお、参考としてデンマーク商標ガイドラインにも記載がある。「Guidelines for varemærker」(デンマーク語)、URL : <http://vmguidelines.dkpto.dk/aa/aaa/varefortegnelser.aspx> (アクセス日 : 2016年2月16日)

⁶¹ 「Common Communication on the Common Practice of the General Indications of the Nice Class Headings.」、OHIM ホームページ内、URL : https://oami.europa.eu/tunnel-web/secure/webdav/guest/document_library/Documents/Convergence Program/common_communication_2_2013_en.pdf (アクセス日 : 2016年2月16日) (なお、脚注46と同じ資料)

<p>Computer software for businesses and organizations, <u>not including computer programs related to the terms “genus” and “gender”, and</u> (3) <u>computer games.</u> (「業務用及び組織用コンピュータソフトウェアであって、「genus (属)」及び「gender (性別)」の用語に関するコンピュータプログラム並びにコンピュータゲームを除く」) (IR1159711、第9類)</p>	<p>Computer software for businesses and organizations, not including computer programs related to “genus” and “gender”, and computer games. → (「業務用及び組織用コンピュータソフトウェアであって、「genus (属)」及び「gender (性別)」に関するコンピュータプログラム並びにコンピュータゲームを除く」)</p>
<p><u>all the aforesaid not including computer software related to the terms “genus” and “gender”, and computer games.</u> (4) (「上記すべてのものであって、「genus (属)」及び「gender (性別)」の用語に関するコンピュータプログラム並びにコンピュータゲームを除く」) (IR 1169316、第9類)</p>	<p>all the aforesaid not including computer software related to "genus" and "gender", and computer games. → (「上記すべてのものであって、「genus (属)」及び「gender (性別)」に関するコンピュータプログラム並びにコンピュータゲームを除く」)</p>
<p>Paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes (5) (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」) (IR1199907、第16類)</p>	<p>Paper, cardboard → (「紙、厚紙」) (具体的な商品を特定すべきと示唆)</p>
<p>Leather and imitations of leather, and goods made of these materials and not included in other classes (6) (「革及び人工皮革、並びにこれらの材料による製品であって他の類に属さないもの」) (IR1192414、第18類)</p>	<p>Leather and imitations of leather → (「革及び人工皮革」) (具体的な商品を特定すべきと示唆)</p>
<p>retailing of goods and online retailing of goods. (7) (「商品の小売及び商品のオンラインによる小売」) (IR1174285、第35類)</p>	<p>→ (削除補正) (対象となる商品を記載すべきと示唆)</p>

<p>retail or wholesale services for goods of 05, 29 classes.</p> <p>(8) (「第5類、第29類の商品についての小売又は卸売サービス」) (IR1167441、第35類)</p>	<p>(補正後の表示) retail or wholesale services for food for babies, milk and dairy products.</p> <p>→ (「幼児用食品、牛乳及び乳製品についての小売又は卸売サービス」)</p>
	<p>(補正示唆案) retail services regarding data processing equipment</p> <p>→ (「データ処理装置に関する小売サービス」) (類の番号ではなく、対象となる商品を具体的に記載するよう示唆)</p>
<p>the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, excluding the transport thereof.</p> <p>(9) (「他人の便宜のために各種商品を揃えることであって、その輸送を除く」) (IR1178032、第35類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>office functions, wholesale and retail services with respect to the aforesaid goods in class 19, including provision of such services via Internet, mail order delivery services online or via catalogues and via a teleshopping channel</p> <p>(10) (「事務処理、第19類における上記商品に関する卸売及び小売サービスであって、インターネット、オンライン通信販売サービスによる、又はカタログ若しくはテレビショッピングチャンネルによる、これらのサービスの提供を含む」) (IR1164461、第35類)</p>	<p>(補正後の表示) office functions, wholesale and retail services with respect to asphalt, pitch and bitumen</p> <p>→ (「事務処理、アスファルト、ピッチ及び歴青に関する卸売及び小売サービス」)</p> <p>(補正示唆案) Office functions, wholesale and retail services with respect to [name the specific goods that these services relate to], including provision of such services via Internet, mail order delivery services online or via catalogues and via a teleshopping channel</p> <p>→ (「事務処理、(サービスが関係する特定の商品名)に関する卸売及び小売サービスであって、インターネット、オンライン通信販売サービスによる、又はカタログ若しくはテレビショッピングチャンネルによる、これらのサービスの提供を含む」)</p>

Personal and social services to do with individual requirements. (11) (「個々の需要に応じて行う人的及び社会的サービス」) (IR119954、第 45 類)	Personal and social services relating to individual requirements, namely companionship for the terminally ill. (「個々の需要に関する人的及び社会的サービス、すなわち末期患者のための話し相手の提供」)
--	--

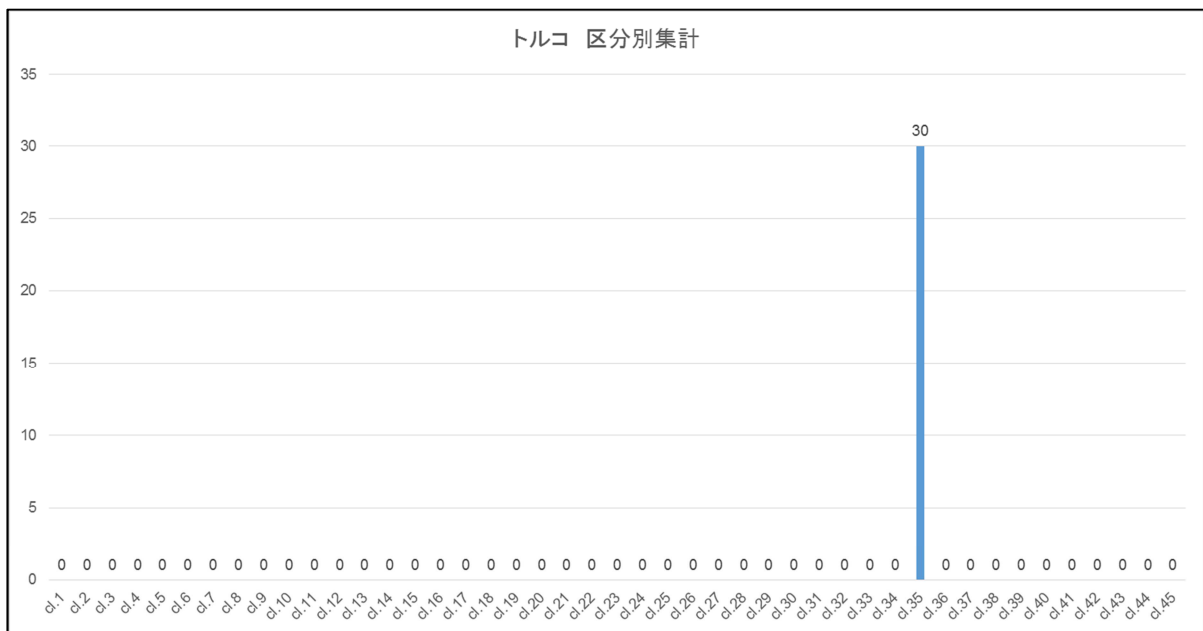
(10) トルコ

ア 概要

トルコでは、第 35 類の役務の表示について不明確とする判断がなされた事例のみであった。特に小売等役務の表示に関する指摘が多く、それらは、いずれも小売等役務の対象となる商品を特定することが求められ、特定する補正により拒絶理由が解消となっていた。

イ 文献調査結果

2013 年において、トルコを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された件数は、329 件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、30 件であり、割合としては 9.12%であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

・ 指定商品・指定役務は、「商品及びサービスの国際分類にしたがって分類され」（トルコ商標法^{62,63}第 24 条⁶⁴）、「商品及びサービスの国際分類に則して分類しなければならない」（トルコ商標規則^{65,66}第 14 条⁶⁷）

・ 類見出しに記載の表示

類見出しに記載の表示については、そのほとんどが認められている⁶⁸。ただし、第 35 類の“retail services”については、その対象となる商品を具体的に特定するよう求められる。

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された例を挙げる。すべて第 35 類の役務表示に関する指摘であった。

⁶² 「Trademark Decree Law」、1995 年 6 月 27 日、Turkish Patent Institute、URL：
<http://www.tpe.gov.tr/TurkPatentEnstitusu/laws/informationDetail?id=107>（アクセス日：2016 年 2 月 16 日）

⁶³ 「トルコ商標法 第 556 号（日本語版）」、1995 年 11 月 7 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL：<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/turkey/shouhyou.pdf>（アクセス日：2016 年 2 月 16 日）

⁶⁴ 前記脚注 62 参照。英文では、以下のように記載されている。「Article 24 - The goods and services in the respect of the trademark to be registered shall be classified in conformity with the international classification of goods and services. The principles of classification shall be specified in the Implementing Regulation.」（「第 24 条 分類 商標登録申請の対象商品及びサービスは、商品及びサービスの国際分類にしたがって分類されるものとし、分類の原則は、施行規則に規定する。」）日本語訳は前記脚注 63 を参照した。

⁶⁵ 「Trademark Regulation」、2002 年 10 月 2 日、Turkish Patent Institute、URL：
<http://www.tpe.gov.tr/TurkPatentEnstitusu/laws/informationDetail?id=107>（アクセス日：2016 年 2 月 16 日）

⁶⁶ 「トルコ商標規則（日本語版）」、2002 年 10 月 2 日、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/turkey/shouhyou_kisoku.pdf（アクセス日：2016 年 2 月 16 日）

⁶⁷ 前記脚注 65 参照。英文では、以下のように記載されている。「Classification Article 14 - The goods and services indicated in the petition in accordance with the Article 24 of the Decree-Law shall be classified in conformity with the international classification of goods and services.」（「第 14 条 分類 法律第 24 条の規定により願書に表示する商品及びサービスは、商品及びサービスの国際分類に則して分類しなければならない。」）（日本語訳は前記脚注 66 を参照した。）

⁶⁸ 「Member Procedures – Turkey – Miscellaneous, Nice Classification」、WIPO ホームページ内、URL：<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/tr.html?part=misc>（アクセス日：2016 年 2 月 13 日）、英文では、以下のように記載されている。「The Office accepts most of the class headings but objects to the term “retail services” in Class 35. In order to remedy this objection the applicant must specify the scope of the “retail services”, i.e. retail services in relation to footwear, meat, poultry and game, textile machines etc.」（仮訳：庁は、類見出しに記載の表示の大部分を採用するが、第 35 類の「小売役務」の用語については拒絶する。この拒絶を解消するには、出願人は、小売役務の対象範囲を特定しなければならない。例：履き物、肉、家きん、及び食用鳥獣肉、繊維機械に関する小売役務、他）

下記(1)～(3)は小売等役務の対象となる商品の記載が無いが、記載があったとしても“goods”などのように実質的に特定されているとはいえない例である。また、下記(4)についても、“namely”の後ろから役務の内容が特定されているが、その特定部分において“sales purposes”という記載があるために、その対象となる商品の記載が求められた例である。下記(5)(6)は小売等役務の手段が特定されているが、役務の対象となる商品が十分に特定されていない例である。

下記(7)～(9)は、小売等役務とは異なるが、“for retail purposes”という用語が含まれているために、対象となる商品の特定が求められた例である。

<p>retail services (1) (「小売サービス」) (IR1174961)</p>	<p>retails services in relation to furniture → (「家具に関する小売サービス」) (補正示唆案も同じ)</p>
<p>Retail store and online retail services. (2) (「小売店及びオンラインによる小売サービス」) (IR1171640)</p>	<p>(補正後の表示) Retail store and online retail services for the goods namely soaps, perfumery, fragrances, cosmetics, non-medicated skin care preparations, nail care preparations, non-medicated lip care preparations, skin cleansers → (「商品、すなわちせっけん、香料、香水、化粧品、非医療用スキンケア剤、ネイルケア剤、非医療用リップケア剤、スキנקレンザーについての小売店及びオンラインによる小売サービス」) (補正示唆案) → retail services in relation to footwear, meat, poultry and game, textile machines etc. (「履物、肉類、家禽肉及び野禽肉、繊維機械等に関する小売サービス」)</p>
<p>retailing of goods (by any means) (3) (「(いずれかの方法による)商品の小売」) (IR1174961)</p>	<p>retailing of furniture (by any means). → (「(いずれかの方法による)家具の小売」) (補正示唆案も同じ)</p>

<p>Wholesaling, retailing, distribution of samples, e-commerce services, namely the provision of product information via</p> <p>(4) telecommunication networks for advertising and sales purposes.</p> <p>(「卸売、小売、サンプルの配布、電子商取引、すなわち宣伝又は販売を目的とする電気通信ネットワークによる製品情報の提供」)</p> <p>(IR1175522)</p>	<p>(削除補正)</p> <p>→ (小売等役務の対象となる商品を具体的に特定するよう示唆)</p>
<p>retail services by means of global computer networks (the Internet) and providing information on goods by means of a global computer networks (the Internet) for advertising</p> <p>(5) and sales purposes</p> <p>(「グローバルコンピュータネットワーク (インターネット) による小売サービス、並びに宣伝及び販売を目的とするグローバルコンピュータネットワーク (インターネット) による商品に関する情報の提供」)</p> <p>(IR1159812)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>retail services by means of global computer networks (the Internet) and providing information on goods by means of a global computer networks (the Internet) for advertising</p> <p>(6) and sales purposes</p> <p>(「グローバルコンピュータネットワーク (インターネット) による小売サービス、並びに宣伝及び販売を目的とするグローバルコンピュータネットワーク (インターネット) による商品に関する情報の提供」)</p> <p>(IR1159812)</p>	<p>→ (削除補正)</p>

<p>(7) presentation of goods on communication media, for retail purposes (「小売を目的とする、各種通信媒体による商品の紹介」) (IR1192352)</p>	<p>(補正後の表示) presentation of goods on communication media for retail purposes in relation to fashion, cosmetics and jewelry products → (「服飾品、化粧品及び宝飾品に関する小売を目的とする、各種通信媒体による商品の紹介」) (補正示唆案) presentation of goods on communication media, for retail purposes in relation to agricultural, horticultural and forestry products and grains. → (「農業、園芸及び林業製品並びに穀物に関する小売を目的とする、各種通信媒体による商品の紹介」)</p>
<p>(8) presentation of goods on communication media, for retail purposes (「小売を目的とする、各種通信媒体による商品の紹介」) (IR1173353)</p>	<p>(削除補正) (補正示唆案 : presentation of goods on communication media, for retail purposes in relation to agricultural, horticultural and forestry products and grains) → (「農業、園芸及び林業製品並びに穀物に関する小売を目的とする、各種通信媒体による商品の紹介」)</p>
<p>(9) presentation of goods on any communication media, for retail purposes and online sale (「小売及びオンライン販売を目的とする、いずれかの通信媒体による商品の紹介」) (IR1176698)</p>	<p>presentation of fabrics, covers, bed linen, clothing on any communication media, for retail purposes and online sale → (「小売及びオンライン販売を目的とする、いずれかの通信媒体による布地、カバー、ベッド用リネン製品、被服の紹介」) (補正示唆案も同じ)</p>

(11) オーストリア

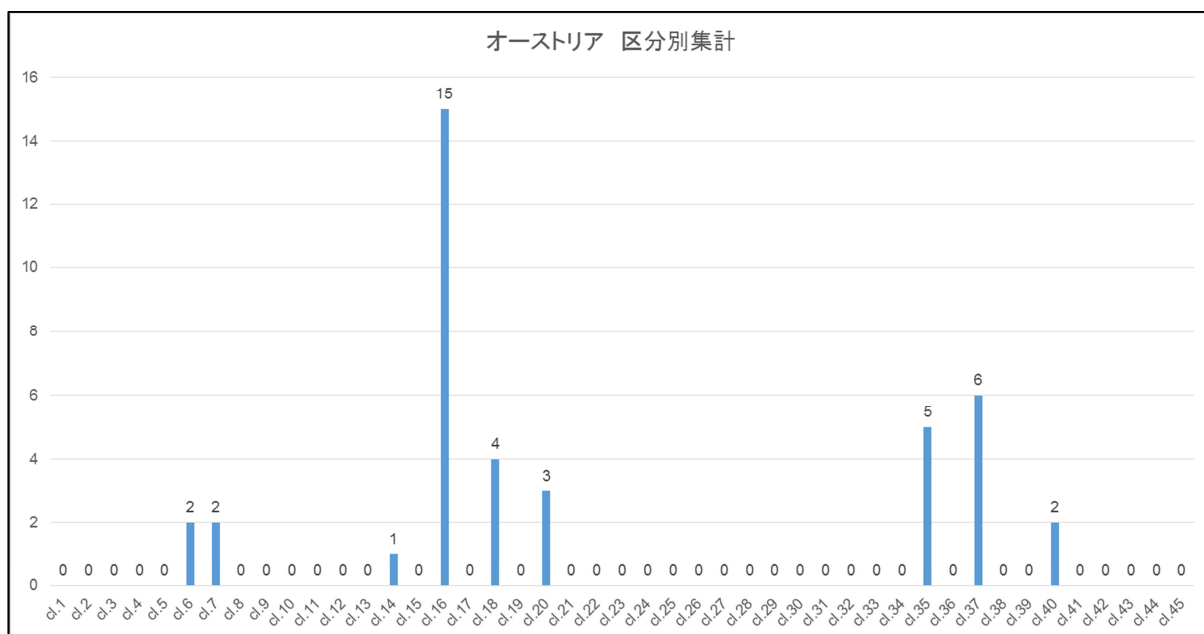
ア 概要

類見出しに記載の表示の取扱いは OHIM と同様である。また、小売等役務の表示に対し、表示が不明確であるとの指摘が多かったが、役務の対象となる商品等を特定するように求められており、特定する補正をすることで拒絶理由が解消されている。

イ 文献調査結果

2013 年において、オーストリアを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、63 件であった。そのうち、指定商品・指定役務

の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、31件であり、割合としては49.21%であった。



ウ 審査の特徴（条文他）

- 願書には、「商標の使用対象である商品及びサービスを記載しなければなら」（オーストリア商標法^{69,70}第16条(3)⁷¹）ない。暫定的拒絶通報では、商品・役務の表示が不明確である場合、この条文に基づいて拒絶される。

- 類見出しに記載の表示について

オーストリアはEUの加盟国であり、類見出しに記載の表示については、OHIM及びEU加盟国と同様である⁷²。

⁶⁹ 「Austrian Trade Mark Protection Act 1970（2009年）」、2010年1月1日、オーストリア特許庁ホームページ内、URL：http://www.patentamt.at/Media/MSchG_2010Englisch.pdf

⁷⁰ 「オーストリア商標法（日本語版）」、2009年改正、日本国特許庁ホームページ内、外国産業財産権制度情報、URL：http://www.jpo.go.jp/shiryous/s_sonota/fips/pdf/austria/shouhyou.pdf（アクセス日：2016年2月16日）

⁷¹ 前記脚注69参照。原文では、以下のように記載されている。「Article 16 (3) The application shall list for which goods and services the trade mark is intended (list of goods and services); detailed requirements of the list of goods and services and the number of pieces to be presented shall be specified by order.」（「第16条(3) 願書には、商標の使用対象である商品及びサービスを記載しなければならない(商品及びサービスの一覧)。商品及びサービスの一覧に関する詳細及びその提出部数は命令をもって定める。」）（仮訳は、前記脚注70を参照した。）

⁷² 前記脚注61を参照。

エ 不明確と指摘された表示例

以下に不明確と指摘された表示例について、表示が不明確と指摘された数が多い区分を中心に記載する

下記(1)～(6)(9)～(11)は、類見出しに記載の表示のうち、OHIM で採用不可とされているものの例である。該当部分を削除するか、該当部分の代わりに具体的な商品进行特定する補正により認められている。

下記(7)(8)は、小売等役務の表示に関する指摘であり、対象となる商品进行特定することが求められている。

<p>goods of common metal not included in other classes</p> <p>(1) (「一般の金属製品であって他の類に属さないもの」) (IR1217677、第6類)</p>	<p>goods of common metal not included in other classes, namely decorative key rings and chains, figurines (statuettes), statues, artwork and works of art, carabiners, trays, boxes, closures for containers, signboards, information and advertising boards</p> <p>→ (「一般の金属製品であって他の類に属さないもの、すなわち装飾用キーリング及びキーチェーン、小型フィギュア(小立像)、立像、手工芸品及び造形品、カラビナ、盆、箱、容器用ふた、看板、掲示板及び広告板」)</p>
<p>Precious metals and their alloys and <u>goods in precious metals or coated therewith, not included in other classes</u></p> <p>(2) (「貴金属及びその合金、並びに貴金属製又は貴金属メッキの製品であって、他の類に属さないもの」) (IR1217677、第14類)</p>	<p>Precious metals and their alloys; goods in precious metals or coated therewith, not included in other classes, namely tie clips and tiepins, cufflinks, rings being jewellery, key rings and mobile telephone pendants (trinkets of fobs) pins (jewellery) shoe ornaments, jewellery cases (caskets or boxes)</p> <p>→ (「貴金属及びその合金；貴金属製又は貴金属メッキの製品であって他の類に属さないもの、すなわちネクタイ止め及びネクタイピン、カフスポタン、宝飾品のリング、キーリング及び携帯電話用ペンダント(小物アクセサリ)、ピン(宝飾品)、靴飾り、宝石入れ(小箱又は箱)」)</p>

<p>Paper, paperboard (cardboard) and <u>goods made from these materials</u>, (3) contained in this class (「紙、板紙 (厚紙) 及びこれらの材料による製品であって、本類に属するもの」) (IR1204136、第 16 類)</p>	<p>Paper, paperboard (cardboard) (「紙、板紙 (厚紙)」)</p>
<p>Paper, cardboard and <u>goods made from these materials</u> (excluding the products of stationery) (4) (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品 (文房具を除く。)」) (IR1216353、第 16 類)</p>	<p>Paper, cardboard (excluding the products of stationery) (「紙、厚紙 (文房具を除く。)」)</p>
<p>Paper, cardboard and <u>goods made from these materials</u>, not included in other classes (5) (「紙、厚紙及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」) (IR1196183、第 16 類)</p>	<p>All the goods except, and goods made of these materials, not included in other classes. (「…を除くすべての商品、及びこれらの材料による製品であって、他の類に属さないもの」)</p>
<p>goods (not included in other classes) of wood, cork, reed, cane, wicker, horn, bone, ivory, whalebone, amber, mother-of-pearl, meerschaum and substitutes for all these materials, or of plastics, wickerwork, picture frame brackets. (6) (「木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品、又はプラスチックによる製品 (他の類に属するものを除く。)、枝編み細工品、額縁用ブラケット」) (IR1196062、第 20 類)</p>	<p>furniture and decorative artwork of wood, cork, reed, cane, wicker, horn, bone, ivory, whalebone, amber, mother-of-pearl, meerschaum and substitutes for all these materials, or of plastics, not included in other classes, wickerwork, picture frame brackets. (「木材、コルク、葦、籐、柳、角、骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠母、海泡石及びこれらの材料の代用品、又はプラスチックによる家具及び装飾工芸品であって他の類に属さないもの、枝編み細工品、額縁用ブラケット」)</p>

<p>Retail services and retail store services</p> <p>(7) (「小売サービス及び小売店サービス」) (IR1189929、第 35 類)</p>	<p>(削除補正) → (補正示唆案 : Retail services in regard to ...) (「…に関する小売サービス」)</p>
<p>Retail sale.</p> <p>(8) (「小売」) (IR1190049、第 35 類)</p>	<p>(補正後の表示) → Retail sale concerning watches, clocks and jewelry. (「腕時計、置時計及び宝飾品に関する小売」) (補正示唆案) → Retail services in regard to ... (「…に関する小売サービス」)</p>
<p>Repair services.</p> <p>(9) (「小売サービス」) (IR1190012、第 37 類)</p>	<p>→ Repair services concerning watches, clocks and jewelry. (「腕時計、置時計及び宝飾品に関する小売サービス」)</p>
<p>repair</p> <p>(10) (「修理」) (IR1193856、第 37 類)</p>	<p>(削除補正) → (補正示唆案 : Repair services in regard to ...) (「…に関する修理サービス」)</p>
<p>Consulting on the <u>treatment of materials</u>, in particular in connection with the manufacture of doors.</p> <p>(11) (「特にドアの製造に関する、<u>材料処理</u>に関する助言」) (IR1191320、第 40 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>

(12) その他の国の例

以下では、商品・役務の表示が不明確であるとの拒絶理由を含む暫定的拒絶通報後に保護認容声明が送付された数が極めて少ない 10 件以下の指定国 (EU (OHIM)、中国を除く。) について紹介する。

ア エストニア (8 件)

2013 年において、エストニアを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、135 件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、8 件であり、割合としては 5.93%であった。

議定書の共通規則第 13 規則(2)(b)に該当する国際事務局により指定商品・役務の表示欠陥通報が送付され、付記が記載されている指定商品・指定役務の表示を不明確と判断しているものが多かった（下記(1)～(5)(8)）。それ以外の例では、指定商品の表示のうち一部の用語について不明確と指摘したもの（下記(6)(7)）があった。

<p>(1) bright gold for ceramics (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「陶磁器用水金 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1173410、第 2 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>(2) bright platinum for ceramics (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「陶磁器用液状プラチナ (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1173410、第 2 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>(3) <u>acclimatization</u> and air-conditioning devices (terms linguistically incorrect in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「順化及び空調装置 (国際事務局の意見として用語が言語学的に不正確である - 共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1182499、第 11 類)</p>	<p>→ air-conditioning devices (「空調装置」)</p>
<p>(4) pads, cushions heating, electric, not for medical purposes (terms linguistically incorrect in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「医療用でないパッド、クッション、暖房用、電気式 (国際事務局の意見として用語が言語学的に不正確である - 共通規則 13(2)(b))」)</p> <p>(IR1182499、第 11 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>

<p>aquarium filters, <u>filtration-motor combination apparatus</u> (terms incomprehensible in the opinion of the International Bureau - Rule (5) 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「水槽用フィルター、濾過モーター組合せ機器 (国際事務局の意見として用語が理解できないー共通規則 13(2)(b) 」)</p> <p>(IR1182499、第 11 類)</p>	<p>aquarium filters</p> <p>(「水槽用フィルター」)</p>
<p>Sponges, brushes, cleaning cloths, <u>cleaning purposes</u>, hand-operated cleaning appliances, devices for dispensing sanitary cleaning and fragrance products, partially with the addition of disinfectant, included in this class.</p> <p>(「スポンジ、ブラシ、清浄用クロス、<u>清浄用のもの</u>、手持式の清浄用具、部分的に消毒剤を追加添付した衛生用清浄及び芳香製品のディスペンサー装置であって本類に属するもの」)</p> <p>(IR1172613, 1173131, 1173132, 1176513 共通、第 21 類)</p>	<p>Sponges, brushes, cleaning cloths, hand-operated cleaning appliances, devices for dispensing sanitary cleaning and fragrance products, partially with the addition of disinfectant, included in this class.</p> <p>(「スポンジ、ブラシ、清浄用クロス、手持式の清浄用具、部分的に消毒剤を追加添付した衛生用清浄及び芳香製品のディスペンサー装置であって本類に属するもの」)</p>
<p>Alcoholic beverages (except beers), including vodka, brandy, <u>Armenia cognacs</u>, wines, sparkling wines</p> <p>(7) (「ウオツカ、ブランデー、アルメニアコニャック、ワイン、スパークリングワインを含む、アルコール飲料 (ビールを除く。)」)</p> <p>(IR1191714、第 33 類)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>Alcoholic beverages (except beers), including vodka, brandy, wines, sparkling wines</p> <p>(「ウオツカ、ブランデー、ワイン、スパークリングワインを含む、アルコール飲料 (ビールを除く。)」)</p>

	<p>(暫定的拒絶通報のコメント)</p> <p>The term Armenia cognacs in class 33 needs to be corrected, because cognac is a variety of brandy which can be produced only in the wine-growing region surrounding the town Cognac in France (see annex).</p> <p>→ The correct term would probably be Armenian brandy.</p> <p>(「第 33 類におけるアルメニアコニャックの用語は訂正が必要である。コニャックはフランスのコニャック周辺のワイン育成地域のみで生産可能なブランデーの種類である (付属書類を参照)。正確な用語はアルメニアブランデーと思われる。」)</p>
<p>Assistance (mediation) of selling goods by means of post for the people with special printed catalogues. (terms considered too vague by the International Bureau rule 13.2.b) of the Common Regulations).</p> <p>(8)</p> <p>(「第 33 類におけるアルメニアコニャックの用語は訂正が必要である。コニャックはフランスのコニャック周辺のワイン育成地域のみで生産可能なブランデーの種類である (付属書類を参照)。正確な用語はアルメニアブランデーと思われる。」)</p> <p>(IR1193921、第 35 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>

イ ニュージーランド (7 件)

2013 年において、ニュージーランドを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、国際登録単位で 32 件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、7 件であり、割合としては 21.86% であった。

議定書の共通規則第 13 規則(2)(b)に該当する国際事務局により指定商品・役務の表示欠陥通報が送付され、付記が記載されている指定商品・指定役務の表示を不明確と判断しているものが多かった (下記(2)(4)(5)(6)(8)(9)~(11))。その他の例では、不明確かつ

区分が適さないと指摘された例（下記(1)）、役務の対象製品を明確とするよう示唆のあった例（下記(7)）などがあった。

<p>(1) <u>providing medical and scientific information in the field of pharmaceuticals and clinical trials.</u> (「医薬品及び臨床試験の分野における医学的及び科学的情報の提供」) (IR1181143, 1181144 共通、第 5 類)</p>	<p>→ (削除補正) (暫定的拒絶通報内のコメント) This highlighted wording⁷³ is unclear and appears to be incorrectly classified in class 5.) (「ここで強調箇所とした文言は不明確であり、第 5 類に分類されたのは誤りと思われる。」)</p>
<p>(2) providing on-line computer databases and on-line searchable databases in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations). (「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における、オンラインコンピュータデータベース及びオンライン検索可能なデータベースの提供 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b))」) (IR1184149、第 35 類)</p>	<p>→ providing commercial and/or business information in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars by means of on-line computer databases and on-line searchable databases. (「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における、オンラインコンピュータデータベース及びオンライン検索可能なデータベースによる、商業及び/又はビジネス情報の提供」)</p>
<p>(3) <u>providing a website featuring information about juvenile products, child care, child safety, home safety, and child health.</u> (「子供向け製品、育児、子供の安全、家庭内の安全及び子供の健康に関する情報を特徴とするウェブサイトの提供」) (IR1176220、第 35 類)</p>	<p>→ providing a website featuring information about juvenile products, child care products, child safety products, home safety products, and child health products. (「子供向け製品、育児製品、子供の安全のための製品、家庭内の安全のための製品、及び子供の健康のための製品に関する情報を特徴とするウェブサイトの提供」)</p>

⁷³ この部分は左列の下線部である。

<p>Providing on-line computer databases and on-line searchable databases in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における、オンラインコンピュータデータベース及びオンライン検索可能なデータベースの提供 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b)) 」)</p> <p>(IR1184149、第 41 類)</p>	<p>Providing educational, entertainment and/or cultural information in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars via means of on-line computer databases and on-line searchable databases</p> <p>(「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における、オンラインコンピュータデータベース及びオンライン検索可能なデータベースによる、教育、娯楽及び／又は文化情報の提供」)</p>
<p>providing on-line information about reviewing, collecting, pairing, and consuming wine, food, and spirits (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「ワイン、食品及びスピリッツの評価、収集、食事との組合せ及び消費に関する情報のオンラインによる提供 (国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている - 共通規則 13(2)(b)) 」)</p> <p>(IR1184149、第 41 類)</p>	<p>providing on-line educational, entertainment and/or cultural information about reviewing, collecting, pairing, and consuming wine, food, and spirits</p> <p>(「ワイン、食品及びスピリッツの評価、収集、食事との組合せ及び消費に関する、教育、娯楽及び／又は文化情報のオンラインによる提供」)</p>

<p>providing a website where for users to create, provide, track, manage and view information, reviews, ratings, and recommendations in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations).</p> <p>(「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における情報、評価、評定及び推奨を、利用者が作成、提供、追跡、管理及び閲覧するためのウェブサイトの提供（国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている—共通規則 13(2)(b) 」)</p> <p>(IR1184149、第 41 類)</p>	<p>→ providing educational, entertainment and/or cultural information by means of a website enabling users to create, provide, track, manage and view information, reviews, ratings, and recommendations in the field of wine, wineries, food, restaurants and bars.</p> <p>(「ワイン、ワイナリ、食品、レストラン及びバーの分野における情報、評価、評定及び推奨を、利用者が作成、提供、追跡、管理及び閲覧することを可能とするウェブサイトによる、教育、娯楽及び／又は文化情報の提供」)</p>
<p>(7) Entertainment services, namely featuring information on a wide range of topics and/or news articles via a website</p> <p>(「娯楽サービス、すなわちウェブサイトによる各種の話題及び／又はニュース記事に関する情報を特徴とするもの」)</p> <p>(IR1183150、第 41 類)</p>	<p>Entertainment services, namely providing a website featuring entertainment information on a wide range of topics and/or entertainment news articles.</p> <p>(「娯楽サービス、すなわち各種の話題及び／又は娯楽ニュース記事に関する情報を特徴とするウェブサイトの提供」)</p> <p>(補正示唆案も同じ)</p>
<p>(8) <u>Providing</u> access to an on-line database of still images, moving images, audiovisual images, and text (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b) of the Common Regulations)</p> <p>(「静止画、動画、視聴覚画像、及びテキストのオンラインによるデータベースへのアクセスの提供（国際事務局の意見として用語がきわめて漠然とみなされる—共通規則 13(2)(b) 」)</p> <p>(IR1168534、第 42 類)</p>	<p>(補正示唆案)</p> <p>→ Hosting an on-line database of still images, moving images, audiovisual images, and text</p> <p>(「静止画、動画、視聴覚画像、及びテキストのオンラインによるデータベースのホスティング」)</p> <p>(補正示唆案)</p> <p>→ “Providing access to” → “hosting”</p>

<p>(9) <u>providing</u> a website featuring information and links relating to other on-line resources for still images, moving images, audiovisual images, and text (terms considered too vague by the International Bureau - rule 13.2.b) of the Common Regulations).</p> <p>(「静止画、動画、視聴覚画像、及びテキストの、他のオンライン情報源に関する情報及びリンクを特徴とするウェブサイトの提供（国際事務局の意見として用語がきわめて漠然とみなされる－共通規則 13(2)(b)）」)</p> <p>(IR1168534、第 42 類)</p>	<p>(補正後の表示)</p> <p>→ hosting a website featuring information and links relating to other on-line resources for still images, moving images, audiovisual images, and text.</p> <p>(「静止画、動画、視聴覚画像、及びテキストの、他のオンライン情報源に関する情報及びリンクを特徴とするウェブサイトのホスティング」)</p> <p>(補正示唆案)</p> <p>→ “Providing” → “hosting”</p>
<p>(10) Indicating membership in an association of mechanical engineers (Terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations)</p> <p>(「機械エンジニア組合の構成員の表示（国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている－共通規則 13(2)(b)）」)</p> <p>(IR1183443、第 42 類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>(11) matching of consumers of wine and other beverage with other consumers of similar tastes and interests (terms too vague in the opinion of the International Bureau - Rule 13(2)(b) of the Common Regulations).</p> <p>(「ワイン及びその他の飲料の消費者に、類似する嗜好及び趣味を有する他の消費者を紹介すること（国際事務局の意見として用語がきわめて漠然としている－共通規則 13(2)(b)）」)</p> <p>(IR1184149、第 45 類)</p>	<p>→ social introduction agency services which involve matching consumers of wine and other beverage with other consumers of similar tastes and interests.</p> <p>(「ワイン及びその他の飲料の消費者に、類似する嗜好及び趣味を有する他の消費者を紹介することに関する、社会的紹介代理サービス」)</p>

ウ フィンランド (3件)

2013年において、フィンランドを指定して国際登録された案件中、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が発行された案件数は、60件であった。そのうち、指定商品・指定役務の表示が不明確であるという拒絶の理由が含まれている暫定的拒絶通報が通知され、補正により登録となった案件数は、3件であり、割合としては5.00%であった。

いずれも第35類の小売等役務の表示について不明確と指摘するもので、小売等役務の対象となる商品が特定されていないことによるものであった(下記(1)~(3))。

<p>(1) retail and wholesale services (for others). (「(他人のための)小売及び卸売サービス」) (IR1156698、第35類)</p>	<p>→ (削除補正) (暫定的拒絶通報のコメント) Specification of the goods is required according to Finnish trademarks act and legal praxis. (「フィンランド商標法及び法律実務に従う商品の指定が要求される。」)</p>
<p>(2) retail and wholesale services, also through mail order catalogs, on line or by means of electronic media. (「通信販売カタログ、オンラインを通じた、又は電子媒体によるものを含む、小売及び卸売サービス」) (IR1157322、第35類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>
<p>(3) the bringing together, for the benefit of others, of a variety of goods, enabling customers to conveniently view and purchase those goods through general catalogues or in retail stores and wholesale outlets. (「他人の便宜のために各種商品を揃え、総合カタログを通じて又は小売店及び卸売直販店において、顧客がこれらの商品を見、かつ、購入するために便宜を図ること」) (IR1174714、第35類)</p>	<p>→ (削除補正)</p>

7 商品・役務の審査に関する調査票及びヒアリング調査結果

7. 1 概要

(1) 調査票送付先

アンケート調査については、WIPO ホームページ掲載の統計データ^{1,2}から、マドリッドシステムを利用している国内外企業上位 50 社及び特許庁が指定した国内大手企業 20 社の計 70 社を対象として調査票を送付し、これら国内外企業のうち 22 社（国内企業 15 社、海外企業 7 社）から回答があった。

(2) 調査票について

調査票の質問項目の設定にあたっては、本調査研究の仕様書に記載された質問項目に基づき、下記の観点から検討を行った。

なお、質問項目は、マドリッドシステムを利用している国内外企業上位 50 社及び国内大手企業 20 社とで共通である。

- (i) ユーザによるデータベース等ツールの利用状況の把握
- (ii) 国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査の実態の把握
- (iii) 国際事務局における商品・役務の審査の必要性について
- (iv) 国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査に関するユーザの意見の収集

ヒアリング調査は、調査票に回答のあった国内大手企業のうち、10 社を対象とし、調査票の回答について追加調査として行った。ヒアリングの質問項目の設定にあたっては、調査票作成時の上記観点に基づいて検討した。

(3) 調査票による調査結果概要

ア ユーザによるデータベース等ツールの利用状況の把握について

商標の国際出願に用いる英語の商品・役務の表示を調べるために使用されるデータベースは、回答者に日本企業が多いこともあるが、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「J-PlatPat」がもっともよく使用されており、その他では WIPO が提供する「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」、OHIM が提供する「TM Class」などがよく使われていた。そして、最も使いやすいと考えるデータベースは、「J-PlatPat」とする回答が 38.5%であった。また、回答者の多くが複数のデータベースを使い分けしている傾向にあった。

¹ 「Statistics under the Madrid System」、WIPO ホームページ内、URL : <http://www.wipo.int/madrid/en/statistics/>（アクセス日：2016年2月9日）

² 「Madrid Yearly Review 2015」、第 16 頁、WIPO ホームページ内、URL : http://www.wipo.int/edocs/pubdocs/en/wipo_pub_940_2015.pdf（アクセス日：2016年2月9日）

イ 国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査に関する実態の把握

国際事務局から商品・役務の表示について補正を求められたことがある又は頻繁にあるという回答が計 52.0%であり、回答者の半数以上が国際登録までに商品・役務の表示を補正したことがあるという回答であった。また、指定国官庁から補正が求められたことがある又は頻繁にあるという回答は計 80.0%であり、特に米国や韓国から補正が求められることが多いという回答を得た。

また、国際事務局から補正を求められた表示について、指定国官庁でさらに補正が求められたこともあるという回答もあった。

商品・役務の表示について、特に注意を要する指定国官庁としては、米国、韓国、日本が挙げられており、商品・役務の表示に関する指摘が非常に多いとして留意しているという回答があった。その中でも米国に関しては特に指摘が多いことから、マドプロではなく直接出願をする、米国の商品・役務表示を用意するなどの特別な対応をしているという意見もあった。

ウ 国際事務局における商品・役務の審査の必要性について

国際事務局による商品・役務の審査は必要であるという回答は 64.0%であり、国際登録制度である以上、一定の共通した観点からの審査が必要であるとする意見が多かった。一方、国際事務局による審査は不要であるとする回答も 36.0%あり、最終的に指定国官庁で審査されることが多いのであれば各国別対応を考慮しなければならず、国際事務局による審査は不要とする意見もあった。

エ 国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査に関するユーザの意見

国際事務局と指定国官庁、又は指定国官庁間における商品・役務表示の審査のバラツキに対する是正を求めるという回答が 38.5%あった。その他、具体的意見として、指定国段階で暫定的拒絶通報を受けるとマドリッドシステムを利用するコストメリットが失われるため、商品・役務の表示に関してハーモナイズが進み、スムーズな権利化の実現を望む声が強かった。

(4) ヒアリングによる調査結果概要

ヒアリングは上記(2)(i)から(iv)のうち、(ii)から(iv)の観点を中心に追加調査を行った。以下にその概要を示す。

ア 国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査に関する実態の把握

調査票に回答済の事例以外のものを追加収集した。国際事務局と指定国官庁の双方から補正が求められた事例や、米国での事例が得られた。また、その他の意見として、役務表示について補正を求められることが多く、特に新しいサービスを指定役務とした際、どの区分に属するかが不明の場合があり、さらにどのような表示が認められるのかも不明ということが多く、対応に苦慮しているという意見も得られた。

イ 国際事務局又は指定国官庁における商品・役務の審査の必要性について

国際事務局での商品・役務の表示に関する審査の必要性については、肯定的な意見が多く、国際登録制度である以上、ユーザは、一定の共通した観点に基づく審査を経て登録となることに価値をおいている傾向があった。他方、国際事務局による審査は不要であるという意見も見受けられたが、これは商品・役務の表示に関する審査は一回で終了させて欲しいため、最終的に指定国官庁における審査が必要であるならば不要とするというものであり、仮に国際事務局での審査結果が指定国官庁でも認められるようになるのであれば、国際事務局での審査は必要であるという意見であった。

また、指定国官庁における商品・役務の表示に関する審査については、指定国官庁によってバラツキがあり、これを解消して欲しいという意見が多かった。具体的には、国際事務局で認められた表示が指定国官庁でも同様に認められるようになることや、商品・役務の表示についてハーモナイズが促進され、すべての指定国において共通して認められる表示を拡充すること等について意見があった。

ウ 国際事務局及び指定国官庁における商品・役務の審査に関するユーザの意見

現状のとおり、国際事務局が区分と商品・役務の表示の双方について審査を行うことが好ましいとする意見が多かった。上記イに関連して、可能であれば国際事務局での審査結果がそのまま指定国官庁でも認められるような仕組みが望ましいという意見もあった。

7. 2 調査票によるアンケート調査結果

以下に、調査票によるアンケート調査結果について記載する。

(1) 利用しているデータベースについて

ア データベースの利用状況

商品・役務の表示については、WIPO 及び各国知財庁などから様々なデータベースが提供されており、ユーザは、インターネットを通じてこれらを自由に使用することができる。そこで、商標の国際出願時に商品・役務の表示を決定する際にどのデータベースを使用しているかについて尋ねた。以下は、本設問に関するアンケート調査結果である（回答欄の選択肢は複数選択可）。

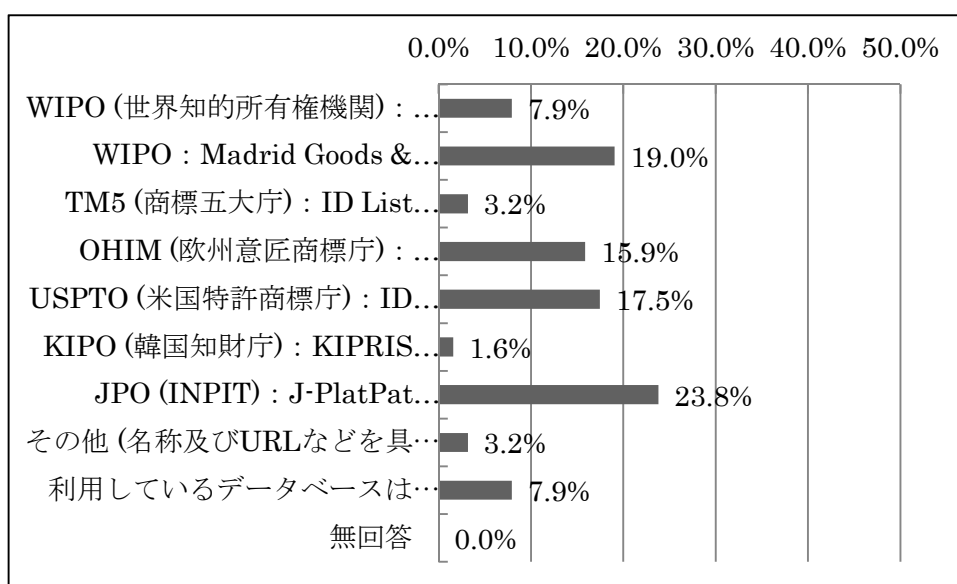
回答結果によれば、独立行政法人工業所有権情報・研修館が提供する「J-PlatPat」を利用しているという回答が 63 社中 15 社（23.8%）と最も多く、次いで WIPO が提供する「Madrid Goods & Services Manager (MGS)」が 12 社（19.0%）、USPTO が提供する「ID Manual」が 11 社（17.5%）、OHIM が提供する「TM Class」が 10 社（15.9%）であった。海外の企業においては、「TM Class」と「MGS」の利用が多かった。なお、回答企業の多くが複数のデータベースを挙げており、後の質問とも関連するが、自社で出願を行っている又は自社で商品・役務の表示を具体的に検討している企業は、複数のデータベースを使用している傾向にあった。

質問：Q1-1 国際出願を行う際に、各庁が採択可能な商品及び役務表示を調べるためにデータベースを利用することがありますか。ありましたら、利用しているデータベースを教えてください（回答欄の選択肢は複数選択可）

（下記表のうち、件数の括弧内の数字は外国企業の回答数）

	件数	割合
1 WIPO (世界知的所有権機関) : Nicepub (http://web2.wipo.int/classifications/nice/nicepub/en/fr/edition-20150101/taxonomy/)	5 (2)	7.9%
2 WIPO : Madrid Goods & Services Manager (MGS; http://www.wipo.int/mgs/)	12 (3)	19.0%
3 TM5 (商標五大庁) : ID List (http://oami.europa.eu/ec2/tm5/)	2 (1)	3.2%
4 OHIM (欧州意匠商標庁) : TM Class (http://oami.europa.eu/ec2/)	10 (5)	15.9%
5 USPTO (米国特許商標庁) : ID Manual (http://tess2.uspto.gov/netahhtml/tidm.html)	11 (2)	17.5%
6 KIPO (韓国知財庁) : KIPRIS (http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp)	1 (0)	1.6%

7 JPO (INPIT) : J-PlatPat (https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage) (日本特許庁 (工業所有権情報・研修館) : 特許情報プラットフォーム)	15 (0)	23.8%
8 その他 (名称及び URL などを具体的に記載してください。)	2 (0)	3.2%
9 利用しているデータベースは特にはない。	5 (1)	7.9%
無回答	0 (0)	0.0%
回答者数	63	100.0%



その他の意見は以下のとおりである。

・ROMARIN

- ・データベースではないが、中国については「中国商標に関する商品及び役務の類似基準 (日本語英語訳付) 及びその解説 国際分類第 10 版対応」 (発明推進協会) を活用している。

イ 使いやすいデータベースについて

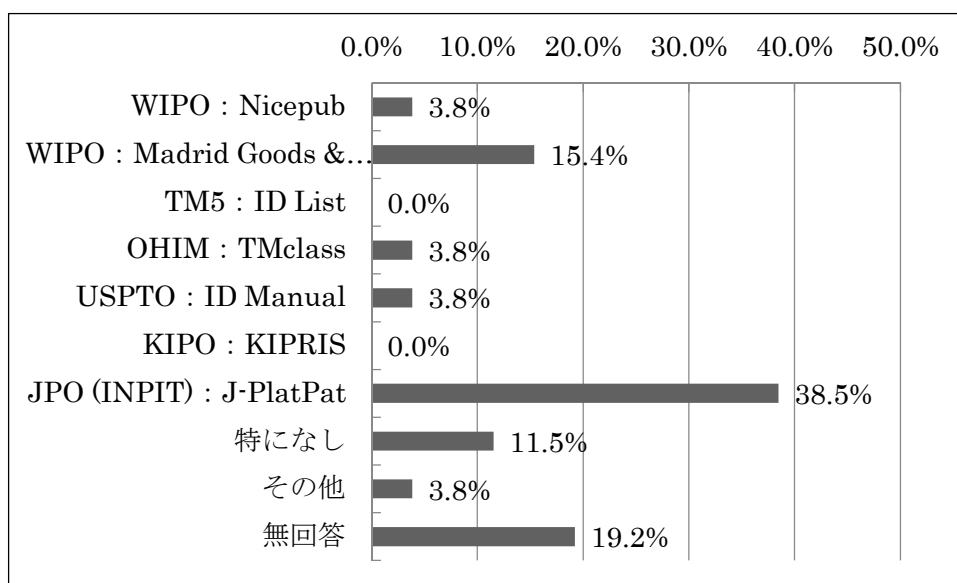
上記アの質問においていずれかのデータベースを使用していると回答した者に対し、最も使いやすいと考えるデータベースについてさらに質問を行った。

26 社中 10 社 (38.5%) と回答が多かったのは「J-PlatPat」であった。理由としては、日本語で利用できること、(「MGS」、「IDList」等の) 複数のソースの商品・役務表示を同時に参照できることなどが挙げられた。他のデータベースとしては、4 社 (15.4%) が挙げた「MGS」であり、国際事務局が認める商品・役務の表示を確認するために使用するという意見があった。

質問：Q1-2 上記 Q1-1 に回答された方にお伺いします。利用しているデータベースのうち、一番使いやすいとお考えのデータベースとその理由について教えてください。

(下記表のうち、件数の括弧内の数字は外国企業の回答数)

	件数	割合
1 WIPO : Nicepub	1 (0)	3.8%
2 WIPO : Madrid Goods & Services Manager (MGS)	4 (1)	15.4%
3 TM5 : ID List	0 (0)	0.0%
4 OHIM : TMclass	1 (1)	3.8%
5 USPTO : ID Manual	1 (0)	3.8%
6 KIPO : KIPRIS	0 (0)	0.0%
7 JPO (INPIT) : J-PlatPat	10 (0)	38.5%
8 特になし	3 (0)	11.5%
9 その他 (名称及び URL などを具体的に記載してください。)	1 (1)	3.8%
無回答	5 (3)	19.2%
回答者数	26	100.0%



回答理由は以下のとおりである。

<Nicepub>

- ・その他のデータベースはこれまでにあまり参照したことがない。

<MGS>

- ・国際事務局で認められる商品・役務の表示が確認できるため。
- ・指定国各国における受入可否が分かるため。ただし、現時点で十分とはいえず、今後のさらなる充実が求められる。

- ・日本を基礎にマドプロ出願する際、「MGS」と「J-PlatPat」の商標役務検索を利用し、国際出願の英語による指定商品と、マドプロの基礎となることを前提とした日本出願の指定商品の記載を検討している。

<TM Class>

- ・OHIMの「TM Class」では、1回の検索で商品・役務表示のリストを検索することができ（長い表現のリスト、例えば複数行にわたるものを切り貼りできる）、このツールはその商品及び役務の表現が受け入れられるかどうか、適切に分類されているか（すなわち、国際分類の番号により適切に分類されているか）についての情報を自動的に与えてくれる。またこのツールは使いやすしいし、使い方を直観で理解できる。
- ・使い勝手が良い、欧州共通データベース（HDB）にアクセスできる、翻訳ツール。

<J-PlatPat>

- ・「J-PlatPat」は、WIPO「MGS」やTM5「IDList」の情報を網羅しているため、一工数の検索で足りるから。
- ・ネットが繋がりやすい。母国語だから。
- ・日英の対訳が掲載されているから。
- ・商品表示の目的では日本以外はあまり使用していないので他国は分からないが、日本のものは比較的使いやすしいと思う。
- ・審査において採用された商品・役務名など、データベースの収録数が多い。
- ・「J-PlatPat」以外は利用していないため。
- ・英訳を参考にできる。
- ・「商品・サービス国際分類表」は、全区分を一覧で確認でき、単語の検索ができるため。

<その他>

- ・Swiss TMO database (<https://wdl.ige.ch/wdl/>)

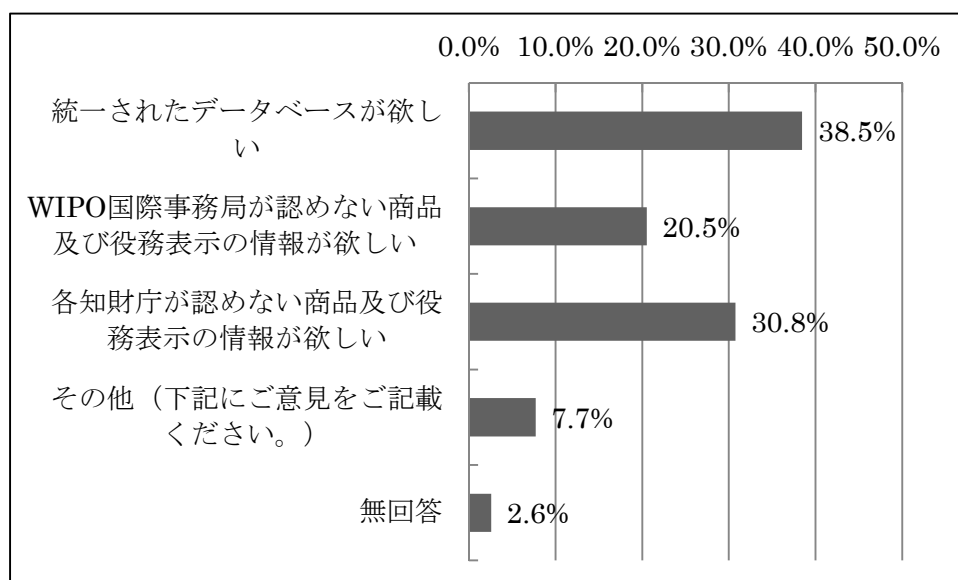
ウ 将来的な商品及び役務の表示に関するデータベースのあり方に関するユーザの意見

下記は、今後の商品・役務の表示に関するデータベースのあり方に関するアンケート調査結果である。

統一されたデータベースが欲しいという意見が 39 社中 15 社 (38.5%) と最も多く、次いで、各知財庁が認めない商品・役務表示の情報が欲しいという意見が 12 社(30.8%) と多かった。その他、英語以外の言語の国への対応、類似群への対応、すべての加盟国で受け入れ可能な表示の提供を要望する意見があった。

質問：Q1-3 各知財庁が商品及び役務表示に関するデータベースを提供していますが、将来的な商品及び役務表示に関するデータベースのあり方に関する御意見（改善要求等）がありましたら教えてください。

	件数	割合
1 統一されたデータベースが欲しい	15	38.5%
2 WIPO 国際事務局が認めない商品及び役務表示の情報が欲しい	8	20.5%
3 各知財庁が認めない商品及び役務表示の情報が欲しい	12	30.8%
4 その他（下記にご意見をご記載ください。）	3	7.7%
無回答	1	2.6%
回答者数	39	100.0%



自由記載欄の回答は以下のとおりである。

- ・そもそもデータベースが提供されていない国、英語版がない国があるので最低限この2つが整備されることを希望する。

- ・日中韓の類似群の調整がとても大変なため、「MGS」で各国の類似群も分かるようにしていただきたい。現在は、各国のデータベースで類似群を調べながら、過去の自社の事例も参考にして独自の類似群対応表を作製しているところ。
- ・中国（「中国商標網」）においては、まず指定商品（英訳付き）の検索ができるデータベースを構築していただきたい。指定商品から類似群が分かるもの、類似群から指定商品が分かるものの双方。
- ・韓国（「KIPRIS」）においては、指定商品の英訳をさらに推し進めていただきたい。また、韓国特許庁による類似群の見直しがデータベースに反映されていないことにより想定外の拒絶を受けたことがあるため、（見直しの）早期反映をお願いしたい。なお、事例は韓国への直接出願案件だったが、リスクはマドプロ案件も同様。
- ・日本（「J-PlatPat」）においては、指定商品リストの英訳のさらなる充実を推し進めていただきたい。
- ・国際事務局においては、「MGS」³を今後さらに充実していただきたい
 - － オーストラリア、フィリピン、ベトナムなど採否情報の提供国の拡大、
 - － ASEAN 諸国を中心とした新規加盟予定国の早期加盟
 - － 日中韓の類似群の表示
- ・さらに、「MGS」については「全ての加盟国が受け入れ可能と表明している指定商品の一覧」も提供いただくと国内基礎出願の際にも大変参考になるため、ご検討いただきたい。特に、普段馴染みのない指定国・分類での出願においては、このリストの有無は実務上の負担にかなりの差を生むものと考え。また、今後 ASEAN 諸国の加盟が予定されている中、各国におけるマドプロの運用をスムーズに進めるためにも、有益と考えられる。
- ・「MGS」については、検索の結果、受入不能と表示された場合でも、「代わりにこの指定商品・役務なら受け入れ可能」というサジェストが出る機能があると便利と考える。特に、米国向けは、「namely ～」で後に続く言葉を足せば受け入れられるケースが多いため、参考になる。現時点では、この点は1. 経験と勘に頼る、2. 片っ端から似た言葉を検索する、3. 各国データベースにて検索する（ただし指定商品が検索できる国に限る）より、正解を見つける方法がないが、可能な限りワンストップで指定商品を決定できるようにしていただきたい。

³日本国特許庁は、MGS 掲載の商品・役務表示の類似群コード情報を WIPO へ提供しており、2015 年度中に、MGS サイトにおいて、類似群コードを検索キーとして用いたり、検索結果に類似群コードを表示させたりできるようになる予定です。

- ・統一データベース並びに商品及び役務の表示として認められるものを各国間で調和させることが、出願人のために強く推奨される。（分類の適用が国ごとに対処されているという現状に代えて）加盟国はニース国際分類の解釈や適用について一貫性を持たせるべきである。
- ・「HDB」などのように、ユーザ／出願人が用語や説明を要求し、許容され、入力可能なデータベースが望ましい。

(2) 国際事務局における商品及び役務の表示に関する審査について

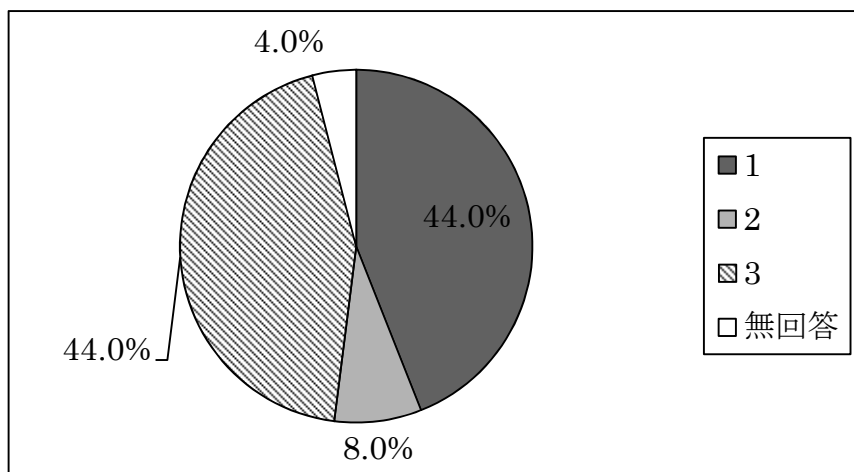
ア 国際事務局からの商品・役務の表示に関する補正指示の有無

国際出願に係る商品及び役務の表示について、国際登録時に国際事務局から補正を求められた経験を探る質問を行った。以下は、本設問に関するアンケート調査結果である。

国際登録時に国際事務局からの補正を求められたことがあるという回答が 25 社中 13 社（52%）であるのに対し、補正を求められたことがないという回答は 11 社（44%）であった。

質問：Q2-1 国際出願に係る商品及び役務の表示について、国際登録時に **WIPO 国際事務局** から補正を求められたことはありますか。

	件数	割合
1 ある（頻繁ではない）	11	44.0%
2 頻繁にある	2	8.0%
3 ない	11	44.0%
無回答	1	4.0%
回答者数	25	100.0%



イ 国際事務局から補正を求められた事例

上記アにおいて、補正を求められたことがあると回答した者に対し、具体的な事例の提供を求める質問をした。下記は、その事例である。

質問：Q2-2 上記 Q2-1 で「ある」又は「頻繁にある」と回答された方にお伺いします。補正を求められた商品又は役務の表示を特定した実例（複数回答可）を教えてください。

【補正前】 technical advice relating to performance, operation～

【補正後】 Providing technical advice in the field of scientific and industrial research, relating to performance, operation ～

【補正前】 providing computer programs

【補正後】 providing computer programs designed to the specifications of others

【補正前】 Digital image processing

【補正後】 Digital imaging services

【補正前】 and their parts and fittings

【補正後】 and structural parts of

※their parts and fittings との表現が広範すぎるとの指摘を受けたが、弊社内他出願において当該表現で登録が認められていたことから反論を行い、出願時の表記で登録を認められた。

【補正前】 plywood drying machines

【補正後】 plywood finishing machines

【補正前】 investigation or surveillance on background profiles

【補正後】 private investigation services

【補正前】 application service provider (ASP) services, namely, providing computer software for use in ～

【補正後】 application service provider (ASP) services, namely, hosting computer software for use in ～

【補正前】 Reagents for chemical tests.

【補正後】 Reagents for chemical testing.

【補正前】 antibacterial spray agents for industrial purposes.

【補正後】 antibacterial agents in the form of spray for industrial purpose.

【補正前】 personal ornaments.

【補正後】 personal ornaments (jewellery)

【補正前】 digital image processing of image data sent from computers or mobile phones.

【補正後】 editing photographs sent from computers or mobile phones

【補正前】 contraceptives

【補正後】 chemical contraceptives

その他の回答

- ・ 「Seismic isolation rubber bearing」などで表示欠陥通知を受けたことがある。
- ・ 「Scale Model Kit (toys)」の表現があいまいすぎるとして、Model Kit Toys に補正
- ・ 「all the other classes should remain unchanged」(補正前) ※補正せず対応
- ・ 第 42 類の「コンピュータとソフトウェアの相互接続 (interconnexion d'ordinateurs et de logiciels)」を第 38 類に変更すること。
- ・ 第 42 類の「コンピュータとソフトウェアの相互接続 (interconnexion d'ordinateurs et de logiciels)」を第 42 類の「コンピュータとソフトウェアの相互接続システムの設計、すなわち、コンピュータとソフトウェア相互の電子接続 (conception de systems d'interconnexion d'ordinateurs et de logiciels, à savoir raccordement électronique d'ordinateurs et de logiciels entre eux)」に置き換えること。
- ・ 第 42 類の「(IaaS) サービスとしてのインフラストラクチャ、すなわち、情報技術の運用支援のために利用されるコンピュータハードウェアとコンピュータプログラムの提供 (ストレージ、ハードウェア、サーバー、ネットワークレイアウト用のコンポーネントを含む) (infrastructure en tant que service, à savoir fourniture de matériel informatique et de programmes informatiques utilisés en soutien des opérations de technologies de l'information, y compris les composants pour le stockage, le matériel, les serveurs et la mise en réseau)」を「サービスとしてのソフトウェア (IaaS)、すなわち、情報技術の運用支援のために利用されるコンピュータハードウェアとコンピュータプログラムの提供 (ストレージ、ハードウェア、サーバー、ネットワークレイアウト用のコンポーネントを含む。) (logiciel-service (IaaS), à savoir fourniture de matériel informatique et de programmes informatiques utilisés en soutien des opérations de technologies de l'information, y compris les composants pour le stockage, le matériel, les serveurs et la mise en réseau)」に置き換えること。
- ・ 第 37 類の「情報処理技術者により提供されるコンピュータ分野での IT サポートサービス (services d'assistance informatique dans le domaine des ordinateurs rendus par des informaticiens)」を第 42 類に変更すること。

- ・第 35 類の「IT 資源の供給、仮想化、動的消費の測定のために全てグローバルコンピュータネットワークを通じて提供される、データ処理のための情報技術サービス (services informatiques pour le traitement des données, tous en travers d'un réseau informatique global pour la fourniture, la virtualisation et la mesure de consommation dynamiques des ressources informatiques)」を第 35 類の「IT 資源の供給、仮想化、動的消費の測定のためにグローバルコンピュータネットワークを通じて提供される、電子データ処理サービス (services de traitement de données informatiques, au travers d'un réseau informatique global pour la fourniture, la virtualisation et la mesure de consommation dynamiques des ressources informatiques)」に置き換えること。
- ・第 9 類の「前記の第 9 類の製品に添えて販売される取扱説明書 (manuels d'instruction vendus avec les produits ci-dessus en classe 9)」を「前記の第 9 類の製品に添えて販売される電子取扱説明書 (manuels d'instruction sous forme électronique vendus avec les produits ci-dessus en classe 9)」に置き換えること。

WIPO objections	WIPO suggestions
医薬品及び診断薬に関連するマーケティング； <u>薬学、医療若しくは診断分野での医療広告、多様なターゲット層へのコミュニケーション、ビジネスコンサルティング、情報サービス若しくはコンサルティング</u> ；電子化されたデータの処理；商業又は宣伝目的での展示会の組織；インターネットを含むオンラインで提供されるあらゆる種類の宣伝広告； <u>薬剤及び薬物の登録、マーケティング</u>	医薬品及び診断薬に関連するマーケティング；薬学、医療若しくは診断分野での多様なターゲット層へのコミュニケーション、ビジネスコンサルティング、 <u>商業情報若しくは広告コンサルティングの提供</u> を通じた医療広告；電子化されたデータの処理；商業又は宣伝目的での展示会の組織；インターネットを含むオンラインで提供されるあらゆる種類の宣伝広告； <u>薬剤及び薬物の登録に関連する事務代行業務、マーケティング</u>
教育、医学・薬学及び診断に関連する専門教育、医療及び診断分野での会議、学会、セミナーの手配と運営、医療・薬学及び診断の分野での出版物・書籍・ハンドブック・データベースの発行、医療分野での情報提供； <u>医療及び診断分野での展示会の手配、運営、実施</u>	教育、医療・薬学及び診断に関連する専門教育、医療及び診断分野での会議、学会、セミナーの手配と運営、医療・薬学及び診断の分野での出版物・書籍・ハンドブック・データベースの発行、医療分野での情報提供； <u>教育又は専門教育を目的とする医療及び診断分野での展示会の手配、運営、実施</u>
薬学、化学、診断法研究、医薬品の研究開発と臨床試験、 <u>薬剤及び薬物の登録 [区分 45 に分類]、薬学・医療又は診断分野での展示会の手配・運営・実施、医療、診断又はバイオテクノロジー分野でのコンサルティング、診断キットの開発・製造、検査診</u>	薬学、化学、診断法研究、医薬品の研究開発と臨床試験、 <u>薬剤及び薬物の研究開発に関連する情報及びデータの提供、薬剤学及び診断医学の分野での研究開発を目的とする展示会の手配・運営・実施、医療、診断又はバイオテクノロジー分野でのコンサル</u>

断サービスの開発、運営、販売	ティング、診断キットの開発・製造、検査診断サービスの開発、運営、販売
----------------	------------------------------------

(3) 指定国官庁における商品及び役務の表示に関する審査について

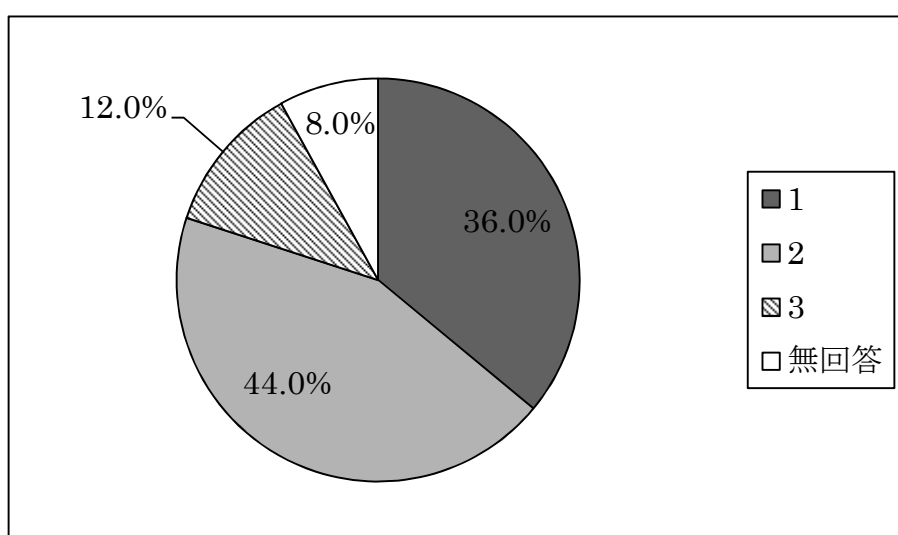
ア 指定国官庁からの商品・役務の表示に関する補正指示の有無

国際出願に係る商品及び役務の表示について、指定国官庁から補正を求められた経験を尋ねる質問を行った。以下は、本設問に関するアンケート調査結果である。

回答した 25 社中 20 社 (80%) が、指定国官庁から補正を求められた経験があり、そのうちの 11 社 (44%) からは、頻繁に指定国官庁から補正を求められたとの回答を得た。

質問：Q2-3 国際出願に係る商品及び役務表示について、指定国官庁から補正を求められたことはありますか。

	件数	割合
1 ある (頻繁ではない)	9	36.0%
2 頻繁にある	11	44.0%
3 ない	3	12.0%
無回答	2	8.0%
回答者数	25	100.0%



イ 指定国官庁から補正を求められた事例

前記アにおいて、補正を求められたことがあると回答した者に対し、具体的な事例の提供を求める質問をした。下記は、その事例に関するアンケート調査結果である。

質問：Q2-4 上記Q2-3で「ある」又は「頻繁にある」と回答された方にお伺いします。指定国及び補正を求められた商品又は役務の表示を特定して実例（複数回答可）を教えてください。

[指定国名] 米国
[補正前及び補正後の表示]
【補正前】 electronic publications (<u>downloadable</u>)
【補正後】 <u>Downloadable</u> electronic publications, <u>namely, books, albums and magazines featuring digital images recorded on computer media</u>
【補正前】 digital printing services
【補正後】 digital <u>photo</u> printing services
【補正前】 <u>document digitalization services including document scanning</u>
【補正後】 <u>conversion of data or documents from physical to electronic media</u>
【補正前】 Testing, inspection and research of tires, for others
【補正後】 testing, inspection and research of tires, for others, namely, product testing, research and development.
【補正前】 Role playing toys につき明確化要求
【補正後】 Role playing toys in the nature of play sets to imitate fictional characters in movies or television programs に補正
【補正前】 computer programs
【補正後】 Computer software for analyzing environment impacts and cost-effectiveness of products in the manufacturing processes
【補正前】 phonographic supplies
【補正後】 Photographic supplies, namely, photographic sensitizers, photographic dry plates, photographic developers, flash powder, photographic fixers, unexposed photographic films
【補正前】 computer networking apparatus; computer apparatus for use in local area networks
【補正後】 computer networking hardware; computer hardware and software for setting up and configuring local area networks

【補正前】 computer programs downloadable software.

【補正後】 computer programs downloadable software, namely, mobile application software to enable the printing of photographic images from smartphones.

【補正前】 creating albums or photo books for others.

【補正後】 publishing albums or photo books for others.

【補正前】 educational and instruction services relating to creating albums or photo books.

【補正後】 educational and instruction services, namely, providing classes, seminars, and workshops in the field of creating albums or photo books

【補正前】 reagents for medical diagnosis.

【補正後】 medical diagnostic reagents.

【補正前】 machines and apparatus for biochemical analysis.

【補正後】 scientific apparatus, namely, analyzers for measuring amounts and activities of chemical components within blood.

【補正前】 data media recorded with computer programs.

【補正後】 computer software for recording data.

【補正前】 machines and apparatus for medical diagnosis.

【補正後】 medical diagnostic apparatus, namely, analyzers for measuring amounts and activities of chemical components within blood.

【補正前】 other brakes

【補正後】 other を削除

【補正前】 distance measuring apparatus

【補正後】 distance measuring apparatus, namely, trip meters

(補正前なし)

【補正後】 Clothing, namely, coats, sweaters, shirts, nightwear, underwear, swimwear, swimming caps, camisoles, T-shirts, kimonos, obis, sleep masks, aprons, collar protectors, socks, stockings, puttees, gaiters, fur stoles, shawls, scarves, gloves, mittens, neckties, neckerchieves, thermal supporters, namely, thermal socks and thermal underwear, mufflers, ear muffs, nightcaps and headwear

[指定国名] 米国 (その他の例示)

米国特許商標庁は、より具体的にしよう要求することが非常に多い。

• 例えば、第 9 類では、

「コンピュータソフトウェア」又は「コンピュータプログラム」－ 顧客によるソフトウェアのアクセス又は利用の方法に関する他の表示がどうなっているかにかかわらず、ソフトウェアの性質 (機能) を特定しなければならない。

「サーバー」－ 「コンピュータサーバー」への変更を求められた。

「保管装置」－ 「保管装置、すなわち、電子データの保管及びバックアップのための高速保管サブシステム」に変更するよう求められた。

「コンピュータシステムの操作制御及び実行のためのコンピュータプログラム」－ 「コンピュータシステムの操作制御及び実行のためのコンピュータ操作プログラム」に変更するよう求められた。

• 例えば、第 16 類では、

「印刷物 (“Printed matter”又は“printed materials”)」－ 印刷物の種類を特定しなければならない。

「取扱説明書 (“Instruction books”)」又は「取扱マニュアル (“instruction manuals”)」－ 取扱説明を行う分野を特定しなければならない。

• 例えば、第 35 類では、

「市場調査」－ 「市場研究調査」に変更するよう求められた。

「企業経営及び事業への助言」－ 「企業の事業経営に関する助言と事業への助言」に変更するよう求められた。

「コンピュータ分野における商業展示会の遂行及び実施」－ 「コンピュータ分野での商業展示会の遂行手配及び実施」に変更するよう求められた。

• 例えば、第 38 類では、

「電気通信サービス」－具体的にしなければならず、「電気通信サービス、すなわち・・・」としなければならなかった。

「グローバルネットワーク及び無線通信機器を介しての情報、データ、通信、コンテンツ、製品及びサービスへの複数アクセスの提供」－ 「グローバルネットワーク及び無線通信機器を介しての情報、データ、通信、コンテンツ、製品及びサービスへの複数ユーザによるアクセスの提供」に変更するよう求められた。

• 例えば、第 41 類では：

「教育サービス」－教育サービスの種類を特定しなければならなかった。

• 例えば、第 42 類では：

「コンピュータサービス」－コンピュータサービスの種類を特定しなければならなかつ

た。

- ・「クラウドコンピューティング」一次のような具体的な表現を使用し、（顧客にとっての）クラウドコンピューティングサービスの用途を特定しなければならなかった（すなわち、「・・・に使用するためのソフトウェアを特徴とするクラウドコンピューティング」）
- ・「技術サポートサービス、すなわち、コンピュータ、サーバー及びコンピュータプログラムのトラブルシューティング（コンピュータサービス）」－「技術サポートサービス、すなわち、コンピュータ、サーバー及びコンピュータプログラムに関する問題の診断を性質とするトラブルシューティング（コンピュータサービス）」に変更するよう求められた。
- ・英語表現が違う
- ・より一般的な用語から「すなわち (namely) ...」「...の分野において (in the field of...)」の後に続けて具体的記載を求められた。

[指定国名] 米国, オーストラリア

[補正前及び補正後の表示]

【補正前】 agencies for application for admission

agencies participating contract of satellite broadcasting

※補正せず

[指定国名] 韓国

[補正前及び補正後の表示]

【補正前】 Providing medical information in the field of pharmaceutical preparations

【補正後】 Providing medical information in the field of pharmaceuticals

【補正前】 soaps.

【補正後】 soaps for personal use, soaps(not for personal use).

【補正前】 electronic machines, apparatus and their parts.

【補正後】 細分化して記載（省略）

[指定国名] 韓国（その他の例示）		
韓国は、商品及びサービスの補正を求めることが非常に多い。		
実例:		
類	弊社の当初の商品及び役務	求められた補正の内容
9	電子出版物、すなわち、コンピュータ技術に関する情報を含む書籍、雑誌及び取扱説明書	曖昧すぎる。補正するか、削除する必要がある。 <u>例：「ダウンロード可能な電子出版物、すなわち～、等」</u>
9	企業規模の内部コンピュータネットワーク並びにローカルコンピュータネットワーク、広域コンピュータネットワーク及びグローバルコンピュータネットワークに関するテキスト、電子文書、グラフィックイラストレーション及び視聴覚情報の位置決め、回復及び受信のためのソフトウェア；ウェブサイト及び電子形式で組物として販売されるユーザーマニュアルの開発のためのソフトウェア及びその設計のためのソフトウェア；機械で操作できる電子データ媒体に記録され、コンピュータ又はコンピュータプログラムに関連する文書及び取扱説明書	曖昧すぎる。補正するか、削除する必要がある。 <u>例：「～開発のためのコンピュータソフトウェア、等」</u>
38	電気通信サービス	曖昧すぎる。補正するか、削除する必要がある。

[指定国名] 日本		
日本は、商品及びサービスの補正を求めることが多い。		
実例:		
類	弊社の当初の商品及び役務	補正
16	新聞用広告	新聞用折り込み広告（商品の場合）
42	コンピュータハードウェア及びソフトウェアの相互接続用システムの設計、すなわち、コンピュータとソフトウェアの相互の電子接続	削除（補正案はなかった）

[指定国名] 中国

[補正前及び補正後の表示]

Smoker's article⇒積極表示 (数年前実績)

[指定国名] シンガポール

シンガポールは、商品及びサービスの補正を求めることが非常に多い。

事例：

第 38 類

(a) 「コンピュータとソフトウェアの相互接続、すなわち、電気通信手段によるコンピュータとソフトウェアの電気接続」－ 記述が明細書の分類を助けるものとなるように明確にしてください。これを「電気通信サービス、すなわち、コンピュータとソフトウェアのための電気通信接続を提供すること」に補正することを検討してもよいでしょう。

(b) 「ニュース及び情報の提供」における「情報の提供」－サービスの正確な性質を明確にしていきたい。

第 42 類

(a) 「他人のためのコンピュータソフトウェアとハードウェアの設計、コンピュータ専門家の提供するコンピュータサポートサービス、計算サービス (computing services) すなわち、他人のためのウェブサイトの作成、設計及び維持 (maintenance)」－「コンピュータ専門家の提供するコンピュータサポートサービス (プログラミング、ソフトウェアの設置、修理及び保守のサービス)」の記述について、第 37 類の「コンピュータサポートサービス (コンピュータハードウェアと周辺機器の設置、修理及び保守)」と曖昧な表現になるのを防ぐため、補正することを検討してください。

(b) 「インターネットの使用に関するコンピュータの助言及び支援」－明確な表現にするためこの記述を「コンピュータでのインターネットの使用に関する技術的助言及び支援」に補正することを検討してください。

(c) 「他人のためのコンピュータハードウェアとソフトウェアの設計、及び、コンピュータ専門家が提供するコンピュータの分野におけるサポートサービス、コンピュータサービス、すなわち、他人のためのウェブサイトの作成、設計及び保守」という記述の「コンピュータ専門家が提供するコンピュータの分野におけるサポートサービス」。これには、第 37 類に適切なコンピュータハードウェアの保守に含まれるように思われます。当庁で検討するので、明確な表現とするか、別の表現を提案していただきたい。

(d) コンピュータとソフトウェアの相互接続。すなわち、コンピュータとソフトウェ

アの電子相互接続」。これは、第 37 類のコンピュータハードウェアの設置の性質に含まれると思われます。当庁で検討するので、明確な表現とするか、別の表現を提案していただきたい。

(e) 「インターネットの使用に関するコンピュータ上の助言及び支援」。これは、インターネットサービスプロバイダーサービスの提供という点で助言の性質に含まれると思われるので、第 38 類が適切です。当庁で検討するので、明確な表現とするか、別の表現を提案していただきたい。

(f) コンピュータの専門家が提供するコンピュータ分野でのサポートサービス」—記述が曖昧なので、サポートサービスの正確な性質を明確にしてください。

(g) 「～コンピュータサービス；コンピュータサービス」—記述が曖昧なので、サービスの正確な性質を明確にしてください。

[指定国名] イスラエル

[補正前及び補正後の表示]

【補正前】 Pharmaceutical preparations

【補正後】 Pharmaceutical preparations for the treatment of cancer

[指定国名] スイス

[補正前及び補正後の表示]

例えばフランス語の翻訳文への補正を求められた。

[指定国名] メキシコ

[補正前及び補正後の表示]

例 1. Class2

【補正前】 ink cartridges for photo printers [filled], ink cartridges for printers [filled].

【補正後】 ink cartridges for photo printers, ink cartridges for printers.

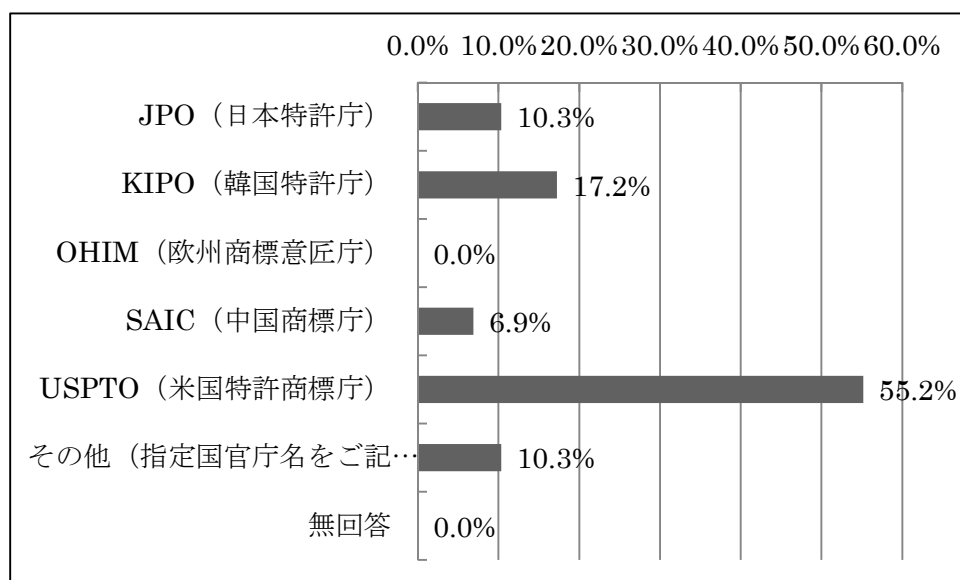
ウ 特に補正を求めることが多い指定国官庁について

上記アで指定商品・指定役務の表示について補正を求められることがあると回答した者に、どの指定国官庁から補正を求められることが多いかを尋ねる質問をした。以下は、本設問に関するアンケート調査結果である。

補正を求めることが多い指定国官庁として、29社中16社(55.2%)が米国特許商標庁(USPTO)と回答していた。次いで5社(17.2%)が韓国特許庁(KIPO)、3社(10.3%)が日本国特許庁(JPO)と回答した。この結果は、第6章の文献調査結果とも一致する。

質問：Q2-5 上記Q2-3で「ある」又は「頻繁にある」と回答された方にお伺いします。特に補正を求めることの多い指定国官庁があれば教えてください。

	件数	割合
1 JPO (日本特許庁)	3	10.3%
2 KIPO (韓国特許庁)	5	17.2%
3 OHIM (欧州商標意匠庁)	0	0.0%
4 SAIC (中国商標庁)	2	6.9%
5 USPTO (米国特許商標庁)	16	55.2%
6 その他 (指定国官庁名をご記載ください。)	3	10.3%
無回答	0	0.0%
回答者数	29	100.0%



その他の指定国官庁として挙げられていたのは以下のとおりである。

- ・シンガポール商標庁 (Singapore Trademark Office)
- ・シンガポール、メキシコ
- ・スイス商標庁 (本国官庁として)

(4) 国際事務局と指定国官庁の両方から補正が求められた事例について

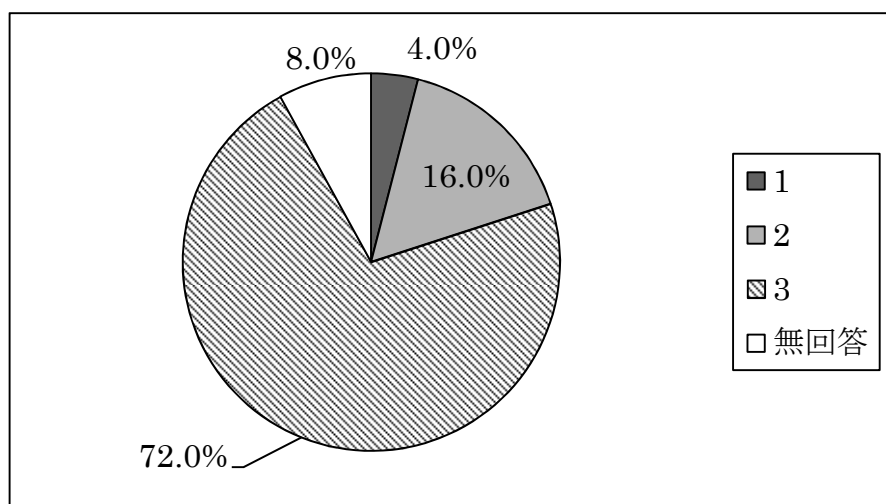
ア 国際事務局と指定国官庁の両方から補正を求められた経験について

国際出願に係る商品及び役務表示について、国際登録時に国際事務局から補正を求められて対応した場合、その補正した表示について、指定国官庁からさらに補正を求められた経験を尋ねる質問を行った。以下は、本設問に関するアンケート調査結果である。

国際事務局から補正を求められて対応した商品及び役務表示について、指定国官庁から補正が求められたことが無いという回答が 25 社中 18 社 (72%) であったのに対し、4 社 (16%) からは、頻繁にあるという回答を得た。

質問：Q2-6 国際出願に係る商品及び役務表示について、国際登録時に WIPO 国際事務局から補正を求められて対応した場合、その補正した表示について、指定国官庁からさらに補正を求められたことはありますか。

	件数	割合
1 ある (頻繁ではない)	1	4.0%
2 頻繁にある	4	16.0%
3 ない	18	72.0%
無回答	2	8.0%
回答者数	25	100.0%



イ 国際事務局と指定国官庁の両方から補正を求められた具体的事例

前記アで国際事務局と指定国官庁の両方から補正を求められたことがある又は頻繁にあると回答した者に対し、その具体的事例の提供を求める質問を行った。下記は、その事例に関するアンケート調査結果である。

質問：Q2-7 上記 Q2-6 で「ある」又は「頻繁にある」と回答された方にお伺いします。指定国及び補正を求められた商品又は役務の表示を特定して実例（複数回答可）を教えてください。

[国際事務局] [補正前及び補正後の表示] 【補正前】 synthetic building materials 【補正後】 synthetic boards, floor materials and wall-claddings
[指定国名] 韓国 [補正前及び補正後の表示] 【補正前】 synthetic boards, floor materials and wall-claddings 【補正後】 synthetic cardboards for building {not of metal}; floors{not of metal}; wall claddings for building {not of metal}

[国際事務局] [補正前及び補正後の表示] : 特定は困難 (computer software 等)
[指定国名] 米国 [補正前及び補正後の表示] : 特定は困難 (computer software 等)

[国際事務局] [補正前及び補正後の表示] ・指定国官庁から求められた補正はすべて、国際事務局からの補正要求の対象となる国際出願に関連するものだった。
[指定国名] (回答なし) [補正前及び補正後の表示] (回答なし)

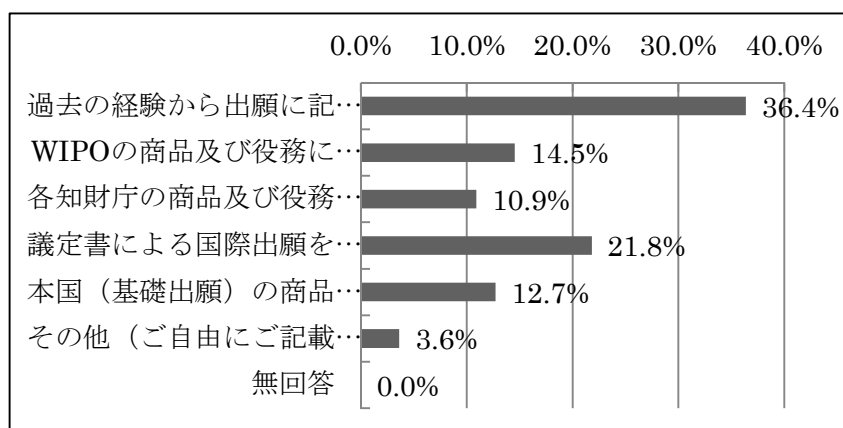
(5) 商標の国際出願を行う際の商品・役務の表示に関するユーザの留意点

議定書に基づく国際出願を行う場合、国際事務局だけでなく各指定国官庁で採用可能な商品・役務表示を検討する必要がある。この点を踏まえ、国際出願を行う際に、商品・役務の表示について留意していることを尋ねる質問をした。下記は、その留意点に関するアンケート調査結果である。

55 社中 20 社 (36.4%) が過去の経験から出願に記載する商品及び役務の表示が決まっていると回答した。また、14 社 (25.4%) が国際事務局や各知財庁の商品及び役務に関するデータベースの情報を参考にしていると回答した。他方、12 社 (21.8%) からは議定書による国際出願を熟知した弁理士事務所の意見を参照して、適切な商品及び役務の表示を決めているという意見もあった。

質問：Q3 国際出願を行う際に、商品及び役務表示の記載のために何か（留意）していることがありましたら具体的に教えてください（複数選択可）。

	件数	割合
1 過去の経験から出願に記載する商品及び役務の表示が決まっている。	20	36.4%
2 WIPO の商品及び役務に関するデータベースの情報を参考にしている。	8	14.5%
3 各知財庁の商品及び役務に関するデータベースの情報を参考にしている。	6	10.9%
4 議定書による国際出願を熟知した弁理士事務所の意見を参照して、適切な商品及び役務の表示を決めている。	12	21.8%
5 本国（基礎出願）の商品及び役務の表示をそのまま記載している。	7	12.7%
6 その他（ご自由にご記載ください。）	2	3.6%
無回答	0	0.0%
回答者数	55	100.0%



自由記載欄での回答は以下のとおりである。

- 中国と米国に気をつける。この2国は指定商品が特殊。
- これまでの経験に基づいて、国際事務局や OHIM のデータベースを通じて確認した後、弊社独自の商品及びサービスの一覧を、弊社のニーズと当該商標についての活動に該当するように作成した。

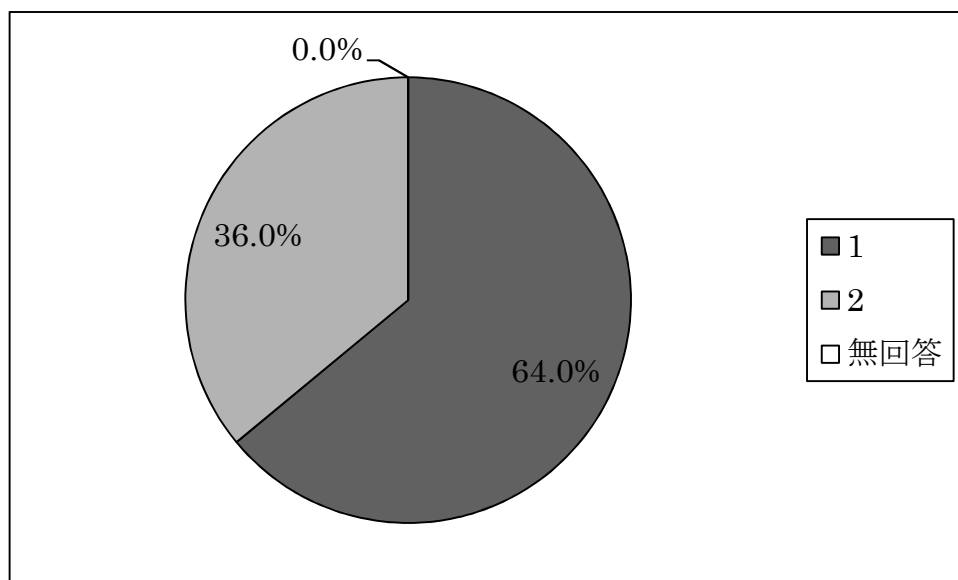
(6) 国際事務局による審査の必要性について

現在、商標の国際出願を行った場合、国際事務局と指定国官庁とでそれぞれ商品・役務の表示について審査が行われている。この点を踏まえ、国際事務局による商品／役務の表示の審査の必要性について質問を行った。以下は、その必要性に関するアンケート調査結果である。

審査が必要と考える回答が 25 社中 16 社 (64%) であり、そのすべてが国際登録の商品及び役務の表示で複数国を指定できるのがマドプロの利点であるから、国際事務局による統一的な審査が必要と回答した。他方、不要という回答が 9 社 (36%) であり、そのすべてが商品及び役務の表示は指定国官庁における審査により再度補正することがあるから、国際事務局による商品及び役務の審査は不要と回答した。

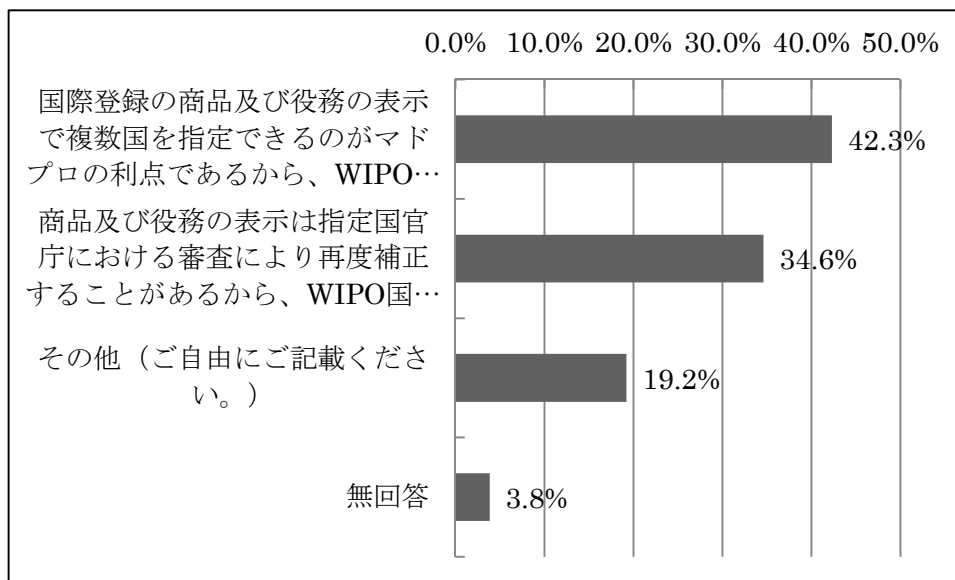
質問：Q4 WIPO 国際事務局による商品及び役務表示の審査は必要と考えますか。「必要」又は「不要」のいずれか、及びそのように考える理由を具体的に教えてください。

	件数	割合
1 必要	16	64.0%
2 不要	9	36.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	25	100.0%



[理由]

	件数	割合
1 国際登録の商品及び役務の表示で複数国を指定できるのがマドプロの利点であるから、WIPO 国際事務局による統一的な審査が必要	11	42.3%
2 商品及び役務の表示は指定国官庁における審査により再度補正することがあるから、WIPO 国際事務局による商品及び役務の審査は不要	9	34.6%
3 その他（ご自由にご記載ください。）	5	19.2%
無回答	1	3.8%
回答者数	26	100.0%



その他の理由は以下のとおりである。

・国際事務局による審査は必要とする意見

- ・基礎出願の指定商品（役務）との整合性等が国際事務局において事前に審査が実施されて確認された結果、指定国による拒絶をある程度未然に防止する効果はあると思われる。
- ・国際事務局から通知を受けたことが無いので、（商品・役務表示の）審査をしていることは知らなかった。国際事務局で認めた表示は加盟国でも認められるという制度になれば、国際事務局で審査する意義は大きいと思われる。
- ・内⇒外（＝権利化）の観点では、マドプロは本質的には本国登録の拡張という考え方ができ、本国官庁が願書におけるその翻訳を了解すれば国際事務局では指定商品の審査を行わないということでも、ユーザとしては構わない。要するに、各国での審査に

移る前に何らかのクオリティチェック機能があれば良い。JPO はすでに自主的にチェックしていただいているとの認識である。

- ・マドプロルートで代理人費用がかからず登録になるとコストメリットが大きい。国際事務局で認められる商品・役務表示が、基本的にそのまま認められる運用の（指定）国が多いあるいは増える傾向にあるなら、出願人にとって国際事務局による統一的な指定商品・役務審査の意味がでてくると考える。

・国際事務局による審査は不要とする意見

- ・現在、ニース国際分類についての各国の運用が異なっていることを考慮すると、国際事務局による審査は不要だと思われる。

しかしながら、ニース国際分類の運用について、全加盟国が同じように運用するように調和されれば、大きく改善されることとなり、国際事務局レベルでの単一の審査も可能となるだろう。そうすることにより、一層効率的で、一貫性のある商標登録手続が世界的に実現され、出願人・商標庁の双方の利益となるだろう。国際商標登録の範囲が明確になり、登録手続は円滑に進み、商標保護の効率性が高まることになる。

- ・弊社の場合は、スイス商標庁による審査の質が保証できる。
- ・外⇒内（＝国内商標調査）の観点では、特許庁が適正な類似群を振っていただければ、国際事務局のチェックの有無そのものは、ユーザとしては特に必須とは感じない。
- ・国際事務局による商品及び役務表示の審査は、審査をすることで指定国官庁が将来的に拒絶理由通知を出さなくてよくなるのであれば、またその限りにおいてのみ必要である。国際事務局により審査が行われたにもかかわらず、認められない用語について、各国官庁から拒絶理由通知が出されるのだとすれば、国際事務局がそのような審査を行うことに何の意味があるというのであろうか。

国際事務局が指定商品及び役務の審査を行うのであれば、ほとんどの指定国官庁が商品・役務のニース分類を採用すると宣言し、それを適用するのであるから、指定国官庁がさらに審査をする必要がなくなり、また、そのような理由による拒絶理由通知を出す必要もなくなるのが理想的である。

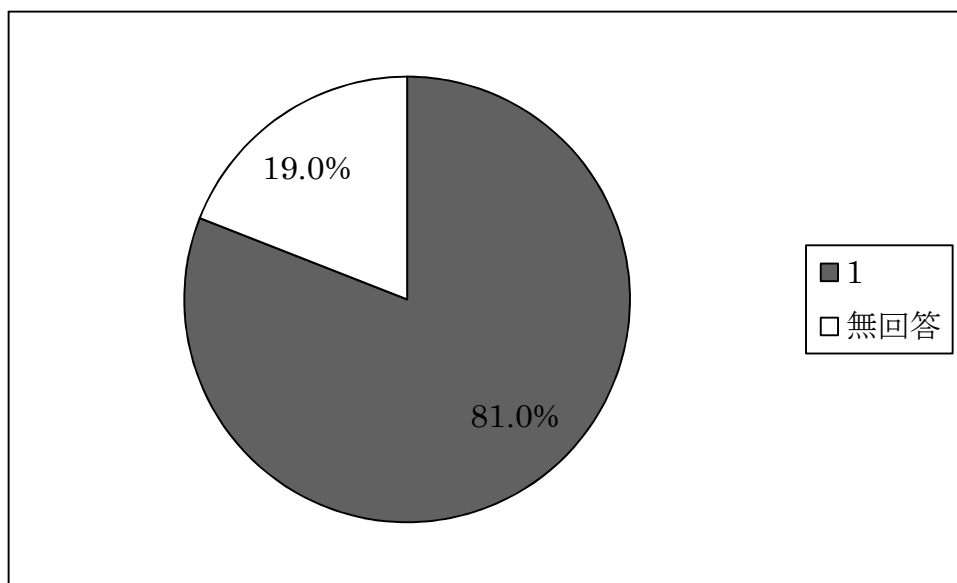
(7) 国際事務局による商品・役務の審査に求める改善点

国際事務局による商品・役務の表示に関する審査について、改善等の要望の有無について質問した。以下は、国際事務局での審査に関する要望のアンケート調査結果である。

特になしという回答が大半であったが、自由記載欄には、マドリッド同盟国におけるニース分類の運用を調和させること、許容される用語についての共通データベースがあると助かるといった意見があった。

質問：Q5 **WIPO 国際事務局による**商品及び役務表示の審査について改善して欲しいことがありましたら具体的に教えてください。

	件数	割合
1 特になし	17	81.0%
無回答	4	19.0%
回答者数	21	100.0%



自由記載欄での回答は以下のとおりである。

- 例えば、software という指定商品は、日本では（商標法）6条違反となり、computer software への補正を示唆されます。この程度の内容については、各国と判断基準を統一していただきたいと考えます。
- すべてのマドリッド同盟国におけるニース分類の運用を調和させること。
- 許容される用語についての共通データベースがあると助かる。

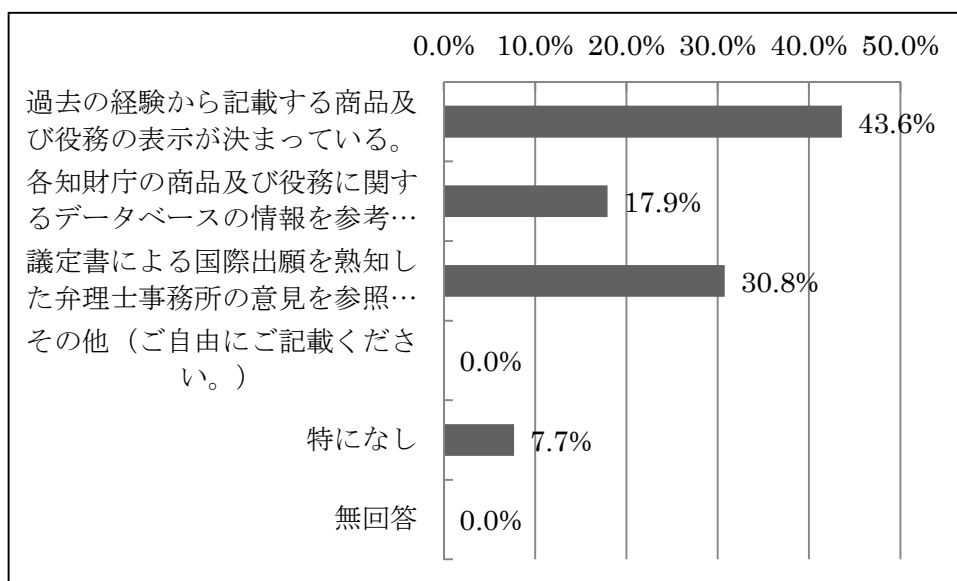
(8) 指定国官庁での商品・役務の審査におけるユーザの留意点

商標の国際出願を行う場合は、国際事務局だけでなく権利化を予定している指定国官庁が採用可能な商品・役務の表示を検討する必要がある。この点に関し、指定国官庁による商品・役務の表示の審査に対応するために留意している点があるかを確認する質問をした。下記は、その留意点に関するアンケート調査結果である。

39 社中 17 社 (43.6%) が過去の経験から出願に記載する商品及び役務の表示が決まっていると回答した。また、7 社 (17.9%) が各知財庁の商品及び役務に関するデータベースの情報を参考に参照していると回答した。他方、12 社 (30.8%) からは議定書による国際出願を熟知した弁理士事務所の意見を参照して、適切な商品及び役務の表示を決めているという意見もあった。

質問 Q6 指定国官庁による商品及び役務表示の審査に対応するために留意していることがありましたら具体的を教えてください (回答欄の選択肢は複数選択可)

	件数	割合
1 過去の経験から記載する商品及び役務の表示が決まっている。	17	43.6%
2 各知財庁の商品及び役務に関するデータベースの情報を参考にしている。	7	17.9%
3 議定書による国際出願を熟知した弁理士事務所の意見を参照して、適切な商品及び役務の表示を決めている。	12	30.8%
4 その他 (ご自由にご記載ください。)	0	0.0%
5 特になし	3	7.7%
無回答	0	0.0%
回答者数	39	100.0%



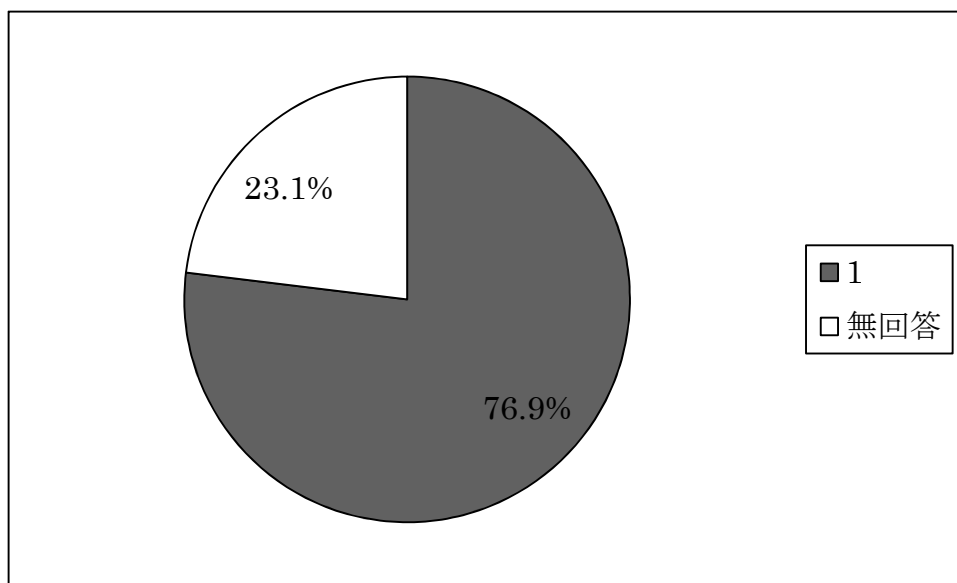
(9) 指定国官庁による商品・役務の審査に対する留意点

指定国官庁による商品・役務の表示に関する審査について、留意している点があるか、どのような点に留意しているかを確認する質問をした。以下は、指定国官庁での審査に対する留意点に関するアンケート調査結果である。

特になしという回答が大半であったが、自由記載欄には、米国での対応に関する意見が寄せられた。

質問：Q7 特定の指定国官庁による商品及び役務表示の審査に対応するために気をつけていることがありましたら指定国を特定して具体的に教えてください。

	件数	割合
1 特になし	10	76.9%
無回答	3	23.1%
回答者数	13	100.0%



自由記載欄に記載された回答は以下のとおりである。

<p>[指定国名] 米国</p> <p>[具体的な内容]</p> <ul style="list-style-type: none">・具体的な表示にする。・指定商品、役務の範囲をなるべくせまくしている。・採用された商品記載等を蓄積し、対応している。・現地代理人からアドバイスを得るようにしている。・同国にて求められる厳格な記述に合わせている。
--

[指定国名] 米国、オマーン、フィリピン

[具体的な内容]

- **Pharmaceutical preparations and substances.**という包括的表記が認められないため、病態を列挙して、これの治療・予防薬と記載する。
- **Pharmaceutical preparations for the treatment and prevention of cardiovascular disease, diabetes, cancer, osteoporosis.**

[指定国名] 米国、韓国、メキシコ

[具体的な内容]

- 米国で認められるよう具体的な商品及び役務表示にしている。(指定国：米国についてのみ)。韓国、メキシコについても、ある程度同様。

[指定国名] 日本、韓国、シンガポール、メキシコ

[具体的な内容]

- ニース分類によって定義されている標準リストを受け入れないことがわかっている国に対する商品・役務リストを取り入れ、オフィスアクションが最小になるように努力している。

[指定国名] 米国、中国・韓国

[具体的な内容]

- 米国 — 使用予定に限ったものに減縮し、表記も調整している
- 中国・韓国 — 各国類似群ベースでの的確な権利化のため、日本の基礎出願時点で指定商品を調整している。

[指定国名] (記載なし)

[具体的な内容]

- 項別の記載が求められるかに応じて、適切な方法で出願を行っている。

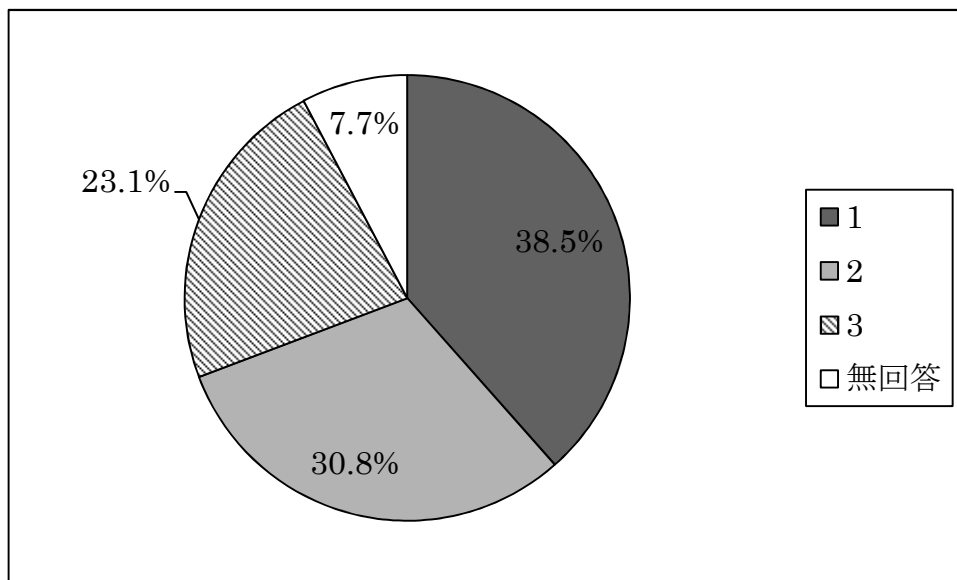
(10) 指定国官庁による商品・役務の審査に対する意見

指定国官庁による商品・役務の表示に関する審査について、改善等の要望の有無について質問した。以下は、指定国官庁における審査に関する要望のアンケート調査結果である。

26社中10社(38.5%)が国際事務局及び各知財庁における表示審査のバラツキを是正して欲しいと回答した、また、自由記載欄には、可能な限り多くの知財庁が、商品・役務のリストを可能な限りハーモナイズして欲しいなどの意見が寄せられた。

質問：Q8 その他、国際出願に係る各庁の商品及び役務表示の審査について何かご意見がございましたら教えてください。

	件数	割合
1 WIPO 及び各知財庁における表示審査のバラツキを是正して欲しい。	10	38.5%
2 特に要望はない。	8	30.8%
3 その他（ご自由にご記載ください。）	6	23.1%
無回答	2	7.7%
回答者数	26	100.0%



自由記載欄での回答は以下のとおりである。

- ・各知財庁が認める商品及び役務表示のバラツキを是正してほしい。
ニース国際分類「Alphabetical List」掲載商品（役務）表示が各国で認められないと、商品（役務）表示にかかる各知財庁の拒絶理由は減らず、費用削減につながらない。

- 米国の様に、審査官の補正指示に従うような際に、出願人が代理人を介さず、USPTOのシステムから直接商品・役務の表示の補正ができると、マドプロユーザーとしては、メリットを感じる。
- 中国においては、同国の商品役務審査基準に合致しない商品役務を指定すると、補正指令を受けるおそれがある。これを完全に回避することは不可能と考え、中国は近年は全く指定しない（できない）。この点、是正を希望したい。
- 不要なオフィスアクションを最小化するために、可能な限り多くの知財庁が、商品・役務のリストを可能な限りハーモナイズして欲しい。
- 知財庁による実務の調和。

7. 3 ヒアリング調査結果

以下に、ヒアリング調査結果について記載する。

(1) 国際事務局又は指定国官庁から補正を求められたその他の事例について

アンケート調査（調査票）に記載以外の事例を確認するため、ヒアリング調査においても同様の質問を行った。得られた回答及びこの質問に関連するユーザの意見は以下のとおりである。

主な意見としては、指定国官庁から補正を求められることが多く、国際事務局と指定国官庁とでは判断が異なるという意見、役務の表示について指摘を受けることが多く表示に苦慮しているという意見などが得られた。

質問(1)：国際事務局から補正を求められた商品・役務の事例、指定国から補正を求められた商品・役務の事例など、調査票に記載以外のものがあれば、提供願います。

<国際事務局>

(補正前) personal articles of women textile, not wear

(補正後) towels; handkerchives

<米国>

(補正前) Apparatus and instruments for recording, transmission, reproduction and storing digital images and data.

(補正後) Apparatus and instruments for recording, transmission, and reproduction of digital images and data; apparatus and instruments for storing digital images and data, namely, a device featuring a hard drive and that is capable of accessing cloud-based storage.

<韓国>

(補正前) electronic machines, apparatus and their parts.

(補正後) 細分化して記載 (省略)

(補正前) soaps

(補正後) soaps for personal use, soaps(not for personal use)

(補正前) Dye sublimation printers

(補正後) digital color printers; color printers; teleprinters; ink jet printers

(補正前) Recorded video discs and video tapes.

(審査官補正案) Recorded video discs and video tapes {of music}.

(補正前) towels

(補正後) towels of textile; face towels of textile

<シンガポール>

(補正前) digital imaging services, creating albums or photo books for others.

(補正後) editing of photographic images, production of image recordings on image carriers.

(補正前) Awarding

(補正後) Organization and administration services in relation to the supply of benefits for customer loyalty schemes; accounting and managing of customer loyalty rewards for sales promotion purpose.

<国際事務局と指定国官庁の両方で補正>

(補正前) wireless LAN adaptors

(国際事務局) wireless LAN (local area network) adaptors

(米国) Wireless LAN (local area network) adaptor hardware

(補正前) SD memory data copy apparatus

(国際事務局) SD (secure digital) memory data copy apparatus

(米国) SD (secure digital) memory data copy cards

(最終) Apparatus for copying data stored in SD (secure digital) memories

(補正前) consultation and arranging services for the logistics of goods between shippers and carriers; (第 35 類で出願)

(国際事務局) 第 39 類に属する役務であると指摘

(米国) 第 35 類に属する役務であると指摘

質問(1)に関連するユーザの意見

<国際事務局の審査について>

- ・ 国際事務局からは第 37 類の表示に指摘を受けたことがある。
- ・ 国際事務局から指摘を受けることは多い。
- ・ 国際事務局の審査では指摘はなかった表示について、韓国や中国で包括的だという理由で補正指示を受けたことがある。

<国際事務局と指定国官庁の審査について>

- ・ 国際段階でも指定国段階でも指摘を受けることは多く、国際事務局からの指摘を受けた商品・役務の表示について、さらに指定国で指摘を受けることもある。
- ・ 国際事務局と指定国官庁 (米国など) とで判断が異なる場合があった。

<指定国官庁の審査について>

- ・国際事務局からよりも、指定国からの通知が多い。
- ・指定国官庁に関しては、韓国が多い。
韓国では、国際出願時の表示よりも権利範囲が広がる方向で補正を求められているものもある。
- ・指定国官庁による指摘がほとんどを占める。
- ・指摘が多い国は、米国、中国、韓国という感触を持っている。
- ・米国は英語の添削を受けているような感じであり、ネイティブ特有の言い回しが難しい。

<商品・役務の表示について>

- ・役務の表示に関して指摘が多い。
- ・全体として、商品よりも役務の表示について指摘が多く、アンケートでも書いたが、いわゆる「ASP サービス」についてはどのように記載すべきか苦慮している。
- ・原則として包括表示を使用し、積極表示をすることはしていないが、過去に認められた表示の例がある場合は同じ表示を使用するようにしている。
- ・以前は細かく表記していたが、現在は広く表記するようにし、可能な限り広範囲な権利取得を目指すこととした。先行商標との抵触が生じた際には、個別に対処する。
- ・商品・役務の英語表記に関しては、指定商品がある程度パターン化しており、ほとんど対応できている。それ以外の指定商品である場合は、「類似商品・役務審査基準」の英訳を参考にしている。
- ・「類似商品・役務審査基準」の英訳でも国際事務局で受容できないものもあるというが、これまで出願しているものについては、これに該当したことがない。
- ・日本の基礎出願時に各国対応を考慮して商品・役務の表示を決めている。基礎出願では、同一性の認証も考慮して、包括表示に加えて、特に米国で認められ得る表示を中心に積極表示をして出願をしている。
- ・役務の表示については新しいサービスが次々が出るため、どの区分に属するのか判断に迷うことが多い。分からない場合は、可能性のある区分にそれぞれ含めて記載し、指摘を受けたら対応という手段をとっている。

<その他>

- ・同一性認証の場面では、商品だと下位概念等で記載しても認められることが多いのに対し、役務の場合、同一の表現がないと認められない場合が多い。同一性認証の場面で、積極表示がないために不明確と指摘を受けたことがある。
- ・米国に知財拠点があり、米国、カナダ、メキシコについては北米拠点が独自に管理し、運用している。このため、これらの国を指定することはほとんどない。
- ・国際事務局が（商品・役務の表示の）審査をしていることは知らなかった。

(2) ユーザの留意点

国際事務局及び各指定国官庁の商品・役務の表示に関する審査の特徴や傾向など注意している点について質問を行った。

回答の傾向としては、調査票の回答と同様に、過去の経験から出願に記載する商品及び役務の表示が決まっているという意見が多かった。また、特に米国に関しては詳細な記載が求められるため、米国用の表示を用意したり、直接出願にしたりなど特別な対応をしているという意見もあった。その他の意見としては、商品・役務の表示は、包括表示ではなく、積極表示を用いているなどがあった。

具体的な回答は以下のとおりである。

質問②：国際事務局及び各指定国官庁の商品・役務の表示に関する審査の特徴や傾向など注意している点があれば、教えてください

<過去の経験等を活用>

- ・これまでの出願情報や補正が必要な表示及び登録事例を蓄積し、再度同じ指摘を受けないようにしている。マドプロ利用のメリットの一つとして代理人費用の節約があり、なるべくストレートに登録できるようにするためである。加えて、制度を熟知する代理人と協力して、これまでの経験を重視している。
- ・日本の出願時でもマドプロ利用を踏まえて商品・役務の表示を決めるように心がけている。
- ・過去に登録例のない新しい商品等の表示の場合、競合他社が日本に行った出願の登録事例を参考にしている。使用しているデータベースは主に「J-PlatPat」である。
- ・日本での商品群は抽象度が高いため、海外での登録を見越して英語や他の言語に訳した場合を考慮して積極表示するように考えている。
- ・通常の事例だと、主に過去の経験から商品役務の表示を決めており、各国の審査基準等（例えば TMEP（米国）等）を積極的に参考にはしていない。
- ・蓄積したデータは多くなく、データベース構築等を行っていないが、過去の経験から気が付いた範囲で商品記述を修正して出願している。
- ・「MGS」や過去の事例などを蓄積してリストを作成しているが、各国の傾向を掴むまでには至っていない。
- ・中国に限らず、指摘の多い国については、指摘を受けた表示をストックし、次の出願時に参考にしている。
- ・過去の出願の例も各種 DB で参考にしている。
- ・各国での補正の結果、海外出願データベースで一括管理している。国ごとに認められた指定商品・役務の表示のパターンも確認することが可能である。

<各国対応：米国>

- ・補正は米国が断然多く、韓国やシンガポールも多い。
- ・米国を指定する場合、基礎出願又は基礎登録の指定商品・指定役務の表示に、日本用

の表示とともにMM4（事後指定のための公式様式）の指定商品・役務の欄に「for US」と記載して米国だけ別の記載を加えておく。

- ・米国はなるべく具体的な表示にしている。過去の経験から分かることがあれば事前に調整する。
- ・国際事務局を通っても米国では補正が必要な場合が多いため、最近では直接出願するようにしている。社内に米国の有資格者がおり、印紙代のみで出願が可能ということもある。
- ・米国に出願する予定がある場合は、英文の表示を意識して日本の基礎出願の表示を決めるようにしている。
- ・米国だと、マドプロ経由の場合、米国のウェブサイト経由で代理人を経由せず、直接補正やディスクレームの手続きができるため、自社出願をしている。

<各国対応：欧州>

- ・ほぼ定型で欧州に出願している。欧州の方が米国等によりも広い範囲の表示で登録が可能であるからである。このため、国際事務局は指定国官庁ごとに意識しているものはない。ただし、米国に関しては細かい指摘を受けることが多いため、直接出願で対応するようにしている。また、米国の出願/登録を基礎にすることはしない。

<各国対応：中国、韓国>

- ・韓国、中国は日本と同様に類似群コードがあり、商品・役務の表示で目的とする類似群の範囲を適切におさえておく必要がある。そのために特許庁の翻訳をベースに「MGS」で表示が受け入れられるかどうかだけでなく、各国の類似群コードを一つ一つ確認し、必要な類似群を押さえられるかを確認している。
- ・中国、韓国等の包括表示を嫌う一部の国は直接出願を行っている。
- ・中国では補正はほとんどなく、直接出願と違ってマドプロを利用した場合はほぼそのまま登録となる。
- ・中国については、日本でいう「類似商品・役務審査基準」のようなリストを参考にしている。
- ・中国では、マドプロ経由で出願した場合、適切な類似群コードが割り振られず、先願等の関係で後願を排除できない場合があると聞いた。

<各国対応：共通その他>

- ・日本に直接出願するよりも、マドプロを利用して日本を指定した場合の方が、審査が厳しいと感じる。
- ・現在、国ごとにある程度の予想がつくようになっているため、事前に把握できているものであれば、あらかじめ国別に対応している。これらの情報は、社内の海外案件用データベースで管理しており、そのデータベースの情報から判断している。
- ・各指定官庁で補正が要求される可能性が高い表示の場合、出願時に特定する（用途等を明確に表示する）か否かを検討している（特に米国）。

- ・必要があれば基礎出願のときから指定商品・指定役務の表示を出願予定の国に合わせて考慮する場合もある。例えば「（～を除く。）」を省くなど。
- ・OHIM や中国は、マドプロ出願の場合あまり指摘を受けない印象がある。

<商品・役務の表示に対する対応>

- ・1つの出願で多数の商品記述をおさえる必要がある。
- ・マドプロ出願ではハウスマークを出願することが多く、様々な事業をカバーするために指定商品/指定役務の数が膨大であり、かつ事業も変わっていくので新しい商品等の表示が必要な場合も多く苦慮している。
- ・商品・役務の表示はグローバルでなるべく統一するようにしている。
- ・役務において、クラウド等の汎用的なサービスや汎用的なサービス同士の組合せの表示は補正の指示を受けることが多く、このようなものは直接出願の方がよいと考えている。
- ・包括表示だと対応商品を含むか含まないか明瞭ではないので、商品を具体的に記すのがよいと考える。侵害品に対する税関への対応を考慮すると包括表示の場合、具体的な商品が権利範囲に含まれるかが分かりにくいいためである。なお、税関とは現地販売会社を中心としてデータベースを共有し、必要に応じて商標を参照できるような体制を敷いている。
- ・基礎出願では短冊表示をはじめとした包括的な表示を使うとともに、マドプロ出願を見据えた積極表示の両方を記載するようにしている。
- ・経験値の高い製品の商品・役務の表示に対しては標準的なパターンを作成している。タイのような部品を一つずつ特定するような国に対しても経験からパターンを作成している。
- ・役務に関しては多区分にわたるサービスがあり、区分の選択や表示に苦慮している。
- ・商品に関してはある程度経験から対応可能であり、新製品であってもある程度過去の経験を生かせるため、困ることはない。
- ・商品・役務に関して、通常、国内出願はいわゆる短冊表示（「類似商品・役務審査基準」の類似群ごとの見出しの表示）で行い、マドプロ出願時に、細かく限定した表示を指定する。下位概念となるので、問題ないと考えている。
- ・日本ではある程度包括的な記載（化粧品など）が認められているのに対して、米国やアジアの一部の国ではより細かく商品を記載しなければならないため、補正指示が予想される場合には、後に補正しやすいような表記にしたり、場合によっては最初から国ごとに指定商品記載を変えたりすることがある。

<弁理士事務所の活用>

- ・国際出願が得意な事務所からの意見を参考にしている。
- ・マドプロ出願は、経験豊富な代理人を通して出願しており、表示についても代理人に一任している。

<その他>

- ・基本的には、分かるものについては事前に対応するが、それ以外はまずは出願してみ、指示が来たら対応するようにしている。その方が効率がよいと考える。

(3) 国際事務局における商品・役務の表示に関する審査の必要性について

現在、商品・役務の表示については、国際事務局と指定国官庁で最大で2回の審査が行われているところ、国際事務局による審査の必要性であるか否か及びその理由を尋ねる質問を行った。

回答の傾向としては、ある程度共通の視点で一貫した審査が行われることで信頼性を担保できるとの観点から、国際事務局による審査は必要であるとの意見が多かった。ただし、最大で2回審査が行われることについては全体として否定的であり、指定国官庁からの暫定拒絶通報があると、コストメリットを喪失させてしまうため、国際事務局による審査結果が指定国官庁でもそのまま採用されることを条件として国際事務局による審査は必要であるという回答も同じくらい多かった。商品・役務の表示に関するハーモナイズにより、特に指定国官庁での補正を減らし、マドリッドシステムの利用によるコストメリットを享受できるような仕組みの構築への要請が強い。

具体的な回答は以下のとおりである。

質問(3)：国際事務局による商品・役務の表示に関する審査は必要と考えますか、また、(要不要に関わらず、)その理由を詳細に聞かせてください。

<必要(積極的)>

- ・国際事務局で審査を行ってもらった方が、審査手順を踏んで手続を進めている感があり、企業としては安心できる。
- ・基本的には基礎登録をベースとしていることから、日本の特許庁の判断はなされているものの、ローカルな視点だけでなく、国際事務局による審査により、ある程度国際的視点からの審査を経ているということで、ある程度商品・役務の表示に関する信頼性を担保できると考えている。
- ・国際事務局において確認してもらった方がフィルターとなるので、指定国での拒絶の可能性は小さくなると考える。
- ・商品・役務表示に関して、指定国段階で暫定拒絶を受けるとその対応にコストがかかるため、国際事務局で商品・役務表示のクオリティチェックをしてもらった方がスムーズであると思う。
- ・国際事務局での審査があることにより、オフィスアクションの数が少なくなっていると考ええる。
- ・国際登録の内容をもとに、各国を指定しているので、国際事務局による審査は必要と考える。
- ・国際登録を行うのであるから、これを受領する国際事務局が一定の考え方に基づく審

査を行い、登録の是非を判断するのは必要だと考える。出願に大きな瑕疵があった場合、指定国官庁に行く前に瑕疵を回復することもでき、各国での代理人費用の節約にも貢献すると考えられる。

- ・国際事務局での審査に関して、現状困った問題は起きていない。

<必要（条件付き）>

- ・理由はアンケートで記載したとおりであるが、条件付きで必要と考える。必要というのは、統一的な審査が担保されていることが前提である。可能であれば、国際事務局で認められる商品・役務の表示が各指定国官庁でも認められることがスタンダードとなると、より好ましい。ただし、判断のブレや、登録までの期間が長くなるのは好ましくない。
- ・各国とハーモナイズし、国際事務局で商品・役務の表示が認められたら、指定国でもそのまま認められるようになると登録までの期間を短縮できるので好ましい。
- ・国際事務局による審査は必要であると考えますが、これは、指定国において補正指示がないことが条件である。なるべく1回で済ませることができればよい。
- ・商品や役務については、全体として統合されている方向が好ましい。全世界で一括して登録可能となるのがビジネス上でも好ましい。
- ・国際事務局で認めた記載が各国でも認められる制度になるのであれば、必要だと思う。

<不要>

- ・国際事務局は書式チェック程度の審査にとどめ、登録までの期間を短縮することを重視する。国際事務局での審査範囲が多くなるとその審査期間が長くなると考えられるからである。
- ・インドや中国等の対応が難しい国や直接出願すると登録まで非常に時間がかかる国に対しては18カ月の登録査定期限にメリットも感じたが、現在では18カ月でも長いと感じる。迅速に権利化したいので、国際事務局で受理したら速やかに指定国での審査に移行させて欲しい。
- ・国際事務局で審査しても各国で認められないケースがあるのであれば、特に必要ないと思う。

<国際事務局又は指定国官庁のどちらか一方による審査が必要>

- ・現状では各段階で補正が必要になり、手間もコストもかかるので、どちらか一方にして欲しい。国際段階で補正をしても結局指定国官庁で変更されるのなら、指定国官庁による審査のみで統一して欲しい。
- ・指定国官庁で審査があるなら、国際事務局の審査はなしにして欲しい。結局のところ、どちらか一方の審査だけで終わるのが望ましい。
- ・もし、国際事務局の審査結果がそのまま指定国官庁で受け入れ可能となるのなら、望ましいことである。

<その他>

- ・日本ではニース国際分類表示を採用しているにもかかわらず、ニース国際分類の表示を使用したら日本から当該表示について拒絶理由通知がきたことがある。16 類の「information flyer」を「information brochure」に補正すべきという指摘であったと記憶している。
- ・拒絶の例はあるが、それでもマドプロを利用して出願するメリットは大きい（特にコスト面）。
- ・本国官庁としての JPO から、マドプロ出願の受理時に指摘を受けることがあり、そのときのアドバイスでとっているものあり、助かっている。
- ・表示の自動変換等で各国が許容する指定商品にあてはめられるようなシステムがあるとよい。

(4) 国際事務局による審査の態様に関する意見

国際事務局による商品・役務の審査について、下記の 3 つの選択肢を提示し、どのような形態が望ましいか質問を行った。

- (a) 国際事務局は一律、区分及び商品・役務の表示に関する審査を行う。
- (b) 国際事務局は区分のみの審査を行う。
- (c) 出願人が商品・役務の表示に関する審査を行う国／地域のみを指定している場合は、国際事務局は、商品・役務の区分の審査のみにとどめる。

回答の傾向としては、選択肢(a)が好ましいとする意見が多く、国際事務局により商品・役務の審査が行われることのメリットを感じている意見が多かった。しかし、指定国官庁での対応を考慮すると、商品・役務の表示に関するより一層のハーモナイズや受け入れ可能なリストの拡充により、指定国官庁から暫定的拒絶通報が発行されることなく登録となることが好ましいという意見が多かった。

具体的な回答は以下のとおりである。

質問(4) : 国際事務局による商品・役務の審査は、以下のように行うことも考えられますが、これらのアイデアについて御意見をお聞かせください。

- (a) 国際事務局は一律、区分及び商品・役務の表示に関する審査を行う。
- (b) 国際事務局は区分のみの審査を行う。
- (c) 出願人が商品・役務の表示に関する審査を行う国／地域のみを指定している場合は、国際事務局は、商品・役務の区分の審査のみにとどめる。

<選択肢(a)がよい>

- ・現状のシステムで特に問題なく、特に不満はない。現状維持でよいと考える。
- ・(a)を希望する。この時点で不備を指摘してくれた上で、各指定国でそのまま登録できるのであればコストを押さえることができる。料金は高くなってもよいので、本国官庁で審査を行ってもらえるのもよいと思う。
- ・現状のままでも特にデメリットはないと考える。国際事務局が審査をすることで権利

化までの期間が多少延びたとしても問題ないとする。理想的には、国際事務局の審査で終わり、そのまま指定国で確定するのがよいとする。

- ・(a)の従来通りでよいと思う。
- ・長期的に考えると(a)が好ましい。
- ・(a)かつその後の指定国における審査がないことを希望する。
- ・現状では(a)が望ましい、ただし、(b)又は(c)とする案についても、出願人にメリットは大いにあると思う。
- ・(a)が好ましいとする。国際事務局が商品・役務の表示に関する審査を行わないとすると、これまで詳細に審査していなかった官庁が審査するようになると考えられ、各国対応が増えてマドプロ利用のメリットが薄れると考える。ある程度、共通の視点又は統一的な考え方に基づいた審査があることが好ましい。
- ・各国の審査とどの程度リンクしているのかによる。国際出願は区分の変更ができないので、各国の審査とリンクしているのなら(a)は特に有効になるのではないと思われる。

<選択肢(b)がよい>

- ・指定国官庁の審査に任せるという方法も考えられる。

<選択肢(c)がよい>

- ・(c)が好ましいと思うが、国際事務局での審査だけで済むのであればそれが一番よいと思われる。

<その他の意見>

- ・どちらか一方の審査で終わられるのが望ましい。
- ・コスト面の関係から、各指定国段階でのアクションが少ない形で権利を得たい。指定商品・指定役務の表示について国際的なハーモナイズをJPOから働きかけて欲しい。
- ・国際事務局の審査と指定国官庁の審査がバッティングするのは望ましくないため、役割分担を明確にするということも考えられる。
- ・ニース国際分類のリストをより充実させ、各国でもその表示で登録可能となって欲しい。
- ・ニース分類のリストを拡充するなどし、各国で共通して認められる表示リストのようなものがあると望ましい。
- ・データベース等で、各指定国において認められている表示が分かり、また、新しく認められた表示が公開され、その数が多くなってくれば、国際事務局の役割は相対的に低くなってくると思われる。
- ・各指定国官庁で商品・役務の審査を行うとすると、直接出願とかわらないようになり、コスト削減というメリットが無くなるのではないかと。

(5) MGS (Madrid Goods and Services Manager) について

アンケート調査において MGS を使用していないという回答のあった企業について、MGS について質問を行った。MGS を全く知らないという回答はなく、知ってはいるが、商品・役務の表示については代理人に任せているため使用していないという回答が多かった。

具体的な回答は以下のとおりである。

質問：MGS という国際事務局が採択でき、一部の指定国の採否が確認済みの商品・役務名がありますが、御存じでしたか。また、基礎の指定商品・指定役務を英訳する際に用いることはありますか。

- ・「MGS」の存在は知っているが、積極的に使用していない。資料としての価値は高いと思う。海外子会社と議論するときなどには使えるかもしれない。現実問題としては自社の過去登録や競合の登録の記述を調査して使用の方が効率的と考える。
- ・米国等の各国知財庁サイトは利用しているが、各知財庁が認めない商品・役務表示の情報が欲しい。
- ・代理人は「MGS」を使用している。
- ・知っていた。(国内代理人に任せているため)用いることはない。
- ・主に「J-PlatPat」を使用しているが他のデータベースを使用してみたいとは考えている。商品・役務の表示については、過去の登録例を参照しつつ、日本の代理人の意見を取り入れている。提案は日本の代理人に任せているため、当社では積極的に他のデータベースを使用した検討はしていない。
- ・指定国で対応が必要な場合は、日本の代理人経由で対応している。コストの削減というマドプロのメリットは無くなるが、細かい実務的な部分を代理人に任せることでトータルでは効率化できていると考える。
- ・「MGS」はワールドワイドで考えた場合、どのように表現するかを確認するために使用していた。国内出願は包括表示を使用している。
- ・「MGS」は便利であるが、「MGS」にある表示だけでは足りない場合もあるので、アップデートの頻度にもよるが使用していきたいと考える。

8 まとめと考察

8. 1 基礎商標の同一性の認証

(1) 文献調査結果について

ア 調査方法概要

2013年から2014年までの国際登録のうち、インターネットで照会可能な公報等の商標出願・登録情報を提供している国（日本を除く。）の商標を基礎商標とした国際登録は、55か国（地域）を本国官庁とする、70,936件であった。これらの国際登録について基礎商標と国際登録となった商標の態様を比較し、我が国における同一性の認証判断の観点から両商標が同一と認められるか否かを調査した。

また、議定書の任意の加盟国（50か国）の知的財産庁にその運用についての調査票を送付し、31か国（地域）から回答を得た。なお、中国に関しては、中国商標局からの回答ではなく、中国商標局との手続事案が多数ある法律事務所による回答である。

イ 調査票回答及び文献調査結果概要

調査票回答によると、日本の運用と同様に厳格に同一性の認証を実施している国（地域）は、ロシア、オーストリア、スペイン、韓国、ニュージーランド、セルビア共和国、モルドバ共和国の7か国であった。

同一性の認証の際に書体を考慮しないと回答したのは、欧州連合、米国、イタリア、中国（法律事務所による回答）、ベネルクス、オーストラリア、トルコ、デンマーク、ノルウェー、ハンガリー、ベラルーシ、ブルガリア、スウェーデン、スロベニア、クロアチア、フィンランド、スロバキア、アイルランド及びフィリピンの19か国である。なお、標準文字宣言がある場合に書体の相違を考慮しないとする国は、欧州連合、米国、中国、オーストラリア、トルコ、ポーランド、スウェーデン、スロベニア、クロアチア、アイルランド、フィリピンであった。

また、文献調査結果から、書体（フォント）の相違に関して、ドイツ、フランス、スイス、英国、オーストリア、スペイン、ウクライナ、ニュージーランド、ポーランド、ポルトガル、イスラエル、セルビア、リトアニア、アイスランド、ラトビア、ギリシャ、ルーマニア、インド、メキシコ、キプロス、エストニア、ジョージア又はコロンビアにおいても、同一性の認証の際に書体の相違を考慮していないと推測される。これらの国（地域）のうち、標準文字を宣言している場合又は特徴のない書体を用いた文字商標の場合、本国官庁の商標データベースでは、統一した書式（書体、文字サイズ）のテキスト形式で表示している事例も多数見受けられた。特に、標準文字の宣言がある場合は、書体（フォント）が相違していても、欧州連合、米国、ドイツ、フランス、スイス、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、スペイン、デンマーク、チェコ共和国、ニュージーランド等、多くの国において同一と判断しているものと推測される。

大文字と小文字の相違に関して、同一性の認証の際に考慮していないと回答したのは、欧州連合、米国、中国（法律事務所による回答）、トルコ、デンマーク、ノルウェー、ハン

ガリー、スウェーデン、アイルランド及びフィリピンの 10 か国である。米国、デンマークは標準文字の宣言がある場合は大文字と小文字の相違は考慮されていないとの回答があった。

また、文献調査結果から、ドイツ、フランス、イタリア、スペイン等においては、大文字と小文字の相違は考慮されていないと推測される。特に、ドイツ、フランス、デンマークは標準文字の宣言がある場合は大文字と小文字の相違は考慮されていない

色の相違に関して、同一性の認証の際に考慮していないと回答したのは、中国（法律事務所による回答）、トルコ、ハンガリー、アイルランド又はフィリピンの 5 か国である。また、文献調査結果から、イタリア、ギリシャ、ルーマニア又はインドが同一性の認証の際に色の相違を考慮していないと推測される。また、スペインにおいては、国際登録は色付き商標であるが、基礎商標は白黒の商標に引き出し線をつけて各要素の色を説明することで同一と認定されている事例が確認された。

商標全体からの一部抽出については、中国（法律事務所による回答）、トルコ及びハンガリーが同一と認めると回答した。さらに、中国（法律事務所による回答）とハンガリーの 2 か国は、現地語と英語や現地語又は音訳の二段併記の抽出についても同一と認めると回答した。また、文献調査の結果からブルガリアにおいて、現地語と英語の二段併記の抽出についても同一と認める事例を確認した。

欧州連合、米国、スイス等においては、商標のデザインの一部の変更、デザインの配置の変更を認めている事例、®の有無が相違している事例が多数見受けられた。

（2）ユーザからの意見（調査票及びヒアリング調査）について

マドリッドシステムを利用している国内外企業上位 50 社及び我が国ユーザと同様の問題を抱えていることが想定される非ラテン文字を自国の言語とする主な企業 20 社の計 70 社を対象として調査票を送付し、これら国内外企業 18 社から回答を得た。また、調査票の回答のあった企業のうち 7 社に対し、ヒアリング調査を行った。

その結果、基礎商標の同一性について柔軟な判断を求める企業が 14 社、77.8%と多く、柔軟な判断を求める点については、「大文字と小文字の相違」10 社、37.0%、「書体の相違」9 社、33.3%、「縦書きと横書きの相違」4 社、14.8%、「商標の一部の抽出（例えば二段併記の一部の抽出）」2 社、7.4%の順で要求が多かった。ヒアリング調査においては、「日本の同一性判断は厳格すぎる。」、「一般的な書体で登録した案件については、標準文字として出願可能になると好ましい。」との柔軟な判断を望む意見や、「同一性の判断を柔軟にした場合は運用の統一が困難になるのではないかと懸念がある。」との慎重な意見も聞かれた。

（3）考察

本調査研究では、基礎商標の同一性の認証について、各国における認証業務の運用の実態及び実例の調査結果をもとに、我が国における同一性の認証業務の運用との違いを整理した。同一性の認証に当たっては、各国とも議定書及び共通規則に従って認証業務を行っているものの、具体的な事例を想定したときには、同一と判断するか否かの判断が国により異なることが明らかになった。

日本における同一性の認証判断は、文字どおりの同一、相似形を含め厳格に同一のもののみを認めるものである。本調査研究の結果、日本と同様に基礎商標と国際登録とがその構成要素の全てにおいて同一であることを要請する国がある一方、「同一」の範囲についてある程度の幅を持たせ、例えば、書体の相違（特徴のない書体）や大文字と小文字の相違は、「同一」とみる国も多数存在することが分かった。なお、調査票回答からは、標準文字の宣言がある場合は、書体の相違を問わないとする回答が多く、また、大文字と小文字の相違についても「同一と判断する」と回答した官庁があった。

そして、マドプロ制度のユーザに対する調査票及びヒアリング調査結果によれば、多くのユーザが「書体」や「大文字と小文字」の相違に対して、同一性の認証の際に柔軟に判断されることを望んでいる。ただし、柔軟に判断される場合には、その判断の運用の統一が曖昧になるとの懸念を示す声もあり、より具体的なガイドライン等を定めていくことが期待される。

したがって、同一性の認証については、各国の実情及びユーザからのニーズを踏まえ、我が国においては、これまでよりも柔軟な対応を検討していくこと、また、より具体的な運用をユーザに示していくことがマドリッドシステムの利便性の向上につながるものと考えられる。

8. 2 商品・役務の審査

(1) 文献調査結果について

ア 調査方法概要

本調査研究では、2013年に国際登録された国際出願のうち、暫定的拒絶通報後の保護認容声明が送付されたものを調査対象案件とした。ROMARINを用いて検索した結果、調査対象件数は、国際登録単位で15,814件¹であった。そして、各国際登録における指定国から発せられた暫定的拒絶通報の内容を確認し、商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶理由が通知され、補正（限定を含む。）がなされた商品・役務の表示を特定するとともに、各指定国における商品・役務の審査の傾向を取りまとめた。

イ 文献調査結果概要

暫定的拒絶通報後に保護認容声明が送付された国際登録のうち、指定国単位で暫定的拒絶通報が通知された数は、23,749件であり、指定国の数は58か国であった。このうち、商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶理由を含み、補正がなされた後に保護認容声明が送付されたものは17,287件であり、指定国の数は19か国であった。この17,287件について、上記アに記載した作業を行った。

商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶理由を含む暫定的拒絶通報が送付された19か国において、当該拒絶の理由が最も多く通知されたのは米国（8,916件）であった。次いで、日本（3,631件）、韓国（2,467件）、シンガポール（707件）、ロシア連邦（515件）、英国（316件）が多く、オーストラリア（155件）、ドイツ（138件）、イスラエル（137件）、アイルランド（108件）までが100件を超えていた。その他の指定国としては、ノルウェー（60件）、デンマーク（51件）、オーストリア（31件）、トルコ（30件）、エストニア（8件）、ニュージーランド（7件）、欧州連合（OHIM）（6件）、フィンランド（3件）、中国（1件）において該当の事例があった。

また、暫定的拒絶通報後に保護認容声明が送付された件数のうち、表示が不明確である旨の拒絶理由を含む暫定的拒絶通報の割合で見ると、米国（97.88%）、日本（88.54%）、シンガポール（88.04%）、英国（84.94%）、イスラエル（84.05%）、韓国（82.84%）は、その割合が80%を超えており、これらの指定国から暫定的拒絶通報が通知された場合、非常に高い確率で商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶の理由が含まれていると考えられる。

なお、暫定的拒絶通報の内容を確認した58か国中、上記の19か国以外の39か国については、本調査研究の調査対象範囲において、商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶の理由を含む暫定的拒絶通報が通知された事例が見当たらなかった。39の指定国は、以下のとおりであり、これらの指定国においては、国際事務局が採用する商品・役務の表示が受け入れられていると推測される。

アルメニア、アゼルバイジャン、ブルガリア、バーレーン、ベネルクス、ベラルーシ、

¹ なお、商品・役務の表示が英語以外の言語で記載されているもの及び暫定的拒絶通報のデータが取得できなかったものは調査の対象から除いている。

スイス、コロンビア、キューバ、キプロス、チェコ、スペイン、フランス、ジョージア、ギリシャ、クロアチア、ハンガリー、イラン、アイスランド、イタリア、キルギス、北朝鮮、カザフスタン、リヒテンシュタイン、リトアニア、ラトビア、モロッコ、モルドバ、モンテネグロ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スウェーデン、スロベニア、スロバキア、サンマリノ、トルクメニスタン、ウクライナ（略字のアルファベット順）

ウ 指定国における商品・役務の表示に関する審査の傾向

調査をした指定国において、商品・役務の表示は、明確かつ正確に記載しなければならないとされていた。ただし、この「明確かつ正確」の程度は指定国により異なっている。例えば、米国は、最も具体的な記載を求めており、商業上一般的に使用されている商品やサービスの名称を使用しなければならないとし、“device”や“apparatus”等の抽象的な用語を使用した場合、表示が不明確である旨の拒絶理由に該当していた。

韓国は、商品・役務の表示についての独自のリスト（「商品役務告示」²）を有しており、そのリストにある表示を使用することを推奨しており、そのリストに無い表示を使用する場合、説明を求めるとされている。

また、ニース国際分類のアルファベット順一覧表にある表示の使用を推奨し、それ以外の表示を使用する場合に説明を求めるとしている指定国は、ロシア連邦、ドイツ、オーストラリアであった。なお、オーストラリアは、自国で採用可能なリスト³にある表示のいずれかを使用することを推奨している。

商品・役務の表示が不明確である旨の拒絶の理由を含む暫定的拒絶通報が通知された件数が10件以下の国の場合は、取扱いの商品が明らかではない“Retail service”のみの小売等役務の表示、国際事務局からの指定商品・役務の表示欠陥通報が送付され、その旨の付記が記載されている商品・役務の表示⁴（以下「第13規則(2)(b)に基づく商品・役務表示」という。）について、指定国官庁も不明確であると判断しているものが大半であった。このことは、これらの国は、国際事務局が採用する商品・役務の表示であれば、おおむね受け入れているものと推測される。

文法的事項や括弧の使用法、セミコロンとカンマの用法など、ある程度形式的な事項について暫定的拒絶通報内で言及し、補正を示唆していたのは米国、シンガポール、ドイツであった。また、このような商品・役務の表示の形式的な記載の条件について審査基準等に記載のある指定国としては、米国のほか、韓国、シンガポール及び欧州連合などがあつた。

² 本報告書の6.3.2参照

³ オーストラリアの商品・役務の表示を検索可能なデータベース「ATMOSS」で検索可能

⁴ 指定商品・役務の表示欠陥通報に対する欠陥是正がなされなかった表示について、国際事務局が不明確である旨の表示をしたもの

共通していた。不明確であるとする類見出しの表示を具体的に挙げ、これらに該当する場合に拒絶理由に該当するとしていた。類見出しに記載の表示が指定商品・指定役務の表示の一部に含まれる場合も不明確であると指摘される傾向にあった。例えば、小売等役務の表示において、当該役務の対象となる商品を特定する場合に、“machines”（第7類の類見出しに記載の表示であって、不明確であるとされているもの）を使用すると不明確との拒絶理由に該当する。これは、他の EU 加盟国でも同様であった。

イスラエルも独自に不明確な類見出しに記載の表示を挙げている。例示された表示の使用は避けるか、具体的な商品や用途を記載して明確化を図る必要がある。

オーストラリアでは、他の区分に属する商品を含むと理解される表示や、出願人にとって実施することが非現実的なほど広い商品・役務の表示については認めないとし、それ以外については認められている傾向にあった。シンガポールでは、他の区分に属する商品を含むと理解される表示以外のものについては認められる傾向であった。韓国では類見出しに記載の表示に関係なく韓国独自の商品・役務のリストに掲載されている表示を用いることを推奨していた。ただし、事例を見ると認められている類見出しに記載の表示は多いようであった。これらの指定国については、独自の又は共通の商品・役務に関するデータベースを公開しており、あらかじめ採用可能な表示を確認することができる（例えば、シンガポールの IP²SG やオーストラリアの ATMOSSE、OHIM の TM Class など）。

なお、不明確であるとされている類見出しに記載の表示であっても、例えば“namely”などの語を介して具体的な商品等を特定することにより、拒絶理由を解消することが可能であり、これは多くの指定国に共通する傾向であった。このような場合にユーザが用いる語としては、“namely”をはじめとして、“being”や“exclusively”、“including”、“in particular”、“particular”、“featuring”、“such as”、“especially”、“mainly”などがあったが、多くの指定国で補正示唆案として提示され又は表示として認められやすいものは“namely”であった。その他“being”は OHIM、“exclusively”はシンガポールで同様の取扱いであった。ただし、これらの用語を使用したとしても、その後ろに記載した商品等が不明確である場合（例えば、“all goods”など）は、表示全体として指定商品・指定役務が特定されたとは認められず、不明確な表示と判断される。また、“namely”以外の語を使用した場合、採用例は幾つかみられたものの、多くの場合不明確であると判断される傾向にあった。

(2) ユーザからの意見（調査票及びヒアリング調査）について

マドリッドシステムを利用している国内外企業上位 50 社及び特許庁が指定した国内大手企業 20 社の計 70 社を対象として調査票を送付し、これらのうち、国内外企業 22 社（国内企業 15 社、海外企業 7 社）から回答があった。また、回答のあった国内企業のうち、10 社に対して調査票での回答を元にヒアリングを行った。

現在、議定書に基づく国際出願を行うと、国際事務局と指定国官庁の両方で商品・役務の表示についての審査が行われ、それぞれの段階で表示が不明確であるという指摘を

受ける可能性がある。調査票及びヒアリングでは、国際事務局又は指定国官庁の少なくともいずれかで商品・役務の表示が不明確であるとして補正が求められたことがある事例、同じ商品・役務の表示について両方から補正が求められたことがある事例が挙げられた。この最大で2回、商品・役務の表示の補正が求められ得るという状況をユーザは負担と感じていることがうかがわれ、マドリッドシステムは、代理人費用がかからずに登録になるとコストメリットが大きいと、なるべくストレートに登録まで持っていくという意見があった。

国際事務局での商品・役務の表示に関する審査の必要性については、肯定的な意見が多く、国際登録制度である以上、ユーザは、一定の共通した観点に基づく審査を経て登録となることに価値をおいている傾向があった。他方、国際事務局による審査は不要との意見も見受けられたが、これは商品・役務の表示に関する審査は一回で終了させて欲しいとの趣旨であり、仮に国際事務局での審査結果が指定国官庁でも認められるようになるのであれば、国際事務局での審査は必要であるという意見であった。

また、指定国官庁における商品・役務の表示に関する審査については、指定国官庁によってバラツキがあり、これを解消して欲しいという意見が多かった。具体的には、国際事務局で認められた表示が指定国官庁でも同様に認められるようになることや、商品・役務の表示についてハーモナイズが促進され、すべての指定国において共通して認められる表示を拡充すること等について意見があった。

(3) 考察

商品・役務の表示については、文献調査の結果、指定国官庁における取扱いが異なっており、表示が不明確である旨の拒絶理由に該当することなく、すべての指定国で登録となるケースは極めて少ないことが明らかになった。なお、OHIM及びEU加盟国においては、類見出しに記載の表示についての取扱いをはじめとして、ある程度のハーモナイズが進んでいる傾向にあるが、これはEUという広域経済圏を形成していることによるものである。商品・役務表示のハーモナイズについては、現在、IDリストやTM Classなどを始めとする日米欧中韓による商標担当五庁(TM5)における協力やWIPOのMGSなど、国際的な商品・役務の表示に関するデータベースの拡充等により、ユーザにとっては商品・役務の表示の検討がしやすい環境が整えられつつある状況にある。また、商品・役務の表示における括弧、略字、句読点の用法など形式的な条件については、今後、ハーモナイズしていくことが比較的可能ではないかと考えられる。

商品・役務の表示に関するハーモナイズについては、ユーザからも望まれているところであり、今後、国際的な協力がより深化され、促進されることが期待される。

(参考) 指定国官庁別採用不可の表示一覧 (類見出しに記載の表示 - [第10-2015版])

指定国官庁別採用不可の表示一覧(類見出しに記載の表示 - [第10-2015版])

区分	類見出しに記載の表示 [第10-2015版]	US	KR	SG	GE	EM	CN	IL	RU	DE	AU	IE	NO	DK	TR	AT	JP
1	chemicals used in industry, science and photography, as well as in agriculture, horticulture and forestry	x						x	x								x
1	unprocessed artificial resins, unprocessed plastics	x							x								
1	manures	x							x								
1	fire extinguishing compositions	x							x								
1	tempering and soldering preparations	x							x								
1	chemical substances for preserving foodstuffs	x							x								
1	tanning substances	x							x								
1	adhesives used in industry.	x							x								
2	paints, varnishes, lacquers	x							x								
2	preservatives against rust and against deterioration of wood	x							x								
2	colorants	x							x								
2	mordants	x							x								
2	raw natural resins	x							x								
2	metals in foil and powder form for painters, decorators, printers and artists.	x							x								
3	bleaching preparations and other substances for laundry use	x							x								
3	cleaning, polishing, scouring and abrasive preparations	x							x								
3	soaps	x	x						x								
3	perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions	x							x								
3	dentifrices.	x							x								
4	Industrial oils and greases	x							x								
4	lubricants	x							x								
4	dust absorbing, wetting and binding compositions	x							x								
4	fuels (including motor spirit) and illuminants	x							x								
4	candles and wicks for lighting.	x							x								
5	pharmaceutical and veterinary preparations	x						x	x								
5	sanitary preparations for medical purposes	x						x	x								
5	dietetic food and substances adapted for medical or veterinary use, food for babies	x							x								
5	dietary supplements for humans and animals	x							x								
5	plasters, materials for dressings	x							x								
5	material for stopping teeth, dental wax	x							x								
5	disinfectants	x							x								
5	preparations for destroying vermin	x							x								
5	fungicides, herbicides.	x							x								

区分	類見出しに記載の表示[第10—2015版]	US	KR	SG	GE	EM	CN	IL	RU	DE	AU	IE	NO	DK	TR	AT	JP
6	common metals and their alloys	x						x	x								
6	metal building materials	x							x								
6	transportable buildings of metal	x							x								
6	materials of metal for railway tracks	x							x								
6	non-electric cables and wires of common metal	x							x								
6	ironmongery, small items of metal hardware	x						x	x								x
6	pipes and tubes of metal	x							x								
6	safes	x							x								
6	goods of common metal not included in other classes	x			x	x		x	x			x	x	x		x	x
6	ores.	x							x								
7	machines and machine tools	x	x		x	x		x	x	x		x	x	x		x	x
7	motors and engines (except for land vehicles)	x							x								
7	machine coupling and transmission components (except for land vehicles)	x							x								
7	agricultural implements other than hand-operated	x							x								
7	incubators for eggs	x							x								
7	automatic vending machines.	x							x								
8	hand tools and implements (hand-operated)	x						x	x	x							
8	cutlery	x							x								
8	side arms	x							x								
8	razors.	x							x								
9	scientific, nautical, surveying, photographic, cinematographic, optical, weighing, measuring, signalling, checking (supervision), life-saving and teaching apparatus and instruments	x	x					x	x								x
9	apparatus and instruments for conducting, switching, transforming, accumulating, regulating or controlling electricity	x							x								
9	apparatus for recording, transmission or reproduction of sound or images	x							x								
9	magnetic data carriers, recording discs	x							x								
9	compact discs, DVDs and other digital recording media	x	x						x								
9	mechanisms for coin-operated apparatus	x							x								
9	cash registers, calculating machines, data processing equipment, computers	x							x								
9	computer software	x							x								
9	fire-extinguishing apparatus.	x							x								
10	surgical, medical, dental and veterinary apparatus and instruments, artificial limbs, eyes and teeth	x							x								
10	orthopedic articles	x							x								
10	suture materials.	x							x								
11	apparatus for lighting, heating, steam generating, cooking, refrigerating, drying, ventilating, water supply and sanitary purposes.	x							x								
12	vehicles	x							x								x
12	apparatus for locomotion by land, air or water.	x							x								x
13	firearms	x							x								
13	ammunition and projectiles	x							x								
13	explosives	x							x								
13	fireworks.	x							x								

区分	類見出しに記載の表示[第10—2015版]	US	KR	SG	GE	EM	CN	IL	RU	DE	AU	IE	NO	DK	TR	AT	JP
14	precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith, not included in other classes	x	x		x	x			x			x	x	x		x	x
14	jewellery, precious stones	x							x								
14	horological and chronometric instruments.	x							x								
15	musical instruments.	x							x								
16	paper, cardboard and goods made from these materials, not included in other classes	x	x		x	x		x	x	x		x	x	x		x	x
16	printed matter	x							x								
16	bookbinding material	x							x								
16	photographs	x							x								
16	stationery	x							x								
16	adhesives for stationery or household purposes	x							x								
16	artists' materials	x							x								
16	paint brushes	x							x								
16	typewriters and office requisites (except furniture)	x							x								
16	instructional and teaching material (except apparatus)	x							x								
16	plastic materials for packaging (not included in other classes)	x							x								
16	printers' type	x							x								
16	printing blocks.	x							x								
17	rubber, gutta-percha, gum, asbestos, mica and goods made from these materials and not included in other classes	x			x	x			x			x	x	x		x	x
17	plastics in extruded form for use in manufacture	x							x								
17	packing, stopping and insulating materials	x							x								x
17	flexible pipes, not of metal.	x							x								
18	Leather and imitations of leather, and goods made of these materials and not included in other classes	x			x	x			x	x		x	x	x		x	x
18	animal skins, hides	x							x								
18	trunks and travelling bags	x							x								
18	umbrellas and parasols	x							x								
18	walking sticks	x							x								
18	whips, harness and saddlery.	x							x								
19	building materials (non-metallic)	x							x								
19	non-metallic rigid pipes for building	x							x								
19	asphalt, pitch and bitumen	x							x								
19	non-metallic transportable buildings	x							x								
19	monuments, not of metal.	x							x								
20	furniture, mirrors, picture frames	x							x								
20	goods (not included in other classes) of wood, cork, reed, cane, wicker, horn, bone, ivory, whalebone, shell, amber, mother-of-pearl, meerschaum and substitutes for all these materials, or of plastics.	x			x	x			x			x	x	x		x	x

区分	類見出しに記載の表示〔第10－2015版〕	US	KR	SG	GE	EM	CN	IL	RU	DE	AU	IE	NO	DK	TR	AT	JP
21	household or kitchen utensils and containers	x							x								
21	combs and sponges	x							x								
21	brushes (except paintbrushes)	x							x								
21	brush-making materials	x							x								
21	articles for cleaning purposes	x							x								
21	steelwool	x							x								
21	unworked or semi-worked glass (except glass used in building)	x							x								
21	glassware, porcelain and earthenware not included in other classes.	x							x								
22	Ropes, string, nets, tents, awnings, tarpaulins, sails, sacks and bags (not included in other classes)	x							x								
22	padding and stuffing materials (except of rubber or plastics)	x							x								
22	raw fibrous textile materials	x							x								
23	yarns and threads, for textile use.	x							x								
24	textiles and textile goods, not included in other classes	x							x								x
24	bed covers; table covers.	x							x								
25	clothing, footwear, headgear.	x							x								
26	lace and embroidery, ribbons and braid	x							x								
26	buttons, hooks and eyes, pins and needles	x							x								
26	artificial flowers.	x							x								
27	carpets, rugs, mats and matting, linoleum and other materials for covering existing floors	x							x								
27	wall hangings (non-textile).	x							x								
28	games and playthings	x						x	x								
28	gymnastic and sporting articles not included in other classes	x						x	x								
28	decorations for Christmas trees.	x						x	x								
29	meat, fish, poultry and game	x						x	x								
29	meat extracts	x						x	x								
29	preserved, frozen, dried and cooked fruits and vegetables	x						x	x								
29	jellies, jams, compotes	x						x	x								
29	eggs	x						x	x								
29	milk and milk products	x						x	x								
29	edible oils and fats.	x						x	x								
30	Coffee, tea, cocoa and artificial coffee	x						x	x								
30	rice	x						x	x								
30	tapioca and sago	x						x	x								
30	flour and preparations made from cereals	x						x	x								
30	bread, pastry and confectionery	x						x	x								
30	edible ices	x						x	x								
30	sugar, honey, treacle	x						x	x								
30	yeast, baking-powder	x						x	x								
30	salt	x						x	x								
30	mustard	x						x	x								
30	vinegar, sauces (condiments)	x						x	x								
30	spices	x						x	x								
30	ice.	x						x	x								

区分	類見出しに記載の表示[第10-2015版]	US	KR	SG	GE	EM	CN	IL	RU	DE	AU	IE	NO	DK	TR	AT	JP
31	grains and agricultural, horticultural and forestry products not included in other classes	x						x	x								x
31	live animals	x						x	x								
31	fresh fruits and vegetables	x						x	x								
31	seeds	x						x	x								
31	natural plants and flowers	x						x	x								
31	foodstuffs for animals	x						x	x								
31	malt.	x						x	x								
32	beers	x							x								
32	mineral and aerated waters and other non-alcoholic beverages	x							x								
32	fruit beverages and fruit juices	x							x								
32	syrops and other preparations for making beverages.	x							x								
33	alcoholic beverages (except beers).	x							x								
34	tobacco	x							x								
34	smokers' articles	x							x								
34	matches.	x							x								
35	advertising	x						x	x								
35	business management	x						x	x								
35	business administration	x						x	x								
35	office functions.	x						x	x								
36	Insurance	x							x								
36	financial affairs	x							x								x
36	monetary affairs	x							x								x
36	real estate affairs.	x							x								
37	building construction	x							x								
37	repair	x			x	x			x	x		x	x	x		x	x
37	installation services.	x			x	x			x	x		x	x	x		x	x
38	telecommunications.	x						x	x								
39	transport	x							x								
39	packaging and storage of goods	x							x								
39	travel arrangement.	x							x								
40	treatment of materials.	x			x	x			x			x	x	x		x	x
41	education	x	x					x	x								
41	providing of training	x	x					x	x								
41	entertainment	x	x						x								
41	sporting and cultural activities.	x	x					x	x								x
42	scientific and technological services and research and design relating thereto	x	x					x	x								x
42	industrial analysis and research services	x	x						x								
42	design and development of computer hardware and software.	x	x						x								
43	services for providing food and drink	x						x	x								
43	temporary accommodation.	x							x								
44	medical services	x							x								
44	veterinary services	x							x								
44	hygienic and beauty care for human beings or animals	x							x								
44	agriculture, horticulture and forestry services.	x							x								
45	legal services	x							x								
45	security services for the protection of property and individuals	x							x								
45	personal and social services rendered by others to meet the needs of individuals.	x		x	x	x			x			x	x			x	x

※ この一覧表は、本調査において判明した情報を集約したものであり、明記されていない指定国における採用や表に含まれていない表示、空欄部分の採用を保証するものではありません。また、この一覧表は、「商品・サービス国際分類表 [第 10-2015 版]」に基づく表示です。2016 年 1 月 1 日から第 10-2016 版が適用されているため、現状とは異なる場合があります、具体的な商品・役務の表示については、WIPO 又は各指定国官庁における取扱いを確認の上、対応をすることをおすすめします。

資料編

商標審査便覧¹

A2.国際登録出願に係る商標

A2.01 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一に関する取扱い

1. 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標とが同一であるか否かの判断基準については、次のとおりとする。

① 商標が同一であるか否かの判断については、厳格に解し、両商標の構成・態様が同一（相似形のものを含む。）でなければならないものとする。

② 類似の範囲と認められる相違や不使用取消審判において使用と認められるような社会通念上の同一の範囲における相違はもとより、要旨を変更しないものとして補正が認められる範囲における相違があるときも、同一の商標とは認めないものとする。

2. 商標が同一であるか否かの判断は、本国官庁が国際登録出願に関する証明をする時における基礎登録又は基礎出願に係る商標と対比して行うこととする。

3. 国際登録出願に係る商標が基礎登録又は基礎出願のものと同じとは認定できないときは、本国官庁は当該願書を差し替えるよう促すこととする。

[説明]

(1) 国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一であるか否かの判断は、以下の理由により、厳格に解し、その構成・態様が同一（相似形のものを含む。）でなければならないものとする。

①マドリッド協定議定書は、マドリッド協定と共に、締約国(本国)における商標の保護を他の締約国（指定国）にもそのまま拡張するという仕組みからなる条約である。

②議定書上設けられているセントラルアタック制度（国際登録の日から5年以内に基礎登録又は基礎出願が消滅した場合、国際登録も消滅とする制度）も、基礎登録又は基礎出願に係る商標と国際登録に係る商標が同一のものであることが前提となる制度である。

③国際登録出願に係る商標は、タイプライター、印刷による記載又は貼り付け等のいかなる手段による複製でもよいとされており、願書や公報に表示された商標をそのままコピーしたものを貼り付ける方法も可能とされているので、基礎登録又は基礎出願に係る商標と

¹ 商標審査便覧

<https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyoubin.htm>

厳格に同一のものを求めることとしても、国際登録出願に係る商標として表示することが困難という事例は想定し得ず、出願人に酷となる事態は生じ得ない。

④各指定国で登録された商標を使用する際には、その商標の識別性に影響を与えない範囲における軽微な変更使用が許されるのであるから（パリ条約第5条 C(2)）、国際登録出願に係る商標を基礎登録又は基礎出願に係る商標と厳格に同一のものしか認めないこととしても、出願人には酷なものとはならない。

（2）商標が同一か否かの判断は、国際登録出願に関する証明をする時における基礎登録又は基礎出願に係る商標と対比し、その時に商標の同一が認定されればよく（議定書第3条(1)）、その後、基礎出願に係る商標について補正があり、その補正後の商標をもって登録された場合でも、国際登録出願に係る商標を当該補正に係る商標に補正することは認められないものとする。

（3）国際登録出願に係る商標が基礎登録又は基礎出願のものと同じとは認められない場合は、商標が同一であると認定できるものに差し替えるよう促すこととする。

この取扱いは、商標審査便覧 A2.02 から A2.04 についても同様に適用するものとする。

A2.02 基礎登録又は基礎出願が立体商標である場合の商標の同一に関する取扱い

1. 立体商標に係る国際登録出願において、その基礎登録又は基礎出願に係る立体商標を表す図又は写真が複数ある場合には、その全ての図又は写真について同一（全体が同一の縮尺度で表され相似形となっているものを含む。その図若しくは写真の配列については異なってもよい。）でなければならず、8cm 平方の枠内に記載しなければならない。

2. 国際登録出願における図又は写真が基礎登録又は基礎出願におけるものと、例えば、以下のとおり相違するときは、原則として、その立体商標は同一のものとは取り扱わないものとする。

- ①図又は写真の枚数が同じでない。
- ②図又は写真で表示されている構成・態様の一部が一致しない。
- ③図又は写真についての一部の縮尺度が相違している。
- ④図で表されていたものが写真となっている、又はその逆となっている。

3. 基礎となるものが出願である場合における商標の同一の判断に当たっては、その立体商標の構成・態様が特定されているか否かは問わないものとする。

[説明]

（1）国際登録出願に係る商標の同一については、商標審査便覧 A2.01 とおり、本国官庁が国際登録出願について証明する時における基礎登録又は基礎出願に係る商標とその構

成・態様が同一でなければならないことを原則とすることから、立体商標についても同様に取り扱うこととする。

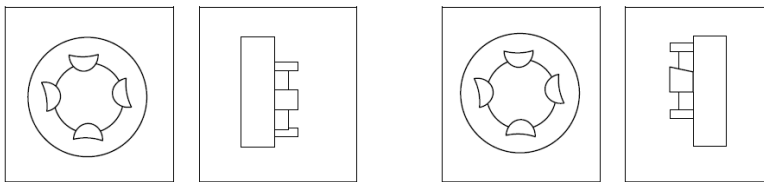
すなわち、立体商標においては、複数の図又は写真により表されていることがあることから、その場合には、それらの図又は写真に表されている構成・態様が同一であること、又は全体が同一の縮尺度で表され全体として相似形となっていることが必要である。

なお、図又は写真の配列が異なっても、それによって表されている立体商標の全体の構成・態様を変更されるものとはいえない場合には、同一のものとして取り扱うものとする。

(2) 立体商標が同一でないとして取り扱う場合とは、例えば、次の様な場合が該当する。

①図又は写真の枚数が同じでない。

②図又は写真で表示されている構成・態様の一部が一致しない。

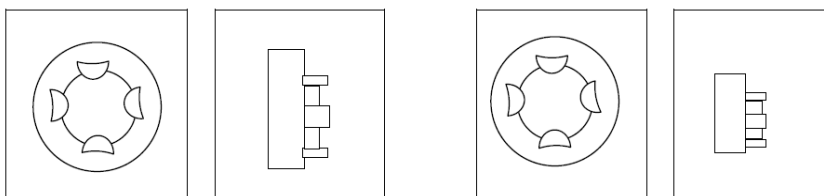


<基礎登録又は基礎出願の立体商標>

<国際登録出願の立体商標>

※国際登録出願の右側の図の構成・態様が基礎登録又は基礎出願の図と相違する。

③図又は写真についての一部の縮尺度が相違している。



<基礎登録又は基礎出願の立体商標>

<国際登録出願の立体商標>

※国際登録出願の右側の図のみが基礎登録又は基礎出願の図と縮尺度が相違する。

④図で表されていたものが写真となっている、又はその逆となっている。

(3) なお、基礎となるものが出願中の商標における同一については、本国官庁が国際登録出願について証明する時における基礎出願の願書に記載されている立体商標である旨の記載及び登録を受けようとする商標（図又は写真）によって判断することとし、その願書における図又は写真によって立体商標としての構成・態様が特定されているか否かは問わないこととする。

したがって、例えば、基礎となる出願において、立体商標を表す図として断面図があっ

た場合は、その図を含めて、同一であるかを判断することとなる。

A2.03 基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字による場合の国際登録出願における標準文字の宣言と商標の同一に関する取扱い

1. 国際登録出願における願書第7欄(c)「The applicant declares that he wishes the mark to be considered as a mark in standard characters.」(以下「標準文字の宣言」という。)については、基礎登録又は基礎出願に係る商標が標準文字であるか否かに拘わらず出願人の任意記載事項とし、本国官庁は確認しないこととする。

2. 基礎登録又は基礎出願に係る商標が、標準文字による場合、国際登録出願の願書に記載されている商標が、商標法第5条第3項に規定する特許庁長官の指定する文字又はそれと同等のものと認められる構成・態様の文字で記載されているときは、その商標は同一のものとして取り扱うこととする。

[説明]

(1) 国際登録出願において標準文字の宣言を行った場合の法的効果は、指定された国の法制によるものと解され、我が国の商標法に規定するように特許庁長官が指定する文字と同じ構成・態様(書体)の商標を出願したものとして取り扱われるとは限らないことから、国際登録出願の願書第7欄(c)においてされる標準文字の宣言は、商標の構成・態様の同一の判断等に影響しないものと考えられる。また、国際事務局では標準文字の宣言の記載についての確認はしていないことから、この宣言は出願人の意向による任意記載事項とし、本国官庁としても確認しないこととする。

(2) 基礎登録又は基礎出願が標準文字による商標である場合の商標が同一であるか否かの判断については、基礎登録又は基礎出願の願書に記載された文字又は記号から構成される商標は、特許庁長官の指定する文字により表わされたものとして取り扱われることから、原則として、その標準文字による構成・態様で表された商標と比較するのが妥当と考えられるところ、以下の場合には商標が同一であるものとして取り扱うこととする。

① 登録時の商標公報(平成11年12月以前に発行されたもの)に掲載されている商標を貼り付けた場合

これは、商標法に従って標準文字の構成・態様で商標公報に掲載されたものを複写して願書に貼り付けた場合には、その商標は同一のものとして取り扱うこととするものである。

② 商標法第5条第3項に規定する特許庁長官の指定する文字又はそれと同等のものと認められる構成・態様の文字で記載されている場合(ただし、出願中の商標である場合は、当該商標が標準文字による商標として認められる場合に限ることとする。)

これは、願書に当該商標が標準文字の構成・態様で記載されている場合、又は、当該商標

が例えば各種明朝体など標準文字の構成・態様と同等のものと認められる構成・態様で記載されている場合には、その商標は同一のものとして取り扱うこととするものである。

なお、基礎となるものが出願中の場合、願書に標準文字による商標である旨の記載はされているが、当該商標が標準文字として認められる構成・態様でないことも想定されるころ、そのような場合にはその出願は標準文字によるものとして取り扱うことができないものである。

したがって、そのような商標を国際登録出願の願書に記載するときは、基礎出願の願書に記載されている構成・態様と同じ構成・態様（相似形を含む。）で記載されていなければならないこととなる。（→商標審査便覧 A2.01）

A2.04 色彩を構成要素としている商標の同一に関する取扱い

1. 基礎登録又は基礎出願に係る商標が色彩を構成要素としているときは、国際登録出願に係る商標も同一の構成・態様であって、色彩も同一に組み合われていなければならない。

2. 基礎登録又は基礎出願において商標の特徴として色彩について主張されているときは、国際登録出願にも同一の主張がされていなければならない。

また、基礎登録又は基礎出願において同主張がされていないが、国際登録出願において主張されているときは、基礎登録又は基礎出願における商標が、主張どおりの色彩であるか、又は色彩の組み合わせでなければならない。

[説明]

国際登録出願に係る商標と基礎登録又は基礎出願に係る商標との同一については、厳格に解し、構成・態様が同一でなければならないものとする考え方（商標審査便覧 A2.01 参照）は、色彩についても同様である。

したがって、基礎登録又は基礎出願に係る商標が色彩を組み合わされているときは、国際登録出願に係る商標も同一の構成・態様であって、色彩も同一に組み合わされていなければならない。

同様の趣旨から、前記基礎登録又は基礎出願において、併せて商標の特徴として色彩についての主張がされているときは、国際登録出願にも同一の主張がされていなければならない。

また、基礎登録又は基礎出願において色彩についての主張がされていないが、国際登録出願においてその主張がされているときは、当該基礎登録又は基礎出願における商標が、主張どおりの色彩であるか、又は色彩の組み合わせでなければならない。

(注) 基礎登録又は基礎出願の商標と色彩のみが相違する場合、その色彩の相違が商標法第 70 条で規定する登録商標に類似する商標についての特則の適用を受けるもの

であっても、国際登録出願における商標の同一の判断に当たっては適用しない。

【備考】

<明治 42 年又は大正 10 年商標法に基づく「着色限定」されている登録商標を基礎とする場合>

例えば、大正 10 年商標法第 1 条第 3 項において「商標ハ之ニ施スヘキ色ヲ限定シテ登録ヲ受クルコトヲ得ル」（以下「着色限定」という。）と規定されており、その規定は、現在においても商標法施行法第 3 条第 3 項の規定により有効である。

そこで、上記商標法に基づき願書に「着色限定」を主張して登録されている商標を国際登録出願する場合は、以下のとおりとする。

- ① 国際登録出願の願書第 7 欄「THE MARK」(商標)の(a)の欄に基礎登録に係る願書に記載されている商標を記載する。
- ② 願書第 8 欄「COLOR(S)CLAIMED」(色彩に係る主張)のボックスにチェックを記入する。
- ③ 「Color or combination of colors claimed」(主張に係る色彩又は組み合わせ)の欄に願書に記載されている色彩の名称のみを記載する。

記載例 1 【基礎登録の「着色限定」の記載】

「金箔色、金牌ト楓ノ輪郭、緑色、地面、・・・」

【願書への記載例】

「金箔色、緑色、・・・」

記載例 2 【基礎登録の「着色限定」の記載】

「商標見本ニ示ス通り」

【願書への記載例】

記載方法は、例 1 と同様に商標に施されている色彩を列挙する。

なお、黒一色に表されている商標であって、「着色限定」の主張をしているときも同様に記載する。

- ④ 「Indication, for each color, of the principal parts of the mark that are in that color (as may be required by certain designated Contracting Parties)」(色彩の標章の主要部分のそれぞれの色彩の表示(特定の指定締約国が求める場合))の欄には記載しなくてよい。

資料#2 基礎商標の同一性の認証 国外知財庁向け調査票

基礎商標と、マドリッド議定書第3条(1)及びマドリッド協定と議定書の共通規則の規則9(5)(d)(iv)に基づく国際出願の商標の同一性の認証業務についての貴国の現状と運用についてお伺いします。

Q1-1. 本国官庁として自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性を確認(認証)する過程において、下記の例について、貴庁では二つの商標が同一だと判断しますか。

a. 大文字と小文字の使用方法に相違がある場合

【基礎商標】		【国際出願の商標】
例： STRAWBERRY	と	Strawberry
<input type="checkbox"/> 同一と判断する <input type="checkbox"/> 同一と判断しない		

b. 基礎商標が横書きで国際出願の商標が縦書きの場合

【基礎商標】		【国際出願の商標】
例： JPO	と	J P O
<input type="checkbox"/> 同一と判断する <input type="checkbox"/> 同一と判断しない		

c. 基礎商標が左から右に書かれており、国際出願の商標が右から左に書されている場合

【基礎商標】		【国際出願の商標】
例： JPO	と	OPJ
<input type="checkbox"/> 同一と判断する <input type="checkbox"/> 同一と判断しない		

d. アクセント符号の使用について相違がある場合（アクサンテギュなど）

	【基礎商標】		【国際出願の商標】
例：	Sake	と	Saké
<input type="checkbox"/> 同一と判断する <input type="checkbox"/> 同一と判断しない			

e. 句読点の使用について相違がある場合（シングル／ダブルクォーテーションやカンマなど）

	【基礎商標】		【国際出願の商標】
例：	STRAWBERRY	と	“STRAWBERRY”
(この例では、ダブルクォーテーションマーク“と”が使用されている)			
<input type="checkbox"/> 同一と判断する <input type="checkbox"/> 同一と判断しない			

f. 二つの商標が同一の意味を持っているが、スペルが相違する場合

	【基礎商標】		【国際出願の商標】
例：	Color	と	Colour
<input type="checkbox"/> 同一と判断する <input type="checkbox"/> 同一と判断しない			

g. 基礎商標が国際出願の商標の音訳の場合

【基礎商標】		【国際出願の商標】
例： sutoroberī	と	STRAWBERRY
* 「sutoroberī」という語は、日本語の用語をラテン文字で書いたもので、「いちご」を意味し、英語の発音による音が表現されている。		
<input type="checkbox"/> 同一と判断する		
<input type="checkbox"/> 同一と判断しない		

h-1. 書体の使用について相違がある場合

【基礎商標】		【国際出願の商標】
例： STRAWBERRY	と	STRAWBERRY
<input type="checkbox"/> 同一と判断する		
<input type="checkbox"/> 同一と判断しない		

h-2. 書体が相違しても同一と判断される場合、どの程度の書体の相違までを、用語が同一でないと判断しますか。

例)

「Arial」と「Lucida Sans Unicode」の書体は同一と判断するが、「Verdana」書体はArialと十分に異なっているので、同一と判断しない。

一例を挙げてください。

i. Standard Characters について、貴庁独自の扱い、特色があれば教えてください。

- 基礎商標が Standard Characters を使用している場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。
- その他
自由記載：

j. その他、例えば、特徴のない（図案化されていない）文字商標について、貴庁独自の取り扱い、特色があれば教えてください。

- 基礎商標が特徴のない（図案化されていない）文字商標の場合、書体の相違は同一性の認証の際に考慮されない。
- その他
自由記載：

k-1. 基礎商標が本国の言語による表記と、それを他の言語に変換し、二段に併記した表記とで構成され、国際出願の商標がこのいずれかの表記のみで構成される場合

例：

【基礎商標】		【国際出願の商標】
STRAWBERRY FRESA	と	FRESA

* 「fresa」という語は、スペイン語の言葉で「いちご」を意味する。

- 同一と判断する
- 同一と判断しない

k-2. 基礎商標がある言葉とその称呼（読み）を表した別の言葉とで構成され、国際出願の商標がこのいずれか一方のみで構成される場合

【基礎商標】		【国際出願の商標】
例： sutoroberī STRAWBERRY	と	STRAWBERRY
<p>* 「sutoroberī」という語は、英語の「strawberry」の発音を日本のローマ字で日本の書き方に基づいて表記したものである。</p>		
<input type="checkbox"/> 同一と判断する <input type="checkbox"/> 同一と判断しない		

k-3. 基礎商標が文字と図形から構成され、国際出願の商標が基礎商標の文字部分（又は図形部分）のみから構成される場合

<input type="checkbox"/> 同一と判断する <input type="checkbox"/> 同一と判断しない

k-4. その他、商標の一部の抽出を同一と判断する場合はあれば、どの程度の差異までを同一と判断しますか。

同一と判断するために許容できる差異の程度：

l-1. 色彩の相違がある場合

<input type="checkbox"/> 同一と判断する – <input type="checkbox"/> 同一と判断しない

Q2-1. 本国官庁として自国の基礎商標と国際出願の商標との同一性の確認（認証）において、確認のための審査基準は存在しますか。

- はい → Q2-2 へ
- いいえ → Q2-4 へ

Q2-2. 上記 Q2-1 で「はい」と回答された方にお伺いします。上記審査基準は一般に公開していますか。

- 公開している
URL _____
- 公開していない → Q2-3 へ

Q2-3. 上記 Q2-2 で「公開していない」と回答された方にお伺いします。その審査基準を送付していただくことは可能でしょうか。

- はい（別途連絡のアドレスへ送付をお願いします）
文書中の審査基準の記載箇所：

→ Q3-1 へ
- いいえ → Q3-1 へ

Q2-4. 上記 Q2-1 で「いいえ」と回答された方にお伺いします。商標の同一性の確認は、具体的にどのような方法で実施していますか。

自由記載： → Q3-1 へ

Q3-1. 貴国では、以下の商標の種類のうち、どの種類がマドリッド議定書により登録が可能ですか。

- 立体商標
- 音の商標
- ホログラム
- 色彩のみ
- 位置
- におい
- トレードドレス
- その他
- 上記のいずれも登録できない

Q3-2. Q3-1 で「上記のいずれも登録できない」以外の項目にチェックした方にお伺いします。チェックした種類の商標の同一性の判断について、伝統的な商標とは異なる点がありますか。

- はい → Q3-3 へ
- いいえ → これで終了です

Q3-3. Q3-2で「はい」と回答された方にお伺いします。

Q3-1でチェックした種類の商標に特有の判断基準がありますか。ある場合には、伝統的な商標の判断基準とはどのように異なるのかを教えてください。

特有の判断基準：

例えば、商標の同一性が確認できる程度であれば、基礎商標と国際出願の商標とで、商標見本の数が異なっても構わない等（例えば、以下のものなど）

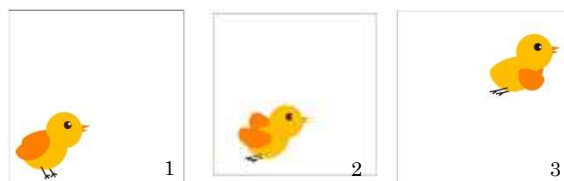
【基礎商標】

例：



※動きの商標を5つの図で表示
と

【国際出願の商標】



※動きの商標を3つの図で表示

自由記載：

審査基準の記載箇所：

これで調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

資料#3 基礎商標の同一性の認証 国内外企業向け調査票

1. 基礎商標の同一性の認証に関する実態・運用についてお伺いします。

Q1-1 マドリッドシステムを利用した国際出願をおこなったことがありますか。

- はい、現在も国際出願をしています。 →Q1-2 へ
- 国際出願をおこなったことはあるが、各国への直接出願の方を好んで利用している（又は、現在はマドリッドシステムによる国際出願を利用していない）。
→Q1-2 へ（注：Q4-1にもお答えください）
- いいえ →Q4-1 へ

Q1-2 上記 Q1-1 で「いいえ」以外を回答された方にお伺いします。基礎商標と国際出願とする商標について、同一でないと判断されたことはありますか。

- はい →Q1-3 へ
- いいえ →Q1-4 へ

Q1-3 上記 Q1-2 で「はい」と回答された方にお伺いします。

a. その判断の内容について教えてください。

- 大文字と小文字の相違
- 縦書きと横書きの相違
- 書体の相違
- 文字と図形とから構成される商標の文字部分（又は図形部分）のみ
- 商標の一部の抽出（注：例えば、商標が本国の言語による表記とそれを他の言語に変換した表記とで構成される場合のいずれか一方のみなど、以下に具体例を記載してください。）
具体例: _____
- その他 _____

b. その後の対応について教えてください。

- 国際出願とする商標を基礎商標と全く同一のものに変更して国際出願した。
- 国際出願の基礎とする商標を新たに出願し、その後当該出願を基礎として国際出願を行った。
- 各国への直接出願に切り替えた。
- その他 _____

c. 基礎商標と国際登録の商標とが同一でないと判断されたことで不都合が生じたことはありますか。ありましたらどのような不都合があったか教えてください。

- 不都合が生じたことはない。 →Q2-1 へ
- 不都合が生じたことがある。 →Q2-1 へ
どのような不都合でしたか？その内容をご記載ください。

Q1-4 上記 Q1-2 で「いいえ」と回答された方にお伺いします。その理由について教えてください。

- 常に全く同一のものを国際出願している。
- 若干の相違はあったが同一と判断された。
具体例: _____
- その他: _____

Q2-1 上記 Q1-1 で「いいえ」以外を回答された方にお伺いします。基礎商標と国際登録の同一性の確保を目的として、国際出願の基礎とするためだけの新たな商標出願を日本（あるいは他国）で行ったことはありますか。

はい →Q2-2 へ

いいえ→Q3-1 へ

(注：Q1-1 で各国への直接出願の方を好んで利用している（又は、現在はマドリッドシステムによる国際出願を利用していない）と答えた場合は、Q4-1にもお答えください)

Q2-2 上記 Q2-1 で「はい」と回答された方にお伺いします。不使用取消審判で商標登録が取り消されるという懸念をされたことはありますか。

はい →Q3-1 へ

いいえ →Q3-1 へ

Q3-1 上記 Q1-1 で「いいえ」以外を回答された方にお伺いします。国際出願において、基礎商標の同一性の要件が制約になった事例はありますか。

はい →Q3-2 へ

いいえ →Q4-1 へ

Q3-2 上記 Q3-1 で「はい」と回答された方にお伺いします。その具体的な内容について教えてください。

具体的な内容:

Q4-1 上記 Q1-1 で「はい」以外を回答された方にお伺いします。これまでにマドリッドシステムを利用した国際出願をおこなっていない（又は、好んでおこなっていない）のは、基礎商標の同一性の要件が制約になっているからですか。

はい →Q5-1 へ

いいえ →Q4-2 へ

Q4-2 上記 Q4-1 で「いいえ」と回答された方にお伺いします。これまでにマドリッドシステムを利用した国際出願をおこなっていない（又は、好んでおこなっていない）理由について教えてください。

理由:

Q5-1 基礎商標の同一性について、厳格に判断されることを求めますか、それとも柔軟に判断されることを求めますか。

- 厳格に判断されることを求める →Q6 へ
- 柔軟に判断されることを求める →Q5-2 へ

Q5-2 上記 Q5-1 で「柔軟に判断されることを求める」と回答された方にお伺いします。どのような点について柔軟な判断を求めますか。

- 大文字と小文字の相違
- 縦書きと横書きの相違
- 書体の相違
- 文字と図形とから構成される商標の文字部分（又は図形部分）のみ
- 商標の一部の抽出（注：例えば、商標が本国の言語による表記とそれを他の言語に変換した表記とで構成される場合のいずれか一方のみなど、以下に具体例を記載してください）
具体例: _____
- その他 _____

Q6 商標の同一性以外に、基礎要件について、具体的な不都合又はその他ご意見がございましたら教えてください。（例：基礎要件を撤廃してほしい等）

不都合やご意見等：（回答例：基礎要件を撤廃してほしい等）

商標の同一性に関する質問は以上です。ご回答ありがとうございました。

資料#4 商品・役務に関する審査 国内外企業向け調査票

Q1 国際出願の際の商品及び役務の表示に関するデータベースについてお伺いします。

Q1-1 国際出願を行う際に、各庁が採択可能な商品及び役務表示を調べるためにデータベースを利用することがありますか。ありましたら、利用しているデータベースを教えてください（回答欄の選択肢は複数選択可）。

- WIPO (世界知的所有権機関) : Nicepub
(<http://web2.wipo.int/classifications/nice/nicepub/en/fr/edition-20150101/taxonomy/>)
- WIPO : Madrid Goods & Services Manager (MGS; <http://www.wipo.int/mgs/>)
- TM5 (商標五大庁) : ID List (<http://oami.europa.eu/ec2/tm5/>)
- OHIM (欧州意匠商標庁) : TMclass (<http://oami.europa.eu/ec2/>)
- USPTO (米国特許商標庁) : ID Manual (<http://tess2.uspto.gov/netathtml/tidm.html>)
- KIPO (韓国知財庁) : KIPRIS (<http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>)
- JPO (INPIT) : J-PlatPat (<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>)
(日本特許庁 (工業所有権情報・研修館) : 特許情報プラットフォーム)
- その他 (名称及び URL などを具体的に記載してください。)
- 利用しているデータベースは特にない。

Q1-2 上記 Q1-1 に回答された方にお伺いします。利用しているデータベースのうち、一番使いやすいとお考えのデータベースとその理由について教えてください。

- WIPO : Nicepub
- WIPO : Madrid Goods & Services Manager (MGS)
- TM5 : ID List
- OHIM : TMclass
- USPTO : ID Manual
- KIPO : KIPRIS
- JPO (INPIT) : J-PlatPat
- 特になし
- その他 (名称及び URL などを具体的に記載してください。)

理由： (上記のデータベースを選択した理由を記載してください。)

Q1-3 各知財庁が商品及び役務表示に関するデータベースを提供していますが、将来的な商品及び役務表示に関するデータベースのあり方に関する御意見 (改善要求等) がありましたら教えてください。

- 統一されたデータベースが欲しい
- WIPO 国際事務局が認めない商品及び役務表示の情報が欲しい
- 各知財庁が認めない商品及び役務表示の情報が欲しい
- その他 (下記にご意見をご記載ください。)

Q2 WIPO の国際事務局又は指定国官庁における商品及び役務の表示に関する審査についてお伺いします。

Q2-1 国際出願に係る商品及び役務の表示について、国際登録時に WIPO 国際事務局 から補正を求められたことはありますか。

- ある（頻繁ではない）
- 頻繁にある
- ない

Q2-2 上記 Q2-1 で「ある」又は「頻繁にある」と回答された方にお伺いします。補正を求められた商品又は役務の表示を特定して実例（複数回答可）を教えてください。

[補正前及び補正後の表示の例]

Q2-3 国際出願に係る商品及び役務表示について、指定国官庁から補正を求められたことはありますか。

- ある（頻繁ではない）
- 頻繁にある
- ない

Q2-4 上記 Q2-3 で「ある」又は「頻繁にある」と回答された方にお伺いします。指定国及び補正を求められた商品又は役務の表示を特定して実例（複数回答可）を教えてください。

[指定国名]

[補正前及び補正後の表示]

Q2-5 上記 Q2-3 で「ある」又は「頻繁にある」と回答された方にお伺いします。特に 補正を求めることの多い指定国官庁があれば教えてください。

- JPO（日本特許庁）
- KIPO（韓国特許庁）
- OHIM（欧州商標意匠庁）
- SAIC（中国商標庁）
- USPTO（米国特許商標庁）
- その他（指定国官庁名をご記載ください。）

Q2-6 国際出願に係る商品及び役務表示について、国際登録時に WIPO 国際事務局から補正を求められて対応した場合、その補正した表示について、指定国官庁からさらに補正を求められたことはありますか。

- ある（頻繁ではない）
- 頻繁にある
- ない

Q2-7 上記 Q2-6 で「ある」又は「頻繁にある」と回答された方にお伺いします。指定国及び補正を求められた商品又は役務の表示を特定して実例（複数回答可）を教えてください。

[WIPO 国際事務局]
[補正前及び補正後の表示]

[指定国名]

[補正前及び補正後の表示]

Q3 国際出願を行う際に、商品及び役務表示の記載のために何か（留意）していることがありましたら具体的に教えてください（複数選択可）。

- 過去の経験から出願に記載する商品及び役務の表示が決まっている。
- WIPO の商品及び役務に関するデータベースの情報を参考にしている。
- 各知財庁の商品及び役務に関するデータベースの情報を参考にしている。
- 議定書による国際出願を熟知した弁理士事務所の意見を参照して、適切な商品及び役務の表示を決めている。
- 本国（基礎出願）の商品及び役務の表示をそのまま記載している。
- その他（ご自由にご記載ください。）

- 特になし

Q4 WIPO 国際事務局による商品及び役務表示の審査は必要と考えますか。「必要」又は「不要」のいずれか、及びそのように考える理由を具体的に教えてください。

- 必要
- 不要

[理由]

- 国際登録の商品及び役務の表示で複数国を指定できるのがマドプロの利点であるから、WIPO 国際事務局による統一的な審査が必要
- 商品及び役務の表示は指定国官庁における審査により再度補正することがあるから、WIPO 国際事務局による商品及び役務の審査は不要
- その他（ご自由にご記載ください。）

Q5 WIPO 国際事務局による商品及び役務表示の審査について改善して欲しいことがありましたら具体的に教えてください。

(ご自由にご記載ください。)

特になし

Q6 指定国官庁による商品及び役務表示の審査に対応するために留意していることがありましたら具体的を教えてください(回答欄の選択肢は複数選択可)。

- 過去の経験から記載する商品及び役務の表示が決まっている。
- 各知財庁の商品及び役務に関するデータベースの情報を参考にしている。
- 議定書による国際出願を熟知した弁理士事務所の意見を参照して、適切な商品及び役務の表示を決めている。
- その他(ご自由にご記載ください。)
- 特になし

Q7 特定の指定国官庁による商品及び役務表示の審査に対応するために気をつけていることがありましたら指定国を特定して具体的に教えてください。

[指定国名]

[具体的な内容]

特になし

Q8 その他、国際出願に係る各庁の商品及び役務表示の審査について何かご意見がございましたら教えてください。

- WIPO 及び各知財庁における表示審査のバラツキを是正して欲しい。
- 特に要望はない。
- その他（ご自由にご記載ください。）

質問は以上です。ご回答ありがとうございました。

資料#5 基礎商標の同一性の認証及び商品・役務に関する審査
国内企業ヒアリングシート

「マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの調査研究」
インタビューシート 兼 インタビューメモ

企業名		
日時		
場所:		
出席者	企業	
	JPO	
	AIPPI	
備考		

参考 情報	ヒアリング対象: [商標の同一性]・[商品・役務]
	[商標の同一性] 緩和 ・ 厳格
	[商品・役務] IB 審査 必要 ・ 不要

事前質問項目以外の特記事項

1		基礎商標の同一性の認証
(1)		日本の基礎商標の同一性認証について改善を望む点 [回答]
(2)	-1	同一性の判断の緩和を望む事項(アンケート Q5-2)の優先順位及びその理由 [回答]
	-2	(アンケート中の緩和例を示しながら)どの程度の緩和を望みますか。 [回答]
	-3	過去に同一性の判断が厳しいことに困難を感じた事例又は緩和される場合の想定事例 [回答]
(3)		同一性の判断が緩和された場合、マドプロ利用が促進されると思いますか。 [回答]
(4)		(厳格な判断を求める企業に対する質問)厳格な判断を求める理由 [回答]
(5)		(厳格な判断を求める企業に対する質問)同一性の緩和を必要としないような出願に関する方策・工夫があれば、教えてください。 [回答]

2	商品・役務に関する審査について
(1)	<p>国際事務局から補正を求められた商品役務の事例、指定国から補正を求められた商品役務の事例など、調査票に記載以外のものがあれば、提供願います。</p> <p>[回答]</p>
(2)	<p>国際事務局及び各指定国官庁の商品・役務の表示に関する審査の特徴や傾向など注意している点があれば教えてください。</p> <p>[回答]</p>
(3)	<p>国際事務局による商品・役務の表示に関する審査は必要と考えますか、また、(要 不要に関わらず、)その理由を詳細に聞かせてください(アンケート Q4 関連)。</p> <p>[回答]</p>
(4)	<p>国際事務局による商品・役務の審査は、以下のように行うことも考えられますが、これらのアイデアについて御意見をお聞かせください。</p> <p>(a)国際事務局は一律、区分及び商品・役務の表示に関する審査を行う。</p> <p>(b)国際事務局は区分のみの審査を行う。</p> <p>(c)出願人が商品・役務の表示に関する審査を行う国／地域のみを指定している場合は、国際事務局は、商品・役務の区分の審査のみにとどめる。</p> <p>[回答]</p>
(5)	<p>(MGS のデータベースを使用していないという企業に対する質問) MGS という国際事務局が採択でき、一部の指定国の採否が確認済みの商品・役務名がありますが、御存じでしたか。また、基礎の指定商品・指定役務を英訳する際に用いることはありますか。</p> <p>[回答]</p>

3	マドプロ出願について(総括)	
	(1)	マドプロ出願の利用について、これまでの出願・登録件数の実績、指定国の内訳及び商標の種別(ハウスマーク、プロダクトネーム等)を教えてください
		[回答]
	(2)	海外への直接出願について、登録件数(マドプロ利用以外)及び国の内訳を教えてください。
		[回答]
	(3)	マドプロ出願と海外への直接出願とを使い分ける理由
		[回答]
	(4)	マドプロ出願の今後の利用予定について
		[回答]
	(5)	その他、日本企業としてマドプロ出願の利用に関するご意見・改善について
	[回答]	

平成 28 年 3 月

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

マドリッド協定議定書の利用促進の観点からの
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>